三重県公共工事共通仕様書

令和６年７月制定

令和７年４月一部改定

分冊２

三　　重　　県

【分冊２】

三重県公共工事共通仕様書

令和 ６ 年 ７ 月

令和 ７ 年 ４ 月 一部改定

三　　重　　県

三重県公共工事共通仕様書

総　　目　　次

【分冊1】

第1編 共通編（技術管理課）・・・

建設工事施工管理（案）

建設工事施工管理（案）

目　　次

建設工事施工管理基準（案）

１．目　　的 …… 1
２．適　　用 …… 1
３．構　　成 …… 1
４．管理の実施 …… 1
５．管理項目及び方法 …… 2
６．規　格　値 …… 2
７．そ　の　他 …… 3

出来形管理基準適応表

第１編　共通編
土　　工 …… i-1
無筋、鉄筋コンクリート …… i-1
第３編　土木工事共通編
一 般 施 工 …… i-2
第６編　河川編
築堤・護岸 …… i-8
浚渫（川） …… i-8
樋門・樋管 …… i-9
水　　門 …… i-9
堰 …… i-10
排 水 機 場 …… i-12
床止め・床固め …… i-12
河 川 維 持 …… i-12
河 川 修 繕 …… i-13
第７編　河川海岸編
堤防・護岸 …… i-14
突堤・人工岬 …… i-14
海 域 堤 防（人工リーフ、離岸堤、潜堤） …… i-15
浚渫（海岸） …… i-15
養　　浜 …… i-15

第８編　砂防編
砂防えん堤 …… i-16
流　路　工 …… i-16
斜 面 対 策 …… i-17
第９編　ダム編
コンクリートダム …… i-18
フィルダム …… i-18
基礎グラウチング …… i-18
第 10 編　道路編
道路改良 …… i-19
舗　　装 …… i-19
橋 梁 下 部 …… i-20
鋼 橋 上 部 …… i-21
コンクリート橋上部 …… i-22
トンネル（ＮＡＴＭ） …… i-23
共　同　溝 …… i-23
電線共同溝 …… i-23
情報ボックス工 …… i-23
道 路 維 持 …… i-23
道 路 修 繕 …… i-24
第 12 編　下水道編
管　　路 …… i-26
処理場・ポンプ場 …… i-26
第 14 編　植栽工編
植　栽　工 …… i-27
第 15 編　水道・工業用水道編
構　造　物 …… i-28
管　　路 …… i-28
資材料及び接合 …… i-28
第 16 編　農業農村整備編
ほ場整備工事 …… i-29
舗装工事・道路改良工事 …… i-29
水 路 工 事 …… i-30
排水路工事・河川工事 …… i-30
管水路工事 …… i-31

畑かん施設工事 …… i-31
ＰＣ橋工事 …… i-32
橋梁下部工事 …… i-32
頭首工工事 …… i-32
機場下部工事 …… i-33
地すべり防止工事 …… i-33
ため池改修工事 …… i-34
推 進 工 事 …… i-34
第 17 編　漁港漁場編
一 般 施 工 …… i-35
第 18 編　林道編
道路開設・改良 …… i-38
舗　装 …… i-38
橋梁下部 …… i-39
鋼橋上部 …… i-40
コンクリート橋上部 …… i-40
木造橋上部 …… i-41
トンネル(ＮＡＴＭ) …… i-41
第 19 編　治山編
渓　間　工 …… i-42
流　路　工 …… i-42
山　腹　工 …… i-42
地すべり防止工 …… i-43
保安林管理道 …… i-44

品質管理基準及び規格値

１．セメント・コンクリート …… Ⅱ-1
（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）
２．プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類） …… Ⅱ-4
３．プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類） …… Ⅱ-4
４．プレキャストコンクリート製品（その他） …… Ⅱ-4
５．ガ ス 圧 接 …… Ⅱ-6
６．既 製 杭 工 …… Ⅱ-6
７．基　礎　工 …… Ⅱ-6
８．場 所 内 杭 …… Ⅱ-6

９．既 製 杭 工　（中掘り杭工コンクリート打設方式） …… Ⅱ-6
10. 下 層 路 盤 …… Ⅱ-8
11. 上 層 路 盤 …… Ⅱ-9
12.アスファルト安定処理路盤 …… Ⅱ-12
13.セメント安定処理路盤 …… Ⅱ-12
14.アスファルト舗装 …… Ⅱ-13
15.転圧コンクリート …… Ⅱ-16
16.グースアスファルト舗装 …… Ⅱ-18
17.路床安定処理工 …… Ⅱ-20
18.表層安定処理工(表層混合処理) …… Ⅱ-21
19.固　結　工 …… Ⅱ-21
20.アンカー工 …… Ⅱ-21
21.補強土壁工 …… Ⅱ-22
22.吹　付　工 …… Ⅱ-22
23.現場吹付法枠工 …… Ⅱ-24
24.河 川 土 工 …… Ⅱ-26
25.海 岸 土 工 …… Ⅱ-27
26.砂 防 土 工 …… Ⅱ-28
27.道 路 土 工 …… Ⅱ-29
28.捨　石　工　 …… Ⅱ-31
29.コンクリートダム …… Ⅱ-31
30.覆工コンクリート（ＮＡＴＭ） …… Ⅱ-34
31.吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ） …… Ⅱ-36
32.ロックボルト（ＮＡＴＭ） …… Ⅱ-38
33.路上再生路盤工　 …… Ⅱ-38
34.路上表層再生工　 …… Ⅱ-39
35.排水性舗装工・透水性舗装工 …… Ⅱ-40
36.プラント再生舗装工 …… Ⅱ-42
37.工場製作工（鋼橋用鋼材） …… Ⅱ-43
38.ガス切断工 …… Ⅱ-43
39.溶　接　工 …… Ⅱ-43
40.中層混合処理 …… Ⅱ-45
41.鉄筋挿入工 …… Ⅱ-46
42.管布設工（開削） …… Ⅱ-47
43.管推進工 …… Ⅱ-51

44. シールド工 …… Ⅱ-52
45. 管きょ更生工 …… Ⅱ-53
46. マンホール設置工 …… Ⅱ-56
47. ます設置工 …… Ⅱ-57
48. 基礎杭工（既製杭・現場打ち杭）…… Ⅱ-58
49. 木　　材 …… Ⅱ-59
50. 造園材料（客土・高木・中低木・特殊樹木・地被類） …… Ⅱ-59
51. ため池堤体盛土工 …… Ⅱ-61
52. 漁 港 漁 場 …… Ⅱ-62
〔参考資料〕 ロックボルトの引抜試験 …… Ⅱ-73
〔参考資料〕テストハンマーによる強度推定調査について…… Ⅱ-76

写真管理基準（案）

写真管理基準（案） …… 1
撮影箇所一覧表（全体）…… Ⅰ-1
撮影箇所一覧表（第 15 編 水道・工業用水道編）…… Ⅰ-3
品質管理写真撮影箇所一覧表 …… Ⅱ-1
出来形管理写真撮影箇所一覧表 …… Ⅲ-1
参考資料　橋台および擁壁等の写真撮影（例） …… 参考-1

森林整備施工管理基準

１．目　　的 …… 1
２．適　　用 …… 1
３．構　　成 …… 1
４．管理の実施 …… 1
５．管理項目及び方法 …… 1
６．規 格 値 …… 1
７．そ の 他 …… 2

出来形管理基準及び規格値

森林整備工 …… Ⅰ-1

森林整備写真管理基準

森林整備写真管理基準…… 1
撮影箇所一覧表 …… Ⅰ-1

建設工事施工管理基準（案）

建設工事施工管理基準（案）

この建設工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、「三重県公共工事共通仕様書第１編1-1-1-25施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

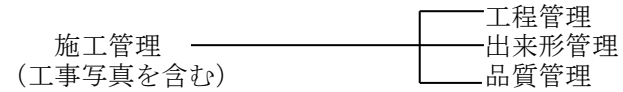
１．　目　　的

この管理基準は、建設工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．　適　　用

この管理基準は、三重県が発注する公共工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

３．　構　　成



４．　管理の実施

（１）　受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）　施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）　受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）　受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

５．　管理項目及び方法

（１）　工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

（２）　出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「○○につき１ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

（３）　品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、以下に掲げる工種（イ）、（ロ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また､試験区分で｢その他｣となっている試験項目は､特記仕様書又は監督員が指定するものを実施するものとする。

（イ）路盤
　　維持工事等ごく小規模なもの（施工面積３００㎡以下のもの）
（ロ）アスファルト舗装
　　維持工事等ごく小規模なもの（施工面積３００㎡以下のもの）

６．　規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．　その他

（１） 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

（２） 情報化施工

土工において、情報化施工技術を用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」、「ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理の監督･検査要領（土工編）（案）」の規定によるものとする。

（３） ３次元データによる出来形管理

ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

※ （２）情報化施工及び（３）３次元データによる出来形管理を実施する上での技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。その他、（３）に記載のない工種において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、必要な技術基準類は国土交通省のものを使用するものとする。

（国土交通省ＨＰ）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

（４） 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　土工						
第3節　河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			Ⅰ－1
		2	掘削工（面管理の場合）			Ⅰ－2
		3	掘削工（水中部）（面管理の場合）			Ⅰ－3
	1-2-3-3	1	盛土工			Ⅰ－3
		2	盛土工（面管理の場合）			Ⅰ－4
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		Ⅰ－5
				多数アンカー式補強土工法		Ⅰ－5
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅰ－5
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		Ⅰ－5
	1-2-3-6		堤防天端工			Ⅰ－5
第4節　道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			Ⅰ－6
		2	掘削工（面管理の場合）			Ⅰ－7
	1-2-4-3	1	路体盛土工			Ⅰ－8
		2	路体盛土工（面管理の場合）			Ⅰ－9
	1-2-4-4	1	路床盛土工			Ⅰ－8
		2	路床盛土工（面管理の場合）			Ⅰ－9
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		Ⅰ－10
第3章　無筋、鉄筋コンクリート						
第7節　鉄筋工	1-3-7-4		組立て			Ⅰ－10

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　一般施工						
第3節　共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		Ⅰ－11
				軽量鋼矢板		Ⅰ－11
				コンクリート矢板		Ⅰ－11
				広幅鋼矢板		Ⅰ－11
				可とう鋼矢板		Ⅰ－11
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		Ⅰ－11
	3-2-3-6		小型標識工			Ⅰ－11
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		Ⅰ－12
				転落（横断）防止柵		Ⅰ－12
				車止めポスト		Ⅰ－12
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		Ⅰ－12
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		Ⅰ－12
	3-2-3-9		区画線工			Ⅰ－13
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		Ⅰ－13
				距離標		Ⅰ－13
	3-2-3-11		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			Ⅰ－13
	3-2-3-12	1	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	けた橋		Ⅰ－14
		2	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	スラブ桁		Ⅰ－14
	3-2-3-13	1	ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工			Ⅰ－15
		2	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工	（購入工）		Ⅰ－15
	3-2-3-14		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			Ⅰ－15
	3-2-3-15		PCﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			Ⅰ－16
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			Ⅰ－16
		2	PC押出し箱桁製作工			Ⅰ－17
	3-2-3-17		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			Ⅰ－17
	3-2-3-18		沈床工			Ⅰ－18
	3-2-3-19		捨石工			Ⅰ－18
	3-2-3-22		階段工			Ⅰ－18
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		Ⅰ－18
		2	伸縮装置工	鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		Ⅰ－19
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		Ⅰ－19
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		Ⅰ－19
		2	多自然型護岸工	かごマット		Ⅰ－19
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		Ⅰ－20
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		Ⅰ－20
	3-2-3-28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		Ⅰ－20
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		Ⅰ－20
	3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		Ⅰ－21
				L型側溝工		Ⅰ－21
				自由勾配側溝		Ⅰ－21
				管渠		Ⅰ－21
		2	側溝工	場所打水路工		Ⅰ－21
		3	側溝工	暗渠工		Ⅰ－21
	3-2-3-30		集水桝工			Ⅰ－22
	3-2-3-31		現場塗装工			Ⅰ－22
第4節　基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		Ⅰ－23
				砕石基礎工		Ⅰ－23
				割ぐり石基礎工		Ⅰ－23
				均しｺﾝｸﾘｰﾄ		Ⅰ－23
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		Ⅰ－23
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		Ⅰ－24
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		Ⅰ－24
				鋼管杭		Ⅰ－24
				H鋼杭		Ⅰ－24
		2	既製杭工	鋼管ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭		Ⅰ－24
	3-2-4-5		場所打杭工			Ⅰ－24
	3-2-4-6		深礎工			Ⅰ－25
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			Ⅰ－25
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			Ⅰ－25

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節　基礎工	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			Ⅰ－26
第5節　石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅰ－26
				コンクリートブロック張り		Ⅰ－26
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		Ⅰ－26
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		Ⅰ－27
	3-2-5-4		緑化ブロック工			Ⅰ－27
	3-2-5-5		石積（張）工			Ⅰ－27
第6節　一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工	シート系床版防水層		Ⅰ－27
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		Ⅰ－28
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－29
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－30
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ－31
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ－32
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント(石灰)安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ－33
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－34
		8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ－35
		9	アスファルト舗装工	基層工		Ⅰ－36
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ－37
		11	アスファルト舗装工	表層工		Ⅰ－38
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ－39
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		Ⅰ－40
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－41
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－42
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ－43
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ－44
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ－45
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－46
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ－47
		9	半たわみ性舗装工	基層工		Ⅰ－48
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ－49
		11	半たわみ性舗装工	表層工		Ⅰ－50
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ－51
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		Ⅰ－52
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－53

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-9	3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－54
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ－55
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ－56
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ－57
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－58
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ－59
		9	排水性舗装工	基層工		Ⅰ－60
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ－61
		11	排水性舗装工	表層工		Ⅰ－62
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ－63
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		Ⅰ－64
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－65
		3	透水性舗装工	表層工		Ⅰ－66
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ－67
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－68
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ－69
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		Ⅰ－70
		4	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		Ⅰ－71
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		Ⅰ－72
		6	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		Ⅰ－73
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		Ⅰ－74
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－75
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		Ⅰ－76
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工（面管理の場合）		Ⅰ－77
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		Ⅰ－78
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		Ⅰ－79
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		Ⅰ－80
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層（面管理の場合）		Ⅰ－81
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		Ⅰ－82
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工（面管理の場合）		Ⅰ－83
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		Ⅰ－84
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ－85
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－86

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　一般舗装工	3-2-6-12	14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		Ⅰ－87
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		Ⅰ－88
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		Ⅰ－89
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		Ⅰ－90
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		Ⅰ－91
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		Ⅰ－92
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		Ⅰ－93
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		Ⅰ－94
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－94
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ－95
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－95
		5	薄層カラー舗装工	基層工		Ⅰ－95
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		Ⅰ－96
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		Ⅰ－96
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		Ⅰ－97
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		Ⅰ－97
		5	ブロック舗装工	基層工		Ⅰ－97
	3-2-6-15	1	路面切削工			Ⅰ－98
		2	路面切削工	（面管理の場合）		Ⅰ－98
	3-2-6-16		舗装打換え工			Ⅰ－98
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			Ⅰ－99
		2	オーバーレイ工	（面管理の場合）		Ⅰ－99
第7節　地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			Ⅰ－100
	3-2-7-3		置換工			Ⅰ－100
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		Ⅰ－101
		2	表層安定処理工	（ICT施工の場合）		Ⅰ－101
	3-2-7-5		パイルネット工			Ⅰ－101
	3-2-7-6		サンドマット工			Ⅰ－102
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		Ⅰ－102
				ペーパードレーン工		Ⅰ－102
				袋詰式サンドドレーン工		Ⅰ－102
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		Ⅰ－102
	3-2-7-9	1	固結工	粉末噴射撹拌工		Ⅰ－103
				高圧噴射撹拌工		Ⅰ－103
				スラリー撹拌工		Ⅰ－103
				生石灰パイル工		Ⅰ－103

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節　地盤改良工	3-2-7-9	2	固結工	スラリー撹拌工「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編）（案）」による管理の場合		Ⅰ－103
		3	固結工	中層混合処理		Ⅰ－104
第10節　仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		Ⅰ－104
				鋼矢板		Ⅰ－104
		2	土留・仮締切工	アンカー工		Ⅰ－104
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		Ⅰ－104
		4	土留・仮締切工	締切盛土		Ⅰ－104
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		Ⅰ－105
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			Ⅰ－105
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			Ⅰ－105
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
第11節　軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第12節　工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		Ⅰ－105
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		Ⅰ－107
		3	一般事項	仮設材製作工		Ⅰ－107
		4	一般事項	刃口金物製作工		Ⅰ－107
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		Ⅰ－108
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		Ⅰ－109
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		Ⅰ－110
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		Ⅰ－111
	3-2-12-4		検査路製作工			Ⅰ－113
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			Ⅰ－113
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			Ⅰ－114
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			Ⅰ－114
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			Ⅰ－114
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			Ⅰ－115
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			Ⅰ－115
	3-2-12-11		工場塗装工			Ⅰ－116
第13節　橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		Ⅰ－117
				ケーブルクレーン架設		Ⅰ－117
				ケーブルエレクション架設		Ⅰ－117
				架設桁架設		Ⅰ－117
				送出し架設		Ⅰ－117
				トラベラークレーン架設		Ⅰ－117
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		Ⅰ－118
				架設桁架設		Ⅰ－118
			架設工支保工	固定		Ⅰ－118
				移動		Ⅰ－118
			架設桁架設	片持架設		Ⅰ－118
				押出し架設		Ⅰ－118
第14節　法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		Ⅰ－118
				張芝工		Ⅰ－118
				筋芝工		Ⅰ－118
				市松芝工		Ⅰ－118
				植生シート工		Ⅰ－118
				植生マット工		Ⅰ－118
				植生筋工		Ⅰ－118

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節　法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	人工張芝工		Ⅰ－118
				植生穴工		Ⅰ－118
		2	植生工	植生基材吹付工		Ⅰ－119
				客土吹付工		Ⅰ－119
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		Ⅰ－120
				モルタル		Ⅰ－120
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		Ⅰ－121
				現場吹付法枠工		Ⅰ－121
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		Ⅰ－121
	3-2-14-6		アンカー工			Ⅰ－121
第15節　擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		Ⅰ－122
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			Ⅰ－122
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		Ⅰ－123
				多数アンカー式補強土工法		Ⅰ－123
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		Ⅰ－123
	3-2-15-4		井桁ブロック工			Ⅰ－123
第16節　浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		Ⅰ－124
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		Ⅰ－124
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船（面管理の場合）		Ⅰ－125
第18節　床版工	3-2-18-2		床版工			Ⅰ－125

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　築堤・護岸						
第3節　軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅰ－101
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	Ⅰ－101
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第6節　矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第7節　法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	6-1-7-4		護岸付属物工			Ⅰ－126
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ－27
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				かご枠	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	Ⅰ－26
第8節　擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第9節　根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第10節　水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
	6-1-10-8		杭出し水制工			Ⅰ－126
第11節　付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ－96
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	6-1-11-10		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第12節　付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
第13節　光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			Ⅰ－126
	6-1-13-4		ハンドホール工			Ⅰ－127
第2章　浚渫（川）						
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
第4節　浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　浚渫工(バックホウ浚渫船)	6-2-5-2	1	浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
		2	浚渫船運転工（面管理の場合）		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－125
第3章　樋門・樋管						
第3節　軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		Ⅰ－127
		2	函渠工	ヒューム管		Ⅰ－127
				ＰＣ管		Ⅰ－127
				コルゲートパイプ		Ⅰ－127
				ダクタイル鋳鉄管		Ⅰ－127
				ＰＣ函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
	6-3-5-7		翼壁工			Ⅰ－128
	6-3-5-8		水叩工			Ⅰ－128
第6節　護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第7節　水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	6-3-7-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第8節　付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第4章　水門						
第3節　工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108
	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ－115
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅰ－107
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-4-6-7		床版工			Ⅰ－128
	6-4-6-8		堰柱工			Ⅰ－128
	6-4-6-9		門柱工			Ⅰ－128
	6-4-6-10		ゲート操作台工			Ⅰ－128
	6-4-6-11		胸壁工			Ⅰ－128
	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	Ⅰ－128
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ－128
第7節　護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第8節　付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第9節　鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節　鋼管理橋上部工	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第10節　橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第11節　床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
第12節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第14節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ－15
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ－15
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-4-14-9		床版･横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第15節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	6-4-15-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
第16節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第18節　舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅰ－40
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅰ－52
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅰ－64
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅰ－68
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ－96
第5章　堰						
第3節　工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅰ－107
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ－113
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ－115
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅰ－115
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ－114
	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	Ⅰ－107

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節　工場製作工	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	Ⅰ－128
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅰ－128
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅰ－128
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	Ⅰ－128
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ－128
	6-5-6-13		閘門工			Ⅰ－128
	6-5-6-14		土砂吐工			Ⅰ－128
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
第7節　固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-5-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	6-5-7-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-5-7-8		堰本体工			Ⅰ－128
	6-5-7-9		水叩工			Ⅰ－128
	6-5-7-10		土砂吐工			Ⅰ－128
	6-5-7-11		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
第8節　魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			Ⅰ－129
第9節　管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			Ⅰ－129
第10節　鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第11節　橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第12節　床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
第13節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第15節　コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ－15
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ－15
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第16節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	6-5-16-5		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
第17節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	6-5-17-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ－16
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第18節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第20節　付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第6章　排水機場						
第3節　軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-6-4-6		本体工			Ⅰ－130
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			Ⅰ－130
第5節　沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-6-5-7		コンクリート床版工			Ⅰ－130
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
第6節　吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	Ⅰ－130
第7章　床止め・床固め						
第3節　軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工		Ⅰ－131
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-7-4-8		水叩工	水叩工		Ⅰ－131
				巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
第5節　床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	Ⅰ－131
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	Ⅰ－131
	6-7-5-6		側壁工			Ⅰ－131
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	Ⅰ－131
第6節　山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
第8章　河川維持						
第7節　路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅰ－5
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
第8節　付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第9節　付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
第10節　光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	Ⅰ－126
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	Ⅰ－127
第12節　植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118

【第６編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9章　河川修繕						
第3節　軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第5節　側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	Ⅰ－26
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
				石張工	3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第6節　堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
第7節　管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ－98
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ－98
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ－99
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管（函）渠	3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第8節　現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ－13

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　堤防・護岸						
第3節　軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	Ⅰ－101
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	Ⅰ－101
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			Ⅰ－132
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ－132
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第6節　護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ－132
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			Ⅰ－133
第7節　擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
第8節　天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			Ⅰ－133
第9節　波返工	7-1-9-3		波返工			Ⅰ－133
第10節　裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	Ⅰ－133
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
第11節　カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第12節　排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	7-1-12-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
				タグタイル鋳鉄管	3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
第13節　付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
第14節　付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	7-1-14-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第15節　付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
第2章　突堤・人工岬						
第3節　軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			Ⅰ－134
	7-2-4-5		吸出し防止工			Ⅰ－134
第5節　突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			Ⅰ－134
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			Ⅰ－135
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	7-2-5-9		石枠工			Ⅰ－135
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			Ⅰ－135
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		Ⅰ－136
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		Ⅰ－136

【第７編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　突堤本体工	7-2-5-11	3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		Ⅰ－136
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		Ⅰ－137
		2	セルラー工	セルラー工据付		Ⅰ－137
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート）（海岸コンクリートブロック）		Ⅰ－137
第6節　根固め工	7-2-6-2		捨石工			Ⅰ－137
	7-2-6-3		根固めブロック工			Ⅰ－138
第7節　消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	7-2-7-3		消波ブロック工			Ⅰ－138
第3章　海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第3節　海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			Ⅰ－138
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	Ⅰ－134
第4節　海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	Ⅰ－135
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	Ⅰ－136
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	Ⅰ－137
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	Ⅰ－135
第4章　浚渫（海岸）						
第3節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
第4節　浚渫工（グラブ船）	7-4-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	Ⅰ－124
第5章　養浜						
第3節　軽量盛土工	7-5-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　砂止工	7-5-4-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	Ⅰ－138

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　砂防堰堤						
第3節　工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	Ⅰ－111
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			Ⅰ－139
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第8節　コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			Ⅰ－139
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ－139
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			Ⅰ－139
	8-1-8-8		水叩工			Ⅰ－140
第9節　鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		Ⅰ－140
		2		透過型		Ⅰ－141
	8-1-9-6		鋼製側壁工			Ⅰ－143
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅰ－139
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅰ－140
	8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第10節　護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第11節　砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第12節　付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	8-1-12-9		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第13節　付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
第2章　流路						
第3節　軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅰ－126
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第5節　床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ－139
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	Ⅰ－139
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	Ⅰ－139
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	Ⅰ－140
	8-2-5-8		魚道工			Ⅰ－143
第6節　根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19

【第８編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節　流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	Ⅰ－18
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第3章　斜面対策						
第3節　軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
第5節　擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ－123
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ－150
第6節　山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			Ⅰ－143
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	8-3-6-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
第7節　地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			Ⅰ－144
	8-3-7-5		集水井工			Ⅰ－144
第8節　地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第9節　抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	8-3-9-6		合成杭工			Ⅰ－144

【第９編　ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　コンクリートダム						
第4節　ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		Ⅰ－145
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		Ⅰ－145
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		Ⅰ－146
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		Ⅰ－147
第2章　フィルダム						
第4節　盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			Ⅰ－148
	9-2-4-6		フィルターの盛立			Ⅰ－148
	9-2-4-7		ロックの盛立			Ⅰ－148
	9-2		フィルダム（洪水吐）			Ⅰ－149
第3章　基礎グラウチング						
第3節　ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			Ⅰ－149

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　道路改良						
第3節　工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		Ⅰ－150
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第4節　地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ－100
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工	Ⅰ－102
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第6節　軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第7節　擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
	10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ－123
第8節　石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第9節　カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-1-9-6		場所打函渠工			Ⅰ－150
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第10節　排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第11節　落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			Ⅰ－150
	10-1-11-5		落石防護柵工			Ⅰ－150
	10-1-11-6		防雪柵工			Ⅰ－151
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			Ⅰ－151
第12節　遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			Ⅰ－151
	10-1-12-5		遮音壁本体工			Ⅰ－151
第2章　舗装						
第3節　地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ－100
第4節　舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	Ⅰ－40
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	Ⅰ－52
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	Ⅰ－64
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅰ－68
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	Ⅰ－96
	10-2-4		歩道路盤工			Ⅰ－152
	10-2-4		取合舗装路盤工			Ⅰ－152

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節　舗装工	10-2-4		路肩舗装路盤工			Ⅰ－152
	10-2-4		歩道舗装工			Ⅰ－152
	10-2-4		取合舗装工			Ⅰ－152
	10-2-4		路肩舗装工			Ⅰ－152
	10-2-4		表層工			Ⅰ－152
第5節　排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			Ⅰ－153
第6節　縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第7節　踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		Ⅰ－153
				ラバーシュー		Ⅰ－153
				アンカーボルト		Ⅰ－153
第8節　防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第9節　標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		Ⅰ－153
		2	大型標識工	標識柱工		Ⅰ－153
第10節　区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第12節　道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			Ⅰ－154
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		Ⅰ－154
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		Ⅰ－154
第13節　橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
第3章　橋梁下部						
第3節　工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	Ⅰ－107
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			Ⅰ－155
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ－114
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-6-8		橋台躯体工			Ⅰ－156
第7節　ＲＣ橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ－26
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		Ⅰ－157
				重力式		Ⅰ－157
				半重力式		Ⅰ－157
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		Ⅰ－158
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマッチクケーソン基礎工	Ⅰ－25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ－26

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　鋼製橋脚工	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		Ｉ－158
		2	橋脚フーチング工	門型		Ｉ－159
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		Ｉ－159
		2	橋脚架設工	門型		Ｉ－159
	10-3-8-11		現場継手工			Ｉ－159
	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ｉ－22
第9節　護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ｉ－23
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ｉ－11
第10節　矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ｉ－23
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ｉ－11
第11節　法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ｉ－26
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ｉ－126
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ｉ－27
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ｉ－26
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ｉ－27
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ｉ－121
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	Ｉ－19
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	Ｉ－19
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	Ｉ－19
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ｉ－120
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	Ｉ－118
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ｉ－5
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ｉ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ｉ－20
				かご枠	3-2-3-27羽口工	Ｉ－20
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	Ｉ－26
第12節　擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ｉ－122
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ｉ－122
第4章　鋼橋上部						
第3節　工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ｉ－108
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ｉ－113
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ｉ－113
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ｉ－114
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ｉ－115
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ｉ－114
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			Ｉ－160
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	Ｉ－108
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ｉ－114
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ｉ－116
第5節　鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ｉ－117
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ｉ－117
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ｉ－117
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ｉ－117
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ｉ－117
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ｉ－117
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		Ｉ－160
		2	支承工	ゴム支承		Ｉ－160
第6節　橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ｉ－22
第7節　床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ｉ－125
第8節　橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ｉ－18
	10-4-8-3		落橋防止装置工			Ｉ－161

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節　橋梁付属物工	10-4-8-5		地覆工			Ⅰ－161
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			Ⅰ－161
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			Ⅰ－161
	10-4-8-8		検査路工			Ⅰ－161
第9節　歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	Ⅰ型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅰ－158
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅰ－158
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第5章　コンクリート橋上部						
第3節　工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅰ－115
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ－113
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　ＰＣ橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	Ⅰ－15
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ－15
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第6節　プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		Ⅰ－162
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13　架設工（鋼橋）	Ⅰ－117
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第7節　ＰＣホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-7-4		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第8節　ＲＣホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-8-4		ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第9節　ＰＣ版桁橋工	10-5-9-2		ＰＣ版桁製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
第10節　ＰＣ箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-10-4		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ－16
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第11節　ＰＣ片持箱桁橋工	10-5-11-2		ＰＣ片持箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ－16
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋	Ⅰ－118
第12節　ＰＣ押出し箱桁橋工	10-5-12-2		ＰＣ押出し箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ押出し箱桁製作工	Ⅰ－17
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節　橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第6章　トンネル（ＮＡＴＭ）						
第4節　支保工	10-6-4-3		吹付工			Ⅰ－162
	10-6-4-4		ロックボルト工			Ⅰ－162
第5節　覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			Ⅰ－163
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅰ－163
	10-6-5-5		床版コンクリート工			Ⅰ－163
第6節　インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			Ⅰ－164
第7節　坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
第8節　坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			Ⅰ－164
	10-6-8-5		明り巻工			Ⅰ－165
第11章　共同溝						
第3節　工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第6節　現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			Ⅰ－166
	10-11-6-4		カラー継手工			Ⅰ－166
	10-11-6-5	1	防水工	防水		Ⅰ－166
		2	防水工	防水保護工		Ⅰ－166
		3	防水工	防水壁		Ⅰ－167
第7節　プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			Ⅰ－167
第12章　電線共同溝						
第5節　電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		Ⅰ－167
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		Ⅰ－168
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	Ⅰ－166
第6節　付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			Ⅰ－168
第13章　情報ボックス工						
第3節　情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工（管路部）	Ⅰ－167
第4節　付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	Ⅰ－168
第14章　道路維持						
第4節　舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ－98
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ－98
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			Ⅰ－169
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工（面管理の場合）			Ⅰ－169
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ－99
	10-14-4-7		路上再生工			Ⅰ－169
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
第5節　排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第6節　防護柵工	10-14-6-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-14-6-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第7節　標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅰ－153
第8節　道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅰ－154
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅰ－154
第9節　軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第10節　擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節　石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-14-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第12節　カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ－150
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第13節　法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第15節　橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	10-14-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	10-14-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第17節　現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ－13
第16章　道路修繕						
第3節　工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			Ⅰ－170
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
第5節　舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	Ⅰ－98
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	Ⅰ－98
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	Ⅰ－169
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	Ⅰ－99
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	Ⅰ－169
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	Ⅰ－94
第6節　排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	10-16-6-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第7節　縁石工	10-16-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第8節　防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第9節　標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅰ－153
第10節　区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第12節　道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
第12節　道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	Ⅰ－154
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	Ⅰ－154
第13節　軽量盛土工	10-16-13-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第14節　擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第15節　石・ブロック積（張）工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	10-16-15-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第16節　カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ－150
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第17節　法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20

【第10編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第18節　落石雪害防止工	10-16-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅰ－150
	10-16-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ－150
	10-16-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅰ－151
	10-16-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅰ－151
第20節　鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	Ⅰ－170
第21節　橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	10-16-21-4		ＰＣ橋支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第22節　橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第25節　現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	Ⅰ－13

【第12編　下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　管路						
第3節　管渠工（開削）	12-1-3-3		管路土工	管路掘削		Ⅰ－171
				管路埋戻し		Ⅰ－171
	12-1-3-4		管布設工	管布設（自然流下管）		Ⅰ－171
				短形渠（プレキャスト）		Ⅰ－171
				圧送管		Ⅰ－172
	12-1-3-5		管基礎工	砂基礎		Ⅰ－172
				砂石基礎		Ⅰ－172
				コンクリート基礎		Ⅰ－172
				まくら土台基礎		Ⅰ－173
				はしご胴木基礎		Ⅰ－173
	12-1-3-6		水路築造工	現場打水路		Ⅰ－173
	12-1-3-7		管路土留工	鋼矢板土留		Ⅰ－174
第4節　管渠工（小口径推進）	12-1-4-3		小口径推進工	推進		Ⅰ－174
	12-1-4-4		立坑内管布設工	空伏工		Ⅰ－174
第5節　管渠工（推進）	12-1-5-3		推進工	推進		Ⅰ－174
	12-1-5-4		立坑内管敷設工	空伏工		Ⅰ－174
第6節　管渠工（シールド）	12-1-6-3		一次覆工	掘進工		Ⅰ－175
	12-1-6-4		二次覆工	二次覆工（Co仕上）		Ⅰ－175
				二次覆工（FRPM管）		Ⅰ－175
第7節　管渠更生工	12-1-7-3		管渠内面被覆工	反転・形成工法		Ⅰ－176
	12-1-7-3		管渠内面被覆工	製管工法		Ⅰ－176
第8節　マンホール工	12-1-8-3		現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工		Ⅰ－176
				マンホール基礎工		Ⅰ－177
	12-1-8-4		組立マンホール工	組立マンホール工		Ⅰ－177
	12-1-8-5		小型マンホール工	小型マンホール工		Ⅰ－177
第9節　特殊マンホール工	12-1-9-4		躯体工	現場打ち特殊人孔		Ⅰ－178
			伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室		Ⅰ－178
			伏せ越し管工	伏せ越し管		Ⅰ－178
			越流堰（雨水吐室）	越流堰（雨水吐室）		Ⅰ－179
				中継ポンプ施設		Ⅰ－179
第10節　取付管及びます工	12-1-10-4		ます設置工	公共ます		Ⅰ－179
	12-1-10-5		取付管布設工	取付管		Ⅰ－180
第13節　立坑工	12-1-13		立坑工			Ⅰ－180
			立坑土工			Ⅰ－180
第2章　処分場・ポンプ場						
第3節　敷地造成工	12-2-3-4		法面整形工	盛土・切土		Ⅰ－181
第6節　本体作業土工	12-2-6-2		掘削工	土工（掘削）		Ⅰ－181
第7節　本体仮設工	12-2-7-2		土留・仮締切工	土留工・仮締切工（H鋼杭、鋼矢板）		Ⅰ－181
	12-2-7-3		地中連続壁工（壁式）	壁式		Ⅰ－182
	12-2-7-4		地中連続壁工（柱列式）	柱列式		Ⅰ－182
第8節　本体築造工	12-2-8-3		直接基礎工	構造物基礎		Ⅰ－182
	12-2-8-5		既製杭工	既製杭		Ⅰ－183
	12-2-8-6		場所打杭工	場所打杭		Ⅰ－183
	12-2-8-7		オープンケーソン基礎工	ケーソン基礎		Ⅰ－183
	12-2-8-8		ニューマチックケーソン基礎工	ケーソン基礎		Ⅰ－183
	12-2-8-9		躯体工	池・槽の主要構造物		Ⅰ－184
				池・槽の附属構造物		Ⅰ－184
				開口部		Ⅰ－184
				ゲート用開口部		Ⅰ－185
				可動せき用開口部		Ⅰ－185
	12-2-8-11		越流樋工	流出トラフ		Ⅰ－185
	12-2-8-12		越流堰板工	越流堰		Ⅰ－186
				燃料貯留槽工		Ⅰ－186
第9節　場内管路工	12-2-9-10		管布設工	流入渠・流出渠		Ⅰ－186

【第14編　植栽工編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　植栽工						
第3節　植栽工	14-1-3-3	1	高木植栽工	樹木		Ⅰ－187
		2		玉物		Ⅰ－187
		3		苗木		Ⅰ－187
		4		支柱		Ⅰ－187
	14-1-3-4		中低木植栽工		14-1-3-3高木植栽工	Ⅰ－187
	14-1-3-5		特殊樹木植栽工		14-1-3-3高木植栽工	Ⅰ－187
	14-1-3-6		地被類植栽工	地被類		Ⅰ－187
	14-1-3-7		草花種子散布工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	14-1-3-10	1	樹木養生工	防風ネット		Ⅰ－187
	14-1-3-10	2	樹木養生工	養生棚		Ⅰ－188
	14-1-3-11		樹名板工	埋込型樹名板		Ⅰ－188
	14-1-3-12		根囲い保護工			Ⅰ－188
第4節　移植工	14-1-4-4		高木移植工		14-1-3-3高木植栽工	Ⅰ－187
	14-1-4-5		根株移植工		14-1-3-3高木植栽工	Ⅰ－187
	14-1-4-6		中低木移植工		14-1-3-3高木植栽工	Ⅰ－187
	14-1-4-7		地被類移植工		14-1-3-6地被類植栽工	Ⅰ－187
	14-1-4-8		樹木養生工		14-1-3-10樹木養生工	Ⅰ－187
	14-1-4-9		樹名板工		14-1-3-11樹名板工	Ⅰ－188
	14-1-4-10		根囲い保護工		14-1-3-12根囲い保護工	Ⅰ－188

【第15編　水道・工業用水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　構造物						
				沈砂池		Ⅰ－189
				着水井		Ⅰ－189
				撹拌池		Ⅰ－189
				沈澱池		Ⅰ－189
				ろ過池		Ⅰ－189
				浄水池		Ⅰ－189
				調整池		Ⅰ－189
				配水池		Ⅰ－189
				ポンプ井		Ⅰ－189
				その他		Ⅰ－189
第3章　管路						
				管布設工		Ⅰ－189
第3節　掘削及び埋戻し	15-3-3-2		埋戻し工	管天端10cm上	1-2-4-4 路床盛土工	Ⅰ－8
第4節　土留工	15-3-4-1		土留矢板工		3-2-3-4 矢板工	Ⅰ－11
第5節　管附帯構造物				制水弁室等 （構造物）		Ⅰ－189
第8節　推進工及びシールド工	15-3-8-1		推進工		12-1-4-3 小口径推進工	Ⅰ－174
					12-1-5-3 推進工	Ⅰ－174
	15-3-8-2		シールド工		12-1-6-3 一次覆工 12-1-6-4 二次覆工	Ⅰ－175
第4章　管材料及び接合						
第3節　鋳鉄管の接合	15-4-3-2		継手の接合	鋳鉄管接合		Ⅰ－189
	15-4-3-3		特殊押輪の接合	鋳鉄管接合		Ⅰ－189
第6節　鋼管の接合	15-4-6-1		現場溶接接合	鋼管接合		Ⅰ－189
	15-4-6-2		現場自動溶接接合	鋼管接合		Ⅰ－189
	15-4-6-3		溶接部の検査	鋼管接合		Ⅰ－189
	15-4-6-4		鋼管内面塗装	鋼管接合		Ⅰ－189
	15-4-6-5		鋼管外面塗装	鋼管接合		Ⅰ－189
	15-4-6-6		塗覆装の管理	鋼管接合		Ⅰ－189

【第16編　農業農村整備編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　ほ場整備工事						
第3節　整地工	16-1-3-1		整地工			Ⅰ－190
	16-1-3-2		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	16-1-3-4		暗渠排水工			Ⅰ－190
	16-1-3-6		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第4節　用水路工（開水路）	16-1-4-2		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	16-1-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-1-4-4		用水路工	水路工（土水路）		Ⅰ－190
第5節　用水路工（管水路）	16-1-5-1		管水路工		16-5管水路工事	Ⅰ－192
第6節　排水路工	16-1-6-2		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	16-1-6-3		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-1-6-4		排水路工		16-1-4-4用水路工	Ⅰ－190
第7節　道路工	16-1-7-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-1-7-3		路体盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-1-7-4		路床盛土工		1-2-4-4路床盛土工	Ⅰ－8
	16-1-7-5		整形仕上げ工		1-2-4-5法面整形工	Ⅰ－10
	16-1-7-6		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-1-7-7		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	16-1-7-9		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-1-7-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	16-1-7-11		砂利舗装工			Ⅰ－191
第2章　舗装工事・道路改良工事						
第3節　土工	16-2-3-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-2-3-3		路体盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-2-3-4		路床盛土工		1-2-4-4路床盛土工	Ⅰ－8
	16-2-3-5		整形仕上げ工		1-2-4-5法面整形工	Ⅰ－10
第4節　地盤改良工	16-2-4-1		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
	16-2-4-2		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	Ⅰ－102
	16-2-4-3		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	16-2-4-4		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	16-2-4-5		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第5節　法面工	16-2-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-2-5-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	16-2-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	16-2-5-5		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	16-2-5-6		かご工		3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第6節　擁壁工	16-2-6-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-2-6-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-2-6-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	16-2-6-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
	16-2-6-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	Ⅰ－123
	16-2-6-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ－123
	16-2-6-8		小型擁壁工			Ⅰ－191
第7節　石・ブロック積（張）工	16-2-7-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	16-2-7-3		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ－26
	16-2-7-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第8節　カルバート工	16-2-8-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-2-8-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-2-8-4		場所打カルバート工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ－150
	16-2-8-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第9節　小型水路工	16-2-9-2		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-2-9-3		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-2-9-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	16-2-9-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
第10節　落石防護工	16-2-10-2		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅰ－150
	16-2-10-3		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ－150
第12節　舗装工	16-2-12-2		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-2-12-3		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	16-2-12-4		砂利舗装工		16-1-7-11砂利舗装工	Ⅰ－191
第13節　路面排水工	16-2-13-2		側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-2-13-3		管渠工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21

【第16編　農業農村整備編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節　路面排水工	16-2-13-4		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
第14節　付帯設備工	16-2-14-2		安全施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	16-2-14-3		標識工	小型標識工	3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
				大型標識工	10-2-9-4大型標識工	Ⅰ－153
				標識基礎工	10-2-9-4大型標識工	Ⅰ－153
	16-2-14-4		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
	16-2-14-5		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
	16-2-14-6		付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
第3章　水路工事						
第3節　土工	16-3-3-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-3-3-2		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-3-3-3		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
第5節　基礎工	16-3-5-1		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
第6節　開渠工	16-3-6-2		現場打ち開渠工	U字溝	3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
				U字フリューム	3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
				ベンチフリューム	3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-3-6-3		プレキャスト開渠工	フリューム類	3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第7節　暗渠工	16-3-7-2		現場打ち暗渠工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ－150
	16-3-7-3		プレキャスト暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第10節　水路付帯工	16-3-10-2		付帯施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	16-3-10-3		安全施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第11節　擁壁工	16-3-11-2		場所打ち擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	16-3-11-3		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
	16-3-11-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	16-3-11-5		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
第12節　法面工	16-3-12-1		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-3-12-2		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
第14節　道路復旧工	16-3-14-1		路体盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-3-14-2		路床盛土工		1-2-4-4路床盛土工	Ⅰ－8
	16-3-14-4		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-3-14-5		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	16-3-14-6		砂利舗装工		16-1-7-11砂利舗装工	Ⅰ－191
	16-3-14-7		道路用側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-3-14-8		安全施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	16-3-14-9		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
	16-3-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第15節　水路復旧工	16-3-15-1		土水路工		16-1-4-4用水路工	Ⅰ－190
	16-3-15-2		プレキャスト水路工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第4章　排水路工事・河川工事						
第5節　矢板護岸工	16-4-5-2		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	16-4-5-3		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第6節　法覆護岸工	16-4-6-3		コンクリートブロック工	コンクリートブロック工	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
				小口矢板工	3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
				緑化ブロック工	3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ－26
				環境護岸ブロック工	3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
				石積（張）工	3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
				法枠工	3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
第7節　根固め工	16-4-7-2		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	16-4-7-3		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	16-4-7-4		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
第8節　柵渠工	16-4-8-2		柵渠工	コンクリート二次製品		Ⅰ－192
第9節　合流工	16-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-4-9-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第10節　水路付帯工	16-4-10-1		安全施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12

【第16編　農業農村整備編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節　擁壁工	16-4-11-2		場所打ち擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
	16-4-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
第12節　法面工	16-4-12-1		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第14節　道路復旧工	16-4-14-1		路体盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-4-14-2		路床盛土工		1-2-4-4路床盛土工	Ⅰ－8
	16-4-14-4		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-4-14-5		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	16-4-14-6		砂利舗装工		16-1-7-11砂利舗装工	Ⅰ－191
	16-4-14-7		道路用側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-4-14-8		安全施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	16-4-14-9		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
	16-4-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第15節　水路復旧工	16-4-15-1		土水路工		16-1-4-4用水路工	Ⅰ－190
	16-4-15-2		プレキャスト水路工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第5章　管水路工事						
第3節　土工	16-5-3-2		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-5-3-3		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-5-3-4		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
第5節　管体基礎工	16-5-5-1		砂基礎工			Ⅰ－192
	16-5-5-2		砕石基礎工			Ⅰ－192
	16-5-5-3		コンクリート基礎工			Ⅰ－192
第6節　管体工	16-5-6-1		硬質塩化ビニル管布設工			Ⅰ－193
	16-5-6-2		強化プラスチック複合管布設工			Ⅰ－193
	16-5-6-3		ダクタイル鋳鉄管布設工			Ⅰ－193
	16-5-6-4		鋼管布設工			Ⅰ－193
第7節　分水弁室工	16-5-7-3		付帯施設設置工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第8節　排泥弁室工	16-5-8-3		付帯施設設置工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第10節　流量計室工	16-5-10-3		付帯施設設置工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第11節　制水弁室工	16-5-11-3		付帯施設設置工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第12節　減圧水槽工	16-5-12-3		付帯施設設置工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
第15節　法面工	16-5-15-1		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-5-15-2		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
第17節　道路復旧工	16-5-17-1		路体盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-5-17-2		路床盛土工		1-2-4-4路床盛土工	Ⅰ－8
	16-5-17-4		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-5-17-5		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	16-5-17-6		砂利舗装工		16-1-7-11砂利舗装工	Ⅰ－191
	16-5-17-7		道路用側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-5-17-8		安全施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	16-5-17-9		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
	16-5-17-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第18節　水路復旧工	16-5-18-1		土水路工		16-1-4-4用水路工	Ⅰ－190
	16-5-18-2		プレキャスト水路工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第6章　畑かん施設工事						
第5節　管体基礎工	16-6-5-1		砂基礎工		16-5-5-1砂基礎工	Ⅰ－190
	16-6-5-2		砕石基礎工		16-5-5-2砕石基礎工	Ⅰ－190
	16-6-5-3		コンクリート基礎工		16-5-5-3コンクリート基礎工	Ⅰ－192
第6節　管体工	16-6-6-1		硬質塩化ビニル管布設工		16-5-6-1硬質塩化ビニル管布設工	Ⅰ－192
	16-6-6-2		ダクタイル鋳鉄管布設工		16-5-6-2ダクタイル鋳鉄管布設工	Ⅰ－193
	16-6-6-3		炭素鋼鋼管布設工		16-5-6-3鋼管布設工	Ⅰ－193

【第16編　農業農村整備編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節　道路復旧工	16-6-11-2		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-6-11-3		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	16-6-11-4		砂利舗装工		16-1-7-11砂利舗装工	Ⅰ－191
	16-6-11-5		道路用側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-6-11-6		安全施設工	防止柵工	3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
				路側防護柵工	3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	16-6-11-7		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
	16-6-11-8		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第12節　水路復旧工	16-6-12-1		土水路工		16-1-4-4用水路工	Ⅰ－190
	16-6-12-2		プレキャスト水路工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第7章　ＰＣ橋工事						
第3節　コンクリート橋架設工	16-7-3-1		架設工	架設工（クレーン架設）	3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
				架設工（架設桁架設）	3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
				架設支保工（固定）	3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
				架設支保工（移動）	3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
				架設工（片持架設）	3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
				架設工（押出し架設）	3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	16-7-3-2		横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	16-7-3-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第4節　橋梁付属物工	16-7-4-1		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	16-7-4-2		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	16-7-4-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	16-7-4-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	16-7-4-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	16-7-4-8		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第5節　舗装工	16-7-5-2		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-7-5-3		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	Ⅰ－68
	16-7-5-4		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
第6節　舗装付帯工	16-7-6-1		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第8章　橋梁下部工事						
第3節　土工	16-8-3-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-8-3-2		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-8-3-3		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
第4節　橋台工	16-8-4-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-8-4-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-8-4-4		橋台躯体工		10-3-6-8橋台躯体工	Ⅰ－156
第5節　橋脚工	16-8-5-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-8-5-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-8-5-4		橋台躯体工		10-3-6-8橋台躯体工	Ⅰ－156
第6節　擁壁工	16-8-6-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	16-8-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	16-8-6-4		場所打ち擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
第7節　法面工	16-8-7-1		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	16-8-7-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-8-7-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
第9章　頭首工工事						
第3節　土工	16-9-3-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-9-3-2		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-9-3-3		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
第4節　可動堰本体工	16-9-4-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-9-4-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-9-4-4		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	16-9-4-5		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	16-9-4-6		止水矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	16-9-4-7		床版（堰体）工		6-4-6-7床版工	Ⅰ－128

【第16編　農業農村整備編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節　可動堰本体工	16-9-4-8		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	Ⅰ－128
	16-9-4-9		門柱工		6-4-6-9門柱工	Ⅰ－128
	16-9-4-10		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	Ⅰ－128
	16-9-4-11		水叩（エプロン）工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ－128
	16-9-4-12		洪水吐工		6-4-6-7床版工	Ⅰ－128
	16-9-4-13		土砂吐工		6-5-6-14土砂吐工	Ⅰ－128
	16-9-4-14		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
					3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第5節　固定堰本体工	16-9-5-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-9-5-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-9-5-4		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	16-9-5-5		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	16-9-5-6		止水矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	16-9-5-7		堰体工		6-5-7-8堰本体工	Ⅰ－128
	16-9-5-8		水叩（エプロン）工		6-3-5-8水叩工	Ⅰ－128
	16-9-5-9		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	Ⅰ－122
					3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第6節　護床工	16-9-6-2		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	16-9-4-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	16-9-6-5		捨石工		3-2-3-19捨石工	Ⅰ－18
	16-9-6-6		かご工		3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第7節　魚道工	16-9-7-2		魚道本体工		6-5-8-3魚道本体工	Ⅰ－129
第8節　管理橋下部工	16-9-8-1		管理橋下部工		6-5-9-2管理橋橋台工	Ⅰ－129
第9節　管理橋上部工	16-9-9-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	16-9-9-3		ポストテンションＴ（Ⅰ）桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	16-9-9-4		プレキャストブロック桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	16-9-9-5		プレキャストブロック桁組立工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	16-9-9-6		ＰＣホロースラブ製作工		3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	Ⅰ－16
	16-9-9-7		ＰＣ箱桁製作工		3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	Ⅰ－16
	16-9-9-8		クレーン架設工		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	16-9-9-9		架設桁架設工		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	16-9-9-10		架設支保工（固定）		3-2-13　架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	16-9-9-11		床版・横組工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	16-9-9-12		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第10章　機場下部工事						
第3節　土工	16-10-3-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-10-3-2		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-10-3-3		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
第4節　機場本体工	16-10-4-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-10-4-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-10-4-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	16-10-4-5		本体工		6-6-4-6本体工	Ⅰ－130
	16-10-4-6		燃料貯油槽工		6-6-4-7燃料貯油槽工	Ⅰ－130
第5節　遊水地工	16-10-5-2		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	16-10-5-3		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	16-10-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
	16-10-5-5		側壁工		6-7-5-6側壁工	Ⅰ－131
	16-10-5-6		コンクリート床版工		6-4-6-7床版工	Ⅰ－128
	16-10-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
第11章　地すべり防止工事						
第3節　土工	16-11-3-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-11-3-2		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-11-3-3		整形仕上げ工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5

【第16編　農業農村整備編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節　法面工	16-11-5-1		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-11-5-2		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
第6節　水抜きボーリング工	16-11-6-1		水抜きボーリング工		8-3-7-4集排水ボーリング工	Ⅰ－174
	16-11-6-2		面壁工		3-2-4-1基礎工	Ⅰ－23
第7節　集水井設置工	16-11-7-2		集水井工		8-3-7-5集水井工	Ⅰ－144
	16-11-7-3		集水ボーリング工		8-3-7-4集排水ボーリング工	Ⅰ－144
	16-11-7-4		排水ボーリング工		8-3-7-4集排水ボーリング工	Ⅰ－144
第8節　抑止杭工	16-11-8-2		抑止杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
					3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
					3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
第9節　水路工	16-11-9-1		承水路工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-11-9-2		排水路工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
					16-4-8-2柵渠工	Ⅰ－192
第10節　暗渠工	16-11-10-1		明暗渠工		8-3-6-4山腹明暗渠工	Ⅰ－143
	16-11-10-2		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	Ⅰ－21
第11節　排土盛土工	16-11-11-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-11-11-2		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-11-11-3		整形仕上げ工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅰ－5
	16-11-11-4		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	16-11-11-5		吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
第12節　アンカー工	16-11-12-1		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
第14節　道路復旧工	16-11-14-1		路体盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-11-14-2		路床盛土工		1-2-4-4路床盛土工	Ⅰ－8
	16-11-14-4		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	Ⅰ－28
	16-11-14-5		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	Ⅰ－74
	16-11-14-6		砂利舗装工		16-1-7-11砂利舗装工	Ⅰ－191
	16-11-14-7		道路用側溝工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	16-11-14-8		安全施設工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
					3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	16-11-14-9		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
	16-11-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第15節　水路復旧工	16-11-15-1		土水路工		16-1-4-4用水路工	Ⅰ－190
	16-11-15-2		プレキャスト水路工		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
第12章　ため池改修工事						
第3節　地すべり防止工事	16-12-3-3		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-12-3-4		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
	16-12-3-7		整形仕上げ工		1-2-3-6堤防天端工	Ⅰ－5
	16-12-3-10		堤体盛土工			Ⅰ－194
	16-12-3-11		裏法フィルター工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	16-12-3-12		腰ブロック工		3-2-5-4コンクリートブロック工	Ⅰ－27
	16-12-3-13		ドレーン工		3-2-5-5コンクリートブロック工	Ⅰ－28
第4節　地盤改良工	16-12-4-1		浅層改良工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
第5節　洪水吐工	16-12-5-1		洪水吐工			Ⅰ－194
第6節　取水施設工	16-12-6-1		取水施設工			Ⅰ－195
第13章　推進工事						
第3節　土工	16-13-3-1		掘削工		1-2-4-2掘削工	Ⅰ－6
	16-13-3-2		盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第4節　推進工	16-13-4-1		立杭工		3-2-10-5土留・仮締切工	Ⅰ－104
	16-13-4-3		推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）		12-1-4-3小口推進工	Ⅰ－174
	16-13-4-4		推進作業（開放型：羽口推進工法）		12-1-4-3小口推進工	Ⅰ－174
	16-13-4-6		立坑内管布設工		12-1-4-4立坑内管布設工	Ⅰ－174
第5節　仮設工	16-13-5-6		補助地盤改良工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103

【第17編　漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章　一般施工						
第3節　浚渫工	17-2-3		浚渫工			Ⅰ－201
第4節　地盤改良工	17-2-4-2		床掘工			Ⅰ－201
	17-2-4-3		置換工			Ⅰ－201
	17-2-4-4		圧密・排水工	サンドドレーン		Ⅰ－201
				敷砂均し		Ⅰ－202
				載荷土砂		Ⅰ－202
				ペーパードレーン		Ⅰ－202
				グラベルマット		Ⅰ－203
				グラベルドレーン		Ⅰ－203
	17-2-4-5		締固工	ロッドコンパクション		Ⅰ－203
				サンドコンパクションパイル		Ⅰ－204
				盛上土砂撤去		Ⅰ－204
	17-2-4-6		固化工	深層混合処理杭		Ⅰ－205
				事前混合処理		Ⅰ－205
				表層固化処理		Ⅰ－205
第5節　基礎工	17-2-5-2		基礎盛砂工	盛砂均し		Ⅰ－206
	17-2-5-3		洗掘防止工	洗掘防止		Ⅰ－206
	17-2-5-4		基礎捨石工	基礎捨石		Ⅰ－206
				捨石本均し		Ⅰ－206
				捨石荒均し		Ⅰ－207
	17-2-5-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作		Ⅰ－207
				基礎ブロック据付		Ⅰ－208
	17-2-5-7		水中コンクリート工		17-2-8-2場所打コンクリート工	Ⅰ－212
	17-2-5-8		水中不分離性コンクリート工		17-2-8-2場所打コンクリート工	Ⅰ－212
第6節　本体工（ケーソン式）	17-2-6-2		ケーソン製作工			Ⅰ－208
	17-2-6-3		ケーソン進水据付工			Ⅰ－209
	17-2-6-4		中詰工	砂・石材中詰		Ⅰ－209
				コンクリート中詰		Ⅰ－209
				プレパックドコンクリート中詰	17-2-6-4コンクリート中詰	Ⅰ－209
	17-2-6-5		蓋コンクリート工			Ⅰ－210
	17-2-6-6		蓋ブロック工	蓋ブロック製作		Ⅰ－210
				蓋ブロック据付		Ⅰ－210
第7節　本体工（ブロック式）	17-2-7-2		本体ブロック製作工			Ⅰ－211
	17-2-7-3		本体ブロック据付工			Ⅰ－211
	17-2-7-4		中詰工		17-2-6-4中詰工	Ⅰ－209
	17-2-7-5		蓋コンクリート工		17-2-6-5蓋コンクリート工	Ⅰ－210
	17-2-7-6		蓋ブロック工		17-2-6-6蓋ブロック工	Ⅰ－210
第8節　本体工（場所打式）	17-2-8-2		場所打コンクリート工	イ）防波堤		Ⅰ－212
				ロ）岸壁		Ⅰ－212
	17-2-8-3		水中コンクリート工		17-2-8-2場所打コンクリート工	Ⅰ－212
	17-2-8-4		プレパックドコンクリート工		17-2-8-2場所打コンクリート工	Ⅰ－212
	17-2-8-5		水中不分離性コンクリート工		17-2-8-2場所打コンクリート工	Ⅰ－212
第9節　本体工（捨石・捨ブロック式）	17-2-9-2		洗掘防止工		17-2-5-3洗堀防止工	Ⅰ－206
	17-2-9-3		本体捨石工		17-2-5-4基礎捨石工	Ⅰ－206
	17-2-9-4		捨ブロック工	捨ブロック製作		Ⅰ－212
				捨ブロック据付		Ⅰ－213
	17-2-9-5		場所打コンクリート工			Ⅰ－213
第10節　本体工（鋼矢板式）	17-2-10-2		鋼矢板工	先行掘削		Ⅰ－213
				イ）鋼矢板		Ⅰ－214
				ロ）鋼管矢板		Ⅰ－214
	17-2-10-3		控工	控鋼矢板		Ⅰ－215
				控鋼杭		Ⅰ－215
				プレキャストコンクリート控壁		Ⅰ－215
				場所打コンクリート控壁		Ⅰ－216
				腹起		Ⅰ－216

【第17編　漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節　本体工（鋼矢板式）				タイ材 イ）タイロッド取付		Ⅰ－216
				タイ材 ロ）タイワイヤー取付		Ⅰ－217
第11節　本体工	17-2-11-2		コンクリート矢板工			Ⅰ－217
（コンクリート矢板式）	17-2-11-3		控工		17-2-10-3控工	Ⅰ－215
第12節　本体工（鋼杭式）	17-2-12-2		鋼杭工	先行掘削	17-2-10-2鋼矢板工（先行掘削）	Ⅰ－213
				鋼杭		Ⅰ－218
第13節　本体工 （コンクリート杭式）	17-2-13-2		コンクリート杭工			Ⅰ－218
第14節　被覆・根固工	17-2-14-2		被覆石工	被覆石		Ⅰ－218
				被覆石均し		Ⅰ－219
	17-2-14-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作		Ⅰ－219
				被覆ブロック据付		Ⅰ－219
	17-2-14-5		根固ブロック工	根固ブロック製作		Ⅰ－220
				根固ブロック据付	17-2-14-4被覆ブロック据付	Ⅰ－219
	17-2-14-6		水中コンクリート工		17-2-8-2場所打コンクリート工	Ⅰ－212
	17-2-14-7		水中不分離性コンクリート工		17-2-8-2場所打コンクリート工	Ⅰ－212
第15節　上部工	17-2-15-2		上部コンクリート工	イ）防波堤		Ⅰ－220
				ロ）岸壁		Ⅰ－221
				ハ）桟橋		Ⅰ－221
	17-2-15-3		上部ブロック工	上部ブロック製作		Ⅰ－221
				上部ブロック据付 イ）防波堤	17-2-15-2上部コンクリート工 イ）防波堤	Ⅰ－220
				上部ブロック据付 ロ）岸壁	17-2-15-2上部コンクリート工 ロ）岸壁	Ⅰ－221
				上部ブロック据付 ハ）桟橋	17-2-15-2上部コンクリート工 ハ）桟橋	Ⅰ－221
第16節　付属工	17-2-16-2		係船柱工			Ⅰ－222
	17-2-16-3		防舷材工			Ⅰ－222
	17-2-16-4		車止・縁金物工			Ⅰ－222
	17-2-16-5		防食工	電気防食		Ⅰ－223
				ＦＲＰモルタルライニング		Ⅰ－223
				ペトロラタムライニング		Ⅰ－223
				コンクリート被覆	17-2-16-5ペトロラタムライニング	Ⅰ－223
				防食塗装	17-2-16-5ペトロラタムライニング	Ⅰ－223
	17-2-16-6		係船環工			Ⅰ－223
第17節　消波工	17-2-17-2		洗掘防止工		17-2-5-3洗掘防止工	Ⅰ－206
	17-2-17-3		消波ブロック工	消波ブロック製作		Ⅰ－223
				消波ブロック据付		Ⅰ－224
第18節　裏込・裏埋工	17-2-18-2		裏込工	裏込材		Ⅰ－224
				裏込均し		Ⅰ－224
				吸出し防止材		Ⅰ－225
	17-2-18-3		裏埋工	裏埋材		Ⅰ－225
	17-2-18-3		裏埋土工	土砂掘削		Ⅰ－225
				土砂盛土	17-2-18-3土砂掘削	Ⅰ－225
第19節　維持修繕工	17-2-19-2		維持塗装工	係船柱塗装		Ⅰ－225
				車止塗装 イ）鋼製		Ⅰ－226
				車止塗装 ロ）その他		Ⅰ－226
				縁金物塗装	17-2-19-2車止塗装	Ⅰ－225
	17-2-19-3		防食工		17-2-16-5防食工	Ⅰ－223

【第17編　漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第20節　魚礁工	17-2-20-2		単体魚礁製作工			Ⅰ－226
	17-2-20-3		組立魚礁組立工	コンクリート部材組立		Ⅰ－227
				鋼製部材組立		Ⅰ－227
				化学系（ＦＲＰ）部材組立		Ⅰ－227
				重錘コンクリート製作		Ⅰ－227
	17-2-20-4		魚礁沈設工	魚礁沈設		Ⅰ－228
第21節　着定基質工	17-2-21-2		着定基質製作工	着定基質製作		Ⅰ－228
	17-2-21-3		着定基質組立工	着定基質組立	17-2-20-3組立魚礁組立工	Ⅰ－227
	17-2-21-4		着定基質設置工	着定基質設置		Ⅰ－228
	17-2-21-5		石材投入工	石材投入		Ⅰ－229
第22節　雑工	17-2-22-2		現場鋼材溶接工	現場鋼材溶接		Ⅰ－229
				被覆溶接（水中）		Ⅰ－229
				スタッド溶接（水中）	17-2-22-2被覆溶接（水中）	Ⅰ－229
	17-2-22-3		現場鋼材切断工	イ）陸上現場切断		Ⅰ－229
				ロ）水中切断		Ⅰ－229
	17-2-22-4		その他雑工	清掃		Ⅰ－230
				削孔		Ⅰ－230

【第18編　林道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第１章　道路開設・改良						
第１節　土工			掘削工			Ⅰ－231
			盛土工			Ⅰ－231
			残土処理工			Ⅰ－231
第４節　地盤改良工	18-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
	18-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ－100
	18-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	Ⅰ－102
	19-1-5-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	Ⅰ－102
	18-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	Ⅰ－102
	18-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	Ⅰ－103
第５節　法面工	18-1-5-2	1	植生工	種子散布工		Ⅰ－231
				張芝工		Ⅰ－231
				筋芝工		Ⅰ－231
				植生シート工		Ⅰ－231
				植性マット工		Ⅰ－231
				植生筋工		Ⅰ－231
		2		植生基材吹付工		Ⅰ－232
				客土吹付工		Ⅰ－232
	18-1-5-3		法面吹付工	コンクリート		Ⅰ－232
				モルタル		Ⅰ－232
	18-1-5-4		法枠工	現場打法枠工		Ⅰ－233
				現場吹付法枠工		Ⅰ－233
	18-1-5-5		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	18-1-5-6		かご工		3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
	18-1-5-9		ロックボルト工		10-6-4-4ロックボルト工	Ⅰ－162
	18-1-5-10		PC法枠工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
第７節　擁壁工	18-1-7-3		既成杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	18-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	18-1-7-5		現場打擁壁工			Ⅰ－233
	18-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
	18-1-7-7		補強土壁工			Ⅰ－234
	18-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ－123
	18-1-7-14		小型擁壁工		16-2-6-8小型擁壁工	Ⅰ－191
第８節　石・ブロック積（張）工	18-1-8-3		コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		Ⅰ－234
				コンクリートブロック張		Ⅰ－234
	18-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
第９節　カルバート工	18-1-9-4		既成杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	18-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	18-1-9-6		場所打函きょ工		10-1-9-6場所打函渠工	Ⅰ－150
	18-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	Ⅰ－20
第10節　排水施設工	18-1-10-3	1	側溝工	プレキャストU型側溝・L型側溝		Ⅰ－234
				自由勾配側溝		Ⅰ－234
		2	側溝工	素掘		Ⅰ－235
				植生工		Ⅰ－235
		3	側溝工	コルゲートフリューム工		Ⅰ－235
	18-1-10-9		集水桝工			Ⅰ－235
	18-1-10-12		地下排水工			Ⅰ－235
	18-1-10-13		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29 側溝工	Ⅰ－21
	18-1-10-14	1	管渠工	コンクリート管工		Ⅰ－236
		2	管渠工	コルゲートパイプ工		Ⅰ－236
				合成樹脂管		Ⅰ－236
	18-1-10-15		現場打水路工			Ⅰ－236
第11節　落石雪害防止工	18-1-11-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	Ⅰ－150
	18-1-11-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	Ⅰ－150
	18-1-11-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	Ⅰ－151
	18-1-11-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	Ⅰ－151
第２章　舗装						
第３節　地盤改良工	18-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	Ⅰ－100
	18-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	Ⅰ－100

【第18編　林道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第４節　舗装工	18-2-4		下層路盤工			Ⅰ－237
	18-2-4		上層路盤工（粒度調整路盤工）			Ⅰ－237
	18-2-4		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			Ⅰ－237
	18-2-4		アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）			Ⅰ－237
	18-2-4-5		アスファルト舗装工（基層工・表層工）			Ⅰ－238
	18-2-4-6		コンクリートブロック工舗装工			Ⅰ－238
第５節　排水構造物工（路面排水工）	18-2-5-3		側溝工		18-1-10-3側溝工	Ⅰ－235
	18-2-5-9		集水桝工		18-1-10-9集水桝工	Ⅰ－235
	18-2-5-12		地下排水工		18-1-10-12地下排水工	Ⅰ－235
	18-2-5-13		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	Ⅰ－21
	18-2-5-14		管渠工		18-1-10-14管渠工	Ⅰ－236
	18-2-5-15		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	Ⅰ－21
第７節　防護柵工	18-2-7-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	Ⅰ－12
	18-2-7-5		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
	18-2-7-7		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第８節　区画線工	18-2-8-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	Ⅰ－13
第９節　標識工	18-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
	18-2-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	Ⅰ－153
	18-2-9-6		標識基礎工		3-2-3-6小型標識工	Ⅰ－11
第10節　道路植栽工	18-2-10-3		道路植栽工		第14編　植栽工編	
第11節　道路付属物工	18-2-11-2		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	Ⅰ－13
第12節　橋梁付属物工	18-2-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
第13節　縁石工	18-2-13-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	Ⅰ－11
第３章　橋梁下部						
第３節　工場製作工	18-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108
	18-3-3-3		鋼製橋脚製作工		10-3-3-3鋼製橋脚製作工	Ⅰ－155
	18-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ－114
	18-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第５節　軽量盛土工	18-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第６節　橋台工	18-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	18-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	18-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	18-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	18-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	18-3-6-8		躯体工		10-3-6-8橋台躯体工	Ⅰ－156
第７節　RC橋脚工	18-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	18-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	18-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	18-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	18-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	18-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ－26
	18-3-7-9		橋脚躯体工		10-3-7-9橋脚躯体工	Ⅰ－157
第８節　鋼製橋脚工	18-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	18-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
	18-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
	18-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	Ⅰ－25
	18-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	Ⅰ－25
	18-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	Ⅰ－26
	18-3-8-9		橋脚フーチング工		10-3-8-9橋脚フーチング工	Ⅰ－158
	18-3-8-10		橋脚架設工		10-3-8-10橋脚架設工	Ⅰ－159
	18-3-8-11		現場継手工		10-3-8-11現場継手工	Ⅰ－159
	18-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22

【第18編　林道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第９節　護岸基礎工	18-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	18-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第10節　矢板護岸工	18-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	Ⅰ－23
	18-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	Ⅰ－11
第11節　法覆護岸工	18-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	18-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	Ⅰ－126
	18-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	Ⅰ－27
	18-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	18-3-11-6		石張り・石積み工		3-2-5-5石積（張）工	Ⅰ－27
	18-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	18-3-11-8		多自然型護岸工		3-2-3-26多自然型護岸工	Ⅰ－19
	18-3-11-9		吹付工		18-1-5-3法面吹付工	Ⅰ－232
	18-3-11-10		植生工		18-1-5-2植生工	Ⅰ－231
	18-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	Ⅰ－5
	18-3-11-12		羽口工		3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第12節　擁壁護岸工	18-3-12-3		場所打擁壁工		18-1-7-5現場打擁壁工	Ⅰ－233
	18-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122
第４章　鋼橋上部						
第３節　工場製作工	18-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	Ⅰ－108
	18-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ－113
	18-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	18-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	Ⅰ－114
	18-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	Ⅰ－115
	18-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	18-4-3-9		橋梁用高欄製作工		10-4-3-9橋梁用高欄製作工	Ⅰ－160
	18-4-3-10		橋歴板		3-2-12-1鋳造費	Ⅰ－105
	18-4-3-11		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	Ⅰ－114
	18-4-3-12		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第５節　鋼橋架設工	18-4-5-4		架設工（クレーン仮設）		3-2-13架設工（クレーン架設）	Ⅰ－117
	18-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13架設工（ケーブルクレーン架設）	Ⅰ－117
	18-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13架設工（ケーブルエレクション架設）	Ⅰ－117
	18-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（架設桁架設）	Ⅰ－117
	18-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13架設工（送出し架設）	Ⅰ－117
	18-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13架設工（トラベラークレーン架設）	Ⅰ－117
	18-4-5-10		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
第６節　橋梁現場塗装工	18-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第７節　床版工	18-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
第８節　橋梁付属物工	18-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	18-4-8-3		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
	18-4-8-5		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	18-4-8-6		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	18-4-8-7		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	18-4-8-8		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第５章　コンクリート橋上部						
第３節　工場製作工	18-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	Ⅰ－115
	18-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	Ⅰ－114
	18-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	Ⅰ－113
	18-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	Ⅰ－113
	18-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116

【第18編　林道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第５節　PC橋工	18-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）		3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	Ⅰ－14
	18-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	Ⅰ－15
	18-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工	Ⅰ－15
	18-5-5-5		プレキャストセグメント桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	Ⅰ－15
	18-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	18-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	18-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	18-5-5-9		床版・横組立		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	18-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第６節　プレビーム桁橋工	18-5-6-2		プレビーム桁製作工（現場）		10-5-6-2プレビーム桁製作工（現場）	Ⅰ－162
	18-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	18-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	18-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
	18-5-6-6		床版・横組立		3-2-18-2床版工	Ⅰ－125
	18-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第７節　PCホロースラブ橋工	18-5-7-2		架設支保工（固定）		3-2-13架設支保工（固定）	Ⅰ－118
	18-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	18-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅰ－16
	18-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第８節　RCホロースラブ橋工	18-5-8-2		架設支保工（固定）		3-2-13架設支保工（固定）	Ⅰ－118
	18-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	18-5-8-4		RCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅰ－16
	18-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第９節　PC版桁橋工	18-5-9-2		PC版桁橋工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	Ⅰ－16
第10節　PC箱桁橋工	18-5-10-2		架設支保工（固定）		3-2-13架設支保工（固定）	Ⅰ－118
	18-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	18-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅰ－16
	18-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	Ⅰ－161
第11節　PC片持箱桁橋工	18-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅰ－16
	18-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	Ⅰ－160
	18-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
第12節　PC押出し箱桁橋工	18-5-12-2		PC押出し箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	Ⅰ－16
	18-5-12-3		架設工（押出し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	Ⅰ－118
第13節　橋梁付属物工	18-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	Ⅰ－18
	18-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	Ⅰ－161
	18-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	Ⅰ－161
	18-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	Ⅰ－161
	18-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	Ⅰ－161
第６章　木造橋上部						
第３節　木造橋上部	18-6-3-3		木桁			Ⅰ－239
第７章　トンネル（NATM）						
第４節　支保工	18-7-4-3		吹付工		10-6-4-3吹付工	Ⅰ－162
	18-7-4-4		ロックボルト工		10-6-4-4ロックボルト工	Ⅰ－162
第５節　覆工	18-7-5-3		覆工コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅰ－163
	18-7-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	Ⅰ－163
	18-7-5-5		床版コンクリート工		10-6-5-5床版コンクリート工	Ⅰ－163
第６節　インバート工	18-7-6-4		インバート本体工		10-6-6-4インバート本体工	Ⅰ－164
第７節　坑内付帯工	18-7-7-5		地下排水工		3-2-3-29側溝工（暗渠工）	Ⅰ－21
第８節　坑門工	18-7-8-4		坑門本体工		10-6-8-4坑門本体工	Ⅰ－164
	18-7-8-5		明り巻工		10-6-8-5明り巻工	Ⅰ－165

【第19編　治山編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章　渓間工						
第3節　工場制作工	19-1-3-3		鋼製治山ダム制作工		3-2-12-3-3桁製作工	Ⅰ－111
	19-1-3-4		鋼製治山ダム仮設材制作工		8-1-3-4鋼製堰堤仮設材製作工	Ⅰ－139
	19-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	Ⅰ－116
第5節　法面工	19-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
	19-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	19-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	19-1-5-5		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	19-1-5-6		かご工		3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第７節　コンクリート治山ダム工	19-1-7-4		コンクリート治山ダム本体工			Ⅰ－240
	19-1-7-5		コンクリート副ダム工			Ⅰ－240
	19-1-7-6		コンクリート側壁工			Ⅰ－240
	19-1-7-8		水叩工			Ⅰ－241
第8節　鋼製治山ダム工	19-1-8-5		鋼製治山ダム本体工			Ⅰ－241
	19-1-8-6		鋼製側壁工			Ⅰ－244
	19-1-8-7		コンクリート側壁工		19-1-7-6コンクリート側壁工	Ⅰ－240
	19-1-8-9		水叩工		19-1-7-8水叩工	Ⅰ－241
	19-1-8-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	Ⅰ－22
第9節　木製治山ダム工	19-1-9-6		木製治山ダム本体工			Ⅰ－244
第10節　根固工	19-1-10-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	Ⅰ－17
	19-1-10-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	Ⅰ－18
	19-1-10-6		かご工		3-2-3-27羽口工	Ⅰ－18
第11節　治山ダム付属物設置工	19-1-11-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	Ⅰ－12
第2章　流路工						
第3節　護岸工	19-2-3-4		コンクリート護岸工			Ⅰ－245
	19-2-3-5		ブロック積（張）護岸工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
			（ブロック基礎工）		3-2-4-3基礎工（護岸）（現場打）	Ⅰ－23
	19-2-3-6		石積護岸工		3-2-5-5石積(張)工	Ⅰ－27
	19-2-3-9		植生工		3-2-14-2植生工	Ⅰ－118
第4節　床固工	19-2-4-4		床固本体工		19-1-7-4コンクリート治山ダム本体工	Ⅰ－240
	19-2-4-5		垂直壁工		19-1-7-4コンクリート治山ダム本体工	Ⅰ－240
	19-2-4-6		側壁工		19-1-7-6コンクリート側壁工	Ⅰ－240
	19-2-4-7		水叩工		19-1-7-8水叩工	Ⅰ－241
	19-2-4-8		魚道工			Ⅰ－245
第6節　流路付属物設置工	19-2-6-2		階段工			Ⅰ－246
第3章　山腹工						
第5節　軽量盛土工	19-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	Ⅰ－8
第6節　土留工	19-3-6-3		コンクリート土留工			Ⅰ－246
	19-3-6-4		鉄筋コンクリート土留工			Ⅰ－246
	19-3-6-6		ブロック積土留工		3-2-5-3コンクリートブロック工	Ⅰ－26
	19-3-6-7		木製土留・擁壁工			Ⅰ－247
	19-3-6-8		丸太積土留工		19-1-9-6木製治山ダム本体工	Ⅰ－244
	19-3-6-9		コンクリート板土留工		19-3-6-7木製土留・擁壁工	Ⅰ－247
	19-3-6-10		鋼製枠土留工		19-1-8-6鋼製側壁工	Ⅰ－244
	19-3-6-11		土のう積土留工		3-2-3-27羽口工（ふとんかご）	Ⅰ－20
	19-3-6-12		既成杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	19-3-6-13		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	Ⅰ－122

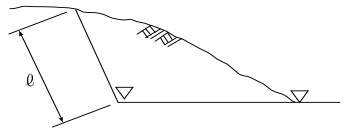
【第19編　治山編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節　土留工	19-3-6-14		補強土壁工			Ⅰ－247
	19-3-6-15		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	Ⅰ－123
第7節　埋設工	19-3-7-2		埋設工		19-3-6土留工	Ⅰ－246
第8節　落石防護工	19-3-8-3		鋼製落石防止壁工			Ⅰ－248
	19-3-8-4		落石防護柵工			Ⅰ－248
	19-3-8-5		落石防護網工			Ⅰ－248
	19-3-8-6		固定工（ロープ伏工）			Ⅰ－248
第9節　暗渠工	19-3-9-2		礫暗渠工			Ⅰ－248
	19-3-9-3		鉄線篭暗渠工		19-3-9-2礫暗渠工	Ⅰ－248
	19-3-9-4		その他二次製品を用いた暗渠工		19-3-9-2礫暗渠工	Ⅰ－248
	19-3-9-5		ボーリング暗渠工			Ⅰ－249
第10節　山腹水路工	19-3-10-3		水路工			Ⅰ－249
	19-3-10-4		暗渠併用水路工		8-3-6-4山腹明暗渠工	Ⅰ－143
	19-3-10-5		暗渠工		19-3-9-2礫暗渠工	Ⅰ－248
	19-3-10-6		現場打水路工			Ⅰ－249
	19-3-10-7		集水桝工		3-2-3-30集水桝工	Ⅰ－22
	19-3-10-8		練石張水路工			Ⅰ－249
	19-3-10-9		植生土のう水路工			Ⅰ－249
	19-3-10-10		張芝水路工			Ⅰ－249
	19-3-10-11		コルゲート半円管水路工			Ⅰ－249
	19-3-10-12		じゃかご、ふとんかご、特殊かご水路工		3-2-3-27羽口工	Ⅰ－20
第11節　柵工	19-3-11-2		編柵工			Ⅰ－250
	19-3-11-3		木柵工			Ⅰ－250
	19-3-11-4		コンクリート板柵工			Ⅰ－250
	19-3-11-5		鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工			Ⅰ－250
第12節　筋工	19-3-12-2		石筋工			Ⅰ－250
	19-3-12-3		萱筋工			Ⅰ－250
	19-3-12-4		丸太筋工			Ⅰ－250
	19-3-12-5		木筋工			Ⅰ－250
	19-3-12-6		植生土のう筋工			Ⅰ－250
	19-3-12-7		その他緑化二次製品を用いた筋工			Ⅰ－250
第13節　伏工	19-3-13-2		わら伏工			Ⅰ－250
	19-3-13-3		むしろ伏工			Ⅰ－250
	19-3-13-4		網伏工			Ⅰ－250
	19-3-13-5		その他二次製品を用いた伏工			Ⅰ－250
第14節　実播工	19-3-14-2		筋実播工		3-2-14-2植生工（植生筋工）	Ⅰ－118
	19-3-14-3		斜面実播工		3-2-14-2植生工（種子散布工）	Ⅰ－118
	19-3-14-4		航空実播工		19-3-13 伏工	Ⅰ－250
第15節　吹付工	19-3-15-2		種子吹付工		3-2-14-3吹付工	Ⅰ－120
	19-3-15-3		植生基材吹付工			
	19-3-15-4		特殊モルタル吹付工			
	19-3-15-5		コンクリート吹付工、モルタル吹付工			
第16節　法枠工	19-3-16-2		軽量法枠工		3-2-14-4法枠工	Ⅰ－121
	19-3-16-3		プレキャストブロック法枠工、現場打及び現場吹付法枠工			
第17節　植栽工	19-3-17-2		植栽		第５章 森林整備工	
第4章　地すべり防止工						
第3節　暗渠工	19-4-3-2		礫暗渠工		19-3-9-2礫暗渠工	Ⅰ－248
	19-4-3-3		鉄線篭暗渠工		19-3-9-2礫暗渠工	Ⅰ－248
	19-4-3-4		その他二次製品を用いた暗渠工		19-3-9-2礫暗渠工	Ⅰ－248
	19-4-3-5		ボーリング暗渠工		19-3-9-5ボーリング暗渠工	Ⅰ－247
第4節　集水井工	19-4-4-5		施工（集水井工）			Ⅰ－250
第5節　排水トンネル工	19-4-5-1		一般事項		第18編 林道編 第7章トンネル（ＮＡＴＭ）	
	19-4-5-2		掘削			
	19-4-5-3		支保工一般			
	19-4-5-4		鋼製支保工			
	19-4-5-5		覆工			

【第19編　治山編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節　杭工	19-4-7-3		合成杭工		8-3-9-6合成杭工	Ⅰ－144
	19-4-7-4		既成杭工		3-2-4-4既製杭工	Ⅰ－24
	19-4-7-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	Ⅰ－24
第8節　シャフト工（深礎工）	19-4-8-2		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	Ⅰ－25
第9節　アンカー工	19-4-9-3		アンカー工（プレキャストコンクリート板等）		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
	19-4-9-4		ロックボルト工		3-2-14-6アンカー工	Ⅰ－121
第5章　森林整備工						
森林整備工					森林整備施工管理基準	
第6章　保安林管理道工						
保安林管理道工					第18編 林道編	Ⅰ－231

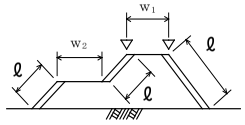
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2 掘削土砂の最大粒径が100㎜以上の場合、以下によることができる。 ・出来形管理基準高の規格値に1/2d90※1を加える。 なお、転石が発現する等、施工途中のやむを得ない理由により規格値を満足できない場合は、監督員と協議し、範囲を指定して出来形管理対象範囲から除外して良い。規格値は10㎜単位で切上げとする。 ※1　d90：累積分布における90%粒径（著しく大きな転石等は除く）。河床材料の粒径調査は簡易的なものでよい。 ・出来高管理設計数量以上が確保されていること。
						法長ℓ	ℓ＜5m	－200			
							ℓ≧5m	法長－4%			

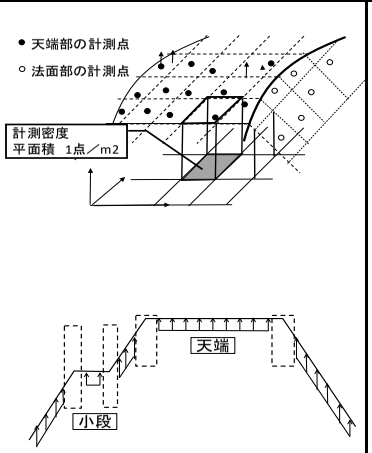
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）				平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点／m^2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点 計測密度 平面積 1点／m2 小段 平場	1-2-3-2 〃
						平場	標高較差		±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差		±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差		±70	±160			

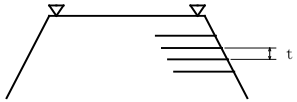
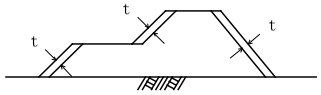
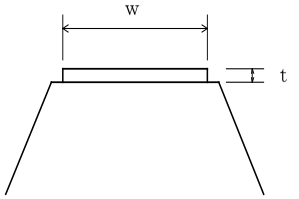
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			〃
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±300			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高 ▽		−50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3
						法長ℓ	ℓ＜5m	−100				
							ℓ≧5m	法長−2%				
						幅 w_1, w_2		−100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-3
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの						

単位：mm

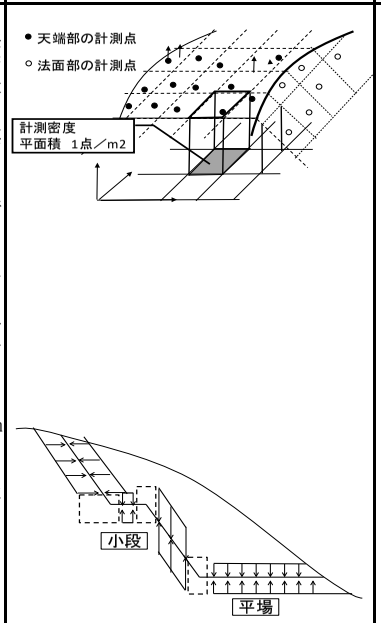
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4
						厚さ t	－50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t	※－30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t　t＜15cm	－25	幅は、施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
						厚さ t　t≧15cm	－50			
						幅 w	－100			

出来形管理基準及び規格値

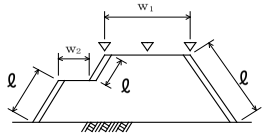
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
						法長ℓ	ℓ<5m	−200			
							ℓ≧5m	法長−4%			
						幅	w	−100			

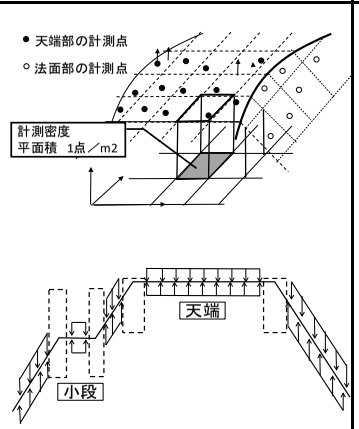
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

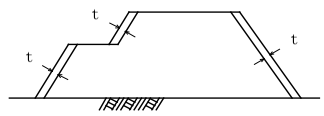
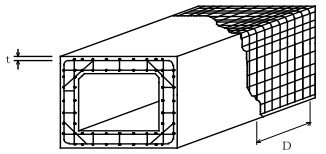
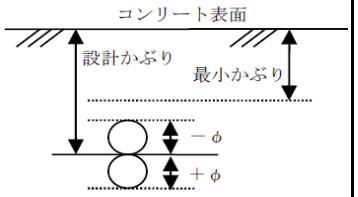
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
						法長ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長－2%			
						幅	w_1, w_2	－100			

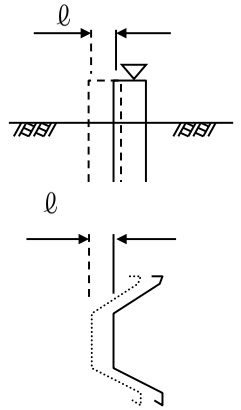
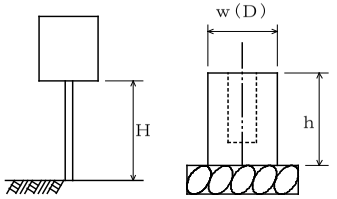
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2	路体盛土工 （面管理の場合） 路床盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4
						天端	標高較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標高較差	±80	±190			

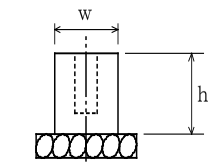
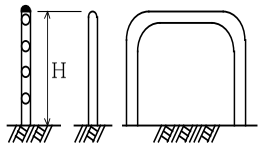
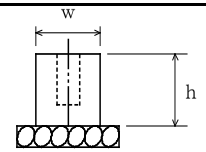
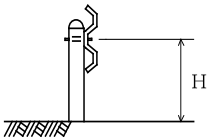
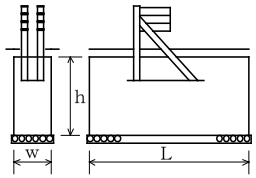
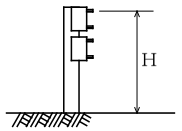
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t	※－30	施工延長40ｍにつき１ヶ所、延長40ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔ｄ	±φ	$d=\frac{D}{n-1}$ Ｄ：ｎ本間の延長 ｎ：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1）重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	  ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり±φかつ最小かぶり以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4
						根入長	設計値以上			
						変位 ℓ	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5	1	縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5
				2	縁石工 （すりつけブロック）	段差 H	設計値以下 -20	全箇所（各箇所３測定）	図３－１	
						勾配i（フラット形以外の場合のみ）	設計値以下			
				3	縁石工 （車両乗入れﾌﾞﾛｯｸ）	段差 H	設計値以下 -20 （但し、特殊ブロックは除く）	全箇所（各箇所３測定）	図３－２	
						勾配i（フラット形以外の場合のみ）	±1%			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所／１基		3-2-3-6
						基礎 幅w（D）	－30	基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						基礎 高さ h	－30			
						基礎 根入長	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	－30	単独基礎10基につき１基、10基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-7
							高 さ h	－30			
						パイプ取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 （ガードレール）	基礎	幅 w	－30	１ヶ所／施工延長40m 40m以下のものは、２ヶ所／１施工箇所。		3-2-3-8
							高 さ h	－30			
						ビーム取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅 w	－30	１ヶ所／１基礎毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-8 ※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高 さ h	－30			
							延 長 L	－100			
						ケーブル取付高 H		＋30 －20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値

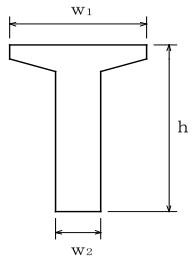
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

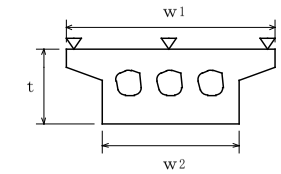
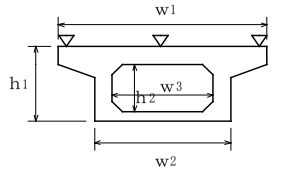
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長　L（m）	±L／1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長　L（m）	±10…L≦10m ±L／1000…L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 側面図 平面図	3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

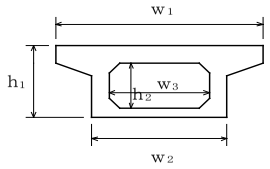
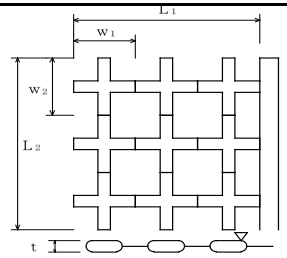
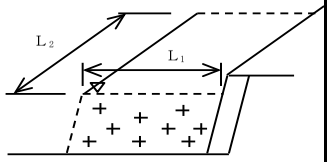
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅（上）w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）		3-2-3-13 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下）w_2	±5			
						高　さ　h	＋10 －5			
						桁　長　ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁　長　ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長　ℓ 支間長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする ℓ：支間長（m）		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

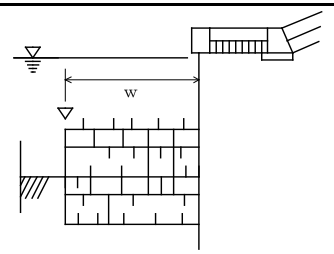
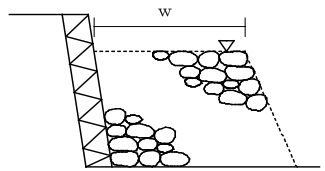
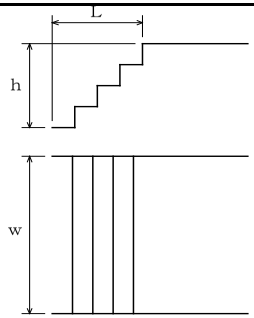
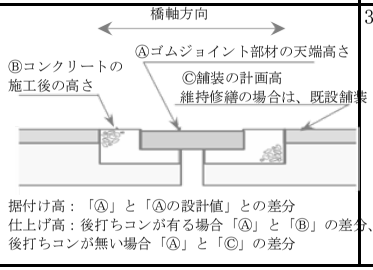
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-15 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	−5～＋30			
						厚さ t	−10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5） かつ−30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び高さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w_1	−5～＋30			
						幅（下） w_2	−5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 −5			
						内空高さ h_2	＋10 −5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5） かつ−30mm以内			

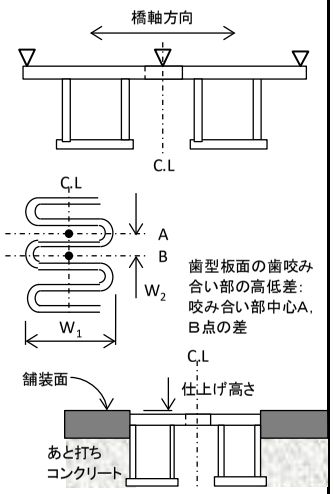
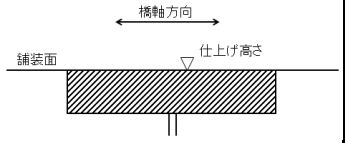
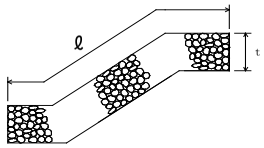
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅（上） w_1		－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第３編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		3-2-3-16 注）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w_2		－5～＋30			
						内空幅 w_3		±5			
						高さ h_1		＋10 －5			
						内空高さ h_2		＋10 －5			
						桁長 ℓ		ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ－30mm以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-17
							厚さｔ	－20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							幅W_1，W_2	－20			
							延長L_1，L_2	－200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ／2	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							延長L_1，L_2	－ｔ／2	１施工箇所毎		
										ｔは根固めブロックの高さ	

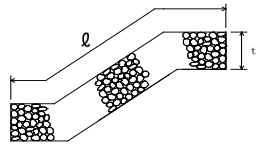
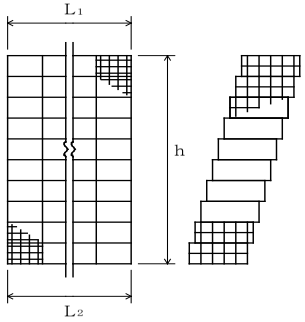
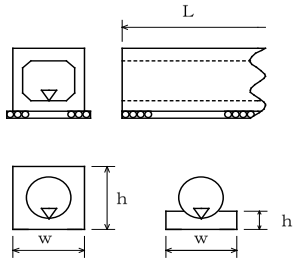
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	±300			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高 ▽	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	−30	1回／1施工箇所		3-2-3-22
						高さ h	−30			
						長さ L	−30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 （ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3㎜以下		3-2-3-24
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～−2			

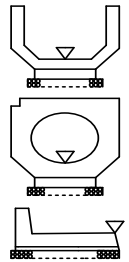
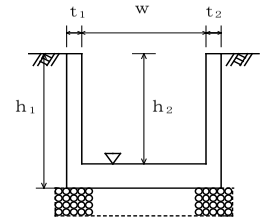
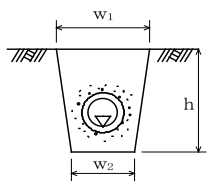
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 （鋼製フィンガージョイント）	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各３点計９点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3㎜以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸		3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差		2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔W_1		±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔W_2		±5			
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～－2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表面の凹凸		3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3㎜以下		3-2-3-24
						仕上げ高さ		舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り、巨石積み）	基準高 ▽		±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-26
						法長 ℓ		－200			
						延長 L		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法長 ℓ		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-26
						厚さ t		－0.2ｔ			
						延長 L		－200			

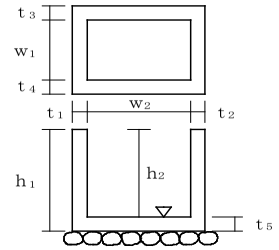
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-27
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t		－50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご、かご枠）	高さ h		－100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-3-27
						延長 L_1, L_2		－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-2-3-28
						※幅 w		－50			
						※高さ h		－30			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		

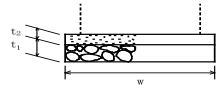
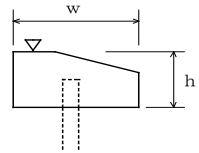
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						厚さ t_1, t_2	－20			
						幅 w	－30			
						高さ h_1, h_2	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは１施工につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	－50			
						深さ h	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

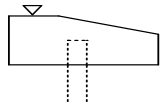
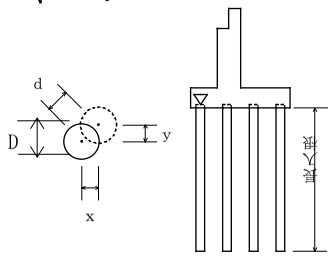
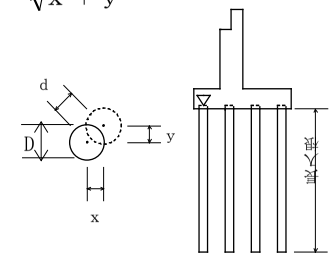
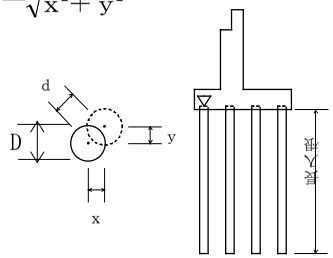
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-30
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	ａ．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500m^{2}とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m^{2}に満たない場合は10m^{2}ごとに1点とする。		3-2-3-31

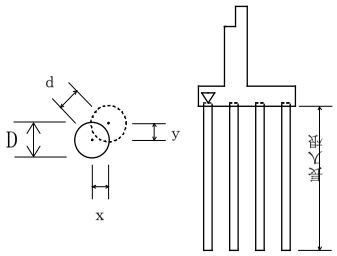
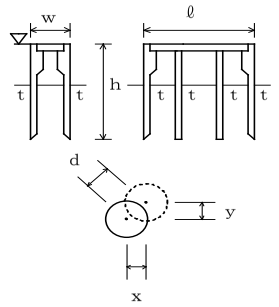
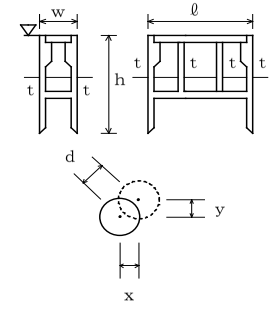
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-4-1
						厚さ t_1，t_2	−30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-4-3
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			

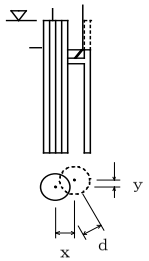
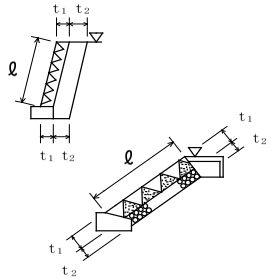
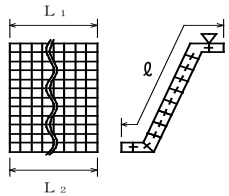
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-4-3
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D／4以内かつ100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1／100以内			
						杭径 D	設計径（公称径）－30以上			

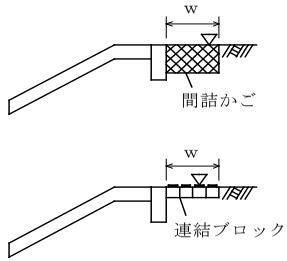
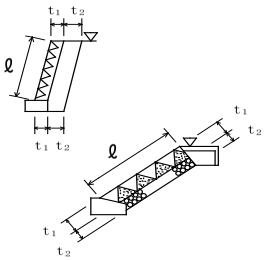
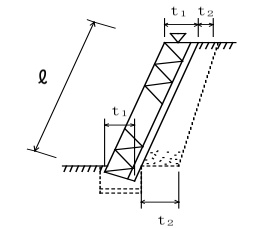
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ﾗｲﾅｰﾌﾟﾚｰﾄの場合はその内径、補強ﾘﾝｸﾞを必要とする場合は補強ﾘﾝｸﾞの内径とし、ﾓﾙﾀﾙﾗｲﾆﾝｸﾞの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1／50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-7
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-8
						ケーソンの長さℓ	－50			
						ケーソンの幅 w	－50			
						ケーソンの高さ h	－100			
						ケーソンの壁厚 t	－20			
						偏心量 d	300以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 	3-2-4-9
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長ℓ　ℓ＜3m	−50			
						法長ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック積張）t_1	−50			
						厚さ（裏込）t_2	−50			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						法長 ℓ	−100			
						延長 L_1, L_2	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3
						幅	w	−100			
						延長	L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長	L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長	L	−200			
編 3 土木工事共通	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅		−20～＋50	標準重ね幅100mmに対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-1

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}） *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 　中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 　小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式(足付き)（σ）1.75㎜以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-9
						幅	−25	−25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-9

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）*面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式(足付き) （σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 （路盤工）	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						厚さ	ｔ＜15cm	−30	−10			
							ｔ≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 （路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10
							t≧15cm	±90	＋50 －15			
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	＋90 －70	＋50 －10			
							t≧15cm	±90	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均			
							中規模以上 / 小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工 （表層工）	厚さ	－9	－3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-10
						幅	－25	—			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-10

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	−50	−50	—	—			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-11

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター （σ）2.4㎜以下 直読式(足付き) （σ）1.75㎜以下				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000ｔ以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						平坦性	―		3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式(足付き)（σ）1.75㎜以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工）	厚さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－25		—				
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 （コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	―		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4㎜以下 人力舗設の場合（σ）3㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚さ	－45		－15				
						幅	－50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	＋40 －15	＋50 －15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	−50		—				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−50		—				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	−25		—				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工）	厚さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200ｍ毎に水糸またはレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	－35		—				
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4㎜以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	―		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4㎜以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-13
						幅	−25		—				

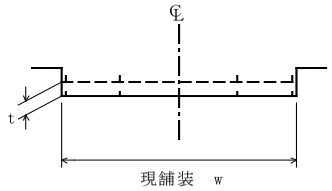
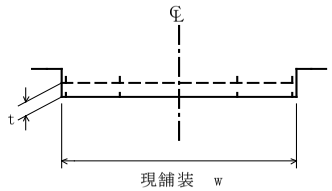
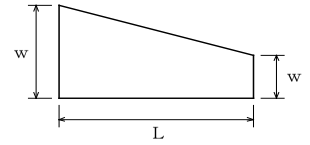
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 （上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。		3-2-6-14
						幅	−50		—				

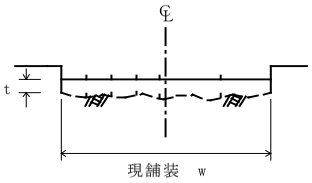
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 （上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X_{10}）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 （加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-14
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−12	−3		幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に１個の割でコアーを採取して測定。		3-2-6-14
						幅	−25		—				

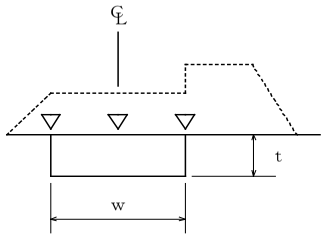
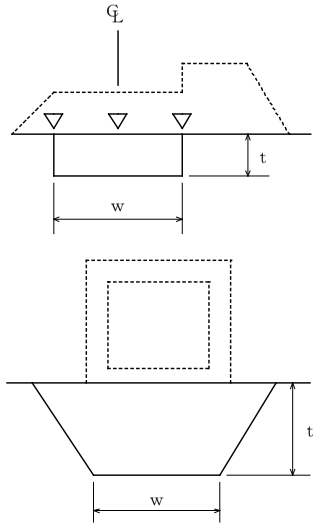
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\overline{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	−7	−2	厚さは40ｍ毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-15
						幅 w	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工 （面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さ t（標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	−2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する 。 ４．幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	−25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工 幅 w	−50		各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
						路盤工 延長L	−100				
						路盤工 厚さ t	該当工種				
						舗設工 幅 w	−25				
						舗設工 延長L	−100				
						舗設工 厚さ t	該当工種				

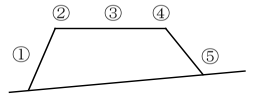
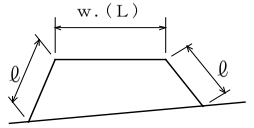
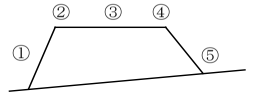
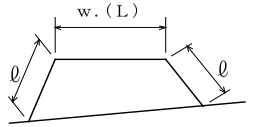
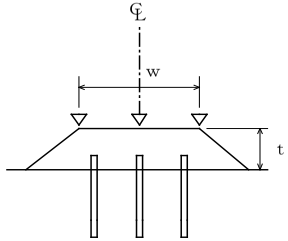
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）	測定値の平均（$\bar{X}$）			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	－9		厚さは40ｍ毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3ｍプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下直読式(足付き)（σ）1.75㎜以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-2-6-17
						平坦性	—	3ｍプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下直読式(足付き)（σ）1.75㎜以下			

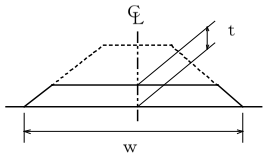
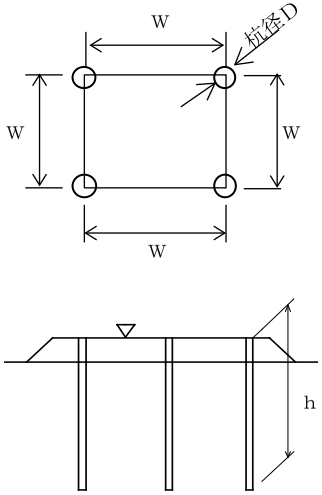
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

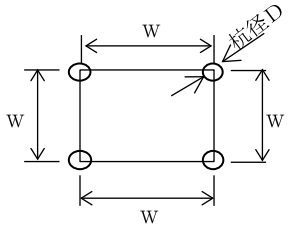
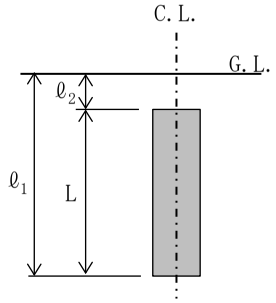
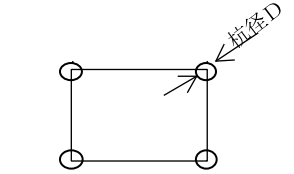
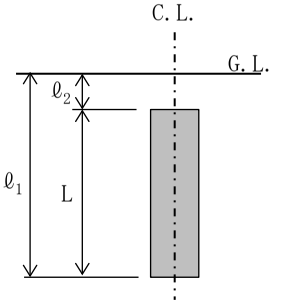
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10ｍにつき、１測点当たり５点以上測定。	 	3-2-7-4
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300	ｗ．（Ｌ）は施工延長40ｍにつき１ヶ所、80ｍ以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （Ｌ）はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10ｍにつき、１測点当たり５点以上測定。	 	3-2-7-4
						法長 ℓ	-500			
						天端幅 w	－300	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）		
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

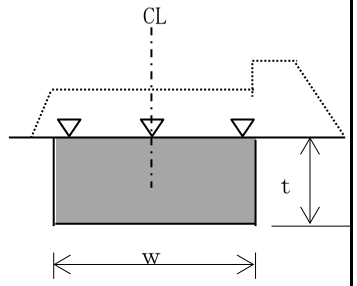
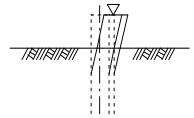
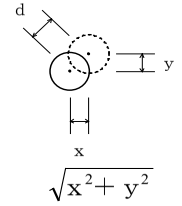
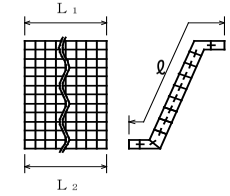
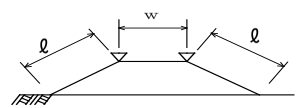
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。１ヶ所に４本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	 ※余長は、適用除外	3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。		

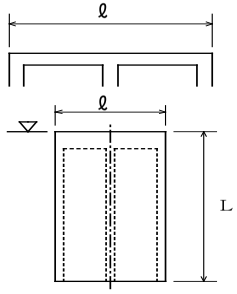
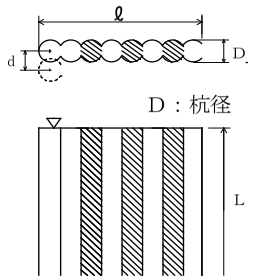
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	－50	100本に１ヶ所。 100本以下は２ヶ所測定。 １ヶ所に４本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D／4以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 L	設計値以上	全本数 $L=\ell_1-\ell_2$ ℓ_1は改良体先端深度 ℓ_2は改良端天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 第８編 固結工（スラリー撹拌工）編」による管理の場合	基準高 ▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-2-7-9
						位置	D／8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-9
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40ｍ（測点間隔25mの場合は50ｍ）につき１ヶ所。延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配置誤差 d	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長 ℓ	－100	施工延長40ｍ（測点間隔25mの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
						延長 L_1 L_2	－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
						天端幅 w	－100			
						法長 ℓ	－100			

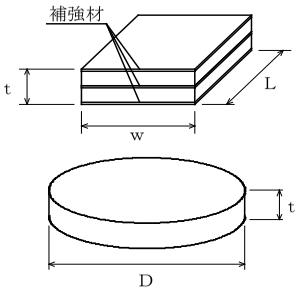
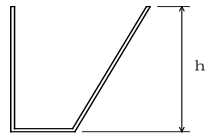
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	－50	施工延長50mにつき１ヶ所。 延長50m以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 （壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位	300			
						壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 （柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき１ヶ所。延長20m（又は25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	－50			
						変位 d	D／4以内			
						壁体長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 （金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 孔の直径差	＋2 －0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
						中心距離 ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
						≦1,000mm	1以下			
						ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
						＞1,000mm	1.5以下			
					次頁に続く					

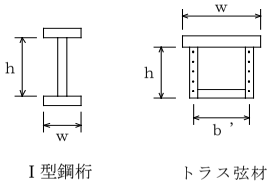
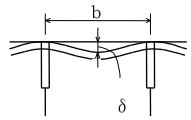
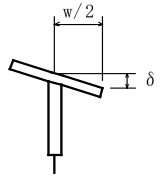
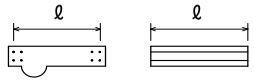
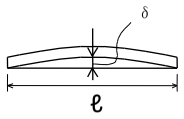
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	アンカーバー用孔（鋳放し）アンカーボルト	ドリル孔加工	≦100mm	＋3 －1	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
								＞100mm	＋4 －2			
							孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法			JIS B 0403-1995 CT13			
						全移動量ℓ※4	ℓ≦300mm		±2			
							ℓ＞300mm		±ℓ／100			
						組立高さH	上，下面加工仕上げ		±3			
							コンクリート構造用	H≦300mm	±3			
								H＞300mm	(H／200＋3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法※2）、※3）		JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法※2）		JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法		JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級			

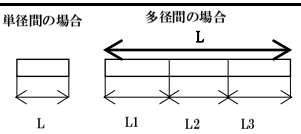
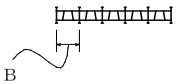
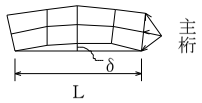
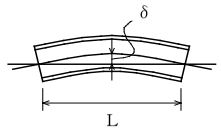
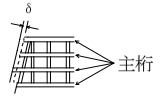
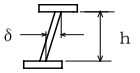
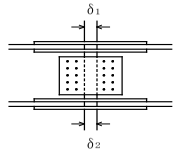
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w長さL直径D	w，L，D≦500	0～＋5	製品全数を測定。 平面度：１個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-2-12-1
							500＜w，L，D≦1,500mm	0～＋1%			
							1,500＜w，L，D	0～＋15			
						厚さt	t≦20mm	±0.5			
							20＜t≦160	±2.5%			
							160＜t	±4			
						相対誤差	w，L，D≦1,000mm	1			
							1,000mm＜w，L，D	(w，L，D)／1000			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h（m）		±2… h≦0.5 ±3… 0.5＜h≦1.0 ±4… 1.0＜h≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-1
						外周長L（m）		±(10＋L／10)			

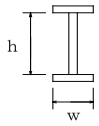
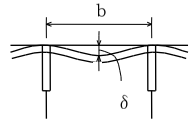
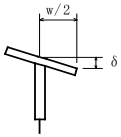
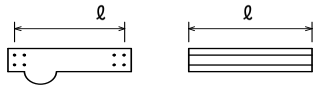
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	ﾌﾗﾝｼﾞ幅w（m） 腹板高h（m） 腹板間隔b′（m）	±2……w≦0.5 ±3……0.5＜w≦1.0 ±4……1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)……2.0＜w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		 Ⅰ型鋼桁　トラス弦材	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）			3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150				3-2-12-3
							フランジの直角度δ（mm）	w／200				
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3… ℓ≦10 ±4… ℓ＞10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			3-2-12-3
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±2… ℓ≦10 ±3… ℓ＞10				
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）		3-2-12-3
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ，圧縮材の曲りδ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。						

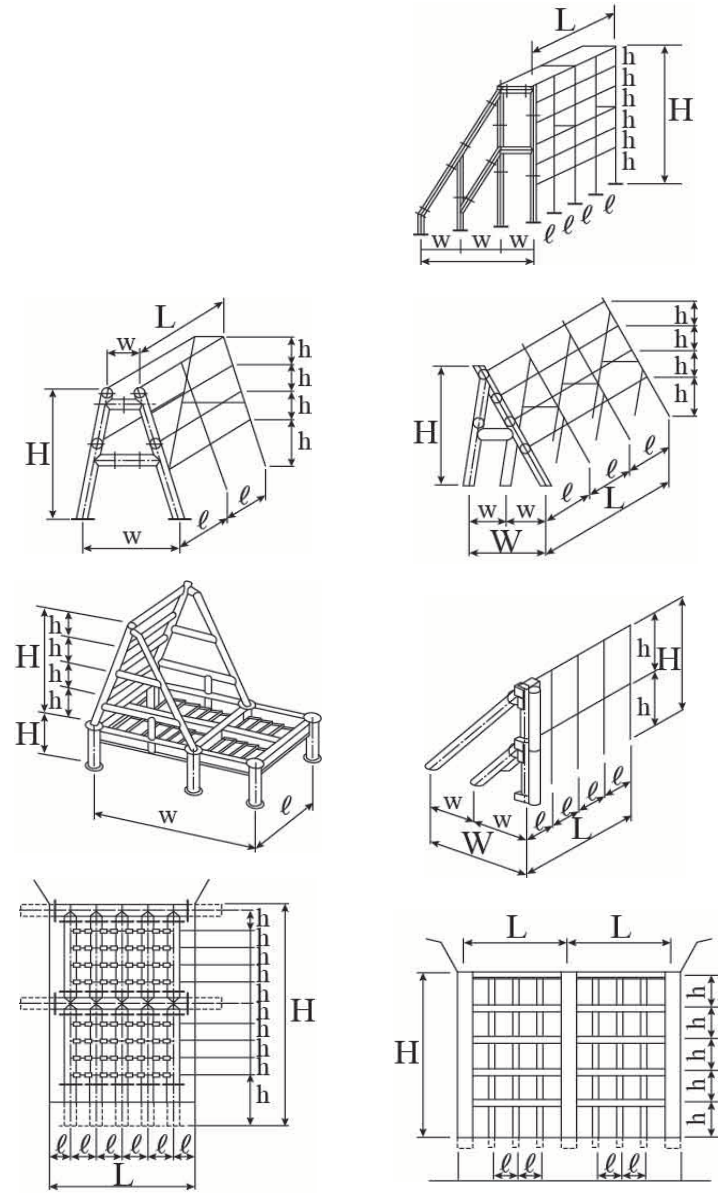
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長 L（m） 支間長 Ln（m）	±(10＋L／10) ±(10＋Ln／10)	各桁毎に全数測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の中心間距離 B（m）	±4… B≦2 ±(3＋B／2)… B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3
							主構の組立高さ h（m）	±5… h≦5 ±(2.5＋h／2)… h＞5	—	両端部及び中心部を測定。		3-2-12-3
							主桁、主構の通り δ（mm）	5＋L／5… L≦100 25… L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上（m）			3-2-12-3
							主桁、主構のそり δ（mm）	−5～＋5… L≦20 −5～＋10… 20＜L≦40 −5～＋15… 40＜L≦80 −5～＋25… 80＜L≦200	各主桁について10～12ｍ間隔を測定。 L：主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長（m）		3-2-12-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-2-12-3
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ（mm）	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ（mm）		3-2-12-3
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）			3-2-12-3
							※規格値のL，B，h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。					

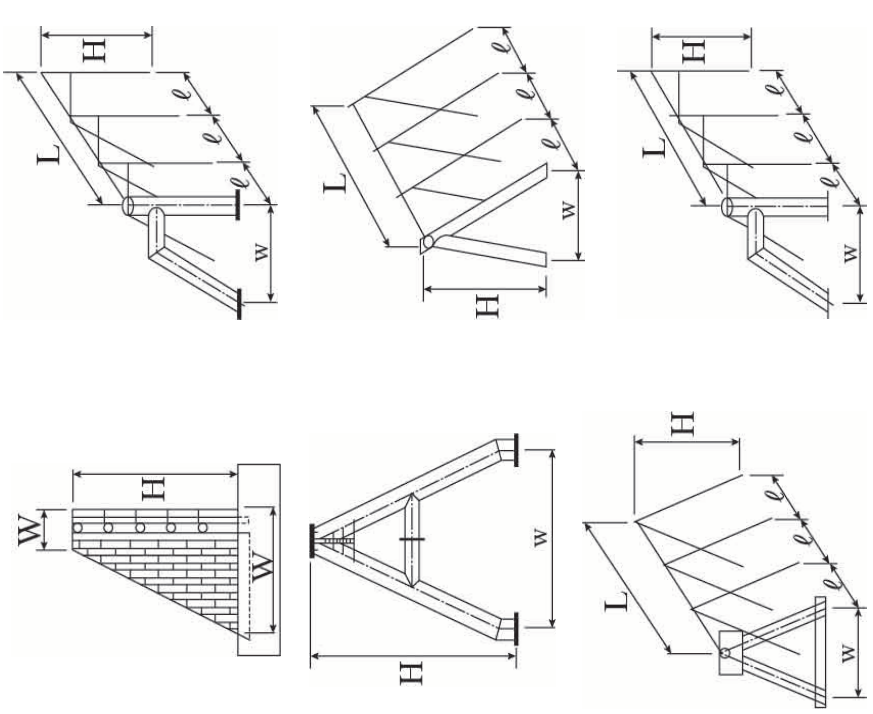
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 （仮組立検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…w≦0.5 ±3…5＜w≦1.0 ±4…1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)…2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。	 Ｉ型鋼桁	3-2-12-3
							板の平面度δ（mm） 鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板又はリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		
							板の平面度δ（mm） 箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200			
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	主要部材全数を測定。		
						※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はｍｍ単位の数値とする。						

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 （鋼製堰堤製作工（仮組立時）） 次頁に続く	部材の水平度	10	全数を測定。		3-2-12-3
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H／500			

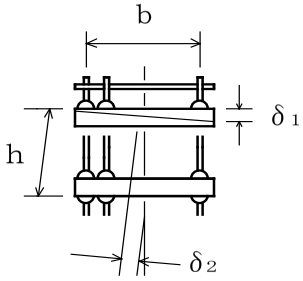
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工　共通	3	3	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））					3-2-12-3

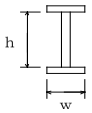
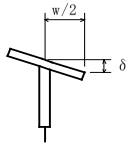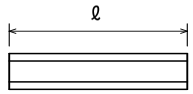
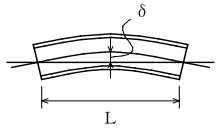
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10		図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30		製品全数を測定。	w	3-2-12-5
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ1（mm）	設計値 ±4		両端部及び中央部付近を測定。	δ1 （実測値）δ2	
							フィンガーの食い違い δ2（mm）	±2				

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ1（mm）	b／500	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 δ2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±5			

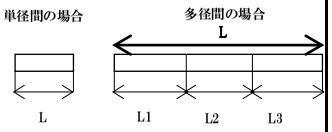
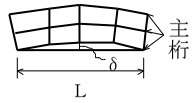
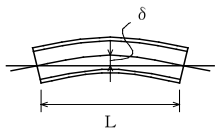
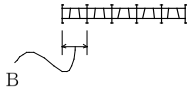
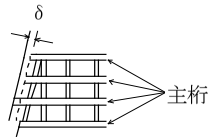
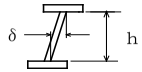
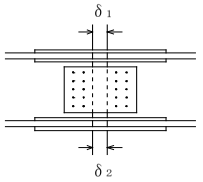
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2… w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼桁	3-2-12-9
						部材	フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
						部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-2-12-9
						仮組立時	主桁のそり δ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-2-12-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-10

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚	a．ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		3-2-12-11

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長L　（m） 支間長Ln（m）	±(20＋L／5) ±(20＋Ln／5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通　り　δ（mm）	±(10＋2L／5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そ　り　δ（mm）	±(25＋L／2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…B≦2 ±(3＋B／2)… B＞2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3＋h／1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間δ1，δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。（例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
※規格値のL，Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。										

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工 （固定） （移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離		—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		—	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

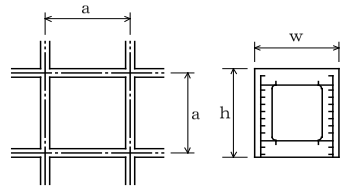
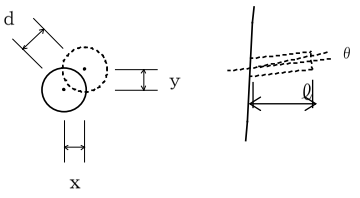
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t ＜5cm	－10	施工面積200㎡につき１ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t ≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

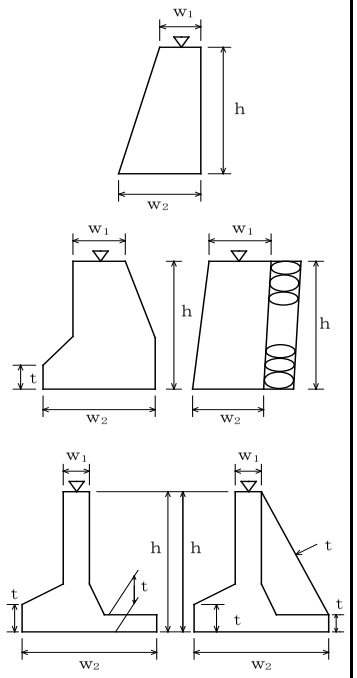
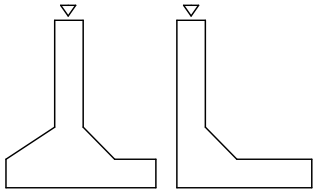
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	ℓ＜3m	－50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-3
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t	t＜5cm	－10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5cm	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

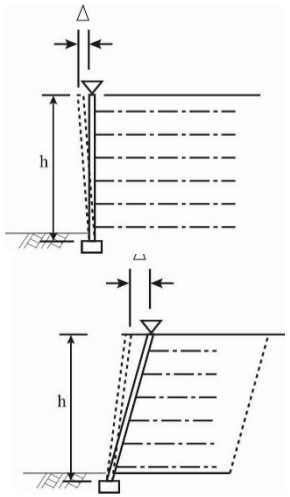
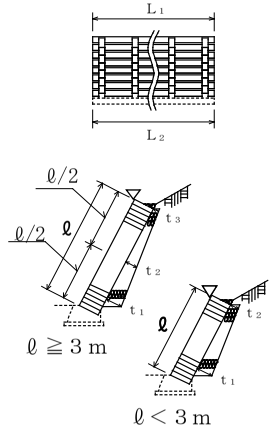
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延延長100ｍにつき１ヶ所、枠延延長100ｍ以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高 さ h		－30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延 長 L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-14-4
							ℓ≧10m	－200			
						延 長 L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		±2.5度			

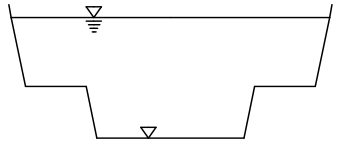
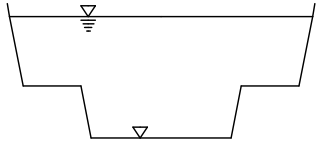
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-1
						厚さ t	−20			
						裏込厚さ	−50			
						幅 w_1, w_2	−30			
						高さh h＜3m	−50			
						高さh h≧3m	−100			
						延長 L	−200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-2
						延長 L	−200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（または50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3
						高さh	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛直度 △		±0.03ｈかつ±300以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		3-2-15-4
						法長ℓ	ℓ＜３ｍ	－50			
							ℓ≧３ｍ	－100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		－50			
						延長 L_1, L_2		－200	１施工箇所毎		

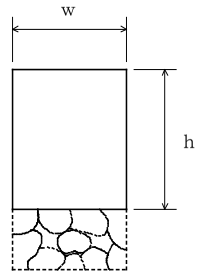
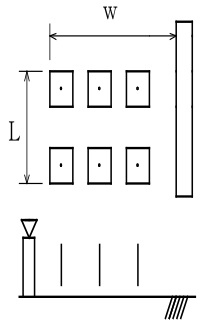
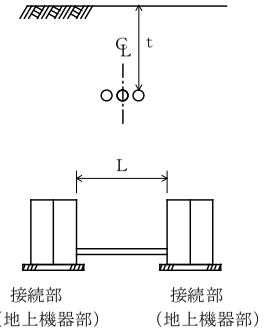
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	－800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								500ps	－1000～＋200			
								1000ps	－1200～＋200			
							ディーゼル船	250ps	－800～＋200			
								420ps 600ps	－1000～＋200			
								1350ps	－1200～＋200			
						幅			－200			
						延長			－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	2	浚渫船運転工 （グラブ浚渫船） （バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
						幅			－200			
						延長			－200			

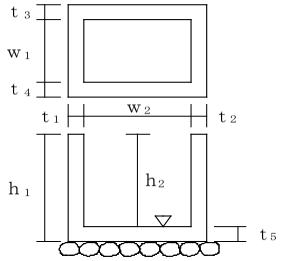
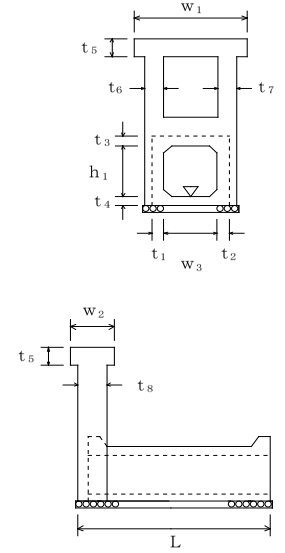
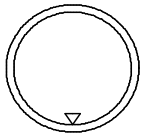
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計測値	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差	0以下	+400以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20		基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-2-18-2
						幅 w	0～＋30				
						厚さ t	－10～＋20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上		1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄筋間隔	±20		1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

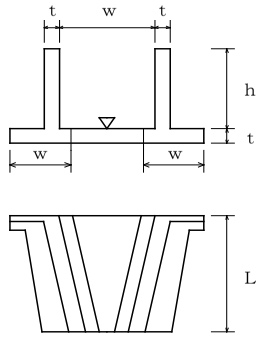
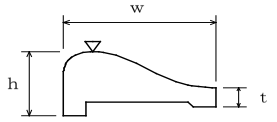
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	－30	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高 さ h	－30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	１組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	－200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。		6-1-13-3
						延 長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

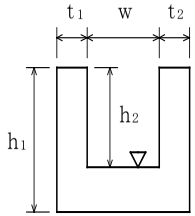
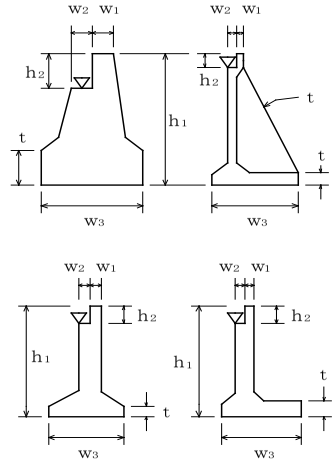
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 （本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。		6-3-5-6
						厚さ t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	−200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-3-5-6
						延長 L	−200	1施工箇所毎		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						延長 L		−50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
						厚さ t		−20			
						幅 w		−30			
						高さ h		±30			
						堰長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			

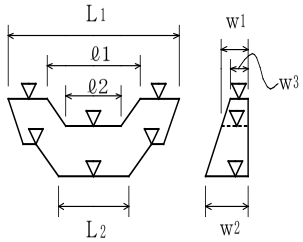
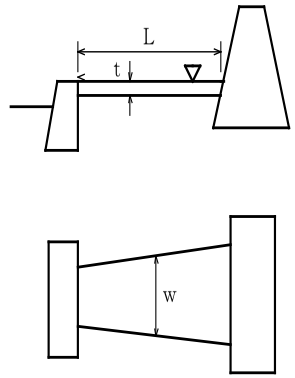
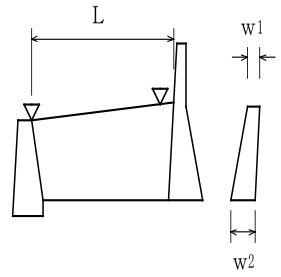
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		6-5-8-3
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			

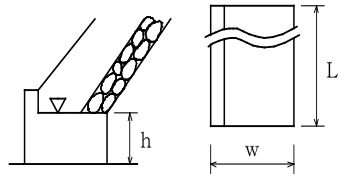
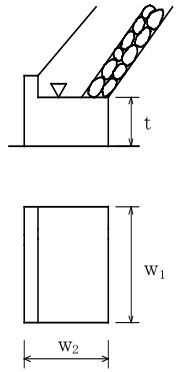
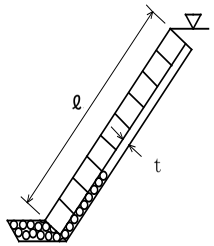
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

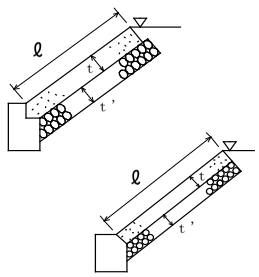
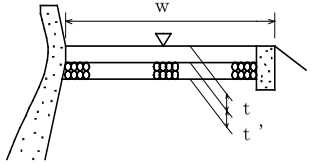
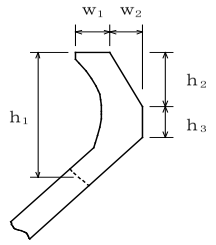
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天端幅 w_1, w_3	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1, L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 w_1	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						長さ L	−100			

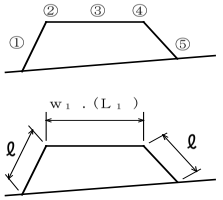
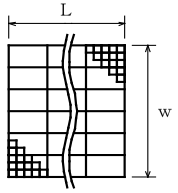
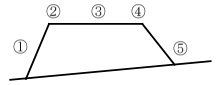
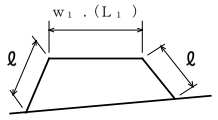
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-5-5
						幅 w	－30			
						高さ h	－30			
						延長 L	－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	ブロック個数40個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-5-6
						ブロック厚 t	－20			
						ブロック縦幅 w_1	－20			
						ブロック横幅 w_2	－20			
						延長 L	－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4
						法長ℓ ℓ＜5m	－100			
						法長ℓ ℓ≧5m	ℓ×（－2%）			
						厚さ t	－50			
						延長 L	－200			

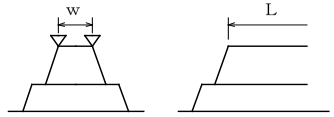
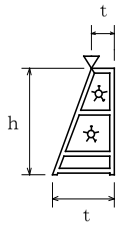
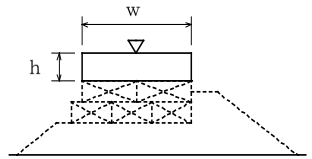
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-5
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さt	t＜100	－20			
							t≧100	－30			
						裏込材厚 t’		－50			
						延長 L		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-8-2
						幅 w		－50			
						厚さ t		－10			
						基礎厚 t’		－45			
						延長 L		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-1-9-3
						幅 w_1, w_2		－30			
						高さ h＜3m h_1, h_2, h_3		－50			
						高さ h≧3m h_1, h_2, h_3		－100			
						延長 L		－200			

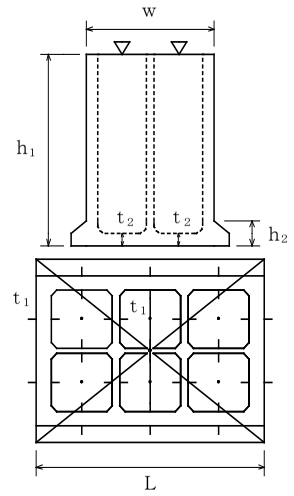
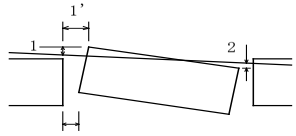
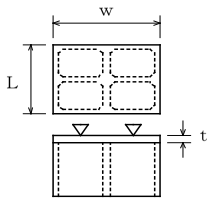
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高 ▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			−300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-4-5
						延長 L			−500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高 ▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-5-2
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			−100			
						天端延長 L_1			−200			

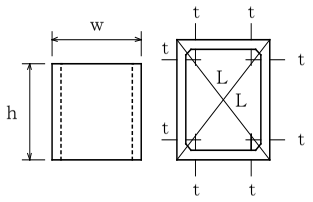
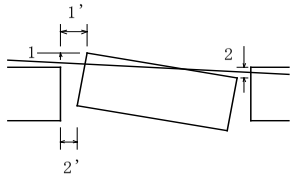
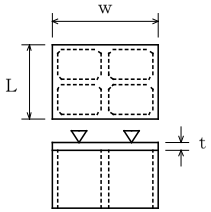
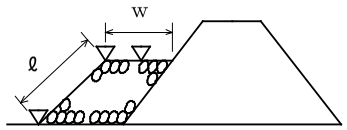
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽	（層積）ブロック 規格26ｔ未満	±300	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
							（層積）ブロック 規格26ｔ以上	±500			
							（乱　積）	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅 w		－ブロックの高さの1／2			
						天端延長 L		－ブロックの高さの1／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石砕工	基準高 ▽		±50	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-2-5-9
						厚さ t		－50			
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高 ▽		±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		7-2-5-10
						幅 w		－30			
						高さ h		－30			
						延長 L		－200			

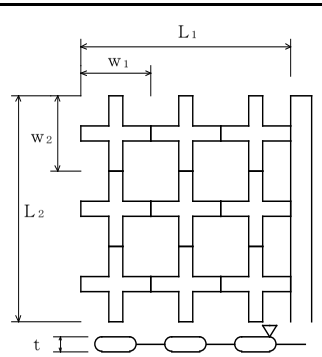
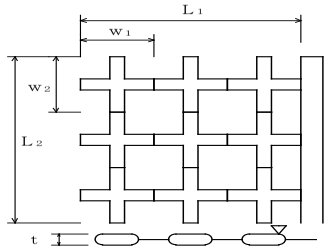
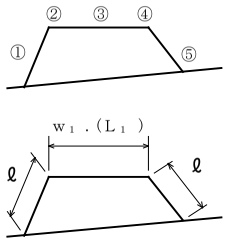
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 （ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所		7-2-5-11
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30，－10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h_2		＋30，－10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 （ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所		7-2-5-11
								ケーソン重量2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1'、2'		ケーソン重量2000ｔ未満 100以下	据付完了後、天端２ヶ所		
								ケーソン重量2000ｔ以上 200以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）		7-2-5-11
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

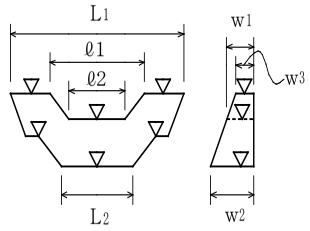
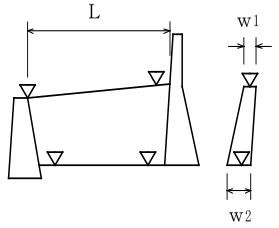
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 （セルラー工製作）	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
						幅 w	＋20，－10			
						高さ h	＋20，－10			
						長さ L	＋20，－10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 （セルラー工据付）	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）		7-2-5-12
						隣接ブロックとの間隔1’、2’	50以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 （突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）		7-2-5-12
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10ｍにつき、１測点当たり５点以上測定。		7-2-6-2
						基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	－100	幅は施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w	－100			
						天端延長 L	－200			

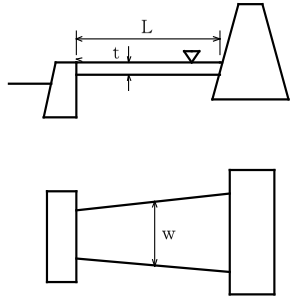
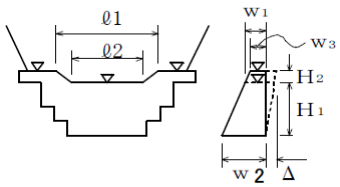
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3
						基準高▽	乱積	±t／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w1 w2	層積	−20			
						幅 w1 w2	乱積	−t／2			
						延長 L1 L2	層積	−200	1施工箇所毎		
						延長 L1 L2	乱積	−t／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3
						基準高▽	乱積	±t／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						幅 w1，w2		−20			
						延長 L1，L2		−200			
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3
						基準高▽	荒均し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
						基準高▽	荒均し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						基準高▽	被覆均し 異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
						基準高▽	被覆均し 異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		−100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w1		−100			
						天端延長 L1		−200			

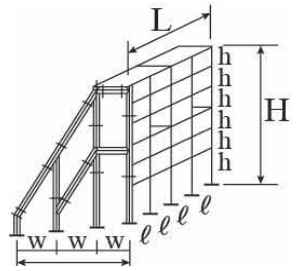
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽		±30	図面の表示箇所で測定。		8-1-8-4
						天端部 堤幅	w_1, w_3 w_2	−30			
						水通しの幅	ℓ_1, ℓ_2	±50			
						堤長	L_1, L_2	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅	w_1, w_2	−30			
						長さ	L	−100			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
						幅	w	−100			
						厚さ	t	−30			
						延長	L	−100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 （不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長さ ℓ_1, ℓ_2	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_2			

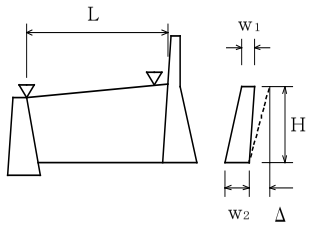
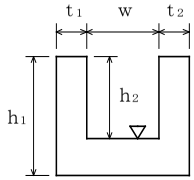
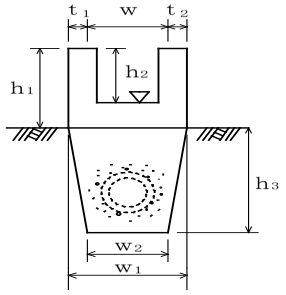
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 （透過型）	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			
					次頁に続く					

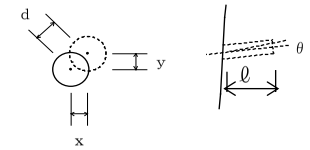
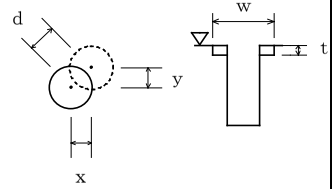
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）					8-1-9-5

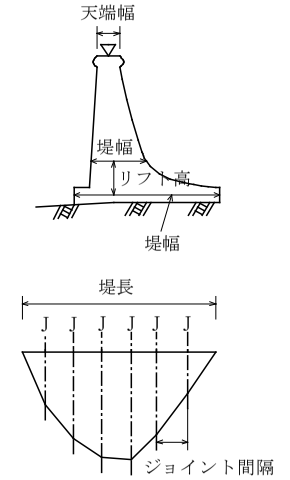
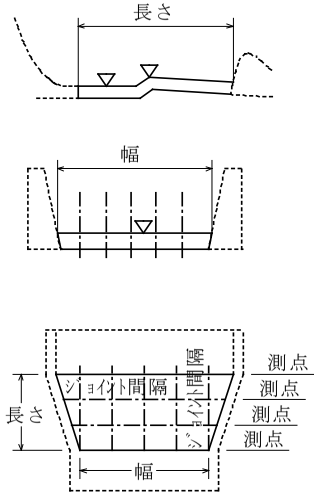
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さ h：h＜3m	−50			
						高さ h：h≧3m	−100			
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						厚さ t_1, t_2	−20			
						延長 L	−200			
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						幅 w_1, w_2	−50			
						高さ h_1, h_2	−30			
						深さ h_3	−30			
						延長 L	−200			

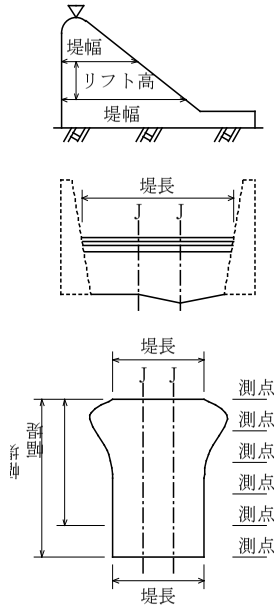
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ　ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向　θ	±2.5度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高　▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
						偏心量　d	150			
						長さ　L	−100			
						巻立て幅 w	−50			
						巻立て厚さ　t	−30			
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高　▽	±50	全数測定。		8-3-9-6
						偏心量　d	D／4以内かつ100以内			

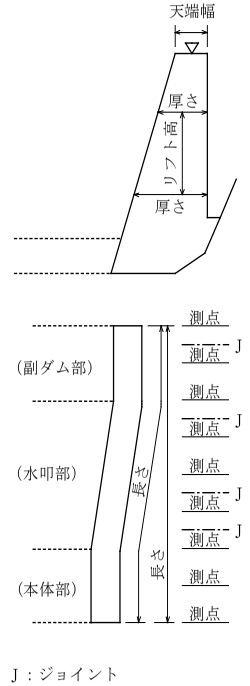
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （本体）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて５リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、５リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	 J：ジョイント	9-1-4
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	－30，＋50			
						堤長	－100			
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （水叩）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	－100，＋60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （副ダム）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 （導流壁）	天端高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	 J：ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

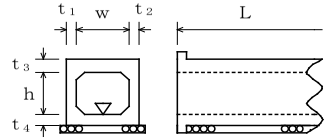
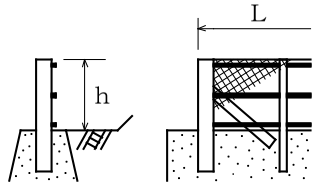
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上			各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		9-2-4-5
						外側境界線	−0，＋500					
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	−0			各測点について５層毎に測定。		9-2-4-6
						外側境界線	−0，＋1000					
						盛立幅	−0，＋1000					
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	−100			各測点について盛立５ｍ毎に測定。		9-2-4-7
						外側境界線	−0，＋2000					

出来形管理基準及び規格値

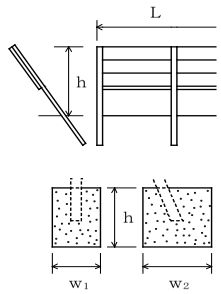
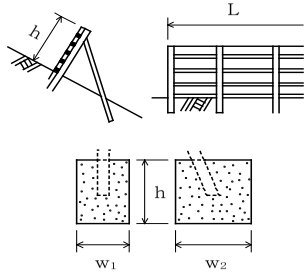
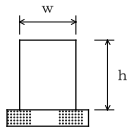
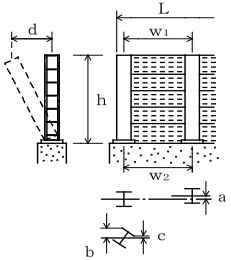
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	基準高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所		9-2
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
						配置誤差	100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-1-9-6
						厚さ t_1～t_4		－20			
						幅（内法） w		－30			
						高さ h		±30			
						延長 L	L＜20m	－50			
							L≧20m	－100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		－200	1施工箇所毎		10-1-11-4
						延長 L		－200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-1-11-5
						延長 L		－200	1施工箇所毎		

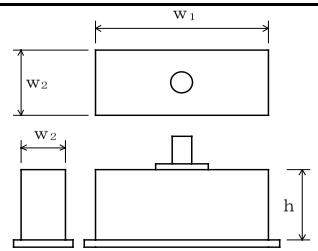
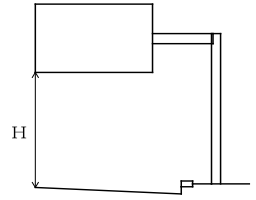
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-1-11-6
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎１基毎		
						基礎	高さ h	−30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-1-11-7
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎１基毎		
						基礎	高さ h	−30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%	全数		
						アンカー長 ℓ	埋込み ℓ	−5%			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		10-1-12-4
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所		10-1-12-5
						支柱	ずれ a	10			
						支柱	ねじれ b－c	5			
						支柱	倒れ d	h×0.5%			
						高さ h		＋30, －20			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		

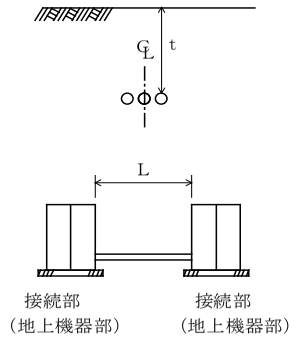
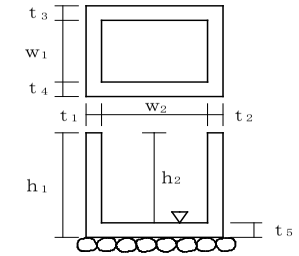
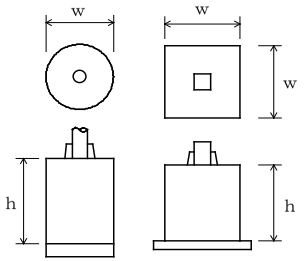
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、１層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500ｔ未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
						厚さ ｔ＜15cm	−30		−10			
						厚さ ｔ≧15cm	−45		−15			
						幅	−100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−9		−3	幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-4
						幅	−25		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	－30	基礎一基毎		10-2-9-4
						高さ h	－30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 （標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	１ヶ所／１基		10-2-9-4

単位：mm

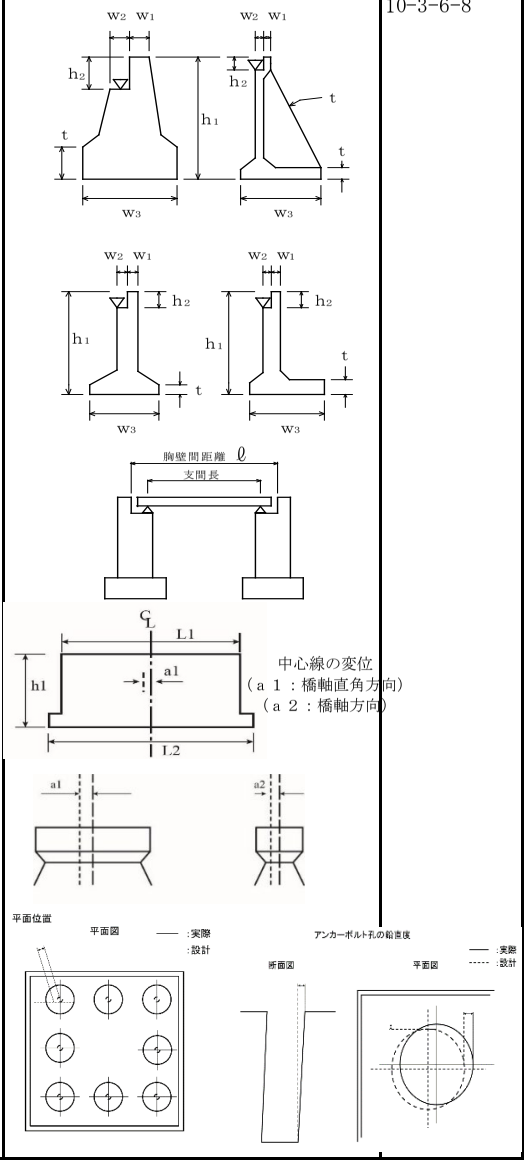
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部間毎に１ヶ所		10-2-12-5
						延長 L	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 （ハンドホール）	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 （照明柱基礎工）	幅 w	－30	１ヶ所／１施工箇所		10-2-12-6
						高さ h	－30			

出来形管理基準及び規格値

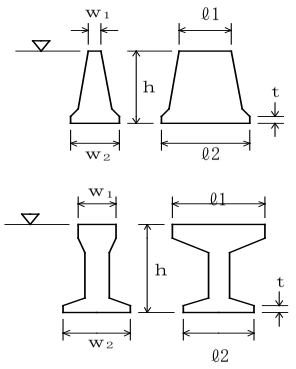
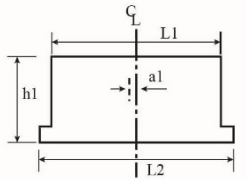
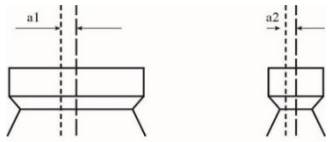
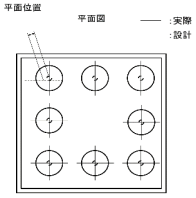
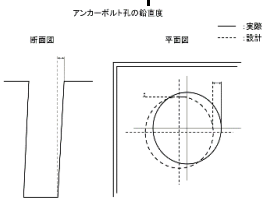
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w／500	各脚柱、ベースプレートを測定。	脚柱 ベースプレート δ w	10-3-3-3
							ベースプレート 孔の位置	±2	全数を測定。	d	10-3-3-3
							ベースプレート 孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L（m）	±5… L≦10m ±10… 10<L≦20m ±(10+(L－20)／10)… 20m<L	両端部及び片持ばり部を測定。	L L L L	10-3-3-3
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L／1000	各主構の各格点を測定。	δ δ δ δ 側面図 正面図	10-3-3-3
							柱の鉛直度 δ (mm)	10… H≦10 H… H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ（m）	δ H 側面図 正面図	

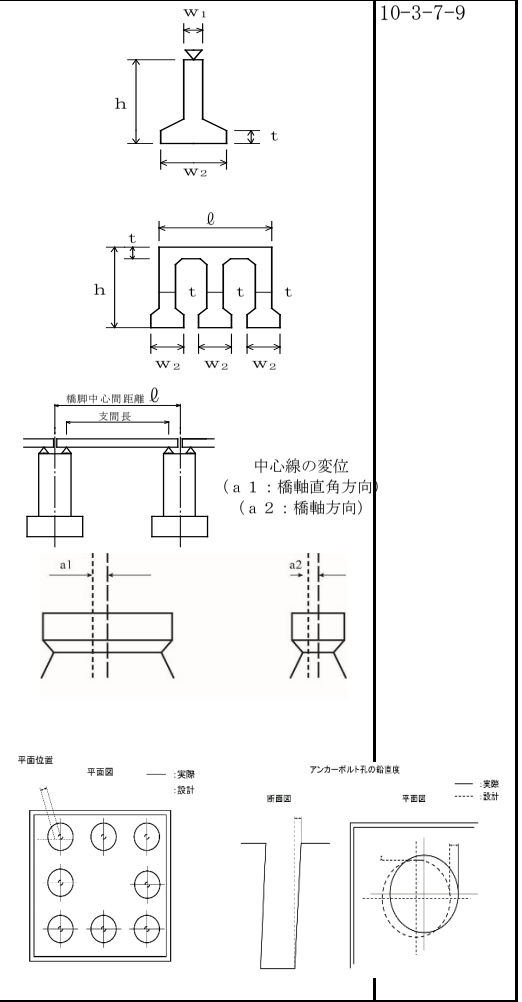
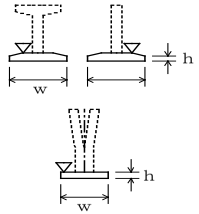
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-6-8
						厚さ t		－20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		－10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		－10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）		－50			
						高さ h_1		－50			
						胸壁の高さ h_2		－30			
						天端長 ℓ_1		－50			
						敷長 ℓ_2		－50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。		
							平面位置	±20	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

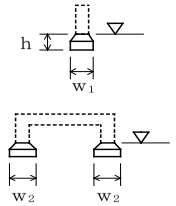
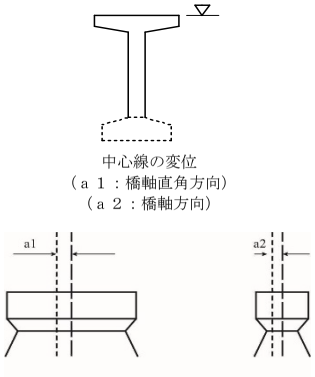
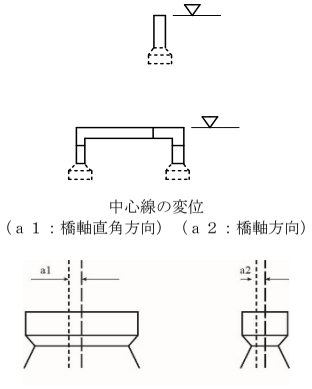
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚さ t		－20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		－20			
						敷幅 w_2（橋軸方向）		－50			
						高さ h		－50			
						天端長 ℓ_1		－50			
						敷長 ℓ_2		－50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50		 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向）	
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 （ラーメン式）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		10-3-7-9
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1	−20			
						敷幅 w_2	−20			
						高さ h	−50			
						長さ ℓ	−20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 計画高	＋10〜−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 平面位置	±20			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 アンカーボルト孔の鉛直度	1／50以下			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 （Ｉ型・Ｔ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w（橋軸方向）	−50			
						高さ h	−50			
						長さ ℓ	−50			

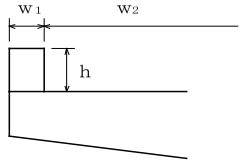
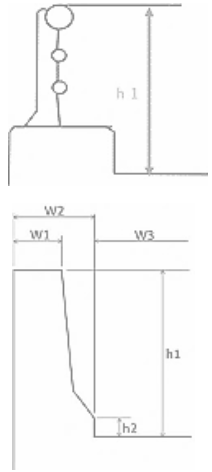
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 w_1, w_2	−50			
						高さ h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 （Ⅰ型・Ｔ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 （門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	工8 鋼製橋脚	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1／2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		10-3-8-11

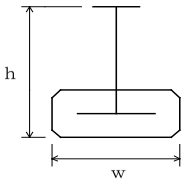
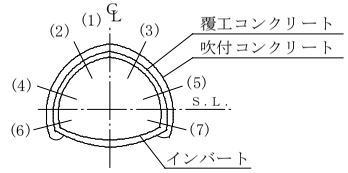
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	工3 工場製作	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10		図面の寸法表示箇所で測定。		10-4-3-9
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 （鋼製支承）	据付け高さ 注1）		±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動 可能量　注2）		設計移動量以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）		ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
								±5	±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度	橋軸方向	1／100				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認　注3）		温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上				
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 （ゴム支承）	据付け高さ 注1）		±5		支承全数を測定。 B：支承中心間隔（m） 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1）先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2）可動支承の遊間（La,Lb）を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3）可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
						可動支承の移動 可能量　注2）		設計移動量以上				
						支承中心間隔 （橋軸直角方向）		ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
								±5	±(4＋0.5×(B－2))			
						水平度	橋軸方向	1／300				
							橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差		5				
						可動支承の 機能確認　注3）		温度変化に伴う移動量計算値の1／2以上				

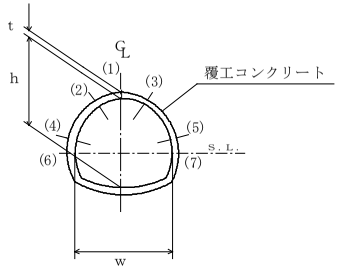
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
						アンカーボルト定着長	－20以内 かつ －1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	－10～＋20	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。		10-4-8-5
						地覆の高さ h	－10～＋20			
						有効幅員 w_2	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	－5～＋10	１径間当たり両端と中央部の３ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
						地覆の幅 w_2	－10～＋20			
						高さ h_1	－20～＋30			
						高さ h_2	－10～＋20			
						有効幅員 w_3	0～＋30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	１ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
						高さ	±4			

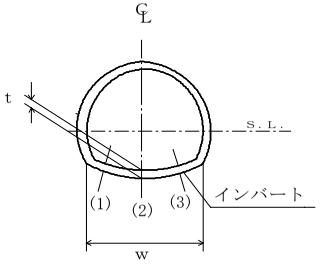
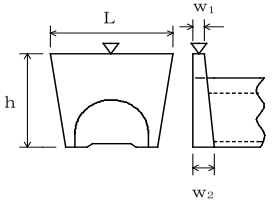
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
						高 さ h	10 −5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5）かつ−30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。		10-6-4-3
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		10-6-4-4
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

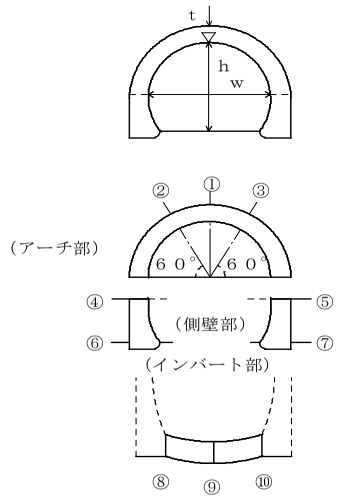
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
						幅 w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-6-5-5
						厚さ t	−30			

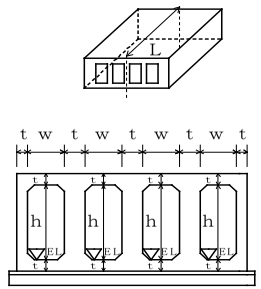
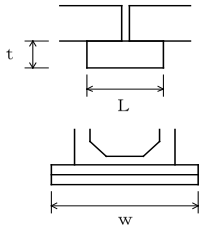
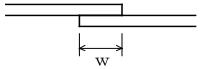
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）	－50	(1) 幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。		10-6-8-4
						幅 w_1, w_2	－30			
						高さ h：h＜3m	－50			
						高さ h：h≧3m	－100			
						延長 L	－200			

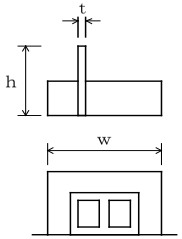
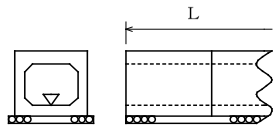
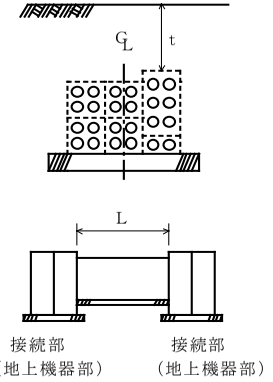
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱頂）	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき１ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
						幅　w（全幅）	－50			
						高さｈ（内法）	－50			
						厚　　さ　t	－20			
						延　　長　L	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-2
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-4
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 （防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 （防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		10-11-6-5

単位：mm

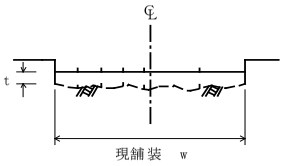
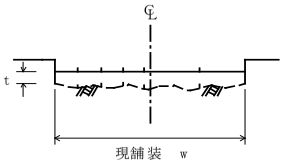
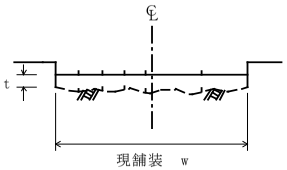
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 （防水壁）	高さ h	－20	図面の寸法表示箇所で測定。		10-11-6-5
						幅 w	±50			
						厚さ t	－20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40ｍ（測点間隔25ｍの場合は50ｍ）につき１ヶ所、延長40ｍ（又は50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
						延長 L	－200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。		10-12-5-2
						延長 L	－200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

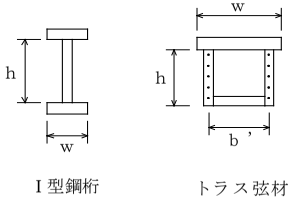
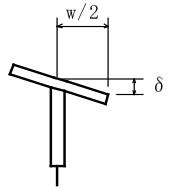
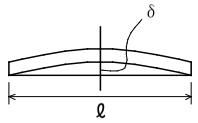
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30		接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。		10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30		１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
						※厚さ t_1～t_5	−20				
						※幅 w_1，w_2	−30				
						※高さ h_1，h_2	−30				

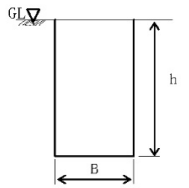
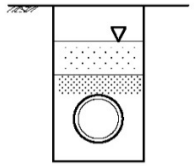
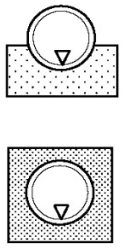
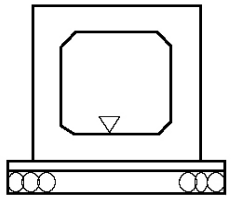
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均（$\bar{X}$）	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t（切削）	-7	－2	厚さは40ｍ毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式(足付き)（σ）1.75㎜以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さ t（標高較差）（切削）	-17 (17)（面管理として緩和）	-2 (2)	１．「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔ または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（オーバーレイ）は40ｍ毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長80ｍ毎に１ヶ所の割とし、延長80ｍ未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	10-14-4-5
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3mプロフィルメーター（σ）2.4㎜以下 直読式(足付き)（σ）1.75㎜以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工 厚さ t	－30		幅は延長80ｍ毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200ｍ毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
						路盤工 幅 w	－50				
						路盤工 延長 L	－100				

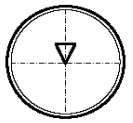
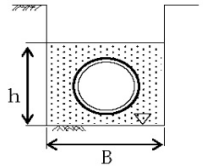
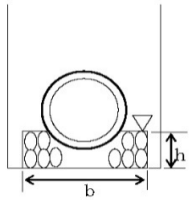
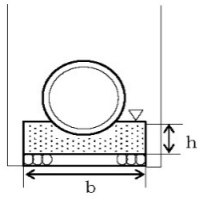
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	ﾌﾗﾝｼﾞ幅　w（m） 腹板高　h（m） 腹板間隔　b′（m）	±2…　w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±(3＋w／2)… 2.0＜w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長（mm）		10-16-3-4

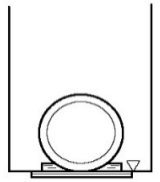
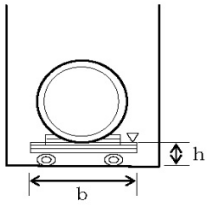
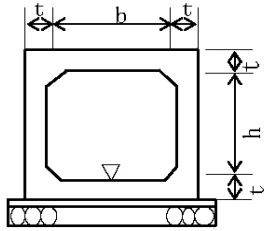
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	3管路土工		管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
						幅 B	−50			
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	3管路土工		管路埋戻し	基準高 ▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	4管布設工		管布設 （自然流下管）	基準高 ▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	−ℓ/500かつ −200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総延長 L	-200			
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	4管布設工		短形渠 （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	−ℓ/500かつ −200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総延長 L	-200			

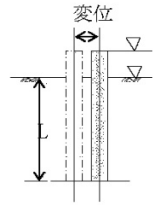
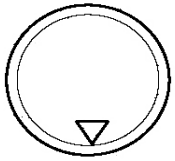
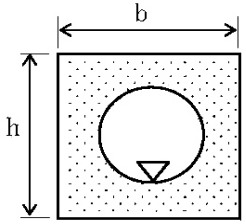
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	4管布設工		圧送管	基準高 ▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						総延長	-200			
						締付けトルク	日本ダクタイル鋳鉄管協会の接合要領書による。	接合箇所全数測定	接合部	チェックシートに記入する。
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		砂基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 B	−50			
						厚さ h	−30			
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		砕石基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 b	−50			
						厚さ h	−30			
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	5管基礎工		コンクリート基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 b	−30			
						厚さ h	−30			

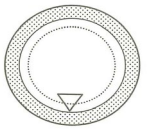
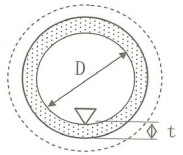
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	5 管基礎工		まくら土台基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
12 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	5 管基礎工		はしご胴木基礎	基準高 ▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅 b	−30			
						厚さ h	−30			
12 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	6 水路築造工		現場打水路	基準高 ▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）、幅、高さ、厚さは、１打設長ごとに両端部等を測定する。 １打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						幅 b	−30			
						高さ h	±30			
						厚さ t	−20			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	−ℓ/500かつ −200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総延長 L	−200			

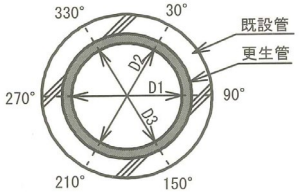
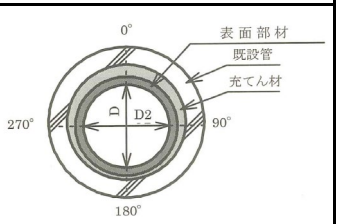
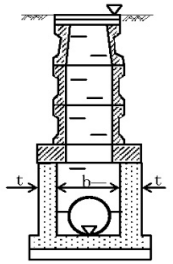
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12下水道編	1管路	3管渠工（開削）	7管路土留工		鋼矢板仮土留	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
						根入長 L	設計値以上			
						変位	100			
12下水道編	1管路	4，5管渠工（小口径推進、推進）	3推進工		推進工	基準高 ▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、推進管1本ごとに1箇所測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	−ℓ/500かつ −200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総延長 L	−200			
12下水道編	1管路	4，5管渠工（小口径推進、推進）	4立坑内管敷設工		空伏工	基準高 ▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b	−30			
						高さ h	−30			
						中心のずれ	±50			
						延長	−50			
						勾配	±20%			

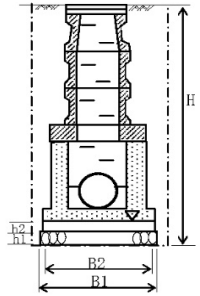
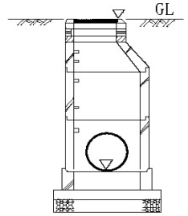
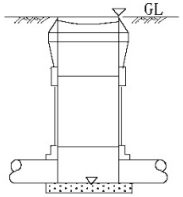
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	6 管渠工（シールド）	3 一次覆工		掘進工	基準高 ▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、セグメント５リングにつき1箇所測定する。		
						中心線の変位（水平）	±100			
						延長 ℓ	－ℓ/500かつ －200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総延長 L	－200			
12 下水道編	1 管路	6 管渠工（シールド）	4 二次覆工		二次覆工	基準高 ▽	±50	基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
						中心線の変位（水平）	±50			
						二次覆工厚 t	－20	二次覆工厚は、１打設につき端面で上下左右４点を測定する。		
						仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	－ℓ/500かつ －200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
						総延長 L	－200			

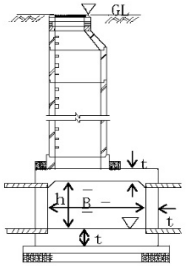
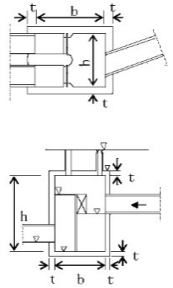
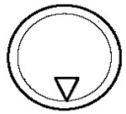
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 2 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径D	硬化直後と24時間以降の測定値で差がないこと。	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所で測定する。 硬化直後と24時間以降で同じ測定位置で計測し記録する。		最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
						更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は＋20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
1 2 下水道編	1 管路	7 管渠更生工	3 管渠内面被覆工		製管工法	仕上がり内径（高さ・幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所で測定する。		
1 2 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b （内法）	−30			
						壁厚 t	−20			
						人孔天端高	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						床掘深 H	±30			
						基礎工幅 B1	−50			
						基礎工高 h1	−30			
						コンクリート工幅 B2	−30			
						コンクリート工高 h2	−10			
12 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			
12 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						人孔天端高	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12下水道編	1管路	9特殊マンホール工	4躯体工		現場打ち特殊人孔	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 B	−30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t	−20			
						人孔天端高	±30			
12下水道編	1管路	9特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工		伏せ越し室・雨水吐室	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅 b （内法）	±30			
						高さ h	±30			
						厚さ t	−20			
12下水道編	1管路	9特殊マンホール工	伏せ越し管工		伏せ越し管	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						中心線の変位	±30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

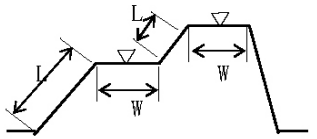
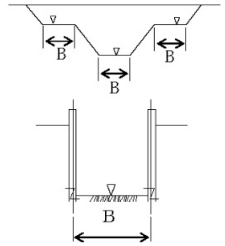
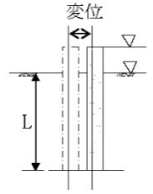
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	越流堰（雨水吐室）		越流堰（雨水吐室）	基準高 ▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。		
						幅 b（厚さ）	±20	幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
						高さ h（深さ）	±30			
						延長 L（長さ）	−20			
12 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工			中継ポンプ施設	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅、長さ B	−30			
						深さ h	−30			
						壁厚 t	−20			
12 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	4 ます設置工		公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		

出来形管理基準及び規格値

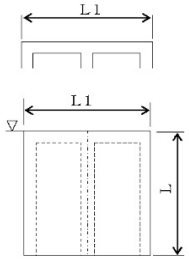
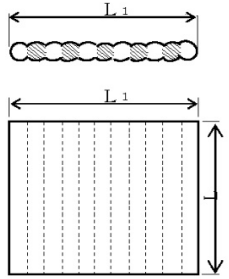
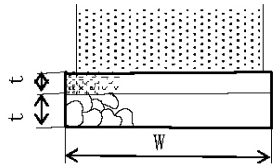
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	5 取付管布設工		取付管	延長（L）	−200	1施工箇所ごとに測定する。		
12 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						寸法 B	±100			
						深さ h	±30			
12 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑土工	基準高 ▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
						砕石基礎幅 b1	−50			
						砕石基礎厚 t1	−30			
						底版コンクリート基準高	±30			
						底版コンクリート幅 b2	−30			
						底版コンクリート厚 t2	−10			

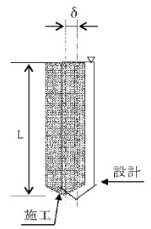
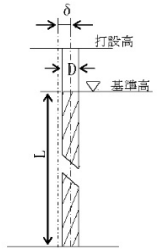
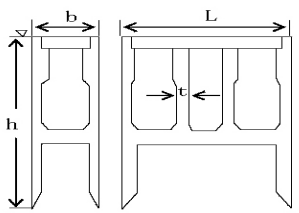
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	3 敷地造成工	4 法面整形工		盛土・切土	基準高 ▽	±50	施工延長おおむね40mごとにつき1箇所、40m未満は１施工箇所につき2箇所測定する。		
						幅 W	－100			
						法長 L ＜ 5 m	盛土：－100			
						法長 L ＜ 5 m	切土：－200			
						法長 L ≧ 5 m	盛土：－2%			
						法長 L ≧ 5 m	切土：－4%			
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	6 本体作業土工	2 掘削工		土工（掘削）	基準高 ▽	±50	施工延長おおむね40m（小規模なものは20m）ごとに基準測線を設定し、基準高を10mごと、変化点ごとに測定する。		
						幅 B	－100			
1 2 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	2 土留・仮締切工		土留・仮締切工 （H鋼杭、鋼矢板）	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、１施工箇所につき2箇所測定する。		任意仮設の場合は除く
						根入長 L	設計値以上			
						変位	100			

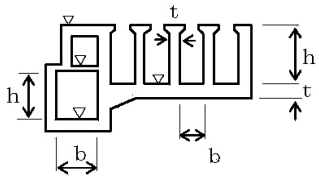
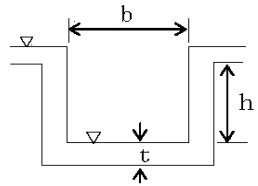
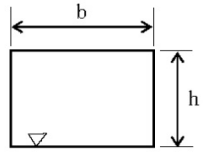
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	3 地中連続壁工（壁式）		壁式	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。		
						地中壁の長さ L1	−50			
						垂直変位	300	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
						壁体長 L	−200			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	7 本体仮設工	4 地中連続壁工（柱列式）		柱列式	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものについては1施工箇所につき2箇所測定する。		
						地中壁の長さ L1	−50			
						垂直変位	D／4以内	垂直変位は施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1箇所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
						壁体長 L	−200			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	3 直接基礎工		構造物基礎	幅 W	設計値以上	施工延長20mにつき1箇所測定以上する。施工延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所測定する。		
						厚さ t	設計値以上			
						延長	各構造物の規格値による			

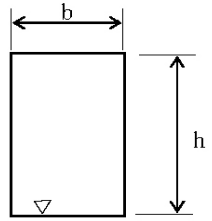
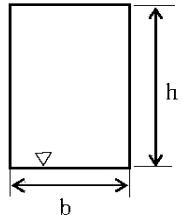
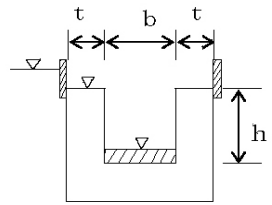
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	5 既製杭工		既製杭	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定する。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D／4以内かつ 100mm			
						傾斜	1／100以内			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	6 場所打杭工		場所打杭	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定する。 杭径(D)について、全周回転型オールケーシング工法の場合は、「設計径(公称径) －30mm以上」とする。		
						根入長 L	設計値以上			
						偏心量 δ	D／4以内かつ 100mm			
						杭径 D	設計径 (公称径)以上			
						傾斜	1／100以内			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	8 ニューマチックケーソン基礎工 7 オープンケーソン基礎工		ケーソン基礎	基準高 ▽	±100	打設ロットごとに測定する。		
						長さ L	－50			
						幅 b	－50			
						高さ h	－100			
						壁厚 t	－20			
						偏心量	300以内			

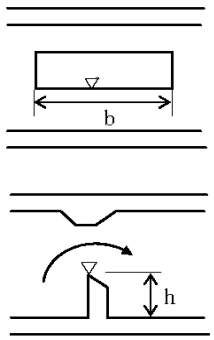
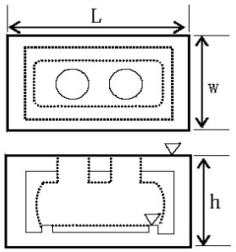
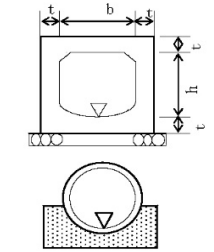
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の主要構造物	基準高 ▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±30			
						高さ h	±30			
						壁厚 t	−20			
						壁厚 t（ただし床板厚）	−10			
						長さ	±50			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		池・槽の附属構造物	基準高 ▽	±20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	±20			
						高さ h	±20			
						壁厚 t	±10			
						長さ	±50			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		開口部	幅 b	±20	永久開口部ごとに測定する。		
						高さ h	±20			

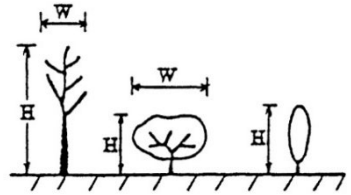
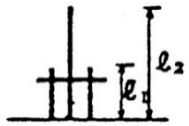
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		ゲート用開口部	基準高 ▽	−20	開口部ごとに測定する。		
							+0			
						幅 b	−0			
							+20			
						高さ h	±20			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工		可動せき用開口部	基準高 ▽	−20	開口部ごとに測定する。		
						幅 b	−0			
							+20			
						高さ h	±20			
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工		流出トラフ	基準高 ▽	±20	基準高は、1施工箇所ごとに交差点等を測定する。		
						幅 b	±20	幅、高さは、各池の1施工箇所について3箇所測定する。		
						高さ h	−20			
						厚さ t	±20			
						長さ	±50	長さは、各池外周部の1施工箇所について測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工		越流堰	基準高 ▽	±20		基準高は、中央部及び両端部を測定する。		
						幅 b	±20		幅・高さは、1施工箇所ごとに測定する。		
						高さ h	−20				
						長さ	±20				
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工			燃料貯留槽工	基準高 ▽	±30		設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						厚さ t	−20				
						幅 w	−30				
						高さ h	±30				
						延長 L	−50				
12 下水道編	2 処理場・ポンプ場	9 場内管路工	10 管布設工		流入渠・流出渠	基準高 ▽	±30		設計図の寸法表示箇所を測定する。		
						幅 b	−30				
						高さ h	−30				
						厚さ t	−20				
						延長	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	3	1	高木植栽工（樹木）	樹高 H		-100	全数につき測定。		14-1-3-3
						枝張 W		-200			
						幹周		-30			
						本数		-0本			
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	3	2	高木植栽工（玉物）	樹高 H		-50	10本につき1本測定本数は全数。		14-1-3-3
						葉張り W		-50			
						本数		-0本			
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	3	3	高木植栽工（苗木）	樹高 H		-50	おおむね50本につき1本測定本数は全数。	苗木の本数は標準地（100㎡程度2ヶ所以上）によることができる。	14-1-3-3
						根本径		-2			
						本数		-1%			
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	3	4	高木植栽工（支柱）	高さ（l_1 l_2）		-100	全数につき測定 末口径10本につき1本。		14-1-3-3
						末口径		-15			
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	6		地被類植栽工（地被類）	測点間延長	L≦20m	-100	全測線測定 目地間隔は300㎡当り1ヶ所	測点間延長の確認をもって面積確認とする。	14-1-3-6
							L>20m	-0.5%			
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	10	1	樹木養生工（防風ネット）	高さ H		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		14-1-3-10
						延長 L		-200	1施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	10	2	樹木養生工（養生棚）	設置高さ	H	設計値以上	1ヶ所/1施工箇所		14-1-3-10
						根入れ長		設計値以上			
						延長	L	-200			
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	11		樹名板工（埋込型樹名板）	設置高さ	H	設計値以上	1ヶ所/5基		14-1-3-11
						基礎	幅 W（D）	-30	基礎5基毎		
						基礎	高さ h	-30			
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	12		根囲い保護工	設置高さ	H	設計値以上	1ヶ所/1基		14-1-3-12
						基礎	幅 W（D）	-30	基礎1基毎		
						基礎	高さ h	-30			
						基礎	根入れ長	設計値以上			

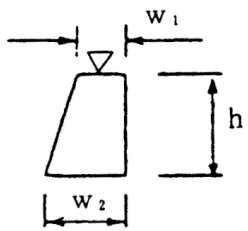
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
15 水道・工業用水道編	2 構造物				沈砂池 着水井 攪拌池 沈澱池 ろ過池 浄水池 調整池 配水池 ポンプ井 その他	基準高		±20	E．L．管理	両端及び中央の３点	出来形管理表に記入する。
						壁厚		±10	各構造物		
						幅(B)、高(H)、長（L）		＋30 －20			
						漏水量	無蓋	-0.5%	漏水テスト 満水にして24時間静置後検査	１池毎	
							有蓋	-0.3%			
	3 管路				管布設工	布設延長		-100	測点区間距離、全延長	測点区画	出来形管理表に記入する。
						管布設高		＋100(浅) －200(深)	E．L．管理	測点	
						中心線のずれ		左,右 100			
	3 管路	5 管附帯構造物			制水弁室等（構造物）	基準高		±30	E．L．管理		出来形管理表に記入する。
						壁厚		±10	各構造物		
						幅(B)、高(H)、長(L)		±30			
	4 管材料及び接合	3 鋳鉄管の接合	2 3		鋳鉄管接合	締付けトルク		日本ダクタイル鉄管協会の接合要領書による。	接合箇所全数測定	接合部	接合要領書のチェックシートに記入する。
						胴付間隔					
						ゴム輪の状態					
	4 管材料及び接合	6 鋼管の接合	1 2 3 4 5 6		鋼管接合	変形率	内面モルタル	±3%	φ800以上全数測定	管中央部	出来形管理表に記入する。
							内面エポキシ	±5%			
						内面・外面塗膜面		－0	接合箇所全数測定	接合部（内・外面共）	
						ピンホール検査	塗膜厚 0.3	1,500Ｖ	規格電圧で放置しないこと 接合箇所全数測定		
							塗膜厚 0.5	2,500Ｖ			
							ジョイントコート	10,000～ 12,000Ｖ			

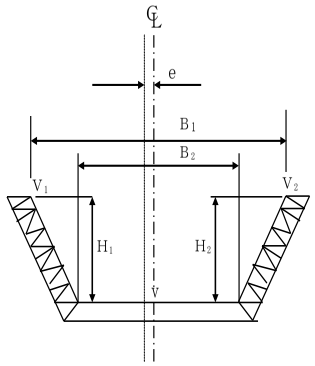
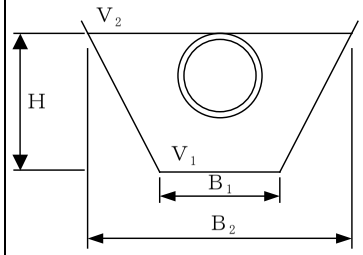
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	1		整地面積	形状寸法	各筆	±5%	平板測量等により各筆の形状寸法を全面積について測定する。		
							全体	−0.2%			
					表土扱い	厚さ		−20%	10a当たり3点以上を測定する。		
					基盤整地 表土整地	基準高		±150	10a当たり3点以上を測定する。 ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						均平度		±50			
					畦畔工	高さ		−50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。 施工延長を示さない場合は、1耕区につき1箇所の割合で測定する。		
						幅		−50			
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	4	1	暗渠排水工 (吸水渠)	布設深		−75	上下流端2箇所を測定する。 ただし1本の布設長さがおおむね100m以上のときは中間点を加えた3箇所測定する。		
						間隔		±750			
						延長	500m未満	−1,000			
							500m以上	−0.2%			
				2	暗渠排水工 (集水渠) (導水渠)	布設深		−75	施工延長おおむね50mに1箇所の割合で測定する。		
						延長	500m未満	−1,000			
							500m以上	−0.2%			
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	4 用水路工	4		用水路工 (水路工(土水路))	基準高		±100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。		
						幅		−75			
						高さ		−75			
						延長	200m未満	−400			
							200m以上	−0.2%			

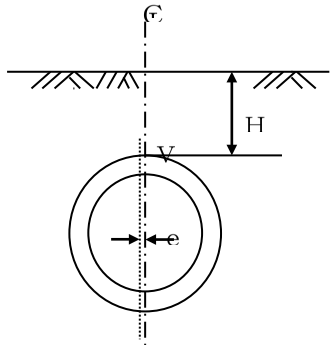
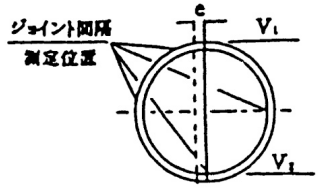
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	7 道路工	11		砂利舗装工	路盤厚さ T		－45	幹線道路 施工延長おおむね50ｍにつき1箇所の割合で測定する。 支線道路 施工延長おおむね200ｍにつき1箇所の割合で測定する。 耕作道路 施工延長おおむね100ｍにつき1箇所の割合で測定する。		
						幅 B		－150			
						延長	200m未満	－400			
							200m以上	－0.2%			
16 農業農村整備編	2 舗装工事・道路改良工事	6 擁壁工	8		小型擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所に付き2箇所。		
						幅 w		－30			
						高さ h		－50			
						延長 L		－200	１施工箇所毎。		

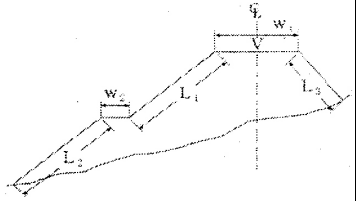
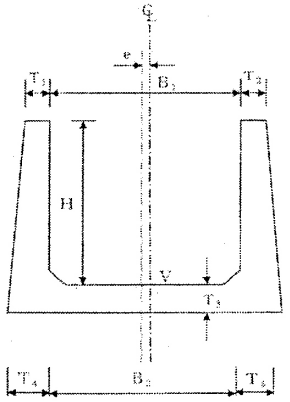
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
16 農業農村整備編	4 排水路工事・河川工事	8 柵渠工	2		柵渠工 (コンクリート 二次製品)	基準高 V		±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		幅、高さについては、組立式水路に適用しない。
						中心線のズレ	直線部 e	±50			
							曲線部 e	±100			
						幅 B1 B2		−40			
						高さ h1 h2		−40			
						施工延長 １５０m以上 １５０m未満		-0.1% -150			
16 農業農村整備編	5 管水路工事	5 管体基礎工	1 2 3		砂基礎工 砕石基礎工 コンクリート基礎工	高さ H		±30	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ(H)の管理は、V_2 V_1で算出するものとする。
						幅 B		−100			

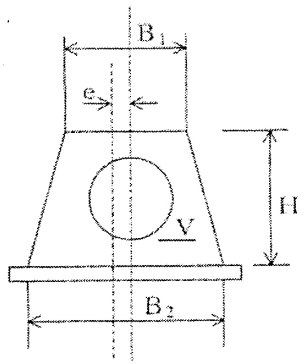
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
16 農業農村整備編	5 管水路工事	6 管体工	1		硬質塩化ビニル管布設工	基準高 V	±50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		
						中心線のズレ	±120			
						施工延長 200m以上 200m未満	 -0.1% -200			
						埋設深 H	-50			
16 農業農村整備編	5 管水路工事	6 管体工	2 3 4		強化プラスチック複合管、 ダクタイル鋳鉄管、 鋼管、 遠心力鉄筋コンクリート管	基準高 V	±30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底（V_1）を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350㎜以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂（V_2）でもよい。 eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
						被圧地下水のある場合 V	±50			
						中心のズレ e	±100			
						ジョイント間隔	別表 (ア) (イ) (ウ)			
						施工延長 200m以上 200m未満	 -0.1% -200			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
16 農業農村整備編	12 ため池改修工	3 堤体工	10		堤体盛土工	基準高 V	±100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき１箇所の割合で測定する。上記未満は２箇所測定する。ただし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4出来形図は横断図面を利用して作成する。
						堤幅 W	−100			
						法長 L	−100			
						施工延長	−200			
16 農業農村整備編	12 ため池改修工	5 洪水吐工	1		洪水吐工	基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長１スパンにつき１箇所の割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を９ｍとした場合。
						幅 B	±30			
						厚さ T	±20			
						高さ H	±30			
						中心線のズレ e	直線部±50			
							曲線部±100			
						スパン長 L	直線部±20			
							曲線部±30			
						施工延長	−150			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
16 農業農村整備編	12 ため池改修工	6 取水施設工	1		樋管工 同上付帯構造物 （土砂吐ゲート等）	基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所の割合で測定する。ジョイント間隔については１本毎に測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		1 基準高(V)は管底を原則とする。 2 プレキャストコンクリート製品使用の場合である。
						幅 B	−20			
						厚さ T	−20			
						高さ H	−20			
						中心線のずれ e	直線部±50			
							曲線部±100			
						施工延長	−150			

16-5-6

別表ア　管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔管理基準値

（単位：㎜）

呼び径(㎜)	JIS A 5372 RC管（B形管）		JIS A 5372 RC管（NB形管）	ＪＩＳ A 5372 ＲＣ管(NC形管)	
	規格値		規格値	標準値	規格値
	良質地盤	軟弱地盤			
150	＋20　0	＋11　0	＋23　0	－	－
200	＋20　0	＋11　0	＋23　0	－	－
250	＋20　0	＋11　0	＋23　0	－	－
300	＋18　0	＋10　0	＋23　0	－	－
350	＋18　0	＋10　0	＋23　0	－	－
400	＋21　0	＋11　0	＋29　0	－	－
450	＋21　0	＋11　0	＋29　0	－	－
500	＋21　0	＋11　0	＋29　0	－	－
600	＋23　0	＋13　0	＋29　0	－	－
700	＋21　0	＋12　0	＋29　0	－	－
800	＋24　0	＋13　0	＋29　0	－	－
900	＋26　0	＋15　0	＋29　0	－	－
1,000	＋32　0	＋18　0	－	－	－
1,100	＋33　0	＋19　0	－	－	－
1,200	＋35　0	＋21　0	－	－	－
1,350	＋37　0	＋22　0	－	－	－
1,500	－	－	－	5	＋33　＋5
1,650	－	－	－	5	＋33　＋5
1,800	－	－	－	5	＋33　＋5
2,000	－	－	－	5	＋33　＋5
2,200	－	－	－	5	＋33　＋5
2,400	－	－	－	5	＋38　＋5
2,600	－	－	－	5	＋38　＋5
2,800	－	－	－	5	＋38　＋5
3,000	－	－	－	5	＋38　＋5

注）1．規格値は埋戻後の値であり、原則として４箇所のうち１箇所でもこの値を超えてはならない。

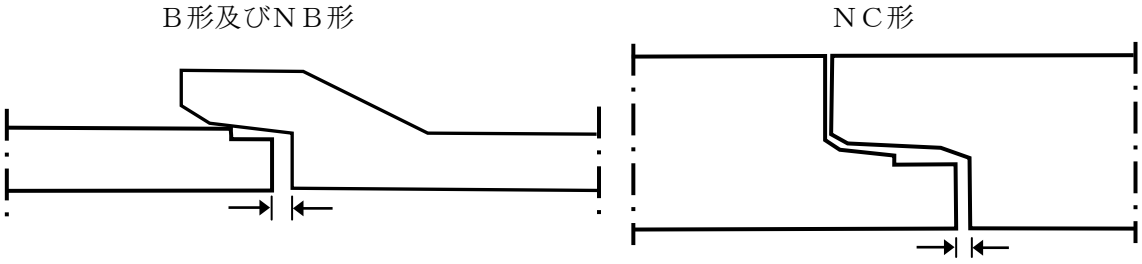
2．接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 ㎜以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。

なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

3．標準値は目地処理のため施工上必要な、本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。

〈参考〉ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

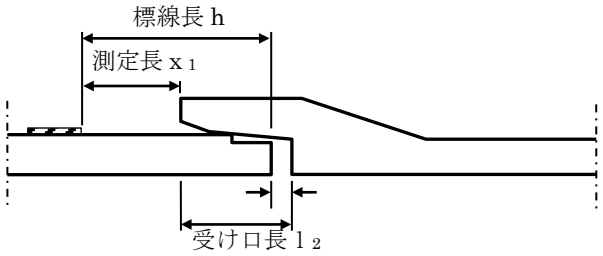
(1)内面から計測する場合



(2)外面から計測する場合

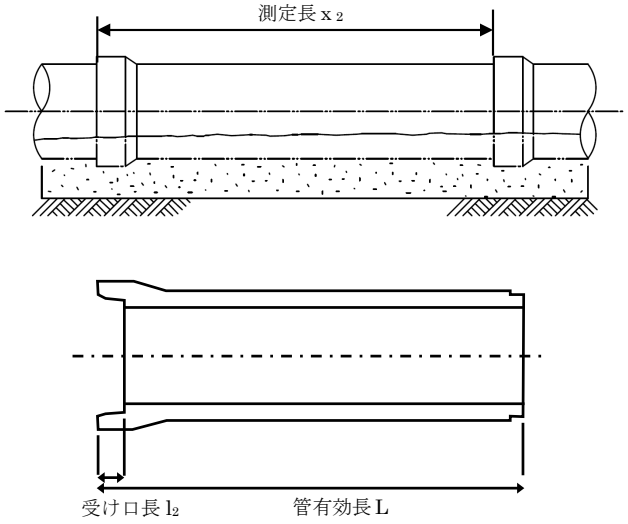
1)標線による計測

ジョイント間隔＝受け口長 l_2－（標線長 h－側線長 x_1）



2）標線によらない計測（参考）

ジョイント間隔＝受け口長 l_2－（管有効長 L－測定長 x_2）



別表イ　管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：㎜）

規　　格	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1027・1029	JIS G 5526・5527 及び JDPA G 1029	
	K形	T形（直管）	T形(異形管)	U形	
呼び径(㎜)	規格値	規格値	規格値	標準値	規格値
75	＋19　0	＋16　0	＋16　0	－	－
100	＋19　0	＋16　0	＋17　0	－	－
150	＋19　0	＋16　0	＋18　0	－	－
200	＋19　0	＋14　0	＋16　0	－	－
250	＋19　0	＋14　0	＋14　0	－	－
300	＋19　0	＋24　0	－　－	－	－
350	＋31　0	＋24　0	－　－	－	－
400	＋31　0	＋24　0	－　－	－	－
450	＋31　0	＋24　0	－　－	－	－
500	＋31　0	＋30　0	－　－	－	－
600	＋31　0	＋30　0	－　－	－	－
700	＋31　0	＋30　0	－　－	105	＋32　－ 5
800	＋31　0	＋30　0	－　－	105	＋32　－ 5
900	＋31　0	＋40　0	－　－	105	＋32　－ 5
1,000	＋36　0	＋40　0	－　－	105	＋33　－ 5
1,100	＋36　0	＋40　0	－　－	105	＋33　－ 5
1,200	＋36　0	＋50　0	－　－	105	＋33　－ 5
1,350	＋36　0	＋50　0	－　－	105	＋35　－ 5
1,500	＋36　0	＋60　0	－　－	105	＋35　－ 5
1,600	＋40　0	＋70　0	－　－	115	＋33　－ 5
1,650	＋45　0	＋70　0	－　－	115	＋33　－ 5
1,800	＋45　0	＋80　0	－　－	115	＋33　－ 5
2,000	＋50　0	＋90　0	－　－	115	＋36　－ 5
2,100	＋55　0	－　－	－　－	115	＋36　－ 5
2,200	＋55　0	－　－	－　－	115	＋36　－ 5
2,400	＋60　0	－　－	－　－	115	＋36　－ 5
2,600	＋70　0	－　－	－　－	130	＋36　－ 5

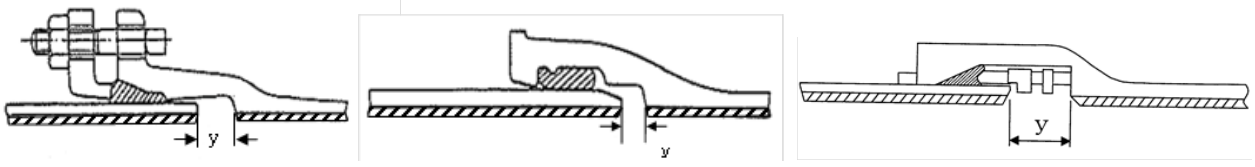
注）1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として４箇所のうち１箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 ㎜以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。

　なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

3. ダクタイル鋳鉄管のうち、K 形管・T 形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は下図のｙ寸法である。ｙの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。

K形管　　T形管　　U形管



別表ウ　管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔管理基準値

（単位：㎜）

規　格	ＪＩＳ　Ａ　5350				
	Ｂ　形、Ｃ　形　及　び　Ｔ　形				
呼び径（㎜）	標　準　値	規　格　値			
		良　質　地　盤		軟　弱　地　盤	
200	0	＋ 33	0	＋22	0
250	0	＋ 33	0	＋22	0
300	0	＋ 38	0	＋25	0
350	0	＋ 38	0	＋25	0
400	0	＋ 43	0	＋28	0
450	0	＋ 43	0	＋28	0
500	0	＋ 53	0	＋35	0
600	0	＋ 53	0	＋35	0
700	0	＋ 53	0	＋35	0
800	0	＋ 53	0	＋35	0
900	0	＋ 53	0	＋35	0
1,000	0	＋ 53	0	＋35	0
1,100	0	＋ 53	0	＋35	0
1,200	0	＋ 53	0	＋35	0
1,350	0	＋ 53	0	＋35	0
1,500	0	＋ 53	0	＋35	0
1,650	0	＋ 80	0	＋53	0
1,800	0	＋ 80	0	＋53	0
2,000	0	＋ 95	0	＋63	0
2,200	0	＋ 95	0	＋63	0
2,400	0	＋113	0	＋75	0
2,600	0	＋113	0	＋75	0
2,800	0	＋128	0	＋85	0
3,000	0	＋128	0	＋85	0

注）1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として４箇所のうち１箇所でもこの値を超えてはならない。

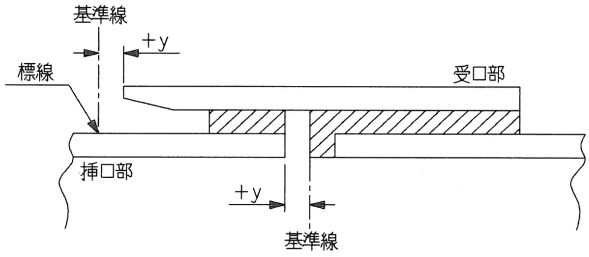
2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径 700 ㎜以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径 800 ㎜以上に適用する。

なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

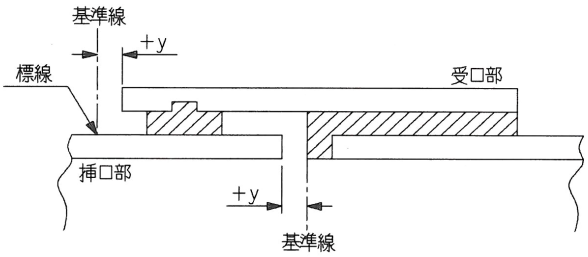
3. 継手部の標準断面は次ページのとおりであり、標準値は図の寸法ｙである。なお、基準線に対し抜け出し側を(＋)とする。

4. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

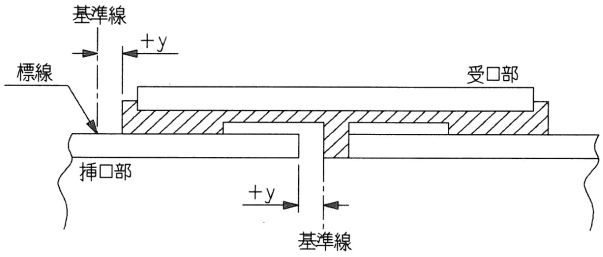
B形



T形



C形



編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	3 浚渫工			浚渫	水深（底面）	〈特〉による。	〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	＋0 －規定しない 又は〈特〉による。	様式・出来形27-1参照 ＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
						（法面）	〈特〉検測方法による。	測線間隔は〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	＋0 －規定しない 又は〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	2 床掘工		床掘	水深（底面）	〈特〉による。	〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	±30cm又は〈特〉による。	断面図は監督員が指示したとき作成し提出
						（法面）	〈特〉による。	〈特〉による。	10cm	平面図に実測値を記入し提出	外側２m（法面に直角） 内側30cm（法面に直角）又は〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	3 置換工		置換工	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	様式・出来形3-2-1参照
						天端高 天端幅 法面	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下測点間隔10m以下	天端高１cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±50cm又は〈特〉による 天端幅、法面は〈特〉による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下測点間隔20m以下	10cm			
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		サンドドレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
						砂の投入量	打込記録の確認	全数	0.1m^3	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		敷砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない － 0	様式・出来形1-1-2参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		載荷土砂	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない － 0	
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高 1 cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±50cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		ペーパードレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない － 0 先端深度 ＋ 0 －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
						ドレーン材の打込長	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙に打込長を記入し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		グラベルマット	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない － 0	様式・出来形1-1-2参照
						天端高 天端幅 法面勾配	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端高 1 cm 天端幅10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高 ±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
							水中部；スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	4 圧密・排水工		グラベルドレーン	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない － 0 先端深度 ＋ 0 －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
						砕石の投入量	打込記録の確認	全数	0.1m^3	打込記録紙に砕石の投入量を記入し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	5 締固工		ロッドコンパクション	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	〈特〉による。	10cm	管理図に測定結果を記入し提出		
						充填材の投入量			1.0m^3	測定記録等の提出		
						天端高	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	天端高 ＋規定しない － 0	
						先端深度	打込記録の確認	全数	10cm	打込記録の提出	先端深度 ＋ 0 －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	5 締固工		サンドコンパクションパイル	位置	トランシット、光波測距儀により測定	転船毎及び監督員の指示による。	1 cm	管理図に測定結果を記入し提出	〈特〉による。	様式・出来形1-2-2参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						天端高 先端深度	打込記録の確認	砂杭全数	10cm	打込記録紙及び管理表を作成して提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋：設計値より浅いことをいう。 －：設計値より深いことをいう。
						砂の投入量	打込記録の確認	砂杭全数	0.1m^3	打込記録紙に砂の圧入量を記入し提出		
						盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉による。	10cm	盛上り量の平面図を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	5 締固工		盛上土砂撤去	撤去量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	完了後 測線・測点間隔は〈特〉による。	10cm	撤去量の平面図を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	6 固化工		深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀等により測定	海上施工は改良杭全数。 陸上施工は〈特〉による。	1cm	管理図に測定結果を記入し提出		様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば不要
						鉛直度 接合	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定（引抜きと貫入時）	1分又は1cm	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出	〈特〉による。	陸上施工は除く。
						天端高 先端深度	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	改良杭全数	1cm	打込記録紙に天端高、先端深度を記入し管理表を提出	天端高 ＋規定しない －0 先端深度 ＋0 －規定しない	＋；設計値より浅いことをいう。 －；設計値より深いことをいう。
						硬化材吐出量	流量計等により硬化材のm当りの吐出量を確認	改良杭全数	1ℓまたは1t	打込記録紙に硬化材吐出量を記入し提出		
						盛上り量	レベル、音響測深機又はレッドにより測定	改良前、改良後	10cm	盛上り量の図面を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	6 固化工		事前混合処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	
						天端高 天端幅	陸上部：スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高1cm	管理図に天端高、天端幅を記入し提出	〈特〉による。	
							水中部：スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm			
17 漁港漁場編	2 一般施工	4 地盤改良工	6 固化工		表層固化処理	延長	スチールテープ、間縄等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない －0	
						天端高 天端幅 厚さ	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	天端幅10cm 天端高・厚さ1cm	管理図に天端高、天端幅、厚さを記入し提出	〈特〉による。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	2 基礎盛砂工		盛砂均し	延長	スチールテープ、間縄、光波測距儀等により測定	施工完了後	10cm	管理図に延長を記入し提出	＋規定しない － 0	様式・出来形1-1-2参照
						天端高 天端幅 法面勾配	スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出	天端高　±30cm 天端幅、法面勾配は〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	3 洗掘防止工		洗掘防止	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1 cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット、繊維系マット、ゴムマット) 30cm以上（合成樹脂系マット）	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
17 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	4 基礎捨石工		基礎捨石 (均しを行わない面)	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、但し、測点3点以上、マウンド厚2m以下の場合は2点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	4 基礎捨石工		捨石本均し	天端高	レベル又は〈特〉により測定	測線及び測点間隔は10m以下	1 cm	均し出来形図を作成し提出	± 5 cm	様式・出来形4-3-2参照
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲		備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	4 基礎捨石工		捨石荒均し	天端高	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-1 ±50cm、岸壁前面＋0、－20cm又は〈特〉による。異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm又は〈特〉による。		注)-1 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、但し、測点３点以上、但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上	10cm	均し出来形図を作成し提出	注)-2 ±50cm（法面に直角）異形ブロック据付面（整積）の高さ（法面に直角）±30cm又は〈特〉による。		注)-2 係留施設・護岸・土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm		
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	法線上	10cm	均し出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm		
17 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	6 基礎ブロック工		基礎ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に１個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋２cm,－１cm 高さ＋２cm,－１cm 長さ＋２cm,－１cm 壁厚±１cm		様式・出来形6-1参照 ブロック（方塊）
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に１個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出			
						型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示			
						ブロック外観（異形ブロック）	観察	全数		観察結果を報告			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	5 基礎工	6 基礎ブロック工		基礎ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	ブロック（方塊） 3cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	2 ケーソン製作工		ケーソン製作	摩擦増大用マット敷設位置	スチールテープ等により確認	始・終端及び変化する箇所毎	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	
						高さ	スチールテープ等により測定	完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	様式・出来形5-1-1参照
						幅	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						長さ	スチールテープ等により測定	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端	1 cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						壁厚	スチールテープ等により測定	各層完成時、各壁1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	±1cm	
						底版厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	底版完成時、各室中央部1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						フーチング高さ	スチールテープ等により測定	底版完成時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出	＋3cm －1cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	底版完成時及び完成時	1 cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						バラスト	レベル等により測定	各室中央部1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	砕石・砂　±10cm ｺﾝｸﾘｰﾄ　±5cm	投入量管理

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	3 ケーソン進水据付工		ケーソン進水据付	法線に対する出入	トランシット及びスチールテープ等により測定	据付完了後、両端2ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤　ケーソン質量 2,000t未満±20cm、 2,000t以上±30cm 岸　壁　ケーソン質量 2,000t未満±10cm、 2,000t以上±15cm	様式・出来形5-2-1参照
						据付目地間隔	スチールテープ等により測定	据付完了後、天端2ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	防波堤　ケーソン質量 2,000t未満20cm以下、2,000t以上30cm以下 岸　壁　ケーソン質量 2,000t未満10cm以下、2,000t以上20cm以下	
						天端高さ	レベルにより測定	据付完了後、四隅 中詰完了時、四隅	1 cm	管理表を作成し提出		
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上	1 cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	4 中詰工		砂・石材中詰	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1ヶ所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±5cm 水中±10cm	様式・出来形1-5-1参照
17 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	4 中詰工		コンクリート中詰	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等によりケーソン天端面からの下りを測定	1室につき1ヶ所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3cm 水中±5cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	5 蓋コンクリート工		蓋コンクリート	天端高	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	1室につき1ヶ所(中心)	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	様式・出来形1-6-1参照
17 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	5 蓋ブロック工		蓋ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	－2 cm, －1 cm ＋2 cm, －1 cm ＋2 cm, －1 cm ±1 cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	6 本体工（ケーソン式）	5 蓋ブロック工		蓋ブロック据付	蓋ブロック据付 （天端高）	レベル、水糸張り、スチールテープ等により測定	1室につき1ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出	陸上±3 cm 水中±5 cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	7 本体工（ブロック式）	2 本体ブロック製作工		本体ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋2 cm, －1 cm 高さ＋2 cm, －1 cm 長さ＋2 cm, －1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形6-1 参照 L型ブロック セルラーブロック ブロック(方塊)
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形6-1 参照 セルラーブロック ブロック(方塊)
						型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示		
						ブロック外観（異形ブロック）	観察	全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	7 本体工（ブロック式）	3 本体ブロック据付工		本体ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	L型ブロック セルラーブロック 5 cm以下 直立消波ブロック(方塊) 3 cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	8 本体工（場所打式）	2 場所打コンクリート工		場所打コンクリート工 イ）防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は＋5 cm－2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は＋5 cm－3 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 又は〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	8 本体工（場所打式）	2 場所打コンクリート工		ロ）岸　壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±2 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±3 cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	4 捨ブロック工		捨ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋2 cm, －1 cm 高さ＋2 cm, －1 cm 長さ 壁厚±1 cm	様式・出来形6-1参照 ブロック（方塊）
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
						型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示		
						ブロック外観（異形ブロック）	観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	4 捨ブロック工		捨ブロック据付	法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1cm	管理表を作成し提出	ブロック（方塊） 3cm以下	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最上段のみ）	1cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	9 本体工（捨石・捨ブロック式）	5 場所打コンクリート工		場所打コンクリート工	天端高	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－2cm	様式・出来形14-1参照 天端高さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3cm 天端幅10mを超える場合は＋5cm－3cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1cm	測定表を作成し提出	±5cm 又は〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工		先行掘削	位置	トランシット、スチールテープ等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	＋：設計値より浅いことをいう。 －：設計値より深いことをいう。
						掘削長 掘削深度	レベル等により測定	全数	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						掘削径	スチールテープ等により測定（水中の場合はケーシング径等により確認）	全数（水中の場合は適宜）	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工		鋼矢板 イ）鋼矢板	打込記録	第13編2-10-2	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	＋矢板1枚幅 －0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	2 鋼矢板工		ロ）鋼管矢板	打込記録	第13編2-10-2	20本に1本		打込記録を提出		
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、10本に1本及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数確認後10本に1本及び変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、10本に1本	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		控鋼矢板	打込記録	第13編2-10-3	40枚に1枚		打込記録を提出		様式・出来形1-8-2参照
						矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	＋矢板1枚幅 －0	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	10/1000以下	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時　（両端部）	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板1枚幅未満 10/1000以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に1枚	1 cm	管理表を作成し提出	±10cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察（水中部は潜水士）	全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		控鋼杭	打込記録	第13編2-10-3	20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	±5cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1	管理表を作成し提出	直杭2°以下 斜杭3°以下	
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		プレキャストコンクリート控壁	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋2 cm, －1 cm 高さ＋2 cm, －1 cm 長さ＋2 cm, －1 cm 壁厚±1 cm	
						法線に対する出入	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	±5 cm	
						隣接ブロックとの間隔	スチールテープ等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所（最下段、最上段）	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －0	
						天端高	レベル等により測定	据付後ブロック1個につき2ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		場所打コンクリート控壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない － 0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		腹起	取付高さ	レベル等により測定	取付完了時、両端（継手毎）全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-5参照
						継手位置	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						ボルトの取付け	観察	取付完了時、全数		観察結果を報告		
						矢板と腹起しとの密着度	観察	タイロッド毎、全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		タイ材 イ）タイロッド取付	取付け高さ及び水平度	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形1-9-6参照 腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が3つ山以上突き出していること。	
						ターンバックルのねじ込み長さ	観察	全数	1 cm	観察結果を報告	定着ナットの高さ以上	
						リングジョイントのコンクリートへの埋込み	観察	全数		観察結果を報告		
						支保材の天端高	レベル等により測定	適宜	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	10 本体工（鋼矢板式）	3 控工		ロ）タイワイヤー取付	取付高さ	レベル等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		腹起しに取り付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付角度及び取付間隔	スチールテープ等により測定	締付後両端、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						定着ナットの締付け	観察	全数		観察結果を報告	ねじ山が３つ山以上突き出していること。	
						定着具端部栓の取付け	観察	全数		観察結果を報告		
						トランペットシースの取付	観察	全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	11 本体工（コンクリート矢板式）	2 コンクリート工		コンクリート矢板	矢板壁延長	スチールテープ等により測定（天端付近）	施工中適宜 打込完了時	1 cm	管理表を作成し提出	＋矢板１枚幅 －０	
						矢板法線に対する出入り	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	1 cm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	全数を目視で確認
						矢板法線に対する傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、20枚に１枚及び計画法線の変化点	1/1000	管理表を作成し提出	〈特〉による。	
						矢板法線方向の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	施工中適宜 打込完了時　(両端部)	1 cm 1/1000	管理表を作成し提出	上下の差が矢板１枚幅未満 2/100以下	
						矢板天端高	レベルにより測定	打込完了時、20枚に１枚	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	全数を目視で確認
						矢板継手部の離脱	観察(水中部は潜水士)	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	12 本体工（鋼杭式）	2 鋼杭		鋼杭	打込記録	第13編2-12-2	第13編2-12-2 支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		打込記録を提出		様式・出来形1-10-2参照
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1′	管理表を作成し提出	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下	
17 漁港漁場編	2 一般施工	13 本体工（コンクリート杭式）	2 コンクリート杭		コンクリート杭	打込記録	JIS A 7201 記録	支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本		JIS A 7201 付表5 打込み工法記録を作成し提出		
						杭頭中心位置	トランシット、スチールテープ等により測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	10cm以下	
						杭天端高	レベルにより測定	打込完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出	± 5 cm	
						杭の傾斜	トランシット、下げ振り、傾斜計等により測定	打込完了時、全数	1′	管理表を作成し提出	直杭 2′以下 斜杭 3′以下	
17 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	2 被覆石工		被覆石 (均しを行わない面)	天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形13-1-1参照

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	2 被覆石工		被覆石均し	法面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線間隔は10m以下、測点３点以上但し、マウンド厚２m以下の場合は２点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm(法面に直角) 異形ブロック据付面 (整積)の高さ (法面に直角)±30cm 又は〈特〉による。	
						天端面	音響測深機、レッド又はレベル等により測定	測線及び測点間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	±50cm又〈特〉による。 異形ブロック据付面 (整積) ±30cm 岸壁全面 +0、-20cm又は 〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －20cm	
17 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	4 被覆ブロック工		被覆ブロック製作	型枠形状寸法(異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示		
						ブロック外観(異形ブロック)	観察	全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	4 被覆ブロック工		被覆ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上(最上段のみ)	1 cm	管理表を作成し提出	＋規定しない －０	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	14 被覆・根固工	5 根固ブロック工		根固ブロック製作	幅、高さ、長さ、壁厚	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋2 cm, －1 cm 高さ＋2 cm, －1 cm 長さ＋2 cm, －1 cm 壁厚±1 cm	様式・出来形13-3-1参照
						対角線	スチールテープ等により測定	10個に1個以上測定	1 cm	管理表を作成し提出		
	2 一般施工	15 上部工	2 上部コンクリート工		上部コンクリート工 イ）防波堤	天端高又は厚さ	レベル等により測定	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラペット頂部は1スパン2ヶ所以上	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±2 cm 天端幅10mを超える場合は＋5 cm－2 cm	様式・出来形14-1参照 天端高さ又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	天端幅10m以下の場合は±3 cm 天端幅10mを超える場合は＋5 cm－3 cm	注）本体がケーソンの場合ケーソン質量 2,000t未満　±20cm 2,000t以上　±30cm
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	±5 cm 注） 又は〈特〉による。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	15 上部工	2 上部コンクリート工		ロ）岸壁	天端高又は厚さ	レベル、スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	天端高又は厚さの管理項目の選定は〈特〉による。
						天端幅	スチールテープ等により測定	1スパン3ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 2 cm	
						延長	スチールテープ等により測定	法線上	1 cm	測定表を作成し提出	＋規定しない －0	
						法線に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	1スパン2ヶ所	1 cm	測定表を作成し提出	± 3 cm	
						防舷材ベッド	スチールテープ等により測定	スパン毎	1 cm	測定表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	15 上部工	2 上部コンクリート工		ハ）桟橋							17-2-15-2上部コンクリート工 ロ）を適用する。 岸壁を適用する。 梁（高さ、幅）、床版厚は型枠検査による。
17 漁港漁場編	2 一般施工	15 上部工	3 上部ブロック工		上部ブロック製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋2 cm，－1 cm 高さ＋2 cm，－1 cm 長さ＋2 cm，－1 cm 壁厚±1 cm	
						対角線	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全数	1 cm	管理表を作成し提出		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	2 係船柱工		係船柱	天端高	レベルにより測定	据付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出	曲柱±2 cm 直柱±2 cm	様式・出来形15-1-1参照
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	据付完了時、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
						中心間隔	スチールテープ等により測定	据付完了時、各スパン毎中心部、各基	1 cm	管理表を作成し提出		
						直柱基礎コンクリート（幅）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、天端両端	1 cm	管理表を作成し提出		
						（長さ）	スチールテープ等により測定	完了時、全数、前後面	1 cm	管理表を作成し提出		
						（高さ）	レベルにより測定	完了時、全数、中心点	1 cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	3 防舷材工		防舷材	取付高さ	レベル又はスチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-2-1参照
						中心間隔	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	4 車止・縁金物工		車止・縁金物工	天端高	レベルにより測定	取付完了時、中心部、全数	1 cm	管理表を作成し提出		様式・出来形15-3-1参照
						岸壁前面に対する出入	トランシット、スチールテープ等により測定	取付完了後中心部を1点	1 cm	管理表を作成し提出	± 3 cm	
						取付間隔	スチールテープ等により測定	上部工1スパンに2ヶ所	1 cm	管理表を作成し提出		
						塗装	目視による観察			観察結果を報告		
						警戒色（シマ模様）	スチールテープ等により測定	完了時適宜		確認結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工　　種	管理項目	測　定　方　法	測　定　密　度	測定単位	結果の整理方法	許　容　範　囲	備　考
17 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	5 防食工		電気防食	取付位置	目視（承諾された図面より確認）潜水士による。	取付完了後、全数	1cm	測定表作成し提出	±20cm ※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議とする。	様式・出来形1-12参照
						電位測定	測定機器による。	取付完了後、測定端子取付箇所毎	１ｍＶ	測定表を作成し提出	飽和かんこう電極基準；－770ｍＶ 海水塩化銀基準；－780ｍＶ 又は飽和硫酸銅電極基準；－850ｍＶ	
17 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	5 防食工		ＦＲＰモルタルライニング	取付高さ	レベルにより測定	取付完了後、上端高さ 鋼管杭；全数 矢板；１打設3ヶ所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	5 防食工		ペトロラタムライニング	高さ	レベルにより測定	完了後、上端・下端高さ 鋼管杭；全数 矢板；１打設3ヶ所以上	〈特〉による	測定表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	16 付属工	6 係船環工		係船環	取付位置	スチールテープ等により測定	取付完了時、中心部、全数	１cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	17 消波工	3 消波ブロック工		消波ブロック製作	型枠形状寸法（異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示		
						ブロック外観（異形ブロック）	観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	17 消波工	3 消波ブロック工		消波ブロック据付	延長	スチールテープ等により測定	据付完了後、法線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出	＋規定しない － 0	
						天端幅	スチールテープ等により測定	据付完了後、測線上（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
						天端高	レベル等により測定	据付完了後、測線上2ヶ所（最上段のみ）	1 cm	管理表を作成し提出		
17 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	2 裏込工		裏込材（均しを行わない面）	天端高	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上　1 cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						法面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	2 裏込工		裏込均し	天端面	レベル、レッドにより測定	測線及び測点間隔は10m以下	陸上　1 cm 水中　10cm	出来形図を作成し提出	（Ⅰ）±5cm （Ⅱ）±20cm	均し区分は〈特〉による。
						法面	レベル、レッドにより測定	測点は３点以上	10cm	出来形図を作成し提出	±20cm（法面に直角）	マット等を使用する場合を含む。
						天端幅	スチールテープ、間縄等により測定	測線間隔は10m以下	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	天端中心上	10cm	出来形図を作成し提出	＋規定しない －10cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	2 裏込工		吸出し防止材	敷設位置	スチールテープ、間縄等により測定	始、終端及び変化する箇所毎並びに20mに1ヶ所以上	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形1-4-1参照 アスファルトマット、繊維系マット、合成樹脂系マット
						重ね幅	スチールテープ等により測定	1枚に2点	1cm	測定表及び敷設図を作成し提出	50cm以上(アスファルトマット・繊維系マット) 30cm以上（合成樹脂系マット）	
						延長	スチールテープ、間縄等により測定	マットの中心を区間毎及び全長	10cm	測定表及び敷設図を作成し提出	＋規定しない －10cm	
17 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	3 裏埋工		裏埋材	地盤高 (陸上部)	レベル等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	1cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
						(水中部)	レベル、レッド及び音響測深機等により測定	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下	10cm	平面図に実測値を記入し提出	〈特〉による。	変化点は測定する。
17 漁港漁場編	2 一般施工	18 裏込・裏埋工	3 裏埋土工		土砂掘削	基準高	レベル等により測定	法肩、法尻及び中心を延長20mに1ヶ所以上	1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形17-3-1参照
						幅	スチールテープ等により測定	延長20mに1ヶ所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						法長	スチールテープ等により測定	延長20mに1ヶ所以上	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						延長	スチールテープ等により測定	両端及び中心	10cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	19 維持修繕工	2 維持塗装工		係船柱塗装	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	19 維持修繕工	2 維持塗装工		車止塗装 イ）鋼製	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	19 維持修繕工	2 維持塗装工		ロ）その他	塗装箇所	目視（承諾された図面より確認）	塗装完了後、全数		確認結果を提出	〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	2 単体魚礁製作工		単体魚礁製作	型枠形状寸法	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示		魚礁メーカー貸与型枠以外による場合は、「工種：本体ブロック製作」を適用するが、測定密度は10個に1個以上でよい。
						ブロック外観	観察	全数		観察結果を報告		

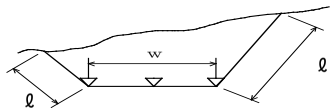
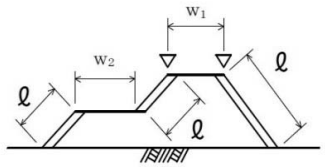
編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		コンクリート部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	幅、高さ、長さ ＋10mm×部材連数 － 5mm×部材連数	様式・出来形22-2参照
						ボルトの取付け	観察	全箇所		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		鋼製部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	幅　＋30mm, －10mm 高さ＋30mm, －10mm 長さ＋30mm, －10mm	
						のど厚 脚長 溶接長	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。	1 mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	ボルト止めの溶接長は、(隙間腐食防止のため) 不要
						有害な欠陥の有無	観察	全数		観察結果を報告		
						溶接部 非破壊試験	JIS Z 3104 放射線透過試験の他、〈特〉による。	〈特〉による。		写真又はフィルムを提出	〈特〉による。	
							カラーチェック	〈特〉による。		写真を提出	〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		化学系（ＦＲＰ）部材組立	幅 高さ 長さ	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 mm	管理表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形22-2参照
						接続帯の取付け	観察	接続終了後、全箇所		観察結果を報告	〈特〉による。	
17 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	3 組立魚礁組立工		重錘コンクリート製作	幅 高さ 長さ 壁厚	スチールテープ等により測定	10基に1基以上測定	1 cm	管理表を作成し提出	幅　＋3 cm, －1 cm 高さ＋3 cm, －1 cm 長さ＋3 cm, －1 cm	

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲		備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	20 魚礁工	4 魚礁沈設工		魚礁沈設	位置 集中配置 （乱積配置）	GPS及びD－GPS等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内 その他は〈特〉による。		様式・出来形22-3参照
						位置 ゾーン配置	GPS及びD－GPS等により測定	魚礁沈設時に10基に1基以上測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	ゾーン内		
						位置 計画配置 （相対配置）	GPS及びD－GPS等により測定	魚礁沈設時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内		
						高さ	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉による。	１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	集中配置： ＋　規定しない －　0 （Hは魚礁1基の高さ） ゾーン配置、計画配置：重ならないこと、その他は〈特〉による。		集中配置：最高部の許容範囲
						長さ 幅	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定 計画配置は〈特〉による。	１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。		
17 漁港漁場編	2 一般施工	21 着定基質工	2 着定基質製作工		着定基質製作	型枠形状寸法 （異形ブロック）	観察	型枠搬入後適宜		観察結果を記録・整理ただし、監督員の請求があった場合に提示			魚礁タイプは、前節魚礁工を適用する。
						ブロック外観 （異形ブロック）	観察	10個に1個以上		観察結果を報告			
17 漁港漁場編	2 一般施工	21 着定基質工	4 着定基質設置工		着定基質設置	位置 計画配置 （相対配置）	GPS及びD－GPS等により測定	着定基質設置時に全基測定	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内		様式・出来形22-3（計画配置）参照
						長さ、幅	音響測深器等により測定	〈特〉による。	１０ｃｍ	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。		

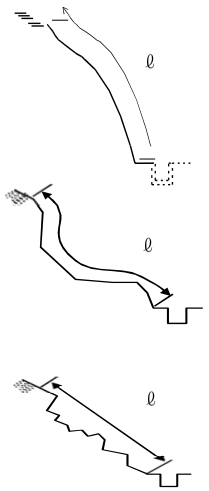
編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	21 着定基質工	5 石材投入工		石材投入	投入位置	GPS及びD－GPS等により測定	〈特〉による。	緯度経度 公共座標	管理表を作成し提出	偏心距離30m以内	捨石マウンドタイプは、3-3 基礎捨石工を適用する。 様式・出来形23-4参照
						長さ 幅	音響測深器等により測定	各3測線以上	10cm	出来形図を作成し、記録紙にも寸法を表示し提出	〈特〉による。	様式・出来形23-4参照
17 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	2 現場鋼材溶接工		現場鋼材溶接	形状寸法 （のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	様式・出来形26-1参照
						ひずみ	目視による観察	全数		観察結果を報告		
						有害な欠陥の有無	目視による観察	適宜		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	2 現場鋼材溶接工		被覆溶接（水中）	形状寸法 （のど厚、脚長、溶接長等）	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	1mm 溶接長は1cm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	3 現場鋼材切断工		現場鋼材切断 イ）陸上現場切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	目視による観察	全数		観察結果を報告		
					ロ）水中切断	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1mm	測定表を作成し提出	〈特〉による。	
						外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

編	章	節	条	枝番	工種	管理項目	測定方法	測定密度	測定単位	結果の整理方法	許容範囲	備考
17 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	4 その他雑工		清掃	幅 長さ 延長	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	〈枠〉による。	
						外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		
17 漁港漁場編	2 一般施工	22 雑工	4 その他雑工		削孔	形状寸法	スチールテープ等により測定	全数	1 mm	測定表を作成し提出	〈枠〉による。	
						外観	目視又は潜水士による観察	全数		観察結果を報告		

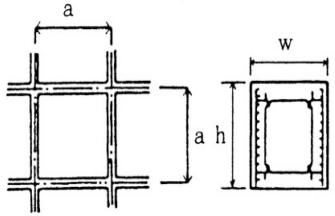
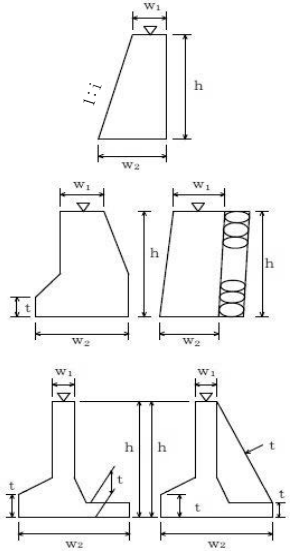
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	1 道路開設・改良	土工			掘削工	基準高 ▽		±50	施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。		出来形線は横断面図等に図示し、実測値を記入する。
						法長 ℓ	ℓ＜5m	-200			
							ℓ≧5m	法長の-4%			
						測点間の距離		±100			
						中心線の寄り		±100			
						幅 w		-100			
18 林道編	1 道路開設・改良	土工			路体盛土工 路床盛土工 残土処理工	基準高 ▽		±50	施工延長40mにつき１ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
						法長 ℓ	ℓ＜5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の-2%			
						幅 w1、w2		-100			
18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の-4%			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の-2%			
						延長 L		-200	１施工箇所毎。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						植被率		70%以上	1,000㎡に1ヶ所の割合		

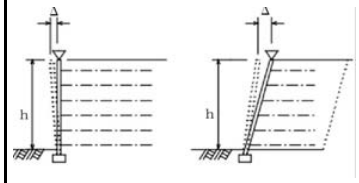
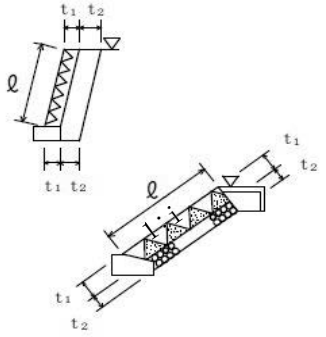
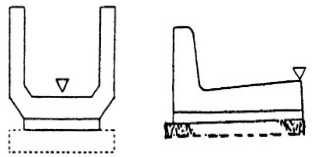
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の-4%			
						厚さ t	t＜5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5cm	-20			
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均値は設計厚以上				
						延長　L		-200	１施工箇所毎。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						植被率		70%以上	1,000㎡に1ヶ所の割合		
18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	3		法面吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長 ~~S~~ℓ	ℓ＜3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ t	t＜5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、１施工箇所につき2ヶ所。検査孔により測定。		
							t≧5cm	-20			
							但し、吹付面に凸凹がある場合の最小吹付厚は設計厚の50%以上とし、平均値は設計厚以上				
						延長　L		-200	１施工箇所毎。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

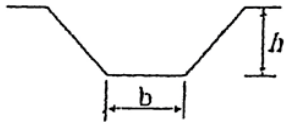
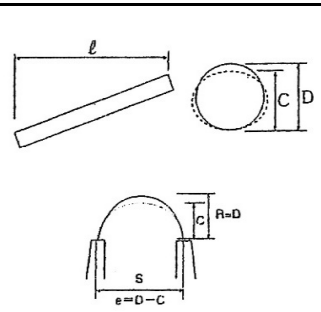
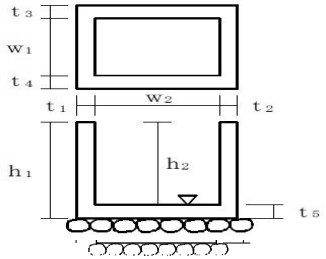
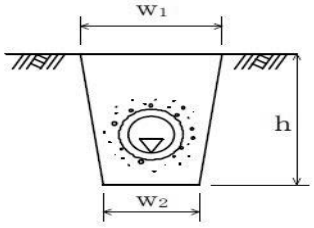
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	1 道路開設・改良	5 法面工	4		法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 Sℓ	ℓ＜10m	−100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		曲線部は設計図書による。
						法長 Sℓ	ℓ≧10m	−200			
						幅 w		−30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さ h		−30			
						枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		−200	１施工箇所毎。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
18 林道編	1 道路開設・改良	7 擁壁工	5		現場打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅 w1、w2		−30			
						高さ h	h＜3m	−50			
						高さ h	h≧3m	−100			
						延長 L		−200	１施工箇所毎。		

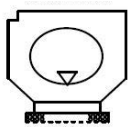
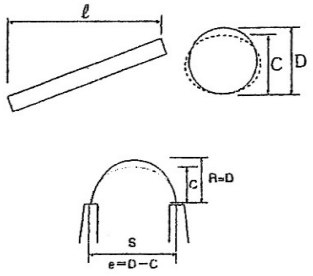
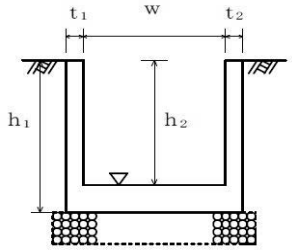
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	1 道路開設・改良	7 擁壁工	7		補強土壁工	基準高▽		±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h	h＜3m	-50			
							h≧3m	-100			
						鉛直度		±0.03ｈ かつ ±300以内			
						控え長さ		設計値以上			
						延長　L		-200	１施工箇所毎。		
18 林道編	1 道路開設・改良	8 石・ブロック積（張）工	3		コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）（コンクリートブロック張）	基準高▽		±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 ℓ	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック積張）t１		-50			
						厚さ（裏込め）t２		-50			
						延長　L		-200			
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	3	1	側溝工（プレキャストU型側溝・L型側溝）（自由勾配側溝）	基準高▽		±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	3	2	側溝工 （素掘） （植生工）	高さ　h	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。		
						幅　b	-50			
						延長　L	-0.1% 最大-200			
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	3	3	側溝工 （コルゲートフリューム工）	基準高▽	±50	１施工箇所当たり２ヶ所。 ただし施工延長が20mを超える場合は、20m程度毎に測定する。 工場製品の場合の寸法は、規格証明書等による。 ただし、製造元の製品の仕様により許容値が定められている場合は、当該許容値を規格値に読み替えるものとし、製造元の証明書等を添付するものとする。		
						変形量　n	e／D±5%			
						スパン　S	±2%			
						延長　ℓ	-0.1% 最大－200			
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	9		集水桝工	基準高▽	±30	１施工箇所毎。 ※は、現場打部分のある場合。		
						※厚さ　t1～t5	-20			
						※幅　w1、w2	-30			
						※高さ　h1、h2	-30			
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	12		地下排水工	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。		
						幅　w1、w2	-50			
						深さ　h	-30			
						延長　L	-200	１施工箇所毎。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	14	1	管渠工（コンクリート管工）	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長　L	-200	１施工箇所毎。ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	14	2	管渠工（コルゲートパイプ工）（合成樹脂管）	基準高▽	±50	１施工箇所当たり2ヶ所。ただし施工延長が20mを超える場合は、20m程度毎に測定する。工場製品の場合の寸法は、規格証明書等による。ただし、製造元の製品の仕様により許容値が定められている場合は、当該許容値を規格値に読み替えるものとし、製造元の証明書等を添付するものとする。		
						変形量　n	e／D±5%			
						スパン　S	±2%			
						延長　ℓ	-0.1% 最大－200			
18 林道編	1 道路開設・改良	10 排水施設工	15		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは１施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ　t1、t2	-20			
						幅　w	-30			
						高さ　h1、h2	-30			
						延長　L	-200	１施工箇所毎。		

単位：mm

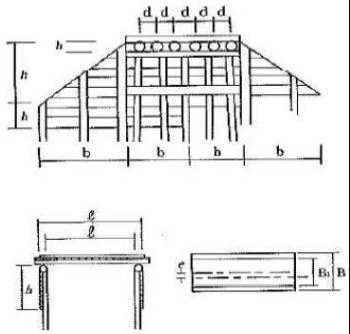
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	2 舗装工	4 舗装工			下層路盤工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、２ヶ所測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ	-45			
						幅	-50			
							ただし、厚さの測定値の平均は、-15以内とする。			
18 林道編	2 舗装工	4 舗装工			上層路盤工（粒度調整路盤工）	厚さ	-30	施工延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、２ヶ所測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50			
							ただし、厚さの測定値の平均は、-10以内とする。			
18 林道編	2 舗装工	4 舗装工			上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）	厚さ	-30	厚さは、500 ㎡に１個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こしてして測定する。 幅は、延長40mにつき１ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、２ヶ所測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50			
							ただし、厚さの測定値の平均は、-10以内とする。			
18 林道編	2 舗装工	4 舗装工			アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	-20	厚さは、500㎡に１個の割合でコアーを採取もしくは掘り起こして測定する。 幅は、延長40mにつき１ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは２ヶ所測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50			
							ただし、厚さの測定値の平均は、-7以内とする。			

出来形管理基準及び規格値

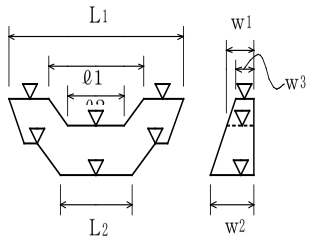
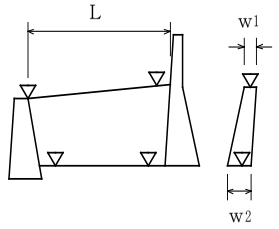
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	2 舗装工	4 舗装工	5		アスファルト舗装工（基層工・表層工）	厚さ	-9	厚さは、500㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25			
						平坦性	3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 長読式（足付き） （σ）1.75mm以下			
							ただし，厚さの測定値の平均は、-3以内とする。			
18 林道編	2 舗装工	4 舗装工	6		コンクリート舗装工	厚さ	-10	厚さは、500 ㎡に1個の割合でコアーを採取して測定する。 幅は、延長40mにつき1ヶ所の割合で測定する。 延長40m以下のものは、2ヶ所測定する。		
							ただし，厚さの測定値の平均は、-3.5以内とする。			
						幅	-25			
						平坦性	コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm以下 人力舗設の場合 （σ）3mm以下			
						目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

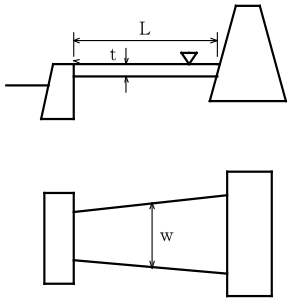
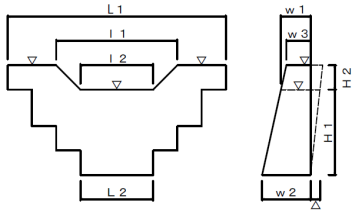
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
18 林道編	6 木造橋上部	3 木造橋上部	3		木桁	基準高		±100	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。 設計図に記入又は出来形図等を作成する。		
						橋長、支間長　ℓ		±50			
						全幅　B、全幅員　B1		±50			
						けた中心距離　d		±30			
						橋台土留（橋軸直角又は斜角方向）	幅　b	-50			
							高さ　h	-30			
						施工部材長さ		±50	けた、はり、ぬき、筋かい、高欄等の各部材		
						橋軸の偏心量　e		±10			

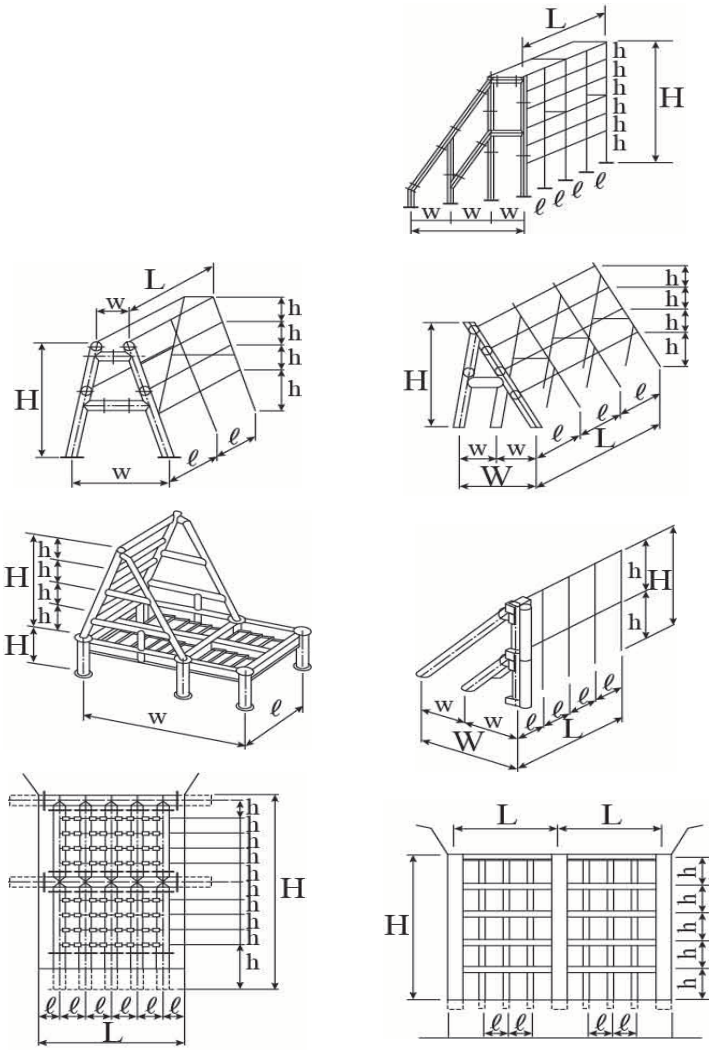
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	1 渓間工	7 コンクリート治山ダム工	4 5		コンクリート治山ダム 本体工 コンクリート副ダム工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2	−30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
						堤長 L_1, L_2	−100			
19 治山編	1 渓間工	7 コンクリート治山ダム工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						長さ L	−100			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	1 渓間工	7 コンクリート治山ダム工	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w	−100			
						厚さ t	−30			
						延長 L	−100			
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	5		鋼製治山ダム本体工 （不透過型）	堤高 ▽	±50	1．図面の表示箇所で測定する。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		
						堤長 L_1, L_2	±100			
						天端幅 w_1, w_3	±50			
						袖高 H2	±50			
						提幅 w_2	±50			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±100			
						下流側倒れ △	±0.02H_1 ±0.02H_2			

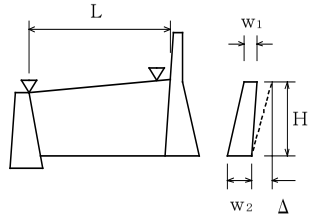
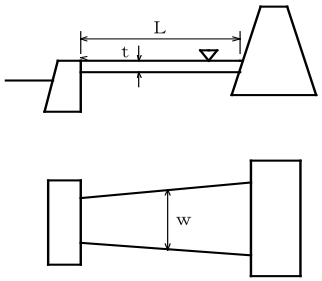
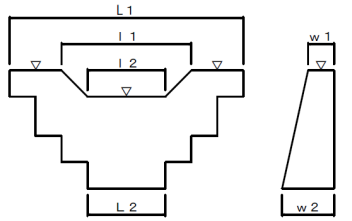
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	5		鋼製治山ダム本体工 （透過型）	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						高さh	±10			
					次頁に続く					

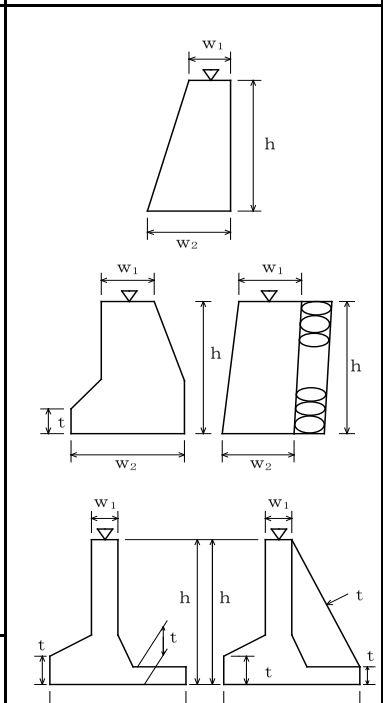
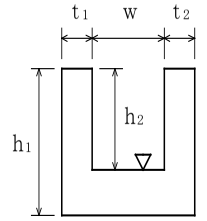
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	5		鋼製治山ダム本体工 (透過型)					

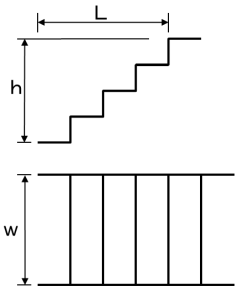
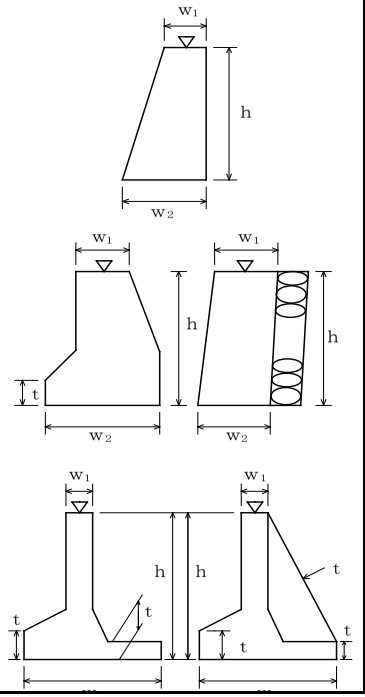
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。		
						長さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ △	±0.02H			
						高さ h　h＜3m	−50			
						高さ h　h≧3m	−100			
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	9		水叩工	基準高 ▽	±50	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w	−100			
						厚さ t	−50			
						延長 L	−100			
19 治山編	1 渓間工	9 木製治山ダム工	6		木製治山ダム本体工	基準高 ▽	±100	1施工箇所毎		
						天端部 w_1 堤幅 w_2	−50	図面の表示位置で測定。断面、形状等の変化点毎に測定する		
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	±100			
						堤長 L_1, L_2	−50			

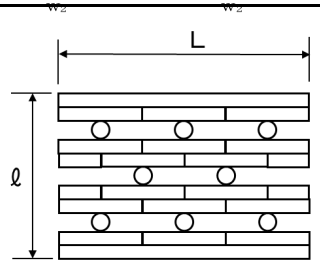
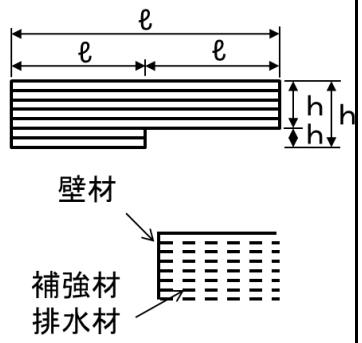
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	2 流路工	3 護岸工	4		コンクリート護岸工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚さ t		－20			
						裏込厚さ		－50			
						幅 w_1, w_2		－30			
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						のり勾配		±0.5分			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
19 治山編	2 流路工	4 床固工	8		魚道工	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						幅 w		－30			
						高さ h_1, h_2		－30			
						厚さ t_1, t_2		－20			
						延長 L		－200			

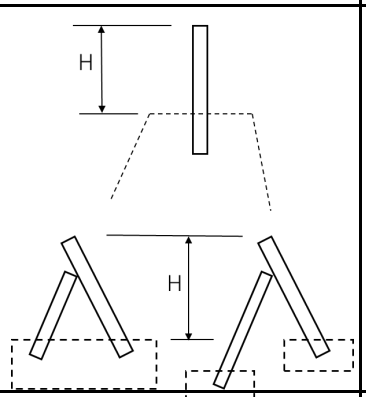
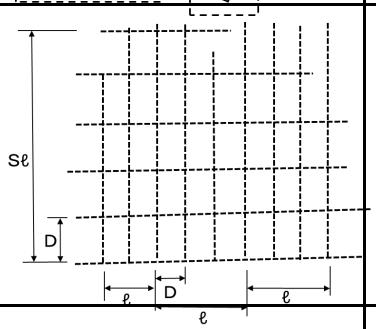
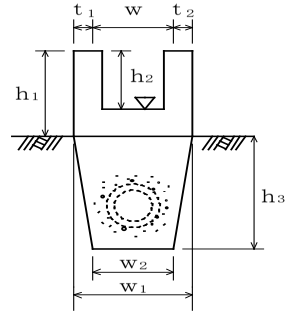
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	2 流路工	6 流路付属物設置工	2		階段工	幅 w	－30	1回/1施工箇所		
						高さ h	－30			
						長さ L	－30			
						段数	±0段			
19 治山編	3 山腹工	6 土留工	3 4		コンクリート土留工 鉄筋コンクリート土留工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	－20			
						裏込厚さ	－50			
						幅 w_1, w_2	－30			
						高さ h：h＜3m	－50			
						高さ h：h≧3m	－100			
						のり勾配	±0.5分			
						延長 L	－200	1施工箇所毎		

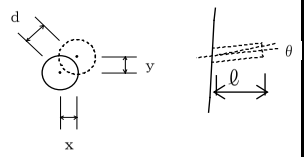
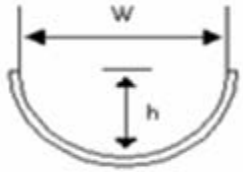
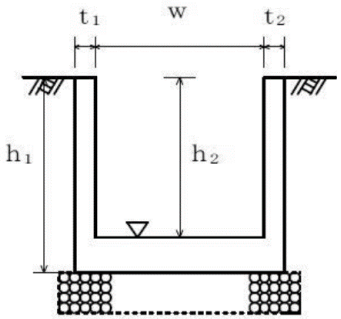
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	3 山腹工	6 土留工	7		木製土留・擁壁工	延長 L		-1.5%	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						法長 ℓ		-75			
						法勾配		±0.5分	１施工箇所毎		
19 治山編	3 山腹工	6 土留工	14		補強土壁工（鋼製ユニット等）	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						高さ h		-50			
						法勾配 i		-0.3分			
						延長 ℓ	ℓ＜10m	-50	１施工箇所毎		
							ℓ≧10m	-0.5% 最大-100			
						部材数		設計量以上	部材数は、壁材、補強材、排水材等の寸法別数量		

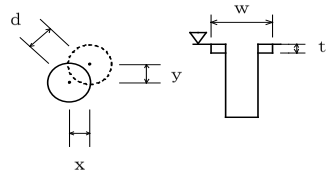
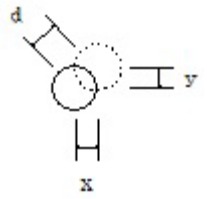
単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	3 山腹工	8 落石防護工	3 4		鋼製落石防止壁工 落石防護壁工	基準高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						高さ H		-30			
						長さ L		L/300 最小許容値-50 最大許容値-100			
						延長 L		-200	１施工箇所毎		
19 治山編	3 山腹工	8 落石防護工	5 6		落石防護網工 固定工（ロープ伏工）	ロープ間隔 D		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						法長 Sℓ		-2%			
						区間長 ℓ	ℓ＜10m	-100	１施工箇所毎		
							ℓ≧10m	-１％ 最大-200			
19 治山編	3 山腹工	9 暗渠工	2		礫暗渠工	基準高 ▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚さ t_1, t_2		－20			
						幅 w		－30			
						幅 w_1, w_2		－50			
						高さ h_1, h_2		－30			
						深さ h_3		－30			
						延長 L		－200			

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	3 山腹工	9 暗渠工	5		ボーリング暗渠工	削孔深さ　ℓ	設計値以上	全数		
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向　θ	±2.5度			
19 治山編	3 山腹工	10 山腹水路工	3 8 9 10 11		水路工 練石張水路工 植生土のう水路工 張芝水路工 コルゲート半円管水路工	延長　L	-200	1施工箇所毎		※コルゲート半円水路工など2次製品を用いたものは延長のみ
						幅　w	-100	施工延長20m毎に1ヶ所測定		
						深さ　h	-50			
19 治山編	3 山腹工	10 山腹水路工	6		現場打水路工	基準高　▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ　t_1, t_2	-20			
						幅　w	-30			
						高さ　h_1, h_2	-30			
						延長　L	-200	1施工箇所毎		

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	3 山腹工	11 12	2 3 4 5 2 3 4 5 6 7		編柵工 木柵工 コンクリート板柵工 鋼製及び合成樹脂２次製品の柵工 石筋工 萱筋工 丸太筋工 木筋工 植生土のう筋工 その他緑化二次製品を用いた筋工	延長	Ｌ≦20m	-100	1工事100m以上500m以下を1ロットとする。		
							Ｌ＞20m	-0.5%			
19 治山編	3 山腹工	13 伏工	2 3 4 5		わら伏工 むしろ伏工 網伏工 その他二次製品を用いた伏工	延長	ＳＬ≦5m	-200	１工事300㎡以上500㎡以下を1ロットとする。	延長の確認をもって、面積確認とする。	
							ＳＬ＞5m	-4%			
19 治山編	4 地すべり防止工	4 集水井工	5		集水井工	基準高 ▽		±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	
						偏心量 d		150			
						長さ L		－100			
						巻立て幅 w		－50			
						巻立て厚さ t		－30			
19 治山編	4 地すべり防止工	7 杭工	3 4 5		杭工	基準高 ▽		±50		 $d=\sqrt{x^2+y^2}$	
						値入長		設計値以上			
						偏心量 d		D／４以内 かつ100以内			

3-2-3-5　縁石工（すりつけブロック）測定箇所

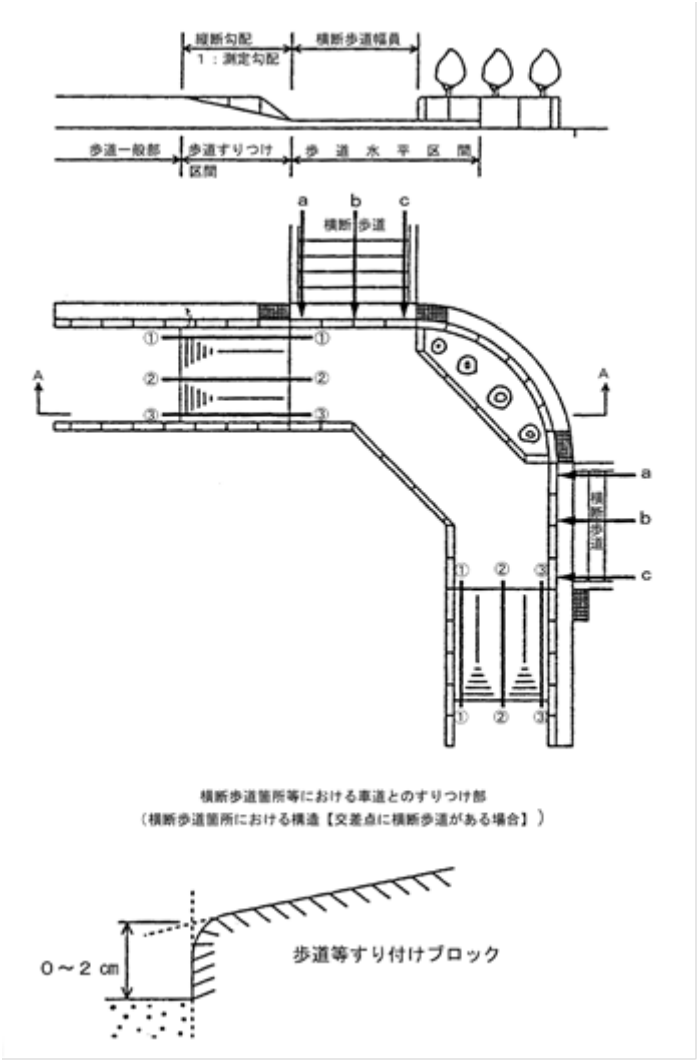


図３－１

3-2-3-5　縁石工（車両乗入れブロック）測定箇所

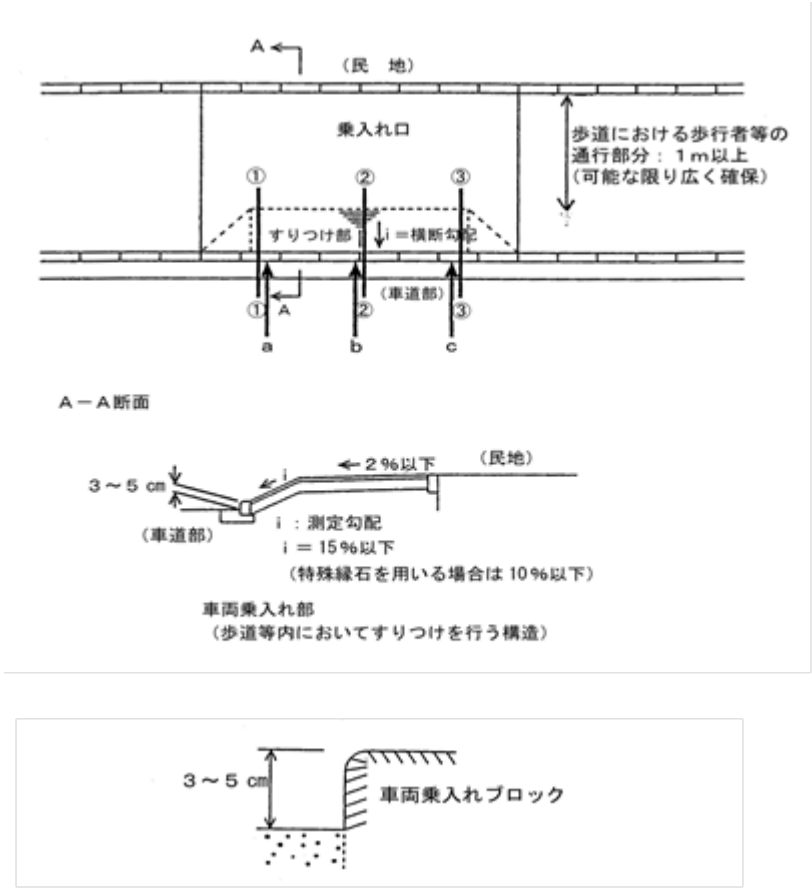


図３－２

品質管理基準及び規格値

品　質　管　理

１ 目　的

建設工事の施工に当たっては、設計図書や特記仕様書並びに三重県公共工事共通仕様書、また各種指針・要綱に明示されている材料の形状寸法、品質、規格等を十分満足し、かつ経済的に作り出す為の管理を行う必要がある。本基準は、それらの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものである。

２ 品質管理基準及び規格値(案)

目　　次

1 セメント・コンクリート
（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） …… Ⅱ － 1
2 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類） …… Ⅱ － 4
3 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類） …… Ⅱ － 4
4 プレキャストコンクリート製品（その他） …… Ⅱ － 4
5 ガス圧接 …… Ⅱ － 6
6 既製杭工 …… Ⅱ － 6
7 基礎工 …… Ⅱ － 7
8 場所杭工 …… Ⅱ － 7
9 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式） …… Ⅱ － 7
10 下層路盤 …… Ⅱ － 8
11 上層路盤 …… Ⅱ － 9
12 アスファルト安定処理路盤 …… Ⅱ － 12
13 セメント安定処理路盤 …… Ⅱ － 12
14 アスファルト舗装 …… Ⅱ － 13
15 転圧コンクリート …… Ⅱ － 16
16 グースアスファルト舗装 …… Ⅱ － 18
17 路床安定処理工 …… Ⅱ － 20
18 表層安定処理工（表層混合処理） …… Ⅱ － 21
19 固結工 …… Ⅱ － 21
20 アンカー工 …… Ⅱ － 21
21 補強土壁工 …… Ⅱ － 22
22 吹付工 …… Ⅱ － 22
23 現場吹付法枠工 …… Ⅱ － 24
24 河川土工 …… Ⅱ － 26
25 海岸土工 …… Ⅱ － 27
26 砂防土工 …… Ⅱ － 28
27 道路土工 …… Ⅱ － 29
28 捨石工 …… Ⅱ － 31
29 コンクリートダム …… Ⅱ － 31
30 覆工コンクリート（ＮＡＴＭ） …… Ⅱ － 34
31 吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ） …… Ⅱ － 36
32 ロックボルト（ＮＡＴＭ） …… Ⅱ － 38
33 路上再生路盤工 …… Ⅱ － 38
34 路上表層再生工 …… Ⅱ － 39
35 排水性舗装工・透水性舗装工 …… Ⅱ － 40
36 プラント再生舗装工 …… Ⅱ － 42
37 工場製作工（鋼橋用鋼材） …… Ⅱ － 43
38 ガス切断工 …… Ⅱ － 43
39 溶接工 …… Ⅱ － 43
40 中層混合処理 …… Ⅱ － 45
41 鉄筋挿入工 …… Ⅱ － 46

（下水道編）
42 管布設工（開削） …… Ⅱ － 47
43 管推進工 …… Ⅱ － 51
44 シールド工 …… Ⅱ － 52
45 管きょ更生工 …… Ⅱ － 53
46 マンホール設置工 …… Ⅱ － 56
47 ます設置工 …… Ⅱ － 57
48 基礎杭工（既製杭・現場打ち杭） …… Ⅱ － 58

（植栽工編）
49 木材 …… Ⅱ － 59
50 造園材料 …… Ⅱ － 59

（農業農村整備編）
51 ため池提体盛土工 …… Ⅱ － 61

（漁港漁場編）
52 漁港漁場 …… Ⅱ － 62
（別紙）防舷材形状測定箇所（例） …… Ⅱ － 70

〔参考資料〕
ロックボルトの引抜試験 …… Ⅱ － 73
テストハンマーによる強度推定調査について …… Ⅱ － 76

注） なお、各表の右欄の「試験成績表等による確認」に「○」がついているものは、試験成績書やミルシート等によって品質を確保できる項目であるが、必要に応じて現場検収を実施する。
空欄の項目については、必ず現場検収を実施する。

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・適用範囲は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
1　セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 ※日打設量が小規模（50m3未満）となる場合の品質管理は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ３）を追加で採取する。 ※日打設量が小規模（50m3未満）となる場合の品質管理は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※日打設量が小規模（50m3未満）となる場合の品質管理は、生コンクリートの取り扱いマニュアルによる。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき３カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m2以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいづれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
			配筋状態及びかぶり	生コンクリートの取り扱いマニュアル「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	
2　プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類）	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 （写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3　プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類）	材料	必須	製品検査結果 （寸法・形状・外観、性能試験） ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 （写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			コンクリートの塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	1回／月以上 （塩化物量の多い砂の場合1回以上／週）		○
			コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回／日以上		○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	1回／日以上		○
			コンクリートの空気量測定 （凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	1回／日以上		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A　5364 JIS A　5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	JIS A　5364 JIS A　5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A　5364 JIS A　5308	1回以上／12か月及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下 （ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のﾓﾙﾀﾙ圧縮強度による試験方法」による。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 製作開始前、1回以上／12か月及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			コンクリート用混和材 ・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張材） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207(シリカフューム)	1回/月以上 ただし、JIS A 6204（化学混和剤）は1回／６ヶ月以上	試験成績表による。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用してる場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回／月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
5　ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19㎜未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。			
	施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ・ノギス等による計測 （詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。	・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。	
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があってはならない。		熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより－24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。 ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
6　既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700㎜未満：許容値2㎜以下 外径700㎜以上1,016㎜以下：許容値3㎜以下 外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：許容値4㎜以下		・外径700㎜未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を2㎜×π以下とする。 ・外径700㎜以上1,016㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を3㎜×π以下とする。 ・外径1,016㎜を超え2,000㎜以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を4㎜×π以下とする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
6　既製杭工	施工	必須	鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。 なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1,2,3,4,5,6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。		
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）		
		その他	鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm／1方向とする。 （20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。）	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭 （根固め） セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm2	
7　基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式），プレボーリング杭工法，鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は，支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち，掘削抵抗値（オーガ駆動電流値，積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき，本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8　場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は，掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	
9　既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので，孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は，打設直前に孔底スライムの状態を再確認し，必要において再処理する	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
10　下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4］-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・・・・20cm 東北地方・・・・・・・30cm その他の地方・・・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない 。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4］-80	1.5%以下		・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
10　下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書による ただし、設計図書に定めのない場合は最大乾燥密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000㎡／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
	施工	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m^2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11　上層路盤 (次頁に続く)	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4］-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4］-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下		・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧［4］-73	呈色なし		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［4］-80	1.5%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
11　上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4］-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧［2］-131	1.50kg/L以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
11　上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による ただし、設計図書に定めのない場合は最大乾燥密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
12　アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
13　セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4］-102	下層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ［7日間］ 2.9Mpa（アスファルト舗装）、2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4］-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
13　セメント安定処理路盤	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧［4］-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
	施工	必須	粒度（2.36mmフルイ）	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度（75μmフルイ）	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による ただし、設計図書に定めのない場合は最大乾燥密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧［4］-293,［4］-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回／日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
14　アスファルト舗装 (次頁に続く)	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14　アスファルト舗装	材料	必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2］-83	50%以下			○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧［2］-74	3%以下			○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧［2］-78	1／4以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2］-94	水浸膨張比：2.0%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS　：50%以下 SS　：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
14　アスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1			○
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧［2］-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4			○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧［2］-224				○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2］-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3			○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
14　アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による ただし、設計図書に定めのない場合は基準密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。	
			外観検査（混合物）	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧［1］-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		
15　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回。		
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回／日。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		ホワイトベースに使用する場合：40%以下	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
15　転圧コンクリート	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材　5.0%以下 それ以外（砂等）　3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。	・総使用量が50m3未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
15　転圧コンクリート	使用する場合は除く）	その他	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧［3］-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験					
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・ 試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、 全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回／日（午前・午後）で、3本1組／回（材令28日）。		
			温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回／日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m|に1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧［3］-353		1,000m2に1個の割合でコアを採取して測定		
16　グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm3以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧　表3.3.17による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
16　グースアスファルト舗装	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	15～30(1／10mm)		・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃			○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上（25℃）			○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91%			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○
			蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm3			○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧［3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧［3]-407	3～20秒（目標値）			○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3]-44	300以上			○
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧［3]-79	破断ひずみ（－10℃、50mm/min）8.0×10－3以上			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
16　グースアスファルト舗装	プラント	必須	粒度（2.36㎜フルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36㎜ふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石　粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
17　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4］-227,［4］-230	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4］-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
17　路床安定処理工	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1］-284（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）	設計図書による。	プルーフローリングでの不良箇所について実施		
18　表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4］-185 突砂法	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。			
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［2］-16（ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ）		プルーフローリングでの不良箇所について実施。		
19　固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
20　アンカー工 （次頁に続く）	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）／日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート（グランドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
20　アンカー工	施工	必須	確認試験（１サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する１サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、１サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
21　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧［4］-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1,000m2未満：10点 ・1,000m2以上2,000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ２．管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 ３．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ４．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
22　吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
22　吹付工	材料	マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示された	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
22　吹付工	レディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
23　現場吹付法枠工 （次頁に続く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
23　現場吹付法枠工	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）		JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下 スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（ＪＩＳマーク表示されたレディ	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
23　現場吹付法枠工	ミキストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
	施工	その他	スランプ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	設計図書による	1回6本　吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：18N/mm2以上（材令28日） ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
24　河川土工 （次頁に続く）	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
24　河川土工	材料	その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4］-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（25%≦75μmふるい通過分＜50%）】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土（50%≦75μmふるい通過分）】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1］-273		トラフィカビリティが悪いとき。		
25　海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
25　海岸土工	材料	その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4］-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3に1回の割合、または堤体延長20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1］-273		トラフィカビリティが悪いとき。		
26　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
26　砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜：砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧［4］-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000m3に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。　または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
27　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 （路床）	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
27　道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧［4］-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2．１日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧［4］-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
27　道路土工	施工	その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧［1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧［1]-284 (ﾍﾞﾝｹﾞﾙﾏﾝﾋﾞｰﾑ)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
28　捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：約2.7g/cm3～2.5g/cm3 ・準硬石：約2.5g/cm3～2g/cm3 ・軟石　：約2g/cm3未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石　：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石　：15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○
29　コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回／週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
29　コンクリートダム	同上	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
29　コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25㎜の場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・１回／日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5％（許容差）			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1／20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1／4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
29　コンクリートダム	施工	必須	温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
		その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m3以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
30　覆工コンクリート（NATM）	材料（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
30　覆工コンクリート（NATM）	同上	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上		○
	施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			単位水量測定	生コンクリートの取り扱いマニュアル	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3）配合設計±20kg/m3の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3／日以上の場合： 2回／日（午前1回、午後１回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m3～150m3ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25ｍｍの場合は175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
30　覆工コンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20㎜～25ｍｍの場合は175kg/m3、40㎜の場合は165kg/m3を基本とする。	
			塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回　品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2㎜以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
31　吹付けコンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	生コンクリートの取り扱いマニュアル	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
31　吹付けコンクリート(NATM)	材料	その他（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造（プラント）（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材　：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回以上／12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回／日以上。		○
	施工	必須	塩化物総量規制	生コンクリートの取り扱いマニュアル	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1／2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
31　吹付けコンクリート(NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	トンネル施工長40m毎に1回　材齢7日,28日（2×3＝6供試体）なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 （JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm2以上	トンネル施工長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
		その他	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満　：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023,503-2023）または設計図書の規定により行う。	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
32　ロックボルト(NATM)	材料	その他	外観検査（ロックボルト）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、１断面当たり３本均等に行う（ただし、坑口部では両側壁各１本）。		
33　路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧［4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
33　路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［4］-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4］-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧［4］-135			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203		1～2回／日		
34　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧［3］-218				
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧［4］-309				
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318				
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧［2］-16				
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-218	基準密度の96%以上 X10　98%以上 X6　98%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000､2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空隙率による管理でもよい。	

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
34　路上表層再生工	施工	必須	温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	－0.7cm以内	1,000m2毎		
		その他	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内			
35　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上、3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS） 表乾比重：2.45以上 吸水率　：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧［2］-51	細長、あるいは偏平な石片：10%以下			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下			○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧［2］-83	50%以下			○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧［2］-94	水浸膨張比：2.0%以下			○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下			○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1／10mm) 以上			○

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
35　排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上（15℃）			○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧［2］-289	タフネス：20N・m			○
			密度試験	JIS K 2207				○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上,3,000ｔ未満(コンクリートでは400m3以上,1,000m3未満)。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			粒度（75μmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回／日		○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧［3］-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧［1］-154	X_{10}　1,000mL/15sec以上 X_{10}　300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m2ごと。		

(次頁に続く)

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
35　排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-224	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道箇所：設計図書による ただし、設計図書に定めのない場合は基準密度の90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
			外観検査（混合物）	目視		随時		
36　プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧［2］-16		再生骨材使用量500ｔごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧［4］-318	3.8%以上			○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1／10mm)以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 １日の再生骨材使用量が500ｔを超える場合は2回。 １日の再生骨材使用量が100ｔ未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500ｔごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧［2］-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回／日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○
			粒度（75μmフルイ）		75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧［4］-318	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-65	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-44			耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧［3］-18			耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	温度計による。			測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	

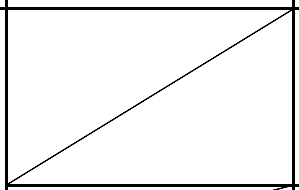
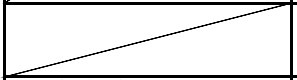
（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
36　プラント再生舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧［3］-218	基準密度の94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10　95%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上（再アス処理の場合は基準密度の93%以上）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m2を超える場合は、10,000m2以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 （例） 3,001～10,000m2：10孔 10,001m2以上の場合、10,000m2毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m2の場合：6,000m2／1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m2以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。		
37　工場製作工 （鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格 （主部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 （付属部材）	目視及び計測				
38　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ　50μm以下 二次部材の最大表面粗さ　100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRZとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					
39　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121　1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験（19㎜未満裏曲げ） （19㎜以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3㎜以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242　Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
39　溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査　20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法　図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	

（次頁に続く）

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
39　溶接工	施工	必須	外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、１溶接線の両端各50㎜を除く部分では、溶接長さの10％までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに－1.0㎜の誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（余盛高さ）		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は，以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[㎜])余盛高さ(h[㎜]) 　B＜15　：　h≦3 15≦B＜25　：　h≦4 25≦B　：　h≦（4／25）・B			
			外観形状検査（アークスタッド）		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1㎜、幅0.5㎜以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5㎜以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2㎜）を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から１％について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
40.中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1. 実施頻度は、監督員との協議による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
41.鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
41.鉄筋挿入工	材料	必須	定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
41.鉄筋挿入工	材料	その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
41.鉄筋挿入工	材料	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
41.鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験 （受入れ試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
41.鉄筋挿入工	施工	その他	引き抜き試験 （適合性試験）	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は。5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用鉄筋コンクリート管）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法 (カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-1 による					
			外圧強さ		検査項目	判定基準			
			水密性		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
					管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。			
					管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-1 による					
			引張試験		判定基準	判定基準			
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。			
			ビカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用リブ付硬質塩化ビニル管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-13 による					
			引張試験		検査項目	判定基準			
			偏平試験		有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。			
			ビカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
					管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用強化プラスチック複合管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-2 による					
			外圧試験		検査項目	判定基準			
					有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。			
			耐薬品性試験						
			耐酸試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			水密試験		管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
					実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用ポリエチレン管）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力亀裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験、耐候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-14 による					
			引張試験		検査項目	判定基準			
					有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。			
			偏平試験						
			水圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			偏平負圧試験		割れ	割れがないこと。			
			耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
			環境応力き裂試験		管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。			
			熱間内圧クリープ試験						
			ピーリング試験		実用上の真っすぐ	実用上、真っすぐであること。			
			熱安定性試験						
			融着部相溶性試験						
			耐候性試験						

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用レジンコンクリート管）	必須	外観・形状及び寸法	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			外圧試験	JSWAS K -11による	検査項目	判定基準			
			水密性試験		管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。			
			耐酸性試験		管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。			
			吸水性試験		管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用ボックスカルバート）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度試験、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	JSWAS K -12 JSWAS K -13による	検査項目	判定基準			
			コンクリートの圧縮強度試験		ひび割れ	強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷やひび割れのないこと。			
			曲げ強度試験		滑らかさ	粗骨材が突出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。内面が平滑であり、水の流れに対して実用上支障のない滑らかさであること。			
			接合部の水密性試験		端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値			試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
42．管布設工（開削）	管渠材料（下水道用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管		JSWAS G-1 による				(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び引張試験、硬さ試験、水圧試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			内装								
			外装	外観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。					
				形状・寸法	JSWAS G-1 による						
				引張試験		検査項目		判定基準			
				硬さ試験		原管	クラック	クラックがないこと。			
				水圧試験			湯境	湯境がないこと。			
							鋳巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。			
						完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。			
								管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。			
								表面は実用的に滑らかであること。			
							塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。			
42．管布設工（開削）	管渠材料（鋼管）	必須	外観		目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。			(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法		日本下水道協会下水道用資器材1類の規定による JIS G 3443						
			成分・機械的性質			検査項目		判定基準			
			非破壊又は水圧			原管	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。			
			塗装				両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。			
							有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。			
							仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がっていること。			
						完成管	塗装及び塗膜装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。			

品質管理基準及び規格値

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種別</th><th>試験区分</th><th colspan="3">試験項目</th><th>試験方法</th><th colspan="4">規格値</th><th>試験時期・頻度</th><th>摘　要</th><th>試験成績表等による確認</th></tr>
<tr><td rowspan="5">4
3
・
管推進工</td><td rowspan="5">管渠材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）</td><td rowspan="5">必

須</td><td colspan="3">外観・形状</td><td>目視による</td><td colspan="4">〔外観検査〕
(1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td rowspan="5">(1)外観・形状検査は全数について行う。

(2)寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="5"></td><td rowspan="5">○</td></tr>
<tr><td colspan="3">寸法
(カラー及びゴム輪含む)</td><td rowspan="4">JSWAS A-2
又は A-6 による</td><td colspan="2">検査項目</td><td colspan="2">判定基準</td></tr>
<tr><td colspan="3">外圧強さ</td><td>管軸方向のひび割れ</td><td colspan="2">管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下でもあっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。</td></tr>
<tr><td colspan="3">コンクリートの圧縮強度</td><td>管周方向のひび割れ</td><td colspan="2">管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。</td></tr>
<tr><td colspan="3">水密性</td><td>管端面の欠損</td><td colspan="2">管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">4
3
・
管推進工</td><td rowspan="9">管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）</td><td rowspan="9">必

須</td><td colspan="2">原管</td><td rowspan="2">JSWAS G-2 による</td><td rowspan="2">〔外観検査〕
(1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。

(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</td><td colspan="3"></td><td rowspan="9">(1)外観検査は全数について行う。

(2)原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</td><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">○</td></tr>
<tr><td colspan="2">内装</td></tr>
<tr><td rowspan="7">外

装</td><td>外観</td><td>目視による</td><td colspan="2">検査項目</td><td colspan="2">判定基準</td></tr>
<tr><td>形状・寸法</td><td>JSWAS G-2 による</td><td rowspan="3">原管</td><td>クラック</td><td>クラックがないこと</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>湯境</td><td>湯境がないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>鋳巣</td><td>手直しの範囲を超えるものは不可とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td rowspan="4">完成管</td><td rowspan="3">モルタルライニング</td><td>有害なひび割れがないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>管の受け口内面にモルタルが付着してないこと。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>表面は実用的に滑らかであること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>塗装</td><td>異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。</td></tr>
</table>

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
43．管推進工	管渠材料（鋼管）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目：原管 実用的に真っ直ぐ／判定基準：実用的に真っ直ぐであること。 検査項目：原管 両端は管軸に対して直角／判定基準：実用的に両端面は管軸に対して直角であること。 検査項目：原管 有害な欠陥／判定基準：はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと 検査項目：原管 仕上げ良好／判定基準：鋼面が平滑に仕上がってること。 検査項目：完成管 塗装及び塗覆装／判定基準：管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類の規定による JIS G 3444				
			成分・機械的性質					
			非破壊又は水圧					
			塗装					
44．シールド工	管渠材料（シールド工事用標準コンクリート系セグメント）	必須	外観及び形状・寸法検査	JSWAS A-4 による	〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			水平仮組検査					
			性能検査：単体曲げ試験					
			性能検査：継手曲げ試験					
			性能検査：ジャッキ推力試験		〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JAWAS A-4 の規定による。	〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500リング及びその端数に1回行う。		
			性能検査：つり手金具引抜き試験					
	管渠材料（シールド工事用標準鋼製セグメント）	必須	材料検査	JSWAS A-3 による	〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害な曲がり、そり等が無いこと。	〔外観検査〕（下水道協会規格） (1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3)性能検査は設計図書の定めによる。		○
			形状・寸法及び外観検査					
			溶接検査					
			水平仮組検査					
			性能検査：ジャッキ推力試験		〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、JAWAS A-3 の規定による。	〔外観検査〕（下水道協会規格外） (1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、1工事中に1回行う。		
			性能検査：単体曲げ試験					

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
45．管きょ更生工	自立管	必須	耐荷性能	偏平強さ又は外圧強さ	既設管きょΦ600mm以下 JSWAS K-1（Φ600mm以下　）	新管と同等以上	偏平強さ（基準たわみ量時の線荷重）	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。	※1　試験結果に基づく50年後の推定値が申告値（設計値）を上回ること 本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。	○
					既設管きょΦ700mm以上 JSWAS K-2（Φ700mm以上　）		基準たわみ外圧及び破壊外圧			
				曲げ強さ（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂） JIS K 7171	［最大荷重時の曲げ応力度］申告値以上		原則、施工スパン毎とする。 密着管（熱形成タイプ）のうち日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、曲げ試験を免除できる。		
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7171（試験速度2mm/min）					
					現場硬化管 JIS K 7171及びJIS A 7511付属書D	［第一破壊時の曲げ応力度］申告値以上（ただし25MPa以上） ［第一破壊時の曲げひずみ］申告値以上（ただし0.75%以上）				
				曲げ強さ（長期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂） JIS K 7116（水中、1,000時間）	申告値以上（※1）（申告値=短期曲げ強さ［最大荷重時の曲げ応力度］ 申告値÷安全率）		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7115又はJIS K 7116（水中、1,000時間）					
					現場硬化管（ｶﾞﾗｽ繊維有り） JIS K 7039（水中、10,000時間）	申告値以上（※1）				
					現場硬化管（ｶﾞﾗｽ繊維無し） JIS K 7116（水中、10,000時間、試験片の数25以上）	申告値以上（※1）（申告値=短期曲げ強さ［最大荷重時の曲げ応力度］ 申告値÷安全率）				
				曲げ弾性率（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂） JIS K 7171	申告値以上		原則、施工スパン毎とする。 密着管（熱形成タイプ）のうち日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、曲げ試験を免除できる。		
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7171（試験速度2mm/min）					
					現場硬化管 JIS K 7171	申告値以上（ただし1500MPa以上）				
				曲げ弾性率（長期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂） JIS K 7116（水中、1,000時間）	申告値以上（※1）		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂） JIS K 7116（水中、1,000時間）					
					現場硬化管（ｶﾞﾗｽ繊維有り） JIS K 7035（水中、10,000時間）	申告値以上（※1）				
					現場硬化管（ｶﾞﾗｽ繊維無し） JIS A 7511付属書D（水中、10,000時間）	申告値以上（※1）（ただし300MPa以上）				
			耐久性能	耐薬品性	密着管 JSWAS K-1又はJSWAS K-14	質量変化度±0.2mg／cm2以内		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。 密着管（熱形成タイプ）は、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、耐薬品性試験の実施を免除できる。 現場硬化管（熱硬化タイプ・光硬化タイプ）のうち日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されているものについては、認定工場制度の検査証明書を別途提出することにより、耐薬品性試験の実施を免除できる。	本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。	
					現場硬化管 浸漬後曲げ試験	耐薬品性試験方法に示す判定基準				
				耐摩耗性	密着管、現場硬化管 JIS K 7204又はJIS A 1452等	硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度		公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
				耐ストレインコロージョン性	現場硬化管（ガラス繊維有り） JIS K 7034	50年後の最小外挿破壊ひずみ≧0.45%かつJSWAS K-2で求められる値を下回らない。				
				水密性	密着管、現場硬化管 JSWAS K-2	内外水圧0.1MPaで漏水がないこと（3分間保持）				

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
45・管きょ更生工	自立管	必須		耐劣化性	密着管・現場硬化管（ガラス繊維無し）長期曲げ強さと共通	長期曲げ強さと共通		本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。	○
			耐震性能	曲げ強さ（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7171	［最大荷重時の曲げ応力度］申告値以上	工法毎に保証値として公的機関の審査証明値を定めている。 日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている場合、認定工場制度の検査証明により証明されている項目については、検査証明による確認とすることができる。		
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂）JIS K 7171				
					現場硬化管 JIS K 7171				
				引張強さ（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7161	申告値以上（ただし15MPa以上）			
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂）JIS K 7161	申告値以上（ただし20MPa以上）			
					現場硬化管 ISO 8513(A)又は(B)又はJIS K 7161	申告値以上（ただし15MPa以上）			
				引張弾性率（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7161	申告値以上			
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂）JIS K 7161	申告値以上（ただし1.2GPa以上）			
					現場硬化管 JIS K 7161	申告値以上			
				引張伸び率（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 6815-3	350%以上	工法毎に保証値として公的機関の審査証明値を定めている。 日本下水道協会のⅡ類資器材として登録されている場合、認定工場制度の検査証明により証明されている項目については、検査証明による確認とすることができる。		
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂）JIS K 7161	70%以上			
					現場硬化管 ISO 8513(A)又は(B)又はJIS K 7161	申告値以上（ただし0.5%以上）			
				圧縮強さ（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7181	申告値以上			
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂）JIS K 7181				
					現場硬化管 JIS K 7181				
				圧縮弾性率（短期）	密着管（高密度ポリエチレン樹脂）JIS K 7181	申告値以上			
					密着管（硬質塩化ビニル樹脂）JIS K 7181				
					現場硬化管 JIS K 7181				
			水理性能	粗度係数	粗度係数確認試験	原則として0.010以下	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
				成形後収縮性	成形後の軸・周方向収縮性試験	申告値以下			
			外観		目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管きょの設計強度、耐久性、水利性能、設計寸法等を損なうようなしわ、たるみ、はく離、漏水、異常変色等の欠陥や異状箇所がないことを確認する。	スパン毎とする。		

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目		試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　　要	試験成績表等による確認
45．管きょ更生工	複合管	必須	耐荷性能	複合管断面の破壊強度・外圧強さ	既設管きょの劣化状態等を反映し、限界状態設計法により終局耐力を評価、又は鉄筋コンクリート管（新管）を破壊状態まで載荷後更生し、JSWAS A-1 による破壊荷重試験を実施	申告値以上又は新管と同等以上	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。	※2　更生管きょの構造計算に必要ない場合は不要 ※3　試験は各工法で必要とされる方向で行う。 本表は、最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。 ※4　耐震計算により継手部の照査が困難な場合は、耐震実験による表面部材等の継手部の照査を行う。	○
				充填材圧縮強度	JSCE-G 521又は JSCE-G 505等	申告値以上	小口径管（既設管きょの内径φ800mm未満）の場合は施工延長100m毎に1回とする。 公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
				充填材ヤング率	JIS A 1149	申告値以上	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
			耐久性能	リング剛性	ISO 9969	申告値以上※2（ただし、0.5kPa以上）			
				クリープ比（50年値）	ISO 9967	申告値以上※2（ただし、2.5以上）			
				接合部引張強さ	JIS A 7511　付属書JB	申告値以上※3			
				接合部の接合強さ	JIS A 7511　付属書JB	申告値以上			
				耐薬品性	JSWAS K-1又は JSWAS K-14	・表面部材が塩ビ系の場合はJSWAS K-1の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm2以内 ・表面部材がポリエチレン系の場合はJSWAS K-14の試験方法で、質量変化度±0.2mg/cm2以内	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。 製管タイプでは、工法毎に1回とする。		
				耐摩耗性	JIS K 7204又はJIS A 1452等	硬質塩化ビニル管（新管）と同等程度	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
				水密性	JSWAS K-2	内外水圧0.1MPaで漏水がないこと（3分間保持）			
				一体性	JIS A 1171に準ずる	既設管きょと充填材が界面剥離しないこと			
			耐震性能	水密性	「下水道施設の耐震対策指針と解説」における「差し込み継手管きょ」「ボックスカルバート」等の考え方を勘案し、性能照査を行う	継手部の屈曲角と抜け出し量が許容値内	公的機関による審査証明の資料「建設技術審査証明（下水道技術）報告書」等で確認する。		
					（（地盤の永久ひずみ1.5%による抜け出し）＋（スパン長30m、沈下量30cm）を想定した変形を発生させ、内水圧0.1MPaの条件下で3分間保持する）	（接合部が外れず、かつ、水密性を保っている） ※4			
			水理性能	粗度係数	粗度係数確認試験	原則として0.010以下			
			外観		目視あるいは自走式テレビカメラによる	更生管きょの変形、更生管きょの浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常個所がないことを確認する。	スパン毎とする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
46.マンホール設置工	管渠材料（組立マンホール側塊）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密性試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			形状・寸法	JSWAS A-11 による					
			コンクリートの圧縮強度試験		検査項目	判定基準			
			軸方向耐圧試験		有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。			
			接合部の水密性試験		滑らかさ	側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。			
			側方曲げ強さ試験		端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。			
					端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。			
46.マンホール設置工	管渠材料（下水道用鋳鉄製マンホールふた）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきずが無く、外観がよいこと。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法・構造	JSWAS G-4 による					
			材質試験						
			荷重たわみ試験						
			耐荷重試験						
46.マンホール設置工	管渠材料（マンホール足掛け金物）	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。		外観検査は全数について行う。		○
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。		1)芯材 JIS G 4303(SUS403,SUS304) JIS G 3507(SWRCH12R、SWCH12R) JIS G 3539(SWCH12R) の規格に適合すること。		
			材質						
	管渠材料（下水道用塩化ビニル製小型マンホール）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-9 による。 内ふたは、 JSWAS K-7、 防護ふたは、 JSWAS G-3による。					
			引張試験		検査項目	判定基準			
			荷重試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。			
			ビカット軟化温度試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
47．ます設置工	管渠材料（下水道用鋳鉄製防護ふた）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なきずが無く、外観がよいこと。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、荷重たわみ試験及び耐荷重試験及び材質試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS G-3 による					
			荷重たわみ試験						
			耐荷重試験						
			材質試験						
47．ます設置工	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-7 による。 防護ふたは、JSWASG-3 立上り部は、JSWAS K-1 による。	検査項目	判定基準			
			引張試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			荷重試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			負圧試験		割れ	割れがないこと。			
			耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
			ビカット軟化温度試験						
47．ます設置工	管渠材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-8 による。 防護ふたは、JSWAS G-3 による。	検査項目	判定基準			
			引張試験		有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)			
			荷重試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			負圧試験		割れ	割れがないこと。			
			耐薬品性試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
			荷重たわみ温度試験						

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
48．基礎杭工（既製杭）	材料（鋼管杭、H鋼杭）	必須	外観	目視による	(1)外観検査 使用上、有害な欠陥(変形など)が無いこと。 (2)形状・寸法及び材料等は、JIS A 5525、JIS A 5526 の規格に適合すること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		○
			形状・寸法					
			材料検査 (化学成分・機械的性質)					
	材料（コンクリート杭）	必須	外観	目視による	(1)外観検査 使用上、有害な欠陥(ひび割れ・損傷など)が無いこと。 (2)形状・寸法及び性能等は、JIS A 5337の規格に適合すること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		○
			形状・寸法					
			性能検査					
	材料（合成杭）	必須	外観		(財)日本建築センターの評定又は評価基準 (社)コンクリートパイル建設技術協会の評価基準に適合すること。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法及び材料等は、「規格証明書」(品質を含む)又は「試験成績表」を提出する。		○
			形状・寸法					
			性能検査					
48．基礎杭工（既製杭）	施工（鋼管杭、H鋼杭の現場溶接）	必須	外観	目視による	溶接部の割れ、ﾋﾟｯﾄ、ｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄ、ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾌﾟ、ｻｲｽﾞ不足、溶け落ちが無いこと。	溶接継手部の全数について溶接前、溶接中、溶接後の各工程ごとに行う。		
		その他	超音波探傷試験	JIS Z 3060 による	JIS Z 3060 の3類以上	突合せ溶接線(溶接長さ)の10%以上について行う。 (社)日本非破壊検査協会(超音波検査)の認定技術者が行う。		
	施工（セメントミルク工法）	その他	根固め液及び杭周固定液の圧縮強度試験	JIS A 1108 による(コンクリートの圧縮強度試験)	圧縮強度(N/mm2) ・根固め液 20以上 ・杭周固定液 0.5以上	(1)本杭で継手のない場合は、30本ごと又はその端数につき1回行う。 (2)本杭で継手のある場合は、20本ごと又はその端数につき1回行う。 1回の試験の供試体の数は3個とする。 ※供試体は土木学「PC設計施工指針」のブリージング率及び膨張率試験方法案による。		
	施工	その他	支持力試験	杭の載荷試験		設計図書による。		○
48．基礎杭工（現場打ち杭）	施工	必須	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験			(1)孔内水位については杭ごとに必要に応じて測定する。 (2)有効性試験(比重、粘性、ろ過水量、PH、砂分)は杭ごとに又は1日に1回測定する。		
		その他	支持力試験	杭の載荷試験		設計図書による。		○

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要	試験成績表等による確認
49　木材	材料	その他	木材の加圧式防腐処理方法	JIS A 9002				○
			木材の浸漬式防腐処理方法					○
			含水率	JAS				○
			保存処理材浸度試験	JAS				○
			数量	施工後に数量を検査				
50　造園材料（客土）	材料	その他	pH(H_2O)	簡易ph計	4.5～8.0			○
			有害物質	電気伝導度（ECメーター）	0.1～1.0mS/cm			○
			数量	材料検査時に数量を検査				
50　造園材料（高木）	材料	必須	高さ（H）	計測用具による計測	設計値≦H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これによって支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
			幹周（C）	計測用具による計測	設計値≦C＜上位階級の寸法値			
			枝張（W）	計測用具による計測	設計値≦W			
			数量	材料検査時に数量を検査				
50　造園材料（中低木）	材料	必須	高さ（H）	計測用具による計測	設計値≦H＜上位階級の寸法値	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これによって支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
			枝張（W）	計測用具による計測	設計値≦W			
			数量	材料検査時に数量を検査				
50　造園材料（特殊樹木）	材料	必須	高さ（H）	計測用具による計測	設計値≦H	樹種別、規格別に各設計数量の10%を計測する。		
			幹周（C）	計測用具による計測	設計値≦C＜上位階級の尺法値			
			枝張又は尺（W）	計測用具による計測	設計値≦W			
			数量	材料検査時に数量を検査				
50　造園材料（地被類）	材料	必須	茎長（L）	計測用具による計測	設計値≦L	設計数量の1%を計測する。 ※規格値については生産地によりばらつきがあり、これにより支障が生じる場合には監督員との協議により決定する。		
			芽立	目視	設計値≦芽立数			
			数量	材料検査時に数量を検査				

品質管理基準及び規格値

工　種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘　要
51　ため池堤体盛土工	材料	必須	土粒子の密度試験	JIS A 1202			透水試験は刃金土に適用。
			粒度試験	JIS A 1204			
			含水比試験	JIS A 1203			
			液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205			
			突固めによる土の締固め試験	JGS 0771			
			透水試験	JIS A 1218			
			三軸圧縮試験	JGS 0521、JGS 2533			
		その他	圧密試験	JGS 0771			
	施工	必須	含水比試験	JIS A 1203 又は、RI計器。 ただし、監督員との協議により簡便法とすることができる。		盛土施工日の着手前、及び盛土材料が変わった時。	
			現場密度	JIS A 1214 又は、RI計器を用いた締固め管理要領（案）	最大乾燥密度の95%以上	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに１回。	
			現場透水試験	JGS 1316	１×10^{-5}cm/Ｓ以下とする。ただし、監督員との協議により、５×10^{-5}cm/Ｓ以下とすることができる。	盛り立て高さ0.6m。かつ、施工延長50mに１回。	刃金土に摘要。

（52　漁港漁場）

1．土

1－1　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）埋立材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。	
2）裏埋材 3）盛土材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎1回	試験成績表を提出	
4）採取土	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		外　観	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	〈特〉による。	

2．石材等

2－1　砂

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）敷　砂 2）改良杭材 3）置換材	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		シルト以下の細粒含有率	〈特〉による。	〈特〉による。	特による。	試験成績表を提出	
4）中詰砂	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
5）載荷材	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		単位体積重量	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。

2－2　砂利・砕石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）砕　石	材　質	外　観	観　察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		粒　度	JIS A 1102 JIS A 1204	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		比　重	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	〈特〉による。	搬入前産地毎に1回	試験成績表を提出	

2－3　石

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）石	材　質	外　観	観　察	第13編 1-3-4による。	施工中適宜		
		石の種類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		比　重	JIS A 5006	〈特〉による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観　察	〈特〉及びJIS A 5006による。	施工中適宜		

3．鋼　材

3－1　鋼矢板

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼矢板	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）鋼管矢板	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	工場出荷時の測定表を含む
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104 放射線透過試験	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表（検査証明書）を提出	

３－２　鋼板及び形鋼等

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	JIS G 3101	搬入時、全数又は結束毎		
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	

３－３　控　工

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）腹起し							3-2鋼板及び形鋼等を適用する。
2）タイロッド	本体・附属品の化学成分、機械的性質	（一般構造用圧延鋼材の場合）JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
		（高張力鋼材の場合）機械的性質は〈共〉第17編17-1-4-5に、化学成分は〈特〉及び承諾した規格に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	機械的性質は第17編 表1-1、化学成分は〈特〉及び承諾した規格とする。	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
3）タイワイヤー	本体・附属品の化学成分、機械的性質	JIS に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	被覆材	〈特〉の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を提出	
	組立品引張試験	〈特〉に適合していること。	〈特〉による。	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	

4．セメントコンクリート製品

4－1　一般事項

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリート矢板	外　観	有害な傷がないこと。	観　察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績表（検査証明書）で確認する。
	形状寸法	JIS 及び〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表（検査証明書）を提出	

5．防食材料

5－1　アルミニウム合金陽極

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）電気防食陽極	陽極の種類化学成分	承諾した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	監督員が承諾した図面	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	監督員が承諾した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲は５％以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
	質　量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は２％以内とし取付総質量は陽極１個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極１個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±４％の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を提出	
	陽極性能	陽極電位（閉路電位）	製造工場の試験成績表により確認	陽極電位（閉路電位） -1,050mV以下(vs飽和甘こう電極(SCE)) 発生電気量 2600A・h/kg以上	搬入前	試験成績表を提出	

5－2　防食塗装

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）塗装材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

5－3　被覆防食材料

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）モルタルライニング	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
2）保護カバー	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入時、ロット毎	試験成績表（検査証明書）を提出	

6．防舷材・滑り材

6－1　ゴム防舷材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ゴム防舷材	材　質	ゴムの物理試験（引張試験、硬さ試験、老化試験等）による材質が第17編 表1-3に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第13編 表1-3 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6262	製造前 ロットに使用した練ゴムより試料１セット	試験成績表（検査証明書）を提出	
	性　能	反力及び吸収エネルギー	〈特〉による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	〈特〉による。	搬入前 10本に１本	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、肉厚ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を提出	製造工場の測定結果表により確認し、別紙（例）は参考
2）取付金具	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	観　察	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入時、適宜		

6－2　滑り材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）滑り材	材　質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉及び監督員が承諾した詳細図等	搬入前、適宜	工場の測定表を提出	

7．係船柱・係船環

7－1　係船柱

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）係船柱	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 表1-4-1	１溶解毎	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 図2-1～3及び第17編 表2-1	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

7－2　係船環

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）係船環	材　質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 表1-4-2	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 表2-4及び〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

8．車止め・縁金物

8－1　車止め・縁金物

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼　製 （縁金物を含む）	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JIS の規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 表1-5	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	使用上有害な反り、溶接部の不良個所等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	
2）その他 （縁金物を含む）	材　質	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前	試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	使用上有害な反り等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	〈特〉による。	搬入前、全数	工場の測定表を提出	

9．マット

9－1　アスファルトマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）アスファルトマット	材　質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	第17編 17-1-9-1又は特による。	1,000m２に１回	試験成績表及び配合表を提出	<共>11アスファルト舗装を適用する。
	外　観	補強材の種類は〈特〉に適合していること。	観　察	〈特〉による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚　さ	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に１枚を２箇所	管理表を作成し提出	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	20枚に１枚を１箇所	管理表を作成し提出	
2）摩擦増大用マット	材　質						9-1-1)アスファルトマットを適用する。
	形状寸法						9-1-1)アスファルトマットを適用する。

品質管理基準及び規格値

9－2　繊維系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が（特）に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096

9－3　合成樹脂系マット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が（特）に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験 JIS K 6773

9－4　ゴムマット

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	搬入前、適宜	試験成績表を提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252
2）摩擦増大用マット	材　質	〈特〉による。	製造工場の試験成績表により確認	〈特〉による。	〈特〉による。	試験成績表を提出	
	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等で測定	〈特〉による。	〈特〉による。	管理表を作成し提出	

10．組立魚礁部材

10－1　コンクリート部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）コンクリート部材	外　観	有害な傷、ひび割れ、欠け、ねじれ等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 17-1-10-1又は〈特〉による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表（検査証明書）を提出	同一の型枠を使用した場合に適用
	強　度	供試体の作成	JIS A 1132		１日１回とし、１日の打設量が150ｍ３を超える場合は１日２回とする。ただし、同一配合の１日当り打設量が少量の場合は、監督員の承諾を得て打設日数に関係なく100ｍ３ごとに１回とすることができる。		
		圧縮試験	JIS A 1108	１回の試験結果は、指定強度の値の85％以上、３回の試験結果の平均値は、指定強度の値以上		製造工場の試験成績表(検査証明書)を提出	

品質管理基準及び規格値

10－２　鋼製部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）鋼製部材	本体・付属品の化学成分、機械的性質	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-2又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により確認	第17編 17-1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表表（検査証明書）を提出	
	溶接部	割れ、ブローホール及びのど厚並びにサイズの過不足等有害な欠陥がないこと。	JIS Z 3104　放射線透過試験の他、〈特〉による。製造工場の試験成績表（検査証明書）により確認	第17編 17-1-10-2又は〈特〉による。	搬入前、全数	試験成績表（検査証明書）を提出	

10－３　化学系（ＦＲＰ）部材

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ＦＲＰ部材	材質・化学成分	〈特〉に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は〈特〉による。		試験成績表（検査証明書）を提出	
	外　観	有害な傷、変形等がないこと。	観　察	異常が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、部材種類毎に10個に1個以上	測定結果表（検査証明書）を提出	
	質量	〈特〉の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表(検査証明書)により確認	第17編 17-1-10-3又は〈特〉による。	搬入前、全数	測定結果表（検査証明書）を提出	

11．その他

11－１　ペーパードレーン

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）ドレーン材	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜	試験成績表を提出	
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に１回	管理表を作成し提出	

11－２　防砂目地板

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）防砂目地板	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

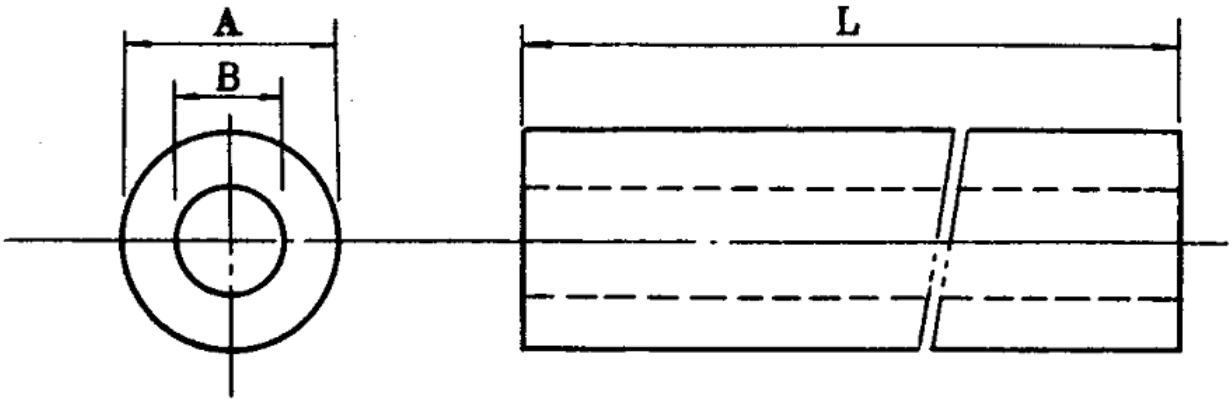
11－３　汚濁防止膜

区　分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備　考
1）汚濁防止膜	材　質	種　類	観　察	〈特〉による。	施工中適宜		
		品　質	〈特〉による。	〈特〉による。	搬入前に１回	〈特〉による。	

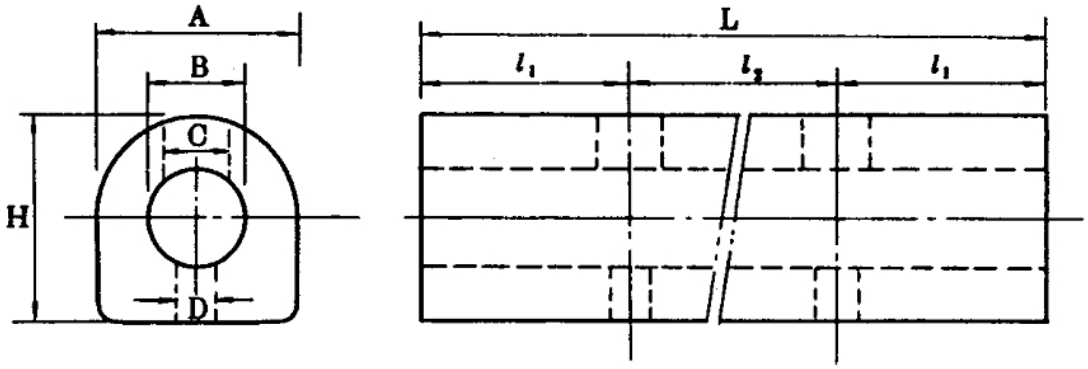
（別紙）

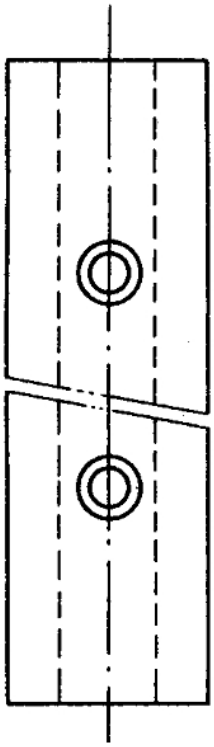
防舷材形状測定箇所（例）

1．中空円筒形

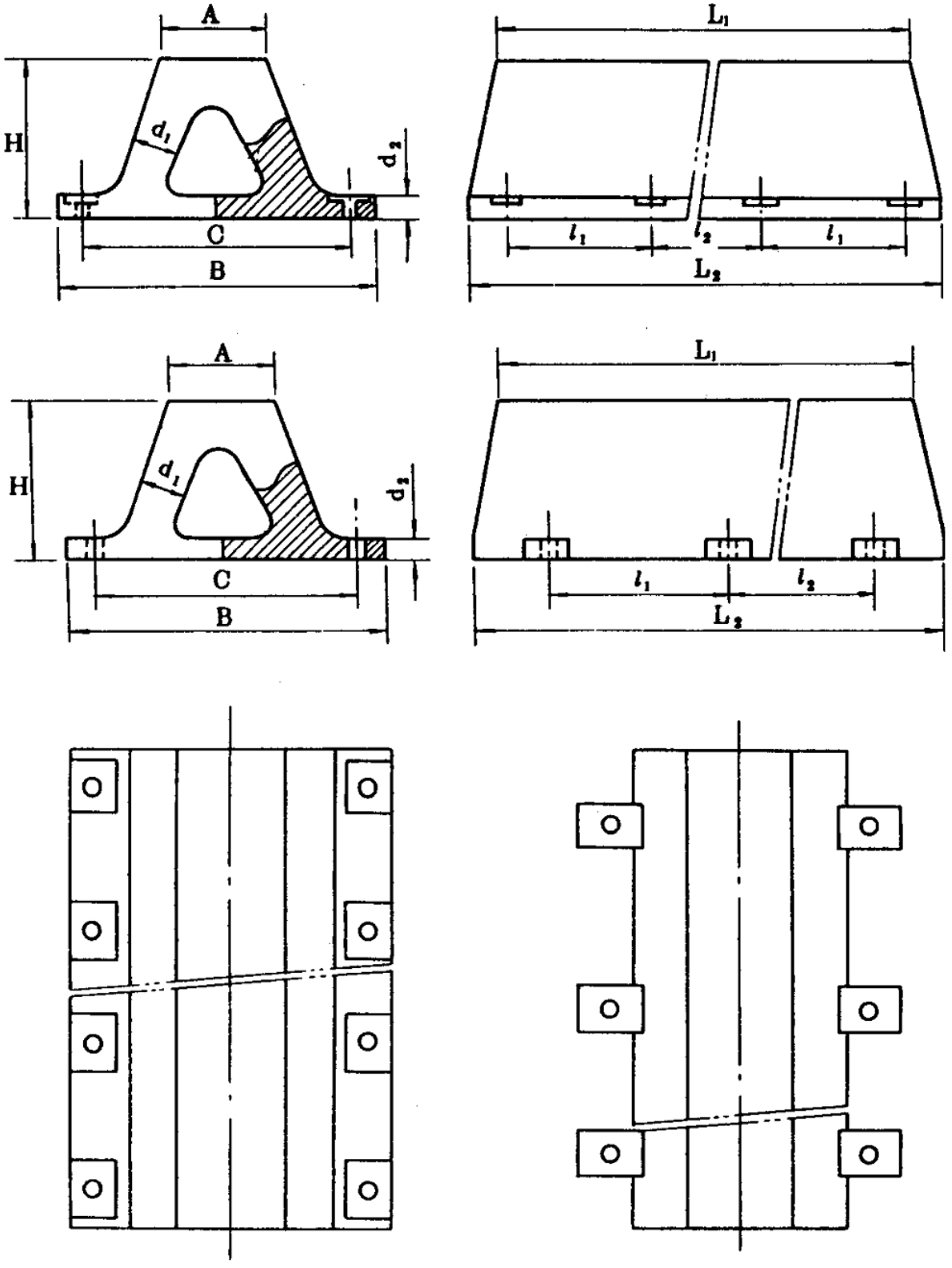


2．D形

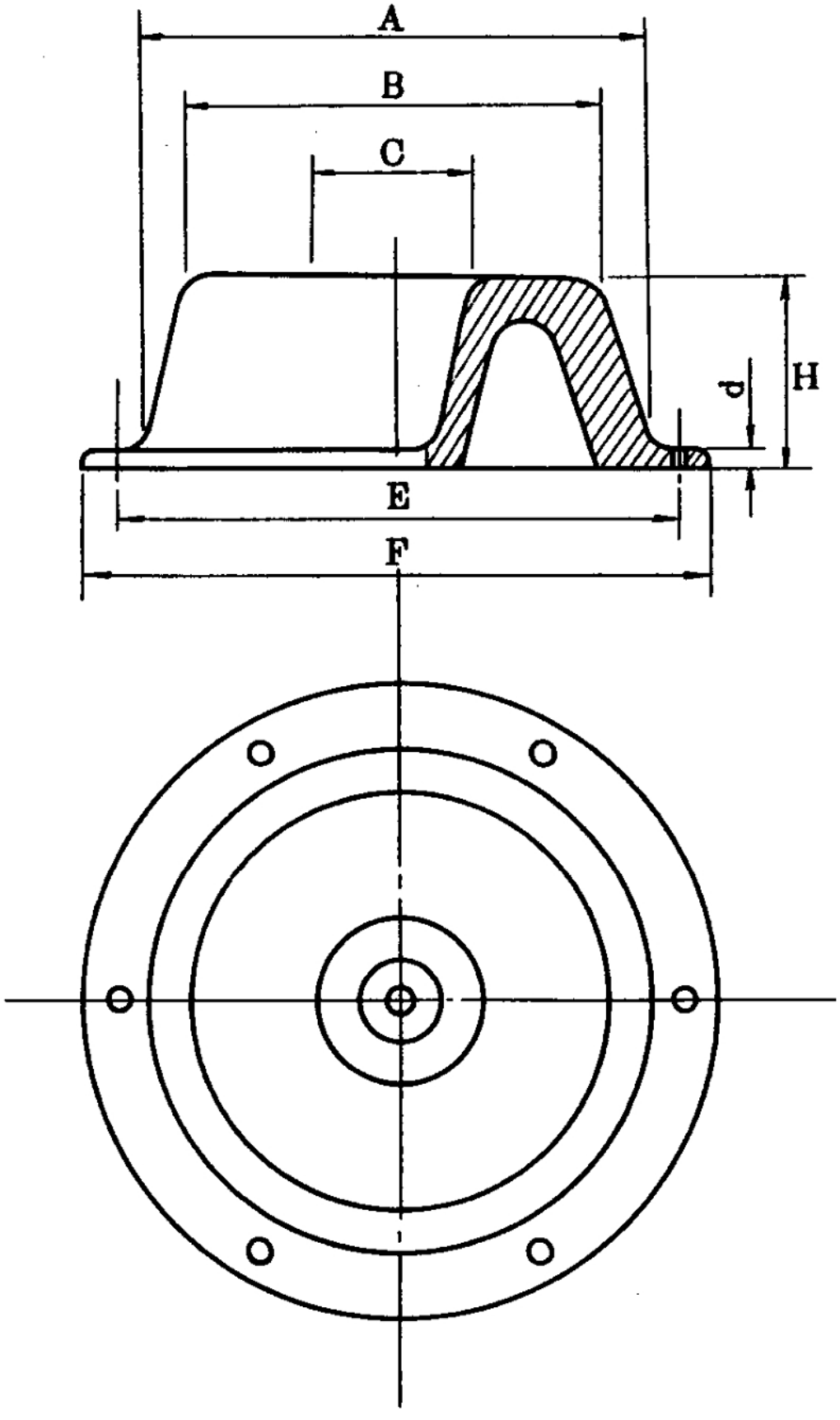




３．Ｖ形



4．サークル形



〔参考資料〕

ロックボルトの引抜試験

（１）計測の目的

ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

（２）計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後３日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の 80％程度以上とする。

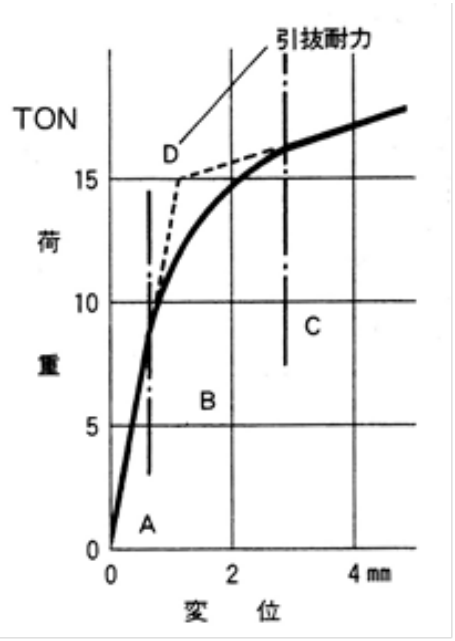
（３）結果の報告

計測結果は図－１の要領で整理する。

（４）試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図－１のＡ領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のＢ領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。



図－１　ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法は ISRM の提案する方法に準拠したものである。

(Intemationa l Society for Rock Mechanics, Comission on Standadization of Laboratory and Field Tests,Cominee on Field Tests Document No.2. 1974)

（１）引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図－２のように反力プレートをボルト軸に直角にセットし、地山との問は早強石膏をはりつける。

（2）引抜試験

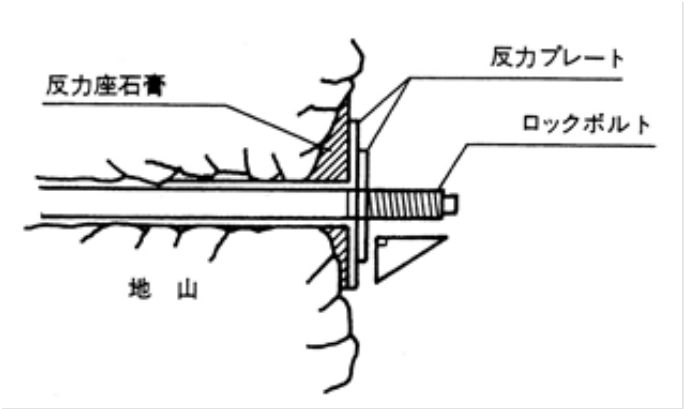
引抜試験は、図－３のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで１ton 毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

（3）全面接着式ボルトの場合の注意事項

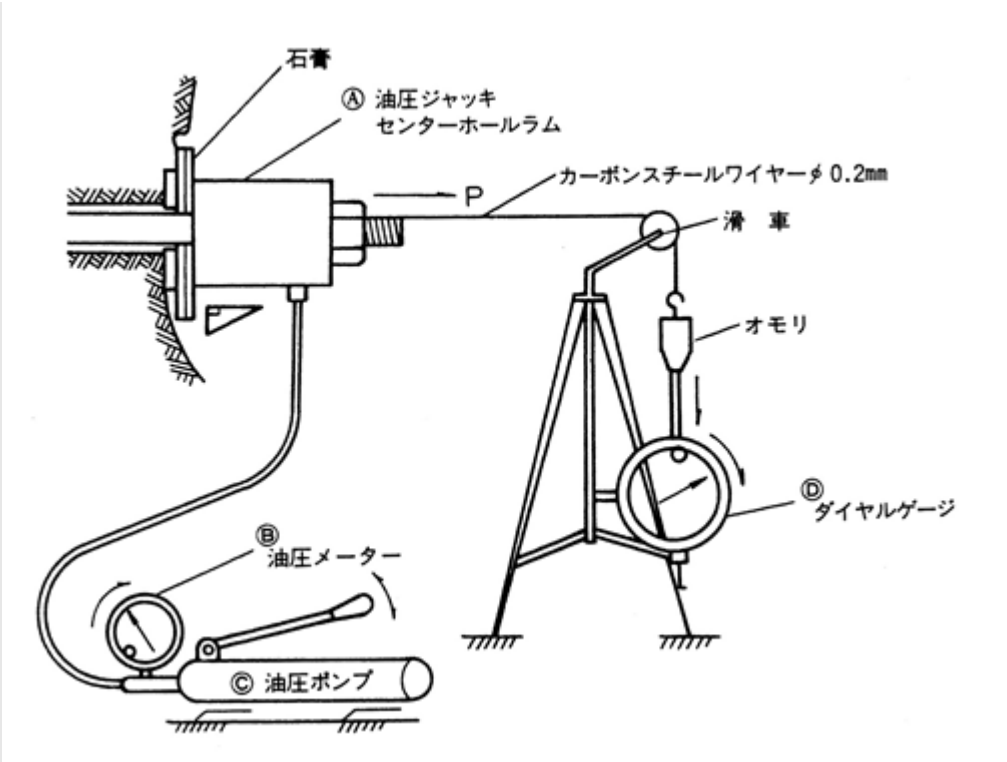
（イ）吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

（ロ）反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

（ハ）ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。



図－２ 反力座の設置


石膏
Ⓐ 油圧ジャッキ
センターホールラム
P
カーボンスチールワイヤーφ 0.2mm
滑　車
オモリ
Ⓓ ダイヤルゲージ
Ⓑ 油圧メーター
Ⓒ 油圧ポンプ

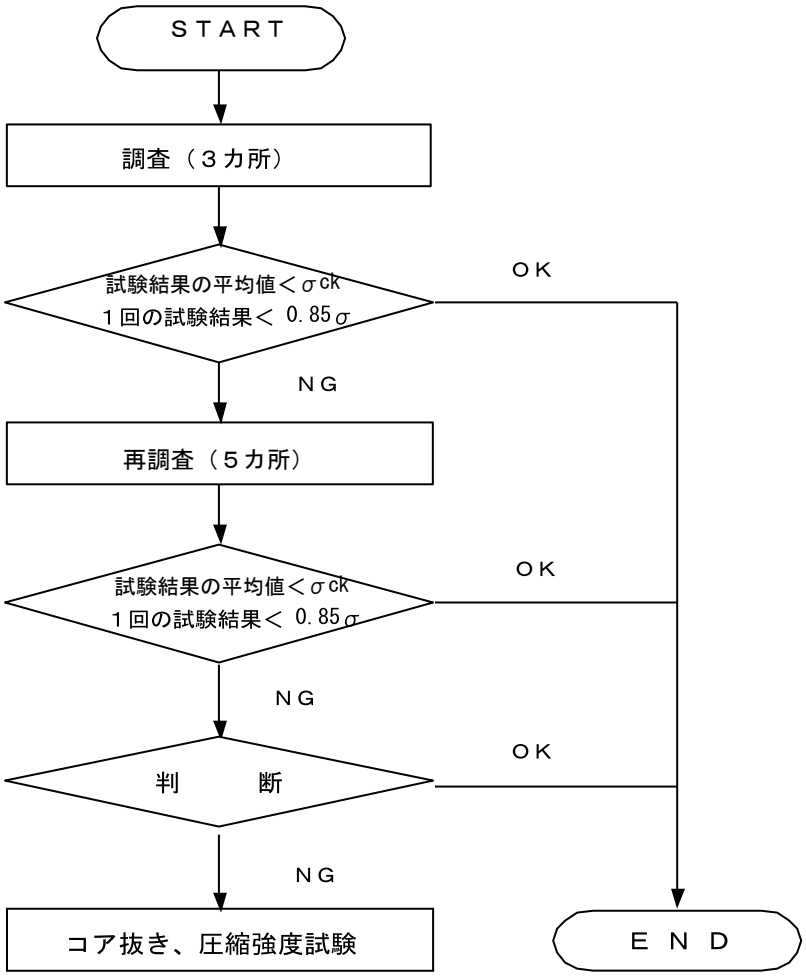
図－３　引抜試験概要図

〔参考資料〕

テストハンマーによる強度推定調査について

1．テストハンマーによる強度推定調査は、以下に基づき実施すること。

運用フロー



（1）適用範囲

強度確認調査の対象工種については、高さが 5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが 3m以上の堰・水門・樋門とする。

ただし、いずれの工種についても、プレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

（２）調査単位

調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類，トンネルについては目地間で行う、ただし、100ｍを超えるトンネルでは、100ｍを超えた箇所以降は、30ｍ程度に１箇所で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位とする。

（３）調査手順

１）各単位につき３カ所の調査を実施する。

２）調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において再調査を５カ所実施する。

３）再調査の結果でも，平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１カ所の強度が設計基準強度の 85%を下回った場合は、必要に応じて土木研究所に相談して原位置コアを採取し圧縮強度試験を実施する。

（４）調査時期

材齢 28 日～91 日の間に試験を行うことを原則とする。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、以下の方法に従い、再調査の必要性等を判断する。

・材齢 10 日で試験を行う場合は、推定強度を 1.55 倍して評価する。

・材齢 20 日で試験を行う場合は、推定強度を 1.12 倍して評価する。

・材齢 10 日～28 日までの間で、上に明示していない場合は，前後の補正値を比例配分して得られる補正値を用いて評価する。

・材齢 10 日以前の試験は、適切な評価が困難なことから、実施しない。

・材齢 92 日以降の試験では、材齢 28 日～91 日の間に試験を行う場合と同様、推定強度の補正は行わない。

（５）反発度の測定、推定強度の計算方法について（補足説明）

①水平方向に打撃する事を原則とする。構造物の形状等の制約から水平方向への打撃が困難な場合は、土木学会規準（ＪＳＣＥ－Ｇ504）の解説に示された方法で、傾斜角度に応じた補正値を求める。

②気乾状態の箇所で測定することを原則とする。やむを得ず表面が濡れた箇所や湿っている箇所で測定する場合には、測定装置のマニュアルに従って補正する。不明な場合は、以下の値を用いても良い。

・測定位置が湿っており打撃の跡が黒点になる場合→反発度の補正値＋３

・測定位置が濡れている場合→反発度の補正値＋５

③強度推定は以下の式（材料学会式）による。

Ｆ（N/mm2）＝0.098×（－184＋13.0×Ｒ）

ここで，Ｆ：推定強度

Ｒ：打撃方向と乾燥状態に応じた補正を行った反発度

※測定装置は、較正が行われているものを用いる。

２．ひび割れ調査は、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については、竣工前に調査する。ひび割れ調査の面積計上について、代表的な構造物について下図のとおりとする。

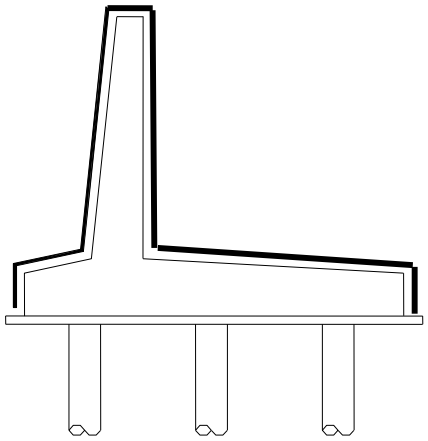


図 －１ 擁 壁

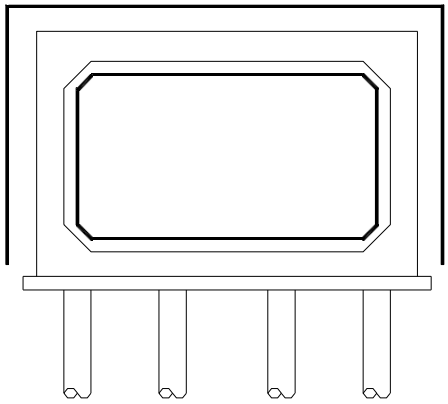
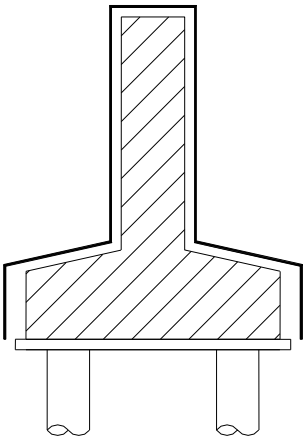
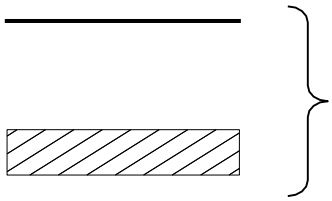


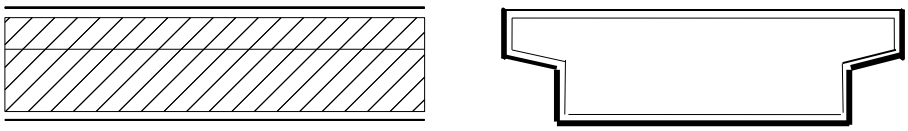
図 －２ カ ル バ ー ト





：調査範囲

図－３ 橋梁下部



図－４　橋梁上部

写真管理基準（案）

写　真　管　理　基　準

目　　次

写真管理基準 …… 1

Ⅰ．撮影箇所一覧表　（全体） …… Ⅰ － 1

Ⅰ．撮影箇所一覧表　（第15編 水道・工業用水道編） …… Ⅰ － 3

Ⅱ．品質管理写真撮影箇所一覧表 …… Ⅱ － 1

Ⅲ．出来形管理写真撮影箇所一覧表

第1編　共通編 …… Ⅲ － 1

第3編　土木工事共通編 …… Ⅲ － 4

第6編　河川編 …… Ⅲ － 44

第7編　河川海岸編 …… Ⅲ － 48

第8編　砂防編 …… Ⅲ － 51

第9編　ダム編 …… Ⅲ － 53

第10編　道路編 …… Ⅲ － 55

その他 …… Ⅲ － 62

第12編　下水道編 …… Ⅲ － 65

第14編　植栽工編 …… Ⅲ － 71

第16編　農業農村整備編 …… Ⅲ － 73

第17編　漁港漁場編 …… Ⅲ － 76

第18編　林道編 …… Ⅲ － 77

第19編　治山編 …… Ⅲ － 78

参考資料　橋台および擁壁等の写真撮影（例） …… 参考 － 1

写真管理基準（案）

1.総　則

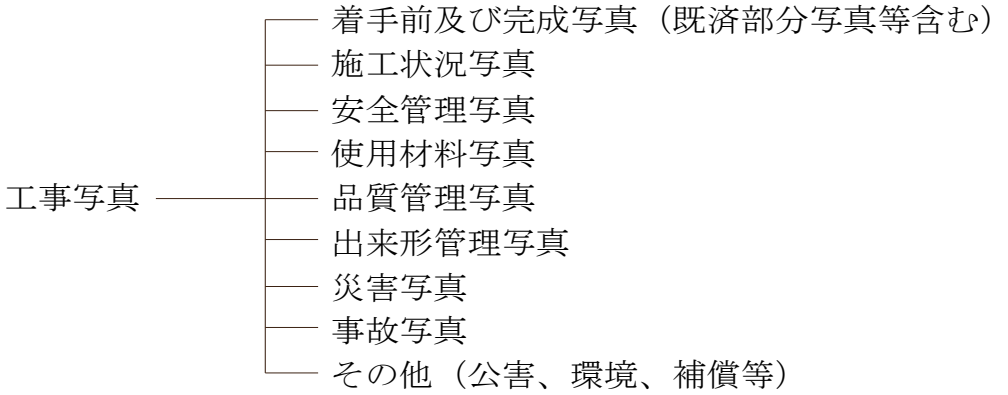
1-1 適用範囲

この写真管理基準は、建設工事施工管理基準（案）７に定める建設工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



2.撮影

2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

①　工事名
②　工種等
③　測点（位置）
④　設計寸法
⑤　実測寸法
⑥　略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準　国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

写真管理基準（案）

2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「３次元計測技術を用いた出来形管理要領(案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

（※各要領は国土交通省のものを使用する。）

2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略する。

(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略する。

(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに１回撮影し、後は撮影を省略する。

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真は不要。

2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、デジタル工事写真の小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

(1) 写真はカラーとする。

(2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。
（100万画素程度～300万画素程度＝１,200×900程度～2,000×1,500程度）

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。

(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

2-7 撮影の留意事項

撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。

(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

写真管理基準（案）

3. 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」に基づくものとする。

4. その他

撮影箇所一覧表の整理条件の用語の定義

(1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

(2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和2年8月」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「建設工事施工管理基準（案）」（品質管理基準及び規格値）に示す工種番号と整合を取っている。
また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「建設工事施工管理基準（案）」（出来形管理基準及び規格値）に示す編章節と整合を取っている。

撮影箇所一覧表（全体）

（第15編　水道・工業用水道編除く）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	創意工夫･社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（ＵＡＶ）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナ（ＴＬＳ）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型ＬＳ）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（ＵＡＶレーザー）、ＴＳ（ノンプリズム方式）、ＴＳ等光波方式、ＲＴＫ－ＧＮＳＳ」による場合は、計測毎に１回 〔発生時〕	工事打合簿に添付する。

撮影箇所一覧表（全体）

（第15編　水道・工業用水道編除く）

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各１回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に１回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に１回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に１回	
		検査実施状況	各品目毎に１回 〔検査時〕	
品質管理		別添　撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
出来形管理		別添　撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影		
		不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎１回 〔設置後〕	

撮影箇所一覧表（全体）

【第15編 水道・工業用水道編】

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回　〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完成後１回　〔完成時〕	
安全管理写真	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		各種保安設備の設置状況	各種類毎に１回 〔設置後〕	
		交通整理員の設置 作業状況	各１回 〔作業中〕	
材料検収写真	使用材料	形状寸法	各品目ごとに１回 〔使用前〕	
		検査実施状況	各品目ごとに１回 〔検査時〕	
品質管理写真	路盤支持力測定	試験実施状況	各１回 〔試験実施中〕	
出来形管理写真	舗装切断	舗装カッター切断状況	２～３回 〔施工中〕	
	掘削	掘削状況	２～３回　〔掘削中〕	
		掘削幅、掘削深、床幅	２測点に１回 〔矢板建込中〕	
			２測点に１回 〔基面整正後〕	
	転石	幅、高さ、長さ	各箇所１回　〔発生時〕	
		転石破砕状況	５～６回　〔施工中〕	
	残土	残土処分状況	２～３回　〔処分中〕	
	基面整正工 (人力床均し)	施工状況	２測点に１回 〔施工中〕	
	管布設	布設状況	２測点に１回　〔施工中〕	
	溶接	各工程	５リングに１回　〔施工中〕	
	ダクタイル鋳鉄管接合	各工程	100mに１回 〔施工中〕	
	管切断	管切断状況	２～３回　〔施工中〕	
		切断長さ	各切断毎１回　〔切断前〕	
		切管設置状況	各箇所１回　〔設置後〕	
	空気弁、仕切弁	据付状況	各箇所毎１回　〔施工中〕	
		据付完了写真	各箇所毎１回　〔据付後〕	
	埋戻し	各層毎の施工状況	２測点に１回　〔施工中〕	
	舗装路盤	施工状況、転圧状況	２測点に１回　〔施工中〕	
	アスコン	舗装状況	２測点に１回　〔施工中〕	
		舗装厚さ	２測点に１回 〔舗装完了後〕	
	矢板工	施工状況、設置状況	２測点に１回 〔施工中、後〕	
	支保工	施工状況、設置状況	２測点に１回 〔施工中、後〕	
	水替工	水替状況	２～３回　〔施工中〕	
その他	図面との不一致	図面と現地の不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	
	機械掘削		２測点に１回	
	人力掘削		２測点に１回	
	人力埋戻し		２測点に１回	
	機械埋戻し		２測点に１回	
	管布設		２測点に１回	
	工事用道路		２測点に１回	
	土留め矢板		２測点に１回	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) （施工）	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		スランプ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	コンクリート舗装の場合適用
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) （施工後試験）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時の状況（全周）の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		テストハンマーによる強度推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 ［試験実施中］	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの圧縮強度試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］	
		プルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		
6	ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
7	ｾﾒﾝﾄ安定処理路盤 （施工）	粒度	各種路盤毎に1回 ［試験実施中］	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
8	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (ﾌﾟﾗﾝﾄ)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		
9	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ (施工)	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰVC試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に1回 [試験実施中]	
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験		
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		
		温度測定（コンクリート）	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		ｺｱによる密度測定		
10	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (ﾌﾟﾗﾝﾄ)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	路床毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後または含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
14	アンカー工	ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験	適宜 [試験実施中]	
		ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
17	現場吹付法枠工	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
18 19	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
21	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞの不良個所について実施 [試験実施中]	

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
23	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ﾅﾄﾘｳﾑによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1．95の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験		
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定		気温・コンクリート
		ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄのﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの引張強度試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		
24	覆工コンクリート (NATM)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 ［時期］	
25	吹付けコンクリート（NATM）	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回	
26	ロックボルト（NATM）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	適宜	
27	路上再生路盤工（材料）	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限界試験		
	路上再生路盤工（施工）	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
28	路上表層再生工（材料）	旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧ｱｽﾌｧﾙﾄの軟化点		
	路上表層再生工（施工）	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
29	排水性舗装工・透水性舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
		ｶﾝﾀﾌﾞﾛ試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工（舗設現場）	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
30	プラント再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量		
		水浸ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		ﾗﾍﾞﾘﾝｸﾞ試験		
	プラント再生舗装工（舗設現場）	外観検査	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		現場密度の測定		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
31	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 〔切出時〕 ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 〔試験実施中〕	
32	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
33	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]	
34	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
35	砂防ソイルセメント（転圧タイプ）	ふるい分け試験（粒度試験）	1回／1材料 [試験実施中]	
		含水比試験		
		現場密度の測定		
		圧縮強度試験		
		六価クロム溶出試験		
36	砂防ソイルセメント（流動タイプ）	含水率試験	1施工箇所または材料毎に1回	
		密度試験（セメントミルク密度）	1施工箇所1回	
		圧縮強度試験	1施工箇所または材料毎に1回	
		六価クロム溶出試験	1回／1材料 [試験実施中]	

撮影箇所一覧表（品質管理）

（第12編　下水道編）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
37	管布施工(開削) 管渠材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	管布施工(開削) 管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	管布施工(開削) 管渠材料 (下水道用リブ付き硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	管布施工(開削) 管渠材料 (下水道用強化プラスチック複合管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	管布施工(開削) 管渠材料 (下水道用レジンコンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	管布施工(開削) 管渠材料 (下水道用ボックスカルバート)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	管布施工(開削) 管渠材料 (下水道用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	管布施工(開削) 管渠材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
38	管推進工 管渠材料 (下水道用推進工法用鉄筋コンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
	管推進工 管渠材料 (下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
	管推進工 管渠材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
39	シールド工 管渠材料 (シールド工事用標準コンクリート系セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
	シールド工 管渠材料 (シールド工事用標準鋼製セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
40	管きょ更生工 更生材料 (反転・形成工法)	更生材の曲げ試験(短期) 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
	管きょ更生工 更生材料 (製管工法)	更生材の圧縮強度試験 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	

撮影箇所一覧表（品質管理）

（第12編　下水道編）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
41	マンホール設置工 管渠材料 (組立マンホール側塊)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製マンホールふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	マンホール設置工 管渠材料 (マンホール足掛け金物)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用塩化ビニル製小型マンホール)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
42	ます設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製防護ふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	ます設置工 管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
	ます設置工 管渠材料 (下水道用ポリプロピレン製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	
43	基礎杭工 (既製杭)	外観検査	検査ごとに1回 ［検査実施中］	
		超音波探傷試験	試験ごとに1回 〔試験実施中〕	
		根固め液及び杭周固定液の圧縮強度試験		
		支持力試験		
	基礎杭工 (場所打ち杭)	安定液等の孔内水位、安定液の有効性試験	試験ごとに1回 〔試験実施中〕	
		支持力試験		

撮影箇所一覧表（品質管理）

（第14編　植栽工編）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
44	造園材料(客土)	pH(H_2O)[簡易pH計]	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		有害物質[電気伝導率(ECメーター)]		
	造園材料(高木)	高さ	樹種別、規格別に1回 [試験実施中]	
		幹周		
		枝張		
	造園材料(中低木)	高さ	樹種別、規格別に1回 [試験実施中]	
		枝張		
	造園材料(特殊樹木)	高さ	樹種別、規格別に1回 [試験実施中]	
		幹周		
		枝張又は尺		
	造園材料(地被類)	芽長	樹種別、規格別に1回 [試験実施中]	
		芽立		
45	木材	木材の加圧式防腐処理方法	材料毎に1回 [試験実施中]	
		クレオソート油、加工タール、タールピッチ(特記による)		
		木材の浸漬式防腐処理方法		
		含水率		
		保存処理剤浸度試験		

撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度［時期］	
46 漁港漁場	水産庁漁港漁場整備部監修の「漁港漁場関係工事共通仕様書」を準拠するものとする。			

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-3-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-3-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	1-2-3-4
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	1-2-3-5
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕	1-2-3-6
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	1-2-4-2
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第1編　共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	1-2-4-3
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔施工後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)　多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	1-2-4-5
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	1-3-7-4
						かぶり	ｺﾝｸﾘｰﾄ打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波ﾚｰﾀﾞ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	1-3-7-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前後〕	3-2-3-4
						変位	40m又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	3-2-3-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-7
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) 〔施工後〕	3-2-3-8
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕	3-2-3-9
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-11
						素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-12
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-13
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント製作工（購入工）	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	3-2-3-14
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	3-2-3-14
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-15
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	PC箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	シース、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	3-2-3-16
						幅（上） 幅（下） 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
						内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
						中詰め及びグラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	3-2-3-17
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-18
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-19
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-22
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	3-2-3-24
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	3-2-3-24

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-3-26
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-26
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-27
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-3-27
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-3-28
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-2-3-29

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-29
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-2-3-29
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-3-30
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-3-31
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-4-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	3-2-4-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-4-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-4-4
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-4-5
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量、杭径	全数量　杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	3-2-4-6
						偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
						ライナープレート設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
						土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
						鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-2-4-7
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖コンクリート打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-2-4-8
						ｹｰｿﾝの長さ ｹｰｿﾝの幅 ｹｰｿﾝの高さ ｹｰｿﾝの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 〔設置後及び型枠取外し後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 〔据付後〕	3-2-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 〔設置後〕	
						載荷状況	1基に1回 〔載荷時〕	
						封鎖ｺﾝｸﾘｰﾄ 打設状況 中埋状況	1基に1回 〔施工時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積) (ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り)	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-5-3
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-2-5-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-5-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-5-4
						法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-5-5
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-7
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-7
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-8
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-8
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-9
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-9
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-10
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-10
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-11
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-11
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-12
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-12
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	3-2-6-12
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ダウェルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ目地部・縦そりダミー目地部タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-13
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-13
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-2-6-14
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-2-6-14
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔施工後〕	3-2-6-15
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-16
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-6-17
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	3-2-7-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-7-6
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後〕	3-2-7-7
						杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射撹拌工) (高圧噴射撹拌工) (スラリー撹拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕	3-2-7-9
						深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕 ただし、(スラリー撹拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー撹拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-2-7-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	3-2-10-5
						数量	全数量 〔打込後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	3-2-10-5
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-5
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-9
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-10-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工		第3編2－14－3吹付工に準ずる	3-2-10-22
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費 (金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鋳造費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-1
						製作状況	適宜 〔製作中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-3 ※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-3
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-5
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-6
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-7
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	3-2-12-8
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	3-2-12-10
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	3-2-12-11
						素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕	
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	3-2-13
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	3-2-14-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	3-2-14-2
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 〔清掃後〕	3-2-14-3
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所に1回 〔吹付後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、 幅、 高さ、 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	3-2-14-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-14-4
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	3-2-14-6
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回	3-2-15-1
						厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は 1工事に1回 〔型枠取外し後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	3-2-15-2
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-15-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第3編　土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	3-2-15-4
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	3-2-16-1
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	3-2-18-1

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-1-7-4
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所に1回 〔打込み前〕	6-1-10-8
						幅 方向	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-1-13-3
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-1-13-4
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-6
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 〔巻立前〕	6-3-5-6
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-7

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-3-5-8
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	6-4-6-7
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	9 鋼管理橋上部工	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕	6-4-9-10
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-4
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	4 水門	12 橋梁付属物工∩鋼管理橋∪	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-4-12-7
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-6-13 6-5-6-14
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-5-8-3
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-5-9-2
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-6
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-4-7
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	6-6-5-7

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第6編　河川編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-6
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-4-8
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	6-7-5-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕	7-1-5-5
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-1-5-6
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-1-6-4
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕	
						法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-1-6-5
						裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-1-8-2
						基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-1-9-3
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-4-4
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-4-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-5-2
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-5-5
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
						天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-5-9
						間詰石状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-5-10
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基に1回 〔製作後〕	7-2-5-11
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	7-2-5-11
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-5-11
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基に1回 〔製作後〕	7-2-5-12

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第7編　河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所に1回 〔据付後〕	7-2-5-12
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-5-12
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-2-6-2
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-6-3
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	7-2-7-3
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
7 河川海岸編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	7-3-3-3

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	8-1-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	8-1-8-4
						打継目処理 打込・養生	4リフトに1回 〔施工中〕	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-6
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-8-8
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-5
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-1-9-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第8編　砂防編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	8-2-5-8
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	8-3-6-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-7-4
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	8-3-7-5
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕	8-3-9-6
						数量	全数量 〔打込後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間リフトに1回	
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム編	1 コンクリートダム	4 ダムコンクリート工			コンクリートダム工 (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-1-4
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-5
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-6

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第9編　ダム編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2-4-7
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	9-2
9 ダム編	3 基礎グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	9-3-3
						コアー	地質変化毎全数量 〔抜取後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	10-1-3-2
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	10-1-9-6
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-11-4
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-11-5
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-11-6
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-11-7
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	10-1-12-4
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-1-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	10-2-4
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕	
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	10-2-4
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	10-2-5-9
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	〈ｺﾝｸﾘｰﾄ工〉 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-2-7-4
						〈ﾗﾊﾞｰｼｭｰ〉 各部の長さ 厚さ		
						〈ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ〉 中心のずれ アンカー長		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	10-2-9-4
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-2-12-5

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-2-12-5
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	10-2-12-6
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-3-3-3
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-6-8
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-7-9
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を 1工事1回	10-3-7-9
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	10-3-8-9
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	10-3-8-9

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型･T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	10-3-8-10
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-3-8-11
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-4-3-9
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	10-4-8-3
10 道路編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-5-6-2
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
						幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
10 道路編	6 トンネル（ＮＡＴＭ）	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	10-6-4-3
						湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
						吹付面の清掃状況	80mに1回 〔清掃後〕	
						金網の重合せ状況	80mに1回 〔2次吹付前〕	
						吹付け厚さ (検測孔)	80mに1回 〔吹付後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1断面 〔穿孔中〕	10-6-4-4
						ロックボルト注入状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔注入中〕	
						ロックボルト打設後の状況	施工パターン毎又は80mに1断面 〔打設後〕	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	10-6-5-3
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-6-5-5
10 道路編	6 トンネル（NATM）	6 インバート工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	10-6-6-4
						幅(全幅)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	10-6-8-4

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル（NATM）	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠組立後〕	10-6-8-5
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
						幅（全幅） 高さ(内法)	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	10-11-6-2
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 〔設置後〕	10-11-6-4
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	10-11-7-2

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第10編　道路編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	敷設状況	100m又は1施工箇所に1回 〔敷設後〕	10-12-5-2
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所に1回 〔据付後〕	10-12-5-3
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	10-12-5-4
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	10-12-6-2
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕	10-14-4-5
						ﾀｯｸｺｰﾄ	各層毎に1回 〔散布時〕	
						整正状況	400mに1回 〔施工後〕	
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	10-14-4-7
						整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グルービング工	出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)	10-14-4-11
10 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	10-16-3-4
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	10-16-22-4
						出来ばえ	適宜 (施工中)	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	その他
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	その他
						仮締切（土石）	巻出し厚	100m又は1施工箇所に1回 〔巻出し時〕	その他
							転圧状況	転圧機械が変わる毎に1回 〔締固時〕	その他
						仮締切（コンクリート）	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	その他
						基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎に1回 〔施工中〕	その他
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎に1回 〔掘削中〕	その他
							岩盤清掃状況	1施工箇所に1回 〔清掃前後〕	その他
						堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	その他
							打継目処理、打込養生	8リフトに1回 〔施工中〕	その他
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	その他
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフトに1回 〔据付後〕	その他
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフトに1回 〔据付後〕	その他
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所に1回 〔据付後〕	その他
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	その他
						トンネル （矢板工法）	岩質	岩質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	その他
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕	その他
							埋設支保工 （建込間隔、寸法、基数）	100m又は1施工箇所に1回 〔建込後〕	その他
							湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	その他

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					トンネル関係	トンネル（矢板工法）	集水渠（幅、高さ、位置） 地下排水工（管接合据付状況）	100m又は1施工箇所に1回 〔設置後〕	その他
							地下排水工（フィルター厚さ）	100m又は1施工箇所に1回 〔投入前後〕	その他
							矢板設置状況	岩質の変わる毎に1回 〔設置後〕	その他
							グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	その他
						シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	その他
							セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	その他
							二次覆工（セグメント清掃状況）	1工事に1回 〔清掃後〕	その他
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	その他
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	その他
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	その他
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	その他
							注入工、削孔状況（位置、間隔）	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	その他
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	その他
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	その他
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	その他
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	その他
						道路除草	出来ばえ	5kmに1回 （1回刈毎） 〔施工前後〕	その他
						路肩整正	出来ばえ	1kmに1回	その他
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回 （施工前は必要に応じて） 〔施工前後〕	その他

撮影箇所一覧表（出来形管理）

撮影箇所一覧表（その他）

編	章	節	条	枝番	工種		写真管理項目		摘要
							撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					維持修繕工関係	新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回 (施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	その他
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	その他
						清掃(路面、標識、側溝、集水桝)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	その他
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	その他
						街路樹剪定	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工前後〕	その他
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹50本に1回、グリーンベルト100mに1回 〔施工中〕	その他
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	その他
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 〔施工中〕	その他
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 〔施工中〕	その他
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	その他
						河川除草	出来ばえ	1㎞に1回 (1回刈毎) 〔施工前後〕	その他
						応急処置	処理の状況	その都度 〔施工前後〕	その他
						鉄筋・無筋コンクリート関係 配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	その他
						コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	その他
						養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 〔養生時〕	その他

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 下水道編	1 管路	3 管渠工（開削）	3		管路土工 (管路掘削)	掘削状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	
						深さ 幅	マンホール間ごとに1回 〔掘削後〕	
					管路土工 (管路埋戻)	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	
			4		管布設工 (自然流下管)	布設状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	
						中心線の変位 (水平)	マンホール間ごとに1回 〔布設後〕	
					管布設工 (矩形渠(プレキャスト))	布設状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	
						中心線の変位 (水平)	施工延長20mにつき1回 〔布設後〕	
					管布設工 (圧送管)	布設状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						中心線の変位 (水平)	施工延長40mにつき1回 〔布設後〕	
			5		管基礎工 (砂基礎) (砕石基礎) (コンクリート基礎) (はしご胴木基礎)	施工状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	
						幅 厚さ	マンホール間ごとに1回 〔施工後〕	
					管基礎工 (まくら土台基礎)	設置状況	マンホール間ごとに1回 〔施工中〕	
			6		水路築造工 (現場打水路)	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	
						中心線の変位 (水平) 幅 高さ 厚さ	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕	
			7		管路土留工 (鋼矢板土留)	打込状況	施工延長20mにつき1回 〔打込中〕	任意仮設の場合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回 〔打込前後〕	
						変位	施工延長20mにつき1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
		4 管渠工（小口径推進）5（推進）	3		推進工 (推進工)	各種設備設置撤去状況 (推進設備、掘進機、坑口、泥水処理設備等)	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						推進状況 (掘削、送排泥、裏込注入等)	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						中心線の変位 (水平)	1施工箇所に1回 〔推進後〕	
			4		立坑内管布設工 (空伏工)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 中心のずれ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 下水道編	1 管路	6 管渠工（シールド）	3		一次覆工 （掘進工）	各種設備設置撤去状況 （シールド機、支圧壁、坑口、軌条設備等）	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						セグメント組立状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						掘進状況 （掘削、送排泥、裏込注入等）	1施工箇所に1回 〔掘進中〕	
						中心線の変位 （水平）	施工延長40mにつき1回 〔推進後〕	
			4		二次覆工 （二次覆工）	各種設備 設置撤去状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						覆工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						中心線の変位 （水平）	施工延長40mにつき1回 〔覆工後〕	
						二次覆工厚 仕上がり内径		
		7 管きょ更生工	3		管きょ内面被覆工 （反転・形成工法）	前処理工	1施工箇所に1回 〔施工中〕	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
						挿入状況（引込作業状況、圧力管理状況等）	管径毎に1回 〔施工中〕	
						硬化状況（圧力管理状況、温度管理状況）	管径毎に1回 〔施工中〕	
						管口硬化収縮状況（内径測定状況）	1スパン毎に上下流各1回 〔施工中〕	
						本管管口切断状況	適宜 〔施工中〕	
						取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 〔施工中〕	
						更生管口仕上がり状況（施工前、施工後）	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕	
						更生管仕上がり厚さ（ノギスで測定）	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕	
						更生管仕上がり内径	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後：硬化直後、硬化後24時間以降〕	
						取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 〔施工後〕	
			3		管きょ内面被覆工 （製管工法）	前処理工	1施工箇所に1回 〔施工中〕	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
						製管作業状況	管径毎に1回 〔施工中〕	
						充てん剤注入作業状況	管径毎に1回 〔施工中〕	
						本管管口切断状況	適宜 〔施工中〕	
						管口状況（仕上がり内径測定状況）	1スパン毎に上下流各1回 〔施工中〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3		管きょ内面被覆工 (製管工法)	取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 〔施工中〕	最新版の「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する。
						更生管口仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕	
						更生管仕上がり内径寸法測定	1スパン毎に上下流各1回 〔施工後〕	
						取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所につき1箇所 〔施工後〕	
		8 マンホール工	3		現場打ちマンホール工 (現場打ちマンホール工)	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅(内法) 壁厚	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					現場打ちマンホール工 (マンホール基礎工)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						床掘深 基礎工幅 基礎工高 コンクリート幅 コンクリート高	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			4		組立マンホール工 (組立マンホール工)	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
			5		小型マンホール工 (小型マンホール工)	据付状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
		9 特殊マンホール工	4		躯体工 (現場打特殊人孔)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 壁厚	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					伏せ越し室・雨水吐室工	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					伏せ越し管工 (伏せ越し管)	布設状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						中心線の変位 (水平)	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					越流堰(雨水吐室) (越流堰(雨水吐室))	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅(厚さ) 高さ(深さ) 延長(長さ)	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					(中継ポンプ施設)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅、長さ 深さ 壁厚	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 下水道編	1 管路	10 取付管及びます工	4		ます設置工 (公共ます)	設置状況	1施工箇所に1回 〔設置中〕	
						ます深	1施工箇所に1回 〔設置後〕	
			5		取付管布設工 (取付管)	布設状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
		13 立坑工			立坑工	施工状況 (立坑設置状況、立坑基礎設置状況)	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						寸法 深さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
					立坑土工	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						砕石基礎幅 砕石基礎厚 底版コンクリート幅 底版コンクリート厚	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
	2 処分場・ポンプ場	3 敷地造成土工	4		法面整形工 (盛土・切土)	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						幅	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕	
		6 本体作業土	2		掘削工 (土工(掘削))	掘削状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						幅	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕	
		7 本体仮設工	2		土留・仮締切工 (H鋼杭、鋼矢板)	打込状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	任意仮設の場合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回 〔打込前後〕	
						変位	施工延長20mにつき1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
			3		地中連続壁工 (壁式)	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕	
			4		地中連続壁工 (柱列式)	施工状況	施工延長40mにつき1回 〔施工中〕	
						地中壁の長さ 垂直変位	施工延長40mにつき1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 下水道編	2 処分場・ポンプ場	8 本体築造工	3		直接基礎工 (構造物基礎)	施工状況	施工延長20mにつき1回 〔施工中〕	
						幅 厚さ	施工延長20mにつき1回 〔施工後〕	
			5		既製杭工 (既製杭)	打込状況	1施工箇所に1回 〔打込中〕	
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
			6		場所打杭工 (場所打杭)	打込状況	1施工箇所に1回 〔打込中〕	
						根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
						偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						数量 杭径	全数量 〔打込後〕	
						杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
						鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕	
			7 ・ 8		オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 (ケーソン基礎)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						長さ 幅 高さ 壁厚 偏心量	1施工箇所に1回 〔施工中、後〕	
			9		躯体工 (池・槽の主要構造物) (池・槽の付属構造物)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 壁厚 長さ	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕	
					躯体工 (開口部) (ゲート用開口部) (可動せき用開口部)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			1 1		越流樋工 (流出トラフ)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 厚さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			1 2		越流堰板工 (越流堰)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第12編　下水道編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
12 下水道編	2 処分場・ポンプ場	8 本体築造工			越流堰板工 (燃料貯留槽工)	施工状況	1槽につき1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 長さ	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕	
		9 場内管路工	10		管布設工 (流入渠・流出渠)	施工状況	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
						幅 高さ 厚さ 延長	測定箇所ごとに1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第14編　植栽工編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目		撮影頻度[時期]	
14 植栽工編	1 植栽	3 植栽工	3		高木植栽工 高木植栽(支柱有・幹巻有) 高木植栽(支柱有・幹巻無)	①植穴	径 深さ	樹種別、規格別に1回 [施工後]	14-1-3-3
						②樹木	施工状況	樹種別、規格別に1回 [施工後]	
						③支柱	施工状況	樹種別、規格別に1回 [施工後]	
						④客土 ⑤肥料 ⑥土壌改良材 ⑦幹巻	施工状況 材料の使用量 (空袋)	樹種別、規格別に1回 [施工中及び施工後]	
			4		中低木植栽工	14-1-3-3高木植栽工に準じる			14-1-3-3
			5		特殊樹木植栽工	14-1-3-3高木植栽工に準じる			14-1-3-3
			6		地被類植栽工	施工状況		樹種別、規格別に1回 [混合前]	14-1-3-6
			7		草花種子散布工 (草花種子散布工) (草花植生マット)	材料の使用量		樹種別、規格別に1回 [混合前]	14-1-3-7
						厚さ		種子別又は1工事につき1回、又は施工面積1,600㎡毎に1回	
			8		播種工	①種子	播種状況	種子別1回 [施工中]	
						②肥料 ③養生材	施工状況 材料の使用量 (空袋)	種子別1回 [施工中及び施工後]	
			9		花壇植栽工	施工状況		花壇植栽別1回 [施工後]	
			10		樹木養生工(防風ネット)	支柱の高さ 延長		120m又は1施工箇所に1回 [施工後]	14-1-3-10
					樹木養生工(寒冷紗巻き)	施工状況		樹種別1回 [施工後]	
					樹木養生工(植穴透水層)	厚さ 幅 長さ		樹種別1回 [施工後]	
					樹木養生工(空気管)	施工状況		樹種別1回 [施工後]	
					樹木養生工(養生柵)	基礎高 基礎幅 根入れ長		100m又は1施工箇所に1回 [施工前後]	
						高さ 延長		100m又は1施工箇所に1回 [施工前後]	
					樹木養生工(支柱設置)	施工状況		樹種別、規格別に1回 [施工後]	
			11		樹名板工(埋込型樹名板)	基礎高 基礎幅		基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工前及び施工後] (施工前は必要に応じて)	14-1-3-11
					樹名板工(幹巻型樹名板)	施工状況		樹種別1回[施工後]	
			12		根囲い保護工	基礎高 基礎幅 根入れ長		基礎タイプ毎5箇所に1回 [施工前及び施工後] (施工前は必要に応じて)	14-1-3-12
			14		壁面緑化施設工 (壁面緑化フェンス) (壁面緑化パネル) (登はん補助資材)	施工状況		1施工箇所(タイプ毎)に1回 [施工中及び施工後]	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第14編　植栽工編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要
						撮影項目		撮影頻度[時期]	
		4 移植工	3		根回し工(高中木根回し)	根回し状況		樹種別、規格別に1回 [施工後]	
			4		高木移植工	①樹木	施工状況	樹種別、規格別に1回 [施工後]	
						②支柱	施工状況	樹種別、規格別に1回 [施工後]	14-1-4-4
			5		根株移植工 (根株運搬) (特殊機械掘取) (特殊機械運搬)	施工状況		樹種別、規格別に1回 [施工後]	14-1-4-5
			6		中低木移植工	①樹木	施工状況	樹種別、規格別に1回 [施工後]	14-1-4-6
						②支柱	施工状況	樹種別、規格別に1回 [施工後]	
			7		地衣類移植工 (地衣類運搬)	施工状況		樹種別、規格別に1回 [施工後]	14-1-4-7
			8		樹木養生工	14-1-3-10樹木養生工に準じる			14-1-3-10
			9		樹名板工	14-1-3-11樹名板工に準じる			14-1-3-11
			10		根囲い保護工	14-1-3-12根囲い保護工に準じる			14-1-3-12
		5 樹木整姿工	3		高中木整姿工 (基本剪定) (軽剪定) (機械剪定)	施工状況		樹種別、規格別に1回 [施工後]	
			4		低木整姿工 (手刈) (機械刈)	施工状況		樹種別、規格別に1回 [施工後]	
			5		樹勢回復工(樹勢回復)	施工状況		樹種別、規格別に1回 [施工後]	
					樹勢回復工(樹木修復)	施工状況		修復方法別に1回 [施工後]	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第16編　農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	1		整地工 （表土扱い）	表土厚	10aあたり1回 （施工後）	
						施工前、中、後の全景 切盛土の施工状況	1筆あたりに1回 （施工中）	
					整地工 （基盤整地） （表土整地）	基盤面 表土埋戻後	10aあたり1回 （施工後）	
						基盤面 表土埋戻後	1筆あたりに1回 （施工中）	
						基盤面 表土埋戻後	「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき撮影記録による出来形管理を実施する場合は、出来形寸法を確認する写真撮影は原則として必要としない。	
					整地工 （畦畔復旧）	幅 高さ その他必要箇所	施工延長200～400mにつき1回 上記未満は2回 （施工後）	
						施工状況	200mに1回 （施工中）	
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	3 整地工	4		暗渠排水工 （吸水渠）	埋設深 埋設間隔 その他必要箇所	1耕区あたり1～2回の割合 （施工中、施工後）	
					暗渠排水工 （集水渠、導水渠）	埋設深 その他必要箇所	施工延長おおむね50～200mにつき1回 （施工中、施工後）	
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	4 用水路工	4		用水路工 （水路工）	施工状況	100mあたり1回 （施工中）	
						その他必要箇所	施工延長おむね50～100mにつき1回の割合 上記未満は2回 （施工後）	
					用水路工 （土水路）	施工状況	100mあたり1回 （施工中）	
						幅 厚さ 高さ 法勾配 その他必要箇所	施工延長おむね200～400mにつき1回の割合 上記未満は2回 施工延長を示さない場合は、1～2工区につき1回の割合 （施工後）	
16 農業農村整備編	1 ほ場整備工事	7 道路工	11		砂利舗装工	まき出し厚さ 転圧 厚さ 幅 その他必要箇所	幹線道路は50～100mにつき1回 支線道路は200～400mにつき1回 （施工後）	
						施工状況	100mに1回	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第16編　農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
16 農業農村整備編	2 舗装工事・道路改良工事	6 擁壁工	8		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は1施工箇所に1回 （施工中）	
						幅 高さ 厚さ 法勾配	100m又は1施工箇所に1回 （型枠取外し後）	
16 農業農村整備編	4 排水路工事・河川工事	8 柵渠工	2		柵渠工 （コンクリートブロック積み水路）	基礎関係 裏込 幅 高さ その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1回 上記未満は2回 （施工後）	
					柵渠工 （鉄筋コンクリート柵渠）	アーム間隔 柵板設置 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1回 上記未満は2回 （施工後）	
16 農業農村整備編	5 管水路工事	5 管体基礎工	1		砂基礎工	基礎の厚さ 埋戻の厚さ 幅 まき出し状況 締固め状況	施工延長50～100mにつき1回 上記未満は2回 （施工中、施工後）	
16 農業農村整備編	5 管水路工事	6 管体工	1		硬質塩化ビニル管布設工	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長50～100mにつき1回 上記未満は2回 （施工中、施工後）	
16 農業農村整備編	9 頭首工工事	4 可動堰本体工			頭首工	床掘 型枠組立鉄筋 コンクリート打設状況 養生状況	1施工に1回 （施工中）	
						各部 幅 高さ 厚さ 長さ 配筋 その他必要箇所	構造物の寸法表示箇所を堰長10mに1回 （型枠取外し後）	
16 農業農村整備編	9 頭首工工事	6 護床工			護床ブロック（異形ブロック） （製作）	ブロックヤード 製作状況	1日の製作数量を1回 （製作中）	
						形状寸法 強度試験検測状況	1日の製作数量を2回 （製作後）	
					護床ブロック（異形ブロック） （据付）	基礎地盤状況 据付状況 その他必要箇所	200m2につき1回 上記未満は2回 （施工中）	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第16編　農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
16 農業農村整備編	12 ため池改修工事	3 堤体工	10		堤体盛土工	盛土幅員 まき出し厚さ 転圧状況 法長 法面(芝) 法勾配 排水側溝 その他必要箇所	施工延長20～40mにつき1回 (施工中、施工後) 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき撮影記録による出来形管理を実施する場合は、出来形寸法を確認する写真撮影は原則として必要としない。	
16 農業農村整備編	12 ため池改修工事	5 洪水吐工	1		洪水吐工	床掘 基礎 幅 高さ 配筋 打継ぎ目 パイプ布設 外観検査 ジョイント その他必要箇所	2スパンに1つき1回 箇所単位の構造物については、適宜撮影する (施工中、施工後)	
16 農業農村整備編	12 ため池改修工事	6 取水施設工	1		取水施設工(樋管工)	床掘 基礎 幅 高さ 厚さ 配筋 打継ぎ目 その他必要箇所	施工延長10mにつき1回 箇所単位の構造物については、適宜撮影する (施工中、施工後)	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第17編　漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
17 漁港漁場編	水産庁漁港漁場整備部監修の「漁港漁場関係工事共通仕様書」を準拠するものとする。							

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第18編　林道編】

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
18 林道編	6 木造橋上部	3 木造橋上部	3		木げた橋	工作状況	適宜（工作中）	
						杭長、径	1施工箇所に1回〔打込み前〕	
						位置、打込み状況、杭頭処理	1施工箇所に1回〔打込み後、処理前、処理中、処理後〕	
						数量	全数量〔打込み後、処理前、処理中、処理後〕	
						土留め寸法	1基に1回〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第19編　治山編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
19 治山編	1 渓間工	7 コンクリート治山ダム工	4 5		コンクリート治山ダム本体工 コンクリート副ダム工	天端幅 提幅 水通しの幅 堤長 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
19 治山編	1 渓間工	7 コンクリート治山ダム工	6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
19 治山編	1 渓間工	7 コンクリート治山ダム工	8		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	5		鋼製治山ダム本体工 （不透過型）	天端幅 提幅 水通しの幅 堤長 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	5		鋼製治山ダム本体工 （透過型）	提幅 堤長 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

【第19編　治山編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
19 治山編	1 渓間工	8 鋼製治山ダム工	9		水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
19 治山編	1 渓間工	9 木製治山ダム工	6		木製治山ダム本体工	天端幅 提幅 水通しの幅 堤長 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
19 治山編	2 流路工	3 護岸工	5		ブロック基礎工 （ブロック積（張）護岸工）	高さ 幅 延長	１００ｍ又は１施工箇所に１回 （施工後）	
19 治山編	3 山腹工	6 土留工	7		木製土留・擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 （施工中）	
						高さ 幅	200m又は1施工箇所に1回 （施工後）	
19 治山編	3 山腹工	6 土留工	8		丸太積土留工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 （施工中）	
						厚さ 高さ 幅	200m又は1施工箇所に1回 （施工後）	
19 治山編	3 山腹工	6 土留工	14		補強土壁工 （鋼製ユニット等）	高さ 法勾配	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
19 治山編	3 山腹工	8 落石防護工	3		鋼製落石防止壁工	高さ	１００ｍ又は１施工箇所に１回 （施工後）	
			5		落石防護網工	ロープ間隔 法長 区間長	１００ｍ又は１施工箇所に１回 （施工後）	
			6		固定工 （ロープ伏工）	ロープ間隔 法長 区間長	１００ｍ又は１施工箇所に１回 （施工後）	
19 治山編	3 山腹工	10 山腹水路工	3	4	野面石水路工	床掘の状況、 幅、深さ 仕上げ状況	おおむね50mに1箇所 〔施工中、施工後〕	
			8		練石張水路工	床掘の状況、 幅、深さ 仕上げ状況	おおむね50mに1箇所 〔施工中、施工後〕	
			9		植生土のう水路工	床掘の状況、 幅、深さ 仕上げ状況	おおむね50mに1箇所 〔施工中、施工後〕	
			10		張芝水路工	床掘の状況、 幅、深さ 張芝（目串）の状況	おおむね50mに1箇所 〔施工中、施工後〕	
			11		コルゲート半円管水路工	床掘の状況、 幅、深さ 仕上げ状況	おおむね100mに1箇所 〔施工中、施工後〕	
19 治山編	3 山腹工	11 柵工	2 3 4 5		編柵工 木柵工 コンクリート板柵工 鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工	床掘の状況 幅、高さ 杭間隔 植栽、施肥 仕上げ状況	おおむね100mに1箇所 〔施工中、施工後〕	

撮影箇所一覧表（出来形管理）

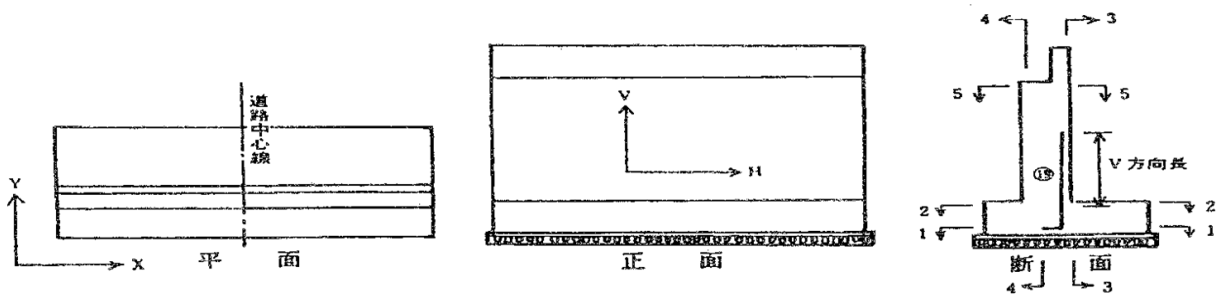
【第19編　治山編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
19 治山編	3 山腹工	12 筋工	2		石筋工	床掛の状況 幅、高さ 杭間隔 植栽、施肥 仕上げ状況	おおむね100mに1箇所 〔施工中、施工後〕	
			3		萱筋工			
			4		丸太筋工			
			5		木筋工			
			6		植生土のう筋工			
			7		その他二次製品を用いた筋			
19 治山編	3 山腹工	13 伏工	2		わら伏工	法切、床掛の状況 仕上げ状況	おおむね300㎡に1箇所 〔施工中、施工後〕	
			3		むしろ伏工			
			4		網伏工			
			5		その他二次製品を用いた伏			
19 治山編	3 山腹工	14 実播工	4		航空実播工	実播材料	適宜（配合時）	
						材料使用量	施工後	
						積込、散布飛行状況	適宜（施工中）	
19 治山編	4 地すべり防止工	5 排水トンネル工	1		一般事項（保安施設）	保安施設の整備の状況	掘削前	
			2		掘削	岩質	岩質が変わる毎に１回（掘削中）	
						湧水状況	適宜（掘削中）	
			3		支保工一般 鋼製支保工	支保工設置状況	80m又は1施工箇所に1回 （施工中、完成後）	
			4			埋めころしの支保材料の組立状況	80m又は1施工箇所に1回 （施工中）	
			5		覆工	覆工の鉄筋の組立状況	80m又は1施工箇所に1回 （施工中）	

参考資料

橋台および擁壁等の写真撮影（例）

	写真撮影箇所	撮影上の注意
1	栗石のＸ方向の幅	寸法が判読出来る様に（端部の拡大写真を）
2	栗石のＹ方向の幅	〃　　（　　〃　　）
3	栗石の厚さ	
4	ならしコンクリートのＸ方向の幅	〃　　（　　〃　　）
5	ならしコンクリートのＹ方向の幅	〃　　（　　〃　　）
6	ならしコンクリートの厚さ	
7	１－１断面前趾Ｘ方向の鉄筋ピッチ	二段の場合、下部配筋寸法の明確さ
8	１－１断面後趾Ｙ方向の鉄筋ピッチ	〃　　（上面鉄筋組立前に撮影）
9	２－２断面前趾Ｘ方向の鉄筋ピッチ	
10	２－２断面後趾Ｙ方向の鉄筋ピッチ	
11	スターラップ筋間隔	明確に
12	主鉄筋、配力鉄筋の継手重ね長さ	〃
13	フーンチング鉄筋組立全景	
14	底版型枠のＸ，Ｙ方向の幅及び厚さ	24で確認できれば不用
15	３－３断面壁のＶ方向の鉄筋ピッチ	複鉄筋の場合、裏側の配筋寸法の明確さ
16	３－３断面壁のＨ方向の鉄筋ピッチ	〃　　（両面を撮影する）
17	４－４断面壁のＶ方向の鉄筋ピッチ	〃
18	４－４断面壁のＨ方向の鉄筋ピッチ	〃
19	３－３断面壁のＶ方向の鉄筋長	
20	スターラップ筋間隔	11に同じ
21	パラペットの配筋間隔	
22	５－５断面橋座のＸ，Ｙ方向の鉄筋ピッチ	明確に
23	壁の型枠寸法	24で確認できれば不用
24	出来形管理に基づくコンクリートの仕上がり寸法	寸法が判読出来る様に（端部の拡大写真を）
25	埋戻し前の全景	



森林整備施工管理基準

森林整備施工管理基準

この森林整備施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、三重県公共工事共通仕様書第 19 編第５章第５節施工管理に規定する、森林整備の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

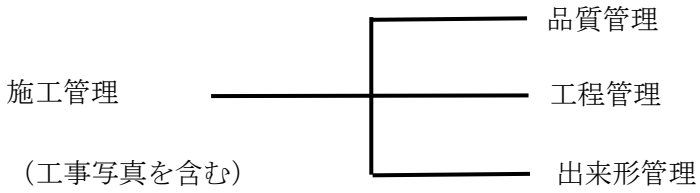
１．目的

この管理基準は、森林整備の施工について、契約図書に定められた森林整備の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適用

この管理基準は、三重県が発注する森林整備について適用する。ただし、建設工事と一体として発注した（山腹工事等をいう。）ものにあっては、建設工事施工管理基準と併用し、互いに補完しながら品質、規格の確保を図るものとする。

３．構成



４．管理の実施

（１）受注者は、森林整備施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

（２）施工管理担当者は、当該森林整備の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

（３）受注者は、測定等を森林整備の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

（４）受注者は、測定等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、森林整備完成時に監督員へ提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

（１）工程管理

受注者は、森林整備の内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャ

ート方式など）を行うものとする。

（２）出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

（３）品質管理

受注者は、幼苗等の品質を定める基準により管理し、管理表を作成すること。

６．規格値

受注者は、出来形管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．その他

（１）工事写真

受注者は、森林整備の状況写真を施工管理の手段として、各施工段階及び完成後明視出来ない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を森林整備工事写真管理基準に基づき撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、森林整備完成時に監督員へ提出しなければならない。

（２）施工箇所が点在する森林整備

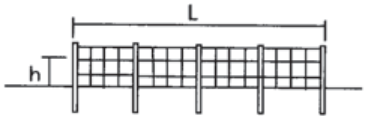
施工箇所が点在する森林整備については、施工箇所ごとに測定基準を設定するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。

単位：㎜

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	5 森林整備工	2 植栽	1		苗木	樹高H	-50	樹高、根元径の検査は、植栽木1,000本に1本とする。		
						根元径	-2			
						本数	-1%			
		2 植栽	2		地拵え	雑草木の刈り高	+50	刈り払い後の萌芽成長は含まないものとする。	雑草木の刈り高の測定は、５haまでは３箇所。以下、５haを越える毎に１箇所とする。（標準値は１㎡程度とする）	
		2 植栽	5		植付け	活着率 枯死本数/植栽本数	-10%	ヒノキの葉の表裏の植栽間違いは全て植え替える。	植付け本数の測定は、５haまでは３箇所。以下、５haを越える毎に１箇所とする。（標準値は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。）	
						本数	-5%			
		3 保育	2		下刈り	雑草木の刈り高	+50	刈り払い後の萌芽成長は含まないものとする。	雑草木の刈り高の測定は、５haまでは３箇所。以下、５haを越える毎に１箇所とする。（標準値は１㎡程度とする）	
		3 保育	5		本数調整伐 間伐 受光伐	調整率	-5ポイント	設計調整率の-5ポイント	調整率の測定は、５haまでは３箇所。以下、５haを越える毎に１箇所とする。（標準値は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。）	
						（枝落しと同時施工の場合）	±5ポイント	枝落しと同時施工の場合は設計調整率の±5ポイントとする		
		3 保育	6		枝落し	打ち上げ高さ H	-100	打上げ高および打ち幅の測定は1,000本当たり2本とする。	枝落とし本数の測定は、５haまでは３箇所。以下、５haを越える毎に１箇所とする。（標準値は10m×10mとする。但し急峻地等で標準地の設定が困難な場合は、同等の面積を以てこれに替える。）	
						打ち幅 B	-100			
						枝落し本数	-5%			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
19 治山編	5 森林整備工	3 保育	9		獣害防護柵設置	高さ　h	±75	高さは50ｍ１箇所 延長は全箇所		
						延長　L	-1.5%			
		4 歩道整備	2		歩道作設	測点間延長	-0.5%	測点間の距離	測点数の10%	
						幅員	-50		延長100ｍにつき1箇所	

森林整備写真管理基準

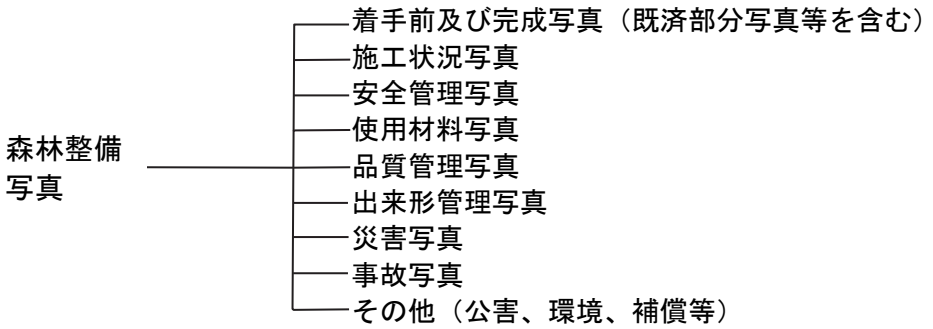
森林整備写真管理基準

（適用範囲）

1　この写真管理基準は、森林整備施工管理基準７（１）に定める森林整備の森林整備写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

（森林整備写真の分類）

2　森林整備写真は次のように分類する。



（写真撮影基準）

3　森林整備の写真撮影は、別紙撮影箇所一覧表に示すものを標準とする。

（１）写真撮影に当たり使用する主な器材は、次表のとおりとする。

区分	内容
カメラ	フィルムカメラ又はデジタルカメラ （予備を用意しておくこと）
黒板	次の項目を表示する黒板等 ①工事名 ②工種等 ③位置（測点等） ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図等 ⑦その他参考となる事項 　なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記人し写真に添付して整理する。
計測器具	被写体の寸法を表示するロッド、ポール、リボンテープ等その他必要なもの

（２）特殊な場合で、監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

（３）デジタルカメラについては、写真の信頼性を確保する観点から、画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、補正前の写真データから複製を作成したうえで、複製した写真データに、回転、パノラマ、トリミング、全体の明るさの補正等を行うことができる。

また、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（平成 29 年３月 31 日付け、28 林国業第 156 号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

（フィルムカメラにおける写真の取り扱い）

４．フィルムカメラにおける写真の取り扱いは次のとおりとする。

（１）使用する写真の大きさは、原則としてサービスサイズ（7.６ｃｍ×11.２ｃｍ）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。ただし、監督員の承認を得た場合は、別サイズとすることができる。

（２）工事写真帳は、Ａ４判以上の工事用アルバムを標準とする。

（３）写真のネガは、ネガアルバムに整理して提出するものとする。

（デジタルカメラにおける写真の取り扱い）

５．デジタルカメラにおける写真の取り扱いは次のとおりとする。

（１）写真の有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。（100 万画素程度～300 万画素程度＝1,200×900 程度～2,000×1,500 程度）

（２）写真データは、電子媒体に格納して提出するものとする。また、格納する際の属性情報、フォルダ構成等については監督員と協議の上決定する。

（３）納品する電子媒体は、提出前に、信頼できるウイルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウイルスチェックを行わなければならない。

（写真の整理）

６　写真の整理方法は次によるものとする。

（１）写真撮影基準等で撮影した全ての写真を整理して提出する。

（２）工事写真帳の整理については、全体の流れがわかるものを作成し、工種毎にその過程（着手前、施工状況、出来形管理、完成等）が容易に把握できるようにする。

（３）施工状況、安全管理、使用材料、品質管理、出来形管理写真等はそれぞれ分類して整理する。

森林整備写真管理基準

撮影箇所一覧表

品質管理

番号	工　　種	写真管理項目			摘　要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	苗木	樹高	現地到着時	現地到着毎かつ、苗木1,000本に1回	
		根元径			
		本数			
		育成状況	施工後	適宜	瑕疵担保の留保期間中

出来形管理

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目			摘　要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
19 治山編	5 森林整備工				施工面積	測点間延長	測量中 1施工地それぞれ3回		施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする。
						方位角			
						仰角			
		2 植栽	2		地拵え	雑草木の刈高	施工中 1施工地それぞれ3回		
						巻落し			
		2 植栽	5		植付け	植付け状況	施工中 1施工地それぞれ3回		施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする。
						活着状況	施工後 1施工地それぞれ3回		
		3 保育	2		下刈り	雑草木の刈高	施工中 1施工地3回		
		3 保育	5		調整伐 間伐 受光伐	調整率	施工後 標準地3箇所に1回		施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする。
		3 保育	6		枝落し	打上げ高	施工中 1施工地それぞれ3回		施工面積が10haを越える場合は撮影頻度を2倍とする。
						打ち幅			
						枝落し本数	施工後 標準地3箇所に1回		
		3 保育	9		獣害防護柵設置	高さ	施工後 1施工地3回		
						延長			測点間距離
		4 歩道整備	2		歩道作設	延長	施工後 1施工地3回		測点間距離
						幅員			

施工状況

番号	工　　種	写真管理項目			摘　要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度	
1	着手前	全景又は代表部分	着手前 1施工地3回		
2	完成	全景又は代表部分	完成時 1施工地3回		着手前と対比
3	施工状況	施工状況を適宜	施工中 適宜		

生コンクリートの取り扱いマニュアル

令和７年４月１日

三　　重　　県

目　次

第１章　一般事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第２章　レディーミクストコンクリートの品質に関する取り扱い ・・・・・・・・・・・・・・ 1

第３章　コンクリート構造物の品質確保の調査について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第４章　コンクリートの耐久性向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

第５章　レディーミクストコンクリート単位水量試験 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第６章　日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案） 34

第７章　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定・・・・・・・・・・・・ 35

７－１　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領・・・・・・・ 35

７－２　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）・・・ 49

第８章　非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定・・・・・・・・ 75

８－１　非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領・・・ 75

８－２　非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（解説）90

第９章　附則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106

レディーミクストコンクリートの品質検査項目の試験頻度について・・・・・・・・・・・参考 1

工場選定およびレディーミクストコンクリートを用いる場合の確認方法について・・・・・参考 2

〈三重県が発注する公共工事における生コンクリートの取り扱いについて〉

第１章　一般事項

本マニュアルは、三重県がこれまで定めてきた生コンクリートに関する要領・要綱及び通知・通達を整理するとともに、三重県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に関する運用を示すなど、共通仕様書を補完するものである。

第２章　レディーミクストコンクリートの品質に関する取り扱い

１．工場選定およびレディーミクストコンクリートを用いる場合の確認方法

共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第１項から第３項」に示される工場選定およびレディミクミクストコンクリートを用いる場合の確認方法については、以下のとおりとする。

なお、JIS マーク表示認証製品を製造している工場を、以下「JIS 工場」と称し、JIS 工場でない工場を、以下「JIS 外工場」と称する。

また、JIS 工場のうち、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場を、以下「マル適工場」と称し、マル適工場でない工場を、以下「マル適外工場」と称する。

１－１　JIS 工場で、かつ、マル適工場を選定する場合

１－１－１ 工場の確認

受注者は、マル適工場であることを確認するとともに、マル適マーク又は監査の合格証の写しを保管し、使用するまでに監督員に提示すること。

１－１－２　レディーミクストコンクリートの確認

（１）JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合

受注者は、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第２項 JIS のレディーミクストコンクリート」前段に基づき対応すること。

（２）JIS マーク表示されないレディーミクストコンクリートを用いる場合

受注者は、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第２項 JIS のレディーミクストコンクリート」後段に基づき対応すること。

なお、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第２項 JIS のレディーミクストコンクリート」に示される基礎資料とは、建設工事施工管理（案）における品質管理基準及び規格値「セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）」の「材料」にある「その他（JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）」に示される試験項目に関する資料をいう。

１－２　JIS 工場で、かつ、マル適外工場を選定する場合

１－２－１　工場の確認

（１）JIS 工場の確認

受注者は、JIS 工場であることを確認するとともに、認証書の写しを保管し、使用するまでに監督員に提示すること。

（2）技術者の確認

① 技術者要件

技術者は、「コンクリート主任技士、コンクリート技士、技術士（コンクリートに関する部門）、コンクリート診断士」のいずれかの資格者とし、「有資格者が１名以上常駐し、品質管理に携わっていること」とする。

なお、技術士の「コンクリートに関する部門」とは、建設部門（選択科目：鋼構造及びコンクリート）、または、総合技術監理部門（選択科目：建設－鋼構造及びコンクリート）をいう。

② 技術者資格等の確認方法

受注者は、レディーミクストコンクリートを製造している工場に出向き、資格証（登録者証も可）で本人確認を行い、資格証（登録者証も可）の写しを保管し、使用するまでに監督員に提示すること。

（3）配合試験（圧縮強度試験を含む）に臨場

受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験に臨場し品質を確認するとともに、品質管理データを使用するまでに監督員に提示すること。

品質管理データとは、配合試験で実施した材料の計量、スランプ、空気量、塩化物量、圧縮強度試験に関するデータをいう。

ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績がある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。

この場合、レディーミクストコンクリートの種類は問わないが、捨てコンクリート等呼び強度をもたない配合のものは対象としない。

また、他工事（公共事業に限る）の配合表は、レディーミクストコンクリートを使用する当該年度または前年度のものを有効とする。

（4）資料の提示

受注者は、以下の資料を整備および保管し、使用するまでに監督員に提示すること。

① レディーミクストコンクリート配合計画書

② 材料に関する確認資料

材料に関する確認資料とは、表２－１に示す試験項目に関する資料をいう。

1-2-2 レディーミクストコンクリートの確認

（1）JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合

受注者は、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第２項 JIS のレディーミクストコンクリート」前段に基づき対応すること。

（2）JIS マーク表示されないレディーミクストコンクリートを用いる場合

受注者は、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第２項 JIS のレディーミクストコンクリート」後段に基づき対応すること。

なお、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第２項 JIS のレディーミクストコンクリート」に示される基礎資料とは、建設工事施工管理（案）における品質管理基準及び規格値「セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）」の「材料」にある「その他（JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）」に示される試験項目に関する資料をいう。

1-3 JIS 外工場を選定する場合

受注者は、原則、JIS 工場から選定しなくてはならないが、JIS 工場が工事現場近くに見あたらない場合に限り、監督員と協議のうえ、以下の条件を満たす工場から選定すること。

1－3－1　工場の確認

（1）技術者の確認

① 技術者要件

技術者は、「コンクリート主任技士、コンクリート技士、技術士（コンクリートに関する部門）、コンクリート診断士」のいずれかの資格者とし、「有資格者が１名以上常駐し、品質管理に携わっていること」とする。

なお、技術士の「コンクリートに関する部門」とは、建設部門（選択科目：鋼構造及びコンクリート）、または、総合技術監理部門（選択科目：建設－鋼構造及びコンクリート）をいう。

② 技術者資格等の確認方法

受注者は、レディーミクストコンクリートを製造している工場に出向き、資格証（登録者証も可）で本人確認を行い、資格証（登録者証も可）の写しを保管し、使用するまでに監督員に提示すること。

（2）配合試験（圧縮強度試験を含む）に臨場

受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験に臨場し品質を確認するとともに、品質管理データを使用するまでに監督員に提示すること。

品質管理データとは、配合試験で実施した材料の計量、スランプ、空気量、塩化物量、圧縮強度試験に関するデータをいう。

ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績がある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。

この場合、レディーミクストコンクリートの種類は問わないが、捨てコンクリート等呼び強度をもたない配合のものは対象としない。

また、他工事（公共工事に限る）の配合表は、レディーミクストコンクリートを使用する当該年度または前年度のものを有効とする。

（3）資料の提示

受注者は、以下の資料を整備および保管し、使用するまでに監督員に提示すること。

① レディーミクストコンクリート配合計画書

② 材料に関する確認資料

材料に関する確認資料とは、表２－１に示す試験項目に関する資料をいう。

1－3－2　レディーミクストコンクリートの確認

受注者は、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第３項 JIS 以外のレディーミクストコンクリート」に基づき対応すること。

なお、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第３項 JIS 以外のレディーミクストコンクリート」に示される基礎資料とは、建設工事施工管理（案）における品質管理基準及び規格値「セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）」に示される試験項目に関する資料をいう。

骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	
骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－第１部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－第３部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材－第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材－第５部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021(ｺﾝｸﾘｰﾄ用再生骨材H)
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石　40%以下 砂利　35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	
骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石　3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材　5.0%以下 それ以外（砂利等）　1.0%以下 細骨材 砕砂　9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材　7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等）　5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）	
砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。
モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	
骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。	
硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。
セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210（ポルトランドセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回／月以上	
練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。
	回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中１回以上／12か月及び産地が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。

２．レディーミクストコンクリートの品質確認

２-１ JIS 工場が製造したレディーミクストコンクリートの品質確認

共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第２項 JIS のレディーミクストコンクリート」における品質確認のため、受注者は、レディーミクストコンクリート配合計画書等を整備及び保管し、監督員からの請求があった場合は速やかに提示すること。

また、監督員は、レディーミクストコンクリート配合計画書等の品質証明資料について受注者に提示を求め、品質や JIS マーク表示認証製品であるかを確認すること。

２-２ JIS 外工場が製造したレディーミクストコンクリートの品質確認

共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第３項 JIS 以外のレディーミクストコンクリート」における品質確認のため、受注者はレディーミクストコンクリート配合計画書等の品質管理証明資料を、使用するまでに監督員に提出すること。

２-３ JIS 工場が製造した JIS マーク表示されないレディーミクストコンクリートの品質確認

JIS 工場から製造される以下の JIS マーク表示されないレディーミクストコンクリートについて、受注者は配合試験の臨場を省略することができる。

（１）C170kg/m^{3}規格のレディーミクストコンクリート

（２）JIS マーク表示認証規格の製品であっても、出荷量が少量のため JIS マーク表示されない製品で、当該工場からその旨の製品であることを確認できる書面を提出されたレディーミクストコンクリート

３．レディーミクストコンクリートの品質検査

共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-2 第５項品質確認」、生コンクリート取り扱いマニュアル「第２章５．５-４コンクリート試験報告書」、「第４章３．３-２（３）安全と認められる骨材の使用」における「公的機関又は（一社）三重県建設資材試験センター等の試験機関」の「等」にあたる試験機関は次の第三者試験機関とする。

（１）ＪＩＳ Ｑ 17025 に適合することを、認定機関によって、認定された試験機関

（２）ＪＩＳ Ｑ 17025 のうち該当する部分に適合していることを自らが証明している試験機関であり、かつ、次のいずれかとする。

①中小企業近代化促進法（又は中小企業近代化資金等助成法）に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場

②国公立の試験機関

③その他、これらと同等以上の能力のある機関

４．他工事（公共工事に限る）の使用実績

共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-3 第２項 配合試験」に示される他工事（公共工事に限る）の配合表は、レディーミクストコンクリートを使用する当該年度または前年度のものを有効とする。

５．水セメント比指定に伴う対応

５-１ 生コンクリートの発注

受注者は例）の生コンクリート注文の際、そのコンクリートの種類が 18-8-40BB であることに加え、水セメント比が 60%以下の指定があることも確実に伝え生コンクリート製造工場に発注する。

5-2 生コンクリートの受注

生コンクリート製造工場は生コンクリートの受注の際、生コンクリートの種類と水セメント比指定の有無を必ず確認する。

例）の場合、設計条件に適合する自工場の生コンクリートは、呼び強度「21」になることを説明する。

納入書（伝票）記載は呼び強度「21」とし、表２－２に示すとおり設計条件を確認できるようにする。

例）　・注文を受けた生コンクリートの種類（設計条件）

18-8-40BB　水セメント比（W/C）：60％以下　の場合

・A工場の場合の呼び強度と水セメント比の関係

粗骨材最大寸法：40mm　セメントの種類：BB

水セメント比(%)	呼び強度
62	18
58	21
54	24
51	27

＜ W/C:60% 呼び強度:19.5

18-8-40　BBの水セメント比（W/C）は62％であり、設計条件の水セメント比（W/C）を満足しておらず、W/Cを満足させるために配合の検討をする必要がある。

W/Cを60％とした場合、対応する呼び強度は工場の関係式から19.5（上記表から比例配分で算出した場合）となるが、この呼び強度はJIS規格には存在しない。このため、JIS製品で、かつ、設計条件に適合する配合とするには、W/C＝60％以下の直近のW/Cに対応する呼び強度をJIS規格に定めるものの中から選定することになる。以上のことから、A工場では**W/Cは58％**を採用することになり、その**呼び強度は21**となる。

したがって、注文は18-8-40　BB　W/C60％以下であるが、出荷は21-8-40　BB　W/C58％とし、品質管理も21-8-40　BB　W/C58％のものを対象に行う。

表２－２　レディーミクストコンクリート納入書（記入例）

レディーミクストコンクリート納入書

No.

年　月　日

○○建設㈱　殿

製造会社名・工場名　㈱△△生コン

納入場所		雲出			
運搬車番号		3			
納入時刻	発	8 時 30 分			
	着	時 分			
納入容積		4.0 m³	累計	4.0 m³	

呼び方	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類による記号	呼び強度	ｽﾗﾝﾌﾟ又はｽﾗﾝﾌﾟﾌﾛｰ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類による記号
	普通	**21**	**8**	**40**	**BB**

配合表[a)] Kg/m³

ｾﾒﾝﾄ	混和材	水	細骨材①	細骨材②	細骨材③	粗骨材①	粗骨材②	粗骨材③	混和剤①	混和剤②

水ｾﾒﾝﾄ比	%	水結合材比	%	細骨材率	%	ｽﾗｯｼﾞ固形分率	%

備考　配合の種別：□標準配合　□修正標準配合　□計量読取記録から算出した単位量

□計量印字記録から算出した単位量　□計量印字記録から自動算出した単位量

１８－６０

荷受職員認印	出荷係認印　○川

※　備考欄の「１８―６０」は**設計条件が 18N/㎟**で**水ｾﾒﾝﾄ比が 60%以下**の発注であることを示す。

5－3　配合計画書

配合計画書も５－２と同様に設計基準強度と指定水セメント比が識別できるものとする。

水セメント比は「水セメント比の目標値の上限」の欄に記載し、設計基準強度は備考欄に明記する。記入例を表２－３に示す。

表 ２－３　レディーミクストコンクリート配合計画書（記入例）

レディーミクストコンクリート配合計画書　　No.

○○建設㈱　　殿

年　月　日

製造会社・工場名　㈱△△生コン

配合計画者名　○山△雄

工事名称	
所在地	
納入予定時期	
本配合の適用期間 a)	
コンクリートの打込み箇所	

配合の設計条件

呼び方	コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランプ又はスランプフロー cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類による記号
	普通	２１	８	４０	ＢＢ

指定事項	セメントの種類	呼び方欄に記載	空気量		%
	骨材の種類	使用材料欄に記載	軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量		kg/m³
	粗骨材の最大寸法	呼び方欄に記載	コンクリートの温度	最高・最低	℃
	ｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応抑制対策の方法 b)		水ｾﾒﾝﾄ比の目標値の上限	６０	%
	骨材のｱﾙｶﾘｼﾘｶ反応性による区分	使用材料欄に記載	単位水量の目標値の上限		kg/m³
	水の区分	使用材料欄に記載	単位ｾﾒﾝﾄ量の目標値の下限又は目標値の上限		kg/m³
	混和材料の種類及び使用量	使用材料及び配合表欄に記載	流動化後のスランプ増大量		cm
	塩化物含有量	kg/m³以下			
	呼び強度を保証する材齢	日			

使用材料 c)

セメント	生産者名		密度 g/cm³		Na2Oeq d) %	

【途中省略】

水セメント比	５８　%	水結合材比 e)	%	細骨材率	%

備　考　**設計基準強度　１８　N/mm²**

骨材の質量配合割合 f)，混和剤の使用量については，断りなしに変更する場合がある。

５-４　コンクリート試験報告書

公的機関又は社団法人三重県建設資材試験センター等の試験機関で試験を実施する場合についても設計条件を識別できるようにする。

試験依頼書に５－２と同様に備考欄に「１８－６０」と記入する。

試験機関は、依頼書備考欄の指定事項「１８－６０」を確認し、コンクリート試験報告書備考欄には「設計強度１８　W/C６０%以下」と転記する。

５-５　発注の条件に適合するコンクリートの場合

５-１～５-４は出荷するコンクリートが発注の条件をそのままでは満足させることができないコンクリートの場合について説明したものであるが、発注の条件に適合するコンクリートを出荷する場合についても水セメント比の指定の有無を識別する意味で５-２の納入書（伝票）と５-４の試験依頼書およびコンクリート試験報告書については同様の方法を採用するものとする。

なお、配合計画書を必要とする場合は、指定事項「水セメント比の目標値の上限」の欄に指定水セメント比を記入する。

一連の手順は図２－１のとおり

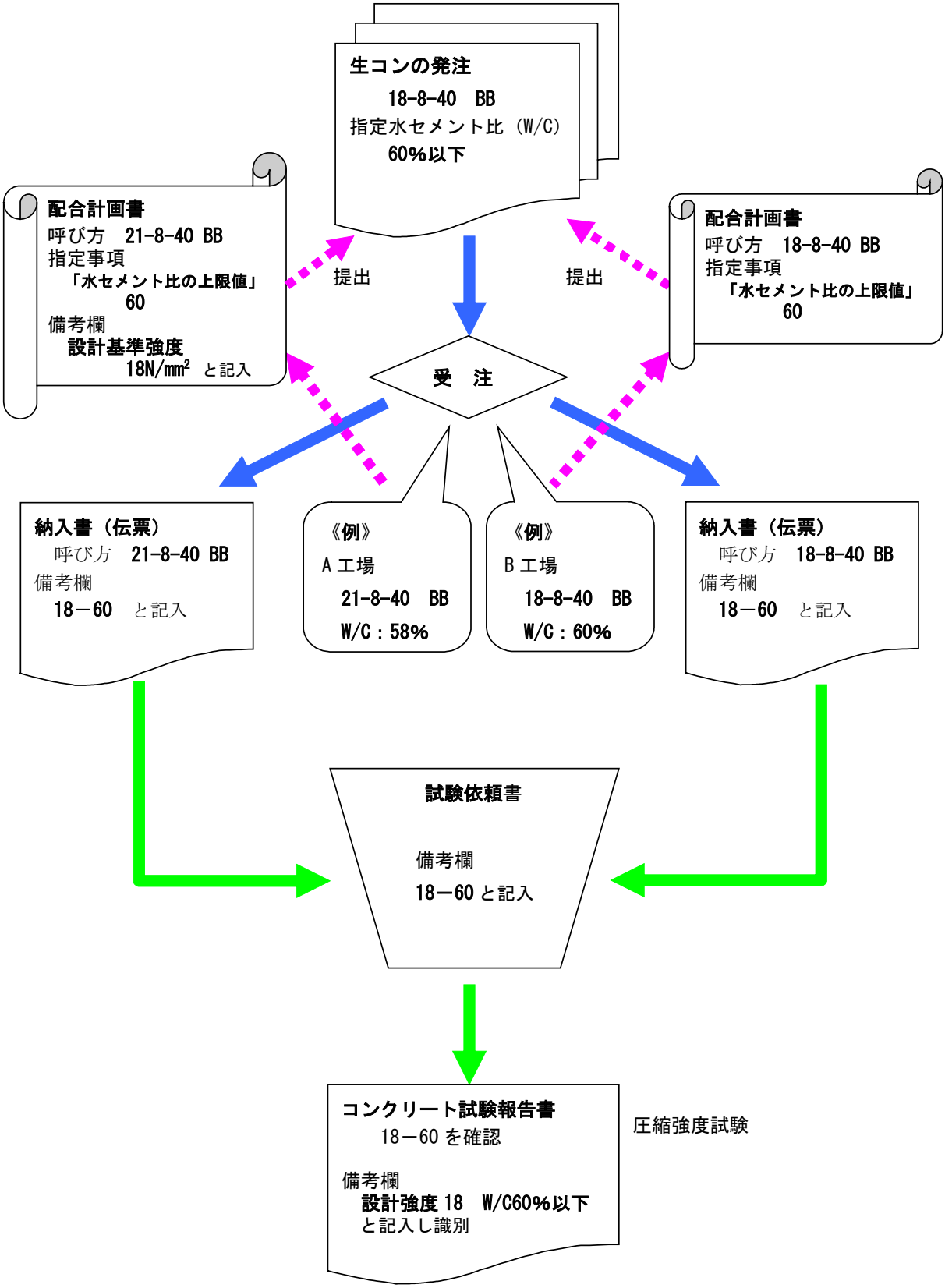


図２－１　水セメント比指定に伴う対応について（フロー）

第３章　コンクリート構造物の品質確保の調査について

１．調査の報告

共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-1 第２項品質確保の調査」の「１）テストハンマーによる強度推定調査」、「２）圧縮強度試験による確認」、「３）ひび割れ発生状況の調査」、「４）微破壊・非破壊試験を用いた強度測定」及び共通仕様書「第１編第３章 1-3-7-1 第６項」の「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定」の調査報告については、以下のとおりとする。

１－１　テストハンマーによる強度推定調査及び圧縮強度試験

構造物毎に別添様式－１により調査票を作成し、監督員に提出すること。

１－２　ひびわれ発生状況の調査

構造物毎に別添様式－２により調査票を作成し、監督員に提出すること。

１－３　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定調査

第７章７－２「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」に定める様式により作成し、監督員に提出すること。

１－４　非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定調査

第８章８－２「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（解説）に定める様式により作成し、監督員に提出すること。

２．ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項

２－１　原因の推定方法

原因の推定方法については、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）で詳しく述べられており、これを参考にすると良い。

ひび割れの発生パターン（発生時期、規則性、形態）・コンクリート変形要因（収縮性、膨張性、その他）・配合（富配合、貧配合）・気象条件（気温、湿度）を総合的に判断して、原因を推定することができる。

また、「コンクリート標準示方書 〔維持管理編〕」（土木学会）においても、ひび割れの発生原因の推定等について記述されているので、参考にされたい。

２－２　判断基準

補修の要否に関するひび割れ幅については、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」に記載されている（表３－１）。施工時に発生する初期欠陥の例については、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」に示されている。

実際の運用にあたっては、対象とする構造物や環境条件により、補修、補強の要否の判断基準は異なる。完成時に発生しているひび割れは、すべてが問題となるひび割れではない。例えば、ボックスカルバートなどに発生する水和熱によるひび割れに関しては、ボックスカルバートの形状から発生することを避けられないひび割れであるが、機能上何ら問題は無い。

３．調査に要する費用について

微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定調査及び非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定調査に要する費用は、積算基準等に基づき計上するものとする。

表３－１　補修の要否に関するひび割れ幅の限度

		耐久性からみた場合			防水性からみた場合
環境 その他の要因 区分		きびしい	中間	ゆるやか	－
（A）補修を必要とするひび割れ幅（㎜）	大	0.4以上	0.4以上	0.6以上	0.2以上
	中	0.4以上	0.6以上	0.8以上	0.2以上
	小	0.6以上	0.8以上	1.0以上	0.2以上
（B）補修を必要としないひび割れ（㎜）	大	0.1以下	0.2以下	0.2以下	0.05以下
	中	0.1以下	0.2以下	0.3以下	0.05以下
	小	0.2以下	0.3以下	0.3以下	0.05以下

注：〈1〉その他の要因（大・中・小）とは、コンクリート構造物の耐久性及び防水性に及ぼす有害性の程度を示し、下記の要因の影響を総合して定める。
ひび割れの深さ・パターン、かぶりの厚さ、コンクリート表面被覆の有無、材料・配（調）合、打ち継ぎなど。

〈2〉環境とは、主として鉄筋の錆の発生条件の観点からみた環境条件。
ゆるやか：コンクリートの打ち込み及び初期養生中の短期間だけ普通の気象状態にさらされる以外は、外気とか激しい腐食環境から完全にしゃ断されている状態。
中　　間：気象条件の中庸な地方に建つ通常の構造物、激しい雨にさらされず、水に浸されている場合は氷結しないなどの状態、たとえば地中コンクリート及び連続的に水中にあるコンクリート。
きびしい：激しい雨にさらされたり乾湿くり返しを受けたりする場合、湿っていて、かつ凍結する場合、激しい露や腐食性ガスにさらされる場合、海水又は荒野の水にさらされるか摩滅する状況にある場合。

別添様式－１

テストハンマーによる強度推定調査票（1）

工　　事　　名	
受　注　者　名	
構　造　物　名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
整理技術者名	
測　定　者　名	

位　　置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	年　　月　　日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N／㎟	コンクリートの呼び強度	N／㎟
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から		
周辺環境　①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　　）		
周辺環境　②	普通地、雪寒地、その他（　　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　　）		

構造物位置図（１／50000を標準とする）
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（2）

構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

一般図、立面図等
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（3）

構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

全景写真
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（4）

構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

調査箇所	①		②		③		④		⑤	
推定強度（N／㎟）										
反発硬度										
平均	R=		R=		R=		R=		R=	
打撃方向（補正値）										
	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）	
乾燥状態（補正値）	・乾燥 ・濡れている		・乾燥 ・濡れている		・乾燥 ・濡れている		・乾燥 ・濡れている		・乾燥 ・濡れている	
	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）	
材齢（補正値）	日		日		日		日		日	
	（ ）		（ ）		（ ）		（ ）		（ ）	
基準硬度	Ro=		Ro=		Ro=		Ro=		Ro=	

推定強度結果の最大値		N／㎟
推定強度結果の最小値		N／㎟
推定強度結果の最大値と最小値の差		N／㎟

参考：シュミットハンマーによる実施コンクリートの圧縮強度判定法指針（（社）日本材料学会）

指定圧縮強度　F（N/㎟）=0.098×（－184+13×Ro（kg／㎠））

基準硬度　Ro=R+△R　　反発硬度：R　補正値：△R

	補正値△Ｒ例（各シュミットハンマーにより確認すること）							
打撃方向	角度	+90°	+45°	－45°	－90°			
	R=20	－5.4	－3.5	+2.5	+3.4			
	R=30	－4.7	－3.1	+2.3	+3.1			
	R=40	－3.6	－2.6	+2.0	+2.7			
	R=50	－3.1	－2.1	+1.6	+2.2			
	R=60	－2.3	－1.6	+1.3	+1.7			
乾燥状態	乾燥	±0	濡れている		+5.0			
材齢	日	10	20	28				
		1.55	1.12	1.00				
	補正値△Ｒ例（各シュミットハンマーにより確認すること）							

テストハンマーによる強度推定調査票（5）

構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

強度測定箇所
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

テストハンマーによる強度推定調査票（6）

－コア採取による圧縮強度試験－

コンクリートの圧縮試験結果

材齢28日圧縮強度試験　１本目の試験結果	
同　２本目の試験結果	
同　３本目の試験結果	
同　３本の平均値	
〔備考〕	

別添様式－２

ひび割れ調査票（1）

工　　事　　名	
受　注　者　名	
構　造　物　名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測　定　者　名	

位　　置	測定NO		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	年　　月　　日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	N／㎟	コンクリートの呼び強度	N／㎟
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　　）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（　　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　　）		

構造物位置図（１／50000を標準とする）
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

ひび割れ調査票（2）

構造物一般図
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

ひび割れ調査票（3）

ひび割れ	有、　無	本数：１～２本、３～５本、多数
		ひび割れ総延長　　約　　m
		最大ひび割れ幅（〇で囲む） 0.2mm以下、0.3mm以下、 0.4mm以下、0.5mm以下、 0.6mm以下、0.8mm以下 ＿＿＿＿＿＿mm
		発生時期（〇で囲む） 数時間～１日、数日、数10日以上、不明
		規則性：有、　無
		形　態：網状、表層、貫通、表層or貫通
		方向：主鉄筋方向、直角方向、両方向 鉄筋とは無関係

ひび割れ調査票（4）

ひび割れ発生状況のスケッチ図
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

ひび割れ調査票（5）

構造物名（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

ひび割れ発生箇所の写真
添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

第４章　コンクリートの耐久性向上

１．適用範囲

土木構造物に使用されるコンクリート及びコンクリート工場製品とする。ただし、仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの）のように長期の耐久性を期待しなくともよい構造物は適用除外とする。

なお、対象工種は下記のとおりとする。

１－１　コンクリート中の塩化物総量規制

鉄筋コンクリート構造物を対象とする。

なお、現場打ちコンクリートで次に示すものは対象としない。

（１）最大高さ１ｍ程度の鍬止擁壁、水路、側溝等のコンクリート断面積が小さく（１㎡以下）連続している構造物

（２）コンクリート量が少なく形状が複雑な構造物及び道路照明、標識、防護柵の基礎等少量（１m^3以下）のコンクリート量で点在する構造物

（３）鉄筋コンクリートとして設計されていない消波根固めブロック

１－２　アルカリシリカ反応抑制対策

全てのコンクリート構造物を対象とする。

なお、現場打ちコンクリートで前記のうち、（１）、（２）に示すものは対象としない。

２．コンクリート中の塩化物総量規制

２－１　塩化物総量の規制値

（１）鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）および用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（Ｃｌ－）は、0.30ｋｇ／m3 以下とする。

（２）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Ｃｌ－）は 0.30ｋｇ／m3 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の 0.08%以下としなければならない。

（３）アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれのある場合等は、試験結果から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（Ｃｌ－）は 0.30ｋｇ／m3 以下とする。

２－２　現場における実施の方法

（１）現場でのコンクリートを製造・レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合、現場に搬入されたコンクリートについて本条２－３により測定、判定を行って使用する。

特に、フレッシュコンクリートの運搬時間等については、JIS A 5308（レディーミ　クストコンクリート）において規定されている値を超えないよう、工場の選定、運搬計画、打設計画に留意しなければならない。

（２）コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を購入して使用する場合は、製造業者に工場での管理データや製造時の検査表によって塩化物総量が規制値以下であったことを報告させ、適合しているものを使用するものとし、その記録を提出するものとする。

２－３　試験

（１）塩化物量の試験はコンクリート打設前あるいは、グラウト注入前に行うものとする。

（２）試験は、原則としてコンクリート打設場所で行う。ただし、やむを得ず、試験をコンクリート製造工場で行う場合は、現場技術者が立ち会うものとする。

（3）試験は、コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）

（4）試験結果の判定は、３回の測定の平均値が本条２－１に示す規制値以下であることをもって、合格とする。

なお、試験の結果不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受け取りを拒否するとともに、次の運搬車から、毎回試験を行い、それぞれの結果が規制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。ただし、この場合塩化物総量が安定して規制値を下回る事が確認できれば、その後の試験は通常の頻度で行ってもよいものとする。

2-4　測定器具および測定方法

（1）測定器具

測定器は、その性能について（財）国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いるものとする。

（2）容器、その他の器具

測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いた物を用いなければならない。

（3）測定方法

①材料の採取

試料は、JIS A 1115（まだ固まらないコンクリートの試料採取方法）に従い必要量を採取するものとする。

②測定

採取した試料は、さじ等を用いて十分かくはんした後、それぞれ測定に必要な量を採り分ける。

③コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

３回の測定値の平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$Cw = K \cdot Ww \cdot x / 100$$

Ｃｗ：フレッシュコンクリート単位体積当たりの塩化物含有量
（kg／m^3、Cl^-重量換算）

Ｋ　：測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数
（Cl^-では、1.00、ＮａＣｌでは 0.607）

Ｗｗ：示方配合に示された単位水量（kg／m^3）

ｘ　：３回の測定値の平均値
（ブリージング水のCl^-またはＮａＣｌ換算塩化物濃度（％））

2-5　測定記録

測定結果は別添様式－３により提出するものとする。また、測定値を後日確認できるように整理しておくものとする。なお、確認試料を保存できない場合には、計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して提出するものとする。

3．アルカリシリカ反応抑制対策

アルカリシリカ反応抑制対策について、一般的な材料の組み合わせのコンクリートを用いる場合は次のとおりとする。なお、特殊な材料を用いたコンクリートや特殊な配合のコンクリートについては別途検討を行う。

3－1　現場における対処の方法

（1）現場でコンクリートを製造して使用する場合

現地における骨材事情、セメントの選択の余地等を考慮し、3－2検査・確認の方法（1）～（3）のうちどの対策を用いるかを決めてからコンクリートを製造する。

（2）レディーミクストコンクリートを購入して使用する場合

レディーミクストコンクリート生産者と協議して、3－2検査・確認の方法（1）～（3）のうちどの対策によるものを納入するかを決めそれを指定する。なお、（1）、（2）を優先する。

（3）コンクリート工場製品を使用する場合

プレキャスト製品を使用する場合製造業者に3－2検査・確認の方法（1）～（3）のうちどの対策によっているのかを報告させ適しているものを使用する。

3－2検査・確認の方法

（1）コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値（Na2O 換算値%）／100×単位セメント量（配合表に示された値kg／m^3）＋0.53×（骨材中の NaC1%）／100×(当該単位骨材量kg／m^3)＋混和剤中のアルカリ量kg／m^3が 3.0 kg/m^3以下であることを計算で確かめるものとする。防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、ＡＥ剤、ＡＥ減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考えて、セメントのアルカリ量×単位セメント量が 2.5 kg／m^3以下であることを確かめればよいものとする。

（2）抑制効果のある混合セメント等の使用

高炉セメントＢ種（スラグ混合比４０％以上）またはＣ種、もしくはフライアッシュセメントＢ種（フライアッシュ混合比１５％以上）またはＣ種であることを試験成績表で確認する。また、混和剤をポルトランドセメントに混入して対策をする場合には、試験等によって抑制効果を確認する。

（3）安全と認められる骨材の使用

JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）による骨材試験は、工事開始前、工事中１回／６ヶ月かつ産地がかわった場合に信頼できる試験機関（注）で行い、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。また、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）による骨材試験の結果を用いる場合には、試験成績表により確認するとともに、信頼できる試験機関（注）において、JIS A 1804「コンクリート生産工程管理用試験方法―骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（迅速法）」で骨材が無害であることを確認するものとする。この場合、試験に用いる骨材の採取には受注者が立ち会うことを原則とする。

なお、２次製品で既に製造されたものについては、受注者が立会い、製品に使用された骨材を採取し、試験を行って確認するものとする。フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材等の人工骨材及び石灰石については、試験成績表による確認を行えばよい。

（注）公的機関又は一般社団法人三重県建設資材試験センター等の試験機関、人工骨材については製造工場の試験成績表でよい。

3－3　外部からのアルカリの影響について

3－2検査・確認の方法（1）（2）の対策を用いる場合には、コンクリートのアルカリ量をそれ以上に増やさないことが望ましい。

そこで、下記のすべてに該当する構造物に限定して、塩害防止も兼ねて塗装等の塩分浸透を防ぐための措置を行うことが望ましい。

（1）既に塩害による被害を受けている地域で、アルカリシリカ反応を生じるおそれのある骨材を用いる場合

（２）３－２検査・確認の方法（１）（２）の対策を用いたとしても、外部からの影響を受け、被害を生じると考えられる場合
（３）橋桁等、被害を受けると重大な影響を受ける場合

３-４　記録の保存

受注者は、実施した対策及び検査・確認した結果を、受注者の責任と費用負担で整備・保管し、監督員の要請があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

別添様式－３

コンクリート中の塩分測定表

工 事 名　　受注者名

工 種 名　　測 定 者

測定者氏名					測定番号	測定値(%)又は空欄	塩分量(kg/m³)
立会者氏名	(監)　(受)						
測定年月日	・ ・	時刻	:		1		
工種					2		
コンクリートの種類					3		
コンクリートの製造会社名					計		
混和剤の種類		m³当り使用量			平均値		
セメントの種類							
単位水量	kg／m³						
測定器名							

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

測定者氏名					測定番号	測定値(%)又は空欄	塩分量(kg/m³)
立会者氏名	(監)　(受)						
測定年月日	・ ・	時刻	:		1		
工種					2		
コンクリートの種類					3		
コンクリートの製造会社名					計		
混和剤の種類		m³当り使用量			平均値		
セメントの種類							
単位水量	kg／m³						
測定器名							

備考：測定結果に対する処置を講じた事項等を記入する。

（注）塩分濃度を（%）で測定した場合は、次式で塩分量を求める。
塩分量（kg／m³　）＝単位水量（kg／m³　）×測定値÷100

第５章　レディーミクストコンクリート単位水量試験

１．適用範囲

公共工事に使用するレディーミクストコンクリートの単位水量測定について、測定方法および管理基準値等を規定する。

なお、対象構造物は、水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、１日当たりコンクリート種別ごとの使用量が１００m³以上施工するコンクリート構造物を対象とする。

２．測定機器

レディーミクストコンクリートの単位水量測定機器については、エアメータ法またはこれと同程度、あるいはそれ以上の精度を有する測定機器を使用することとし、施工計画書に記載させるとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を監督員に提出するものとする。

また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用することとする。

３．品質の管理

受注者は、施工現場において、打込み直前（荷卸し時）のレディーミクストコンクリートの単位水量を本マニュアルに基づき測定しなければならない。

４．単位水量の管理記録

受注者は、測定結果をその都度記録・保管(別添様式例参照)するとともに、測定状況写真を撮影・保管し、監督員の請求があった場合は延滞なく提示するとともに、工事完成届提出時に提出しなければならない。

５．測定頻度

単位水量の測定頻度は、以下による。

２回/日(午前１回、午後１回)、重要構造物では重要度に応じて 100～150m³ごとに１回、及び荷卸し時に品質の変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。

なお、重要構造物とは、高さが５m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）、内空断面が２５㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部（ただし、PC は除く。）、トンネル及び高さが３m以上の堰・水門・樋門とする。

６．管理基準値及び測定結果との対応

６－１　管理基準値

現場で測定した単位水量の管理基準値は次のとおりとする。

区分	単位水量（kg/m³）
管理値	配合設計±15kg/m³
指示値	配合設計±20kg/m³

注）配合設計の単位水量の上限は、粗骨材の最大寸法が 20～25mm の場合は 175kg/m³
40mm の場合は 165 kg/m³を基本とする。

６－２　測定結果と対応

（１）ａ　管理値内の場合

測定した単位水量が管理値内の場合は、そのまま打設してよい。

（２）ｂ　管理値を超え、指示値内の場合

測定した単位水量が管理値を超え指示値内の場合は、そのまま施工してよいが、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善の指示をしなければなら

ない。

その後、管理値内に安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。

なお、「管理値内に安定するまで」とは、２回連続して管理値内の値を観測することをいう。

（３） ｃ　指示値を超える場合

測定した単位水量が指示値を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、受注者は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。

その後の全運搬車の測定を行い、指示値内になることを確認する。更に管理値内に安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。なお、「管理値内に安定するまで」とは、２回連続して管理値内の値を観測することをいう。

なお、管理値または指示値を超える場合は、１回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は２回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。

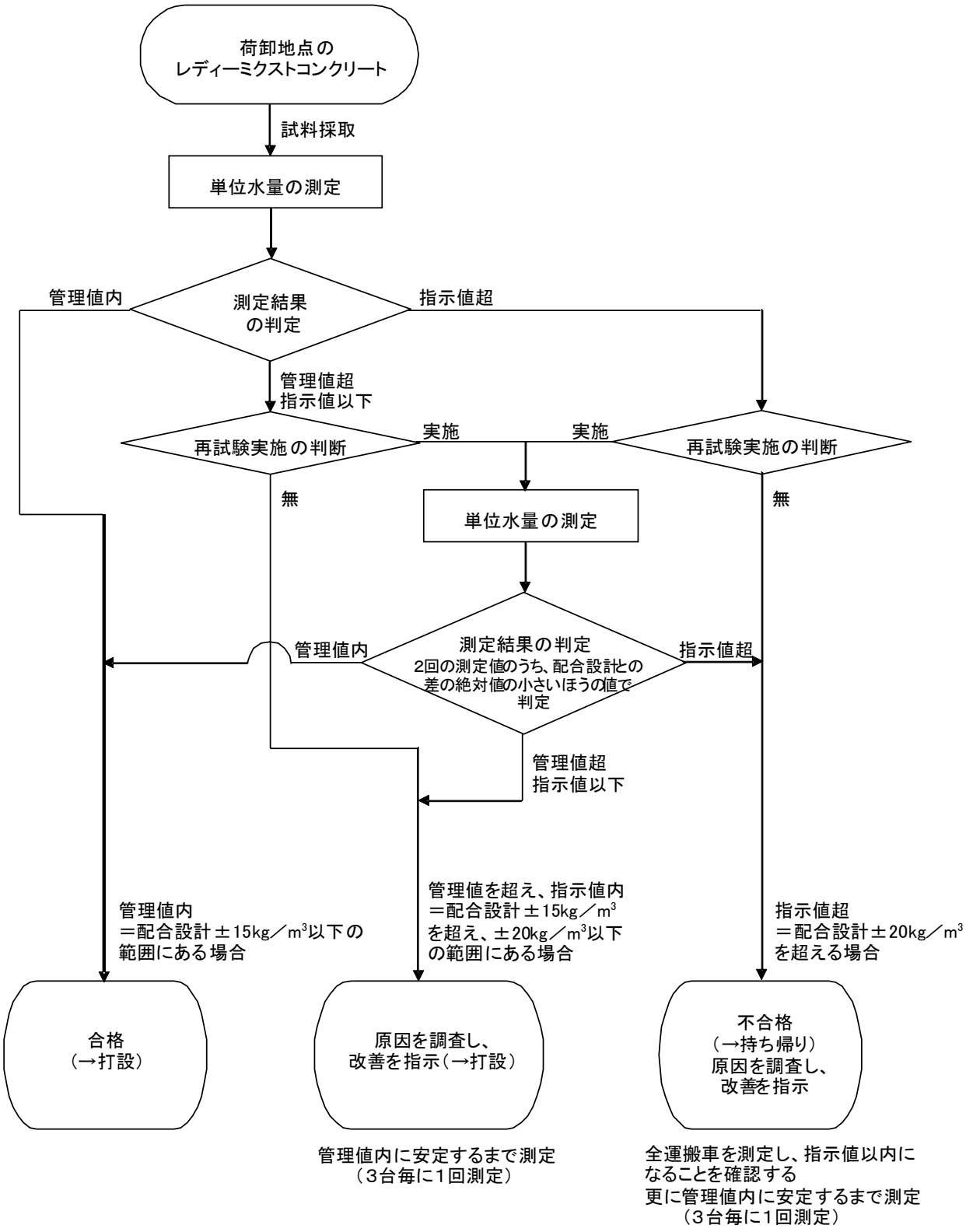


図５－１　レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理フロー

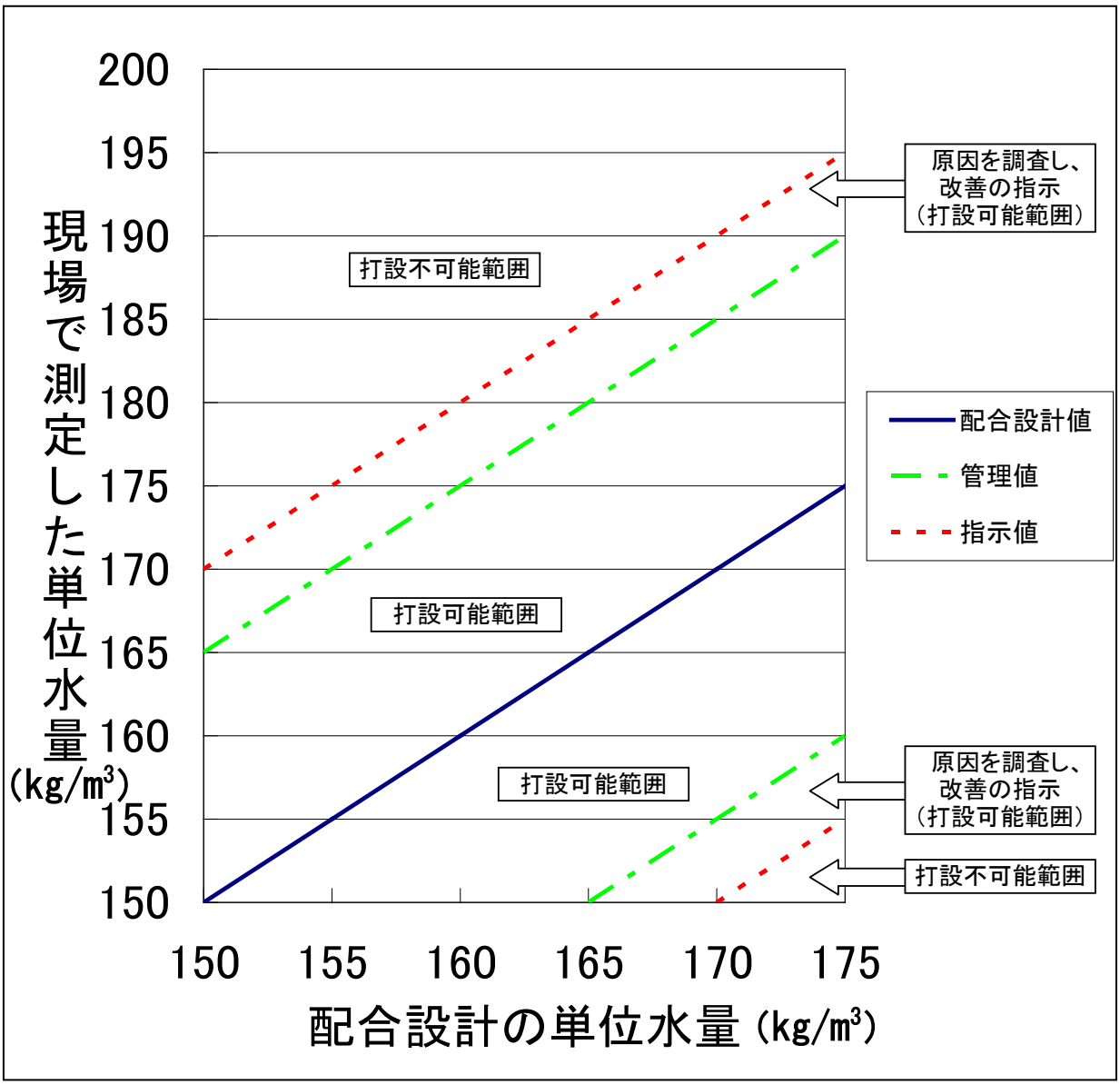


図５－２　レディーミクストコンクリートの単位水量測定の管理図

表５－２　レディーミクストコンクリート単位水量測定結果様式例

（本様式は例でありその他必要事項があれば記載すること）

工事番号	
工 事 名	
工事箇所	
受 注 者	
生コン製造者	

工　　種	
コンクリートの種類（記号）	
単位水量の上限値	kg/m^3

【測定結果】（測定機器によるプリント出力があるものは、写しを添付すること）

番号	月日・時間（午前・午後）	測定者	1回目（kg/m^3）	2回目（kg/m^3）	結果※	日打設量(m^3)
1		印			a　b　c	
2		印			a　b　c	
3		印			a　b　c	
4		印			a　b　c	
5		印			a　b　c	
6		印			a　b　c	

※結果の欄は対応する記号に○をつける。

ａ：管理値内

ｂ：管理値を超え、指示値以内

ｃ：指示値を超える

【対応報告】（結果が「ｂ」または「ｃ」の場合はその後の対応について記載する。）

番　　号	

・原因及び改善措置の状況について記載する。

・安定するまでの追加測定結果は、上記測定結果に準拠し別途作成する。

第６章　日当たり打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）

セメントコンクリートの圧縮強度試験については「建設工事施工管理基準（案）」により、実施しているところであるが、ＪＩＳマーク表示認証工場で生産する日当たり打設量が小規模（配合種類別 50m3/日未満）となるレディーミクストコンクリートを使用する場合の品質管理については、下記基準による。

１．圧縮強度試験

配合種類別に試験回数を決めるものとする。

（１）小規模工種は、１工種当たりの総使用量 50m3 以上でかつ日当たり打設量が 50m3 未満の小規模な場合は、生コン工場の同一現場への出荷順に 50m3 程度でくくって（打設日が違ってもかまわない）、１回以上の試験を行うものとする。
小規模工種以外は、日当たり打設量が 50m3 未満の小規模な場合は、生コン工場の同一現場への出荷順に 50m3 程度でくくって（打設日が違ってもかまわない）、１回以上の試験を行うものとする。

（２）打設量が少量で２週間かかっても 50m3 に満たない場合は、２週間で１回以上の試験を行うものとする。ただし、小規模工種でかつ１工種当たりの総使用量が 50m3 未満の場合を除くものとする。

表　６－１　ある生コン工場で出荷する場合の試験回数割りについて（例）

出荷年月日 / 配合	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	計
25-8-21BB	35		10	50	40	5	5	5		15	20	10	3	10	15	40	80	3	9	15		370
40-8-16BB	15		15	15		15						5							10	15	30	120
基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ等		6					10		2	2	2	2	2			15		3	3	3	5	55

２．スランプ試験

１日１回以上（小規模工種でかつ１工種当たりの総使用量が 50m3 未満の場合を除く）

３．空気量試験

１日１回以上（小規模工種でかつ１工種当たりの総使用量が 50m3 未満の場合を除く）

※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。
橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種

第７章　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定

７－１　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領

１．はじめに

本要領は、微破壊・非破壊によるコンクリート構造物の強度測定を行うにあたり、受注者の施工管理（品質管理）及び発注者の監督業務における実施内容を定めたものである。

２．適用範囲

新設のコンクリート構造物のうち、橋長 30m 以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工事を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品、重力式橋台及び仮設構造物は対象外とする。（重力式橋台については、本庁事業課と協議のうえ、必要性を判断すること。）

なお、本要領によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、共通仕様書「第１編第３章 1-3-3-1 第２項品質確保の調査」に基づいて行うテストハンマーによる強度推定調査を省略することができるものとする。

３．受注者の実施事項

3.1　試験法の選定

「5.1(1)対象構造物に適用する試験法」に従い、対象構造物の対象部位に適用する試験法を選定する。

3.2　事前準備

(1) 設計諸元の事前確認

受注者は、測定を開始する前に、測定位置の設計図及び既存資料より、測定対象のコンクリート構造物の設計諸元（コンクリートに関する資料、構造物の形状、配筋状態など）を事前に確認する。

(2) 強度測定計画書の作成

受注者は、事前調査に基づき、測定方法や測定位置等を記載した、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定計画書」（以下、「強度測定計画書」という）を作成し、監督員へ提出するものとする。

(3) 検量線の作成（非破壊試験の場合のみ）

超音波法及び衝撃弾性波法による非破壊試験については、圧縮強度推定において、検量線（キャリブレーション）が必要であることから、円柱供試体を作製し、強度と推定指標の定量的な関係を求める。

検量線は、「７－２微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）」に示す材齢において円柱供試体を用いた圧縮強度試験を実施することにより、作成すること。

なお検量線は、「７－２微破壊･非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(解説)」に示す方法において円柱供試体を用いた圧縮強度試験を実施することにより、作成すること。

3.3　非破壊試験の実施及び判定

受注者は、「5.測定方法」に従い、コンクリート強度の測定を実施し、その適否について判定を行うものとする。

3.4　測定に関する資料の提出等

受注者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、検査時までに監督員に提出するものとする。

測定結果については、表 1 及び表 2 に示す内容を網羅した測定結果報告書を作成し、提出するものとする。

表 1 測定結果報告書に記載すべき事項（微破壊試験の場合）

No.	報告内容	記載すべき事項
1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など
2	試験年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）
3	測定位置の概要（測定位置図）	試験体採取位置図
4	測定者名※	測定者名、講習会受講証明に係る書類
5	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度
6	測定結果	圧縮強度試験結果、 コア供試体の外観・破壊状況（小径コアの場合）
7	判定結果	合否判定

※外部供試体において、講習会受講者より指導を受けた者が測定した場合、指導を受けた「証明書」保有者の氏名を併記するとともに、指導者の「証明書」のコピーを添付する。

表 2 測定結果報告書に記載すべき事項（非破壊試験の場合）

No.	報告内容	記載すべき事項
1	構造物名称	工事名、測定対象構造物の概要など
2	測定年月日	コンクリート打設日、試験実施日（試験材齢）
3	測定位置の概要（測定位置図）	試験箇所位置図
4	測定者名	測定者名、講習会受講証明に係る書類
5	測定機器に係る資料	超音波装置の型式、製造番号、 測定機器の校正記録
6	使用コンクリート	コンクリート示方配合、配合強度
7	検量線に係る資料	圧縮強度試験実施材齢、圧縮強度試験結果、 検量線の関数式
8	測定結果	音速に関する試験結果（探触子間隔、伝搬時間、音速値など）、 強度推定結果（測定材齢時の圧縮強度）、 基準材齢（28 日）補正強度、 構造体コンクリート強度（強度判定値）
9	判定結果	合否判定

微破壊・非破壊試験の流れを図 1 及び図 2 に示す。

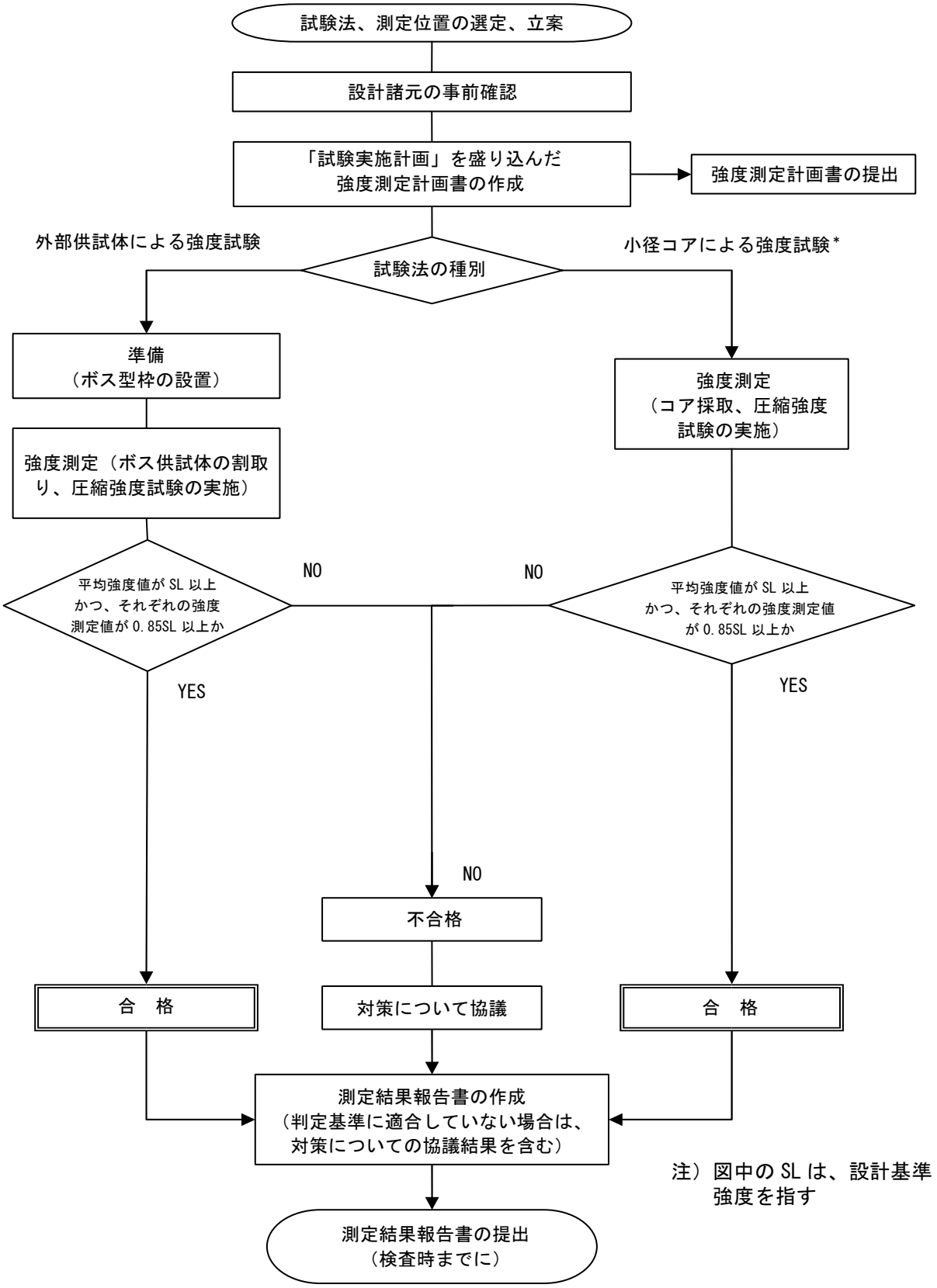

試験法、測定位置の選定、立案
設計諸元の事前確認
「試験実施計画」を盛り込んだ
強度測定計画書の作成
強度測定計画書の提出
外部供試体による強度試験
試験法の種別
小径コアによる強度試験*
準備
（ボス型枠の設置）
強度測定（ボス供試体の割取り、圧縮強度試験の実施）
強度測定
（コア採取、圧縮強度試験の実施）
平均強度値がSL以上
かつ、それぞれの強度
測定値が0.85SL以上か
NO
NO
平均強度値がSL以上
かつ、それぞれの強度測定値
が0.85SL以上か
YES
YES
NO
不合格
合　格
対策について協議
合　格
測定結果報告書の作成
（判定基準に適合していない場合は、
対策についての協議結果を含む）
注）図中のSLは、設計基準
強度を指す
測定結果報告書の提出
（検査時までに）

図1 微破壊試験の流れ

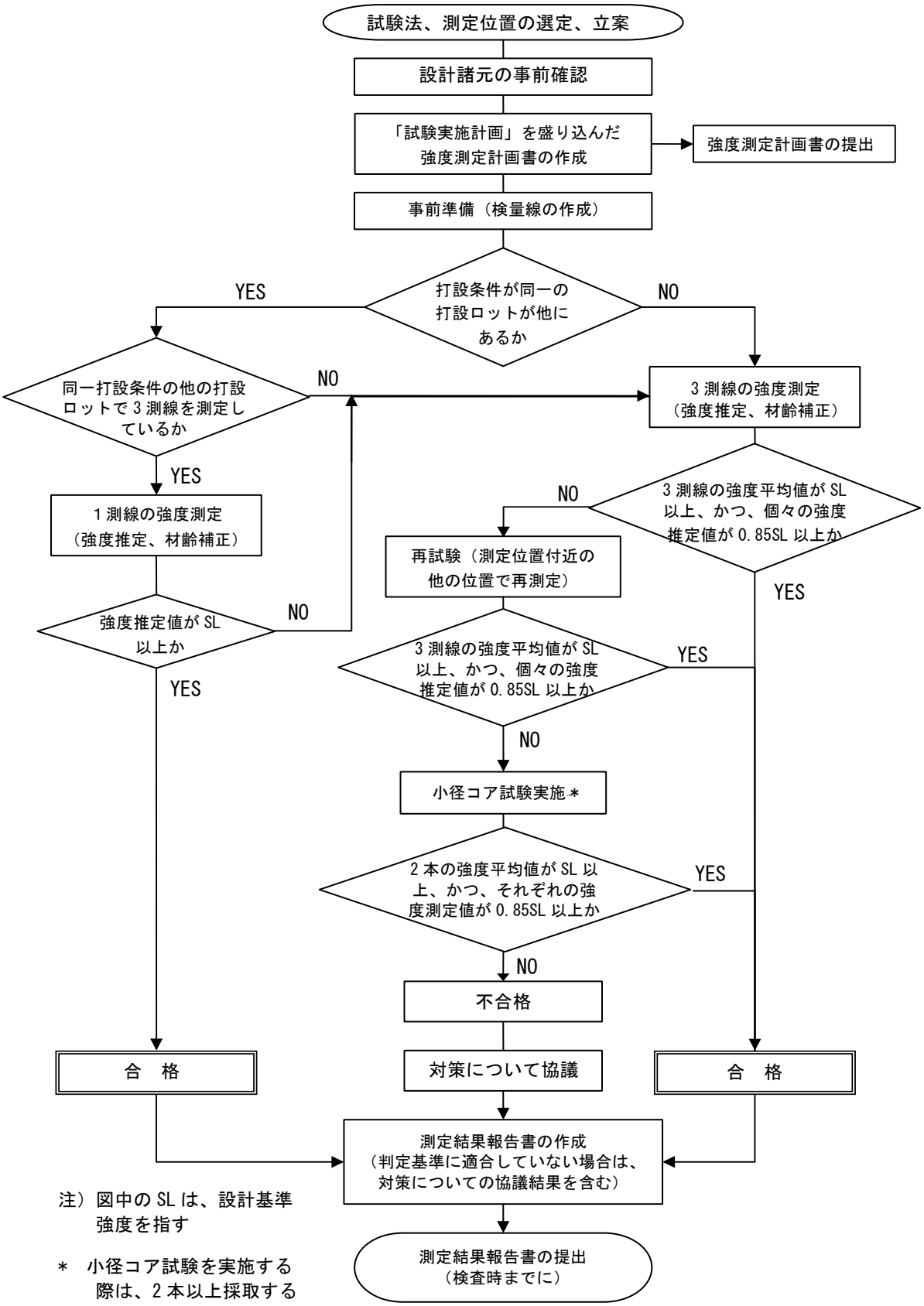

試験法、測定位置の選定、立案
設計諸元の事前確認
「試験実施計画」を盛り込んだ強度測定計画書の作成
強度測定計画書の提出
事前準備（検量線の作成）
打設条件が同一の打設ロットが他にあるか
YES
NO
同一打設条件の他の打設ロットで3測線を測定しているか
NO
3測線の強度測定（強度推定、材齢補正）
YES
1測線の強度測定（強度推定、材齢補正）
3測線の強度平均値がSL以上、かつ、個々の強度推定値が0.85SL以上か
NO
再試験（測定位置付近の他の位置で再測定）
YES
強度推定値がSL以上か
NO
YES
3測線の強度平均値がSL以上、かつ、個々の強度推定値が0.85SL以上か
YES
NO
小径コア試験実施＊
2本の強度平均値がSL以上、かつ、それぞれの強度測定値が0.85SL以上か
YES
NO
不合格
合　格
対策について協議
合　格
測定結果報告書の作成（判定基準に適合していない場合は、対策についての協議結果を含む）
測定結果報告書の提出（検査時までに）
注）図中のSLは、設計基準強度を指す
＊　小径コア試験を実施する際は、2本以上採取する

図 2 非破壊試験の流れ

４．監督員の実施事項

4.1　採用する測定方法等の承諾

監督員は、受注者から提出された強度測定計画書により、採用する測定方法や測定位置、測定数量等を確認し、測定を実施する前に承諾するものとする。

4.2　測定の立会及び報告書の確認

監督員は、受注者が行う非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会するとともに、任意の位置を選定（1 箇所以上）し、受注者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認するものとする。なお、本測定の実施に関する資料は、必要に応じて施工中に提示を求めることができる。

５．測定方法

5.1　試験法について

(1) 対象構造物に適用する試験法

1)　フーチング部

完成後不可視部分となるフーチング部は、構造物の側面に設けた供試体（以下、「外部供試体」という）による試験を標準とする。なお、埋戻し等の工程に支障がない場合には、「外部供試体」に替えて、「小径コア」による試験あるいは非破壊試験を実施しても良い。

2)　柱部・張出し部、桁部

完成後可視部分である、下部工柱部・張出し部及び上部工桁部は、非破壊試験である超音波を用いた試験方法（以下、「超音波法」という）及び衝撃弾性波を用いた試験方法（以下、「衝撃弾性波法」という）のいずれかの方法で実施することを標準とする。

なお、非破壊試験による強度推定値が「5.5 判定基準」を満たさない場合には、「小径コア」による試験を実施する。

表 3 対象構造物の測定部位に適用する強度試験法

対象構造物	測定部位	標準とする試験法
橋梁上部工	桁部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施
橋梁下部工	柱部・張出し部	非破壊試験（超音波法又は、衝撃弾性波法） ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合には、小径コアによる試験を実施
	フーチング部	外部供試体による試験 ※工程等に支障がない場合には、小径コアによる試験あるいは非破壊試験を実施してもよい

(2) 試験法の採用条件等

強度測定に用いる各試験法は、表 4 に示す条件を満たすものとする。

なお、採用する試験法については、事前にその試験方法に関する技術資料を添付して監督員の承諾を得るものとする。

表 4 試験法の採用条件等

試験法		試験法の条件
微破壊	外部供試体	・外部型枠の作成・設置・強度測定・強度補正方法について確立している方法を用いること
	小径コア	・φ50㎜以下とし通常用いられているφ100㎜コアに対する強度補正方法が確立していること ・寸法効果が確認されている試験法であること
非破壊	超音波法	・コンクリート構造物の音速測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100㎜コア強度に対して、±15%程度の精度を有していること
	衝撃 弾性波法	・コンクリート構造物の弾性波速度測定方法、強度推定方法が確立されていること ・φ100㎜コア強度に対して、±15%程度の精度を有していること

(3) 各試験法の留意点

「微破壊試験」と「非破壊試験」による測定における留意点を表 5 に示す。

表 5 各種強度試験法の留意点

試験法		補修の要否	試験可能時期	試験実施必要条件	使用コンクリートの条件	備 考
微破壊	外部供試体	不要（美観等の問題により必要な場合もあり）	脱型直後から可能（注１）	必要水平幅として外部型枠寸法＋100㎜ 以上	スランプ≧8㎝（注３） 粗骨材 大寸法≦40㎜	外部型枠を設置する必要があるため事前に発注者との協議が必要
微破壊	小径コア	必要	強度 10N/㎟以上より可能（注２）	部材厚さとしてコア直径の２倍以上	圧縮強度≦70N/㎟ 粗骨材 大寸法≦40㎜	鉄筋探査により鉄筋がない位置を選定
非破壊	超音波法	不要	脱型直後から可能（注１）	必要幅として 1000㎜ 以上（探触子設置間隔）	特になし	コンクリートの種類ごとに事前に円柱供試体を用いた検量線の作成（圧縮強度推定用）が必要
非破壊	衝撃弾性波法			必要幅として 450㎜ 以上（探触子・ハンマー間隔）		

注１）測定精度を向上するため、可能な限りコンクリート材齢 28 日に近い時期に試験を実施することが望ましいが、現場の工程に支障の及ばないよう材齢によらず、同日中に複数箇所の試験を行うことができる。
注２）コンクリートの配合によるが、目安として打設日から１週間以降。
注３）スランプ 8㎝ は購入時に指定する値であり、測定値は許容の下限値である 5.5㎝ 以上のコンクリートを使用。

5.2 測定者

本測定の実施に際しては、各試験に固有の検査技術ならびにその評価法について十分な知識を有することが必要である。このため、受注者は、測定者の有する技術・資格などを証明する資料を常時携帯し、監督員の求めに応じ掲示するものとする。

5.3 測定回数

原則として打設回（以下、「打設ロット」という）ごとに測定を行うものとする。１打設ロット当たりの測定数を表６に示す。 ただし、フーチング部、橋台部を除く構造部位については、以下のとおり測定回数を縮減してよいものとする。

(1) 橋梁上部構造

１径間が４回以上の打設ロットで構成されている場合は、そのうち３回の打設ロットを抽出し、測定を行う。

(2) 橋梁下部構造（橋脚（脚部、張出部））

１基あたり３断面（基部、中間部、張出部または天端部付近）の測定を行うことを標準とする。ただし、柱部の高さが大きい場合は、適宜中間部の測定数を増やし、測定箇所の間隔が 15m 以上離れないように計画するものとする。

表６ １打設ロット当たりの測定数

試験法		１打設ロット当たりの測定数
微破壊	外部供試体	・１打設ロットの測定に用いる外部供試体は１体とする。 ただし、１構造部位 *1 が１打設ロットで施工される場合には、 １構造部位あたり２供試体とする。
	小径コア	・１打設ロットの測定に用いる小径コアは２本とする。 ただし、１構造部位 *1 が１打設ロットで施工される場合には、 １構造部位あたり４本とする。
非破壊	超音波法	・原則として１打設ロット当たり、３測線とする。
	衝撃弾性波法	

*1： ここで、構造部位とは以下のことをいう。

橋梁下部構造： フーチング部、脚部（柱・壁部）、張出部

橋梁上部構造： １径間当たりの上部構造物

5.4 測定位置

(1) 測定位置の選定

測定位置は、図 3、図 4、図 5 を参考として可能な限り対象構造物の異なる側面において打設高さの中間付近を選定する。

なお、試験回数や測定位置について、対象構造物の形状や構造により上記により難い場合には、発注者と協議の上、変更してもよい。

(2) 測定位置決定及び測定に際しての留意点

各測定方法において測定位置を決定する際には、表 7 の留意事項に配慮し決定するものとする。

表 7 測定位置決定及び測定に際しての留意点

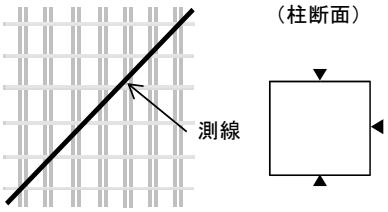
<table>
<tr><th colspan="2">試験法</th><th>留意点</th></tr>
<tr><td rowspan="2">微
破
壊</td><td>外部供試体</td><td>型枠取付け位置は、打設計画から高さの中間層の中央付近とし、仮設物との干渉が生じないよう留意する。</td></tr>
<tr><td>小径コア</td><td>鉄筋位置を避けて採取することが必要であるため、配筋状態を把握する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">非
破
壊</td><td>超音波法</td><td rowspan="2">鉄筋の影響を受けないよう、右図に示すように鉄筋に対して斜めに測定する。
 

図　鉄筋に対する測線設定例</td></tr>
<tr><td>衝撃弾性波法</td></tr>
</table>

(3)　測定箇所の配置例

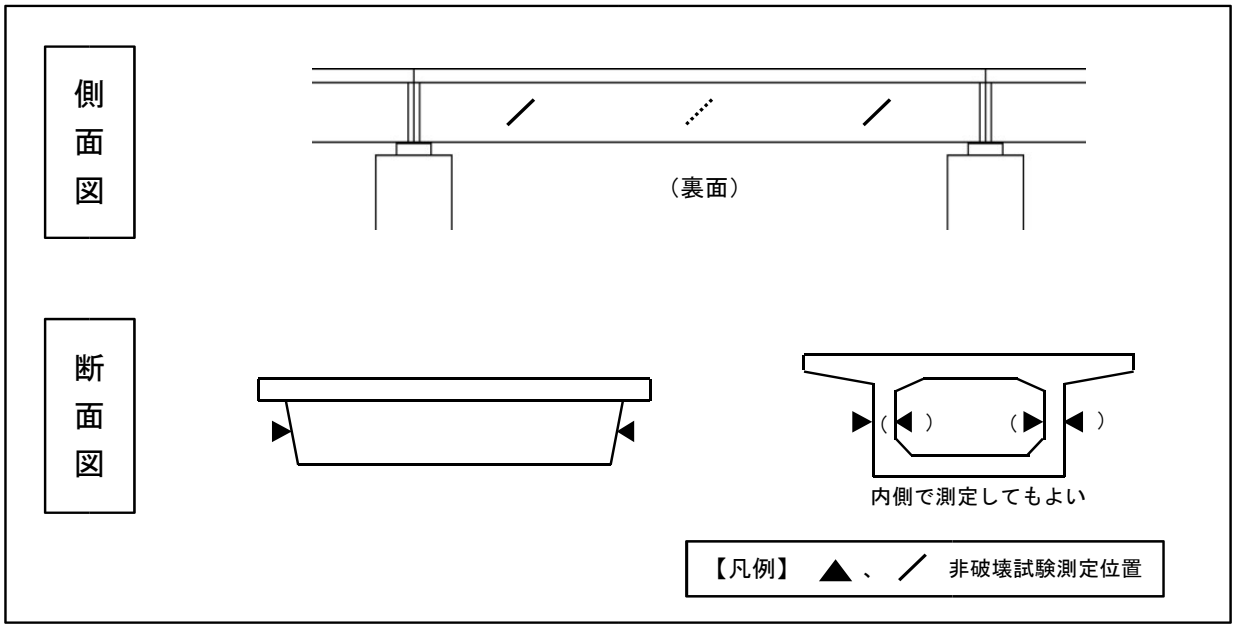


図 3 橋梁上部工の測定位置（例）

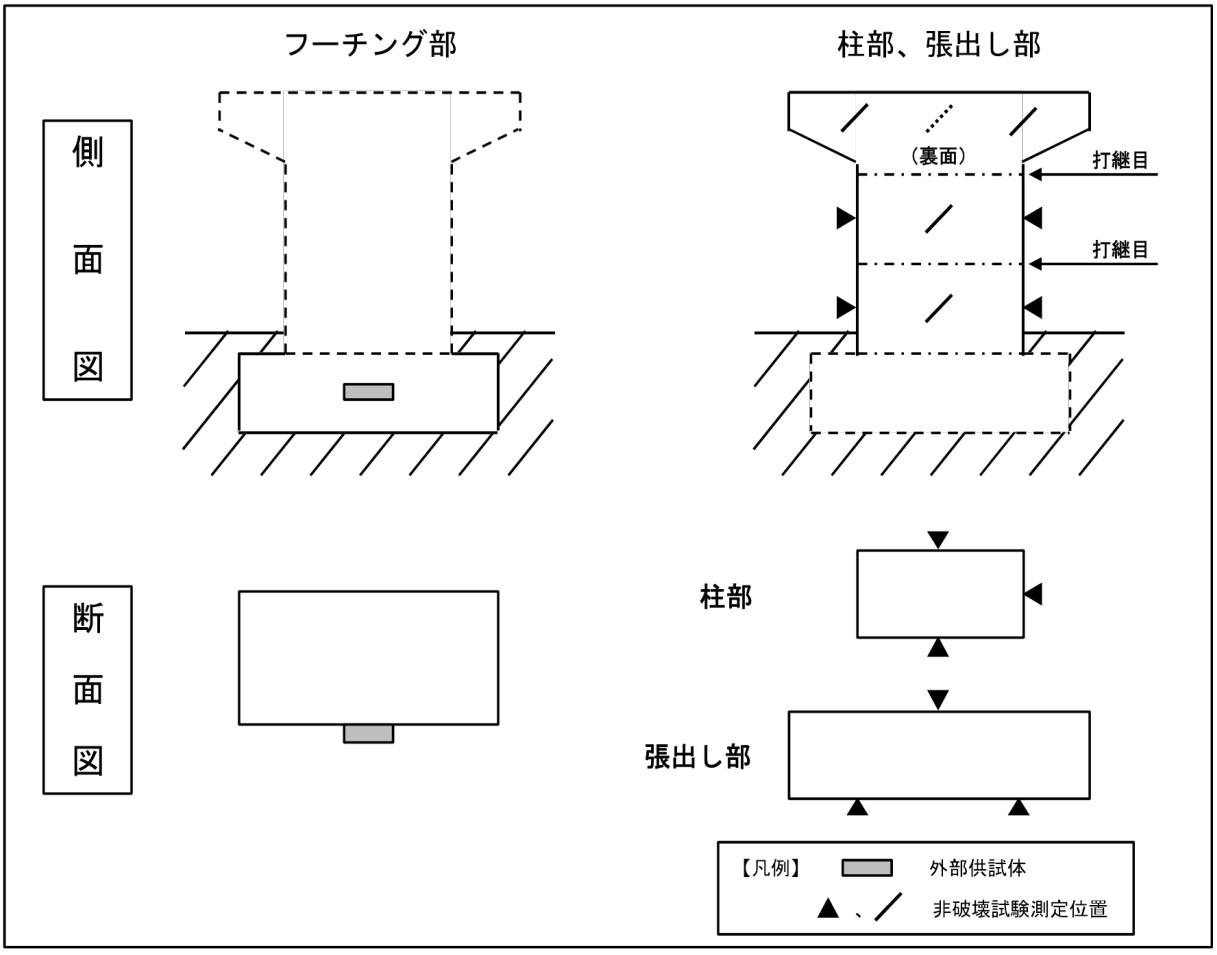


図 4　橋梁下部工の測定位置（例）

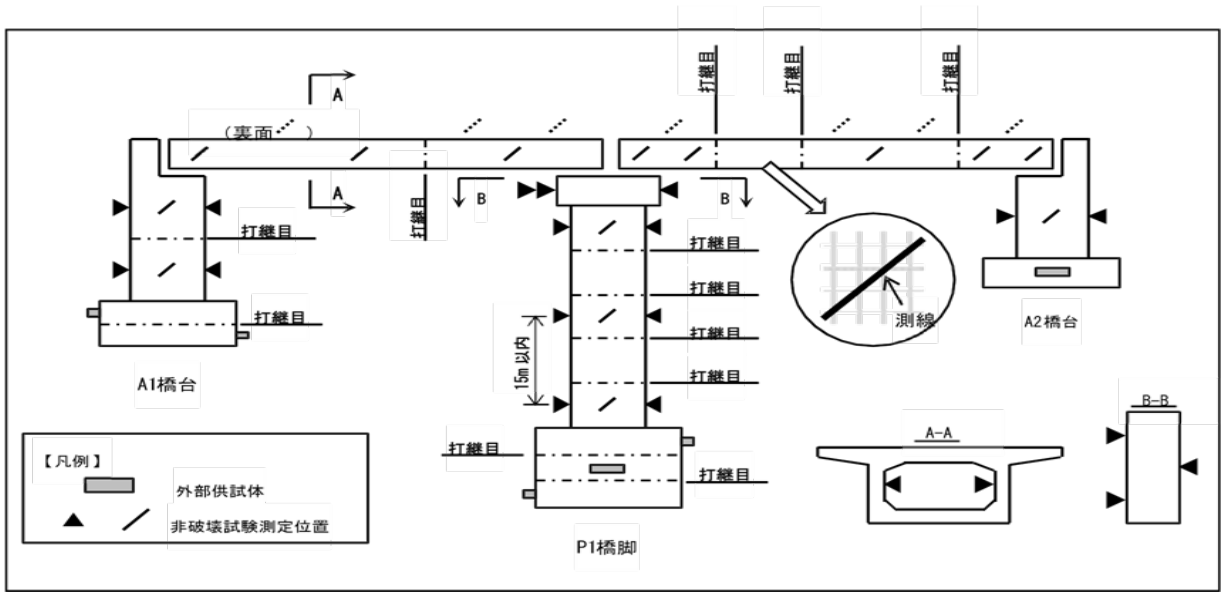


図 5 微破壊・非破壊試験の測定箇所配置図（例）

表 8 微破壊・非破壊試験の測定箇所数（例）

構造部位			試験法	ｺﾝｸﾘｰﾄ配合	打設ﾛｯﾄ数	供試体数又は測線数（箇所）
上部工	A1～P1		非破壊試験	36-8-25H	2	3
						3
	P1～A2			36-8-25H	2	3
						3
下部工	張出部	P1		30-8-25BB	1	3
	壁・柱部	A1		27-8-25BB	2	3
						3
		P1			5	3
						3
						3
						3
						3
		A2			1	3
	フーチング部（注１）	A1	微破壊試験	24-8-40BB	2	(1) 〈2〉
						(1) 〈2〉
		P1			3	(1) 〈2〉
						(1) 〈2〉
						(1) 〈2〉
		A2			1	(2) 〈4〉

注１） フーチング部における微破壊試験による測定の供試体数について

( )内は、外部供試体による試験の場合、〈 〉内は、小計コアによる試験の場合の供試体数を示す。

5.5 判定基準

測定により得られたコンクリート構造物の強度の適否判定は、以下の表 9 及び表 10 に示す判定基準により行う。

表 9 試験回数と判定基準（微破壊試験の場合）

試験法	判定基準
外部供試体	供試体の平均強度値 ※1 ≧設計基準強度（SL） かつ、個々の強度値≧設計基準強度の 85%（0.85SL） ※1：1 構造部位あたり 2 供試体以上の平均とする。
小径コア	コアの強度平均値 ※2 ≧設計基準強度（SL） かつ、個々の強度値≧設計基準強度の 85%（0.85SL） ※2：1 構造部位あたり 4 本以上の平均とする。

注 1）強度値は、試料の試験結果に測定方法に固有の補正等を加え、構造体のコンクリート強度に換算した値とする。

表 10 試験回数と判定基準（非破壊試験の場合）

1 打設ロットあたりの測線数	判定基準
3 測線の場合	強度平均値≧設計基準強度（SL） かつ、個々の強度推定値≧設計基準強度の 85%（0.85SL）

７－２　微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（解説）

１．適用範囲

この解説は、７－１微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領に基づく強度測定試験に関する補足事項を参考にとりまとめたものである。

２．強度測定要領の解説事項

(1)「測定要領 5.1 試験法について」について

「(2) 試験法の採用条件等 表 4」に示す各試験法により測定を行う場合、測定方法に関する詳細事項は、下記の測定要領（案）を参考にすること。

試験法		測定要領等
微破壊試験	外部供試体	**・ボス供試体による新設の構造体コンクリート強度測定要領（案）** ［土木研究所］ ・非破壊・局部破壊試験によるコンクリート構造物の品質検査に関する共同研究報告書（11）2008.3 ・共同研究報告書 379 号
	内部供試体（小径コア）	**・小径コア試験による新設の構造体コンクリート強度測定要領（案）** ［土木研究所］ ・非破壊・局部破壊試験によるコンクリート構造物の品質検査に関する共同研究報告書（8）2007.3 ・共同研究報告書 367 号
非破壊試験	超音波法	**・超音波試験 土研法による新設の構造体コンクリート強度測定要領（案）** ［土木研究所］ ・非破壊・局部破壊試験によるコンクリート構造物の品質検査に関する共同研究報告書（12）2008.3 ・共同研究報告書 380 号
	衝撃弾性波法	**・衝撃弾性波試験 iTECS 法による新設の構造体コンクリート強度測定要領（案）** **・衝撃弾性波試験 表面２点法による新設の構造体コンクリート強度測定要領（案）** ［土木研究所］ ・非破壊・局部破壊試験によるコンクリート構造物の品質検査に関する共同研究報告書（12）2008.3 ・共同研究報告書 380 号

なお、最新の測定要領については（国研）土木研究所ＨＰを参照すること。

(国研)土木研究所ＨＰ：

https://www.pwri.go.jp/jpn/results/offer/hihakai/conc-kyoudo.html

(2)「測定要領 3.2 事前準備 (3)検量線の作成」について

検量線の求め方の詳細な方法については、上記(1)に示す各試験法の測定要領を参照すること。ただし、検量線作成における円柱供試体を用いた圧縮強度試験の実施材齢は、下表を参考にすることができる。

表 1(1)検量線作成における円柱供試体を用いた圧縮強度試験の実施材齢
（現地測定の最長材齢が４週以下の場合）

	圧縮強度試験の実施材齢			
	材齢１	材齢２	材齢３	材齢４
普通セメント	１週	２週	３週	４週
高炉セメントＢ種	１週	２週	３週	４週
早強セメント	３日	１週	３週	４週

表 1(2) （現地測定の最長材齢が４週を上回る場合）

	圧縮強度試験の実施材齢			
	材齢１	材齢２	材齢３	材齢４
普通セメント	１週	２週	４週	４週以降､13 週までの任意の１材齢（注１）
高炉セメントＢ種	１週	２週	４週	４週以降､13 週までの任意の１材齢（注１）
早強セメント	３日	１週	４週	４週以降､13 週までの任意の１材齢（注１）

注１）最終回の圧縮強度試験の実施材齢は、工事で実施する非破壊試験の測定材齢を考慮し、適切な材齢を選択すること。

(3)「測定要領 5.2 測定者」について

測定要領における、「測定者の有する技術・資格などを証明する資料」とは、以下に示す資料を指す。

① 資格証明書
② 講習会受講証明書
③ その他

（参考）測定者の資格証明書（例）
〈外部供試体による試験〉
ボス供試体の作製方法及び圧縮強度試験方法(NDIS3424)講習会 受講証明書
（一社）日本非破壊検査協会

〈小径コアによる試験〉
　ソフトコアリングシステムの実施に関する講習会　受講証明書
〈超音波法〉
　（国研）土木研究所による講習会の受講証明書
〈衝撃弾性波法（iTECS 法）〉
　（一社）iTECS 技術協会による講習会の受講証明書
〈衝撃弾性波法（表面２点法）〉
　（国研）土木研究所による講習会の受講証明書

(4)「測定要領 4.2 測定の立会及び報告書の確認」について

測定要領における、「任意の位置を選定（１箇所以上）し、受注者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する」とは、従来、完成検査時に検査員が現地測定の確認を行っていたが、それに代わるものとして、受注者が実施する非破壊試験において、監督員が測定箇所の中から任意の位置（１箇所以上）を選定し、測定結果に関して確認を行うこととした。

(5)その他

その他、具体的な方法については、「(解説) 2.(1)」に示す各試験法の測定要領を参照すること。

３．測定データの記入について

各工事における測定データの測定データ記入様式は、別紙-1 の様式によるものとする。なお、提出様式については下記のホームページに掲載している。

ダウンロード先ＨＰ：http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html

また、測定データ記入様式への記載の具体的方法については、別紙-2 の「測定データ記入要領」を参考に行うこと。

微破壊試験（外部供試体、小径コア）

別紙－１

発注担当事務所名	
工　事　名	

測定箇所概略図

◎**微破壊試験**結果及び円柱供試体（φ100）による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度（N/mm²）	コンクリート打設数量（m³）	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	微破壊試験による個々の強度値（N/mm²）（強度値は供試体ごとに記載すること）（強度値は、試料の試験結果に測定方法に固有の補正等を加え、構造体のコンクリート強度に換算した値とする）						試験判定結果			【参考】円柱供試体（φ100）の圧縮強度（N/mm²）（1マスに記載する強度値は、3本の平均値とする）					
					呼び強度（N/mm²）	セメント種　類			年	月	日	年	月	日		①	②	③	④	⑤	試験強度平均値	平均値判定	個別判定	判定結果	①	②	③	④	⑤	円柱強度平均値

非破壊試験（超音波法、衝撃弾性波法）

発注担当事務所名	
工　事　名	

測定箇所概略図

◎**非破壊試験**結果及び円柱供試体(φ100)による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定時の分類（初回または再試験）	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度（N/mm²）	コンクリート打設数量（m³）	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	測定測線数（箇所）	非破壊試験による個々の強度推定値（N/mm²）（強度値は測線ごとに記載すること）						試験判定結果			【参考】円柱供試体（φ100）の圧縮強度（N/mm²）（1マスに記載する強度値は、3本の平均値とする）						
						呼び強度（N/mm²）	セメント種類			年	月	日	年	月	日			①	②	③	④	⑤	試験強度平均値	平均値判定	個別判定	判定結果	①	②	③	④	⑤	円柱強度平均値

再試験するため実施する小径コア試験（判定基準を満たさない場合において、小径コア試験を実施）

発注担当事務所名	
工　事　名	

測定箇所概略図

◎非破壊試験結果の判定により実施した**小径コア試験**結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	再試験のため実施した小径コア試験による個々の強度値 (N/mm²)（強度値はコア1本ごとに記載すること）						試験判定結果		
				呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日		①	②	③	④	⑤	試験強度平均値	平均値判定	個別判定	判定結果

別紙－２

微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定

測定データ記入要領

1. 調査票のシート構成

本調査票は、以下のシートで構成されています。
当該工事の工種に従い、該当するシートへ入力してください。
当該工事に**複数の工種が含まれる場合は、該当するシートの全てを入力**してください。

シート名	工　種		
	橋梁下部工 （フーチング部）	橋梁下部工 （柱・壁部）	橋梁上部工
①共通記入	○	○	○
②測定データ （微破壊）	○		
③測定データ （非破壊）		○	○
④測定データ （非破壊結果判定による小径コア）		適　宜※	適　宜※

※非破壊試験結果の判定により、小径コア試験を実施した場合に入力してください。

橋梁下部工のフーチング部で実施する小径コア試験については、「②測定データ（微破壊）」シートへ入力してください。

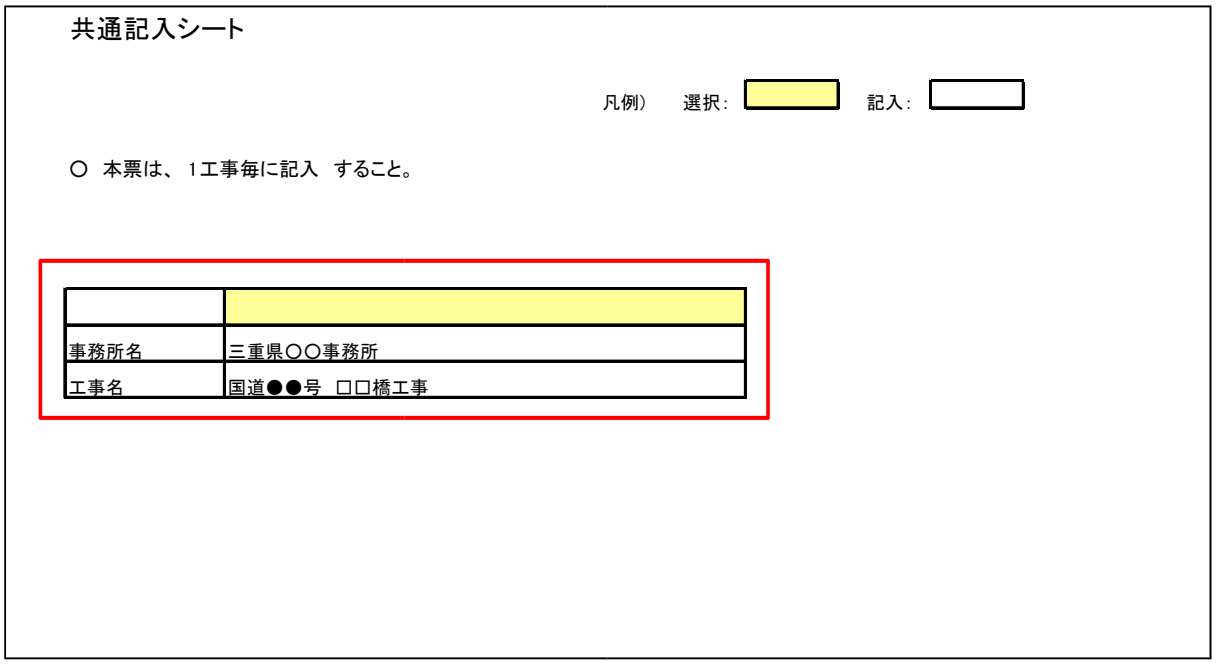
2.「①共通記入」シート

当該工事の事務所名および工事名を入力してください。

事務所名：直接入力して下さい

工事名：直接入力して下さい

記入シート：「①共通記入シート」


共通記入シート

凡例）　選択：　記入：

○ 本票は、1工事毎に記入 すること。

事務所名	三重県○○事務所
工事名	国道●●号 □□橋工事

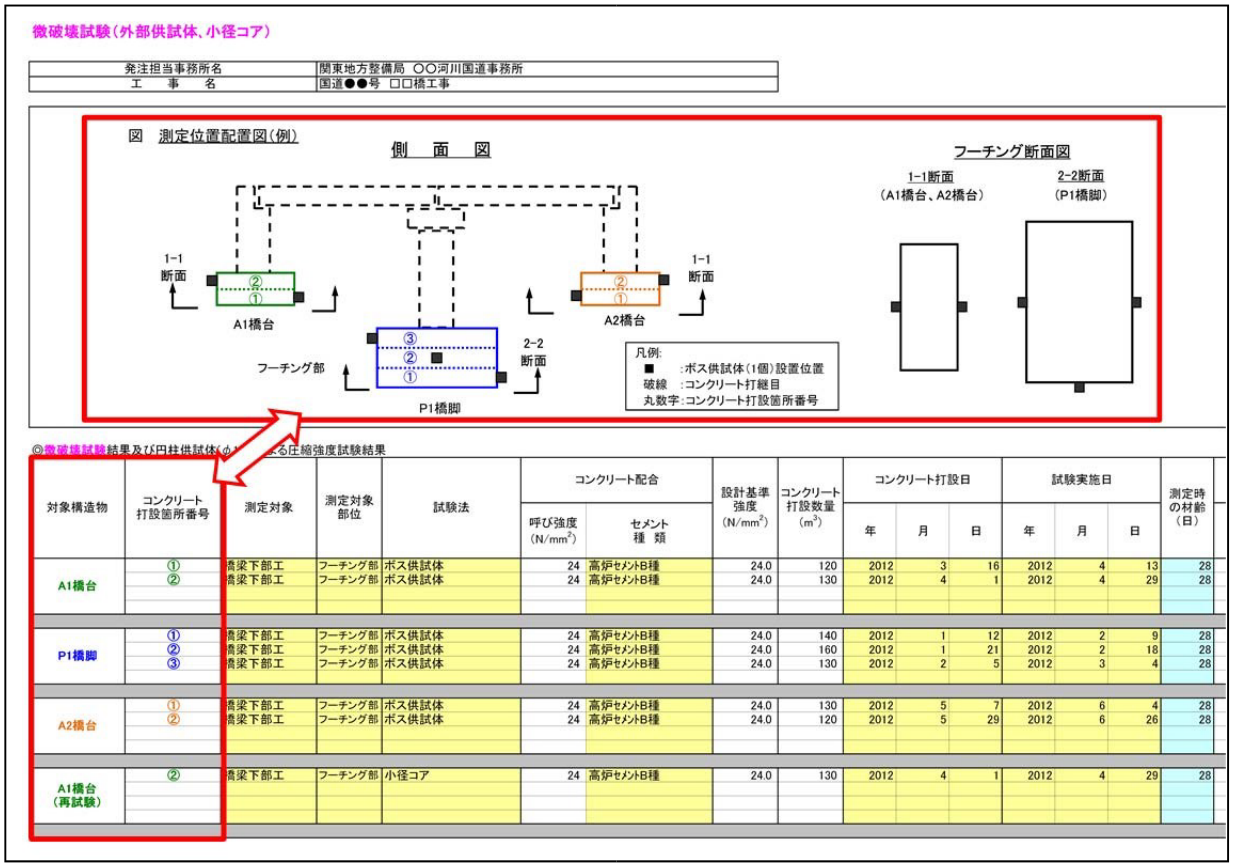
3.「②測定データ（微破壊）」シート

3.1　測定箇所略図、構造物名称およびコンクリート打設箇所番号（微破壊試験）

測定箇所を明示した測定位置配置図（側面図・断面図の略図、施工図などの活用も可）を貼り付け、構造物名称およびコンクリート打設箇所番号を略図に明記してください。

略図内の構造物名称およびコンクリート打設箇所番号は、下表の測定データ入力との整合を図ってください。

記入シート：「②測定データ（微破壊）」



微破壊試験（外部供試体、小径コア）

発注担当事務所名	関東地方整備局　○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号　□□橋工事

図　測定位置配置図（例）

◎微破壊試験結果及び円柱供試体(小径コア)による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）
					呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日	
A1橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	16	2012	4	13	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28
P1橋脚	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	1	12	2012	2	9	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	160	2012	1	21	2012	2	18	28
	③	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	2	5	2012	3	4	28
A2橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	7	2012	6	4	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	5	29	2012	6	26	28
A1橋台（再試験）	②	橋梁下部工	フーチング部	小径コア	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28

3.2 測定対象、測定対象部位、試験法（微破壊試験）

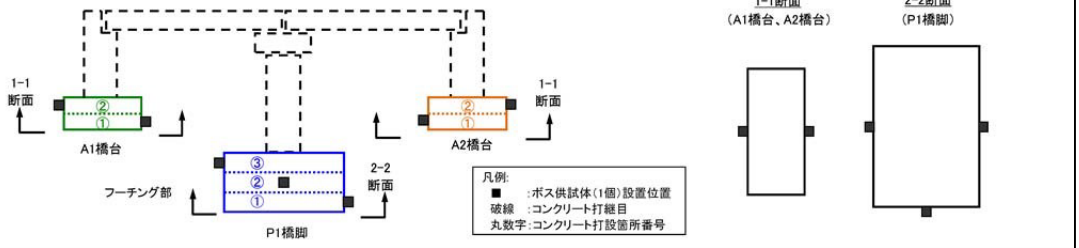
各打設ロットにおける測定対象、測定対象部位および試験法を、入力（プルダウンメニューから選択）してください。

記入シート：「②測定データ（微破壊）」

微破壊試験（外部供試体、小径コア）

発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事

図　測定位置配置図（例）



◎微破壊試験結果及び円柱供試体(φ100)による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）
					呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日	
A1橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	16	2012	4	13	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28
P1橋脚	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	1	12	2012	2	9	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	160	2012	1	21	2012	2	18	28
	③	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	2	5	2012	3	4	28
A2橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	7	2012	6	4	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	5	29	2012	6	26	28
A1橋台（再試験）	②	橋梁下部工	フーチング部	小径コア	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28

3.3 コンクリート配合、設計基準強度（微破壊試験）

各打設ロットにおけるコンクリート配合（呼び強度・セメント種類）および設計基準強度について入力してください。

呼び強度（N/mm²）：直接入力して下さい

セメント種類：プルダウンメニューから選択して下さい

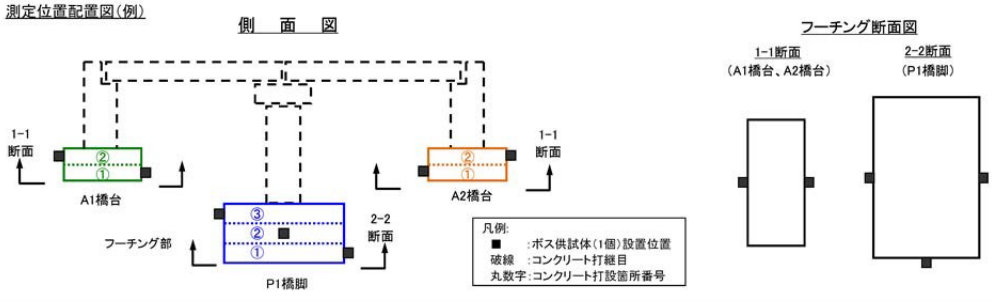
設計基準強度（N/mm²）：直接入力して下さい

記入シート：「②測定データ（微破壊）」

微破壊試験（外部供試体、小径コア）

発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事

図　測定位置配置図（例）



◎微破壊試験結果及び円柱供試体（φ100）による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合 呼び強度（N/mm²）	コンクリート配合 セメント種類	設計基準強度（N/mm²）	コンクリート打設数量（m³）	コンクリート打設日 年	コンクリート打設日 月	コンクリート打設日 日	試験実施日 年	試験実施日 月	試験実施日 日	測定時の材齢（日）
A1橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	16	2012	4	13	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28
P1橋脚	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	1	12	2012	2	9	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	160	2012	1	21	2012	2	18	28
	③	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	2	5	2012	3	4	28
A2橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	7	2012	6	4	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	5	29	2012	6	26	28
A1橋台（再試験）	②	橋梁下部工	フーチング部	小径コア	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28

3.4 コンクリート打設体積、コンクリート打設日および試験実施日（微破壊試験）

各打設ロットにおけるコンクリート打設数量（㎥）を入力してください。

コンクリート打設日および試験実施日を入力（プルダウンメニューから選択）してください。

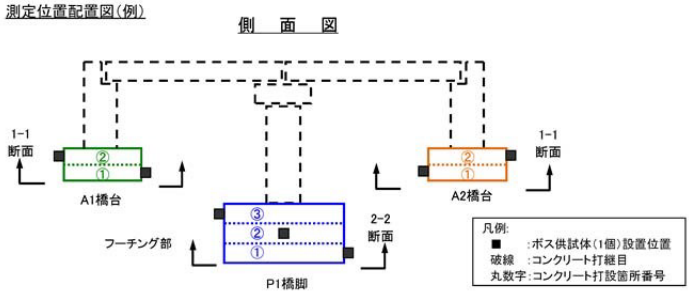
測定時の材齢（日）が自動算出されます。

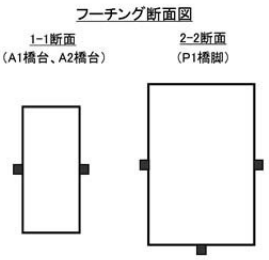
記入シート：「②測定データ（微破壊）」

微破壊試験（外部供試体、小径コア）

発注担当事務所名	関東地方整備局　○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号　□□橋工事

図　測定位置配置図（例）





◎微破壊試験結果及び円柱供試体（φ100）による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）
					呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日	
A1橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	16	2012	4	13	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28
P1橋脚	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	1	12	2012	2	9	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	160	2012	1	21	2012	2	18	28
	③	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	2	5	2012	3	4	28
A2橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	7	2012	6	4	28
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	5	29	2012	6	26	28
A1橋台（再試験）	②	橋梁下部工	フーチング部	小径コア	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28

3.5 微破壊試験による圧縮強度、円柱供試体の圧縮強度（微破壊試験）

各打設ロットにおける微破壊試験による圧縮強度推定の結果と、生コンクリート荷卸し地点において作成される円柱供試体（φ100）の圧縮強度試験の結果を入力してください。

微破壊試験による圧縮強度（N/mm^2）

：外部供試体による試験の場合は、<u>１供試体ごとの強度値</u>を各マスに直接入力して下さい

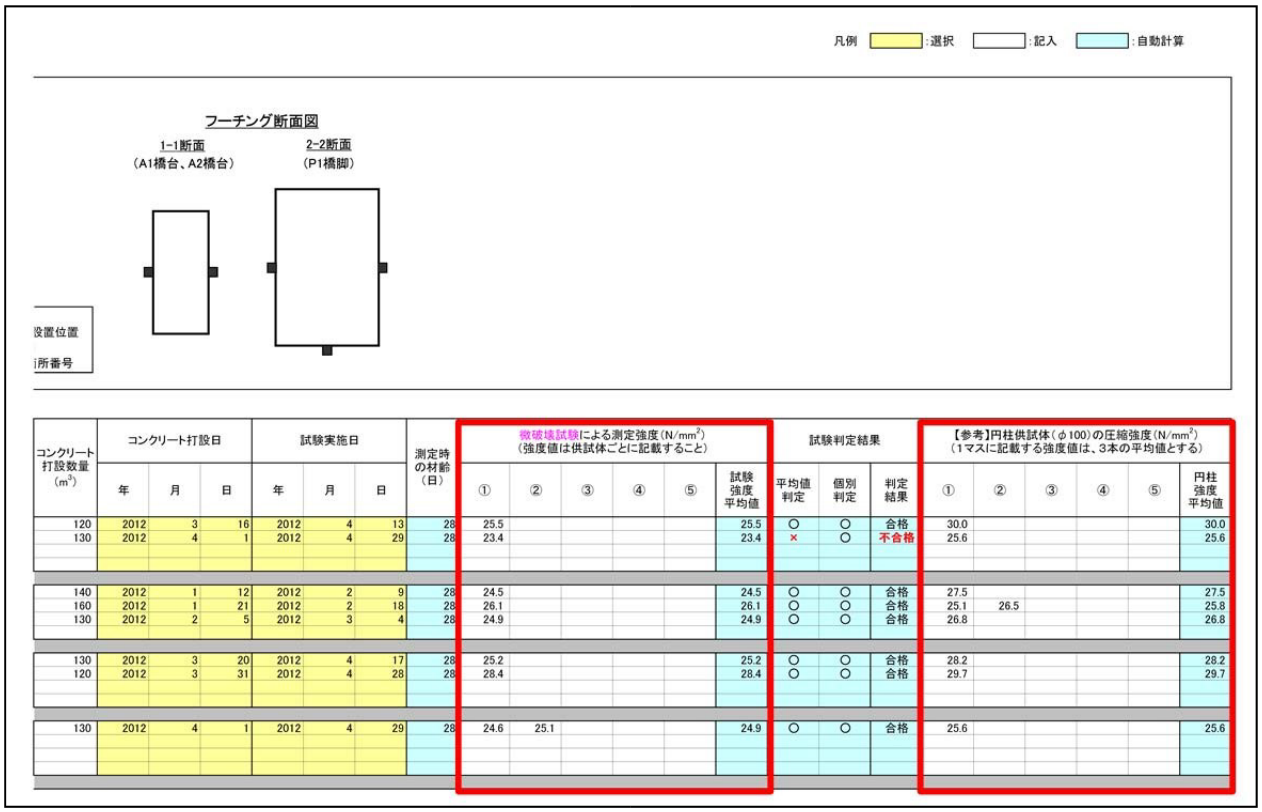
：小径コアによる試験の場合は、<u>コア１本ごとの強度値</u>を各マスに直接入力して下さい

注：強度値は、試料の試験結果に測定方法に固有の補正等を加え、構造体のコンクリート強度に換算した値とする

円柱供試体の圧縮強度（N/mm^2）

：<u>３本の供試体による平均値</u>を各マスに直接入力して下さい

記入シート：「②測定データ（微破壊）」



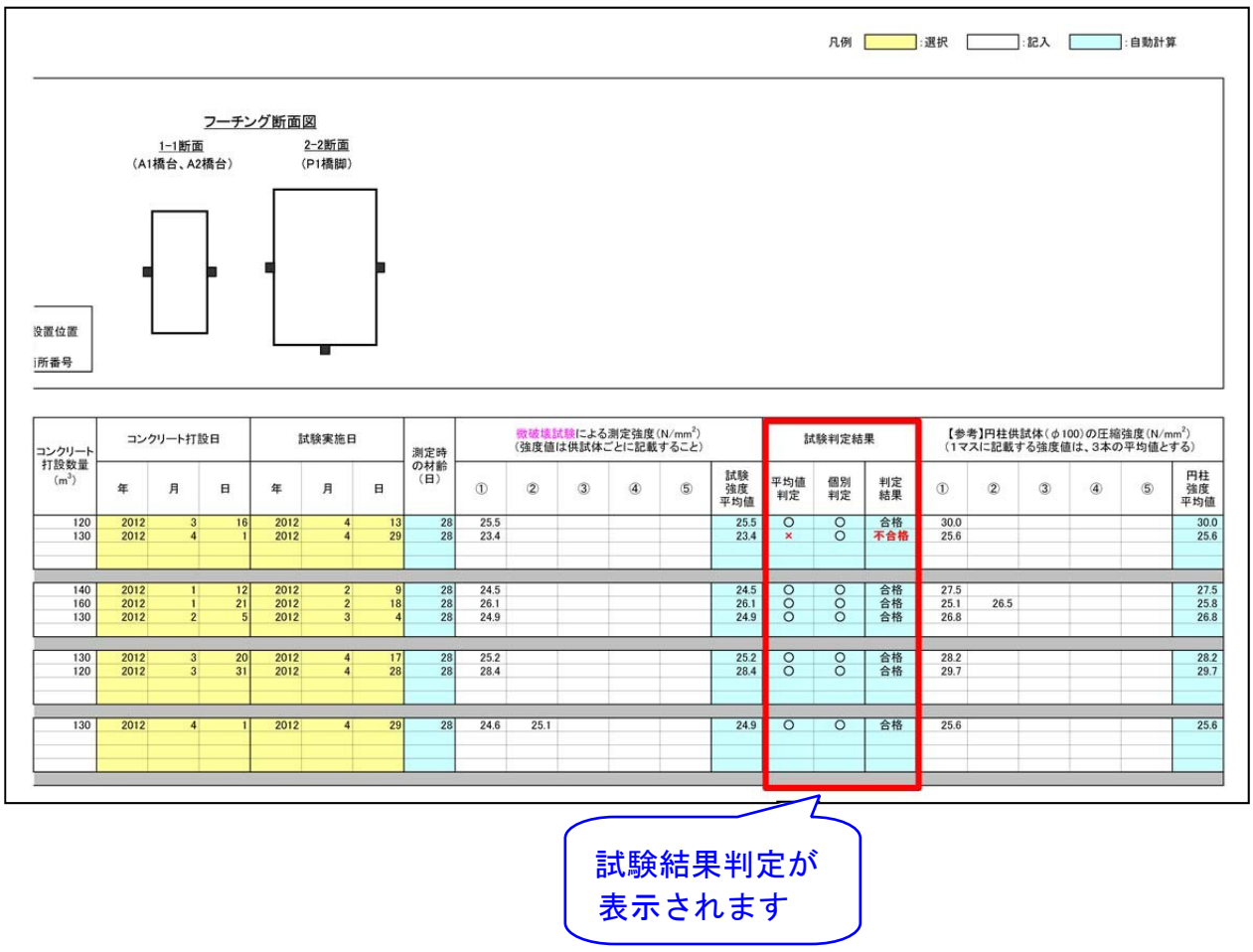
コンクリート打設数量（m^3）	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	微破壊試験による測定強度（N/mm^2）（強度値は供試体ごとに記載すること）					試験強度平均値	試験判定結果			【参考】円柱供試体（φ100）の圧縮強度（N/mm^2）（1マスに記載する強度値は、3本の平均値とする）					円柱強度平均値
	年	月	日	年	月	日		①	②	③	④	⑤		平均値判定	個別判定	判定結果	①	②	③	④	⑤	
120	2012	3	16	2012	4	13	28	25.5					25.5	○	○	合格	30.0					30.0
130	2012	4	1	2012	4	29	28	23.4					23.4	×	○	不合格	25.6					25.6
140	2012	1	12	2012	2	9	28	24.5					24.5	○	○	合格	27.5					27.5
160	2012	1	21	2012	2	18	28	26.1					26.1	○	○	合格	25.1	26.5				25.8
130	2012	2	5	2012	3	4	28	24.9					24.9	○	○	合格	26.8					26.8
130	2012	3	20	2012	4	17	28	25.2					25.2	○	○	合格	28.2					28.2
120	2012	3	31	2012	4	28	28	28.4					28.4	○	○	合格	29.7					29.7
130	2012	4	1	2012	4	29	28	24.6	25.1				24.9	○	○	合格	25.6					25.6

3.6 試験結果判定（微破壊試験）

各打設ロットにおいて、測定データ表の入力が終了すると、判定に必要な情報が『試験判定結果』の欄に自動出力され、試験結果の判定が表示されます。

<u>試験結果の判定に間違いないか確認</u>してください。

記入シート：「②測定データ（微破壊）」



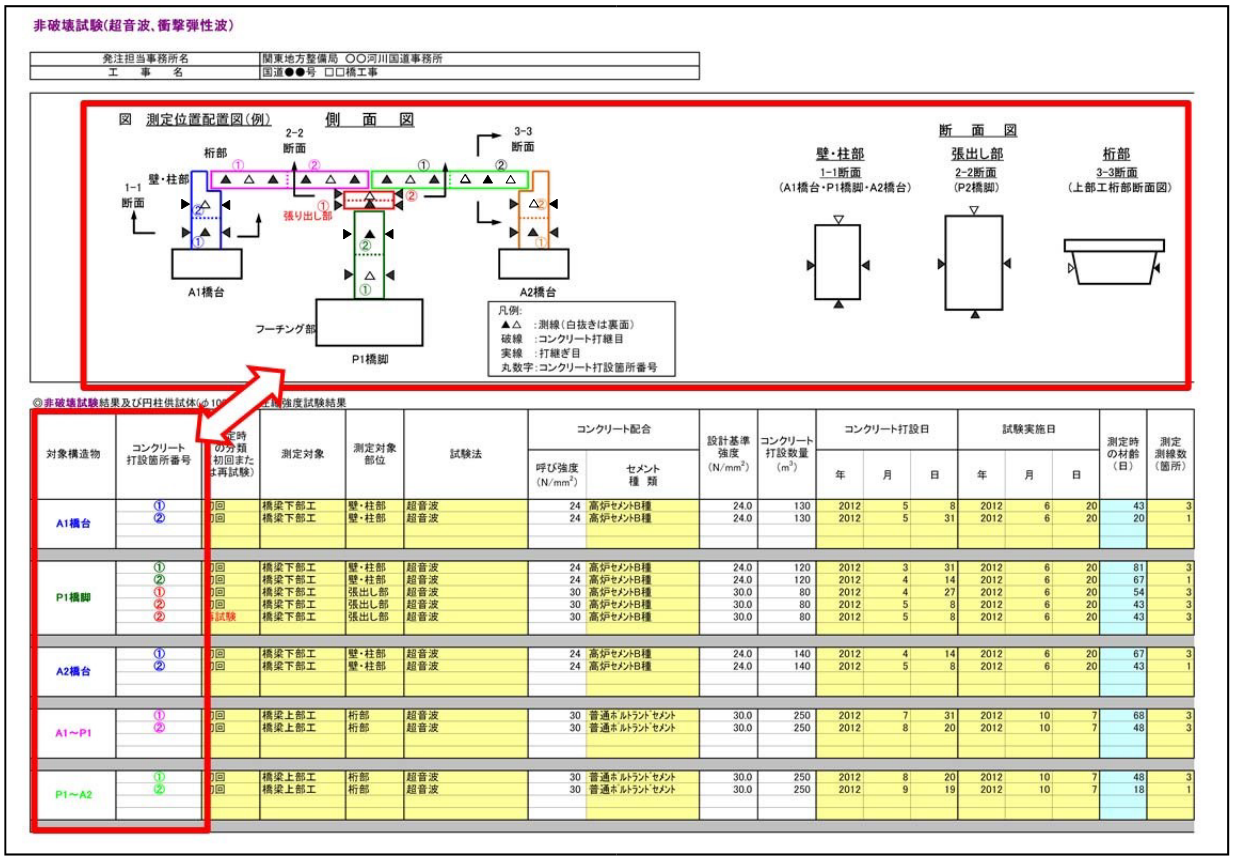
4.「③測定データ（非破壊）」シート

4.1　測定箇所略図、構造物名称およびコンクリート打設箇所番号（非破壊試験）

測定箇所を明示した測定位置配置図（側面図・断面図の略図、施工図などの活用も可）を貼り付け、構造物名称およびコンクリート打設箇所番号を略図に明記してください。

略図内の構造物名称およびコンクリート打設箇所番号は、下表の測定データ入力との整合を図ってください。

記入シート：「③測定データ（非破壊）」



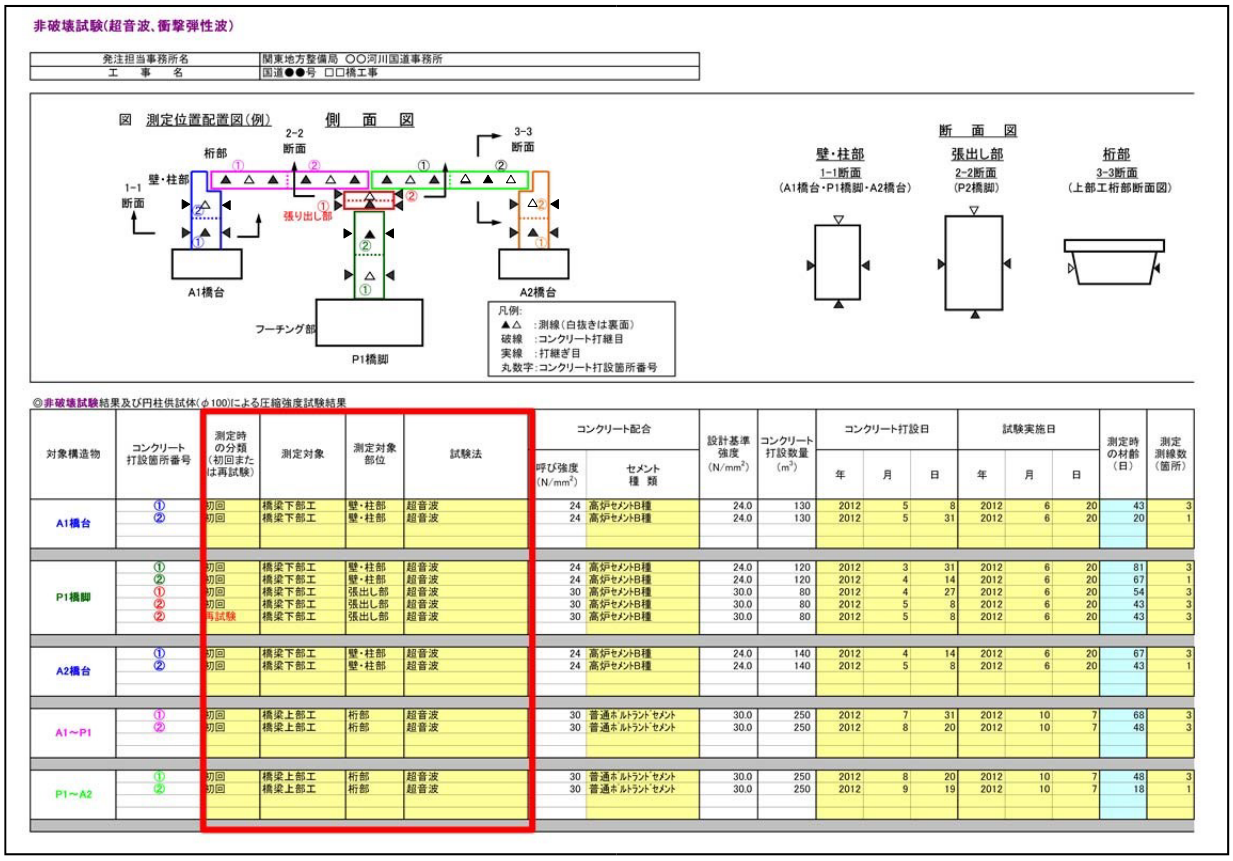
対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定時の分類(初回または再試験)	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢 (日)	測定測線数 (箇所)
						呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日		
A1橋台	①	0回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	0回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	31	2012	6	20	20	1
P1橋脚	①	0回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	31	2012	6	20	81	3
	②	0回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	4	14	2012	6	20	67	1
	①	0回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	4	27	2012	6	20	54	3
	②	0回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	1再試験	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
A2橋台	①	0回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	4	14	2012	6	20	67	3
	②	0回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	5	8	2012	6	20	43	1
A1～P1	①	0回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	7	31	2012	10	7	68	3
	②	0回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
P1～A2	①	0回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
	②	0回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	9	19	2012	10	7	18	1

4.2　測定対象、測定対象部位、試験法（非破壊試験）

各打設ロットにおける測定対象、測定対象部位および試験法を、入力（プルダウンメニューから選択）してください。

測定時の分類について、『微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領』の「図 2 非破壊試験の流れ」での再試験の場合は、「再試験」を選択してください。

記入シート：「③測定データ（非破壊）」



非破壊試験(超音波、衝撃弾性波)

発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事

図　測定位置配置図(例)　　側　面　図　　断　面　図

◎非破壊試験結果及び円柱供試体(φ100)による圧縮強度試験結果

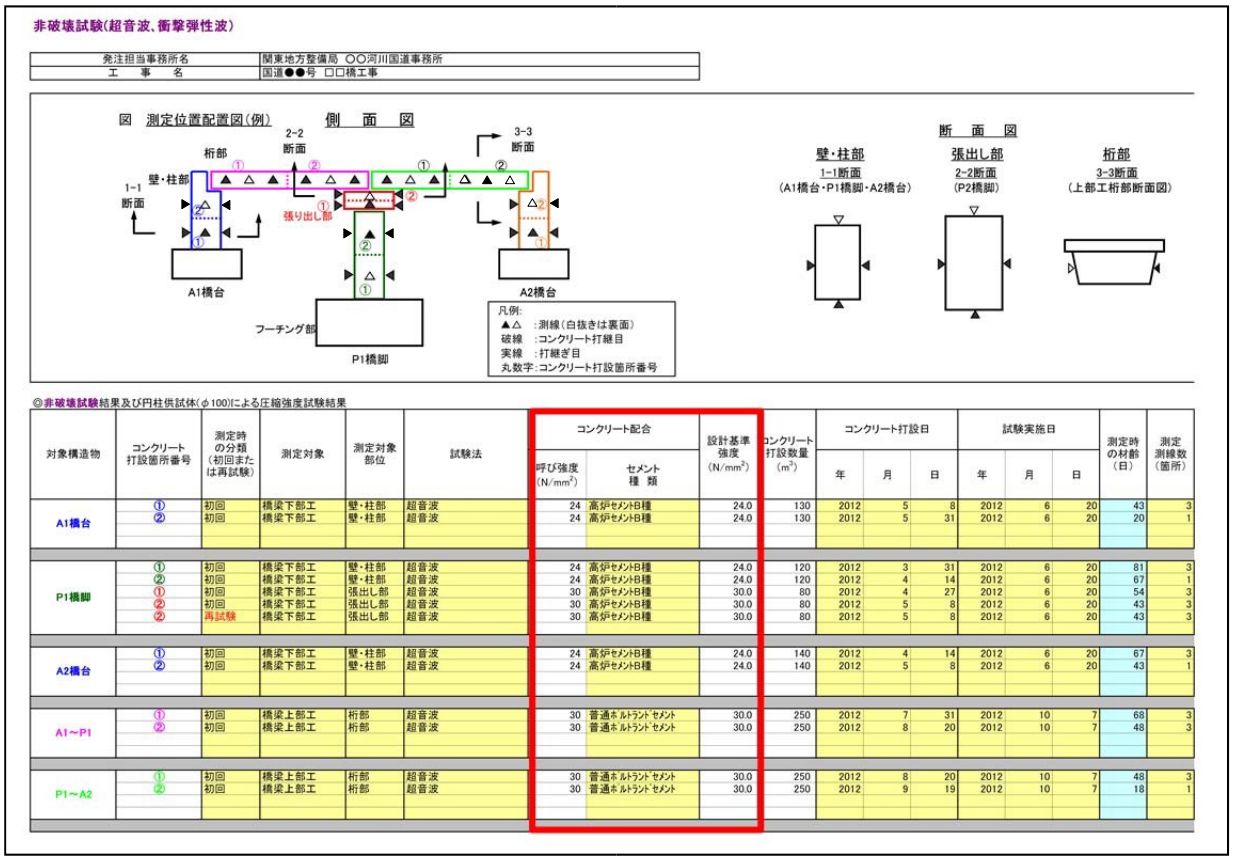
対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定時の分類（初回または再試験）	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	測定測線数（箇所）
						呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日		
A1橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	31	2012	6	20	20	1
P1橋脚	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	31	2012	6	20	81	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	4	14	2012	6	20	67	1
	①	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	4	27	2012	6	20	54	3
	②	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	再試験	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
A2橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	4	14	2012	6	20	67	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	5	8	2012	6	20	43	1
A1～P1	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	7	31	2012	10	7	68	3
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
P1～A2	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	9	19	2012	10	7	18	1

4.3 コンクリート配合、設計基準強度（非破壊試験）

各打設ロットにおけるコンクリート配合（呼び強度・セメント種類）および設計基準強度について入力してください。

呼び強度（N/mm²）：直接入力して下さい
セメント種類：プルダウンメニューから選択して下さい
設計基準強度（N/mm²）：直接入力して下さい

記入シート：「③測定データ（非破壊）」



非破壊試験(超音波、衝撃弾性波)

発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事

図　測定位置配置図(例)　側　面　図

断　面　図

◎非破壊試験結果及び円柱供試体(φ100)による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定時の分類（初回または再試験）	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合 呼び強度 (N/mm²)	コンクリート配合 セメント種類	設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日 年	月	日	試験実施日 年	月	日	測定時の材齢（日）	測定測線数（箇所）
A1橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	31	2012	6	20	20	1
P1橋脚	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	31	2012	6	20	81	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	4	14	2012	6	20	67	1
	①	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	4	27	2012	6	20	54	3
	②	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	再試験	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
A2橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	4	14	2012	6	20	67	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	5	8	2012	6	20	43	1
A1～P1	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	7	31	2012	10	7	68	3
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
P1～A2	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	9	19	2012	10	7	18	1

4.4　コンクリート打設体積、コンクリート打設日および試験実施日（非破壊試験）

各打設ロットにおけるコンクリート打設数量（m^3）を入力してください。

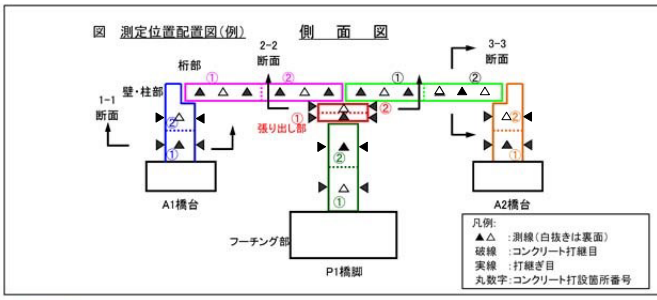
コンクリート打設日および試験実施日を入力（プルダウンメニューから選択）してください。

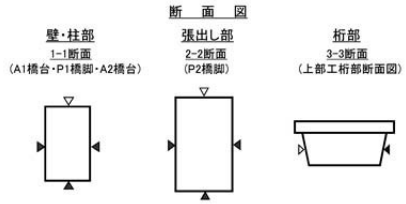
測定時の材齢（日）が自動算出されます。

記入シート：「③測定データ（非破壊）」

非破壊試験(超音波、衝撃弾性波)

発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事





◎非破壊試験結果及び円柱供試体(φ100)による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定時の分類（初回または再試験）	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm^2)	コンクリート打設数量 (m^3)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	測定測線数（箇所）
						呼び強度 (N/mm^2)	セメント種類			年	月	日	年	月	日		
A1橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	31	2012	6	20	20	1
P1橋脚	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	31	2012	6	20	81	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	4	14	2012	6	20	67	1
	①	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	4	27	2012	6	20	54	3
	②	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
	②	再試験	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3
A2橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	4	14	2012	6	20	67	3
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	5	8	2012	6	20	43	1
A1～P1	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	7	31	2012	10	7	68	3
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
P1～A2	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	9	19	2012	10	7	18	1

4.5 測定測線数、非破壊試験による圧縮強度、円柱供試体の圧縮強度（非破壊試験）

各打設ロットにおける測定測線数および非破壊試験による圧縮強度推定の結果と、生コンクリート荷卸し地点において作成される円柱供試体（φ100）の圧縮強度試験の結果を入力してください。

測定測線数

：１打設ロットにおける測定測線数をプルダウンメニューから選択して下さい

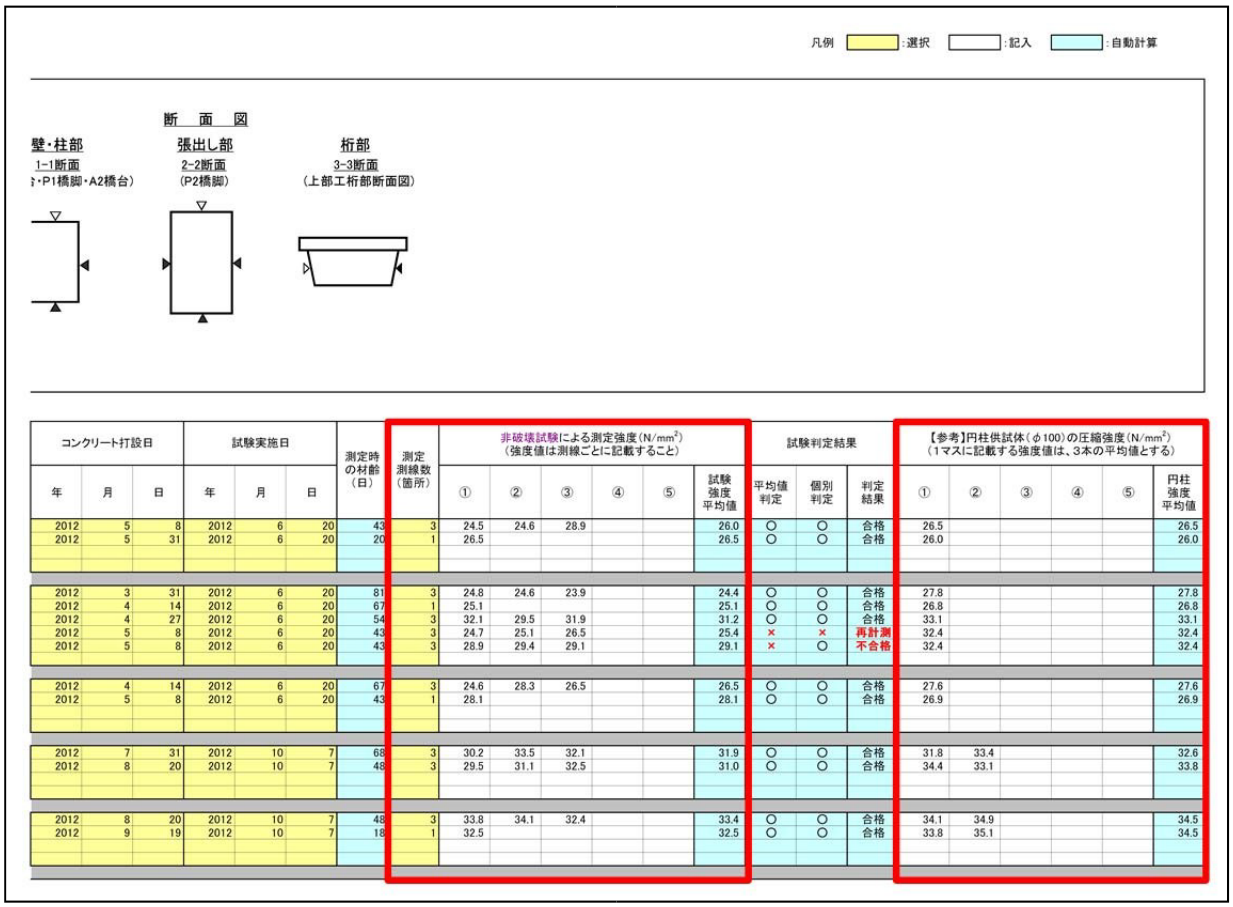
非破壊試験による圧縮強度（N/mm^2）

：<u>１測線ごとの推定結果（28 日換算強度）</u>を各マスに直接入力して下さい

円柱供試体の圧縮強度（N/mm^2）

：<u>３本の供試体による平均値</u>を各マスに直接入力して下さい

記入シート：「③測定データ（非破壊）」



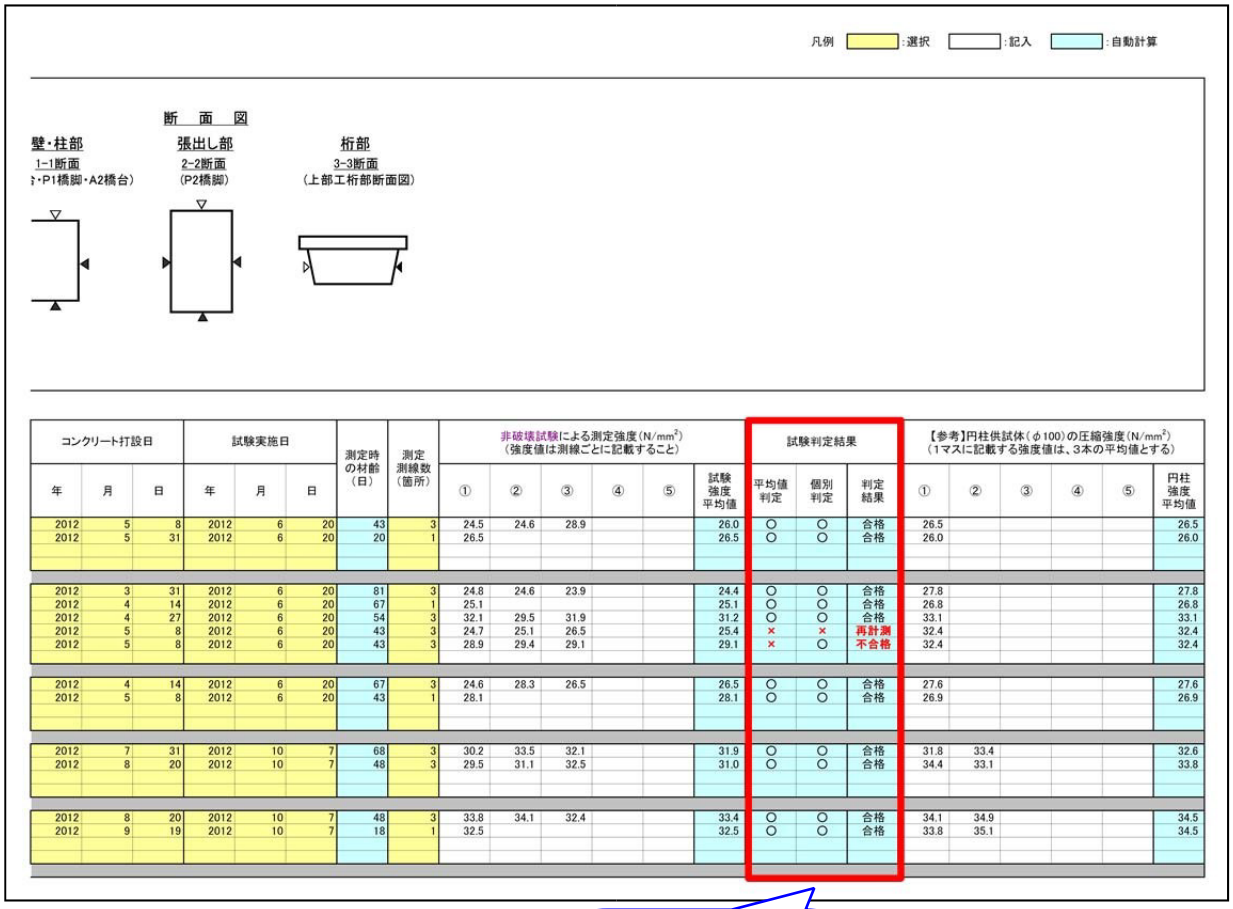
コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	測定測線数（箇所）	非破壊試験による測定強度（N/mm^2）（強度値は測線ごとに記載すること）					試験強度平均値	試験判定結果			【参考】円柱供試体（φ100）の圧縮強度（N/mm^2）（1マスに記載する強度値は、3本の平均値とする）					円柱強度平均値
年	月	日	年	月	日			①	②	③	④	⑤		平均値判定	個別判定	判定結果	①	②	③	④	⑤	
2012	5	8	2012	6	20	43	3	24.5	24.6	28.9			26.0	○	○	合格	26.5					26.5
2012	5	31	2012	6	20	20	1	26.5					26.5	○	○	合格	26.0					26.0
2012	3	31	2012	6	20	81	3	24.8	24.6	23.9			24.4	○	○	合格	27.8					27.8
2012	4	14	2012	6	20	67	1	25.1					25.1	○	○	合格	26.8					26.8
2012	4	27	2012	6	20	54	3	32.1	29.5	31.9			31.2	○	○	合格	33.1					33.1
2012	5	8	2012	6	20	43	3	24.7	25.1	26.5			25.4	×	×	再計測	32.4					32.4
2012	5	8	2012	6	20	43	3	28.9	29.4	29.1			29.1	×	○	不合格	32.4					32.4
2012	4	14	2012	6	20	67	3	24.6	28.3	26.5			26.5	○	○	合格	27.6					27.6
2012	5	8	2012	6	20	43	1	28.1					28.1	○	○	合格	26.9					26.9
2012	7	31	2012	10	7	68	3	30.2	33.5	32.1			31.9	○	○	合格	31.8	33.4				32.6
2012	8	20	2012	10	7	48	3	29.5	31.1	32.5			31.0	○	○	合格	34.4	33.1				33.8
2012	8	20	2012	10	7	48	3	33.8	34.1	32.4			33.4	○	○	合格	34.1	34.9				34.5
2012	9	19	2012	10	7	18	1	32.5					32.5	○	○	合格	33.8	35.1				34.5

4.6 試験結果判定（非破壊試験）

各打設ロットにおいて、測定データ表の入力が終了すると、判定に必要な情報が『試験判定結果』の欄に自動出力され、試験結果の判定が表示されます。

試験結果の判定に間違いないか確認してください。

記入シート：「③測定データ（非破壊）」



5.「④測定データ（非破壊試験結果判定による小径コア）」シート

非破壊試験結果の判定により、小径コア試験を実施した場合の小径コア試験について入力してください。

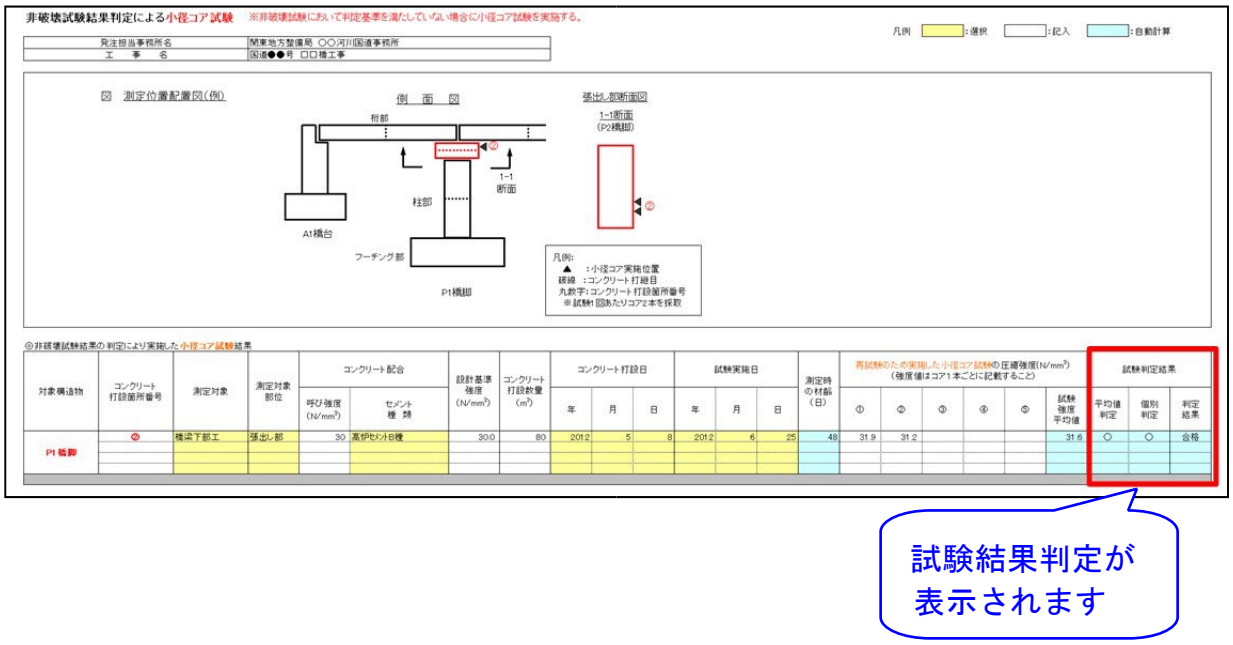
詳細は、**『７－１微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領』の「図 2 非破壊試験の流れ」を参照**してください。

測定箇所略図および測定データ表は、「②測定データ（微破壊）」シートと同様の手順で入力してください。

また、試験結果判定についても同様に自動出力され、試験結果の判定が表示されます。

試験結果の判定に間違いないか確認してください。

記入シート：「④測定データ（非破壊結果判定による小径コア）」

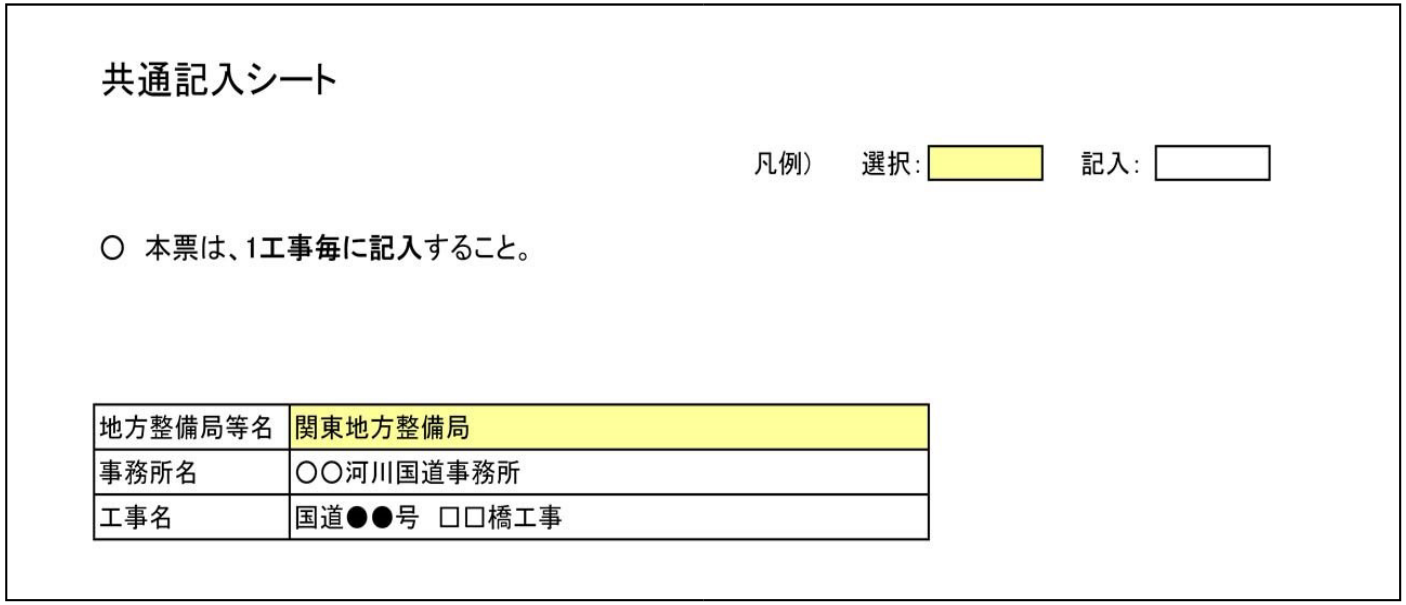


試験結果判定が表示されます

6. 記入例

以下の各シートの記入例を参考に、入力してください。

6.1 「①共通記入」シート



共通記入シート

凡例）　選択：　記入：

○ 本票は、1工事毎に記入すること。

地方整備局等名	関東地方整備局
事務所名	○○河川国道事務所
工事名	国道●●号　□□橋工事

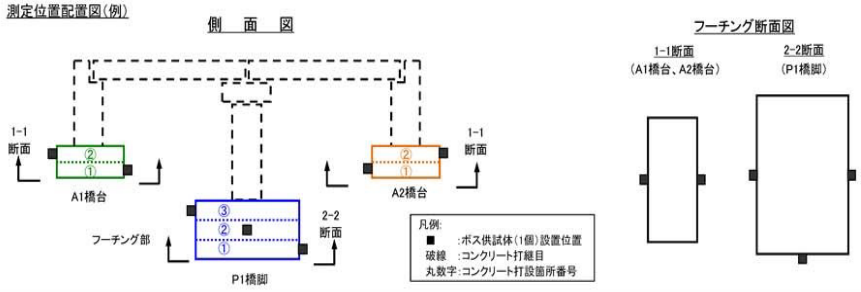
6.2 「②測定データ（微破壊）」シート

微破壊試験（外部供試体，小径コア）

発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事

凡例　：選択　：記入　：自動計算

図　測定位置配置図（例）



◎微破壊試験結果及び円柱供試体（φ100）による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	微破壊試験による測定強度（N/mm²）（強度値は供試体ごとに記載すること）					試験判定結果			【参考】円柱供試体（φ100）の圧縮強度（N/mm²）（1マスに記載する強度値は、3本の平均値とする）					
					呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日		①	②	③	④	⑤	試験強度平均値	平均値判定	個別判定	判定結果	①	②	③	④	⑤	円柱強度平均値
A1橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	16	2012	4	13	28	25.5					25.5	○	○	合格	30.0					30.0
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28	23.4					23.4	×	○	不合格	25.6					25.6
P1橋脚	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	1	12	2012	2	9	28	24.5					24.5	○	○	合格	27.5					27.5
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	160	2012	1	21	2012	2	18	28	26.1					26.1	○	○	合格	25.1	26.5				25.8
	③	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	2	5	2012	3	4	28	24.9					24.9	○	○	合格	26.8					26.8
A2橋台	①	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	3	20	2012	4	17	28	25.2					25.2	○	○	合格	28.2					28.2
	②	橋梁下部工	フーチング部	ボス供試体	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	31	2012	4	28	28	28.4					28.4	○	○	合格	29.7					29.7
A1橋台（再試験）	②	橋梁下部工	フーチング部	小径コア	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	4	1	2012	4	29	28	24.6	25.1				24.9	○	○	合格	25.6					25.6

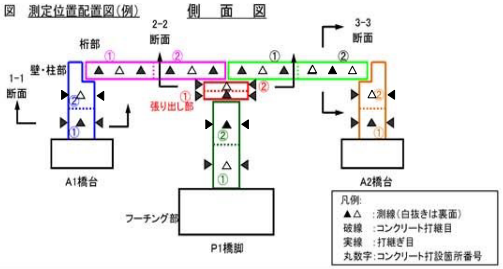
6.3「③定データ（微破壊）」シート

非破壊試験(超音波、衝撃弾性波)

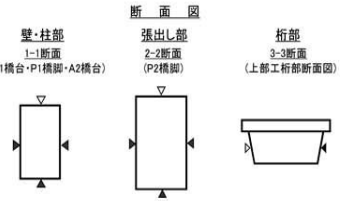
発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事

凡例 ：選択 ：記入 ：自動計算

図　測定位置配置図(例)



断　面　図



◎非破壊試験結果及び円柱供試体(φ100)による圧縮強度試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定時の分類(初回または再試験)	測定対象	測定対象部位	試験法	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢(日)	測定測線数(箇所)	非破壊試験による測定強度(N/mm²)(強度値は測線ごとに記載すること)					試験強度平均値	試験判定結果			【参考】円柱供試体(φ100)の圧縮強度(N/mm²)(1マスに記載する強度値は、3本の平均値とする)					円柱強度平均値
						呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日			①	②	③	④	⑤		平均値判定	個別判定	判定結果	①	②	③	④	⑤	
A1橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	8	2012	6	20	43	3	24.5	24.6	28.9			26.0	○	○	合格	26.5					26.5
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	130	2012	5	31	2012	6	20	20	1	26.5					26.5	○	○	合格	26.0					26.0
P1橋脚	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	3	31	2012	6	20	81	3	24.8	24.6	23.9			24.4	○	○	合格	27.8					27.8
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	120	2012	4	14	2012	6	20	67	1	25.1					25.1	○	○	合格	26.8					26.8
	①	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	4	27	2012	6	20	54	3	32.1	29.5	31.9			31.2	○	○	合格	33.1					33.1
	②	初回	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3	24.7	25.1	26.5			25.4	×	×	再計測	32.4					32.4
	②	再試験	橋梁下部工	張出し部	超音波	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	20	43	3	28.9	29.4	29.1			29.1	×	○	不合格	32.4					32.4
A2橋台	①	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	4	14	2012	6	20	67	3	24.6	28.3	26.5			26.5	○	○	合格	27.6					27.6
	②	初回	橋梁下部工	壁・柱部	超音波	24	高炉セメントB種	24.0	140	2012	5	8	2012	6	20	43	1	28.1					28.1	○	○	合格	26.9					26.9
A1～P1	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	7	31	2012	10	7	68	3	30.2	33.5	32.1			31.9	○	○	合格	31.8	33.4				32.6
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3	29.5	31.1	32.5			31.0	○	○	合格	34.4	33.1				33.8
P1～A2	①	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	8	20	2012	10	7	48	3	33.8	34.1	32.4			33.4	○	○	合格	34.1	34.9				34.5
	②	初回	橋梁上部工	桁部	超音波	30	普通ポルトランドセメント	30.0	250	2012	9	19	2012	10	7	18	1	32.5					32.5	○	○	合格	33.8	35.1				34.5

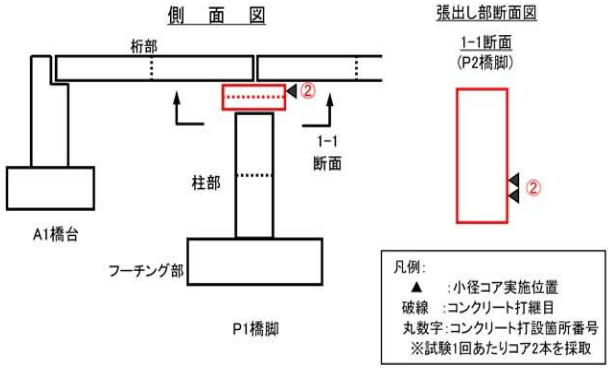
6.4 「④測定データ（非破壊試験結果判定による小径コア）」シート

非破壊試験結果判定による小径コア試験 ※非破壊試験において判定基準を満たしていない場合に小径コア試験を実施する。

凡例 ：選択 ：記入 ：自動計算

発注担当事務所名	関東地方整備局 ○○河川国道事務所
工　事　名	国道●●号 □□橋工事

図　測定位置配置図(例)



◎非破壊試験結果の判定により実施した小径コア試験結果

対象構造物	コンクリート打設箇所番号	測定対象	測定対象部位	コンクリート配合		設計基準強度 (N/mm²)	コンクリート打設数量 (m³)	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢 (日)	再試験のため実施した小径コア試験の圧縮強度(N/mm²) (強度値はコア1本ごとに記載すること)					試験判定結果		
				呼び強度 (N/mm²)	セメント種類			年	月	日	年	月	日		①	②	③	④	⑤	試験強度平均値	平均値判定	個別判定	判定結果
P1橋脚	②	橋梁下部工	張出し部	30	高炉セメントB種	30.0	80	2012	5	8	2012	6	25	48	31.9	31.2				31.6	○	○	合格

第８章 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定

８－１　非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領

１．はじめに

本要領は、コンクリート構造物内部の鉄筋の配筋状態及びかぶりを対象として探査装置を用いた非破壊試験による測定を行うにあたり、受注者の施工管理（品質管理）及び発注者の監督業務における実施内容を定めたものである。

２．適用範囲

新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部構造・下部構造及び重要構造物である内空断面積 25 ㎡以上のボックスカルバートを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品及び仮設構造物は対象外とする。

３．受注者の実施事項

3.1　試験法の選定

「5.1(1)対象構造物に適用する試験法」に従い、対象構造物に適用する試験法を選定する。

3.2 事前準備

(1) 設計諸元の事前確認

探査試験を開始する前に、探査箇所の設計図及び完成図等の既存資料より、測定対象のコンクリート構造物の設計諸元（形状、鉄筋径、かぶり、間隔等）を事前に確認する。

(2) 配筋状態及びかぶり測定計画書の作成

受注者は、事前調査に基づき、測定方法や測定位置等を記載した、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定計画書」（以下、「配筋状態及びかぶり測定計画書」という）を作成し、監督員へ提出するものとする。

3.3 測定の実施及び判定

受注者は、「5.測定方法」に従い、コンクリート構造物の配筋状態及びかぶりの測定を実施し、その適否について判定を行うものとする。

3.4 測定に関する資料の提出等

受注者は、本測定の実施に関する資料を整備し、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに完成時に提出しなければならない。

測定結果については、表１に示す内容を網羅した測定結果報告書を作成し、測定後随時、提出するものとする。

鉄筋探査の流れを図１に示す。

表 1 測定結果報告書に記載すべき事項

種 別	作成頻度	報告すべき内容		添付資料
工事概要及び測定装置	工事毎	工事名称		
		構造物名称		
		測定年月日		
		測定場所		
		測定技術者 （所属、証明書番号、署名）		一定の技術を証明する資料
		探査装置 （名称、形状、製造番号、製造会社名、連絡先）		
		探査装置の校正記録		①校正記録 ②略図 ③写真
精度向上へ向けた補正測定結果	補正毎	電磁波レーダ法	比誘電率の算出を行った対象（測定箇所）の形状、材質及び測定面状態	
			測定結果	①測定結果図 ②結果データ
		電磁誘導法	かぶり補正値の算出を行った対象の鉄筋径、板の材質	
			測定結果	①測定結果図 ②結果データ
測定結果	測定毎	構造物の種類 （橋梁下部工、橋梁上部工、ボックスカルバート工）		
		測定対象の構造・構成及び測定箇所		測定箇所位置図 （構造図に測定箇所を明示し、箇所を特定する記号を付した図）
		測定対象の配筋状態		配筋図、施工図等
		測定結果 （測定箇所ごとの①設計値②許容誤差③最小かぶり④算出に用いる比誘電率・かぶり補正値⑤測定値⑥適合の判定結果を一覧表にするものとし、測定対象、測定箇所は、記号を付ける等の方法により試験箇所位置図と対応させる。）		①測定結果図 ②結果データ ③測定結果一覧表 ④測定状況の写真
		不合格箇所 ※		
		指摘事項 ※ （段階確認等において、監督員等に指摘された事項を記入すること。）		
		協議事項 ※ （監督員との協議事項等について記入すること）		

※ 不合格時のみ報告する事項

注）電磁波レーダ法及び電磁誘導法以外の試験方法で測定を行った場合の報告書の記載事項については、監督員と協議の上作成するものとする。

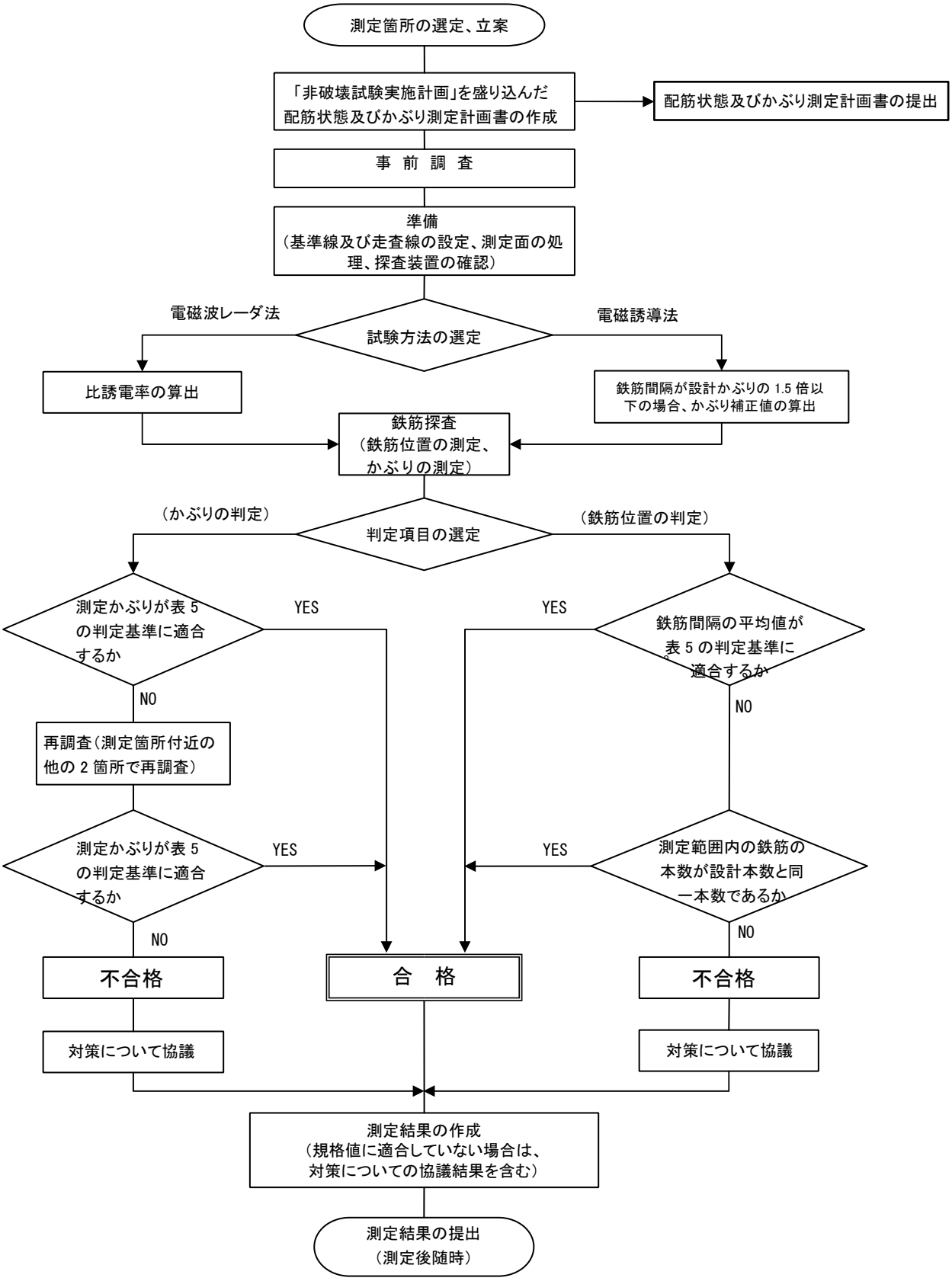

測定箇所の選定、立案
「非破壊試験実施計画」を盛り込んだ配筋状態及びかぶり測定計画書の作成
配筋状態及びかぶり測定計画書の提出
事 前 調 査
準備
（基準線及び走査線の設定、測定面の処理、探査装置の確認）
電磁波レーダ法
試験方法の選定
電磁誘導法
比誘電率の算出
鉄筋間隔が設計かぶりの 1.5 倍以下の場合、かぶり補正値の算出
鉄筋探査
（鉄筋位置の測定、かぶりの測定）
（かぶりの判定）
判定項目の選定
（鉄筋位置の判定）
測定かぶりが表 5 の判定基準に適合するか
YES
NO
鉄筋間隔の平均値が表 5 の判定基準に適合するか
YES
NO
再調査（測定箇所付近の他の 2 箇所で再調査）
測定かぶりが表 5 の判定基準に適合するか
YES
NO
測定範囲内の鉄筋の本数が設計本数と同一本数であるか
YES
NO
不合格
合 格
不合格
対策について協議
対策について協議
測定結果の作成
（規格値に適合していない場合は、対策についての協議結果を含む）
測定結果の提出
（測定後随時）

図 1 鉄筋探査の流れ

４．監督員の実施事項

4.1　採用する測定方法等の承諾

（電磁誘導法及び電磁波レーダ法以外による試験法を採用する場合のみ）

監督員は、受注者から提出された配筋状態及びかぶり測定計画書により、採用する試験法や測定位置、測定数量等を確認し、測定を実施する前に承諾するものとする。

4.2　測定の立会及び報告書の確認

監督員は、受注者が行う非破壊試験に対し、1 工事につき 1 回以上立会するとともに、任意の位置を選定（1 箇所以上）し、受注者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認するものとする。

なお、本測定の実施に関する資料は、必要に応じて施工中に提示を求めることができる。

５．測定方法

5.1　試験法について

(1) 対象構造物に適用する試験法

1)　橋梁上部構造

橋梁上部構造は、電磁誘導法を使用することを標準とする。

2)　橋梁下部構造

橋梁下部構造は、電磁波レーダ法を使用することを標準とする。

3)　ボックスカルバート

ボックスカルバートは、電磁誘導法または電磁波レーダ法を標準とする。

表 2 対象構造物の測定部位に適用する試験法

対象構造物	標準とする試験法
橋梁上部構造	電磁誘導法
橋梁下部構造	電磁波レーダ法
ボックスカルバート	電磁誘導法、電磁波レーダ法

(2) 試験法の採用条件等

測定に用いる各試験法は、表 3 に示す性能を満たす測定装置を用いて行うものとする。記録装置は、得られたデジタル又はアナログ出力を記録できるものとする。

なお、電磁誘導法及び電磁波レーダ法以外で表 3 に示す性能を確保できる試験法により実施する場合は、事前にその試験方法に関する技術資料を添付して監督員の承諾を得るものとする。

表 3 探査装置の性能（電磁誘導、電磁波レーダ法共）

<table>
<tr><th>種 別</th><th colspan="4">項　　目</th><th>要求性能（電磁誘導、レーダ共）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">基本性能</td><td colspan="4">対象となる鉄筋の種類</td><td>呼び名 D10～D51（注１）を測定できること</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">分解能</td><td>距離</td><td>5mm 以下であること</td></tr>
<tr><td>かぶり</td><td>2～3mm 以下であること</td></tr>
<tr><td rowspan="6">測定精度</td><td colspan="4">間隔の測定精度</td><td>±10mm 以下であること</td></tr>
<tr><td colspan="4">かぶりの測定精度</td><td>±5mm 以下であること</td></tr>
<tr><td rowspan="4">測定可能な鉄筋の間隔（中心間距離）</td><td rowspan="2">電磁誘導法（注３）</td><td>設計かぶりが 50mm 未満の場合</td><td>75mm の鉄筋間隔が測定できること</td></tr>
<tr><td>設計かぶりが 50mm 以上の場合</td><td>設計かぶり×1.5 の距離の鉄筋間隔が測定できること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電磁波レーダ法</td><td>設計かぶりが 75mm 未満の場合</td><td>75mm の鉄筋間隔が測定できること</td></tr>
<tr><td>設計かぶりが 75mm 以上の場合</td><td>設計かぶりの距離の鉄筋間隔が測定できること</td></tr>
<tr><td>記録機能</td><td colspan="4">データの記録</td><td>・デジタル記録であること
・容量（注２）1 日分の結果を有すること</td></tr>
</table>

注１）当該工事で使用する鉄筋径が探査可能であれば可

注２）装置内の記録だけでなく、データをパソコンに転送、メモリーカードに記録できる機能などでも良い。

注３）電磁誘導法における鉄筋間隔が設計かぶりの 1.5 倍以下の場合、「電磁誘導法による近接鉄筋の影響の補正方法」の方法（(国研)土木研究所ＨＰ）により、近接鉄筋の影響についての補正を行う。

(3) 非破壊試験における留意点

非破壊試験による配筋状態およびかぶり測定における留意点を以下に示す。

1) 測定機器の校正

探査装置は、メーカー等により校正された機材を用い、測定者は使用に際して校正記録を確認するものとする。

3) 測定精度向上のための補正方法

a) 電磁誘導法におけるかぶり測定値の補正方法

電磁誘導法による測定では、鉄筋の配筋状態が異なると磁場の影響が異なるため、かぶり測定値の補正が必要となる。したがって、実際の配筋状態によって補正値を決定しておくものとする。(詳細については、別途、測定要領（解説）を参照すること)

b) 電磁波レーダ法における比誘電率分布の補正方法

電磁波レーダ法による測定は、測定対象物のコンクリートの状態（特に含水率の影響が大きい）により比誘電率が異なることにより、測定に先立ち比誘電率分布を求めるものとする。(詳細については、別途、測定要領（解説）を参照すること)

表 4 補正測定が必要な条件及び頻度

	補正が必要な条件	測定頻度	
		配筋条件	コンクリート条件
電磁波レーダ法における比誘電率分布の補正	含水状態が異なると考えられる部位ごとに測定 例えば、 ・コンクリート打設日が異なる場合 ・脱型時期が異なる場合 ・乾燥状態が異なる場合（例えば、南面は日当たりがいいが、北面はじめじめしている）など	配筋条件が異なる毎に測定	現場施工条件を考慮し、測定時のコンクリート含水率が同一となると考えられる箇所毎
電磁誘導法におけるかぶり測定値の補正	鉄筋間隔が、設計かぶりの 1.5 倍以下の場合	配筋条件が異なる毎に測定	－

3) 測定面の表面処理

コンクリート構造物は測定が良好に実施出来るよう、コンクリート構造物の汚れ等測定を妨げるものが存在する場合には、これらを除去する等、測定面の適切な処理を行うこと。

4) 電磁波レーダ法による測定時の留意点

電磁波レーダ法による測定の場合、以下の条件に該当する構造物は測定が困難となる可能性がある為、それらの対処法について検討しておくものとする。

- 鉄筋間隔がかぶり厚さに近いか小さい場合。
- 脱型直後，雨天直後など，コンクリート内に水が多く含まれている場合。
- 鉄筋径が太い場合。

また、電磁波レーダ法については、現場の工程に支障の及ばない範囲において、コンクリートの乾燥期間を可能な限り確保した上で測定を行うこと。

(4) 測定手順

配筋状態の測定は、60cm×60cm 以上の範囲における鉄筋間隔、測定長さあたりの本数を対象とするものである。

コンクリート構造物中の配筋状態及びかぶりの探査は、走査線上に探査装置を走査することによって行う。以下に基準線、走査線の設定から測定までの手順を示す。なお、各段階において参照する図については、橋脚の柱部を想定して作成したものである。

1) 準線、走査線の設定及び鉄筋位置のマーキング

①探査面（コンクリート表面）の探査範囲（60cm×60cm 以上）内に予想される鉄筋の軸方向に合わせて、直交する２本の基準線（X、Y軸）を定めマーキングする。

②次に、基準線に平行にX軸、Y軸それぞれ測定範囲の両端及び中央に走査線 3 ラインを格子状にマーキングする。

③マーキングされた走査線上を走査することにより配筋状態の探査を行い、鉄筋位置のマーキングを行う（図 2 参照)。

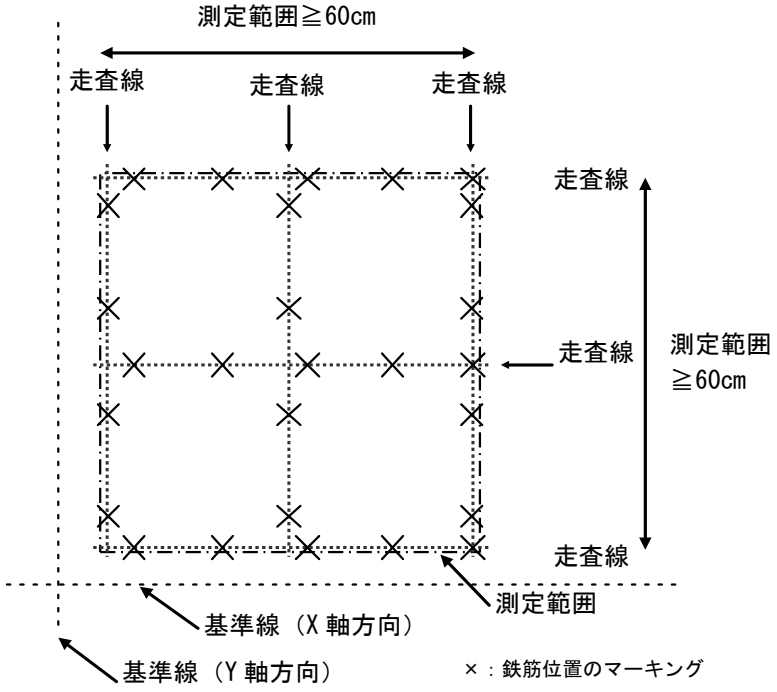


図 2 配筋状態の測定（鉄筋位置のマーキング）

2)　鉄筋位置の作図及びかぶり走査線の設定

鉄筋位置のマーキング 3 点を結び、測定面に鉄筋位置を示す。作図された鉄筋位置により配筋状態を確認した後、かぶりの測定に際し、鉄筋間の中間を選定し、測定対象鉄筋に直交する 3 ラインのかぶり測定走査線を設定する（図 3 参照)。

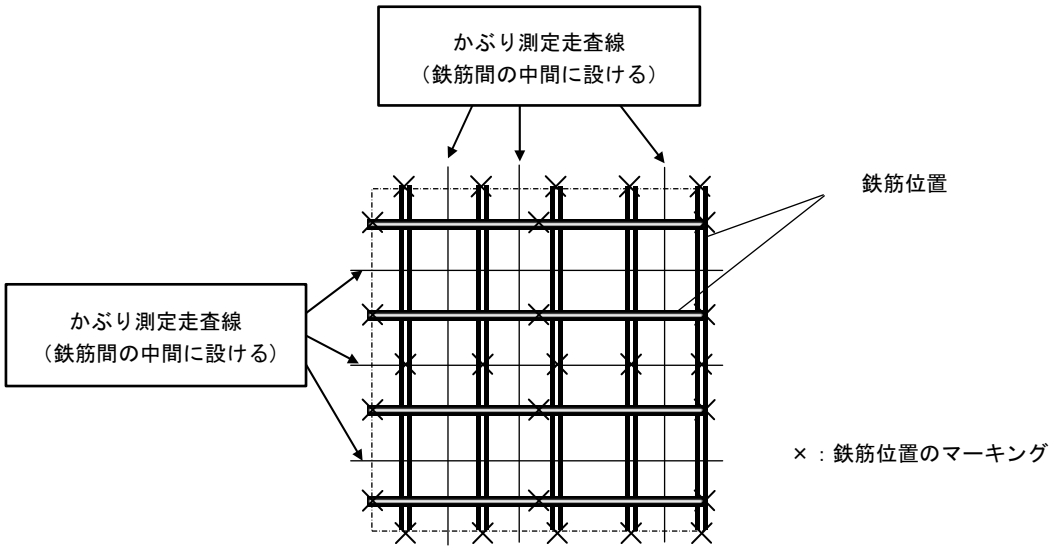


図 3 鉄筋位置の作図及びかぶり走査線の設定

3）かぶりの測定

かぶり測定走査線にて測定を行い、全ての測点の測定結果についての判定基準により適否の判断を行う（図 4 参照)。

なお、かぶりの測定は、X 軸方向と Y 軸方向それぞれについて、設計上最外縁の鉄筋を対象に行うこととする。

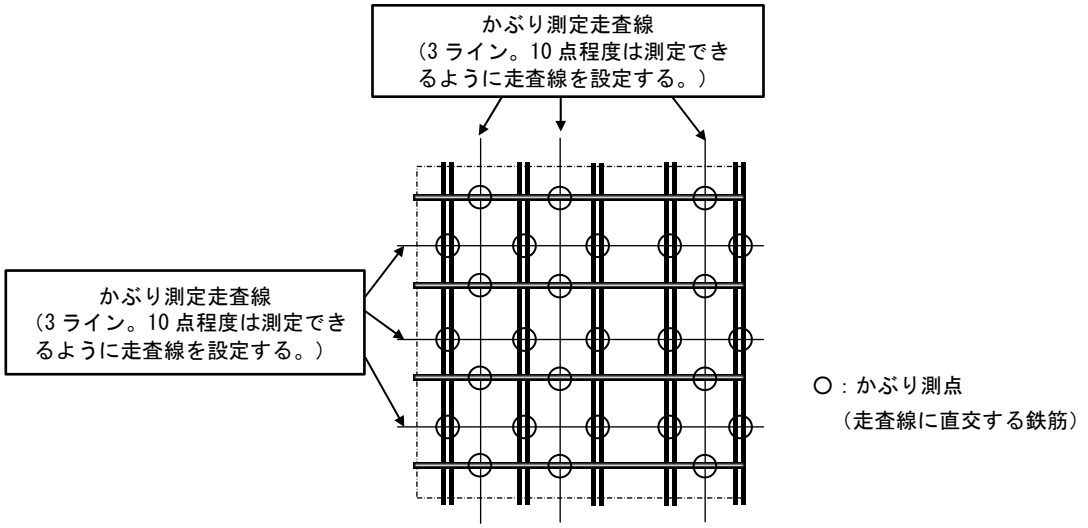


図 4 かぶりの測定

5.2　測定者

本測定の実施に際しては、各試験に固有の検査技術ならびにその評価法について十分な知識を有することが必要である。このため、受注者は、測定者の有する技術・資格などを証明する資料を常携し、監督員の求めに応じ提示するものとする。

5.3　測定位置

(1) 測定位置の選定

測定位置は、以下の 1）～3）を参考にして、応力が大きく作用する箇所や隅角部等施工に際してかぶり不足が懸念される箇所、コンクリートの剥落の可能性がある箇所などから選定するものとする。

なお、測定断面数や測定範囲等について、対象構造物の構造や配筋状態等により上記により難い場合は、発注者と協議の上変更してもよい。

また、段階確認による非破壊試験の測定の省略については、「5.5 非破壊試験による測定の省略について」を参照のこと。

1)　橋梁上部構造

１径間当たり３断面（支間中央部および支点部近傍）の測定を行うことを標準とする。各断面における測定箇所は、図５を参考に選定するものとする。

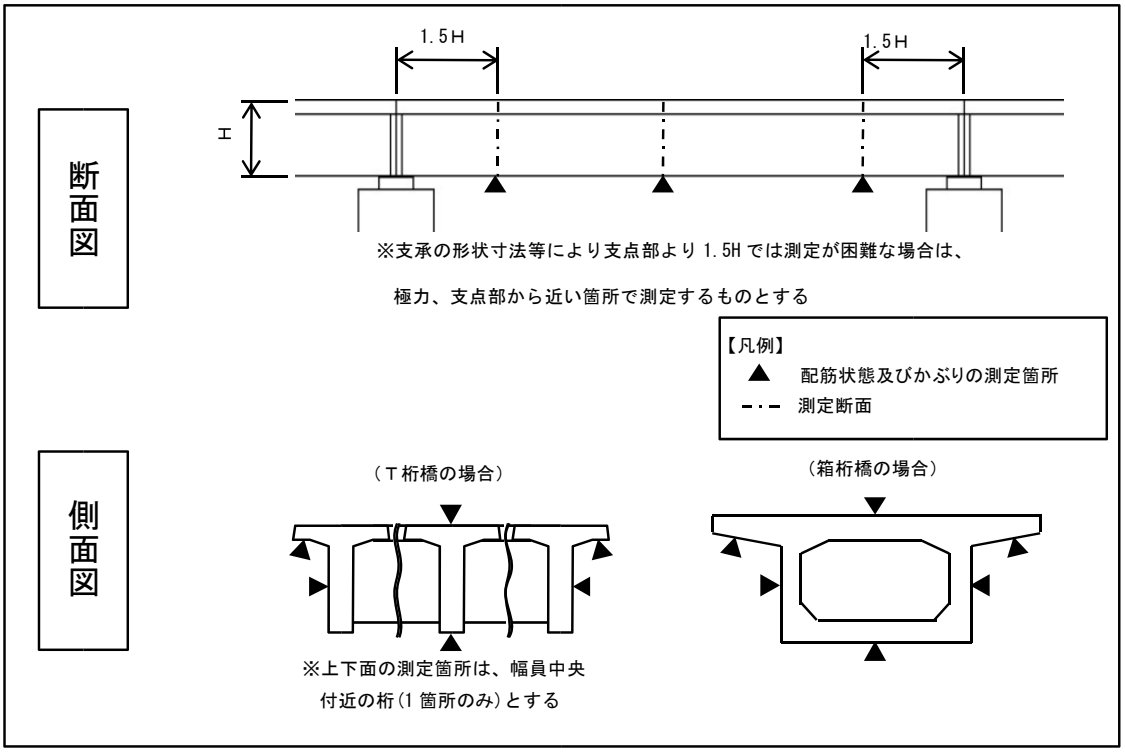


図 5 橋梁上部構造の測定位置（例）

2)　**橋梁下部構造**

柱部は３断面（基部、中間部および天端部付近)、張出し部は下面２箇所の測定を行うことを標準とする。各断面における測定箇所は、図６を参考に選定するものとする。

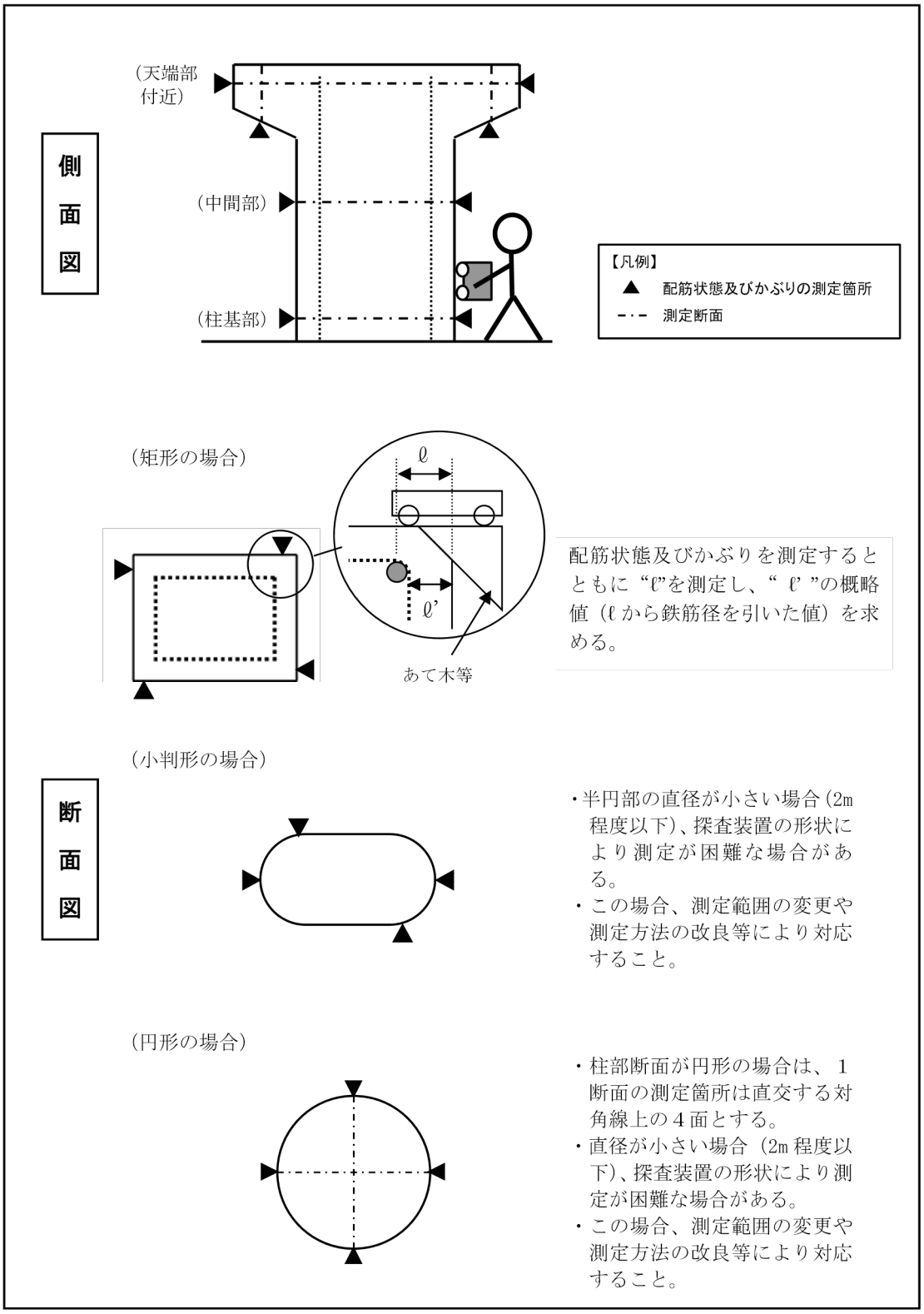


図６　橋梁下部構造の測定位置（例）

3) ボックスカルバート

１基あたり２断面の測定を行うことを標準とする。各断面における測定箇所は図７を参考に選定するものとする。

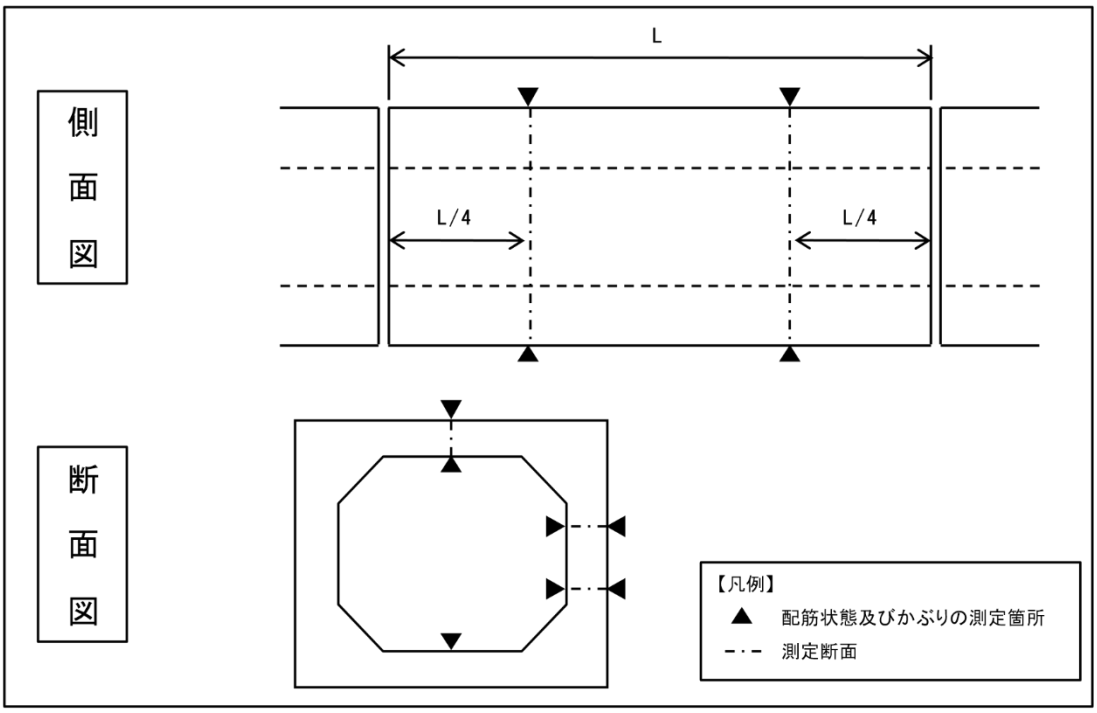


図７　ボックスカルバートの測定位置（例）

5.4　判定基準

配筋状態及びかぶりの適否判定は、表５により適否の判定を行うものとする。

なお、判定を行う際の測定値は、単位は㎜、有効桁数は小数点第１位とし、小数点第２位を四捨五入するものとする。

適否の判断において不良となった測点については、当該測点から鉄筋間隔程度離して両側に走査線を設定し、再測定を行い適否の判断を行う。再測定において１測点でも不良となった場合は、不合格とする。

表５ 非破壊試験結果の判定基準

項　目	判定基準
配筋状態 （鉄筋の測定中心間隔の平均値）	規格値（＝設計間隔±φ）±10㎜ 上記の判定基準を満たさなかった場合は、設計本数と同一本数以上であることで合格とする
かぶり	（設計値＋φ）×1.2 以下 かつ、 下記いずれかの大きい値以上とする （設計値－φ）×0.8 又は、最小かぶり×0.8

ここで、φ：鉄筋径

注５）

出来形管理基準による配筋状態及びかぶりの規格値（以下、規格値という）は、出来形管理基準において表 5 の様に示されている。コンクリート打設後の実際の配筋状態及びかぶりは、この「規格値」を満たしていれば適正であるといえる。

なお、「規格値」において、±φの範囲（ただし、かぶりについては最小かぶり以上）を許容しているが、これは施工誤差を考慮したものである（図 8 A部分 参照）。

注６）

現状の非破壊試験の測定技術においては、実際の鉄筋位置に対して測定誤差が発生する。このため、非破壊試験においては、測定誤差を考慮して判定基準を定めている。

「判定基準」では、この測定誤差の精度を、鉄筋の測定中心間隔の平均値については±10 ㎜、かぶりについては±20%以内であるとして、「規格値」よりも緩和した値としている（図 8 B部分 参照）。

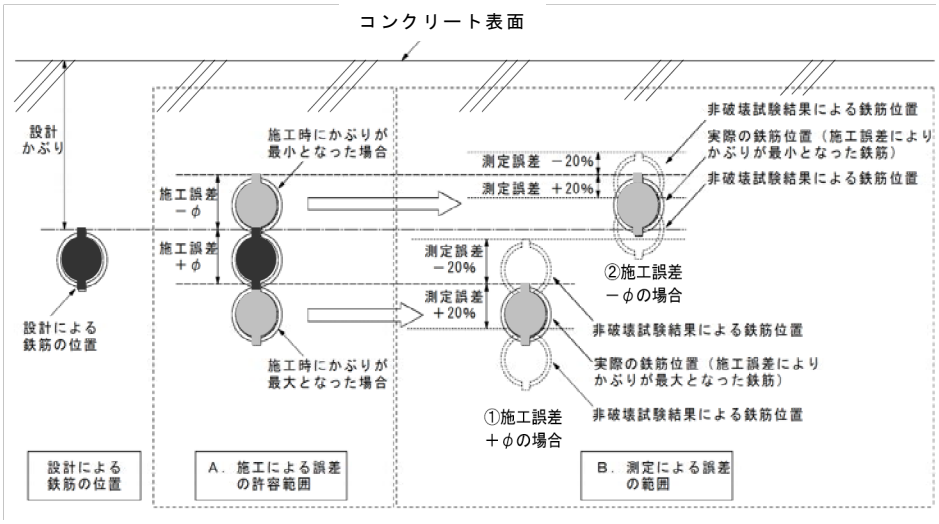


図 8 かぶりの施工誤差及び測定誤差

5.5　非破壊試験による測定の省略について

橋脚の柱部およびボックスカルバートにおける一部の断面については、測定箇所近傍の打継目においてコンクリート打設前に鉄筋のかぶりを段階確認時に実測した場合は、非破壊試験による測定を省略してもよいものとする。

(1)　橋梁橋脚の柱部

橋脚の柱部 中間部については、近傍の打継目においてコンクリート打設前に主筋のかぶりを段階確認時に実測した場合、測定を省略してもよいものとする。(図(a)参照)

(2)　ボックスカルバート

側壁部については、近傍の打継目においてコンクリート打設前に主筋のかぶりを段階確認時に実測した場合、測定を省略してもよいものとする。(図(b)参照)

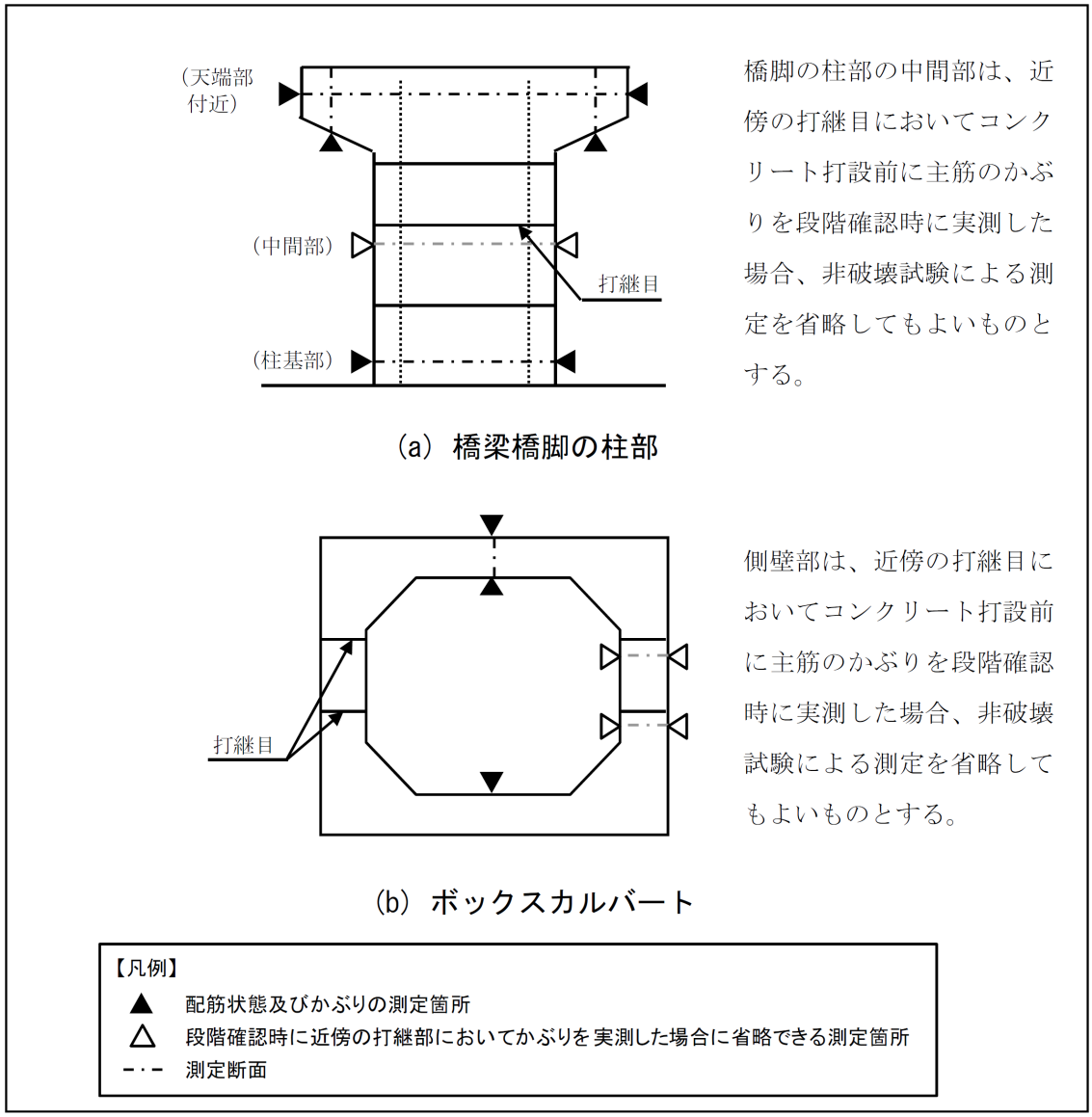


図 9　非破壊試験による測定の省略

８－２　非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（解説）

１．適用範囲

この解説は、８－１非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領に基づく配筋状態及びかぶり測定試験に関する補足事項をとりまとめたものである。

２．配筋状態及びかぶり測定要領の解説事項

(1)「測定要領　5.1 試験法について　(3) 非破壊試験における留意点」について

1) 測定精度向上のための補正方法

a) 電磁誘導法におけるかぶり測定値の補正方法

実際の配筋状態による補正値の決定についての具体的方法は、「電磁誘導法による近接鉄筋の影響の補正方法」（(国研)土木研究所ＨＰ）によることとする。

b) 電磁波レーダ法における非誘電率分布の補正方法

測定に先立ち比誘電率分布を求める必要がある。具体的方法については、「電磁波レーダ法による比誘電率分布（鉄筋径を用いる方法）およびかぶりの求め方」（(国研)土木研究所ＨＰ）によることとするが、双曲線法など実績のある方法を用いても良いものとする。

なお、「電磁波レーダ法による比誘電率分布（鉄筋径を用いる方法）およびかぶりの求め方」を有効に適用するには、横筋と縦筋の正確な位置とかぶりの測定が可能であることが前提である。

2) 電磁波レーダ法による測定時の留意点

電磁波レーダ法による測定において、測定が困難となる可能性がある場合は、「電磁波レーダ法による鉄筋の位置とかぶり測定が困難な場合の対処方法」（(国研)土木研究所ＨＰ）を参照し、対処することとする。

(2)「測定要領　5.1 試験法について　(4) 測定手順」について

通常の測定は、測定要領に記載されている、現場で鉄筋位置をマークし、所定の位置の配筋状態、かぶり厚さを測定するようになっている（この方法を「鉄筋位置マーク法」と呼ぶ）が、現場での測定時間を短縮するために、配筋状態を画像で記録することができる装置の場合、配筋条件などによっては、縦・横メッシュ状（例えば10cm メッシュ）に測線を描いた透明シート（例えばビニール）を測定面に貼り、シートの線上を走査する「シート測定方法」がある。

この方法については、「レーダ法におけるシート測定方法」（(国研)土木研究所ＨＰ）によることとする。現場の状況、測定時間等を考慮して、使い分けることが肝要である。

(3)「測定要領　5.2 測定者」について

測定要領における、「測定者の有する技術・資格などを証明する資料」とは、以下に示す資料を指す。

① 資格証明書
② その他

（参考）測定者の資格証明書（例）
・コンクリート構造物の配筋探査技術者資格証明書（土木）
（一社）日本非破壊検査工業会

(4)「測定要領 4.2 測定の立会及び報告書の確認」について

測定要領における、「任意の位置を選定（１箇所以上）し、受注者に非破壊試験を実施させ、測定結果報告書を確認する」とは、従来、完成検査時に検査員が現地測定を実施していたが、それに代わるものとして、受注者が実施する非破壊試験において監督員が測定箇所の中から任意の位置（１箇所以上）を選定し、測定結果に関して確認を行うこととした。

(5) その他

その他、具体的な方法については、下記を参照すること。

(国研)土木研究所ＨＰ：

http://www.pwri.go.jp/jpn/results/offer/conc-kaburi/conc-kaburi.html

・電磁波レーダ法による比誘電率分布（鉄筋径を用いる方法）およびかぶりの求め方
・電磁波レーダ法による鉄筋の位置とかぶり測定が困難な場合の対処方法
・レーダ法におけるシート測定方法
・電磁誘導法による近接鉄筋の影響の補正方法

３．測定データ記入様式

各工事における測定データの測定データ記入様式は、別紙-1 の様式によるものとする。
なお、提出様式については下記のホームページに掲載している。

ダウンロード先ＨＰ：http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html

なお、測定データ記入様式への記載の具体的方法については、別紙-2 の「測定データ記入要領」を参考に行うこと。

別紙－１

橋梁上部工・下部工

発注担当事務所名	
工　事　名	

測定箇所概略図

◎非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定結果**（橋梁上部工・下部工）**

| 測定箇所 | | | | | 測定手法 | コンクリート打設日 | | | 試験実施日 | | | 測定時の材齢（日） | 設計値（mm） | | | | | | 最小かぶり（mm） | 合否判定 許容値 | | | | | | | | 鉄筋の中心間隔測定 | | | | かぶり測定 | | | | | | | |

ボックスカルバート

発注担当事務所名	
工　事　名	

測定箇所概略図

◎非破壊試験による**配筋状態及びかぶり**測定結果**（ボックスカルバート）**

| 測定箇所 | | | | | 測定手法 | コンクリート打設日 | | | 試験実施日 | | | 測定時の材齢（日） | 設計値（mm） | | | | | | 最小かぶり（mm） | 合否判定　許容値 | | | | | | | | 鉄筋の中心間隔測定 | | | | かぶり測定 | | | | | | | |

別紙－２

非破壊試験によるコンクリート構造物の配筋状態及びかぶり測定

測定データ記入要領

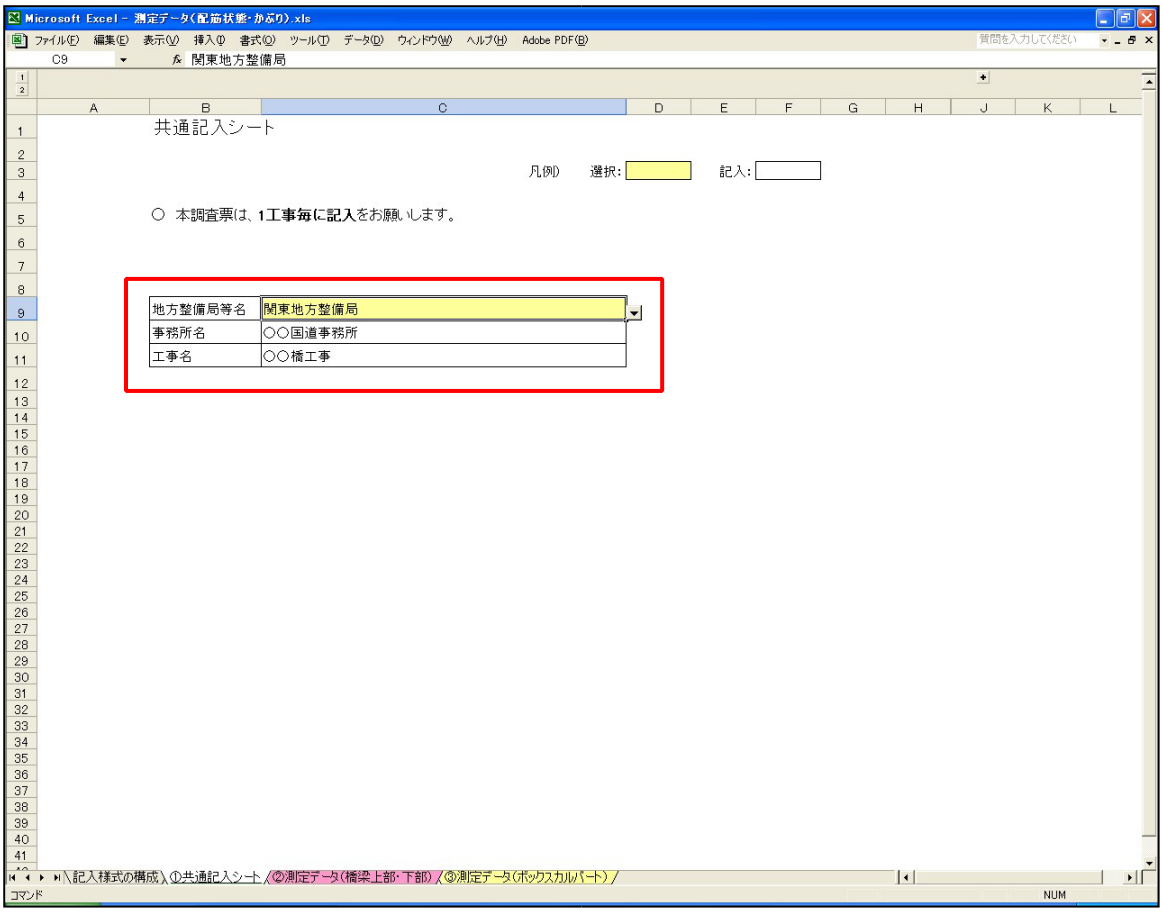
1 調査票の構成

本調査票は、以下のシートで構成されています。
当該工事の工種に従い、該当するシートへ入力してください。
当該工事に**複数の工種が含まれる場合は、該当するシートの全てを入力**してください。

シート名	工 種		
	橋梁上部工	橋梁下部工	ボックスカルバート工
①共通記入	○	○	○
②測定データ （橋梁上部・下部）	○	○	
③測定データ （ボックスカルバート）			○

2 「①共通記入」シート

当該工事の事務所名および工事名を入力してください。

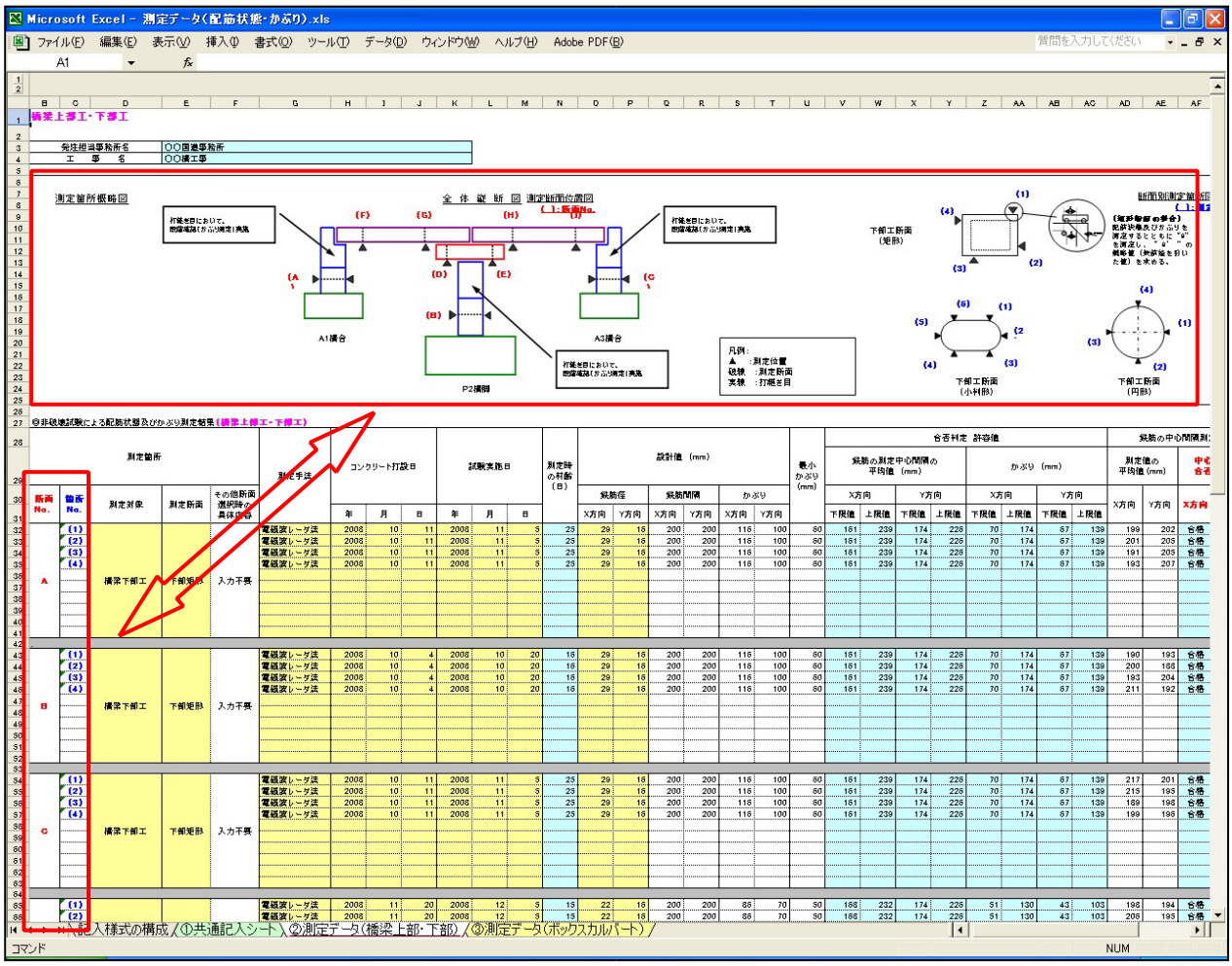


3　「②測定データ（橋梁上部・下部）」シート

3-1 測定箇所略図

測定箇所を明示した正面図・断面図の略図（施工図などの活用も可）を貼り付け、断面 No.（赤字）と箇所 No.（青字）を略図に明記してください。

略図内の断面 No.（赤字）と箇所 No.（青字）は、下表の測定データ入力との整合を図ってください。

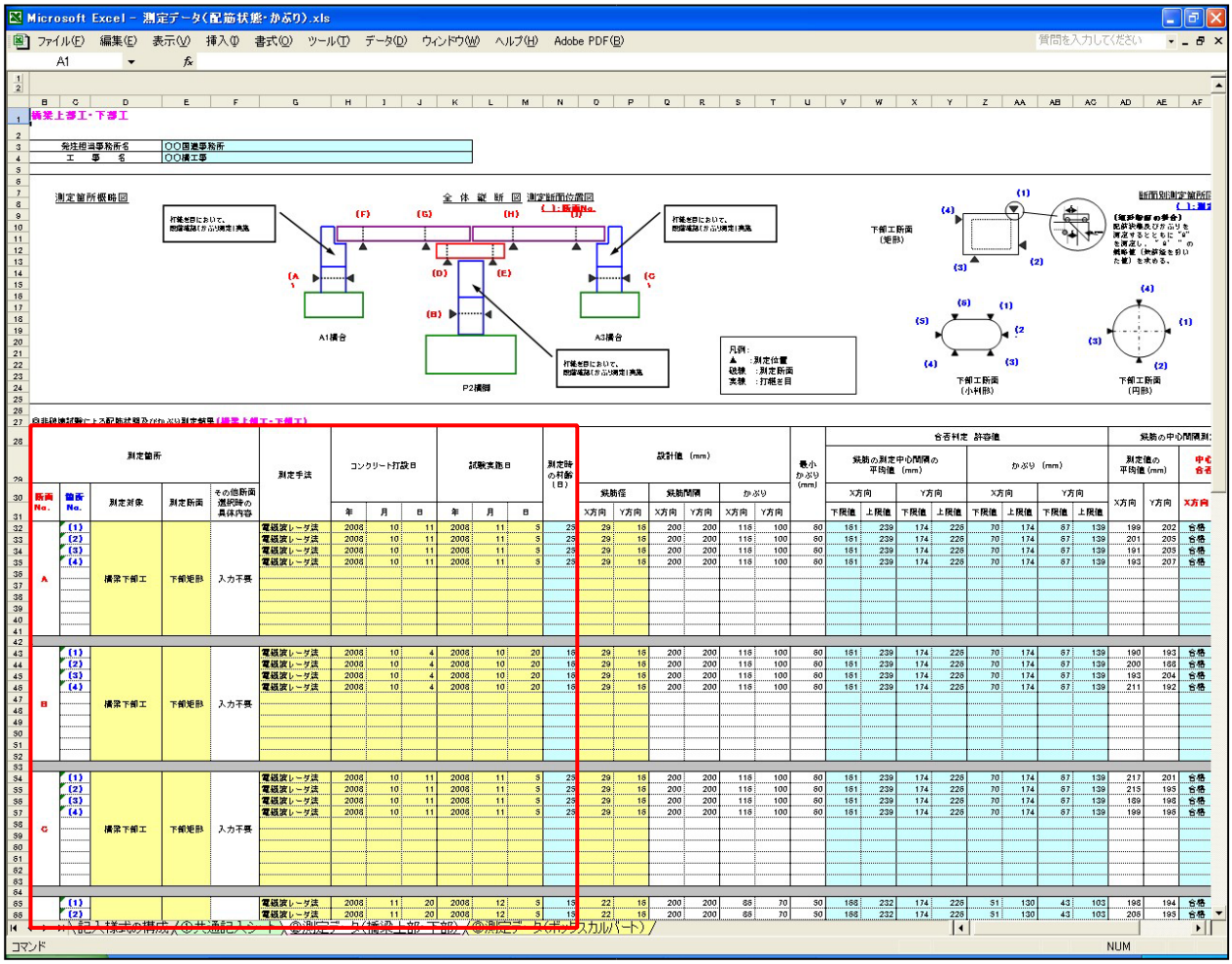


3-2 測定箇所、測定手法、測定時の材齢

各測定箇所における測定対象、測定断面、測定手法、コンクリート打設日および試験実施日を入力（選択）してください。

測定時の材齢（日）は、自動算出されます。

なお、**測定断面で「その他」を選択した場合は、具体内容（具体的な断面名称）を入力**してください。

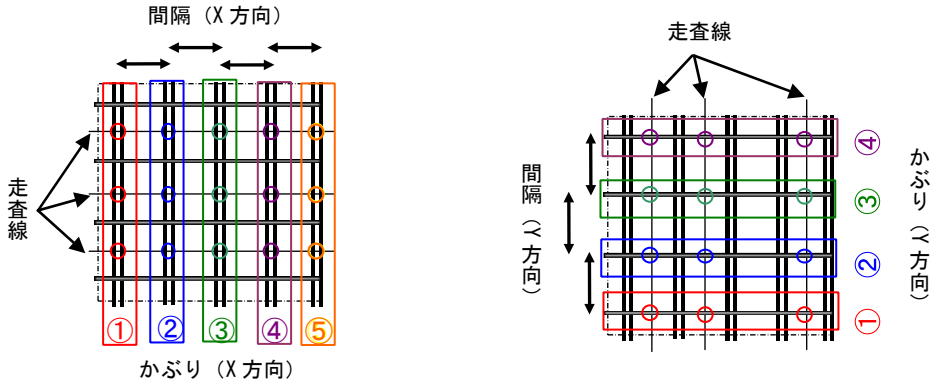


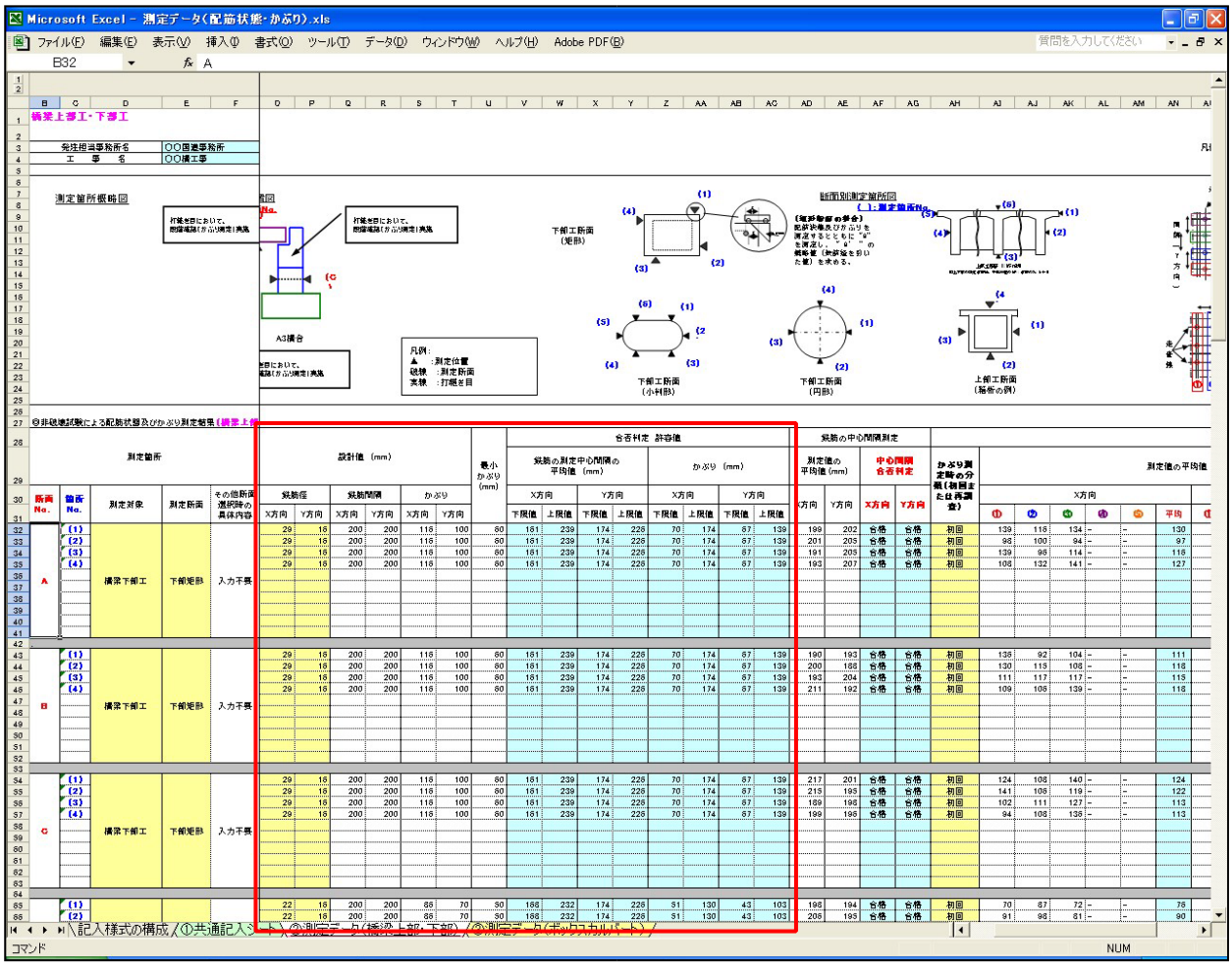
3-3 設計値、合否判定許容値

各測定箇所における設計値（鉄筋径、鉄筋間隔、かぶり）を入力（選択）してください。
入力が終了すると、合格判定許容値が自動算出されます。

最小かぶりについては、コンクリート標準示方書（構造性能照査編 9.2）を参照し、入力してください。

鉄筋間隔・かぶりにおける X 方向（主鉄筋）・Y 方向（配力筋）については、下図を参照してください。





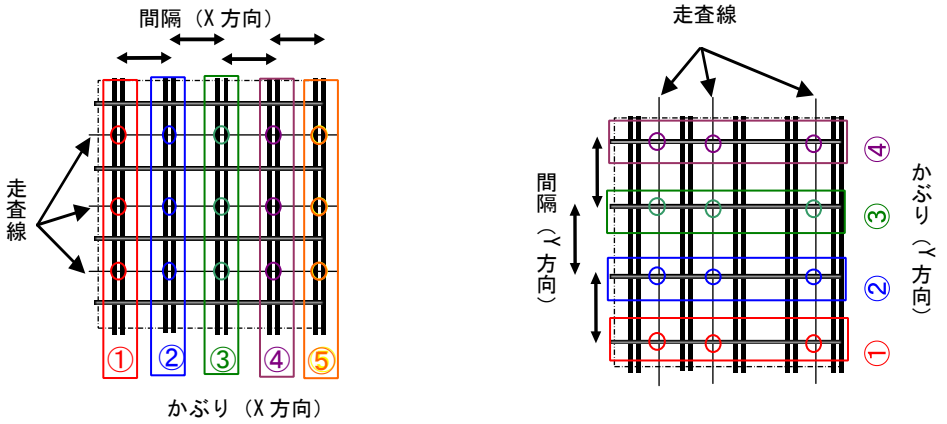
3-4 測定値

鉄筋間隔の測定値は、各走査線から得られる走査線毎の平均値をさらに平均とした数値を入力してください。

かぶりの測定値は、各走査線から得られたかぶり値を配列し、走査線と鉛直方向のデータの平均値をかぶりの測定値として入力してください。

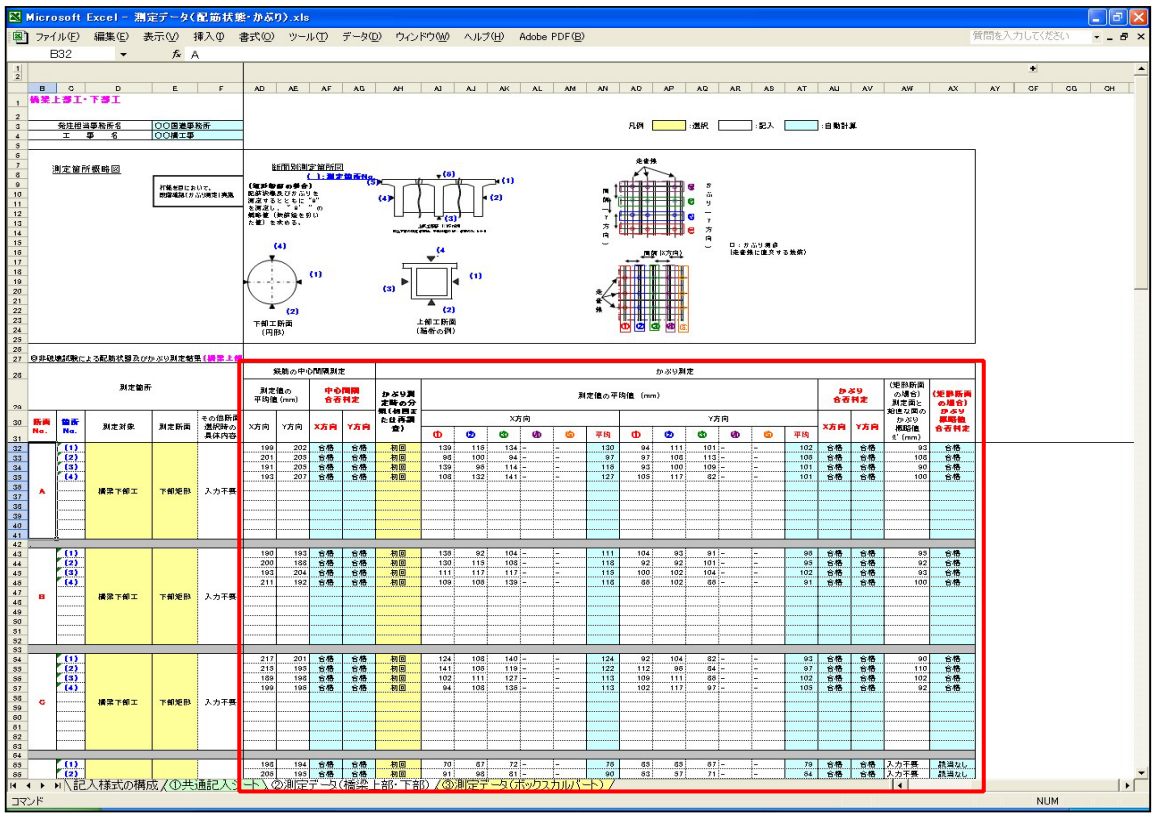
また、かぶりの概略値（ℓ’）についても、各測線から得られる値を平均して入力してください。

鉄筋間隔・かぶりにおけるＸ方向（主鉄筋）・Ｙ方向（配力筋）については、下図を参照してください。



かぶり測定時の分類については、**『８－１非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領』の「図１　鉄筋探査の流れ」での再調査の場合に「再調査」を選択**してください。

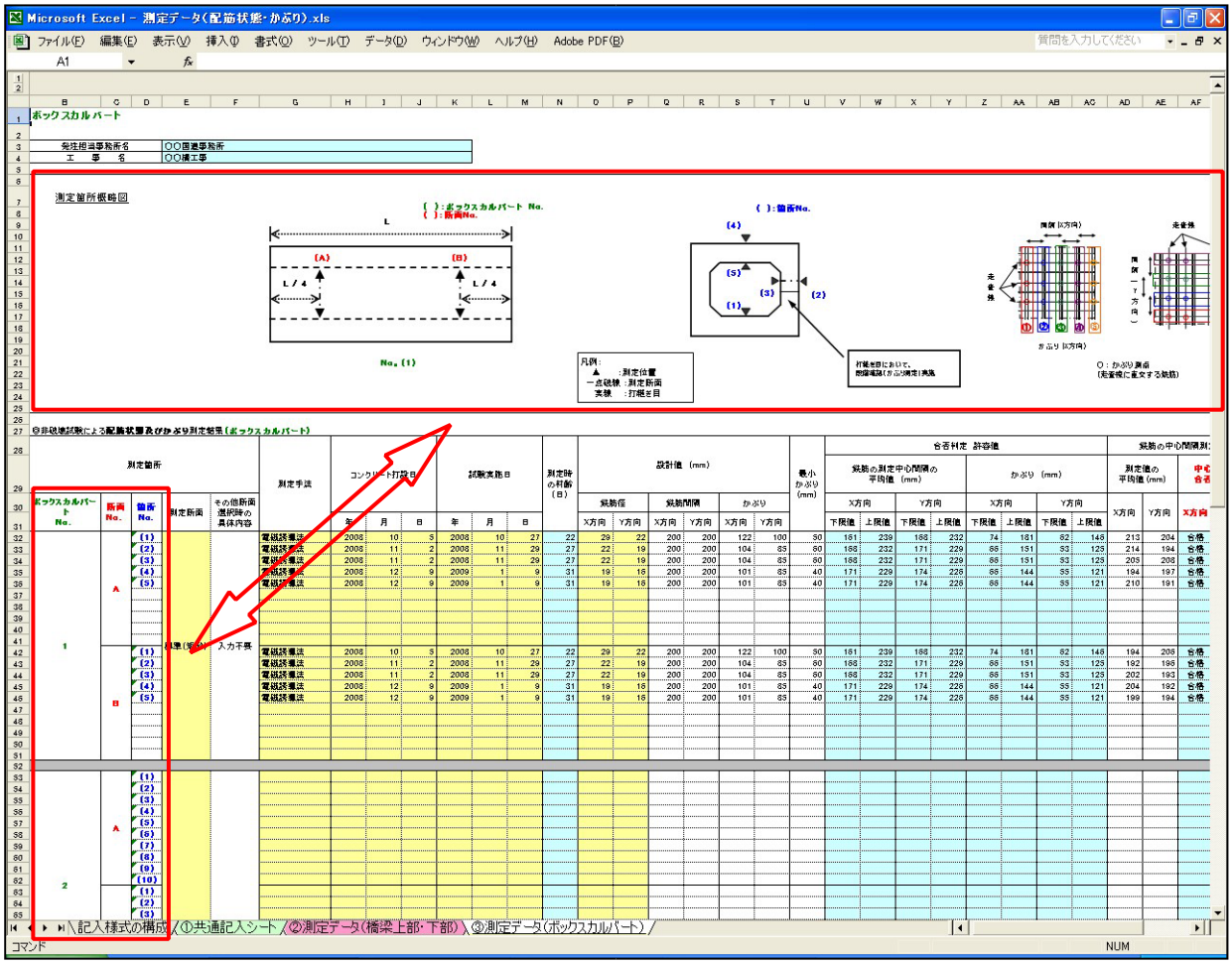
鉄筋間隔・かぶりとも、測定データを入力すると合格判定許容値に対する合否判定が表示されますので、**測定データの合否判定に間違いないか確認**してください。



4　「③測定データ（ボックスカルバート）」シート

測定箇所を明示した正面図・断面図の略図（施工図などの活用も可）を貼り付け、測定 No.（緑字）、断面 No.（赤字）および箇所 No.（青字）を略図に明記してください。

略図内の測定 No.（緑字）、断面 No.（赤字）および箇所 No.（青字）は、下表の測定データ入力との整合を図ってください。



以下、測定データ表は、前述の「②測定データ（橋梁上部・下部）」シートと同様の手順で入力してください。

5. 入力例

以下の各シートの記入例を参考に、入力してください。

5.1 「①共通記入」シート

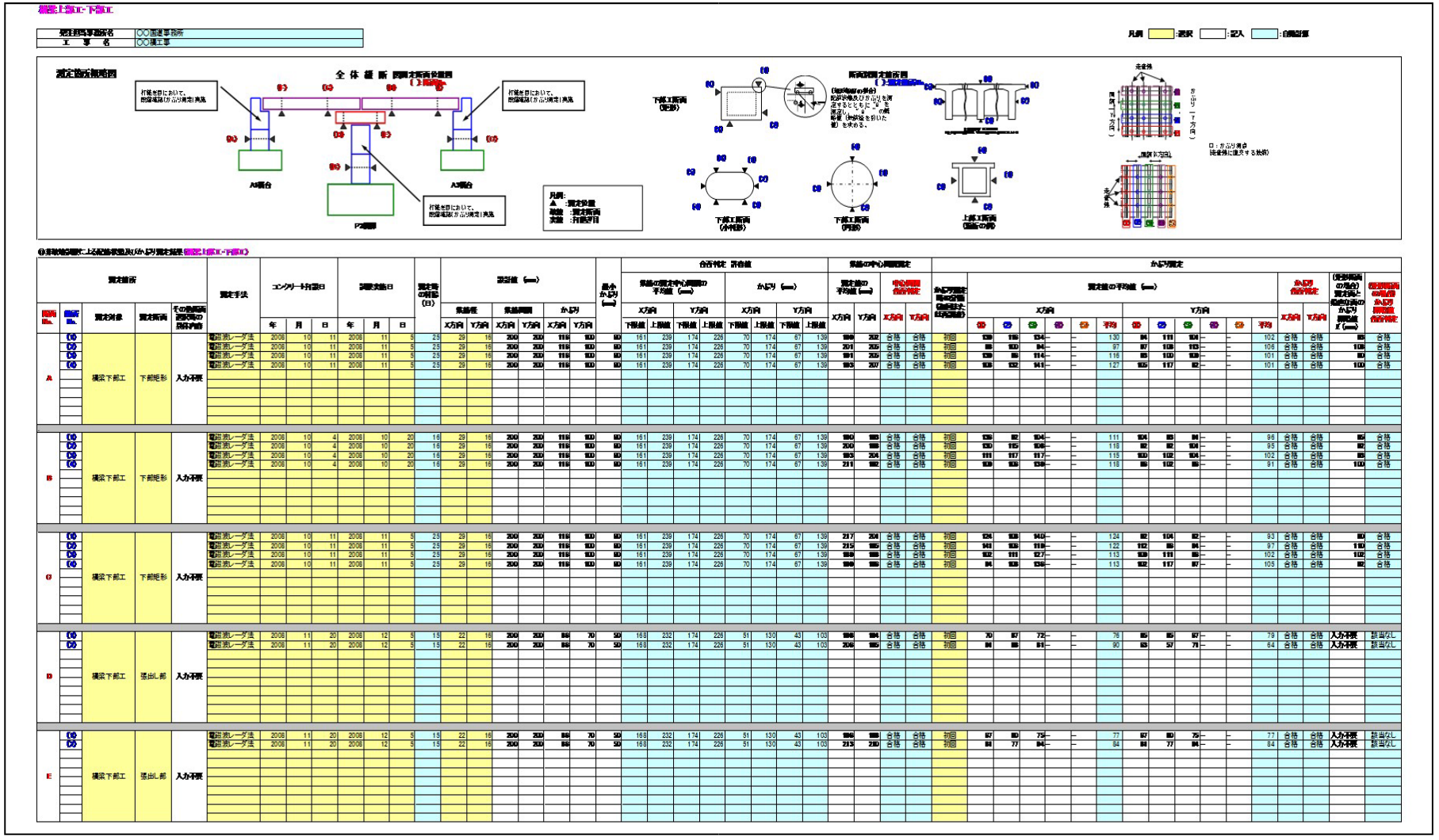
共通記入シート

凡例）　選択：　記入：

○　本調査票は、**1工事毎に記入**をお願いします。

地方整備局等名	
事務所名	
工事名	○○橋工事

5-2 「②測定データ（橋梁上部・下部）」シート



橋梁上部工・下部工

発注担当事務所名	○○国道事務所
工　事　名	○○橋工事

凡例　：選択　：記入　：自動計算

測定箇所概略図

全体縦断 測定断面位置図

A1側台　A2側台　P2橋脚

打設当日において、照度電球（カ品り測定）実施

凡例：
▲　：測定位置
地盤　：測定断面
支壁　：計測対象

下部工断面（矩形）

断面図測定箇所

下部工断面（小判形）　下部工断面（円形）　上部工断面（箱桁の例）

主鉄筋　配力鉄筋　かぶり（下方向）　かぶり測定方向

□：かぶり測定（鉄筋探査）

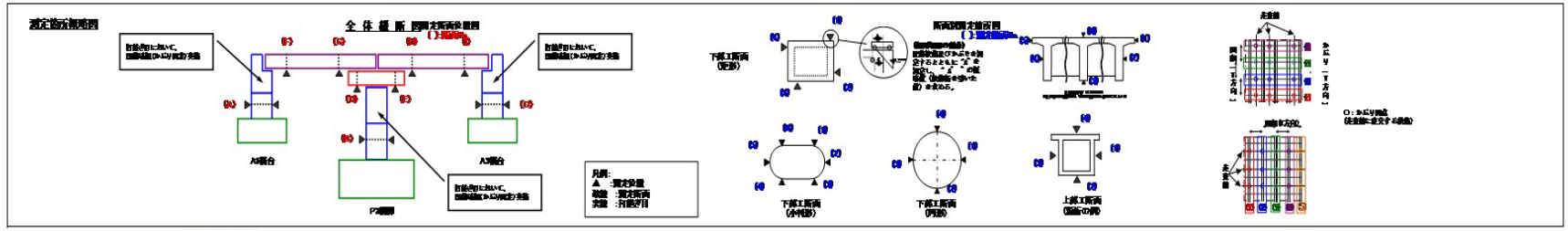
※非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定結果（橋梁上部工・下部工）

| 測定箇所 | | | | | 測定手法 | コンクリート打設日 | | | 測定実施日 | | | 測定者の判断(日) | 設計値（mm） | | | | | | 最小かぶり(mm) | 合否判定 許容値 | | | | | | 鉄筋の中心間隔測定 | | | | かぶり測定 | | | | | |

発注担当事務所名	○○国道事務所
工　事　名	○○橋工事

凡例　：選択　：記入　：自動計算

測定箇所概略図



❻非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定結果（横梁上部工・下部工）

| 測定箇所 | | | | | | 測定手法 | コンクリート打設日 | | | 試験実施日 | | | 測定時の材齢(日) | 設計値（mm） | | | | | | 最小かぶり(mm) | 合否判定 許容値 | | | | | | 鉄筋の中心間隔測定 | | | | かぶり測定 | | | | | |

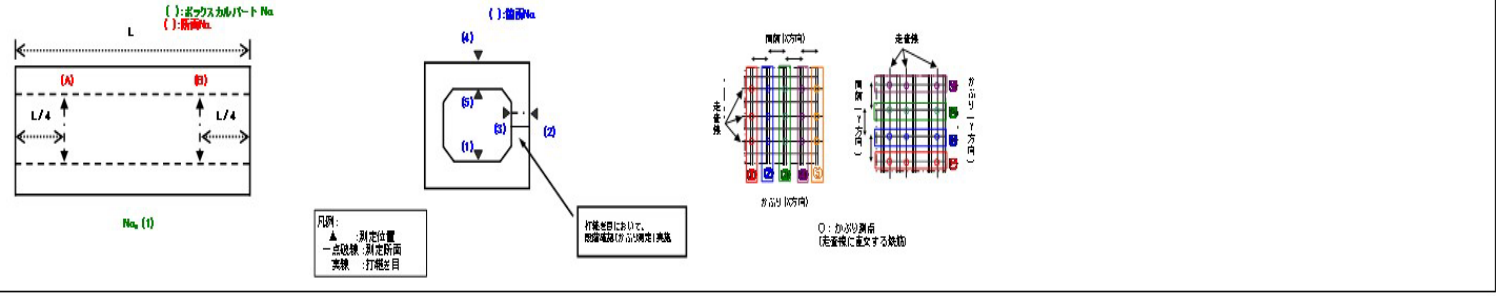
5-3 「③測定データ（ボックスカルバート）」シート

ボックスカルバート

発注担当事務所名	○○国道事務所
工　事　名	○○施工事

凡例 ：選択　：記入　：自動計算

測定箇所概略図



◎非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定結果（ボックスカルバート）

測定箇所					測定手法	コンクリート打設日			試験実施日			測定時の材齢（日）	設計値（mm）						最小かぶり（mm）	合否判定 許容値								鉄筋の中心間隔測定				かぶり測定																かぶり合否判定	
													鉄筋径		鉄筋間隔		かぶり			鉄筋の測定中心間隔の平均値（mm）				かぶり（mm）				測定値の平均値（mm）		中心間隔合否判定		かぶり測定時の分類（初回または再調査）	測定値の平均値（mm）																	
																				X方向				Y方向								X方向								Y方向							
ボックスカルバートNo.	断面No.	箇所No.	測定断面	その他断面（選択時の具体内容）		年	月	日	年	月	日		X方向	Y方向	X方向	Y方向	X方向	Y方向		下限値	上限値	下限値	上限値	下限値	上限値	下限値	上限値	X方向	Y方向	X方向	Y方向		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	平均	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	平均	X方向	Y方向
1	A	(1)	標準(矩形)	入力不要	電磁誘導法	2008	10	5	2008	10	27	22	29	22	200	200	122	100	50	161	239	168	232	74	181	82	145	213	204	合格	合格	初回	118	120	109	-	-	116	102	100	103	-	-	102	合格	合格
		(2)			電磁誘導法	2008	11	2	2008	11	29	27	22	19	200	200	104	85	60	186	252	171	229	66	151	53	125	214	194	合格	合格	初回	96	115	92	-	-	101	76	73	70	-	-	73	合格	合格
		(3)			電磁誘導法	2008	11	2	2008	11	29	27	22	19	200	200	104	85	60	186	252	171	229	66	151	53	125	205	208	合格	合格	初回	125	124	115	-	-	121	73	83	97	-	-	84	合格	合格
		(4)			電磁誘導法	2008	12	9	2009	1	9	31	19	16	200	200	101	85	40	171	229	174	226	86	144	55	121	194	197	合格	合格	初回	114	110	87	-	-	104	99	87	70	-	-	85	合格	合格
		(5)			電磁誘導法	2008	12	9	2009	1	9	31	19	16	200	200	101	85	40	171	229	174	226	86	144	55	121	210	191	合格	合格	初回	97	95	92	-	-	95	88	91	97	-	-	92	合格	合格
	B	(1)			電磁誘導法	2008	10	5	2008	10	27	22	29	22	200	200	122	100	50	161	239	168	232	74	181	82	145	194	208	合格	合格	初回	98	126	115	-	-	113	99	111	100	-	-	103	合格	合格
		(2)			電磁誘導法	2008	11	2	2008	11	29	27	22	19	200	200	104	85	60	186	252	171	229	66	151	53	125	192	198	合格	合格	初回	113	103	120	-	-	112	93	95	85	-	-	91	合格	合格
		(3)			電磁誘導法	2008	11	2	2008	11	29	27	22	19	200	200	104	85	60	186	252	171	229	66	151	53	125	202	193	合格	合格	初回	120	92	85	-	-	99	72	80	75	-	-	76	合格	合格
		(4)			電磁誘導法	2008	12	9	2009	1	9	31	19	16	200	200	101	85	40	171	229	174	226	86	144	55	121	204	192	合格	合格	初回	116	105	90	-	-	104	78	73	95	-	-	82	合格	合格
		(5)			電磁誘導法	2008	12	9	2009	1	9	31	19	16	200	200	101	85	40	171	229	174	226	86	144	55	121	199	194	合格	合格	初回	88	84	90	-	-	87	83	99	80	-	-	87	合格	合格

第９章　附則

１．経過措置

「第２章　１．工場選定およびレディーミクストコンクリートを用いる場合の確認方法」の工場の確認に関する事項については、適用開始日を、平成２６年７月１日からとする。

＜参考１＞　レディーミクストコンクリートの品質検査項目の試験頻度について

レディーミクストコンクリートの品質検査項目の試験頻度について、「建設工事施工管理基準（案）品質管理基準及び規格値」、生コンクリートの取り扱いマニュアルの「コンクリートの耐久性向上」、「レディーミクストコンクリート単位水量試験」、及び「日当り打設量が小規模となるレディーミクストコンクリートの品質管理基準（案）」に記載される内容をとりまとめたものを下表に示す。

<table>
<tr><td>工種規模</td><td colspan="5">小規模工種※4</td><td colspan="4">小規模工種以外※4</td></tr>
<tr><td rowspan="2">打設量等</td><td colspan="2">1工種当りの総使用量
50m3未満※1</td><td colspan="3">1工種当り総使用量
50m3以上※1</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td colspan="4">日当たり打設量
50m3未満
（配合種類別）</td><td>日当たり打設量
50m3以上
（配合種類別）</td><td>日当たり打設量50m3未満
（配合種類別）</td><td>日当たり打設量50m3未満
（配合種類別）</td><td>日当たり打設量50m3以上
（配合種類別）</td><td>日当たり打設量
100m3以上</td></tr>
<tr><td>工場の種類</td><td>JIS外工場</td><td>JIS工場※2</td><td>JIS外工場</td><td>JIS工場※2</td><td>JIS外工場・JIS工場※2</td><td>JIS工場※2</td><td>JIS外工場</td><td colspan="2">JIS外工場・JIS工場※2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">塩化物総量規制</td><td colspan="9">・コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規定値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。</td></tr>
<tr><td colspan="9">・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502,503）または設計図書の規定により行う。
・対象構造物は、生コンクリートの取り扱いマニュアル　第4章コンクリートの耐久性向上による。
・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。</td></tr>
<tr><td>単位水量測定</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>・100m3/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。</td></tr>
<tr><td>スランプ試験</td><td>・1工種1回以上</td><td>・1工種1回以上、またはレディーミクスト工場の品質証明書等※3のみとすることができる。</td><td colspan="2">・1日1回以上</td><td>・50m3ごとに1回</td><td>・1日1回以上</td><td colspan="3">・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。
・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。</td></tr>
<tr><td>空気量測定</td><td>・1工種1回以上</td><td>・1工種1回以上、またはレディーミクスト工場の品質証明書等※3のみとすることができる。</td><td colspan="2">・1日1回以上</td><td>・50m3ごとに1回</td><td>・1日1回以上</td><td colspan="3">・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。</td></tr>
<tr><td>圧縮強度試験</td><td>・1工種1回以上</td><td>・1工種1回以上、またはレディーミクスト工場の品質証明書等※3のみとすることができる。</td><td colspan="2">・生コン工場の同一現場への出荷順に50m3程度でくくって（打設日が違ってもかまわない）、1回以上。
・打設量が小量で2週間かかっても50m3に満たない場合は、2週間で1回以上。</td><td>・50m3ごとに1回</td><td>・生コン工場の同一現場への出荷順に50m3程度でくくって（打設日が違ってもかまわない）、1回以上。
・打設量が小量で2週間かかっても50m3に満たない場合は、2週間で1回以上。</td><td colspan="3">・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20 m3～150m3ごとに1回
なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ7・・・3本、σ28・・・3本）とする。
・早強セメントを使用する場合は必要に応じて1回につき3本（σ3）を追加で採取する。</td></tr>
</table>

※1　工種とは建設工事施工管理基準(案)出来形管理適応表の条・工種の欄に記載される工種である。
※2　JIS工場とは、JISマーク表示認証製品を製造している工場である。
※3　品質証明書等とは、JIS工場である認証書、配合計画書、納入書、当該試験の製品検査報告書である。なお、監督員は必要に応じ、工程管理日報や計量記録等の提出を求めることができる
※4　小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。
橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種
※5　圧縮強度試験については、荷卸し時にテストピースを作製すること。その他の試験については、荷卸し時に試験を実施すること。

＜参考２＞工場選定およびレディーミクストコンクリートを用いる場合の確認方法について
（共通仕様書「第1編第3章1-3-3-2」第1項から第3項に関する規定の整理）

工種の種類	製品区分	工場の確認	レディーミクストコンクリートの確認	工場及びレディーミクストコンクリートの確認	備考
マル的工場 ※１	JIS製品	マル適マークまたは監査の合格者の写しの提示		マル適マークまたは 監査の合格書の写しの提示	
			JIS認証書の写しの提示 （JIS製品の確認）	JIS認証書の写しの提示 （JIS製品の確認）	
			配合計画書の提示	配合計画書の提示	
			納入書の提示	納入書の提示	
	JIS外規格	マル適マークまたは監査の合格者の写しの提示		マル適マークまたは 監査の合格書の写しの提示	
			示方配合表の提示 （配合試験に臨場）注２）	示方配合表の提示 （配合試験に臨場）注２	
			配合計画書の提示	配合計画書の提示	
			基礎資料※４の提示	基礎資料※４の提示	
			納入書またはバッチごとの 計量記録の提示	納入書またはバッチごとの 計量記録の提示	
マル的外工場 （JIS工場※２）	JIS製品	JIS認証書の写しの提示 （JIS工場の確認）	JIS認証書の写しの提示 （JIS製品の確認）	JIS認証書の写しの提示 （JIS工場及び製品の確認）	
		資格証（登録者証も可）の写しの提示		資格証（登録者証も可）の写しの提示	
		品質管理データ※３の提示（配合試験に臨場）注１		品質管理データ※３の提示 （配合試験に臨場）注１	
		配合計画書の提示	配合計画書の提示	配合計画書の提示	
		材料に関する確認資料※５の提示		材料に関する確認資料※５の提示	
			納入書の提示	納入書の提示	
	JIS外規格	JIS認証書の写しの提示 （JIS工場の確認）	JIS認証書の写しの提示 （JIS製品の確認）	JIS認証書の写しの提示 （JIS工場及びJIS製品の確認）	
		資格証（登録者証も可）の写しの提示		資格証（登録者証も可）の写しの提示	
		品質管理データ※３の提示（配合試験に臨場）注１	示方配合表の提示 （配合試験に臨場）注２	品質管理データ※３の提示 （配合試験に臨場）注１ 示方配合表の提示 （配合試験に臨場）注２	
		配合計画書の提示	配合計画書の提示	配合計画書の提示	
		材料に関する確認資料※５の提示	基礎資料※４の提示	基礎資料※４の提示	材料に関する確認資料※５は、基礎資料※４に含まれる内容である
			納入書またはバッチごとの 計量記録の提示	納入書またはバッチごとの 計量記録の提示	
JIS外工場	JIS外規格	資格証（登録者証も可）の写しの提示		資格証（登録者証も可）の写しの提示	
		品質管理データ※３の提示（配合試験に臨場）注１	示方配合表の提示 （配合試験に臨場）注２	品質管理データ※３の提示 （配合試験に臨場）注１ 示方配合表の提示 （配合試験に臨場）注２	
		配合計画書の提示	配合計画書の提出	配合計画書の提出	
		材料に関する確認資料※５の提示	基礎資料※４の提出	基礎資料※４の提出	材料に関する確認資料※５は、基礎資料※４に含まれる内容である
			バッチごとの計量記録や納入書などの品質を確認、証明できる資料の提示	バッチごとの計量記録や納入書などの品質を確認、証明できる資料の提示	
			材料の計量及び練混ぜの規定に基づく資料 ※ 共通仕様書「第１編第３章1-3－5－4」参照	材料の計量及び練混ぜの規定に基づく資料 ※ 共通仕様書「第１編第３章1-3－5－4」参照	

※１　マル適工場とは、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場をいう。
※２　JIS工場とは、JISマーク表示認証製品を製造している工場をいう。
※３　品質管理データとは、配合試験で実施した材料の計量、スランプ、空気量、塩化物量、圧縮強度試験に関するデータをいう。
※４　基礎資料とは、建設工事施工管理（案）における品質管理基準及び規格値「セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）」の「材料」にある「その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）」に示される試験項目に関する資料をいう。
※５　材料に関する確認資料とは、本マニュアル表2－1に示す試験項目に関する資料をいう。
注１　他工事（公共工事に限る）において使用実績がある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。（他工事（公共工事に限る）の配合表は、レディーミクストコンクリートを使用する当該年度または前年度のものを有効とし、レディーミクストコンクリートの種類を問わないが呼び強度をもつ配合のものを対象とする）
注２　他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。（他工事（公共工事に限る）の配合表は、レディーミクストコンクリートを使用する当該年度または前年度のものを有効とする。）

ＲＩ計器を用いた盛土の締固め
管理要領（案）

ＲＩ計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）

１章　総　則

１．１　適用の範囲

本管理要領（案）は、河川土工及び道路土工におけるＲＩ計器を用いた盛土締固め管理に適用するものとする。

【解　説】

河川土工及び道路土工における盛土の締固め管理においては、これまで砂置換法が主として用いられてきたが、高速道路や一部のダムをはじめとしてＲＩ計器が導入され、各事業体においてＲＩ計器を用いた締固め管理が標準化されつつある。

また、ＲＩ計器や測定方法の標準化に関しては、従来の学会基準が改訂され、地盤工学会基準（JGS 1614-1995）「ＲＩ計器による土の密度試験方法」が制定されるなど、本格的な導入に向けての環境も整備されてきた。

一方、現在及び将来とも数多くの高規格堤防や大規模な道路盛土の事業が進行または計画されており、一般の河川土工や道路土工も含めて合理的な締固め管理手法の導入が必要とされている。

そこで本管理要領（案）は、現場密度試験にＲＩ計器を用いる場合にＲＩ計器の持つ特徴を最大限発揮させるべく、計器の基本的な取扱い方法やデータ採取、管理基準の規定を行うものである。

この基準に規定していない事項については、下記の基準・マニュアルを基準とする。

・「河川土工マニュアル」･･･平成５年６月、（財）国土開発技術研究センター
・「道路土工－施工指針」･･･昭和61年11月、（社）日本道路協会

１．２　目　的

本管理要領（案）は、河川土工及び道路土工において、ＲＩ計器を用いた盛土の締固め管理を行う際のＲＩ計器の基本的な取り扱い方法、データの採取個数、管理基準値を定めることを目的とする。

【解　説】

本管理要領（案）では、ＲＩ計器に関するこれまでの試験研究の成果を踏まえ、ＲＩ計器の基本的な取扱い方法や土質等による適用限界を示した。

また、本管理要領（案）ではデータの採取個数を規定した。砂置換法を前提とした管理では計測に時間がかかることから、かなり広い施工面積を１点の測定値で代表させており、盛土の面的把握という観点からは十分なものではなかった。一方ＲＩ計器は砂置換法に比べ飛躍的に測定時間が短くなっているため、従来１個の測定値で代表させていた盛土面積で複数回測定することができる。そこで本管理要領（案）では、盛土の面的管理の必要性とＲＩ計器の迅速性を考慮してデータの採取個数を規定した。

２章　ＲＩ計器による測定方法

２．１　計器の種類

ＲＩ計器は散乱型及び透過型を基準とするものとし、両者の特性に応じて使い分けるものとする。

【解　説】

ＲＩ計器には一般に散乱型と透過型があり（図－１参照）、両者の特徴は以下のとおりである。

（１）散乱型ＲＩ計器

線源が地表面にあるため、測定前の作業が測定面の平滑整形だけでよく、作業性が良い。地盤と計器底面との空隙の影響を受けやすいので注意が必要である。

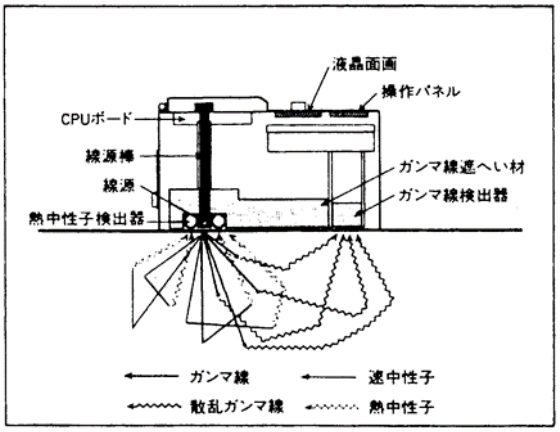
（２）透過型ＲＩ計器

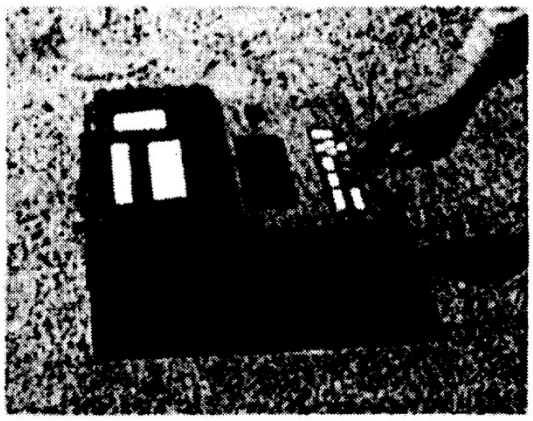
線源が長さ20ｃｍの線源棒の先端付近にあり、測定時には線源棒の挿入作業を伴うので、散乱型に対して少し測定作業時間が長くなる。線源が地中にあるため、盛土面と計器底面との空隙の影響は比較的受けにくい。

表－１　散乱型と透過型の比較例

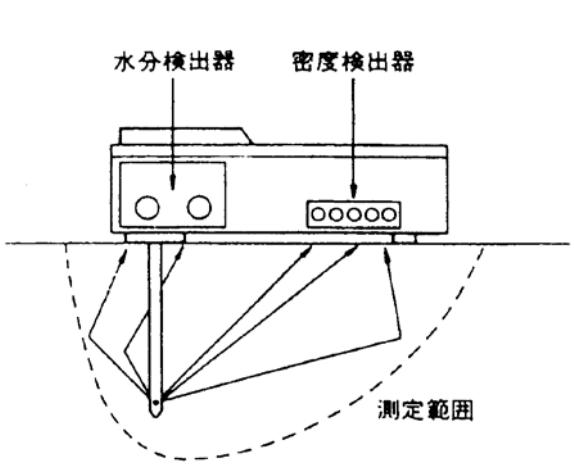
項　目		散　乱　型	透　過　型
線　源	ガンマ線	コバルト－60	コバルト－60
	中性子線	カリフォルニウム－252	カリフォルニウム－252
検出器	ガンマ線	ＳＣカウンタ×１	ＧＭ管×５
	中性子線	He－３カウンタ×２	He－３管×２
測定方法	密　度	ガンマ線後方散乱方式	ガンマ線透過型
	水　分	熱中性子散乱方式	速中性子透過型
本体寸法		310×365×215㎜	310×365×160㎜
本体重量		25kg	11kg
測定範囲（深さ）		160～200㎜	200㎜
測定時間	標準体	５分	10分
	現　場	１分	１分
測定項目		湿潤密度、水分密度、乾燥密度、含水比、空隙率　締固め度、飽和度（平均値、最大・最小値、標準偏差）	
電　源		ＤＣ６Ｖ内臓バッテリ 連続８時間	ＤＣ６Ｖ内臓バッテリ 連続12時間
長　所		・孔あけ作業が不要 ・路盤などにも適用可能 ・感度が高く計測分解能力が高い	・計量で扱いやすい ・表面の凹凸に左右されにくい ・使用実績が多い
短　所		・測定表面の凹凸の影響を受けやすい ・礫の適用に注意を要する ・重い	・孔あけ作業が必要 ・礫に適用できない場合がある（削孔不可能な地盤） ・線源棒が露出している

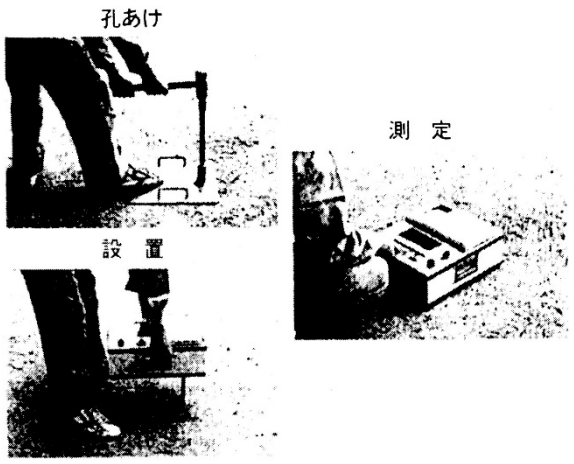
これまでの研究によると散乱型と透過型の測定結果はどちらともほぼ砂置換法と同様であることが分かっており（参考資料参照）、基本的には機種による優劣はない。ただし、盛土材が礫質土の場合（礫の混入率が60%以上）、その使用には十分留意すること。（３．３参照）





① 散 乱 型





② 透 過 型

図－１　ＲＩ計器の概要

２．２　検定方法

使用するＲＩ計器は、正しく検定がなされたものであって、検定有効期限内のものでなければならない。

【解　説】

放射線源が時間とともに減衰していくため、 同じものを測定しても結果が異なってくる。因みに、線源として一般に用いられていつコバルト60（^{60}Co）やカリフォルニウム（^{252}Cf）の半減期は、それぞれ5.26年、2.65年である。

そのため、標準体での値を基準にした計数率を、定期的に調べておく必要がある。

この計数率と測定する物体についての計数率（現場計数率）との比を計数率比（Ｒ）といい、計数率比と密度や含水量とに指数関数の関係がある。（図―２）

この関係を正しく検定したＲＩ計器を使用しなければならない。

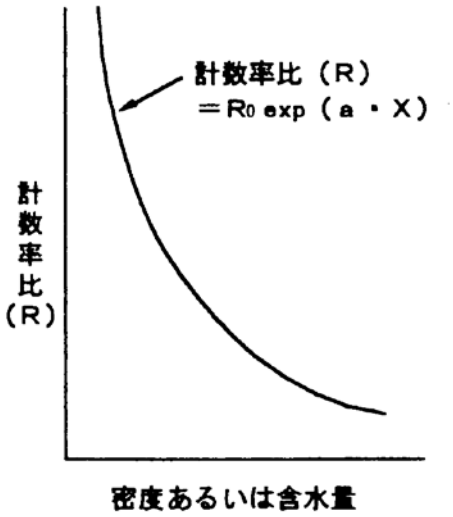
$$\text{計数率比（R）} = \frac{\text{現場計数率}}{\text{標準体の計数率}}$$

計数比（Ｒ）＝$R_0 \exp$（ａ・Ｘ）

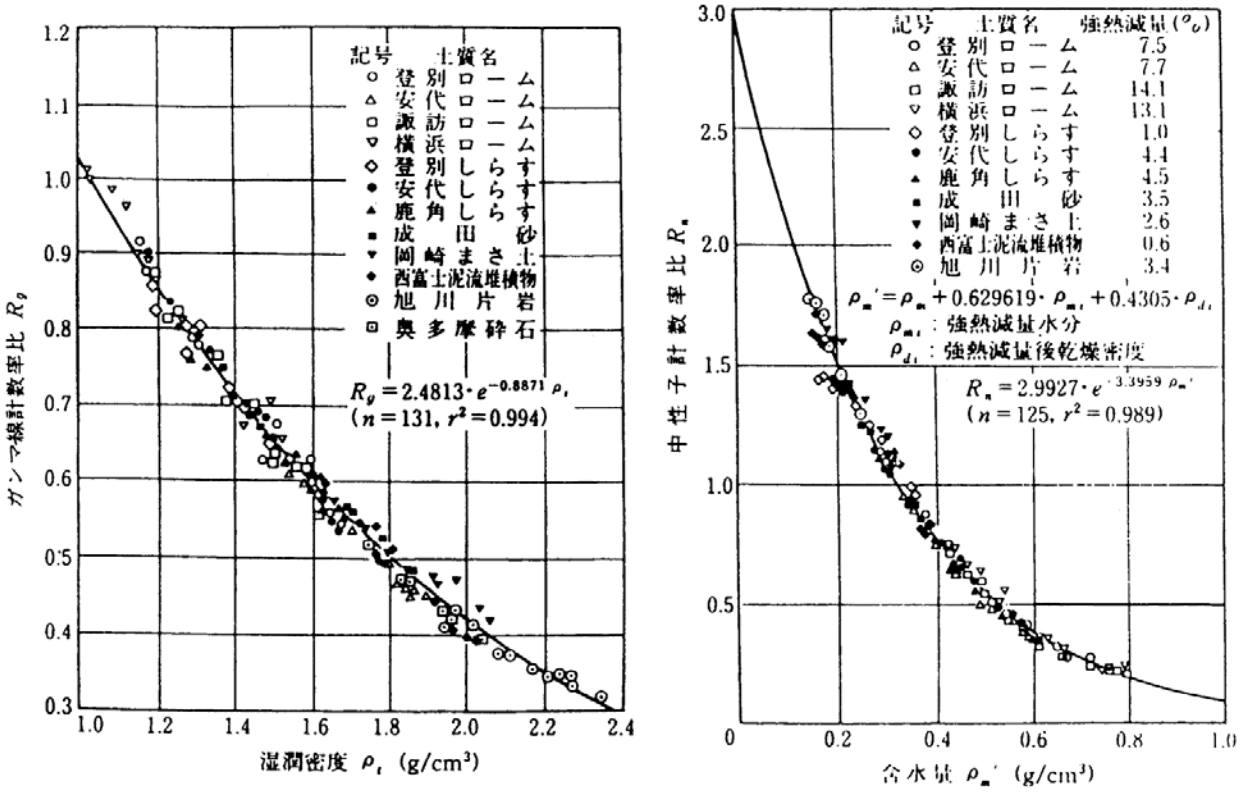
ここに、R_0とａは定数であり、Ｘは密度あるいは含水量を表わす。

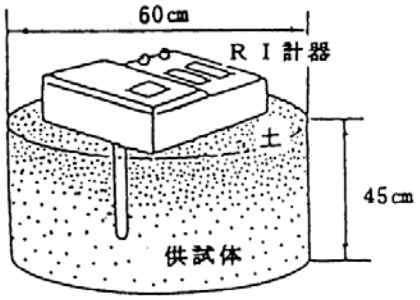
また、使用するＲＩ計器のメーカーでの製作納入時、および線源交換時毎の検定結果を添付し、提出するものとする。

校正式の例を図―３（透過型）に示す。



図－２　計数率比（Ｒ）と密度および含水量の関係





図－３　計数率比と湿潤密度および含水量の検定例
（地盤工学会「地盤調査法」から引用）

２．３　ＲＩ計器による測定方法

ＲＩ計器による測定は、操作手順に従って正しく行なわなければならない。

【解　説】

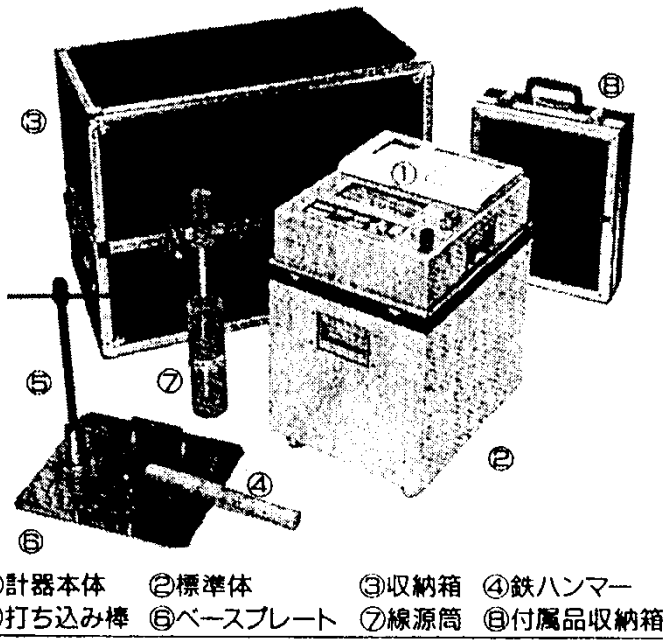
（１）ＲＩ計器の構成

散乱形ＲＩ計器は計器本体だけで測定が可能であるが、透過型はＲＩ計器本体、線源棒、標準体、線源筒、ハンマー、打ち込み棒、ベースプレートが必要である。

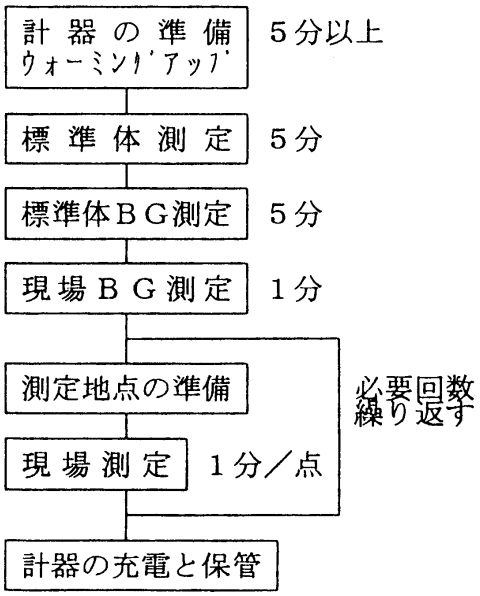
ＲＩ計器は現時点において供給体制が十分であるとは言えないため、使用にあたっては担当監督員と協議の上、散乱型あるいは透過型ＲＩ計器を選定し使用するものとする。

（２）測定手順

測定手順は、一般に図―５のようになる。



図－４　計器の構成例（透過型）



図－５　測定の手順の例

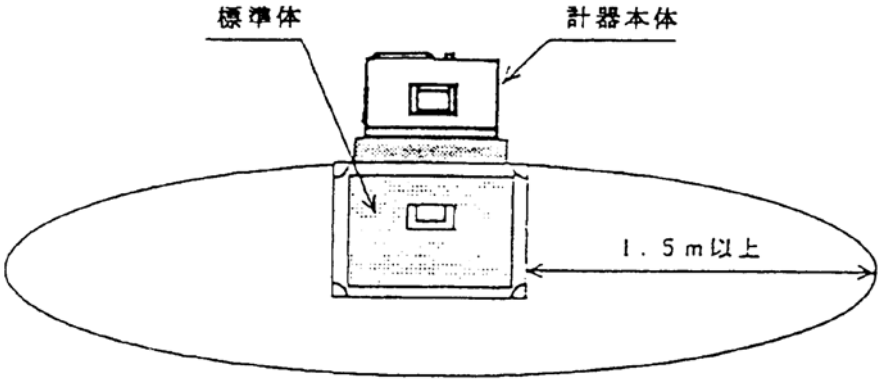
（3）測定上の留意点

1）計器の運搬は、激しい衝動や振動を与えないよう十分注意して行う。

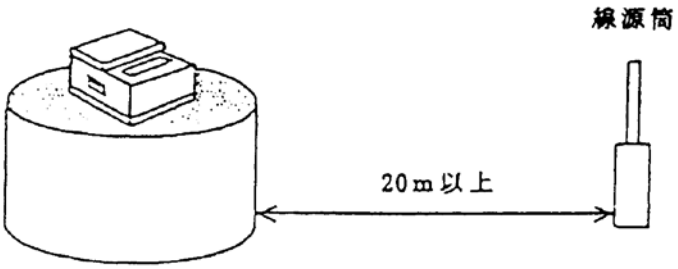
2）充電は十分しておく。

3）ＲＩ計器の保管場所は、過酷な温度条件とならないところでなければならない。特に夏の自動車の車内は要注意である。また、室内外の寒暖差が大きいところでは、結露に注意すること。

4）標準体での測定時には、標準体は壁や器物から1.5m以上離れたところにおいて行う必要がある。

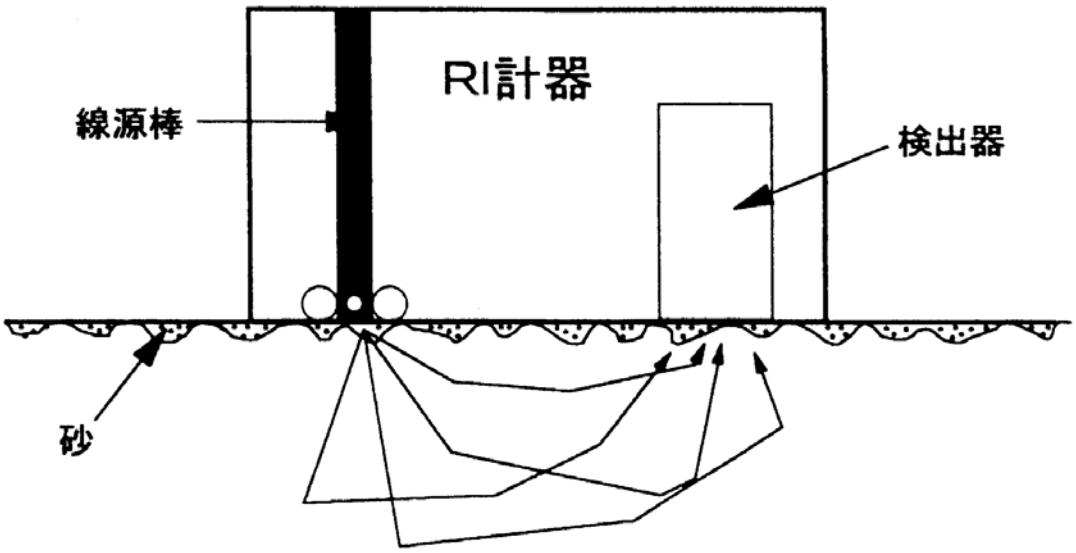


5）自然放射線の影響を除くためバックグラウンド測定を行う時、線源は少なくとも20m以上遠ざける必要がある。



6）現場での測定地点は、出来るだけ平滑にすることが大事である。特に散乱型は、測定面と計器底面との間に空隙を生じると測定結果に大きな影響を与えるため、特に注意が必要である。

7）測定表面を平滑にするために鉄板や装備のプレート等を使用するが、表面を削り過ぎて測定対象層より深い深度のデータを取ることのないよう注意が必要である。なお、レキ分が多く、削ることにより平坦性を確保する事が困難な場合は、砂などをひき平滑にする。



8）測定は施工当日を原則としているので、気象変化には十分注意し、３章に示したデータの採取数を同日に確保することを心掛ける必要がある。

9）測定能率を上げ、一つ一つのデータの採取時間を短縮するために、測定ポイントの地点出し、表面整形、測定、記録と流れ作業化することが望ましい。

10）平均値管理を基本としているため、一つ一つのデータのバラツキにあまり神経質になり過ぎ測定や施工を無為に遅らせることのないよう注意することも、管理者として必要である。

３章　ＲＩ計器による締固め管理

３．１　締固の管理指標

締固め度および空気間隙率による管理を行うものとし、盛土材料の75μmふるい通過率によりその適用区分を下記のとおりとする。

75μmふるい通過率が20%未満の礫質土及び砂質土の場合	75μmふるい通過率が20%以上50%未満の礫質土及び砂質土の場合	75μmふるい通過率が50%以上の粘性土の場合
締固め度による管理	締固め度による管理 または 空気間隙率による管理	空気間隙率による管理

【解　説】

ここでは河川土工マニュアルに準じて、75μmふるい通過率が20%未満の砂礫土及び砂質土の場合は締固め度による管理、50%以上の粘性土の場合は空気間隙率による管理を原則とし、その中間においては自然含水比など、使用土砂の状況から判断してどちらによる管理を採用するか判断するものとする。

なお、河川土工マニュアルおよび道路土工―施工指針には飽和度による管理の規定も記載されているが、飽和度はバラツキが大きいことから、ここでは飽和度による管理は省いている。

３．２　水分補正

現場でＲＩ計器を使用するためには、予め土質材料ごとに水分補正を行う必要がある。土質材料ごとの水分補正値を決定するため、水分補正値決定試験現場で実施しなければならない。

【解　説】

（１）水分補正値

ＲＩ計器が測定する水分量は、炉乾燥法（JIS A 1203）で求められる水分量のみでなく、それ以外の結晶水や吸着水なども含めた、土中の全ての水分最に対応するものである。従って、結晶水や吸着水に相当する量を算出して補正する必要がある。

ＲＩ計器では、これらを補正するために、乾燥密度と強熱減量を考慮した校正式が組み込まれている。土質材料ごとの強熱減量試験を一般の現場試験室で実施することは難しいので、現場でＲＩ計器による測定と含水最試験を同一の場所の同一材料で実施し、水分補正を行うものとする。

ＲＩ計器は測定した計数比率と校正定数から、強熱減最を１％ごとに変化させて、そのときの含水比を推定計算した結果を、印字する機能を有している計器を用いる必要がある。この計算結果と含水最試験による含水比から、その土質材料に対応する強熱減量値を水分補正値と称す。

（２）現場水分補正決定試験の手順例

１）現場の盛土測定箇所でＲＩ計器の測定準備。

a）標準体測定

b）標準体ＢＧ測定

c）現場ＢＧ測定

d）測定箇所の整形および均し

e）ＲＩ計器を測定箇所に設置

２）「現場密度」の測定を行う。

３）測定が終了したら、水分補正値―含水比の対応表を表示、印字する。

４）ＲＩ計器の真下の土を１㎏以上採取する。

（深さ15㎝程度まで採取し混合攪拌する）

５）採取した土の含水量試験を実施する。

６）含水量試験の含水比に近い、含水比に対応する水分補正値を読みとる。

７）ＲＩ計器に水分補正値を設定する。

８）土質材料が変わらない限り、水分補正値を変更してはならない。

３．３　礫に対するＲＩ計器の適用範囲

１．盛土材料の礫率が60％以上で、かつ細粒分（75μｍふるい通過率）が10％未満の場合は、原則として散乱型ＲＩ計器による管理は行わないものとする。 ２．径10㎝以上の礫を含む盛土材料の場合には、散乱型及び透過型ＲＩ計器による管理は行わないものとする。

【解　説】

（１）礫率に対する適用範囲

散乱型については、礫率（２㎜以上の粒径の土が含まれる重量比）が70％を超えると急激な測定値の精度が低下する室内実験結果（実測値との相違、標準偏差の増加など）がある。また、現場試験においても、礫率が65％～70％を超えると標準偏差が増加する傾向であった。これは、礫分が多くなると測定地点の表面整形がしにくくなり、平滑度が低くなるためで、特に散乱型の場合はこの平滑度が測定結果に大きく影響を受けるためである。

ここでは、施工管理における適用範囲であることから限界を安全側にとり、礫率60％未満を散乱型の適用範囲とした。なお、透過型は礫率60％以上でも適用可能としているが、線源棒の打ち込みに支障となる場合があり注意を要する。

（２）礫径に対する適用範囲

大きな礫が含まれる盛土材料の場合にはＲＩ計器による測定値に大きなバラツキがみられ、値が一定しないことが多い。これは礫率のところでも述べたように表面の平滑度の問題である。すなわち、礫径の大きなものが含まれる盛土材料では表面の平滑度が保てず、測定結果に影響を及ぼすため礫径に対する適用範囲を設けた。

ここでは一層仕上り厚さが通常20㎝～30㎝であることも考慮して、層厚の1/2～1/3にあたる10㎝をＲＩ計器の適用範囲とした。

ただし、やむを得ずＲＩ計器による管理を行う場合は、散乱型・透過型とも監督員と協議の上、現地盛土試験より種々の基準値、指標を決定するものとする。

３．４　管理単位の設定及びデータ採取

１．盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行うものとする。
２．管理単位は、築堤、路体、路床とも一日の一層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積1,500㎡を標準とする。
　また、一日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。
３．各管理単位について原則15個のデータ採取を行い、平均してその管理単位の代表値とする。
　ただし、一日の施工面積が500㎡未満であった場合、データの採取数は最低５点を確保するものとする。
４．データ採取は、すべて施工当日に行うことを原則とする。
５．一日の施工が複数層に及ぶ場合でも、１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
６．土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。

【解　説】

（１）管理単位を日施工面積で規定したことについて

　従来、管理単位は土工量（体積）を単位として管理していた。しかし、締固めの状態は面的に変化することから盛土の面的な管理を行う必要があり、施工面積によって管理単位を規定した。また、その日の施工はその日に管理するのが常識であることから、１日の施工面積によって管理単位を規定するのが妥当と考えられる。

（２）管理単位の規定について

　平成４年度の全国的なアンケート結果によると日施工面積は、500～2,000㎡の間に多く分布しており、特に1,500㎡くらいの施工規模が標準的であった。

　また、１台の締固め機械による１日の作業量は2,000～2,500㎡が最大であることから、管理単位の面積を原則1,500㎡とした。

（３）データの採取個数の規定について

　データの採取個数は3．5の解説に示したように、観測された土層のバラつきからサンプリングの考え方に基づき算定されたもので、概ね15個となった。この考え方によれば、計測個数を増やせば、管理の精度（不合格な部分が生じない安全度）は高くなるが、あまり測定点を増やすと測定作業時間が長引いて、ＲＩ計器のメリットの一つである迅速性が発揮されなくなることから、15点とした。

　現場での測定に当たっては、この1,500㎡で15点を原則として考えるが、単位面積に対しての弾力性を持たせ、１日の施工面積500～2,000㎡までは1,500㎡とほぼ同等とみなし、15点のデータ採取個数とした。

　一方、１日の施工面積が500㎡未満の場合は15点のデータ採取とするとあまりにも過剰な管理になると考えられるので最低確保個数を５点とした。

　また、管理単位が面積で規定し難い場合（土工量は多いが構造物背面の埋立てや柱状の盛土等）は、土工量の管理でも良いものとする。

　なお、１管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。

面積（㎡）	0 ～500	500～1000	1000～2000
測定点数	5	10	15

３．５　管理基準値

ＲＩ計器による管理は、１管理単位当たりの測定値の平均値で行う。なお、管理基準値は、１管理単位当たりの締固め度の平均値が90％以上とする。

【解　説】

（１）管理基準値について

ＲＩ計器を用いて管理する場合は、多数の測定が可能であるＲＩ計器の特性を生かして、平均値による管理を基本とする。上の基準を満たしていても、基準値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員の判断により再転圧を実施するものとする。

締固め度による規定方式は早くから使用されており、実績も多いが、自然含水比が高く施工含水比が締固め度の規定範囲を超えているような粘性土では適用し難い問題がある。そのため、３．１に示すように、粘性土では空気間隙率、砂質土は締固め度あるいは空気間隙率により管理する。空気間隙率により管理する場合の管理基準値は、河川土工マニュアル、道路土工指針に準ずるものとする。

（参　考）

河川土工マニュアル、道路土工指針の管理基準値（空気間隙率）

基準名	河川土工マニュアル	道　路　土　工　―　施　工　指　針	
区　分	河川堤防	路　　体	路　　床
空気間隙率（Va）による基準値	・砂質土（ＳＦ） 25％≦74μｍ＜50％ Va≦15％ ・粘性土（Ｆ） ２％＜Va≦10％	・砂質土　Va≦15％ ・粘性土　Va≦10％	―
備　　考	施工含水比の平均が90％の締固め度の得られる含水比の範囲の内 Wopt より湿潤側にあること。	同　左	施工含水比の平均が Wopt 付近にあること。少なくとも90％の締固め度の得られる含水比の範囲の内にあること。

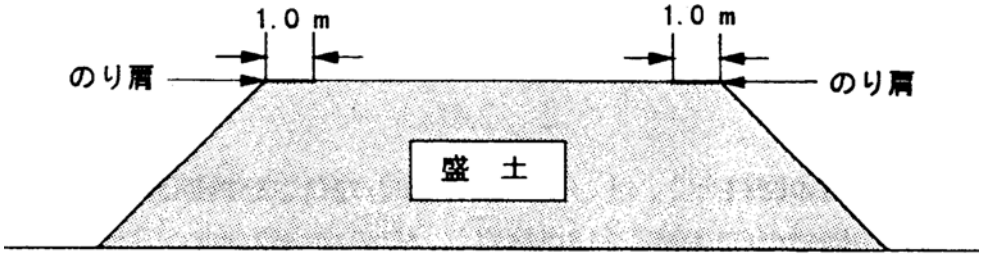
［凡例］　Wopt：最適含水比

（２）測定位置

測定位置の間隔の目安として、100㎡（10ｍ×10ｍ）に１点の割合で測定位置を決定する。構造物周辺、盛土の路肩部及び法面の締固めが、盛土本体の転圧と同時に行われる場合、次のような点に留意する。

① 構造物周辺でタイヤローラなどの転圧機械による転圧が不可能な場合は、別途管理基準を設定する。

② 特に、のり肩より1.0m以内は本管理基準の対象とせず、別途締固め管理基準を設定する。



基準となる最大乾燥密度 ρ dmax の決定方法

現行では、管理基準算定の分母となる最大乾燥密度は、室内締固め試験で求められている。締固め試験は、材料の最大粒径などでA，B，C，D，E法に分類されており、試験法（A～E法）により管理基準値が異なる場合(路床)もあるため注意を要する。

表―２ 室内締固め試験の規定

(地盤工学会編：土質試験法より抜粋)

呼び名	ランマー重量（kg）	モールド内径（mm）	突固め層数	１層あたりの突固め回数	許容最大粒径（mm）
A	2.5	10	3	25	19
B	2.5	15	3	55	37.5
C	4.5	10	5	25	19
D	4.5	15	5	55	19
E	4.5	15	3	92	37.5

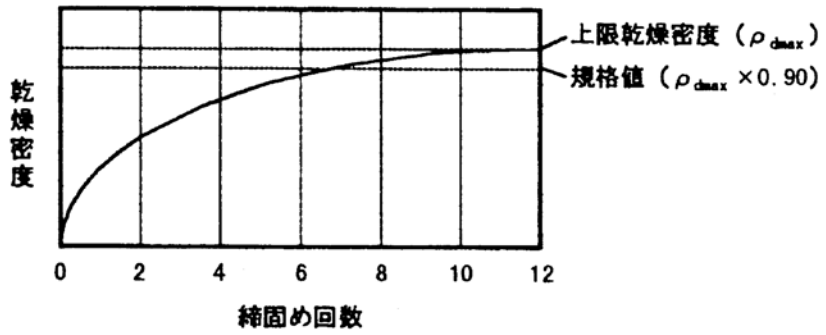
しかしながら、最大乾燥密度は、種々の材料や施工条件により決定しにくく、一定の値として限定できない場合もある。よって、下記のような条件では、試験盛土より最大乾燥密度を決定すべきである。

a) 数種類の土が混在する可能性のある材料を用いる場合。
b) 最大粒径が大きく、レキ率補整が困難で、室内締固め試験が実施できないようなレキ質土材料を用いる場合。
c) 施工含水比が、最適含水比より著しく高い材料を用いる場合。
d) 上記以外の盛土材が種々変化する場合は、試験盛土で基準値を決定する管理や工法規定により管理する。

＊＜試験施工の実施例＞

① 規定値は試験施工により、所定の材料、締固め機械、締固め回数より算定し決定する。

② 締固め回数を２，４，８、10、12回と変化させ締固めを行い、各々の締固め段階での乾燥密度を15点測定し、その平均値を求め、上限乾燥密度を求める。



③ 上限乾燥密度を最大乾燥密度と定義し、その規格値（Dc≧90％）で管理する。

④ 材料の混合率など層や場所等で変化する場合は、それぞれ材料で同様の試験施工を行うか、もしくは、その材料に適合した校正式を別途定め、ＲＩ計器に設定する必要がある。

e）締固め度が100％をたびたび超えるような測定結果が得られる場合、突固め試験の再実施や盛土試験を実施した新たな基準を決定する。

f）改良土（セメント系、石灰系）特殊土の管理基準値は、試験盛土により決定する。また、改良土の場合は材齢によっても変化するため、試験方法や管理基準値について別途定められた特記仕様書に準ずるものとする。

３．６　データの採取方法

データの管理単位各部から偏りなく採取するものとする。

【解　説】

盛土を面的な管理として行う目的から、管理単位各部から偏りなくデータを採取するものとする。

３．７　データの管理

下記の様式に従って管理記録をまとめるものとする。

１．工　事　概　要	様式―１
２．材 料 試 験 結 果	様式―２
３．施工管理データ集	様式―３

また、現場で測定したデータは、原則としてプリンター出力結果で監督員に提出するものとする。

【解　説】

各様式については以下の要領でまとめる。

様式―１　工　事　概　要……工事毎
様式―２　材 料 試 験 結 果……材料毎
様式―３　施工管理データ集……測定機器毎に管理単位面積毎
（但し、再締固めを行った場合は締固め毎）

３．８　是　正　処　置

施工時において盛土の管理基準値を満たさない場合には、適正な是正処置をとるものとする。

【解　説】

（１）現場での是正処置として、転圧回数を増す、転圧機械の変更、まき出し厚の削減、盛土材料の変更、及び気象条件の回復を待つなどの処置をとる。

（２）盛土の土質が管理基準の基となる土質と異なっている場合には、当然基準値に当てはまらないので、締固め試験を行わなければならない。

（３）礫の多い材料や表面整形がうまくできなくて、ＲＩ計器の測定値が著しくバラつく場合などには、砂置換などの他の方法によることも是正処置としてあり得るものとする。

（４）是正処置の判断は、その日の全測定データをみて、その日の品質評価を行い、是正処置が必要な場合、翌日以降の施工方法を変更する。

全体を見通した判断が要求され、一日単位程度の是正処置を基本とする。ただし、過度に基準値を下回る試験結果がでた場合、現場での判断により転圧回数を増すなどの応急処置をとるものとする。処置後はＲＩ計器で再チェックを行う。

（５）是正処置の詳細については、監督員と協議するものとする。

様式―１

盛土工事概要

工事名称					
施工場所					
発注機関名					
施工業者			工事期間		
盛土種類	１．道路路体　２．道路路床　３．河川堤防　４．その他（　　）				
総土工量（㎥）	（㎥）		平均日施工量（㎥）	（㎥）	
平均施工面積	（㎥）		最大施工面積	（㎥）	
最小施工面積	（㎥）		まき出し厚さ		
転圧回数			仕上がり厚さ		
転圧機械	機種		規格または仕様		
平均日施工時間			施工可能時間[2)]		
施工管理に要した時間	砂置換法		ＲＩ法		
＜工事の概要＞					
＜断面図＞					

1）盛土工事を行った１日の平均時間

2）開始時間から終了時間まで（休憩時間、昼食時間を含まず）

様式－２

材料試験結果

No.

材料試験結果	自然含水比※) Ｗｎ（%）			（%）
	土粒子の比重 Ｇｓ			
	レキ	礫比重 Ｇｂ		
		含水量 Ｗａ（%）		（%）
	最大粒径（mm）			（mm）
	粒度組成	レキ分	37.5mm以上	（%）
			19.0～37.5mm	（%）
			9.5～19.0mm	（%）
			4.75～9.5mm	（%）
			2.0～4.75mm	（%）
			合　計	（%）
		砂分75μｍ～2.0mm		（%）
		細粒分　75μｍ以下		（%）
	コンシステンシ	液性限界　W_L（%）		（%）
		塑性限界　W_P（%）		（%）
		塑性指数　I_P		
		強熱減量　I_g（%）		（%）
	最大乾燥密度　ρdmax			（t／m³）
	最適含水比　Ｗｏｐｔ（%）			（%）
土の分類	日本統一土質分類			
	俗称名			
改良品	土質改良材の種類			
	添加量（対乾燥密度）			
試料の準備および使用方法				a　b　c
締固め試験の種類（JIS　A　1210-1990）				A　B　C　D　E

＊）ある程度以上の粒径を取り除いた室内用の試料ではなく、なるべく盛土に近い試料の含水比を得る観点から、室内突固め試験に用いる土ではなく現場から採取した土を使用する。

様式―３

盛土施工管理データ

管理単位番号（　　）　計測回（　　回目）

工事名称					
計測の種類		１．散乱型ＲＩ試験　２．透過型ＲＩ試験			
計測日			層番号	全層の内層目	
計測者名			盛土前日の天候		
盛土時の天候			計測時の天候		
最大乾燥密度			最適含水比（％）		
管理基準値					
計数率	標準体(密度)		標準体（水分）		
	標準体(密度) Ｂ．Ｇ．		標準体（水分）Ｂ．Ｇ．		
	現場(密度) Ｂ．Ｇ．		現場（水分）Ｂ．Ｇ．		
転圧機械		規格		転圧回数	

測点番号	湿潤密度 t／m³	乾燥密度 t／m³	含水比 ％	締固め度 ％	空気間隙率 ％	飽和度 ％
平均値						
最大数						
最少数						
個数						
標準偏差						

砂置換

測点番号	湿潤密度	乾燥密度	含水比	Ｄｃ	ｖａ	Ｓｒ

様　　式　　一　　覧

目　次

様式番号	書式(事項)名	ページ	備　　考
様式－4	掛金収納書(電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」)	1	第1編 1-1-1-43
様式－4－2	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	3	〃
様式－9	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	4	第1編 1-1-1-2
様式－10	材料確認書	5	第2編 第1章第2節
様式－11	段階確認書	6	第3編 3-1-1-4
様式－12	確認・立会依頼書	7	第3編 3-1-1-4
様式－13	工事事故速報	8	第1編 1-1-1-32
様式－14	工事履行報告書	9	第1編 1-1-1-26
様式－22	部分使用承諾書	10	第1編 1-1-1-24
様式－24	支給品受領書	11	第1編 1-1-1-18
様式－25	支給品精算書	12	〃
様式－26	建設機械使用実績報告書	13	〃
様式－27	建設機械借用・返納書	14	〃
様式－28	現場発生品調書	15	第1編 1-1-1-19
様式－31	出来形管理図表	16	第1編 1-1-1-25
様式－31-2	出来形合否判定総括表	17	〃
様式－32	品質管理図表	18	〃
様式－34	創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	19	第 3 編 3-1-1-10
	施工体制台帳	21	第1編 1-1-1-11
	施工体系図	22	〃
	再下請負通知書	23	
	作業員名簿	24	
第 1 号様式	工事着手届	25	第1編 1-1-1-9
第 2 号様式	施工計画書	26	第1編 1-1-1-5
第 2 号様式	施工計画書(森林整備工事用)	37	第 19 編 19-5-5-1
第 5 号様式	貸与品借用書	42	第1編 1-1-1-18
第 6 号様式	貸与品返納書	43	〃
第 14 号様式	電子媒体等納品書	44	第1編 1-1-1-50
	出来形管理表(表紙)	45	建設工事施工管理基準(案)
	品質管理表(表紙)	46	〃
様式1－1	測定結果総括表	47	〃

様式番号	書式(事項)名	ページ	備　　考
様式1－2	測定結果一覧表	48	〃
様式 42－2	アスファルト混合物の敷均し時の温度測定	49	〃
様式 51－1	塗膜厚測定管理表	50	建設工事施工管理基準(案)
様式 51－2	塗膜厚測定成績表	51	〃
様式・出来形 1-1-2(1)	敷砂出来形管理表	52	出来形管理基準及び規格値第17編
様式・出来型 1-1-2(2)	敷砂出来形管理図	53	〃
様式・出来形 1-2-2(1)	サンドコンパクションパイル出来形管理表	54	〃
様式・出来形 1-2-2(2)	砂投入管理表	55	〃
様式・出来形 1-2-2(3)	締固工　深浅図	56	〃
様式・出来形 1-3-1(1)	深層混合処理杭出来形管理表	57	〃
様式・出来形 1-3-1(2)	深層混合処理杭鉛直度管理表	58	〃
様式・出来形 1-4-1(1)	洗掘防止マット出来形管理表	59	〃
様式・出来形 1-4-1(2)	洗掘防止マット出来形管理図	60	〃
様式・出来形 1-5-1	砂・石材中詰出来形管理表	61	〃
様式・出来形 1-6-1	蓋コンクリート出来形管理表	62	〃
様式・出来形 1-8-2	鋼矢板出来形管理表	63	〃
様式・出来形 1-9-5	腹起出来形管理表	64	〃
様式・出来形 1-9-6	タイ材出来形管理表	65	〃
様式・出来型1-10-2(1)	鋼杭打込記録	66	〃
様式・出来形1-10-2(2)	鋼杭出来形管理表	67	〃
様式・出来形1-12-1(1)	電気防食出来形管理表	68	〃
様式・出来形1-12-1(2)	電気防食電位測定管理表	69	〃
様式・出来形1-13-1(1)	路盤出来形管理表	70	〃
様式・出来形1-13-1(2)	路盤出来形管理図	71	〃
様式・出来形1-14-3(1)	舗装出来形管理表	72	〃
様式・出来形1-14-3(2)	舗装出来形管理図	73	〃
様式・出来形 3-2-1	置換材出来形管理表	74	〃
様式・出来形 4-3-2(1)	基礎石均し出来形管理図(1)	75	〃
様式・出来形 4-3-2(2)	基礎石均し出来形管理図(2)	76	〃
様式・出来形 5-1-1	ケーソン製作出来形管理表	77	〃
様式・出来形 5-2-1	ケーソン据付出来形管理表	78	〃
様式・出来形 6-1(1)	ブロック(方塊)製作出来形管理表	79	〃
様式・出来形 6-1(2)	L型ブロック製作出来形管理表	80	〃

様式番号	書式(事項)名	ページ	備　　考
様式・出来形 6-1(3)	セルラーブロック製作出来形管理表	81	〃
様式・出来形 6-1(4)	ブロック製作等　外観チェックリスト	82	〃
様式・出来形13-1-1(1)	被覆石均し出来形管理図(1)	83	出来形管理基準及び規格値第17編
様式・出来形13-1-1(2)	被覆石均し出来形管理図(2)	84	〃
様式・出来形 13-3-1	根固ブロック製作出来形管理表	85	〃
様式・出来形 14-1(1)	上部コンクリート(防波堤)出来形管理表	86	〃
様式・出来形 14-1(2)	上部コンクリート(岸壁)出来形管理表	87	〃
様式・出来形 15-1-1	係船柱出来形管理表	88	〃
様式・出来形 15-2-1	防舷材出来形管理表	89	〃
様式・出来形 15-3-1	車止出来形管理表	90	〃
様式・出来形 17-3-1	土砂掘削出来形管理表	91	〃
様式・出来形 22-1	単体魚礁製作出来形管理図	92	〃
様式・出来形 22-2	組立魚礁組立出来形管理図	93	〃
様式・出来形 22-3(1)	魚礁沈設出来形管理表(1)	94	〃
様式・出来形 22-3(2)	魚礁沈設出来形管理表(2)	95	〃
様式・出来形 22-3(3)	魚礁沈設出来形管理表(3)	96	〃
様式・出来形 23-3(4)	魚礁沈設出来形管理表(4)	97	〃
様式・出来形 23-3(5)	魚礁沈設出来形管理表(5)	98	〃
様式・出来形 23-4	石材投入出来形管理表	99	〃
様式・出来形 26-1(1)	すみ肉溶接出来形管理表	100	〃
様式・出来形 26-1(2)	突合せ溶接出来形管理表	101	〃
様式・出来形 26-1(3)	鉄筋フレア溶接出来高管理表	102	〃
様式・出来形 27-1(1)	浚渫出来形管理表	103	〃
様式・出来形 27-1(2)	浚渫出来形管理図	104	〃

様式について

(1) 共通仕様書第1編～第3編による様式(様式-4～様式-34様式)は、国土交通省の様式を準用してもよい。

(2) 建設工事施工管理基準(案)による様式1－1～様式51－2については、国土交通省の様式を準用してもよい。

様　　式

様式－４

掛金収納書（電子申請方式）

（共済契約者が発注者へ）

共済契約者番号	[redacted]
共済契約者名 （法人または事業主氏名）	
JVの場合は 共同企業体名	

掛金収納書番号 （お問い合わせの際は、この番号と共済契約者名をお知らせください。）
[redacted]

収納年月日	

退職金ポイント購入額				
単価	購入日数		購入額	
310円 （中小企業用）		日		円
310円 （大手企業用）		日		円
合計		日		円

工事情報

工事の区分	
	公共
	民間
	その他

発注者名				
元請契約の工事番号および工事名				
総工事費			円	
当該工事の退職金ポイント購入の考え方				

この掛金収納書は、電子申請方式の退職金ポイントの購入を証する書です。
税務処理には使用できません。
また、公共工事を請け負った場合には、発注官庁等からこの掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部　電子印鑑

（参考）

建設キャリアアップシステム登録情報

本工事を施工する下請負人を含めた
建設キャリアアップシステムへの登録の有無　（有）　（無）

元請負人の建設キャリア アップシステム事業者ID														

本工事について、下請負人を含めた施工体制登録の有無　（有）　（無）

本現場の建設キャリア アップシステム現場ID														

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無（有）　（無）

様式－4

様　　式

発　注　者　　三重県知事　　あて

工　事　番　号　お　よ　び　工　事　名

建設キャリアアップシステム現場ID	総工事費　　円

受注者（元請）

住　所

名　称

共済契約者番号
建設キャリアアップシステム事業者ID
共済証紙購入金額　　円

掛金収納書提出用台紙

様　式

（取扱店→契約者）

掛金収納書

（契約者が発注者へ）

金融機関コード

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者（官公庁等）に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、斜線を引いて下さい。

共済契約者番号

契約者氏名（法人または事業主名）　　殿

電話番号　　－　　－

証紙枚数						
	1日券	枚	1枚当たりの販売価額	円	金額	円
	10日券	枚	1枚当たりの販売価額	円	金額	円
					合計金額	円

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部　印

契約者記入欄	発注者名	元請契約の工事番号および工事名

□公共
□民間
□その他

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

取扱金融機関名・日付印

（掛金収納書は台紙に貼り付ける）

当該工事における共済証紙購入の考え方（該当する□に✓をチェックして下さい）

□ 1. 発注者の指示のとおり

□ 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合

就労予定延人数		販売価格		
人日	×	円	＝	円

□ 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合

総工事費		購入率		※加入率		
円	×	／1,000	×	％／70 ％	＝	円

※対象工事における労働者の建退共加入率

□ 4.その他

購入額の根拠を記入

（参考）

建設キャリアアップシステム登録情報

共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無　（ 有 ・無 ）

本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無（ 有 ・無 ）

本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無　（ 有 ・無 ）

様式－４－２

様　　式

建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

年　月　日

発注者

三重県知事　様

受注者

住所

名称

共済契約者番号

建設キャリアアップシステム事業者ID

工事番号および工事名

建設キャリアアップシステム現場ID

工事期間

年　月　日　～　年　月　日

上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。

（１）工事全体

労働者延べ就労日数　人日

本工事に従事した事業者数（元請を含む）　者

本工事に従事した労働者数　人

（２）建退共対象労働者

建退共対象労働者延べ就労日数（掛金充当日数）　人日

採用した方式　□ 電子申請方式　□ 証紙貼付方式

・事業者数（元請を含む）　者

・対象労働者数　人

（参考：工事全体の数を記入すること）

・建設キャリアアップシステムによる就労履歴数　人日

・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数　者

・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数　人

様式－９

工 事 打 合 せ 簿

発議者	□発注者　□受注者	発議年月日	
発議事項	□指示　□協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他　（　　）		
工事名			

（内容）

添付図　　葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　□指示　□承諾　□協議　□提出　□受理　します。 □その他　（　　） 年月日：
	受注者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□受理　します。 □その他　（　　） 年月日：

様式－１０

材　料　確　認　書

令和　　年　　月　　日

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記工事について、下記の材料について確認されたく提出します。

記

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確　認　欄				備考
				確認年月日	確認方法	合格数量	確認者	

様式－１１

段　階　確　認　書

施　工　予　定　表

年月日：

下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。

工事名

受注者名：
現場代理人名等：

種　　別	細　　別	確認時期項目	施工予定時期	記　　事

年月日：

通　　知　　書

下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。

監督員名：

確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等

年月日：

確　　認　　書

上記について、段階確認を実施し確認した。

監督員名：

様式－１２

確認 ・ 立会依頼書

確認 ・ 立会事項

工事名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿

下記について　　確　認　・　立　会　　されたく提出します。

記

工　　種		
場　　所		
資　　料		
希 望 日 時		時

確 認 立 会 員		
実　施　日　時		時
記　　事		

様式－１３

事　故　速　報　（第　報）

情報の通報者名	（受注者名、第三者名等）

令和　　年　　月　　日　　時　　分受信

発信者		受信者	
事故発生月日	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分	天候（温度）	
事故発生場所			
工事名			
工期	令和　　年　　月　　日　から 令和　　年　　月　　日　まで	契約区分	
受注者名			

事故の内訳	氏　名	年 齢	性 別	職　種	被害の程度	備　考（病院名等）

事故の概要	※事故の原因、経緯、処置等
備考	※関係機関（労働基準監督署、警察署等）対応状況 ・被災者の装備、自然環境の状況（河川水位等） ・下請負人等の商号又は名称 ・物的被害の場合は、規模、被害額等 ・連絡先等

※ ①この様式はA4で使用し、事故現場の平面図及び簡単な状況図を添付すること。
②工事事故発生確認後、直ちに電話により担当部署に連絡する。また、状況を把握でき次第、早急にメール又はFAXで担当部署に本様式により報告を行ものとし、更に詳細な状況が把握された段階で逐次報告するものとする。

様式－１４

工　事　履　行　報　告　書

工事名	
工期	～
日付	（　　月分）

月　　別	予定工程　％ （　）は工程変更後	実施工程　％	備　　考

（記事欄）

様式－２２

令和　年　月　日

受信者：「受注者名」又は『三重県知事』

発信者：「三重県知事」(印)又は『受注者名』

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事請負契約書第34条第1項に基づき（　協議　・　承諾　）する。

記

1. 使用目的

2. 使用部分

3. 使用期間　　自
　　至

4. 使用者

5. その他

（注）1. （協議・承諾）には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「三重県知事」として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を『三重県知事』、発信者を『受注者名』として、受注者が作成する。

様式－２４

支　給　品　受　領　書

三重県知事 あて

令和　　年　　月　　日

受注者（住所）

（氏名）
（現場代理人氏名）

下記のとおり支給品を受領しました。

記

工事名					契約年月日	
品　　目	規 格	単 位	数　　量			備　　考
			前回まで	今 回	累 計	

様式－25

支　給　品　精　算　書

令和　年　月　日

三重県知事　あて

受注者（住所）

（氏名）
（現場代理人氏名）

下記のとおり支給品を精算します。

記

工　事　名				契約年月日		
品　　目	規　格	単位	数　　量			備　　考
			支給数量	使用数量	残 数 量	
※ 監　督　員 証　明　欄	上記精算について調査したところ事実に相違ないことを証明する。 令和　　年　　月　　日 （職氏名）					※物品管理簿登記

（注）※は監督員が記入する。

様式－２６

建設機械使用実績報告書

自　　日
平成　　年　　月分
至　　日

工事名
建設機械の貸付契約年月日　　借受人（氏名）
監督員　　作成者（氏名）

建設機械名	建設機械番号	おもな作業内容	おもな作業の作業量	稼動状況				維持修理費		修理個所等	摘要
				運転日数		運転時間					
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		
					日		時間		千円		

（注）
1. おもな作業内容の欄は、貸付機械を二工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。
2. おもな作業の作業量の欄は、おもな作業内容に欄に記入した作業の作業量を測定できるときに記入する。
3. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必用のない機械については、記入を省略することができる。
4. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円を超えるときは、修理内容の詳細な説明を添付する。

様式－２７

令和　　年　　月　　日

三重県知事　あて

受注者　（住所）

（氏名）
（現場代理人氏名）

建設機械借用・返納書

本工事における使用建設機械を機能現況確認の上、下記のとおり　◉借用　○返納　しました。

工事名							
建設機械名	型式	機械番号	付属品			引渡しを受けた場所	備考
			名称	規格	数量		

引渡し立会者
三　重　県　（職氏名）
借　受　人　　（氏名）

様式－２８　　令和　年　月　日

三重県知事 あて

受注者（住所）

（氏名）
（現場代理人氏名）

現 場 発 生 品 調 書

年　月　日　付けをもって請負契約を締結した　工事

における下記の発生品を引き渡します。

記

品　名	規　格	単 位	数　量	摘　要

様式－３１

出　来　形　管　理　図　表

工　種

種　別　　測定者

測点		略図
設計値との差 0		

測定項目				測定項目				測定項目			
規格値				規格値				規格値			
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
平均値											
最大値											
最小値											
最多値											
データ数											
標準偏差											

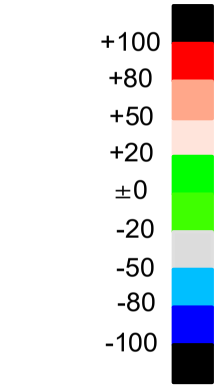
様式－31-2

出来形合否判定総括表

工　種　　測点

種　別　　合否判定結果

測定項目			規格値	判定	測点	
天端標高較差	平均値					
	最大値(差)					
	最小値(差)					
	データ数					
	評価面積					
	棄却点数					
法面標高較差	平均値					
	最大値(差)					
	最小値(差)					
	データ数					
	評価面積					
	棄却点数					



施工前

様式－３２

品　質　管　理　図　表

工　種

種　別　　測定者

測点		略図
設計値との差 0		

測定項目				測定項目				測定項目			
規格値				規格値				規格値			
測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差	測点又は区別	設計値	実測値	差
平均値											
最大値											
最小値											
最多値											
データ数											
標準偏差											

様　　式

様式－３４(1)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名		受注者名	
項　　目	評価内容	実施内容	
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□施工	・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT（情報通信技術）の活用　等	
	□新技術活用	NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」 の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術　の活用	
	□品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫　等	
	□安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫　等	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力　等	

様式－３４(2)

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項　　目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする

年　月　日

施工体制台帳

［会社名・事業者ID］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名・現場ID］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入　未加入 適用除外	厚生年金保険 加入　未加入 適用除外	雇用保険 加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監理技術者補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入　未加入 適用除外	厚生年金保険 加入　未加入 適用除外	雇用保険 加入　未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

様　　式


施工体系図
発注者名
工事名称
工期
自　年　月　日
至　年　月　日
元請名・事業者ID
監督員名
監理技術者名
主任技術者名
監理技術者補佐名
専門技術者名
担当工事内容
専門技術者名
担当工事内容
元方安全衛生管理者
統括安全衛生責任者
会長
副会長
会社名・事業者ID
代表者名
許可番号
一般／特定の別
安全衛生責任者
主任技術者
特定専門工事の該当
有・無
専門技術者
担当工事内容
工期
年　月　日～　年　月　日
工事

年　月　日

再下請負通知書

直近上位
注文者名＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告下請負業者】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名・
事業者ID＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿

元請名称・事業者ID	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID		代表者名	
住所電話番号			
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有　無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有　無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

控え

作　業　員　名　簿

（　年　月　日作成）

元請確認欄	
提出日	年　月　日

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名
・事業者ID

（　次）会社名
・事業者ID

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職種	※	生年月日 年齢	健康保険 年金保険 雇用保険	建設業退職金共済制度 中小企業退職金共済制度	教育・資格・免許 雇入・職長特別教育	技能講習	免許	入場年月日 受入教育実施年月日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日
				年　月　日 歳						年　月　日 年　月　日

（注）１．※印欄には次の記号を入れる。

(現)…現場代理人　(作)…作業主任者（（注）2.）　(女)…女性作業員　(未)…18歳未満の作業員

(主)…主任技術者　(職)…職　長　(安)…安全衛生責任者　(能)…能力向上教育　(再)…危険有害業務・再発防止教育

(習)…外国人技能実習生　(就)…外国人建設就労者　(1特)…１号特定技能外国人

（注）２．作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

（注）３．経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

（注）４．各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

（注）５．資格・免許等の写しを添付すること。

（注）６．健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

（注）７．年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

（注）８．雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下４けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

（注）９．建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

（注）１０．安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

（注）１１．建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

（注）１２．記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

様　式

第１号様式

工　事　着　手　届

令和　　年　　月　　日

三重県知事　　あて

住所又は所在地
受注者
氏名又は名称
及び代表者氏名

次の工事に着手しますので届けます。

工事番号及び工事名	
工事施行場所	三重県　　市　　郡　　町　　地内
請負代金額	金　　円
着手年月日	令和　　年　　月　　日

第２号様式

令和　　年　　月　　日

施　工　計　画　書

三重県知事　あて

受注者氏名

令和　　年度　　工事

施工計画書について（提出）

標記について三重県公共工事共通仕様書第１編１－１－１－５に基づき提出します。

受理日　令和　　年　　月　　日
監督員

※施工計画書の作成例

なお、以下の記載例については、必ずしもこれによることはない。当該工事の施工に合致した計画書を作成することが必要であり、受注者の創意工夫で作成されたい。

（1）工事概要

工事概要については、下記の記載例程度の内容を記載する。また、工事内容は、設計図書の工事数量総括表の写しでよいものとする。

［工事概要記載例］

工事番号
工 事 名　　○○工事
工事場所　　三重県○○市○○ 地先（№.○○～ №.○○）
工期　自　　令和○○ 年○○ 月○○日
　　至　　令和○○ 年○○ 月○○日
請負代金　　￥○○○，○○○，○○○ 円
発 注 者　　○○事務所
　　ＴＥＬ：○○○－○○○－○○○○
受 注 者　　○○建設株式会社
　　所在地○○ 県○○ 市○○ △△ －△△ 番地
　　ＴＥＬ：○○○－○○○－○○○○
　　○○作業所
　　所在地○○ 県○○ 市○○ △△ －△△ 番地
　　ＴＥＬ：○○○－○○○－○○○

［工事内容記載例］

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	擁壁工	既製杭工	鋼管杭	本	100	

（2）計画工程表

計画工程表は、各種別について作業の初めと終わりがわかるネットワーク、バーチャート等で作成する。作成に当たっては、気象、特に降雨、気温等によって施工に影響の大きい工種については、過去のデータ等を十分調査し、工程計画に反映させること。

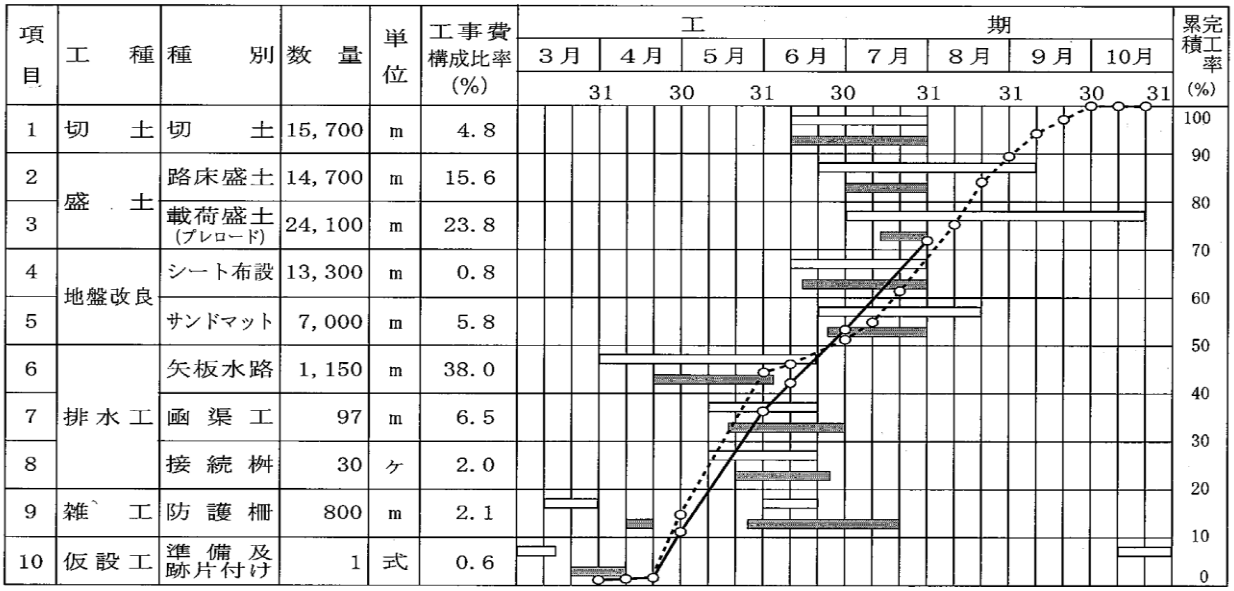
※変更時には、実施工程表に基づき予定工程、実施工程等を記入し管理するものとする。

［計画工程表記載例］

バーチャート作成例［道路工］　　着工　　年　　月　　日

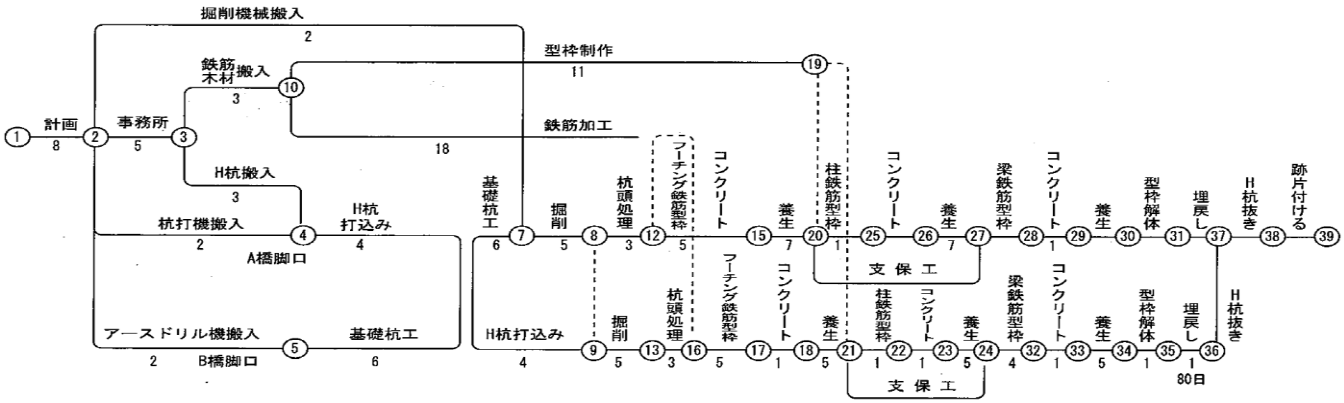
工　事　名　　工期完成　　年　　月　　日

項目	工種	種別	数量	単位	工事費構成比率(%)
1	切土	切土	15,700	m	4.8
2	盛土	路床盛土	14,700	m	15.6
3		載荷盛土(プレロード)	24,100	m	23.8
4	地盤改良	シート布設	13,300	m	0.8
5		サンドマット	7,000	m	5.8
6	排水工	矢板水路	1,150	m	38.0
7		函渠工	97	m	6.5
8		接続桝	30	ヶ	2.0
9	雑工	防護柵	800	m	2.1
10	仮設工	準備及跡片付け	1	式	0.6



ネットワーク作成例［橋脚工（２基）］　　着工　　年　　月　　日

工　事　名　　工期完成　　年　　月　　日



（３）現場組織表

現場組織表は、現場における組織の編成及び命令系統並びに業務分担がわかるように記載し、監理（主任）技術者、専門技術者を置く工事については記入する。

また、現場代理人については、夜間の連絡先を記入する。

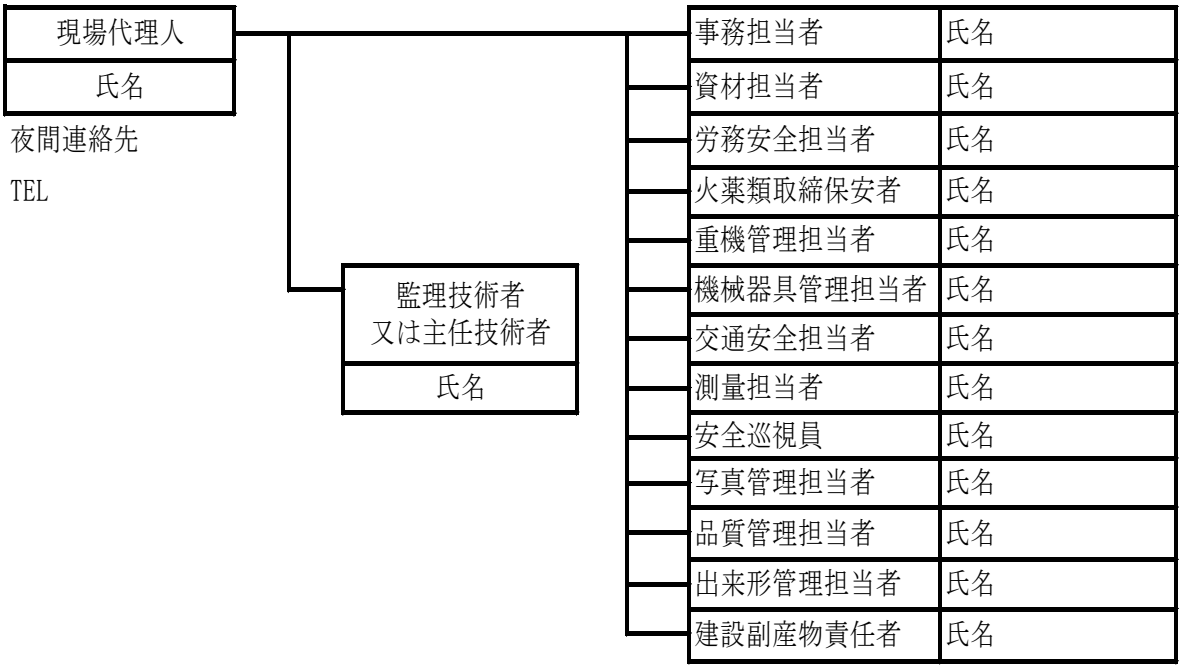
［現場組織表記載例］

事務所

住　所

ＴＥＬ

ＦＡＸ



（４）指定機械

工事に使用する機械で、設計図書で指定されている機械（騒音振動、排ガス規制、標準操作等）について記載する。

［指定機械使用計画記載例］

機械名	規格	台数	使用工種	備考

（５）主要船舶・機械

工事に使用する船舶・機械で、設計図書で指定されている機械（ 騒音振動、排ガス規制、標準操作等） 以外の主要なものを記載する。

［主要船舶・機械使用計画記載例］

機械名	規格	台数	使用工種	備考

（６）主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について記載する。また、必要とする場合は、備考欄に取扱会社名等を記載すること。

資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

［主要資材計画記載例］

資材名	規格	単位	予定数量	搬入時期	備考
生ｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-40	m^3	300	８月中旬	○○生コン
異型棒鋼	D13	kg	800	７月上旬	○○製鉄

（７）施工方法

施工方法は、次のような内容を記載する。

１）「主な工種」毎の施工方法

当該工種における作業フロー等を記載し、各作業段階における事項について記述する。

２）施工実施上の留意事項及び施工方法

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況等）や主要な工種の施工実施時期（降雨時期、出水・渇水時期等） 等について記述する。

これを受けて施工実施上の留意事項及び施工方法の要点、制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護）、関係機関との調整事項について記述する。

また、準備として工事に使用する基準点や地下埋設物、地上障害物に関する防護方法について記述する。

３）その他

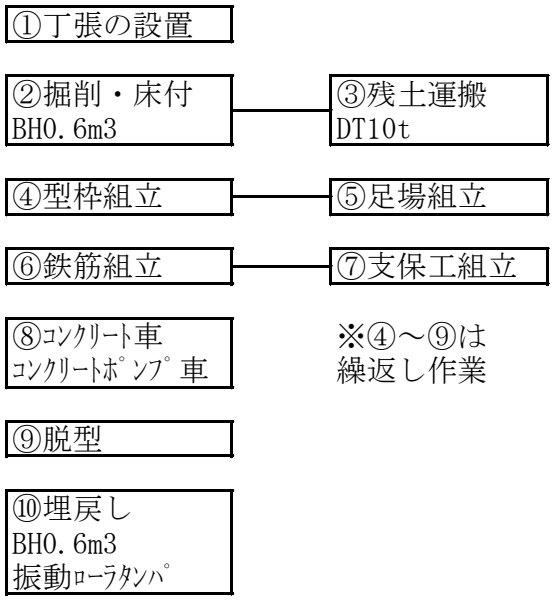
工事全体に共通する仮設備の構造、配置計画等について位置図、概略図等を用いて具体的に記述する。

その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備等について記述する。

4）記載対象

① 主要な工種
② 通常の施工方法により難いもの（例： 新技術による施工等）
③ 設計図書で指定された工法
④ 共通仕様書に記載されていない特殊工法
⑤ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされる項目
⑥ 特殊な立地条件で施工や関係機関及び第三者対応が必要とされている施工等
⑦ 共通仕様書において、監督員の「承諾」を得て施工するもののうち、事前に記述できるもの及び施工計画書に記述することとなっている事項
⑧ 指定仮設又は重要な仮設工に関するもの

［作業フロー（ 重力式擁壁）記載例 ］



② 作業では、№5付近にの NTT の回線ケーブルが埋設されているので、試掘を実施し、確認のうえ作業を行う。
③ 運搬路に一部通学路があるので、作業時間帯の確認を行う。
④ 型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。
⑤ 組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の作業指揮
⑦ 作業手順の確認
組立方法の周知徹底と作業主任者による
⑧ ｺﾝｸﾘｰﾄ打設高は、○ m/１回とする。
⑨ ｺﾝｸﾘｰﾄ強度の確認
脱型に必要なｺﾝｸﾘｰﾄ強度を圧縮強度試験により推定し、強度を確認後脱型する。

（留意点）

ａ）指定仮設または、重要な仮設工に関するものについて記述する。
ｂ）作業フロー等の記述及び留意事項や施工方法の要点を解りやすく記述する。
ｃ）共通仕様書、特記仕様書において、承諾を必要とする事項」及び「施工計画書に記載すべき事項と指定された事項」、「重点安全対策の具体的な実施方法」について記述する。また、次の間接的設備について記載する。
・監督員詰所、現場事務所、作業員宿舎、倉庫等の仮設建物
・材料、機械等の仮置場
・工事施工上に必要なプラント等の機械設備
・運搬路（仮道路、仮橋、現道補修等）
・仮排水
・工事表示板、安全看板、立入防止柵、安全管理に関する仮設備

（8）施工管理計画

施工管理計画については、設計図書（「建設工事施工管理基準（案）」「写真管理基準（案）」）等に基づき、その管理方法について記述する。

1）工程管理

ネットワーク、バーチャート等の管理方法のうち、何を使用するかを記述する。

2）品質管理

当該工事で行う品質管理の「試験項目」（試験）について、次のような品質管理計画表を作成する。

[品質管理計画表記載例]

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法		摘要
						試験ﾃﾞｰﾀ	○○	
盛土	盛土材料	○○試験	2000m^3	土質変化時	○回	○		

（留意点）

① 必要な工種が記述されているか。
② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
③ 基準にないものの適用は妥当か（ 受注者と監督員で協議が必要）。
④ 管理方法や処理は妥当か。
⑤ 適切な試験方法か。

3）出来形管理

当該工事の出来形管理は、「建設工事施工管理基準（案）」等により記述する。
また、該当工種がないものについては、あらかじめ監督員と協議して定める。

[出来形管理計画表記載例]

工種	形状寸法	測定基準	出来形図	出来形成果表	摘要
○○	○-○○	測定延長○○mに1箇所	平面図に実測延長を記入する。	断面寸法及び高さについて成果表を作成する。	

（留意点）

① 必要な工種が記載されているか。
② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
③ 不可視部の対応は検討されているか。
④ 基準にないものの適用は妥当か。（監督員と協議が必要）

4）写真管理

当該工事の写真管理は、「写真管理基準（案）」等により記述する。

[写真管理計画表記載例]

工種	形状寸法	撮影項目	撮影時期	撮影頻度	摘要
○○	○-○○	（施工状況） 掘削、砕石基礎、 ｺﾝｸﾘｰﾄ打設 （出来高管理） 砕石基礎 厚さ、幅 本体 厚さ、幅、高さ	各施工中 締固め後 型枠取外し後	各１回 No.○○ 100m に１回 No.○○	

（留意事項）（「写真管理基準（案）留意事項」より）

写真管理基準の「撮影箇所一覧表」の適用について、次の事項に留意する。

・撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
・施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。
・不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む） が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
・撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。
・撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員の承諾を得て取り扱いを定めるものとする。

5）段階確認

設計図書で定められた段階確認項目についての計画を記述する。

[段階確認（段階確認書）記載例]

種別	細別	確認項目	施工予定次期	記事
○○	○○	○○○	○月○日	

6）品質証明

当該工事の中で行う社内検査項目、検査方法、検査段階について記述する。

（9）安全管理

安全管理に必要なそれぞれの責任者や安全管理についての活動方針にいて記述する。

また、事故発生時における関係機関や被災者宅等への連絡方法や救急病院等についても記述する。記述が必要な項目は次のとおり。

1）工事安全管理対策
① 安全管理組織（安全協議会の組織等も含む）
② 危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて
③ その他必要事項

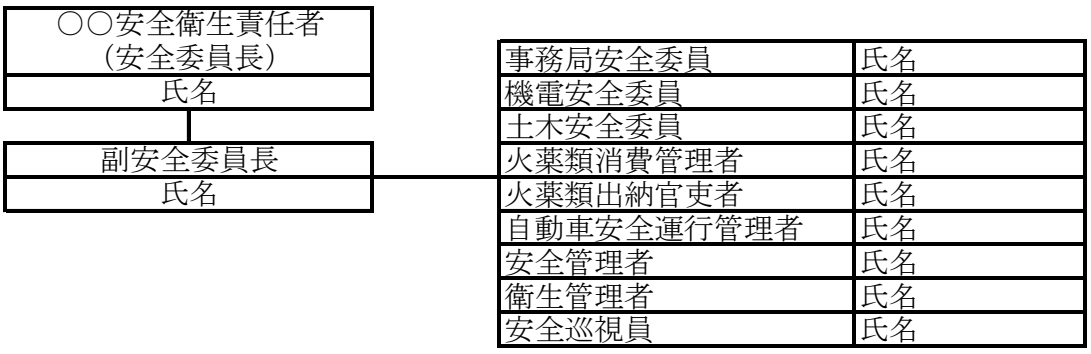
2）第三者施設安全管理対策
家屋、商店、鉄道、ガス、電気、電話、水道等の第三者施設と近接して工事を行う場合の対策

3）工事安全教育及び訓練についての活動計画
毎月行う安全教育・訓練の内容を記述する。

［安全教育・訓練計画記載例］

月	主な活動内容	安全・訓練内容
1月	準備工、仮設工	当該工事内容等の周知徹底 避難訓練及び担架の使用方法 ビデオによる安全教育
2月	○○工、××工	作業手順の周知、徹底（現場にて再確認） 車両系建設機械の危険防止について

［ 安全管理組織記載例］



（留意点）
① 安全管理組織において、現場パトロールの体制や保安員の明記が必要。
② 関係法令、指針を参考に記述する。
③ 作業主任者の配置が必要な作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を記述する。
※ 参考主な法令等（共通仕様書第１編 1-1-1-29（工事中の安全確保）参照 ）
・労働安全衛生法
・土木工事安全施工技術指針
・建設機械施工安全技術指針
・建設工事公衆災害防止対策要領

［安全管理活動記載例］

名称	場所	参加予定者	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	毎日
安全巡視	現場	安全巡視員	毎日

［危険物記載例］

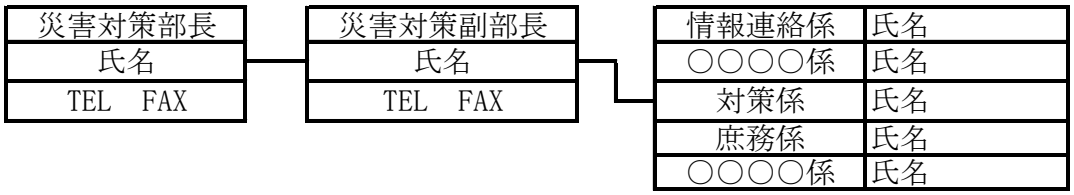
名称	摘要法規	使用予定量
導火線及び雷管	火薬類取締法	○○m 及び○○個
ダイナマイト	火薬類取締法	○○kg

（10）緊急時の体制及び対応

大雨、強風等の異常気象又は地震、水質事故、工事事故などが発生した場合に対する組織体制及び連絡系統を記述する。

１）組織体制

［記載例］



２）連絡系統

連絡系統図には、下記機関の昼間及び夜間の連絡先について記述する。

① 発注者関係（ 事務所、出張所等の主任監督員等）

② 受注者関係（ 本社・支社、現場代理人、監理（ 主任） 技術者等）

③ 関係機関（ 警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院等）

④ 関係企業（ 電力会社、ＮＴＴ 、上水道、下水道、鉄道、ガス会社等）

その他、現場状況により関係する機関等の連絡先を明記する。

（11）交通管理

工事に伴う交通処理及び交通対策について共通仕様書第１編 1-1-1-35（交通安全管理）によって記述する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導警備員等の配置について記述する。

また、具体的な保安施設配置計画、市道及び出入口対策、主要材料の搬入・搬出経路、積載超過運搬防止対策等について記述する。

(12) 環境対策

工事現場地域の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として、環境保全対策について関係法令に準拠して次のような項目の対策計画を記述する。

1）騒音、振動対策
2）水質汚濁
3）ゴミ、ほこりの処理
4）事業損失防止対策（ 家屋調査、地下水観測等）
5）産業廃棄物の対応
6）その他

(13) 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関して、次のような項目の計画を記述する。

1）仮設関係
2）安全関係
3）営繕関係
4）イメージアップ対策の内容
5）その他

(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、次のような項目について記述する。

1）再生資源利用計画書
2）再生資源利用促進計画書
3）指定副産物搬出計画（ マニュフェスト等）

(15) その他

その他重要な事項について、必要により記述する。

1）官公庁への手続き（警察、市町）
2）地元への周知
3）休日

第２号様式（森林整備工事用）

令和　　年　　月　　日

施　　工　　計　　画　　書

三重県知事　　あて

受注者氏名

令和　　年度　　事業

施工計画書について（提出）

標記について、三重県公共工事共通仕様書第19編第５章19-5-5-1の規定にもとづき提出します。

受理日　　令和　　年　　月　　日
監督員

様　　式

（１）森林整備の概要

年度、事業名　　令和　　年度　　事業

事業場所

工　　期　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

請負金額　　￥
（うち消費税及び地方消費税　　円）

事業内容

（２）工程表

※バーチャートによる。
工程管理は、実施工程表に基づき予定工程曲線を記入し管理する。

（３）現場組織表

住　所
事業所　　電　話
ＦＡＸ

現場代理人	主任技術者	施工管理　○○○○
○○○○	○○○○	安全管理　○○○○
		事 務 係　○○○○
夜間連絡先	○○○○	
電話		

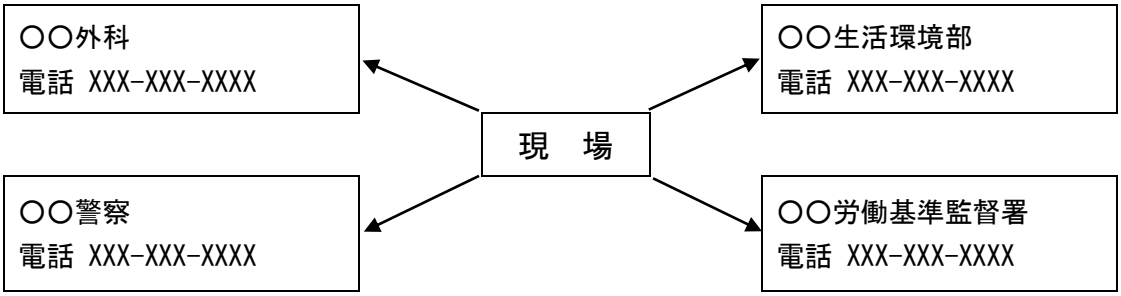
（4）安全管理

【例】

森林整備現場内の安全管理については、作業員の労働災害の防止並びに予防するとともに、安全対策として下記の組織を構成し、また事故発生時における連絡表を次に定めます。

総括安全衛生責任者　○○○○　　安全管理者　○○○○
衛生管理者　○○○○

事故発生時の連絡表



（5）主要資材（植栽等の場合）

資材名	規　格	単　位	数　量	摘　要

（6）施工管理計画

イ　工程管理

ロ　出来形管理

工　種	測　定　項　目

ハ　品質管理

項　目	管　理　項　目

ニ　写真管理

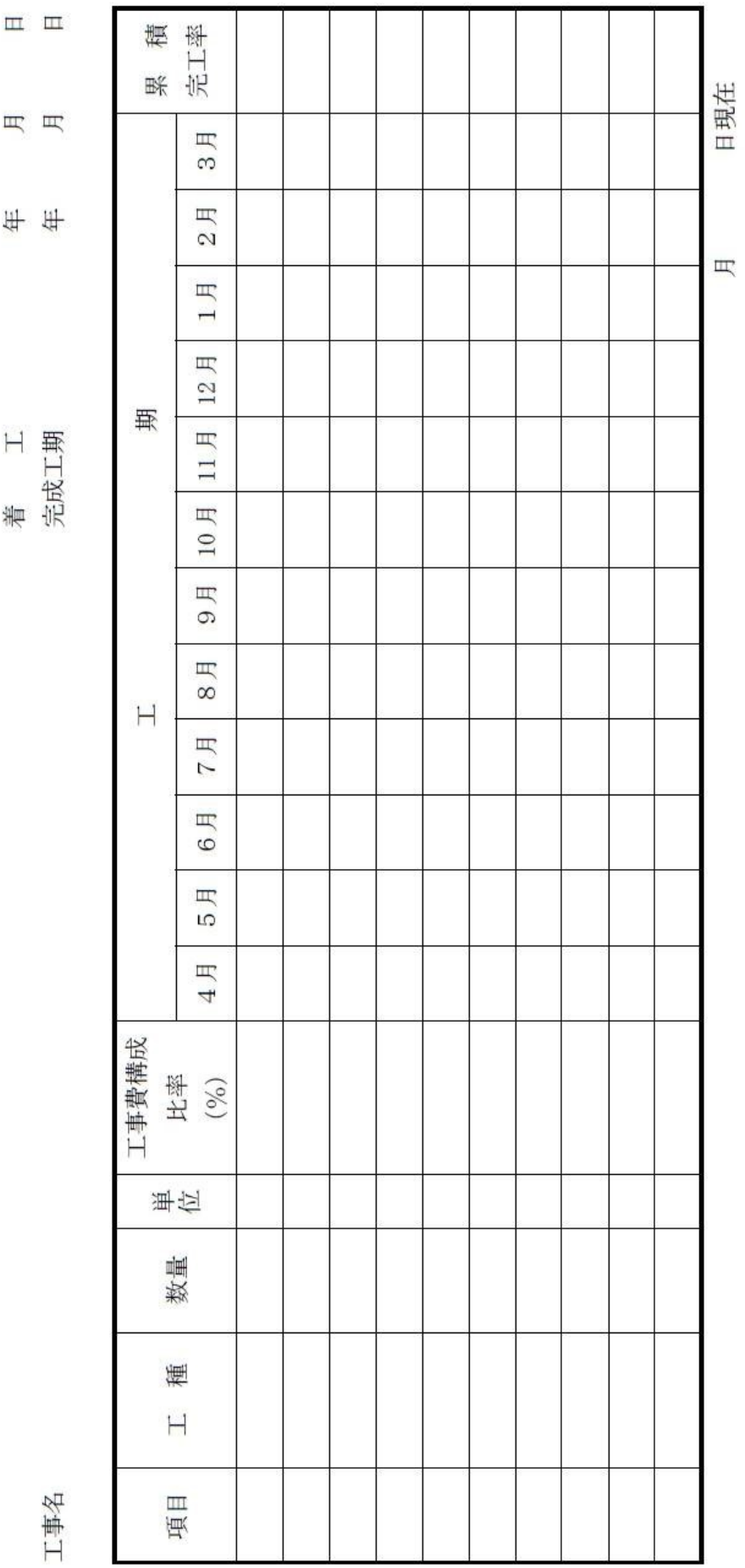
ホ　施工方法

※解説

主要工種について、工事の安全を充分に考慮して、施工順序、施工方法を記述する。

その他工事に関連して他工事との関連調整、地元への周知方法苦情に対する処置方法についても必要に応じて記述する。

【バーチャート作成例】


工事名
着　工　　年　　月　　日
完成工期　　年　　月　　日
項目
工　種
数量
単位
工事費構成比率（%）
工　期
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
累積完工率
月　　日現在

第５号様式

貸 与 品 借 用 書

令和　　年　　月　　日

三 重 県 知 事　　あて

受注者氏名

工事番号

工 事 名

年　　月　　日工事契約に基づく下記物品借用しました。

記

品　名	規　格	単　位	数　量	貸与期間	受領場所	返納場所	貸与条件

第６号様式

貸 与 品 返 納 書

令和　　年　　月　　日

三 重 県 知 事　　あて

受注者氏名

工事番号

工 事 名

　　年　　月　　日工事契約に基づく貸与品について下記のとおり返納します。

記

品　名	規　格	単位	数　量	返納場所	摘　要

第14号様式

電 子 媒 体 等 納 品 書

監督員　○○　○○ あて

受注者(住所)
(氏名)

(現場代理人氏名)　○○　○○

下記のとおり電子媒体及び電子化できなかった書類を納品します。

記

工事名	令和○○年度○○工事			CORINS登録番号	1234－56789
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作 成 年 月 日	備　　考
ＣＤ－Ｒ	700MB	部	2	年　月　日	

電子化できなかった書類については、デジタル工事写真のみの電子納品の場合は不要とする。

電子化できなかった書類名

(備考)

出　来　形　管　理　表

工事名

発注者名

添付資料名　　測定結果総括表　測定結果一覧表　出来形品質管理図表

（標準）出来形品質管理図　その他管理資料

受注者（住所）

（氏名）

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

品　質　管　理　表

工事名

発注者名

添付資料名　　測定結果総括表　測定結果一覧表　出来形品質管理図表

（標準）出来形品質管理図　その他管理資料

受注者（住所）

（氏名）

現場代理人氏名

※電子納品する場合、本様式は不要とする。

様式１－１

測　定　結　果　総　括　表

工　種

種　別

測定項目															
規 格 値															
	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差
平 均 値															
最 大 値															
最 小 値															
最 多 値															
データ数															
標準偏差															

測定項目															
規 格 値															
	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差
平 均 値															
最 大 値															
最 小 値															
最 多 値															
データ数															
標準偏差															

測定項目															
規 格 値															
	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差
平 均 値															
最 大 値															
最 小 値															
最 多 値															
データ数															
標準偏差															

測定項目															
規 格 値															
	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差	設 計 値	実 測 値	差
平 均 値															
最 大 値															
最 小 値															
最 多 値															
データ数															
標準偏差															

複写不可

様式１－２

測　定　結　果　一　覧　表

工　種

種　別

測 定 者

測 定 項 目																
規　格　値																
測点又は区別	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	
測 定 項 目																
規　格　値																
測点又は区別	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	

様　　式

様式42-2

アスファルト混合物の敷均し時の温度測定

工事名　　受注者名

工種名　　測定者

測定月日	気温℃	敷均し時		温度管理図						摘要
		測点	温度℃	110	120	130	140	150	160	

様　　式

様式51-1

塗 膜 厚 測 定 管 理 表

工事名　　受注者名

工種名　　測 定 者

ロット番号										
測 定 時 点						目標膜厚合計		μm		
測 定 年 月						測　定　者				
測 定 位 置		測　　定　　値							$\bar{X}-X_t$	$(\bar{X}-X_t)^2$
		1	2	3	4	5	計	平均 X_t		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
合　　計										

平均 $\bar{X}=\frac{1}{N}\sum_{t=1}^{N}X_t$ ＝　　μm	標準偏差 $S=\sqrt{\frac{1}{N-1}\sum_{t=1}^{N}(\bar{X}-X_t)^2}$ ＝　　μm

様式51-2

塗 膜 厚 測 定 成 績 表

ロット番号			
測定時点	中塗塗装完了塗膜厚	目標塗装膜厚	μm

平均値Xおよび標準偏差S	
平均 $\overline{X}=\frac{1}{N}\sum_{t=1}^{N}X_t$ =	μm
標準偏差 $S=\sqrt{\frac{1}{N-1}\sum_{t=1}^{N}(\overline{X}-X_t)^2}$=	μm

判定

標準偏差 S =

平 均 値 X =

5点平均値の最小値 =

度　　数　　分　　布			
膜厚X_1のクラス	中　央　値	チ ェ ッ ク	度　数　F_1



様式・出来形1－1－2(1)

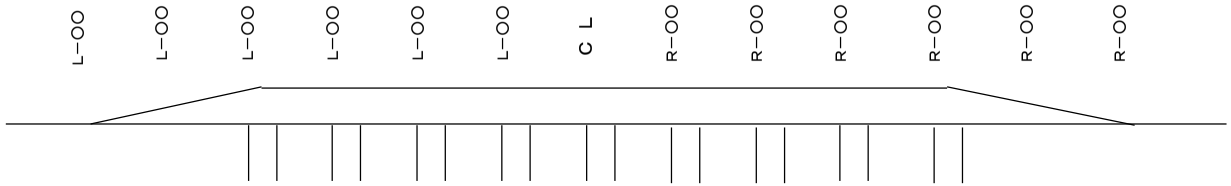
令和　年　月　日

敷砂出来形管理表

工事名:

現場代理人

測点	種別	天端高 L－50m	L－40m	L－30m	L－20m	L－10m	CL	R－10	R－20	R－30	R－40	R－50	天端幅 港外法面	天端港外	天端港内	港内法面	延長 港外側	法線上	港内側
NO. ○○	設計値																		
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																～	～	～
NO. ○○+○. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○+○. ○○	設計値																○○.○○m	○○.○○m	○○.○○m
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○+○. ○○	設計値																～	～	～
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																～	～	～
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																○○.○○m	○○.○○m	○○.○○m
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																		
	測定値																		
	差																		
NO. ○○	設計値																～	～	～
	測定値																NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差																		



様式

様式・出来形1－1－2(2)
敷砂出来形管理図
工事名：
敷砂　平面図
NO. 0
NO. 1
NO. 2
NO. 3
NO. 4
NO. 5
NO. 6
NO. 7
NO. 8
NO. 9
NO. 10
NO. 11
NO. 12
NO. 13
NO. 14
NO. 15
NO. 16
NO. 17
NO. 18
NO. 19
NO. 20
港内側天端延長　OO. O (OO. O)
法線上天端延長　OO. O (OO. O)
港内側
法線
港外側
OOm(OOm)
港外側天端延長　OO. O (OO. O)
－O. Om
－O. Om
OOm
1:O
1:O
標準断面図
OOm
－O. Om
－O. Om
1:O
1:O
凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

様式・出来形１－２－２(1)

令和　年　月　日

サンドコンパクションパイル出来形管理表

工事名：

現場代理人

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
A列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
B列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

杭列＼杭番号		1			2			3			4			5		
		天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長	天端高	先端深度	杭長
○列杭	設計値															
	測定値															
	差															
		変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量	変位量X	変位量Y	偏芯量
	設計値															
	測定値															
	差															

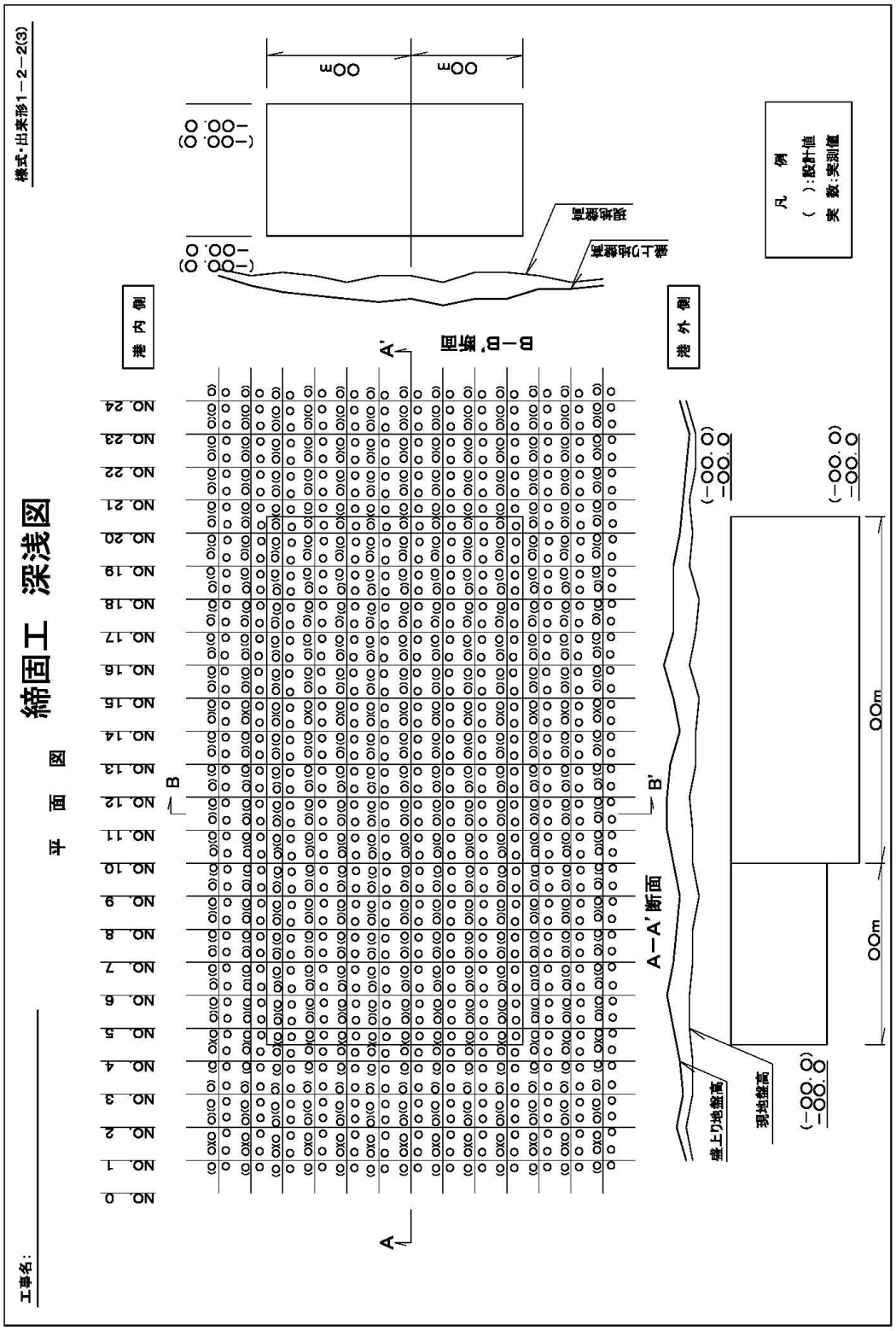
様式・出来形１－２－2(2)

砂投入管理表

工事名:　　現場代理人

打設杭NO	ＳＣＰ部					ＳＤ部					全砂量				
	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量	設計		実施		累計打設量
	打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量		打設長	打設量	打設長	打設量	
A－1															
A－2															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
○－○															
計															

様　式


様式・出来形1－2－2(3)
工事名:
締固工　深浅図
平　面　図
港内側
港外側
NO.0
NO.1
NO.2
NO.3
NO.4
NO.5
NO.6
NO.7
NO.8
NO.9
NO.10
NO.11
NO.12
NO.13
NO.14
NO.15
NO.16
NO.17
NO.18
NO.19
NO.20
NO.21
NO.22
NO.23
NO.24
A
A'
B
B'
B－B'断面
A－A'断面
OOm
OOm
OOm
(－OO.O)
－OO.O
(－OO.O)
－OO.O
(－OO.O)
－OO.O
(－OO.O)
－OO.O
現地盤高
盛上り地盤高
凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

様式・出来形１－３－１(1)

深層混合処理杭出来形管理表

令和　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

NO.		打設位置		杭出来形			スラリー量	
		X方向	Y方向	天端高	先端深度	改良長	総吐出量	1m当り
	設計値							
	実測値							
	差							

様式・出来形１－３－１(2)

深層混合処理杭鉛直度管理表

令和　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒	NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒	NO.	測定深度	鉛直度 (X方向) 分	鉛直度 (X方向) 秒	鉛直度 (Y方向) 分	鉛直度 (Y方向) 秒

様式・出来形１－４－１(1)

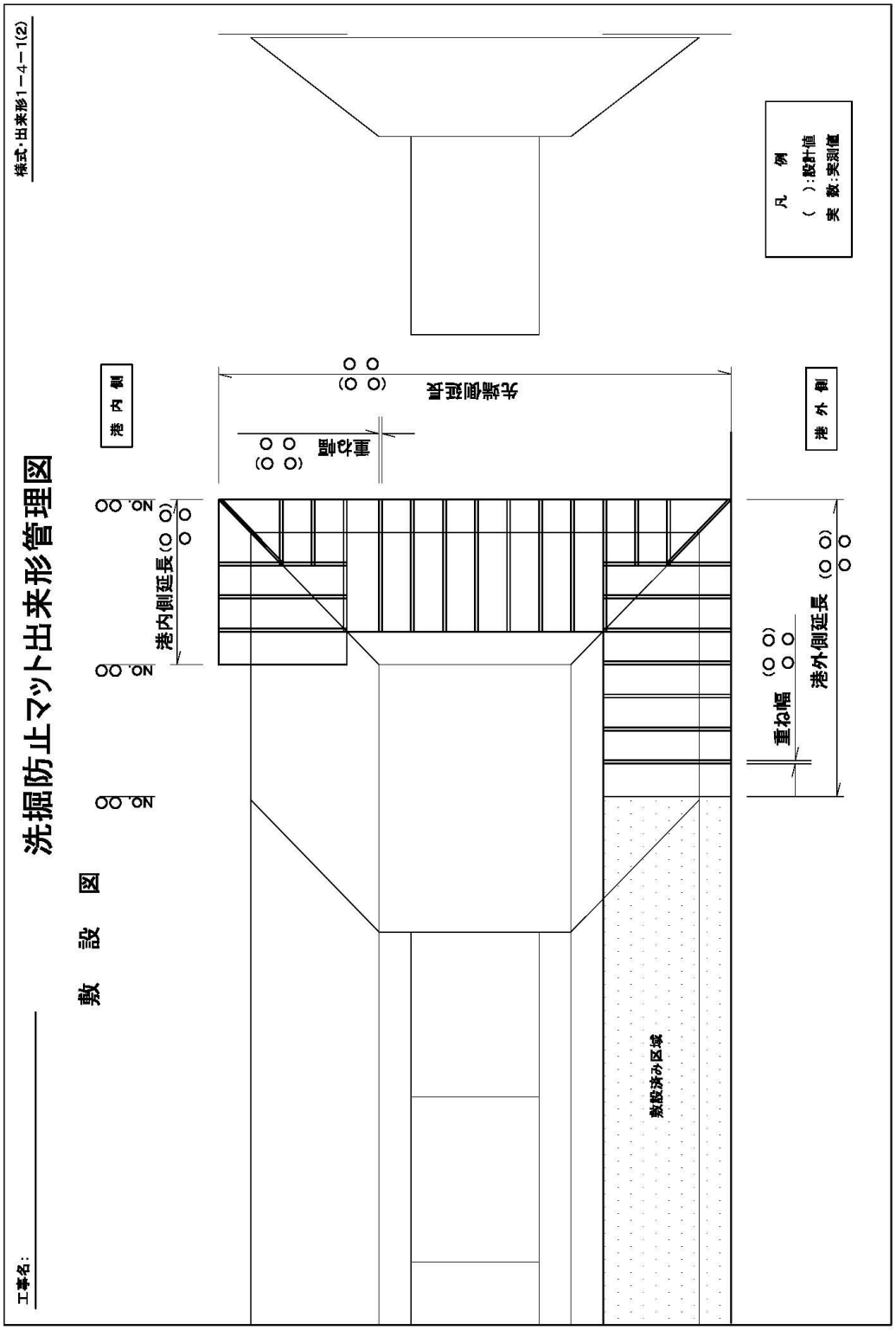
令和　　年　　月　　日

洗掘防止マット出来形管理表

工事名：

現場代理人

マットNO.		敷　設　月　日	測定値				備　考
			敷設位置	重ね幅	敷設幅	延　長	
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						
	設計値						
	実測値						
	差						


様式・出来形1－4－1(2)
洗掘防止マット出来形管理図
工事名：
敷　設　図
港内側
港外側
先端側延長
(○.○)
○.○
重ね幅
(○.○)
○.○
NO.○○
NO.○○
NO.○○
港内側延長(○.○)
○.○
港外側延長(○.○)
○.○
重ね幅
(○.○)
○.○
敷設済み区域
凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

様式・出来形１－５－１

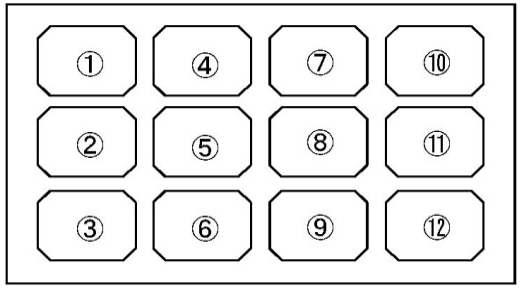
砂・石材中詰出来形管理表

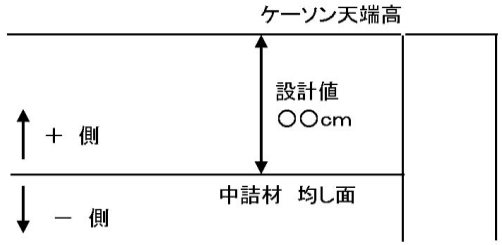
令和　　年　　月　　日

工事名：

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							





様式・出来形1－6－1

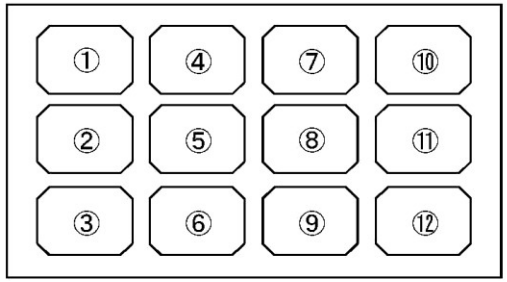
令和　年　月　日

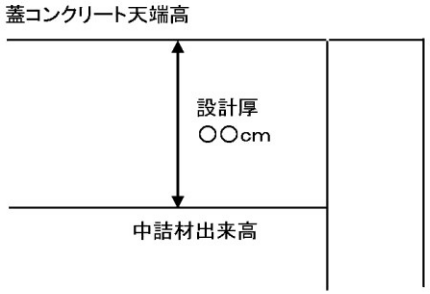
蓋コンクリート出来形管理表

工事名：

現場代理人

測定位置	ケーソン天端からの値			測定位置	ケーソン天端からの値		
	実測値	設計値	差		実測値	設計値	差
①							
②							
③							
④							





様式・出来形１－８－２

令和　年　月　日

鋼矢板出来形管理表

工事名：

現場代理人

番号	長さ (m)	打設年月日	矢板天端高 (m)			矢板先端高 (m)			矢板法線に対する出入り (mm)			矢板法線に対実測値(cm)	矢板法線方向の測値(1/100	備考
			設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差			

様式･出来形1-9-5

令和　年　月　日

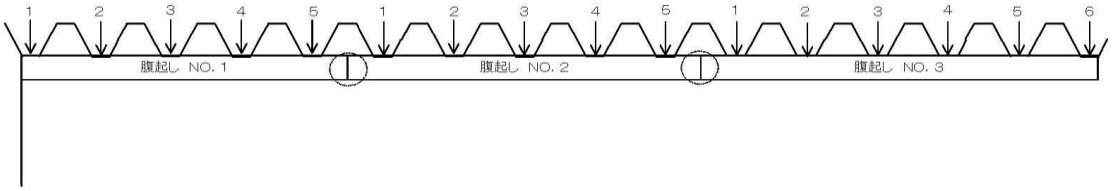
現場代理人

腹起出来形管理表

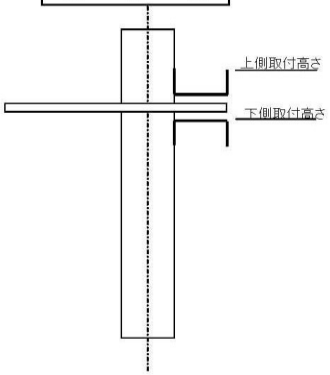
測点	種別		取付高さ 上側	取付高さ 下側	取付長さ	継手の状況
NO. 1	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO. 2	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				
NO. 3	始点側	設計値				
		測定値				
		差				
	終点側	設計値				
		測定値				
		差				

位置 腹起し NO	位置 ボルト NO	ボルトの取付状況	矢板との密着状況	備考
NO. 1	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 2	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
NO. 3	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

平　面　図



断　面　図



様式・出来形1-9-6

タイ材出来形管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

海側矢板(杭)部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取付角度	矢板法線に対する取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1						
NO. 2						
NO. ○						
NO. ○						
NO. ○						
NO. ○						

陸側控矢板(杭)部

取付番号	取付高さ	水平度	支保材の天端高	矢板法線に対する取付角度	矢板法線に対する取付間隔	定着ナットの締付け
NO. 1'						
NO. 2'						
NO. ○'						
NO. ○'						
NO. ○'						
NO. ○'						

様式・出来形1-10-2(1)

鋼杭打込記録

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

打設年月日				標高	50cmごとの打撃回数	累計打撃回数	50cmごとの平均貫入量	リバウンド量	ラム落下高	摘　要
杭番号										
外径				(m)	(回)	(回)	(cm)	(cm)	(m)	
杭長										
板厚										
メーカー										
打込み時間										
杭打機 名称										
型式										
全重量										
ラム重量										
打止管理		設計値	実測値							
	天端高(m)									
	先端深度(m)									
	地盤高(m)									
	根入長(m)									
	総打撃回数									
	最終貫入量(S)									
	リバウンド量(K)									
許容支持力	設計値	実測値								
許容支持力算定式	$Ru=\frac{ef\times 2WH}{S+1/2K}$ ef:ハンマーの効率＝0.5 H:ハンマーの落下高(m) W:ハンマーの重量(kN)									

様式・出来形1－10－2(2)

鋼杭出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

番　号	長　さ (m)	打設　年 月日	杭頭中心位置 (m)						杭頭天端高 (m)			杭先天端高 (m)			杭の傾斜 (度)		備　考
			設計値		実測値		差		設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	
			法線直角方向	法線平行方向	法線直角方向	法線平行方向	法線直角方向	法線平行方向									

様式・出来形1－12－1(1)

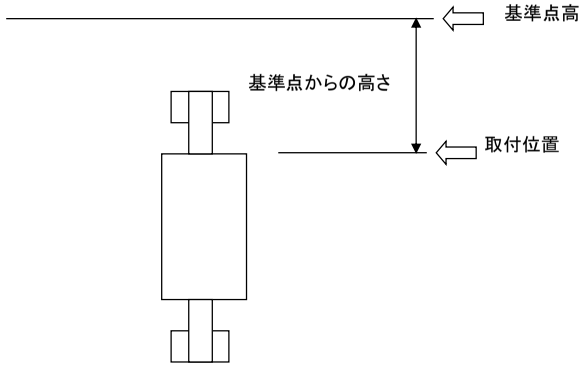
令和　年　月　日

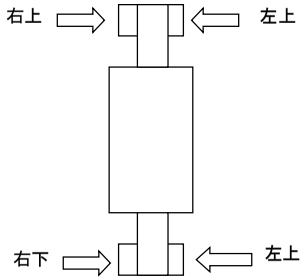
電気防食出来形管理表

工事名：

現場代理人

	陽極取付							溶接部							
	取付位置			基準点からの高さ				溶接長				脚長			
陽極NO	設計値	実測値	差	基準点高	設計値	実測値	差	右上	左上	右下	左下	右上	左上	右下	左下





様式・出来形1－12－1(2)

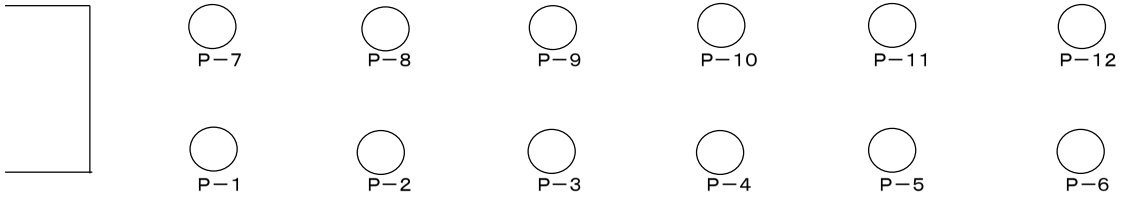
令和　年　月　日

電気防食電位測定管理表

工事名：

現場代理人

測定水深	測定位置												備考	
	P－1	P－2	P－3	P－4	P－5	P－6	P－7	P－8	P－9	P－10	P－11	P－12		



森井

様式・出来形１－１３－１(1)

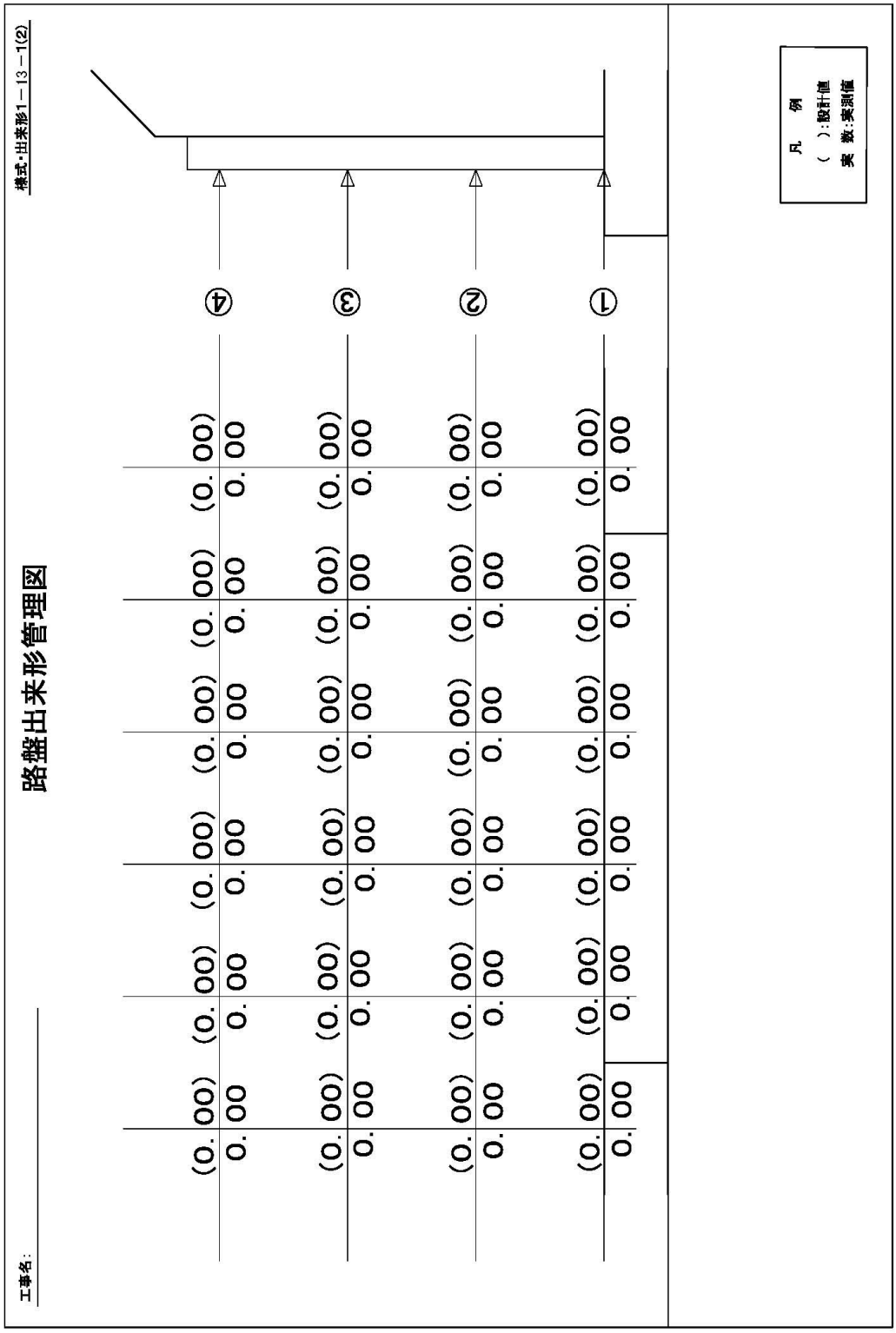
令和　　年　　月　　日

路盤出来形管理表

工事名：

現場代理人

種別 ＼ 測点		高さ							幅			延長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○～○	○～○	○～○	①線上	法線上	○線上
	路盤設計厚	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m
NO．○○	路床高													
	路盤高													
	厚さ													
NO．○○														
NO．○○＋○．○○														
NO．○○														


様式・出来形1－13－1(2)
路盤出来形管理図
工事名：
凡　例
（　）：設計値
実　数：実測値
①
②
③
④
0.00
(0.00)
0.00

様式・出来形１－１４－３(1)

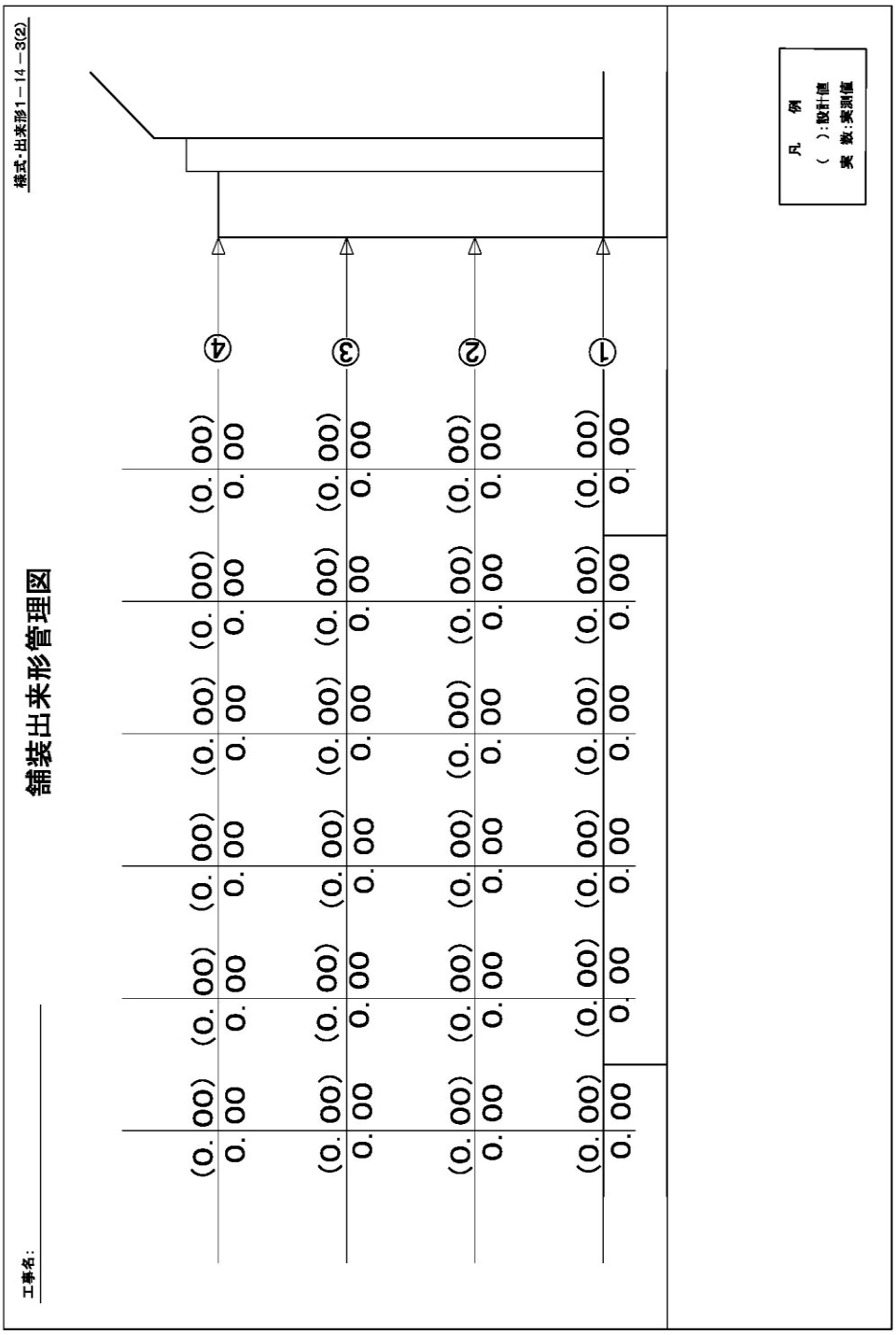
令和　　年　　月　　日

舗装出来形管理表

工事名：

現場代理人

種別 / 測点		高さ							幅			延長		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	○～○	○～○	○～○	①線上	法線上	○線上
	舗装設計厚	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m	○．○○m
NO．○○	路盤高													
	天端高													
	厚さ													
NO．○○														
NO．○○＋○．○○														
NO．○○														


様式-出来形1－14－3(2)
舗装出来形管理図
工事名:
凡　例
(　):設計値
実　数:実測値
①
②
③
④
0.00
(0.00)

様式・出来形３－２－１

令和　　年　　月　　日

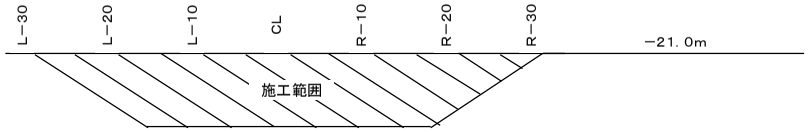
置換材出来形管理表

工事名：

現場代理人

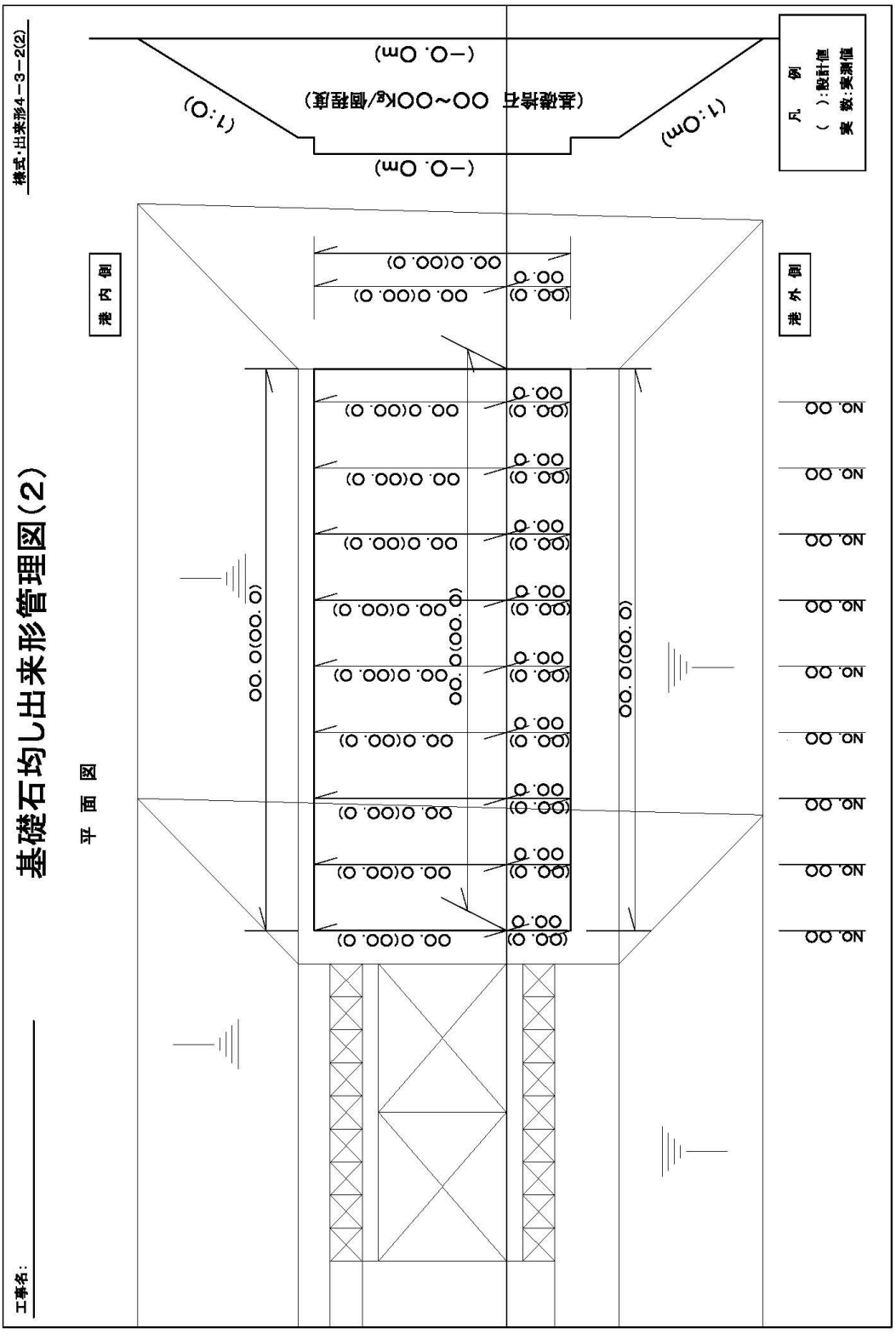
測点＼種別		天端高							天端幅		延長		
		L－30m	L－20m	L－10m	CL	R－10m	R－20m	R－30m	港外側	港内側	港外側	法線上	港内側
NO. ○○	設計値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	測定値										～	～	～
	差												
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○＋○. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値												
	測定値												
	差												
NO. ○○	設計値										～	～	～
	測定値										NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差												

○○. ○○m　○○. ○○m　○○. ○○m



様　式

様式・出来形4－3－2(1)
基礎石均し出来形管理図(1)
工事名:
平 面 図
港 内 側
港 外 側
(1:O)
(1:O)
(－O. Om)
(－O. Om)
(基礎捨石 OO～OOkg/個程度)
凡 例
( ):設計値
実 数:実測値
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨
NO. OO
NO. OO
NO. OO
NO. OO
NO. OO
NO. OO
NO. OO
NO. OO
NO. OO


様式・出来形4－3－2(2)
基礎石均し出来形管理図(2)
工事名：
平　面　図
港内側
港外側
凡　例
( ):設計値
実　数:実測値
(基礎捨石　○○～○○K$_G$/個程度)
(-○.○m)
(-○.○m)
(1:○)
(1:○m)
○○.○(○○.○)
○○.○(○○.○)
○○.○
(○○.○)
○○.○(○○.○)
No.○○

様式・出来形５－１－１

令和　　年　　月　　日

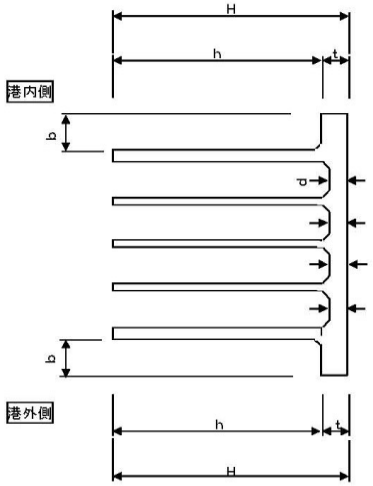
ケーソン製作出来形管理表

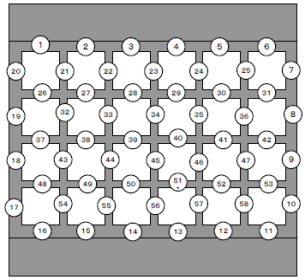
工事名：

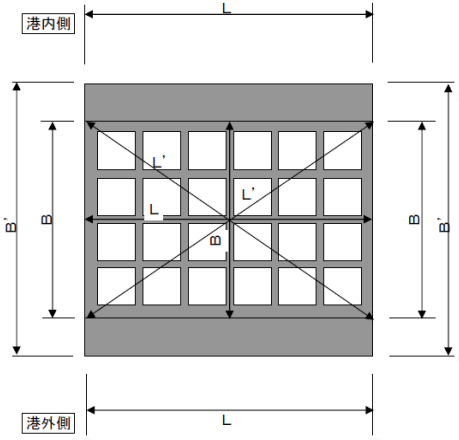
現場代理人

○○区用　○○号函　○○段目

測定項目	規　格	箇　所	測定値	検査値	差	箇　所	測定値	検査値	差	箇　所	測定値	検査値	差
＜壁　厚＞ 側壁＝○○ 隔壁＝○○	±○○												
＜ﾌｰﾁﾝｸﾞ＞ B'＝○○ L＝○○ b＝○○ t＝○○	＋○○ －○○												
＜底版厚＞ d＝○○	＋○○ －○○												
＜延　長＞ L＝○○	＋○○ －○○												
＜　幅　＞ B＝○○	＋○○ －○○												
＜対　角＞ L'＝○○	±○○												
＜高　さ＞ H＝○○	＋○○ －○○												







様式・出来形5－2－1

令和　年　月　日

ケーソン据付出来形管理表

工事名：

現場代理人

ケーソン番号	法線に対する出入り					据付目地間隔					天端高さ				
	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差	測定位置	測定月日	設計値	実測値	差
NO. 1						－					①				
											②				
											③				
											④				

様式・出来形6－1(1)

令和　年　月　日

ブロック(方塊)製作出来形管理表

工事名：

現場代理人

製作番号		長さ				幅				高さ				凸部 幅								凹部 幅								突起よりの距離								対角線	
		上側		下側		上側		下側		右側		左側		上側		下側		右側		左側		上側		下側		右側		左側		上側				下側					
		B1	B2	B3	B4	A1	A2	A3	A4	C1	C2	C3	C4	D1	D2	D3	D4	h1	h2	h3	h4	D5	D6	D7	D8	h5	h6	h7	h8	E1	E2	E3	E4	E5	E6	E7	E8	T1	T2
	設計値																																						
	実測値																																						
	差																																						

様式・出来形6－1(2)

令和　　年　　月　　日

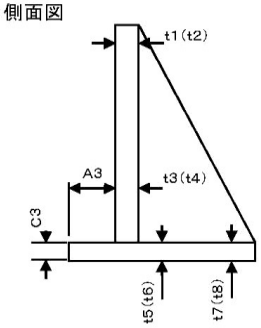
L型ブロック製作出来形管理表

工事名：

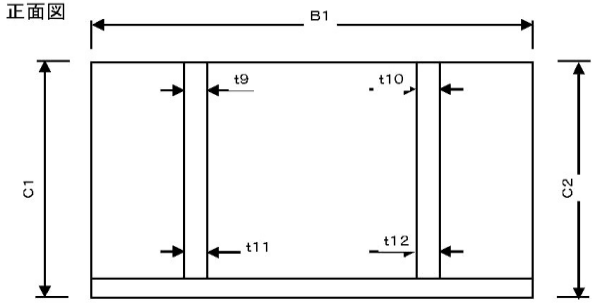
現場代理人

製作番号		幅			長さ						高さ			各部材厚さ										
		A1	A2	A3	B1	B2	B3	B4	B5	B6	C1	C2	C3	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	t9	t10	t11	t12
	設計値																								
	実測値																								
	差																								

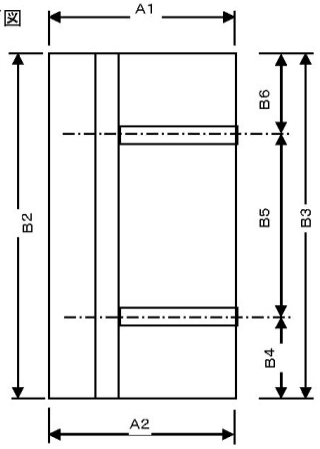
側面図



正面図



平面図



様式・出来形６－１(3)

令和　　年　　月　　日

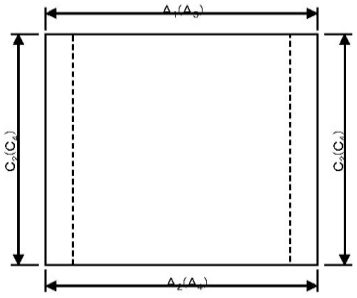
セルラーブロック製作出来形管理表

工事名：

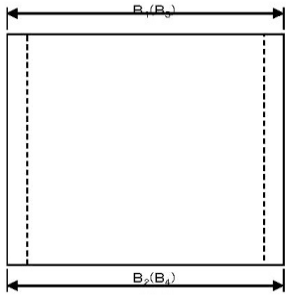
現場代理人

製作番号		幅				長　さ				高　さ				各部材厚さ								対角線	
		A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t3	t4	t5	t6	t7	t8	ℓ1	ℓ2
	設計値																						
	実測値																						
	差																						

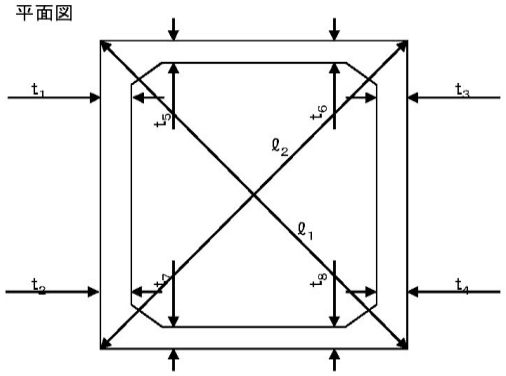
側面図



正面図



平面図



様式・出来形6－1(4)

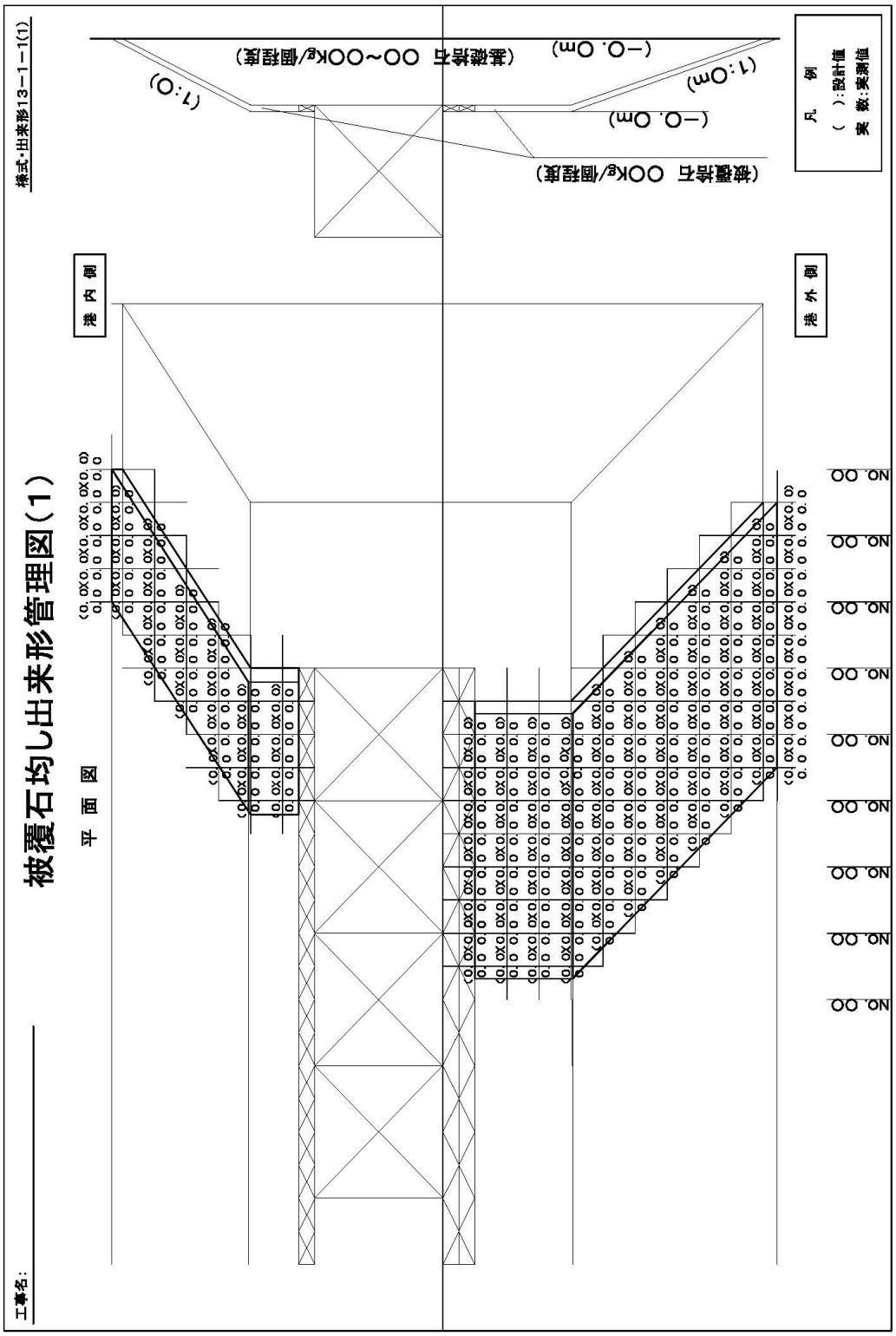
令和　年　月　日

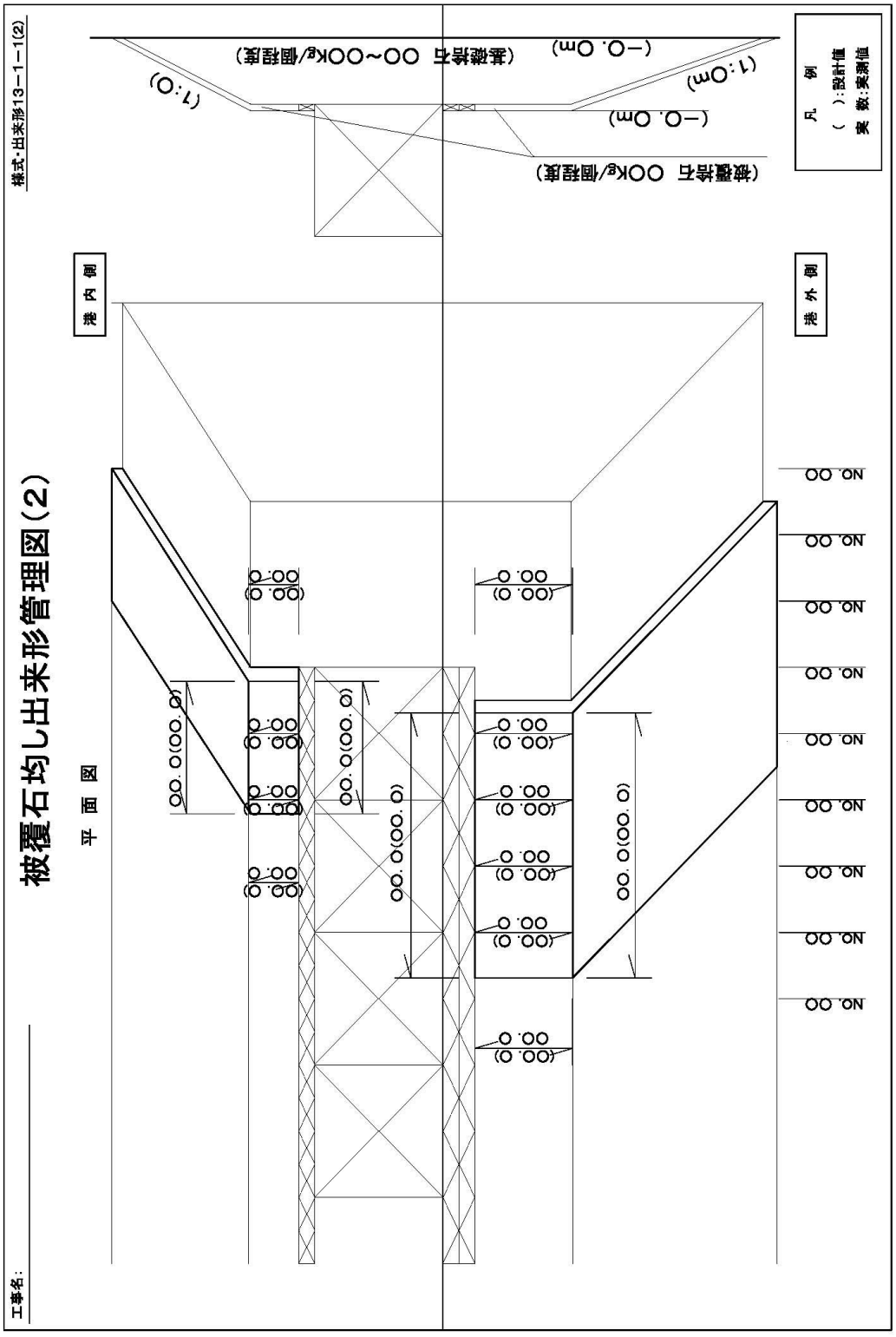
ブロック製作等　外見チェックリスト

工事名:

現場代理人

チェック項目	
製作番号(ブロックNO)	
製作日	
検査日	
大きな気泡はないか	
ひびわれはないか	
豆板(ジャンカ)はないか	
ワイヤー傷はないか	
ブロックのカケはないか	
泥などの付着はないか	
ナンバリングに誤記はないか	
その他	
総　評	
略　図	


様式-出来形13－1－1(1)
被覆石均し出来形管理図(1)
工事名:
平 面 図
港 内 側
港 外 側
(被覆捨石 ○○Kg/個程度)
(基礎捨石 ○○～○○Kg/個程度)
(−○.○m)
(−○.○m)
(1:○)
(1:○m)
凡 例
( ):設計値
実 数:実測値
No.○○


様式-出来形13－1－1(2)
被覆石均し出来形管理図(2)
工事名:
平 面 図
港 内 側
港 外 側
凡 例
( ):設計値
実 数:実測値
(被覆捨石 ○○Kg/個程度)
(基礎捨石 ○○～○○Kg/個程度)
(-○.○m)
(1:○m)
(1:○)
NO.○○

様式・出来形13－3－1

根固ブロック製作出来形管理表

令和　年　月　日

工事名:

現場代理人

製作番号		長さ 上側 B1	長さ 上側 B2	長さ 下側 B3	長さ 下側 B4	幅 上側 A1	幅 上側 A2	幅 下側 A3	幅 下側 A4	長さ 右側 C1	長さ 右側 C2	長さ 左側 C3	長さ 左側 C4	対角線 ℓ1	対角線 ℓ2	備考
	設計値															
	実測値															
	差															

様式・出来形14－1(1)

令和　年　月　日

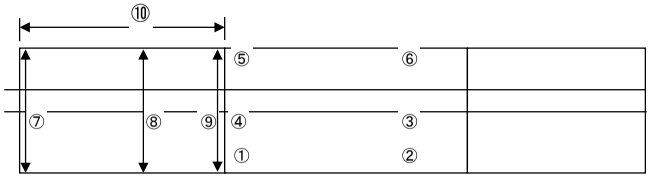
上部コンクリート(防波堤)出来形管理表

工事名：

現場代理人

ブロック等 No	測定月日	天端高（厚さ）				天端幅				延長				法線に対する出入り			
		測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差	測点	設計値	測定値	差
		①				⑦				⑩							
		②				⑧											
		③				⑨											
		④															
		⑤															
		⑥															





森北

様式・出来形14－1(2)

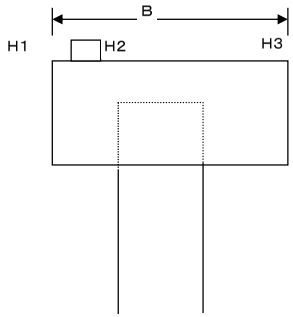
令和　年　月　日

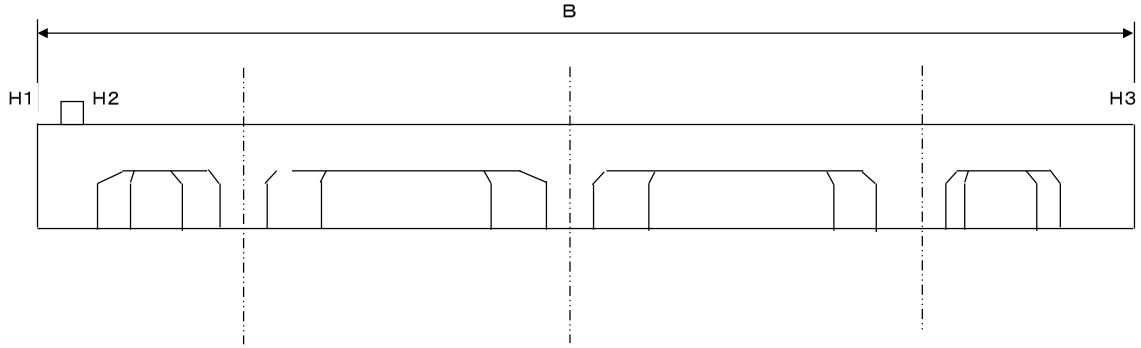
上部コンクリート(岸壁)出来形管理表

工事名：

現場代理人

測点	天端高（厚さ）									天端幅			延長			法線に対するずれ			出入
	H1			H2			H3			B			L						
	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	設計値	実測値	差	





様式・出来形15－1－1

令和　年　月　日

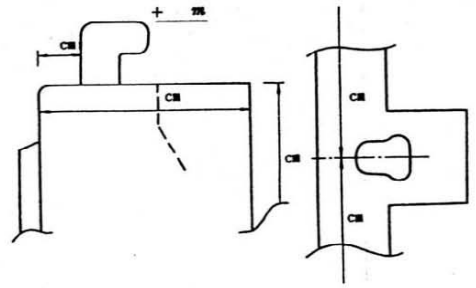
係船柱出来形管理表

工事名:

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	中心間隔	基礎コンクリート(直柱)			備考
				幅	長さ	高さ	
基点0より	－	－	－	－	－	－	

係船柱測定位置図



様式・出来形15－2－1

令和　　年　　月　　日

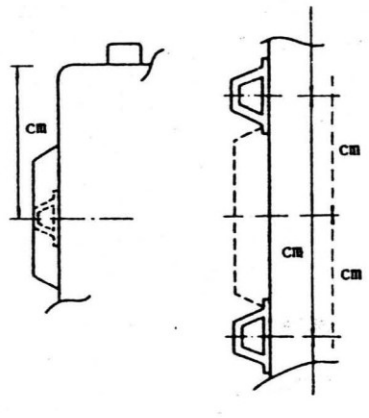
防舷材出来形管理表

工事名:

現場代理人

番　号	取付高さ	中心間隔	備　　考
基点0より	ー	ー	

防舷材測定位置図



様式・出来形15－3－1

令和　年　月　日

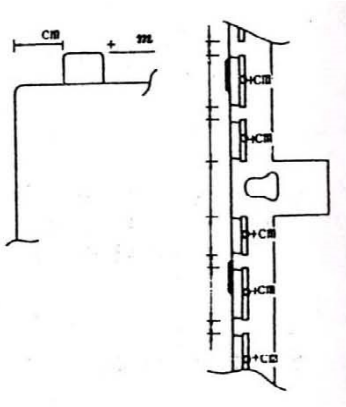
車止出来形管理表

工事名:

現場代理人

番号	岸壁前面に対する出入り	天端高	取付間隔	備考
基点Oより	ー	ー	ー	

車止測定位置図



様式・出来形17－3－1

土砂掘削出来形管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

種別 / 測点		高さ ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	幅 ○～○	○～○	○～○	延長 ○線上	法線上	○線上
NO. ○○	設計値													
	測定値											NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
	差											≀	≀	≀
NO. ○○														
NO. ○○														

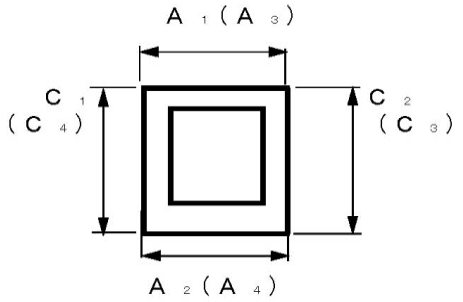
単体魚礁製作出来形管理図

工事名：

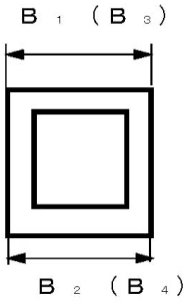
令和　　年　　月　　日

現場代理人

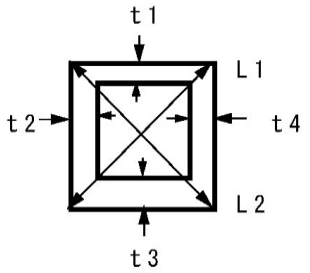
側 面 図



正 面 図



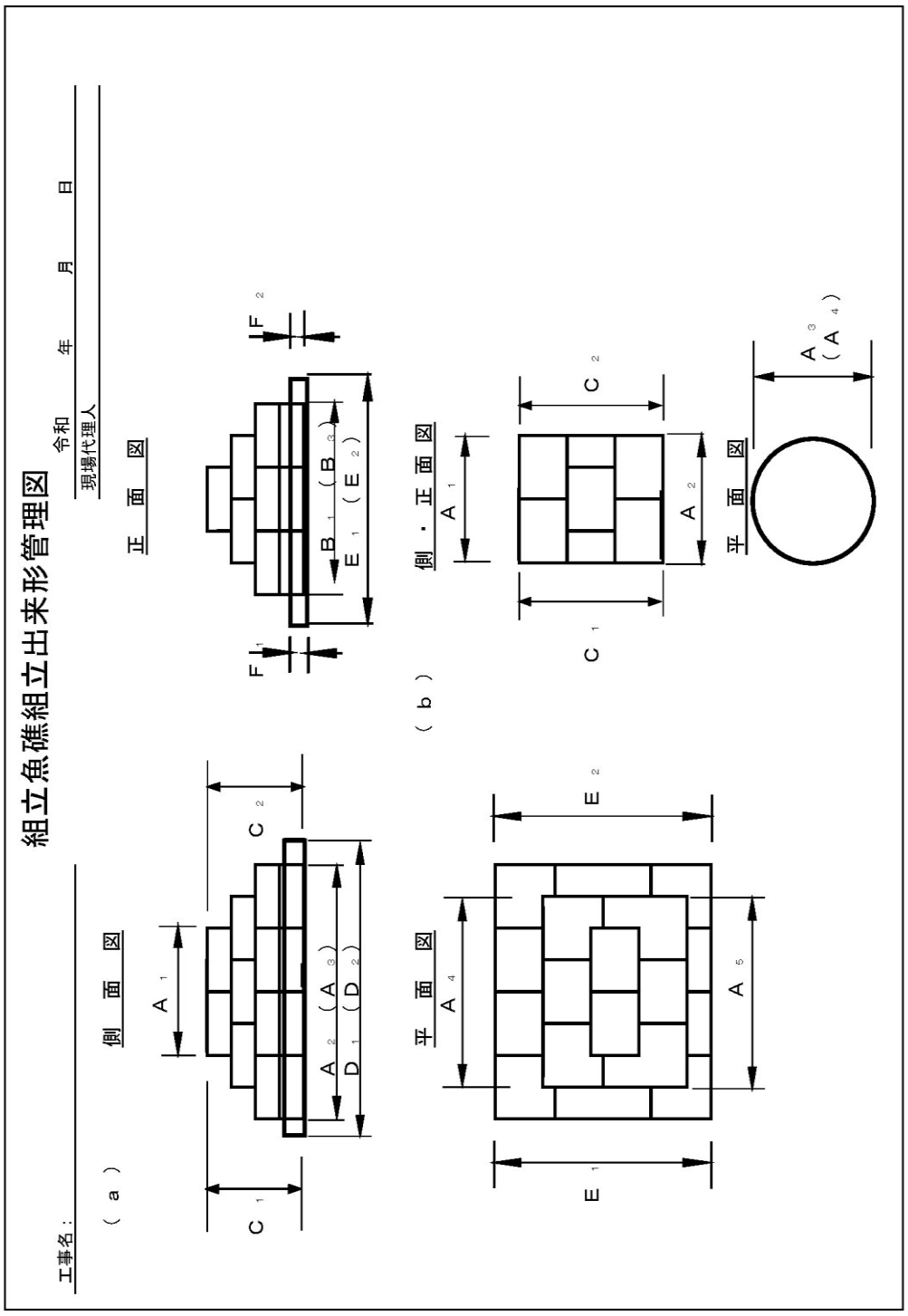
平 面 図



製作番号		A1	A2	A3	A4	B1	B2	B3	B4	C1	C2	C3	C4	t1	t2	t2	t4	L1	L2
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		
	設計値																		
	実測値																		
	差																		

組立魚礁についても上記の表を準用する。

様式・出来形22－2



様式・出来形 22－3(1)

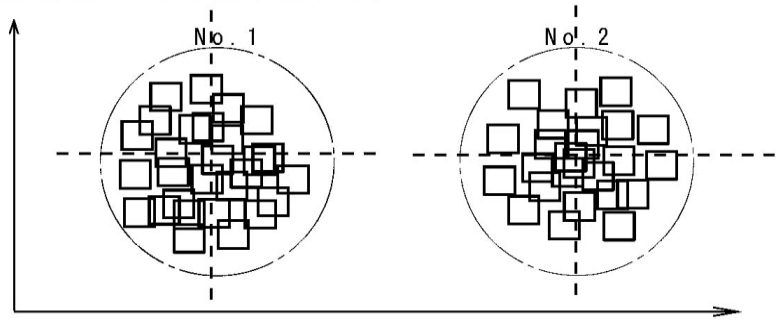
魚礁沈設出来形管理表(1)

工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

魚礁沈設位置（集中配置）



□ 沈設位置

魚礁沈設出来形管理表

測点番号	魚礁名称	製作番号	沈設月日	X座標（緯度） 設計位置	X座標（緯度） 沈設位置	Y座標（経度） 設計位置	Y座標（経度） 沈設位置	偏心距離（m）
No.1		中心点						
		1-1						
		1-10						
		1-20						
No.2		中心点						
		2-1						
		2-10						
		2-20						
No.3		中心点						
No.4		中心点						

様式･出来形 22－3(2)

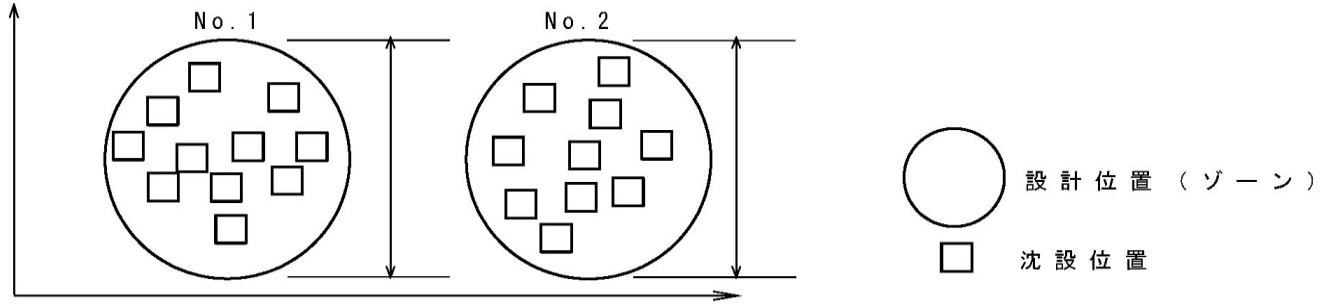
魚礁沈設出来形管理表(2)

工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

魚礁沈設位置（ゾーン配置）



魚礁沈設出来形管理表

測点番号	魚礁名称	製作番号	沈設月日	X座標（緯度） 設計位置	X座標（緯度） 沈設位置	Y座標（経度） 設計位置	Y座標（経度） 沈設位置	偏心距離（m）
No.1		中心点						
		1-1						
		1-10						
		1-20						
No.2		中心点						
		2-1						
		2-10						
		2-20						
No.3		中心点						
No.4		中心点						

様式・出来形 22－3(3)

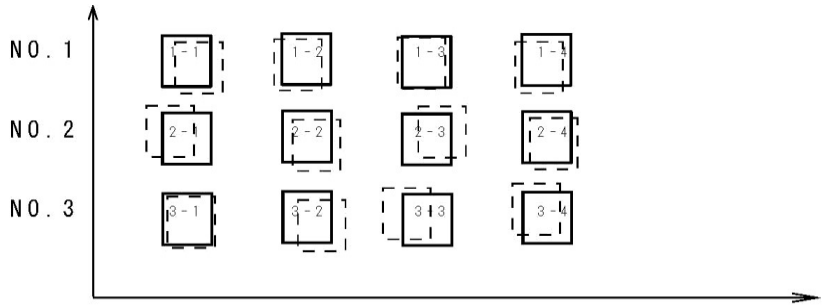
魚礁沈設出来形管理表(3)

工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

魚礁沈設位置（計画配置）



魚礁沈設出来形管理表

測点番号	魚礁名称	製作番号	沈設月日	X座標（緯度）		Y座標（経度）		偏心距離（m）
				設計位置	沈設位置	設計位置	沈設位置	
No.1		1－1						
		1－2						
		1－3						
		1－4						
No.2		2－1						
		2－2						
		2－3						
		2－4						
No.3								
No.4								

様式・出来形 22－3(4)

魚礁沈設出来形管理表(4)

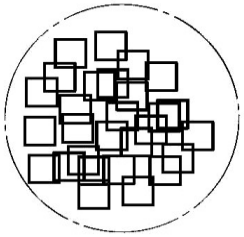
工事名：

令和　　年　　月　　日

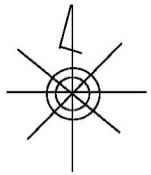
現場代理人

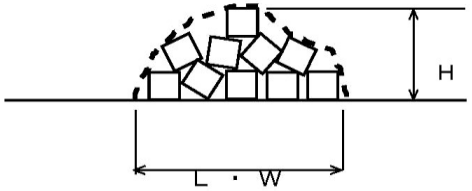
魚礁沈設位置（集中配置・ゾーン配置）

No.1



測定方向





魚礁沈設出来形管理表

（測定単位：0.1m）

測点番号	測定方向	高さ（H）m	長さ（L）m	幅（W）m
No.1				
No.2				
No.3				
No.4				

様式・出来形 22－3(5)

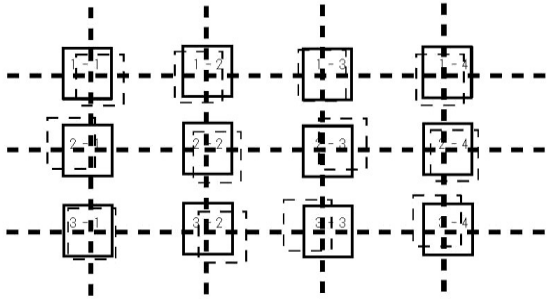
魚礁沈設出来形管理表(5)

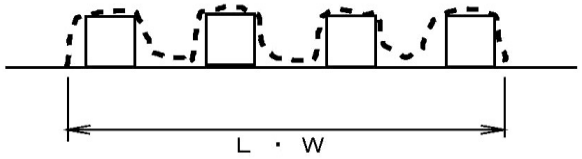
工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

魚礁沈設位置（計画配置）





魚礁沈設出来形管理表

（測定単位：0.1m）

測点番号	測定方向	長さ（L）m	幅（W）m	
No.1				
No.2				
No.3				
No.4				

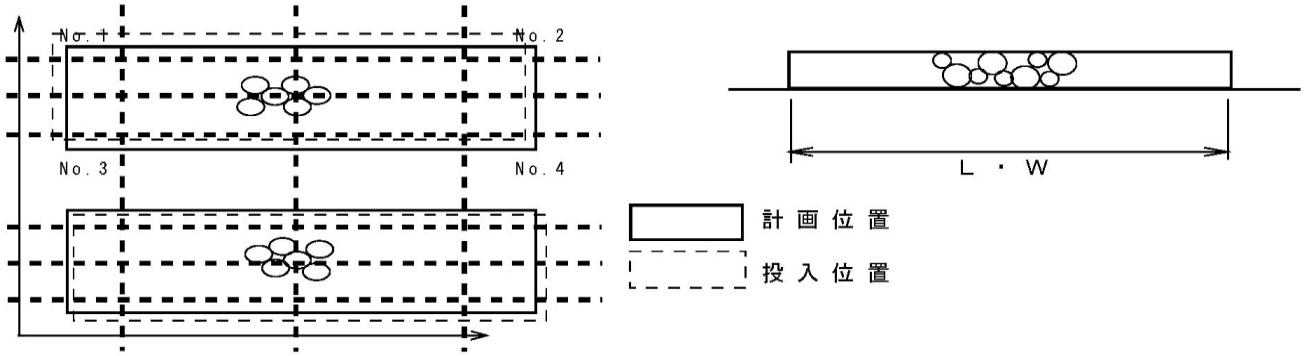
石材投入出来形管理表

工事名：

令和　　年　　月　　日

現場代理人

石 材 投 入 位 置



石 材 投 入 出 来 形 管 理 表

（測定単位：0.1m）

積載船名	石材規格	投入量（m³）	投入月日	測点番号	X座標（緯度）		Y座標（経度）		偏心距離 m	測線番号	長さ（L） m	幅（W）（m
					計画位置	投入位置	計画位置	投入位置				
				NO.1								
				NO.2								
				NO.3								
				NO.4								

様式・出来形26－1(1)

令和　　年　　月　　日

すみ肉溶接出来形管理表

工事名:

現場代理人

測定箇所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長	測定箇所		溶接脚長 a	溶接脚長 b	のど厚 c	サイズ d	溶接長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					

様式・出来形26－1(2)

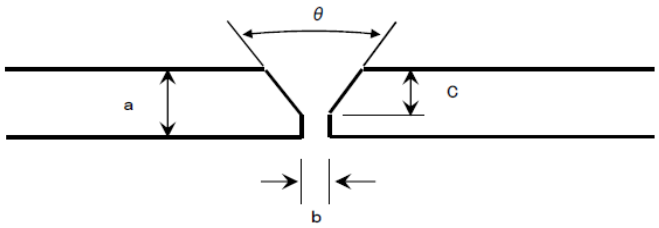
突合せ溶接出来形管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

測定箇所		のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶接長	測定箇所		のど厚 a	ルート間隔 b	開先深さ c	開先角度 θ	溶接長
	設計値							設計値					
	実測値							実測値					
	差							差					



様　式

様式・出来形26－1(3)

鉄筋フレア溶接出来形管理表

令和　年　月　日

工事名：

現場代理人

測定個所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長	測定個所		鉄筋径 D	のど厚 a	溶 接 長
	設計値					設計値			
	実測値					実測値			
	差					差			

様式・出来形 27-1(1)

令和　年　月　日

浚渫出来形管理表

工事名:

現場代理人

測点NO. / 距離NO.		NO. ○○	NO. ○○ +○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ +○. ○m	NO. ○○	NO. ○○ +○. ○m	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○	NO. ○○
+○○. ○m	設計値	15.20												
	測定値	15.30												
	差	-0.10												
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													
+○○. ○m	設計値													
	測定値													
	差													

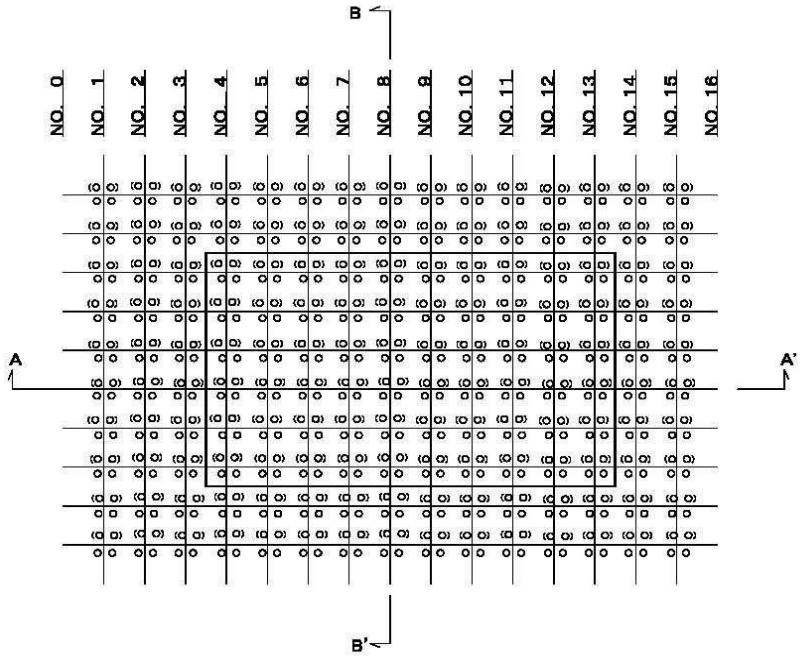
様式

工事名:

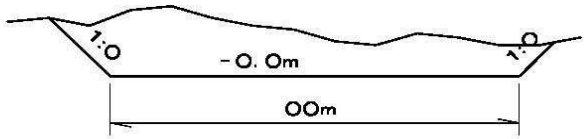
様式・出来形 27-1(2)

浚渫出来形管理図

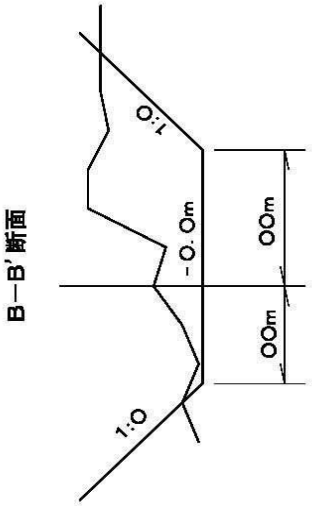
深　浅　図



A－A'断面



B－B'断面



凡　例
(　):設計値
実　数:実測値

添　付　資　料

添　付　資　料

目　　次

	基　準・要　綱　等　名	ページ
1	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年５月）	1
2	再生資源の利用の促進について（平成３年10月）	1
3	三重県建設副産物処理基準（令和６年６月）	2
4	土木工事安全施工技術指針（令和５年３月）	40
5	建設機械施工安全技術指針（平成17年３月）	40
6	建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年９月）	40
7	土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成４年３月）	40
8	建設工事の安全対策に関する措置について（平成４年４月）	41
9	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針（平成２年９月）	41
10	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和51年３月）	41
11	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（令和４年１２月）	41
12	道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年３月）	42
13	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について(平成18年３月)	47
14	道路工事保安施設設置基準（案）(昭和47年２月)	50
15	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）(平成20年12月)	50
16	仮締切堤設置基準（案）(平成26年12月)	51
17	三重県産業廃棄物税条例	54
18	三重県生活環境の保全に関する条例	54
19	三重県リサイクル製品利用推進条例	54
20	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則	54
21	みえ・グリーン購入基本方針	54
22	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	54
23	施工体制台帳に係る書類の提出について（令和３年３月） 上記の内、施工体制台帳の作成等について（通知）（令和３年３月）	55
24	河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和３年５月）	66
25	三重県 CALS 電子納品運用マニュアル	68
26	石綿障害予防規則の解説（厚生労働省労働基準局）	68
27	ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領	68

1.建設副産物適正処理推進要綱

（平成14年５月30日　国官総第122号　国総事第21号　国総建第137号）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html　）

2.再生資源の利用の促進について

（平成３年10月25日　技調発第243－2号建設大臣官房技術審議官通達）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/003/74000066/74000066.html　）

三重県建設副産物処理基準

（昭和59年９月制定
平成２年４月改定
平成４年４月改定
平成７年４月改定
平成11年７月改定
平成15年４月改定
平成24年７月改定
平成27年11月改定
平成28年 7月改定
平成31年４月改定
令和２年４月改定
令和２年８月改定
令和３年４月改定
令和５年４月改定
令和５年11月改定
令和６年６月改定）

第１条　目　的

この基準は建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第２条　この基準に掲げる用語の意義は次による。

(1)　建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などをいう。

(2)　建設発生土

「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。（廃掃法施行令第２条）

建設発生土には、

①　土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、

②　港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂（浚渫土）、その他これに類するものがある。

一方、「建設工事において発生する建設汚泥」は、廃棄物処理法上の産業廃棄物に該当する。

土砂と建設汚泥の区分については、次に示す環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年３月30日環廃産第110329004号）によるものとする。

【建設汚泥の取り扱い】

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95％以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN／㎡以下又は一軸圧縮強度がおおむね50 kN／㎡以下である。

しかし、掘削物を標準使用ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

(3) 建設廃棄物

「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第２条第１項に規定する廃棄物に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

建設副産物と建設廃棄物の関係及び具体例は別紙１のとおりである。

第３条　適用範囲

この基準は、三重県が発注する建設工事から発生する建設副産物の処理に適用する。

第４条　基本方針

発注者及び施工者は、「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「三重県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する指針」及び「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」並びに次の基本方針により、適切な役割分担のもとに建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

(1) 建設副産物の発生の抑制に努めること。

(2) 建設副産物のうち、再使用をすることができるものについては、再使用に努めること。

(3) 建設副産物のうち、再使用がされないものは、再生利用に努めること。

(4) 建設副産物のうち、再使用及び再生利用がされないものは熱回収に努めること。

(5) 建設副産物のうち、前３号の規定による循環的な利用が行われないものについては、適正に処分すること。なお、処分に当たっては、縮減することができるものについては縮減に努めること。

第５条　原則化ルール

建設副産物の工事現場からの搬出にあたっては、以下の事項について、経済性に拘わらず実施することを原則とする。

○　コンクリート塊、アスファルト塊

・工事現場からの距離に拘わらず再資源化施設へ搬出する。

○　建設発生木材（伐採根、伐採木を含む）

・原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から50㎞の範囲内に再資源化施設等がない場合または以下の(1)及び(2)の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（中間処理施設での焼却）することができる。

(1)　工事現場から再資源化施設までの車両が通行できる道路が整備されていない場合であって、

(2)　縮減をするために行う運搬に要する費用の額が、再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

○　建設汚泥

・工事現場から50㎞の範囲内に再資源化施設等がある場合は、再資源化施設へ搬出する。

・工事現場から50㎞の範囲内に再資源化施設等がない場合は、適正処理（最終処分）を行う。

○建設発生土

・工事現場から50㎞の範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出する。

・工事現場から50㎞の範囲内の他の工事現場等（国有地又は公有地、民間建設工事を含む）へ搬出できない場合、民有地（再資源化施設等を含む）へ適正に処理する。

第６条　各段階における計画書の作成等

１．建設工事の計画段階においては、別紙２「リサイクル計画書（概略設計・予備設計)」を作成する。(設計業務の受注者等が作成)

２．建設工事の設計段階においては、別紙３「リサイクル計画書（詳細設計)」を作成する。(設計業務の受注者等が作成)

３．建設工事の積算段階において、建設副産物の再資源化等ができない場合は、別紙５「リサイクル阻害要因説明書」を作成する。(積算担当者が作成)

４．建設工事の施工段階においては

(1)　着手前

①　受注者は契約額が100万円以上の工事については、JACIC が運用する「建設副産物情報交換システム（以下「情報交換システム」という。）を使用し、別紙６「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出（後述の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）するとともに、その内容を説明するものとする。

②　受注者は契約額が100万円未満であって、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下、資源有効利用促進法という。）の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第19号）第9条に定められた規模（別表左欄）及び「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年建設省令第20号）第8条に定められた規模（別表右欄）の工事については、「情報交換システム」を使用し、別紙６「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成して、施工計画書に綴じ込んで監督員に提出（後述の規定により作成した書面（確認結果票）を含む。）するとともに、その内容を説明するものとする。

（別表）資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事

再生資源利用計画書（実施書）	再生資源利用促進計画書（実施書）
次のいずれか１つでも満たす建設資材を搬入する工事 １．土砂・・・・・・・・・・・・500m3以上 ２．砕石・・・・・・・・・・・・500ｔ以上 ３．加熱アスファルト混合物・・200ｔ以上	次のいずれか１つでも満たす指定副産物を搬出する工事 １．土砂・・・・・・・・・・・500m3以上 ２．コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材　合計　200ｔ以上

③　受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の現場掲示様式について、公衆の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネット利用により公表に努めるものとする。

④　監督員は建設リサイクル法第10条の対象建設工事について、同11条の通知（別紙８）を行う。

⑤　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において「再生資源利用促進計画書」を作成するときは、あらかじめ以下の事項を確認したうえで計画を作成するとともに、その確認の結果を記載した別紙１７「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（以下、「確認結果票」）を作成し、計画に添付するものとする。

ア．工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成１４年法律

第５３号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること

イ．計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する以下の事項

・当該行為が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）第１２条第１項、第１６条第１項、第３０条第１項又は第３５条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする。）

・当該行為が同法第２１条第１項、第２７条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定による届け出を要する場合にあっては、当該届出がされていること（規制区域が未指定の場合は、その旨を確認結果票に記載するものとする）

⑥　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において計画を作成したときは、建設発生土を運搬する者に対し、搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに、⑤により作成した別紙１７「確認結果票」の内容を通知するものとし、監督員へ工事打合せ簿により報告することとする。これらの内容に変更があったときも、同様とする。

⑦　受注者は、⑤により作成した別紙１７「確認結果票」を現場掲示により公衆の閲覧に供するものとする。

(2)　工事中

①受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容に変更が生じたときは、「情報交換システム」により、速やかに計画書を変更して、監督員に提出するとともに、変更した内容を報告するものとする。また、変更した現場掲示様式を再掲示するものとする。

② 受注者は建設副産物を工事現場から搬出する場合は廃棄物処理法に基づき産業廃棄物管理表（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示する。

③　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬出する建設工事において「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者（当該搬出先が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る受注者）に対し、以下の事項を記載した別紙１８「受領書」の交付を求めるものとする。

ア．搬出先の名称（搬出先が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地

イ．受注者の商号、名称又は氏名

ウ．搬出元の名称（搬出元が工事現場の場合は建設工事の名称）及び所在地

エ．利用種別、土質区分及び搬入土量

オ．建設発生土の搬出先への搬入が完了した日

エのうち「利用種別」については、当該搬出先から更に他の搬出先へ搬出されることの有無を明確にするため、「盛土利用等」又は「一時堆積」のどちらかを記載すること。なお、「盛土利用等」および「一時堆積」の定義は以下のとおりとする。

・盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

・一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土を一時的に堆積する場合

④　受注者は、受領書の交付の求めを行った場合において、搬出先から受領書の交付を受けたと

きは、受領書に記載された搬出先の名称及び所在地が「再生資源利用促進計画」と一致することを確認するとともに、当該受領書の写しを監督員へ提出し、原本を「再生資源利用促進計画」を作成した建設工事の完成日から５年を経過する日まで保存するものとする。

⑤　受注者は、500m3以上の建設発生土を搬入する建設工事において、「再生資源利用計画」に記載した搬入元から搬入したとき又は、搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合にあっては、当該工事現場に係る受注者）から受領書の交付を求められた場合は、搬入元の管理者に対し、速やかに、受領書を交付するものとする。

(3)　完了後

①　受注者は「情報交換システム」に実績報告を入力する。

②　受注者はすみやかに別紙７「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を虚偽なく記載して作成し、監督員に提出するとともに、確認結果票と合せて５年間保存するものとする。

③　受注者は、建設リサイクル法第18条に基づき以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

なお、書面は上記②を兼ねるものとする。

④　受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次のア、イ、ウのいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、工事中、完了後を問わず、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する第６条４(2)③に掲げる事項を記載した書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成日から５年を経過する日まで保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

ア．国又は地方公共団体が管理する場所その他の公共性のある場所であって国土交通大臣が定めるもの。

イ．建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所

ウ．建設発生土の一時置場（建設発生土を再資源化施設、他の工事現場その他の建設発生土の搬出先に搬出するまでの間一時的に保管するための場所をいう。）のうち国土交通大臣が定めるもの。

第７条　建設発生土

（搬出の抑制）

１．建設工事の施工に当たり、適切な工法の選択等により、建設発生土の発生の抑制に努めるとともに、その現場内利用の促進等により搬出の抑制に努めるものとする。

（原則化ルール）

２．三重県が発注する公共工事においては、建設発生土の利用について、次のとおり使用することを原則とする。

・工事現場から50km以内の他の公共工事から搬出される発生土がある場合には工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、経済性に拘わらず利用する。

（公共事業間の利用調整及び再利用推進）

３．建設発生土の再利用等については、建設発生土情報交換システム（JACIC 運用）を使用して事前に情報の入出力を行い、建設発生土を必要とする工事を担当する機関または建設発生土を搬出する工事を担当する機関との調整に努め、次の方法によって建設発生土の有効利用を図るものとする。

なお、土質によっては、工法等を工夫し、再資源化施設の活用、必要に応じ土質改良を行うこと等により建設発生土の再利用及び工事間流用を図るものとする。

［建設発生土の取り扱い］

建設発生土は以下に示す順序で処理するものとする。

① 現場内流用（自ら利用）

② 50㎞以内の「他の公共工事」に流用（ストックヤードへの搬出入含む）

③ 50㎞以内の国有地又は公有地へ適正に処理する。

④ 50㎞以内の「民間建設工事」に流用

⑤ 民有地（再資源化施設等を含む）へ適正に処理する。

なお、同一番号の中に建設発生土受入地が複数ある場合は、土量、土質、処理費等を踏まえ、適切に選定する。

［参考資料］

別紙11「表－１土質区分基準」「表－２土質区分判定のための調査試験方法」

別紙12「表－３適用用途標準（１）」「表－３適用用途標準（２）」

別紙13「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」

（関係法令の遵守）

４．建設発生土は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上支障が生じないよう、関係法令等に基づき適正に処理すること。

（設計上の留意点）

５．建設発生土の処理に関する設計にあたっては、以下のことに留意するものとする。

(1)建設発生土受入地における、具体的な施工方法（盛土の形状、法面保護、排水処理等）及び特定条件（法規制、現場状況、周辺環境、受入場所等）については、設計図書に明示する。

(2) 建設発生土受入地の埋立て等（土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積）区域の面積が3,000㎡以上かつ高さ1ｍを超える場合の形状及び構造上の基準は、三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）施行規則第14条によることとし、適切に設計を行う。

（積算上の留意点）

６．建設発生土の処理に関する積算にあたっては、以下のことに留意するものとする。

(1) 現場内流用ができない建設発生土については建設発生土受入地を指定することを原則とし、建設発生土受入地までの実運搬距離を計上するものとする。この場合、特記仕様書に建設発生土受入地及び運搬距離を明記する。

なお、設計積算時に建設発生土受入地を指定することが困難な場合は、暫定的に運搬距離を８㎞（発生土量100㎥未満の場合は、４㎞）として計上できることとし、特記仕様書には「受入地未定につき別途協議する。暫定的に運搬距離を８㎞（発生土量100㎥未満の場合は、４㎞）として計上。」と明記する。この場合、契約後、協議により決定した建設発生土受入地までの実運搬距離に変更契約を行う。

(2) 建設発生土受入地における処理費（設計図書に明示された、具体的な施工方法及び特定条件に対応する費用）は、適切に計上する。

なお、設計積算時に建設発生土受入地を指定することが困難な場合は、一般的な形状を示し、

暫定的に費用を計上することができる。この場合、契約後、協議による具体的な施工方法等により変更契約を行う。

(3) 建設発生土受入地における受入料金については、積算基準等の「処分費等」として取り扱う。

（施工上の留意点）

7．建設発生土の処理に関する施工にあたっては、以下のことに留意するものとする。

(1) 受注者は、建設発生土受入地が民有地である場合は土地所有者から別紙 14「建設発生土受入承諾書」を事前に得る。なお、「建設発生土の民間受入地の公募要領」により登録された民有地を除く。

(2) 受注者は、建設発生土を搬出する場合は運搬車両１台毎に別紙 15「建設発生土搬出伝票」を発行し、搬出先、搬出土量等を把握する。

(3) 発注者（土砂等を発生させる者）は、土砂条例第９条の許可を受けた埋立て等区域に建設発生土を搬出する場合は、土砂条例施行規則第18条に規定する「土砂等発生元証明書（様式第10号）」を発行し、土砂条例第９条の許可を受けた者に提出する。

第８条　建設廃棄物

（排出の抑制）

１．建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生の抑制を行うとともに、現場内での再使用、再資源化及び再資源化したものの利用並びに縮減を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出の抑制に努めるものとする。

（分別解体等及び再資源化等の実施）

２．建設リサイクル法の対象建設工事の施工者は分別解体等及び再資源化等を行うものとする。

（処理の委託）

３．元請け業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

(1) 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。

(2) 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。

(3) 建設廃棄物の排出にあたっては、産業廃棄物管理表（紙マニフェストの交付、または電子マニフェストの使用）により、最終処分（再生を含む）が完了したことを確認すること。

（積算上の留意点）

４．積算者は積算時に以下のことに留意するものとする。

(1) 再資源化施設へ搬出する場合の積算は、運搬費及び処理費を計上する。
特記仕様書には特段の理由がある場合を除き処分先及び運搬距離は明示しないこと。

(2) やむを得ず最終処分場へ搬出する場合は、運搬費及び処理費を計上する。特記仕様書には特段の理由がある場合を除き処分先及び運搬距離は明示しないこと。

第９条　再生資源及びリサイクル製品等の利用

（原則化ルール）

１．三重県が発注する公共工事においては、リサイクル製品の利用については次のとおり使用することを原則とする。

○再生砕石

工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、工事現場から40㎞以内に再資源化施設がある場合には経済性にかかわらず再生砕石を利用する。

○再生加熱アスファルト混合物

工事目的に要求される品質等を考慮したうえで、工事現場から40㎞以内、且つ運搬時間1.5時間以内に再資源化施設がある場合には経済性にかかわらず再生加熱アスファルト混合物を利用する。

○グリーン購入法に基づく特定調達物品等

知事が定める調達方針に基づき、環境物品等の調達を行うよう努める。

○三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品

県の公共事業にあっては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。

国、市町等の公共工事にあっては、できる限り使用するよう努めるものとする。

2．再生砕石（ＲＣ－40）の品質規格

再生砕石（ＲＣ－40）は、路盤発生材、アスファルトコンクリート発生材またはセメントコンクリート発生材から製造された再生骨材や、それらの発生材でグリズリフィーダを通過した材料などを単独もしくはこれらを混合したもの、および必要に応じて新規骨材を加えたもので、下記の品質規格を満たすものとする。

(1) 修正ＣＢＲ　　30%以上

(2) 塑性指数　　６以下

(3) すりへり減量　　50%以下

(4) 粒度範囲

ふるい目の開き（㎜）	粒度範囲（%）
５３．０	１００
３７．５	９５～１００
１９．０	５０～８０
４．７５	１５～４０
２．３６	５～２５

［注］再生骨材の粒度は、モルタルなどを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。
路盤以外に用いる場合も、上記品質規格に準拠したものを使用すること。

(5) 異物の混入　　金属片、内装材、木片などの異物を有害量含まない。

(6) 受注者は、再生砕石（ＲＣ－40）を使用するにあたっては、上記(1)～(4)に関して材料の使用前１年以内に実施した材料試験の成績表を事前に監督員に提出し、監督員の確認を受けるものとする。

＊詳細については、「舗装再生便覧」（平成22年11月（社）日本道路協会）を参照のこと。

3．再生合材

(1) 品質規格は（社）日本道路協会発行「舗装再生便覧」（平成22年11月）の規定によること。

(2) 適用工種は次のとおり

・再生資源が表層又は基層工の加熱アスファルト混合物の場合は、表層工又は基層工用の材料

・再生資源が加熱アスファルト安定処理混合物の場合は、上層路盤工用の材料

4．みえ・グリーン購入基本方針に基づく環境物品等

・基本調達品目ごとに定められた調達目標値を満足するよう、使用に努めること。

５．三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品

・県の公共事業にあっては、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用するよう努めなければならない。

国、市町等の公共工事にあっては、できる限り使用するよう努めるものとする。

第10条　附則

１．この基準は令和6年6月1日より適用する。

別紙１

建設副産物と建設廃棄物の関係と具体例

- 建設副産物
  - 建設発生土 ― 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
    港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの
  - 有価物 ― スクラップ等他人に有償で売却できるもの
  - 建設廃棄物
    - 一般廃棄物

事務所から排出される一般廃棄物の具体的内容(例)
現場事務所における生ゴミ、新聞、雑誌等

    - 産業廃棄物

	分類	工事から排出される産業廃棄物の具体的内容（例）
注１）	廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
注１）	ゴムくず	天然ゴムくず
注１）	金属くず	鉄骨鉄筋くず、コンクリートくず、足場パイプ、保安塀くず
注１）	ガラスくず､コンクリートくず(工作物の新築､改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず
注１）	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③レンガ破片
	汚泥	含水比が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数がおおむね200KN／㎡以下又は一軸圧縮強度がおおむね50KN／㎡以下） 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水
	木くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる木くず（具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等）
	紙くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる紙くず（具体的には梱包材、段ボール、壁紙くず）
	繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず（具体的には廃ウエス、縄、ロープ類）
	廃油	防水アスファルト（タールピッチ類)、アスファルト乳剤等の使用残さ

    - 特別管理産業廃棄物

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
廃 PCB 等及び PCB 汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物

注１）安定型最終処分場で処分可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず)、廃プリント配線板（廃プラスチック類、金属くず)、廃容器包装（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず）は除く。

注２）建築工事に関する廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴わない木くず（街路樹の剪定枝葉、堤防の除草による草、ダムの流木等)、紙くず、繊維くずは一般廃棄物となる。

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

１．事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

２．建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率（②+③）/①×100	備考
土砂	地山m³	地山m³	地山m³	地山m³	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資源を使用する場合に記入する

３．建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用可能量	⑧他工事への搬出可能量	⑨再資源化施設への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率（⑦/⑥×100）	備考
建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	
取りこわし建物	件						

※地図、航空写真、踏査等から検討する
※利用可能量等は、現地点で算出可能なものとする
※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

別紙２

リサイクル計画書（詳細設計）

１．設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

２．建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率（②＋③）/①×100	備考
土砂	地山m³	地山m³	地山m³	地山m³	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資源を使用する場合に記入する

３．建設副産物搬出計画

指定副産物の種類		⑥発生量	⑦現場内利用利用可能量	⑧他工事への搬出可能量	⑨再資源化施設への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率（⑦/⑥×100）	備考
建設発生土	第１種　建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
	第２種　建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
	第３種　建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
	第４種　建設発生土	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
	泥土（浚渫土）	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
	合計	地山m³	地山m³	地山m³		地山m³	%	
コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
建設発生木材		トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥		トン	トン	トン	トン		%	

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする）

①第１種建設発生土・・・砂、レキ、及びこれらに準ずるもの。

②第２種建設発生土・・・砂質土、レキ質土及びこれらに準ずるもの。

③第３種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

④第４種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの（第３種建設発生土を除く）

⑤泥土（浚渫土）・・・浚渫土のうち概ねqc２以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

別紙３

別紙５

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工　事　名	
工事概要	

Ⅰ．建設資材利用計画

［　］内；目標値、（　）内；達成値 再生資源利用率の目標値（100%）を達成できない理由	土　　砂 （　　%） ［　　%］	砕　　石 （　　%） ［　　%］	アスファルト混合物 （　　%） ［　　%］
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

（　　）

Ⅱ．建設副産物搬出計画・実績

１．建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

［　］内；目標値、（　）内；達成値 目標値を達成できない理由	建設発生土 （　　%） ［　　%］	コンクリート塊 （　　%） ［　　%］	ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 （　　%） ［　　%］
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

（　　）

２．建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

［　］内；目標値、（　）内；達成値 目標値を達成できない理由	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
	（　　％）	（　　％）	（　　％）
	［　　％］	［　　％］	［　　％］
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

（　　）

注）　それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合（建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が０％の場合）は、該当品目の理由の欄に○印をつける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

様式1・イ　再生資源利用計画書　－建設資材搬入工事用－

表面

1.工事概要

発注機関名	発注機関コード※1	発注担当者チェック欄 担当者 TEL	
法人番号			
請負会社名			
建設業許可（般/特） 解体工事業登録	大臣 知事	号	請負会社コード※2
会社所在地		TEL FAX	
記入年月日	年　月　日		
工事責任者			
調査票記入者			

工事名		下請負コード※3	請負金額
工事施工場所	都道府県　市区町村	住所コード※4	工期
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

請負金額：千百十万千百十一　1万円未満四捨五入　万円（税込み）

工期：令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで

再資源化等が完了した年月日：令和　年　月　日

鉄筋・鉄骨工事のみ右欄に記入して下さい

延床面積	千百十万千百十一 ㎡	階数	地上　階 地下　階	
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造	2.鉄筋コンクリート造	3.鉄骨造	
	4.コンクリートブロック造	5.木造	6.その他	
使途（数字に○をつける）	1.居住専用	2.居住産業併用	3.事務所	
	4.店舗	5.工場、作業所	6.倉庫	
	7.学校	8.病院施設	9.その他	

※解体工事については、延床面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用計画

建設資材（新材を含む全体の利用状況）						左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい）					再生資源利用率
分類	小分類 コード※5	規格	主な利用用途 コード※6	利用量(A) 小数点第三位まで		再生資材の名称 コード※7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種別 コード※8	施工条件内容 コード※9	再生資材の供給元場所住所 〒住所コード※4	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン			トン					%
				トン			トン					%
			合計	トン			トン					%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン			トン					%
				トン			トン					%
			合計	トン			トン					%
	木材			トン			トン					%
				トン			トン					%
			合計	トン			トン					%
	アスファルト・コンクリート			トン			トン					%
				トン			トン					%
			合計	トン			トン					%
その他の建設資材	土砂			締固m³			締固m³					%
				締固m³			締固m³					%
			合計	締固m³			締固m³					%
	砕石			m³			m³					%
				m³			m³					%
			合計	m³			m³					%
	塩化ビニル管・継手			トン			トン					%
				トン			トン					%
			合計	トン			トン					%
	石膏ボード			トン			トン					%
				トン			トン					%
			合計	トン			トン					%
	その他の建設資材			トン			トン					%
				トン			トン					%
			合計	トン			トン					%

コード※5
コンクリートについて
1.生コン（バージン骨材）　2.再生生コン（Co再生骨材H）
3.再生生コン（Co再生骨材M）　4.再生生コン（Co再生骨材L）
5.再生生コン（その他再生材）　6.無筋コンクリート二次製品（バージン骨材）
7.無筋コンクリート二次製品（リユース品）　8.再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
9.再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品（バージン骨材）　2.有筋コンクリート二次製品（リユース品）
3.再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）　4.再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　5.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く）　2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.細粒度アスコン　2.密粒度アスコン　3.開粒度アスコン
4.開粒度アスコン　5.改質アスコン　6.アスファルトモルタル
7.加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土　4.第四種建設発生土
5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土　7.土質改良土　8.建設汚泥処理土
9.再生コンクリート砂　10.山砂、山土などの新材（採取土、購入土）
砕石について
1.クラッシャーラン　2.粒度調整砕石　3.栗石　4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石、自然石　6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管　2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード　2.シージング石膏ボード　3.強化石膏ボード
4.化粧石膏ボード　5.石膏ラスボード　6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい）

コード※6
アスファルト・コンクリートについて
1.表層　2.基層
3.上層路盤　4.歩道
5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体　2.路床　3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用　6.水面埋立用
7.注場整備（農地整備）
8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道（配水）用　2.下水道用　3.ケーブル用
4.農業用　5.設備用　6.その他
石膏ボードについて
1.壁　2.天井　3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード※7
コンクリートについて
1.再生生コン（Co再生骨材H）　2.再生生コン（Co再生骨材M）
3.再生生コン（Co再生骨材L）　4.再生生コン（その他再生材）
5.無筋コンクリート二次製品（リユース品）　6.再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
7.再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材）　8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品（リユース品）　2.再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材）
3.再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材）　4.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く）　2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生細粒度アスコン　2.再生密粒度アスコン　3.再生細粒度アスコン
4.再生開粒度アスコン　5.再生改質アスコン　6.再生アスファルトモルタル
7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材　8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土　2.第二種建設発生土　3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土　5.浚渫土以外の泥土　6.浚渫土
7.土質改良土　8.建設汚泥処理土　9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン　2.再生粒度調整砕石　3.栗石　4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管　2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード※8
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
4.再資源化施設
5.土砂ストックヤード
6.その他

コード※9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

別紙６

様式2-ロ　再生資源利用促進計画書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類		①発生量	現場内利用・減量						現場外搬出について										再生資源利用促進率
	場外搬出時の性状	（種別等） =②+③+④	現場内利用 用途コード ※10	②利用量	うち現場内改良分	減量化 減量法コード ※11	③減量化量	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を構えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容コード ※12	搬出先場所住所	住所コード ※4	運搬距離	搬出先の種類コード ※13	④現場外搬出量	うち現場内改良分	⑤再生資源利用促進量	⑤÷①×100 ① (%)
		トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			%
	建設発生木材							搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		%
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設発生木材	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン		%
								搬出先2	公共 民間				km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	ガラス・陶磁器くず	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
	混合廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1	公共 民間				km		トン			%
								搬出先2	公共 民間				km		トン		トン	%
								搬出先3	公共 民間				km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		%
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		%
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m		%
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		%
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	泥土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m³		%
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	建設汚泥処理土（再生土）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間				km		地山m³	地山m		%
								搬出先2	公共 民間				km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合計	地山m³		地山m³	地山m³										地山m³	地山m³	地山m³	%

コード※10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード※11
1.焼却　2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

コード※12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード※13
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.区域認定制度による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）
8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場（内陸）
3.他の工事現場（海面）
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント
5.工事予定地、仮置場、ストックヤード
（再利用の目的がある場合）
6.工事予定地、仮置場、ストックヤード
（再利用の目的がない場合）
7.採石場、砂利採取跡地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場（覆土としての受入）
9.廃棄物最終処分場（覆土以外の受入）
10.土捨場、残土処分場

※6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

様式1　再生資源利用実施書　－建設資材搬入工事用－

表面

1.工事概要

発注機関名	発注機関コード※1	発注担当者チェック欄	
		担当者	
		TEL	

法人番号			
請負会社名		請負会社コード※2	
建設業許可（般・特） 知事許可工事業種	大臣 知事	号	
会社所在地		TEL FAX	

記入年月日	令　年　月　日
工事責任者	
調査票記入者	

工事名	〒郵便番号※3 －	請負金額	千円未満四捨五入 百億 十億 億 千万 百万 十万 万円（税込み）
工事施工場所	都道 府県 市区 町村 住所コード※4	工期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
工事概要等	施工条件の内容（再生資源の利用に関する特記事項等）		

延床面積	千万 百万 十万 万 千 百 十 一 ㎡	階数	地上 階 地下 階
構造（数字に○をつける）	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造 5.木造 6.その他		
使途（数字に○をつける）	1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗 5.工場、作業所 6.倉庫 7.学校 8.病院施設等 9.その他		

再資源化等が完了した年月日　令和　年　月　日

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

※解体工事については、延床面積をご記入いただかなくても結構です。

2.建設資材利用実施

分類	小分類 コード※5	規格	主な利用用途 コード※6	建設資材 利用量(A) 小数点第二位まで	左記のうち、再生資材の利用状況（再生資材を利用した場合に記入して下さい） 再生資材の名称 コード※7	再生資材利用量(B) 小数点第二位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種別 コード※8	施工条件 内容 コード※9	再生資材の供給元場所住所 〒住所コード※4	再生資源利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン		トン					%
				トン		トン					%
			合計	トン		トン					%
	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン		トン					%
				トン		トン					%
			合計	トン		トン					%
	木材			トン		トン					%
				トン		トン					%
			合計	トン		トン					%
	アスファルト・コンクリート			トン		トン					%
				トン		トン					%
			合計	トン		トン					%
その他の建設資材	土砂			締めm^3		締めm^3					%
				締めm^3		締めm^3					%
			合計	締めm^3		締めm^3					%
	砕石			m^3		m^3					%
				m^3		m^3					%
			合計	m^3		m^3					%
	塩化ビニル管・継手			トン		トン					%
				トン		トン					%
			合計	トン		トン					%
	石膏ボード			トン		トン					%
				トン		トン					%
			合計	トン		トン					%
	その他の建設資材			トン		トン					%
				トン		トン					%
			合計	トン		トン					%

コード※5
コンクリートについて
1.生コン（バージン骨材） 2.再生生コン（Co再生骨材H） 3.再生生コン（Co再生骨材M） 4.再生生コン（Co再生骨材L） 5.再生生コン（その他再生材） 6.無筋コンクリート二次製品（バージン骨材） 7.無筋コンクリート二次製品（リース品） 8.再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材） 9.再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材） 10.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品（バージン骨材） 2.有筋コンクリート二次製品（リース品） 3.再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材） 4.再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材） 5.その他
木材について
1.木材（ボード類を除く） 2.木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.細粒度アスコン 2.密粒度アスコン 3.開粒度アスコン 4.再生細粒度アスコン 5.再生密粒度アスコン 6.再生開粒度アスコン 7.アスファルトモルタル 8.再生アスファルトモルタル 9.加熱アスファルト安定処理路盤材 10.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂 10.山砂、山土などの新材（採取土、搬入土）
砕石について
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石 5.くり石、割くり石、自然石 6.その他
塩化ビニル管・継手について
1.硬質塩化ビニル管 2.その他
石膏ボードについて
1.石膏ボード 2.シージング石膏ボード 3.強化石膏ボード 4.化粧石膏ボード 5.石膏ラスボード 6.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい）

コード※6
アスファルト・コンクリートについて
1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道 5.その他（駐車場舗装、敷地内舗装等）
土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤 4.構造物等の裏込材、埋戻し用 5.宅地造成用 6.水面埋立用 7.圧場整備（農地整備） 8.その他
砕石について
1.舗装の下層路盤材 2.舗装の上層路盤材 3.構造物の裏込材、基礎材 4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.水道（配水）用 2.下水道用 3.ケーブル用 4.農業用 5.設備用 6.その他
石膏ボードについて
1.壁 2.天井 3.その他
その他の建設資材について
（利用用途を具体的に記入して下さい）

コード※7
コンクリートについて
1.再生生コン（Co再生骨材H） 2.再生生コン（Co再生骨材M） 3.再生生コン（Co再生骨材L） 4.再生生コン（その他再生材） 5.無筋コンクリート二次製品（リース品） 6.再生無筋コンクリート二次製品（Co再生骨材） 7.再生無筋コンクリート二次製品（その他再生材） 8.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品（リース品） 2.再生有筋コンクリート二次製品（Co再生骨材） 3.再生有筋コンクリート二次製品（その他再生材） 4.その他
木材について
1.再生木材（ボード類を除く） 2.再生木質ボード
アスファルト・コンクリートについて
1.再生細粒度アスコン 2.再生密粒度アスコン 3.再生開粒度アスコン 4.再生開粒度アスコン 5.再生改質アスコン 6.再生アスファルトモルタル 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材 8.その他
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土 4.第四種建設発生土 5.浚渫土以外の泥土 6.浚渫土 7.土質改良土 8.建設汚泥処理土 9.再生コンクリート砂
砕石について
1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい 4.その他
塩化ビニル管・継手について
1.再生硬質塩化ビニル管 2.その他
その他の建設資材について
（利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい）

コード※8
再生資材の供給元について
1.現場内利用 2.他の工事現場（内陸） 3.他の工事現場（海面） 4.再資源化施設 5.土砂ストックヤード 6.その他

コード※9
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり 2.再生材の利用の指示なし

別紙7

様式2　再生資源利用促進実施書　－建設副産物搬出工事用－

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

1.工事概要　表面（様式1）に必ずご記入下さい

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	場外搬出時の性状	①発生量（掘削等）=②+③+④ 小数点第二位まで	現場内利用・減量 現場内利用 用途コード *10	②利用量 小数点第二位まで	うち現場内改良分 小数点第二位まで	減量化 減量法コード *11	③減量化量 小数点第二位まで	現場外搬出について 搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を増えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード *12	搬出先場所住所 住所コード *4	運搬距離 片道	搬出先の種類コード *13	④現場外搬出量 小数点第二位まで	うち現場内改良分 小数点第二位まで	⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率 ②+③+⑤/① (%)
分別済建設副産物	コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間			km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%
	建設発生木材（チップ、ボード原料等の木くずに加工されたもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間			km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	建設発生木材（チップ、ボード原料等の木くずに加工されたもの）	トン		トン	トン			搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	建設汚泥	トン		トン	トン		トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン		
								搬出先2	公共 民間			km		トン	トン	トン	%
	金属くず	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	紙くず	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	ガラスくず（廃断熱材）	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
	混合廃棄物（建設混合廃棄物）	トン						搬出先1	公共 民間			km		トン			
								搬出先2	公共 民間			km		トン		トン	%
建設発生土	第一種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間			km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間			km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第二種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間			km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間			km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第三種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間			km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間			km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	第四種建設発生土	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間			km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間			km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	泥土（浚渫土等の泥土）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間			km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間			km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	混泥土（廃木材を含む）	地山m³		地山m³	地山m³			搬出先1	公共 民間			km		地山m³	地山m³		
								搬出先2	公共 民間			km		地山m³	地山m³	地山m³	%
	合 計	地山m³		地山m³	地山m³									地山m³	地山m³	地山m³	%

コード*10
1.路盤材　2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード*11
1.焼却　2.脱水
3.大台乾燥
4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
（発注時に指定されたもの）
2.B指定処分（もしくは準指定処分）
（発注時には指定されていないが、発注後に認可変更し指定処分とされたもの）
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却　8.廃棄物最終処分場（海面処分場）
2.他の工事現場　9.廃棄物最終処分場（内陸処分場）
3.広域受入利用による処理
4.中間処理施設（アスファルト合材プラント）
5.中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）
6.中間処理施設（サーマルリサイクル）
7.中間処理施設（単純焼却）

【建設発生土の場合】
1.売却　6.工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がない場合）
2.他の工事現場（内陸）　7.採石場・砂利採取跡地等仮埋事業
3.他の工事現場（海面）ただし、廃棄物最終処分場を除く　8.廃棄物最終処分場（盛土としての受入）
4.土質改良プラント　9.廃棄物最終処分場（盛土以外の受入）
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード（再利用の目的がある場合）　10.土砂採・残土処分場

※6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記）
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

別紙８

様式13

通　　知　　書

年　　月　　日

知事
市長　あて

発注者職氏名：
住　　所：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所　属　名			
	担当者職 氏（フリ）			
	電　話　番　号	—　　—　　（内線　　）		
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	市郡　　町村　　地内		
	工事の概要	工事の種類 □建築物に係る解体工事　□建築物に係る新築又は増築の工事 □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの □建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（　　）注１ 工事の規模 建築物に係る解体工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事　用途＿＿、階数＿＿、工事対象床面積＿＿㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途＿＿、階数＿＿、請負代金＿＿万円（税込） 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　請負代金＿＿万円（税込）		
	特定建設資材の利用計画書 注２	分　類	利用量	備　考
		□コンクリート	㌧	
		□コンクリート及び鉄から成る建設資材	㌧	
		□木材	㌧	
		□アスファルト混合物	㌧	
	特定建設資材廃棄物の搬出計画 注３	分　類	発生量	備　考
		□コンクリート	㌧	
		□木材（木材が廃棄物になったもの）	㌧	
		□アスファルト・コンクリート塊	㌧	
請負者	工　　期	年　月　日 ～　年　月　日 工事着手予定日：　年　月　日		
	会　社　名		現場代理人 氏名（フリガナ）	
	所　在　地	〒		
	電　話　番　号	—　—　（内線　）	ＦＡＸ	—　—

※ 受付番号

注１）　建物外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。（例：舗装、築堤、土地改良等）

注２）　建築物の新築、増改築、修繕、リフォーム及び土木工事等その他の工作物の工事で、特定建設資材を搬入する工事について記入する。

注３）　建築物及び土木工作物の解体工事で特定建設資材を搬出する工事について記入する。

別紙11

表－１　土質区分基準

区　分 (国土交通省令)*1)	細区分 *2),3),4)	コーン指数 qc*5) (kN／㎡)	土質材料の工学的分類 *6),7)		備　考 *6)	
			大分類	中分類 土質{記号}	含水比 (地山) Wn（%）	掘削方法
第１種建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第１種	－	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	－	＊排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、１ランク下の区分とする。 ＊水中掘削等による場合は、２ランク下の区分とする。
			砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}	－	
	第１種改良土 *8)		人工材料	改良土{I}	－	
第２種建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a 種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	－	
	第2b 種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	－	
	第２種改良土		人工材料	改良土{I}	－	
第３種建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの〕	第3a 種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	－	
	第3b 種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	－	
	第３種改良土		人工材料	改良土{I}	－	
第４種建設発生土 〔粘性土及びこれに準ずるもの（第３種発生土を除く）〕	第4a 種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	－	
	第4b 種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	－	
			有機質土	有機質土{O}	40～80%程度	
	第４種改良土		人工材料	改良土{I}	－	
（泥土）*1),9)	泥土ａ	200未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	－	
	泥土ｂ		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	－	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以下	
	泥土ｃ		高有機質土	高有機質土{Pt}	－	

＊１）　国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成13年３月29日　国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成13年３月29日　国交令60）においては区分として第１種～第４種建設発生土が規定されている。

＊２）　この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

＊３）　表中の第１種～第４種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第３種改良土は、第４種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN／㎡以上の性状に改良したものである。

＊４）　含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて、改良土以外の細工分に分類する。

＊５）　所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表－２参照）。

＊６）　計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（(社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

＊７）　土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75㎜と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

＊８）　砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

＊９）　・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について　昭和46年10月16日　環整43　環境庁通知）
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について　平成13年６月１日　環廃産276　環境省通知）
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

表-２　土質区分判定のための調査試験方法

判定指標 *1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数 *2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS　0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒土	土の粒土試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

＊１）　改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

＊２）　１層ごとの突固め回数は、25回とする（参考表参照）

別紙12

表－３　適用用途標準(1)

区分＼適用用途		工作物の埋戻し		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
						路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第１種改良土	◎	最大粒経注意	◎	最大粒経注意	◎	最大粒経注意	◎	最大粒経注意
第２種建設発生土（砂質、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第2a種	◎	最大粒経注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒経注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒経注意	◎	最大粒経注意
	第2b種発生土	◎	細粒分含有率注意	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎		◎		◎		◎	
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第3a種発生土	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種発生土	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
第４種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの）	第4a種発生土	○		○		○		○	
	第4b種発生土	△		△		△		○	
	第４種改良土	△		△		△		○	
泥土	泥土ａ	△		△		△		○	
	泥土ｂ	△		△		△		△	
	泥土ｃ	×		×		×		△	

［評価］
◎：そのままで使用が可能なもの、留意事項に使用時の注意を示した。
○：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

（土質改良の定義
含水率低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
機能付加・補強：個化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強剤等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。）

［留意事項］
最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
粒土分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒土分布に注意を要するもの。
透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施行機械の接地圧に注意を要するもの。
淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

表－３　適用用途標準(2)

区分＼適用用途		河川築堤				土地造成				水面埋立	
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	粒度分布注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域利用注意
第２種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎		◎		◎	粒度分布注意
	第２種改良土	◎	表層利用注意	◎		◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域利用注意
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第3a種	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	
	第３種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第４種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの）	第4a種	○		○		○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	○		○		○		○		◎	
	第４種改良土	○		○		○		○		◎	淡水域利用注意
泥土	泥土ａ	○		○		○		○		○	
	泥土ｂ	△		△		△		△		○	
	泥土ｃ	×		×		×		△		△	

参考表　コーン指数（qc）の測定方法

※「締固めた土のコーン指数試験方法（JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説　第一回改訂版」pp.266-268）をもとに作成

供試体の作成	試料	4.75㎜ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5㎜ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径100㎜ 高さ127.3㎜
	ランマー	質量2.5kg
	突固め	３層に分けて突き固める。各層ごとに30㎝の高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24㎠、先端角度30度のもの。
	貫入速度	１㎝／s
	方法	モールドをうけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5㎝，7.5㎝，10㎝貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5㎝，7.5㎝，10㎝に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数（ｑｃ）	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積3.24㎠で除する。

注）ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

別紙13

セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）

１．適用範囲

本試験要領は、セメント及びセメント系固化材を原位置もしくはプラントにおいて土と混合する改良土の六価クロムの溶出試験に適用するものとし、対象工法は表－１のとおりとする。ここで、セメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材をいい、これに添加剤加えたものを含める。

２．試験の種類及び方法

本試験要領における六価クロム溶出試験は、以下の方法で構成される。

２－１　セメント及びセメント系固化材の地盤改良に使用する場合の試験

本試験では原地盤内の土と混合して施工される地盤改良を対象とする。

(1)　配合設計の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法１」という）

環境庁告示46号の溶出試験は、土塊・団粒を粗砕した2㎜以下の土壌を用いて６時間連続振とうした後に、六価クロム溶出量を測定する方法である[注1)]。この試験は、固化材が適切かどうかを確認することを目的に行う。

(2)　施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法２」という）

改良された地盤からサンプリングした試料を用い、実際に施工された改良土からの六価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

(3)　施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法３」という）

タンクリーチング試験は、塊状にサンプリングした試料を溶媒水中に静置して六価クロム溶出量を測定する方法である（添付資料２を参照）。この試験は、改良土量が5,000㎥[注2)]程度以上または改良体本数が500本程度以上の改良工事のみを対象に、上記（２）で溶出量が最も高かった箇所について、塊状の試料からの特価クロムの溶出量を確認する目的で行う。

(4)　試験方法２及び３の実施を要しない場合

試験方法１で六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、試験方法２及び３を実施することを要しない。ただし、火山灰質粘性土を改良する場合は、試験方法１の結果にかかわらず、試験方法２及び３を実施するものとする。

注１）環境庁告示46号溶出試験
（添付資料１）のとおり、平成３年８月23日付け環境庁告示46号に記載された規格で行う。

注２）施工単位が㎡となっている場合は㎥への換算を行う。

２－２　セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合の試験

本試験は、以下に示すような再利用を目的とした改良土を対象とする。

１）建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合

２）過去もしくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合

(1) 配合設計、プラントにおける品質管理、もしくは改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法４」という）

この試験は、固化材が適切かどうか、もしくは再利用を行う改良土からの溶出量が土壌環境基準値以下であるかを確認する目的で行う。本試験は改良土の発生者（以下、「供給する者という」が実施し、利用者（以下、「施工する者」という）に試験結果を提示しなければならない。また、利用者は発生者から試験結果の提示を受けなければならない。 環境庁告示46号溶出試験の方法は２－１(1)に同じ。

(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（以下、「試験方法５」という）

２－１(2)同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

(3) 施工後に実施するタンクリーチング試験（以下、「試験方法６」という）

２－１(3)に同じ。ただし、本試験は改良土を施工する者が実施する。

３．供試体作成方法及び試験の個数

工事の目的・規模・工法によって必要となる供試体作成方法及び試験の数は異なるが、以下にその例を示す。

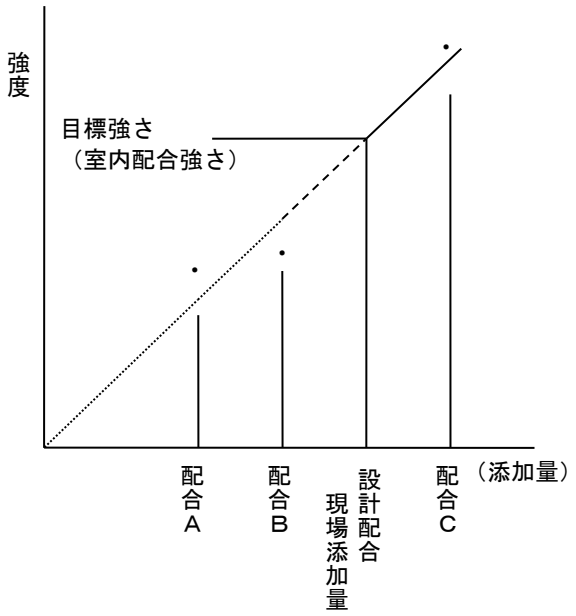
３－１　セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合

(1) 配合設計の段階で実施する環境庁告示46号

溶出試験（「試験方法１」に対して）

室内配合試験時の強度試験等に使用した供試体から、400～500g 程度の試料を確保する。

配合設計における室内配合試験では、深度方向の各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに、添加量と強度との関係が得られるが、実際には右図のように、室内配合試験を行った添加量（配合Ａ，Ｂ，Ｃ）と現場添加量（目標強さに対応した添加量）とが一致しない場合が多い。そのため、室内配合試験のなかから、現場添加量に最も近い添加量の供試体（配合Ｃ）を選び、各土層（あるいは改良される土の各土質）ごとに供試体（材齢７日を基本とする）を１検体ずつ環境庁告示46号溶出試験に供する。



(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験

（「試験方法２」に対して）

現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理に用いた、もしくは同時に採取した試料(材齢28日目を基本とする）から、400～500g 程度の試料を確保する。なお、試料の個数は、以下のように工法に応じたものを選択する。

〈試験個数１〉表層安定処理工法、路床工、上層・下層路盤工、改良土盛土工など

１）改良土量が5,000㎥以上の工事の場合

改良土1,000㎥に１回程度（１検体程度）とする。

２）改良土量が1,000㎥以上5,000㎥未満の工事の場合

１工事当たり３回程度（合計３検体程度）

３）改良土量が1,000㎥に満たない工事の場合
１工事あたり１回程度（合計１検体程度）

〈試験個数２〉　深層混合処理工法、薬液注入工法、地中連続壁土留工など
１）改良体が500本未満の工事の場合
ボーリング本数（３本）×上中下３深度（計３検体）＝合計９検体程度とする。
２）改良体が500本以上の工事の場合
ボーリング本数（３本＋改良体が500本以上につき250本増えるごとに１本）×上中下３深度（計３検体）＝合計検体数を目安とする。

(3) タンクリーチング試験（「試験方法３」に対して）
改良土量が5,000㎥程度以上又は改良体本数が500本程度以上の規模の工事においては、施工後の現場密度の確認あるいは一軸圧縮強さなどの品質管理の際の各サンプリング地点において、できるだけ乱れの少ない十分な量の試料（500g 程度）を確保し、乾燥させないよう暗所で保管する。タンクリーチング試験は、保管した試料のうち「試験方法２」で溶出量が最大値を示した箇所の１試料で実施する。

３－２　セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等を再利用する場合
(1) 配合設計、土質改良プラントの品質管理、改良土の供給時における品質保証の段階で実施する環境庁告示46溶出試験（「試験方法４」に対して）
１）建設発生土及び建設汚泥の再利用を目的として、セメント及びセメント系固化材によって改良する場合
室内配合試験による配合設計を行う場合は３－１（１）に同じ。ただし、配合設計を行わない場合においては、製造時の品質管理もしくは供給時における品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000㎥程度に１検体の割合で環境庁告示46号溶出試験を行う。
２）過去もしくは事前にセメント及びセメント系固化材によって改良された改良土を掘削し、再利用する場合
利用者に提示する品質保証のための土質試験の試料を用いて、1,000㎥程度に１検体の割合で環境庁告示46号溶出試験を行う。

(2) 施工後に実施する環境庁告示46号溶出試験（「試験方法５」に対して）
３－１(2)に同じ。ただし、「試験方法２」を「試験方法５」と読み替える。

(3) タンクリーチング試験（「試験方法６」に対して）
３－１(3)に同じ。ただし、「試験方法３」を「試験方法６」と読み替える。

４．六価クロム溶出試験等の積算の考え方について
六価クロム溶出試験費及びタンクリーチング試験費等については、共通仮設費の技術管理費等に「六価クロム溶出試験費」として、別途見積により積み上げ計上するものとする。

表－１　溶出試験対象工法

工種	種別	細別	工法概要
地盤改良工	固結工	粉体噴射撹拌 高圧噴射撹拌 スラリー撹拌	〈深層混合処理工法〉地表からかなりの深さまでの区間をセメント及びセメント系固化材と原地盤とを強制的に撹拌混合し、強固な改良地盤を形成する工法
		薬液注入	地盤中に薬液（セメント系）を注入して透水性の減少や原地盤強度を増大させる工法
	表層安定処理工	安定処理	〈表層混合処理工法〉セメント及びセメント系固化材を混入し、地盤強度を改良する工法
	路床安定処理工	路床安定処理	路床土にセメント及びセメント系固化材を混合して路床の指示力を改善する工法
舗装工	舗装工各種	下層路盤 上層路盤	〈セメント安定処理工法〉現地発生材、地域産材料またはこれらに補足材を加えたものを骨材とし、これにセメント及びセメント系固化材を添加して処理する工法
仮設工	地中連続壁工（柱列式）	柱列杭	地中に連続した壁面等を構築し、止水壁及び土留擁壁とする工法のうち、ソイルセメント柱列壁等のように原地盤土と強制的に混合して施工されるものを対象とし、場所打ちコンクリート壁は対象外とする

〈備考〉

１．土砂にセメント及びセメント系固化材を混合した改良土を用いて施工する、盛土、埋戻、土地造成工法についても対象とする。

２．本試験要領では、石灰パイル工法、薬液注入工法（水ガラス系・高分子系）凍結工法、敷設材工法、表層排水工法、サンドマット工法、置換工法、石灰安定処理工法は対象外とする。

（添付資料１）

土壌の汚染に係る環境基準について（抜粋）
（平成３年８月２３日環境庁告示第４６号）

改正　平成５環告１９・平成６環告５・平成６環告２５・平成７環告１９・平成１０環告・２１

公害対策基本法（昭和４２年法律第１３２号）第９条の規定に基づく土壌の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成５年法律第９１号）第１６条第１項による土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

第１　環境基準

１　環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。

２　１の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における既定値によるものとする。

３　１の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

第２　環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壌については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壌の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別表

項　　目	環　境　上　の　条　件	測　　定　　方　　法
六価クロム	検液１ℓにつき０．０５ｍｇ以下であること。	規格６５．２に定める方法
備考 １　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。		

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

1　カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ及びセレンについては、次の方法による。

(1)　採取した土壌の取扱い

採取した土壌はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2)　資料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の２ｍｍの目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

(3)　試料液の調整

試料（単位ｇ）と溶媒（純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指数が５．８以上６．３以下となるようにしたもの）（単位mℓ ）とを重量体積比１０％の割合で混合し、かつ、その混合液が５００mℓ 以上となるようにする。

(4)　溶出

調製した試料液を常温（おおむね２０℃）常圧（おおむね１気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約２００回に、振とう幅を４ｃｍ以上５ｃｍ以下に調整したもの）を用いて、６時間連続して振とうする。

(5)　検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を１０分から３０分程度静置後、毎分約３，０００回転で２０分間遠心分離した後の上澄み液を孔径０．４５μｍのメンブランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を的確に計り取って、これを検液とする。

分析方法と留意点

本指針で示した汚染土壌に係る分析方法の概要とその留意点は、次のとおりである。

(1) 土壌中重金属等の溶出量分析方法（土壌環境基準、平成３年８月２３日付け環境庁告示第４６号に掲げる方法）

① 検液の作成（溶出方法）

土壌の取扱い

1) 採取した土壌はガラス製容器等に収める。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存する。

試料の作成

2) 採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の２mm の目ふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

試料液の調製

3) 試料（g）と溶媒（純水に塩酸を加えてｐＨ＝５．８～６．３としたもの（mℓ））とを１：１０（Ｗ：Ｖ）の割合で混合する。

4) 混合液が５００mç以上となるようにする。

溶　　出

5) 常温（おおむね２０℃）常圧（おおむね１気圧）で振とう機（振とう回数毎分２００回、振とう幅４～５ｃｍ）を用いて６時間連続振とうする。

静　　置

6) 溶出した試料液を１０～３０分程度静置する。

ろ　　過

7) 試料液を毎分３，０００回転で２０分遠心分離した後の上澄み液をメンブランフィルター（孔径０．４５μm）を用いてろ過してろ液を取り、検液とする。

検　　液

② 定量方法

ジフェニルカルバジド吸光光度法(JIS K0102の65.2.1)

フレーム原子吸光法　　(JIS K0102の65.2.2)

電気加熱原子吸光法（フレームレス原子吸光法）(JIS K0102の65.2.3)

ＩＣＰ発光分析法　　(JIS K0102の65.2.4)

ＩＣＰ質量分析法　　(JIS K0102の65.2.5)

（添付資料２）

タンクリーチング試験について

タンクリーチング試験は下図のように、施工後の品質管理等の際に確保した試料を、塊状のまま溶媒水中に水浸し、水中に溶出する六価クロムの濃度を測定するものである。試験方法及び手順は以下のとおりである。

１． 施工後のサンプリング等で確保していた試料から400g 程度の供試体を用意する。供試体は環境庁告示４６号の溶出試験のように、土塊や団粒を2㎜以下に粗砕せず、できるだけ塊状のものを用いる。その際、

1）一塊の固形物として確保できる場合は、固形物のまま

2）数個の塊に分割した状態の場合は、分割した塊の状態のまま

3）形状の保持が困難な粒状の状態で確保されるものについては、粒状のまま

を供試体とする。形状寸法は定めない。

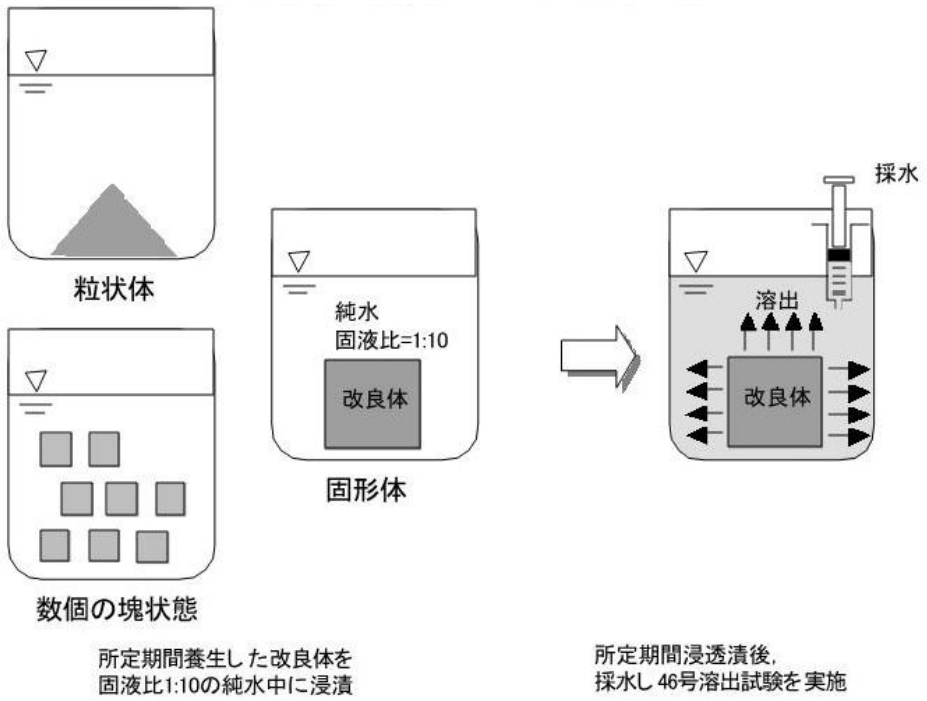
２．溶媒水として純水を使用する。純水の初期の pH は5.8～6.3とする。

３.非金属製の容器を準備し、採取試料400g 程度を容器内に置く。その後、所定量の溶媒水（固液比1:10、試料の乾燥重量の10倍体積の溶媒水＝4L 程度）を充填し、供試体のすべてが水中に没するよう水浸させる。水浸の際にはできるだけ供試体の形状が変化しないよう注意し、水浸直後の供試体の状況をスケッチにより記録する。

４．容器を密封後、20℃の恒温室内に静置する。この間、溶媒水の pH 調整は行わない。

５．水浸28日後に溶媒水を採水し、六価クロムの濃度測定を行う。濃度測定は（添付資料１）に示したJIS K 0102の65.2に定める方法とする。採水の際には溶媒水を軽く撹拌した後、濃度測定に必要な分量を採取し、孔径0.45μｍのメンブランフィルターにてろ過する。

６．試験終了後には、水中での供試体の状態をスケッチし記録する。



別紙14

（表面）

建 設 発 生 土 受 入 承 諾 書

年　　月　　日

（受注者名）　　様

土地所有者　住　所
氏　名　　印

三重県　　発注の　　工事施行に伴い発生する土砂を下記のとおり、私の所有地に受け入れることを承諾します。

また、受け入れにあたっては、別紙「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」について厳守します。

記

1　受入地の所在地

（市）　（町村）　大字　番地
（郡）

2　地　目　（　　）

3　受入土量

4　期　間

5　関係法令、条例等への対応（許可等）

6　添付資料

（1）位置図、平面図等

（2）受入地が判別できる写真

（裏面）

別紙　「建設発生土を受け入れるにあたっての承諾事項」

（1）土地所有者は、別表１のいずれかに該当する者ではありません。
（2）（1）の事項に関して、三重県が関係機関へ照会を行うこと、及びその結果が、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して三重県が行う一切の措置について異議を申し出ません。
（3）受入地は、廃棄物が不法に投棄されていない土地です。
（4）建設発生土の受け入れに必要となる関係法令、条例等への対応については「建設発生土受入承諾書 5 関係法令、条例等への対応（許可等）」のとおりで、手続き済みです。また、許可証の写し等の提出を求められれば提出します。
（5）建設発生土の受け入れを転売の目的といたしません。
（6）建設発生土の受け入れに伴う受入地の隣接土地所有者、周辺住民、利害関係者等からの苦情については、土地所有者が対応します。
（7）土地所有者は、建設発生土の受入期間中は、受入地に係る土砂の搬出、搬入は行ないません（搬入された土量の検収を妨げない場合は除く）。
（8）土地所有者は、建設発生土の受入地への搬入が円滑になされるよう協力します。
（9）建設発生土搬入後の管理については、必要となる関係法令の対応を含めて土地所有者の責任で行ないます。

別表１

（1）自己又は自己の役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）である者
（2）暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
（3）自己、自社又は第三者の不正の利益等を図る目的、若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
（4）暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
（5）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
（6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

別紙15

<table>
<tr><td colspan="4">建設発生土　搬出伝票</td><td>整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td>搬出年月日</td><td>年　月　日</td><td>請負業者名</td><td></td><td>主任技術者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>工事名</td><td></td><td>工事場所
（搬出元）</td><td colspan="3">市
郡　町　地内</td></tr>
<tr><td>搬出する
土質</td><td colspan="2">□第１種　□第４種
□第２種　□泥土
□第３種</td><td>搬出する
土量
（㎥）</td><td colspan="2">㎥</td></tr>
<tr><td rowspan="2">搬出先
の種別</td><td colspan="2" rowspan="2">□他の公共工事へ流用　□再資源化施設
□他の民間工事へ流用　□最終処分場
□国有地　□公有地
□ストックヤード　□その他</td><td>搬出先の所在地</td><td colspan="2">市
郡　町　地内</td></tr>
<tr><td>搬出先の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>運搬距離</td><td colspan="2">km</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>運搬車両
番号</td><td colspan="2"></td><td>運転者名</td><td colspan="2">印</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

＊この伝票は、建設発生土を現場外へ搬出する場合に使用する。
＊この伝票は、運搬車両一車ごとに作成する。
＊運搬車両番号欄は、ナンバープレート番号とし、整理番号として１つの搬出先に対して運搬の速い者から順に連番を付する。
＊印欄は、サインでも可

別紙17

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票　　**（参考様式）**

工事名			
元請建設工事事業者等			
作成・更新年月日		工事責任者	

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果
	①	手続確認済（区域指定地域に該当し、所管の都道府県等へ汚染土壌の区域外搬出に関する確認済）
	②	手続確認済（搬出可能）

注）結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱となる

建設発生土の搬出先確認結果

No.	搬出先名称	確認結果	詳細
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

別紙18

受領書

受領先の 名称及び所在地		
搬入者の商号、 名称又は氏名		
搬入元の工事名 及び工事場所		
利用種別	１．盛土利用等　　２．一時堆積	
土質区分（※） 及び搬入土量	第　１　種建設発生土	m3（地山量）
	第　２　種建設発生土	m3（地山量）
	その他 （　　）	m3（地山量）
搬入完了日	令和　　年　　月　　日	

※土質区分は三重県建設副産物処理基準による
※当該受領書は、500m3以上の建設発生土を搬出する公共工事に適用します。
※受領先とは、建設発生土の搬出先を指します。
※搬入者とは、建設発生土を搬出先へ搬出する元請事業者を指します。
※利用種別について
・盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合
・一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

上記のとおり、建設発生土を受領しました。

令和　　年　月　日

（搬入元）

（受領先の管理者の商号、
名称又は氏名）

4. 土木工事安全施工技術指針

（令和５年３月　国土交通省大臣官房技術調査課）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　）

5. 建設機械施工安全技術指針

（平成６年11月１日　経機発第180号建設省建設経済局建設機械課長通達）
（平成17年３月31日　一部改正　国官技第303号、国総施第190号）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000009.html　）

6. 建設工事公衆災害防止対策要綱

（令和元年９月２日　国土交通省告示第496号）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　）

7. 土木請負工事における安全・訓練等の実施について

（平成４年３月19日　技調発第74号建設大臣官房技術調査室長通達）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/012/74000343/74000343.html　）

8. 建設工事の安全対策に関する措置について

（平成４年４月14日　技調発第114号建設大臣官房技術審議官通達）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/012/74000344/74000344.html　）

9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針

（通　　達：平成２年４月24日 建設省技調発第110号の１
　　平成２年９月18日 建設省技調発第188号の１）
（暫定指針：昭和49年７月10日 建設省官技発第160号）

国土交通省（近畿地方整備局）ＨＰ
（　https://www-1.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/hikkei_kouji/index.html　）

10.　建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

（昭和51年３月２日　官機発第54号の２建設大臣官房技術参事官通達）
（改正　昭和62年３月30日　機発第58号の２）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000005.html　）

11.　道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

（昭和35年12月17日　総理府、建設省令第３号）
（一部改正　令和４年１２月２３日　内閣府、国土交通省令第７号）

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/taikei01.html　）

12.　道路工事現場における標示施設等の設置基準

（昭和37年８月30日　道発第372号の３　建設省道路局長通達）
（平成18年３月31日　改正　国道利第37号、国道国防第205号）

（道路工事の標示）

１．道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。
なお、標示板の設置にあたっては、別表様式１を参考とするものとする。

（１）工事内容
工事の内容、目的等を標示するものとする。

（２）工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（３）工事種別
工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。

（４）施工主体
施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（５）施工業者
施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

２．車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（１）を参照）

（迂回路の標示）

３．道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し､迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」（１２０－Ａ、１２０－Ｂ）を設置するものとする。（参考（２）及び参考（３）を参照）
なお、標示板の設置にあたっては、別表様式２を参考とするものとする。

（色彩）

４．道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅１０㎝）を用いるものとする。

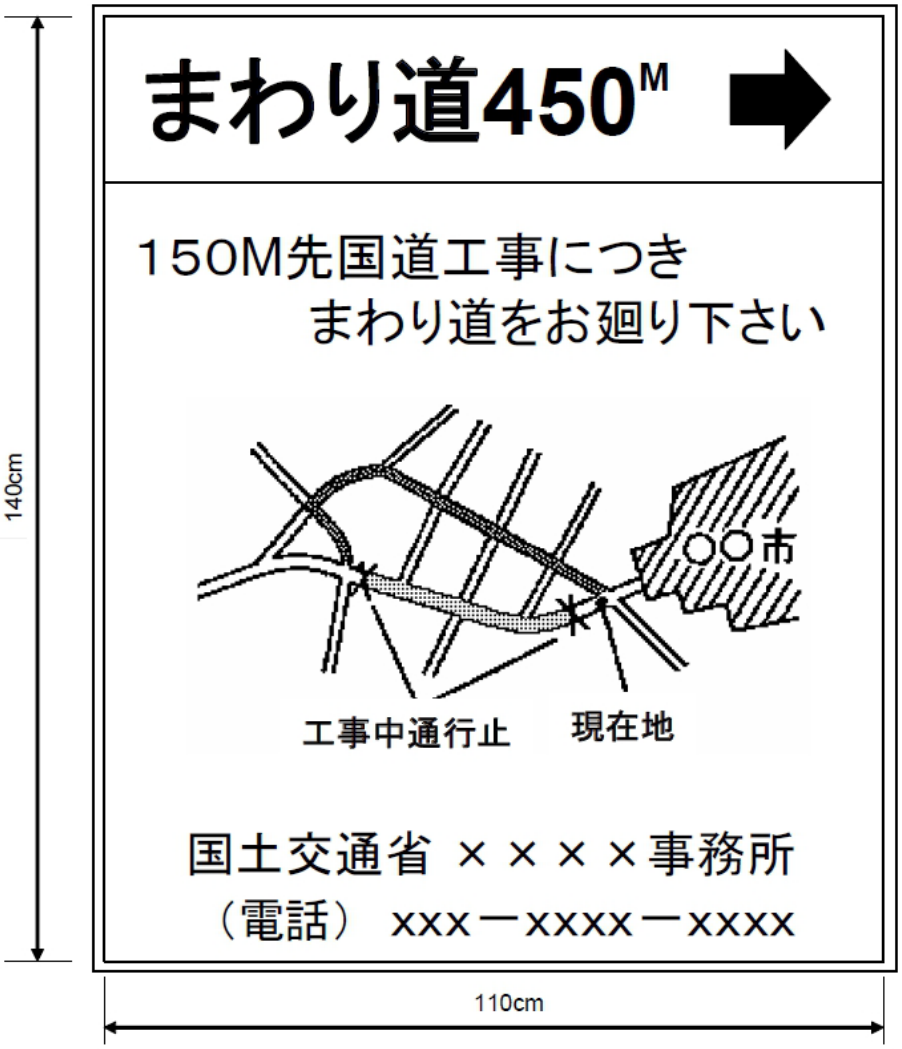
（管理）

５．道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表 様式１


2cm
110cm
2cm
140cm
2cm
12cm
43cm
35cm
11cm
35cm
2cm
ご迷惑をおかけします
○○○○○○を
なおしています
平成○年○月○日まで
時間帯 21:00 ～ 6:00
舗装修繕工事
発注者 国土交通省○○地方整備局
□□□□事務所○○出張所
電話 ○○-○○○○-○○○○
施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

別表　様式２



別表　備考

一 様式１

（１）　色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

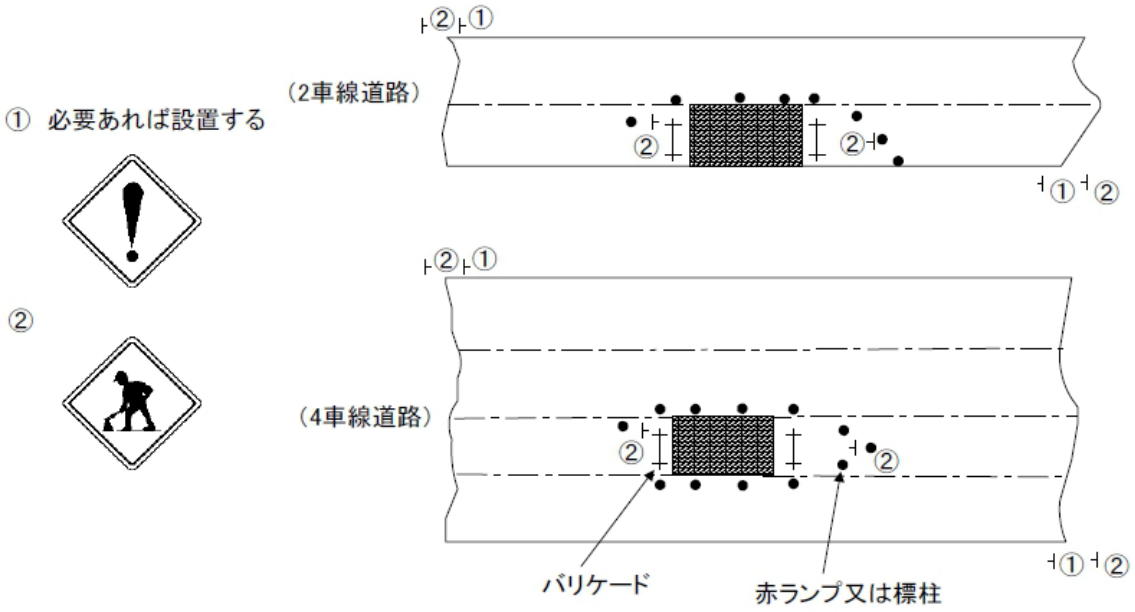
（２）　縁の余白は２cm、縁線の太さは１cm、区画線の太さは０．５cm とする。

二 様式２

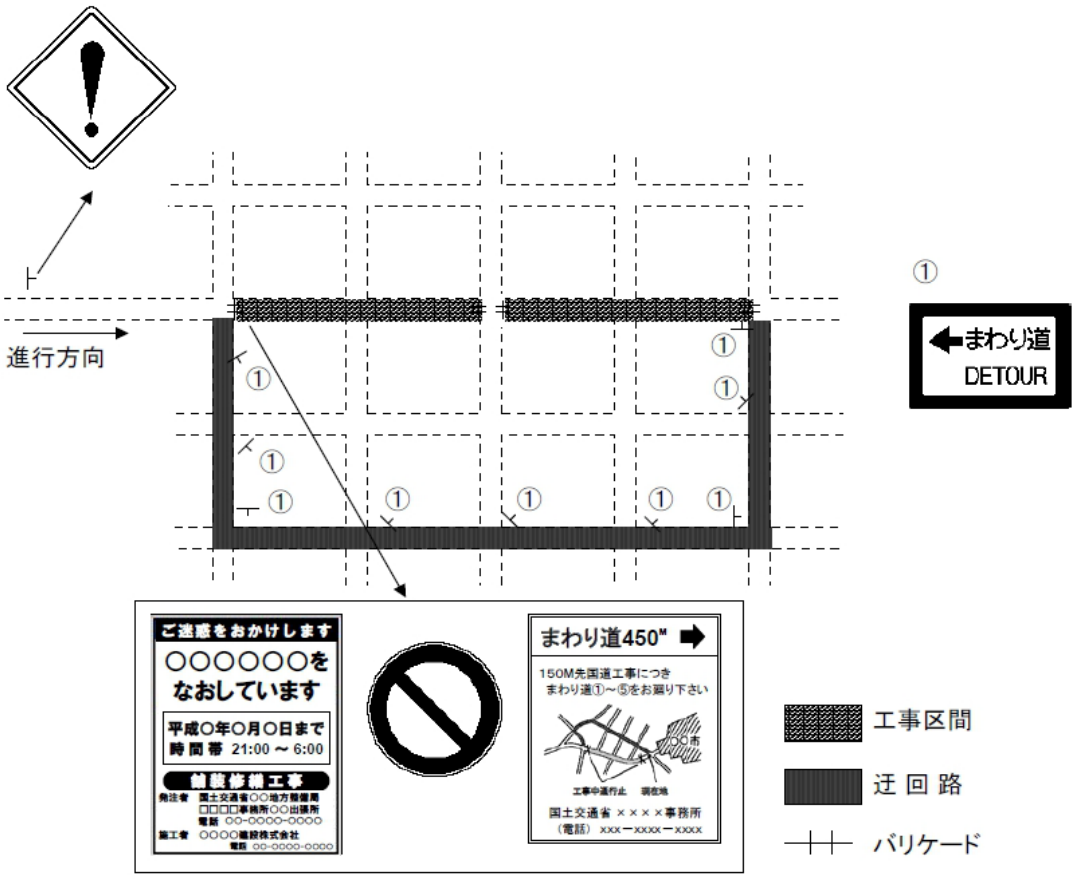
（１）　色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

（２）　縁の余白は２cm、縁線の太さは１cm とする。

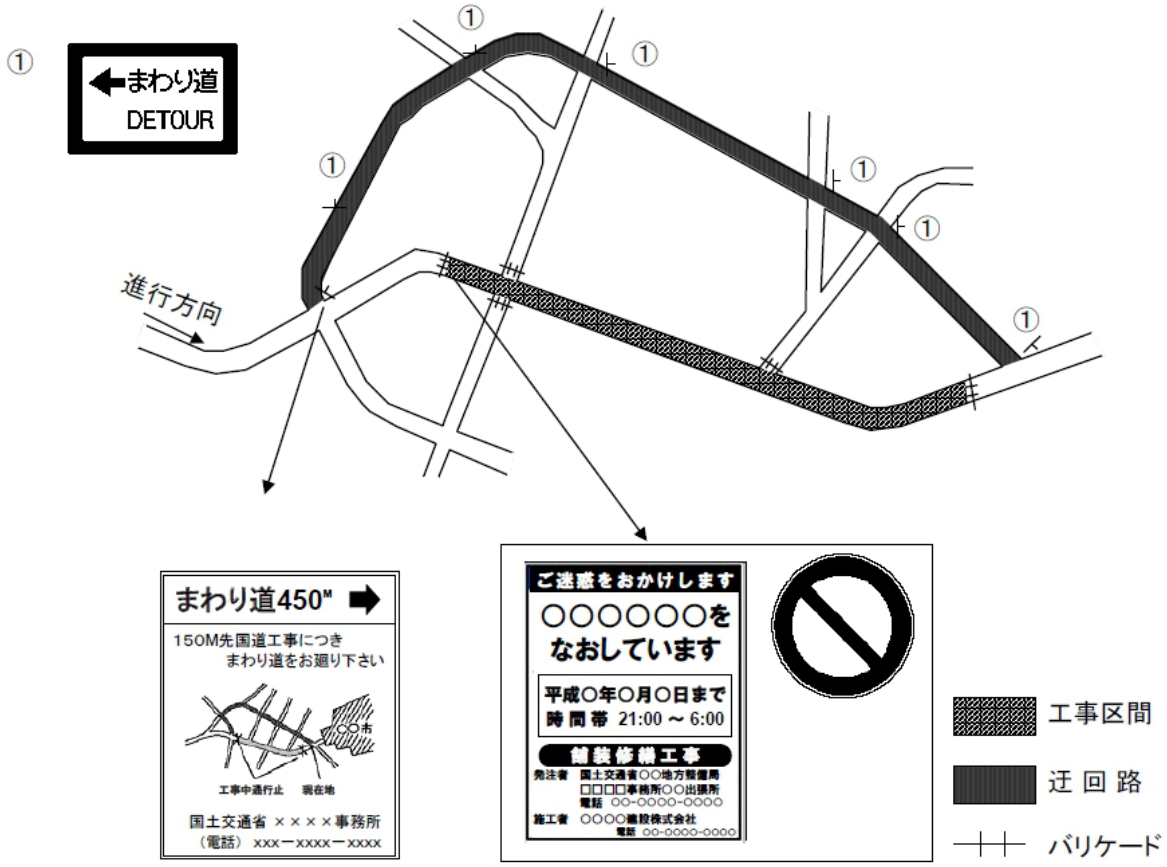
参考（１） 車線の一部分が工事中の場合の標示例



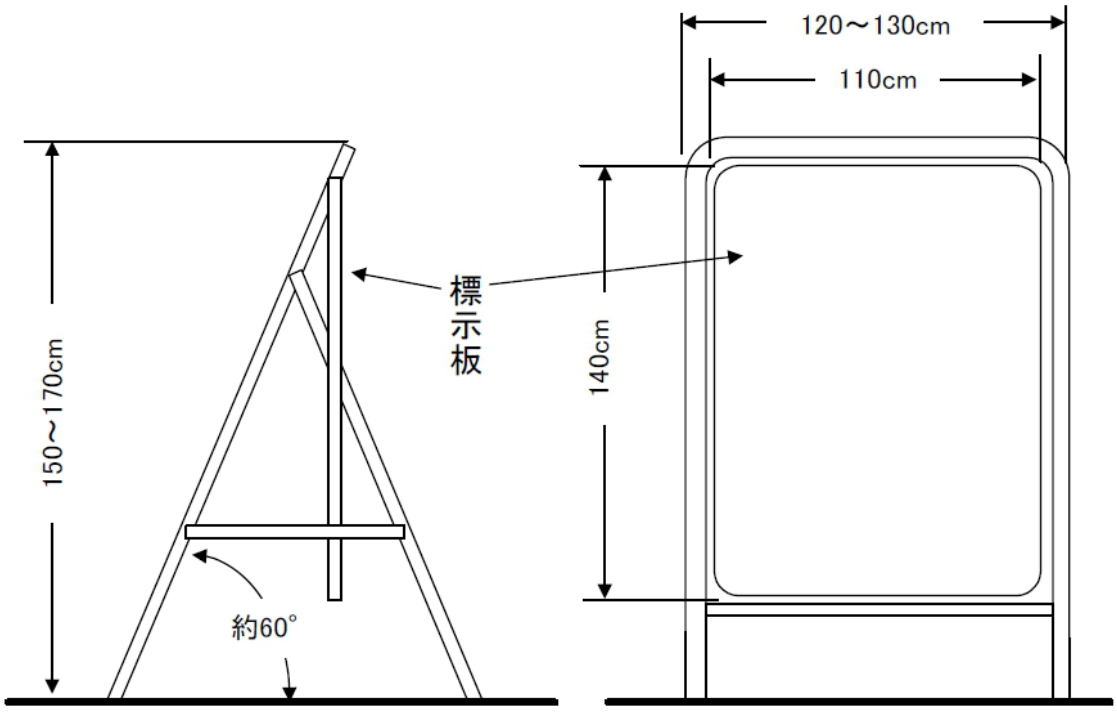
参考（２） 工事中迂回路の標示例（市街部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（３） 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
（進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考（４） 設置方法の一例



13.　道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について

（平成18年3月31日 国道利第38号 国道国防第206号 道路局路政課長 国道・防災課長通達）

道路工事に対しては、依然として批判の声が多い状況の中、当局においては、学識経験者等からなる「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善委員会」を設置するなどして、道路利用者の立場に立った施策を一層推進するため、検討を行ってきたところであるが、平成15年10月7日の当委員会の提言(「ユーザーの視点に立った道路工事マネジメントの改善について～外部評価に基づく工事とその影響の縮減～」）において、「道路工事がなぜ行われているのか、いつ終わるのかを利用者に分かりやすく周知し、道路工事に対する理解を促進することが必要である。」とされていることなどを踏まえ、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、工事情報看板及び工事説明看板の設置について下記のとおり定め、平成18年4月1日から施行することとしたので、遺憾のないよう実施されたい。

記

1　工事情報看板の設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約１週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式１及び図１を参考とするものとする。

2　工事説明看板の設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式２及び図１を参考とするものとする。

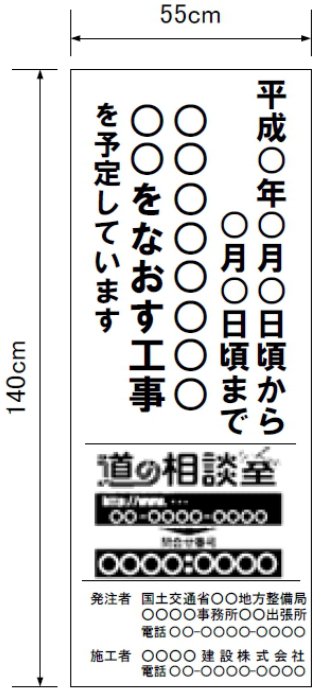
3　占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供に当たっては、記１、２の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

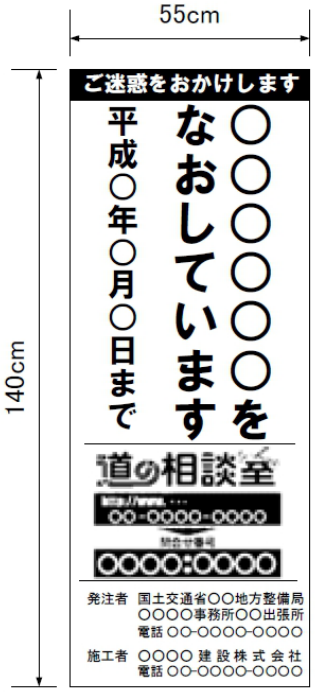
なお、標示板の設置にあったては、様式３、様式４を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

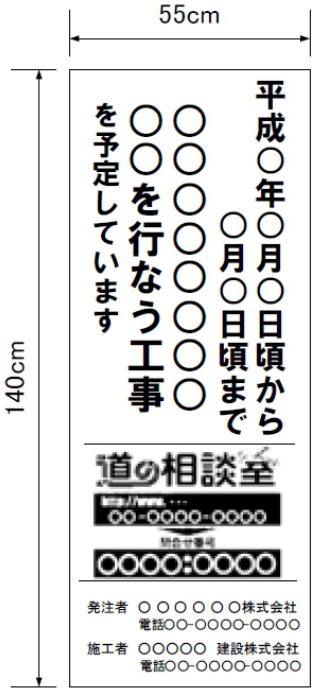
（様式１）工事情報看板
（道路補修工事）



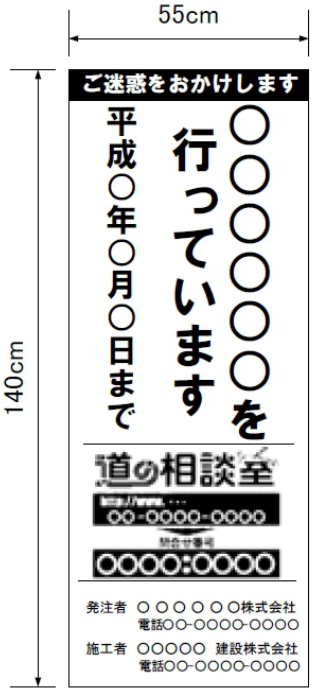
（様式２）工事説明看板
（道路補修工事）



（様式３）工事情報看板
（占用企業工事）

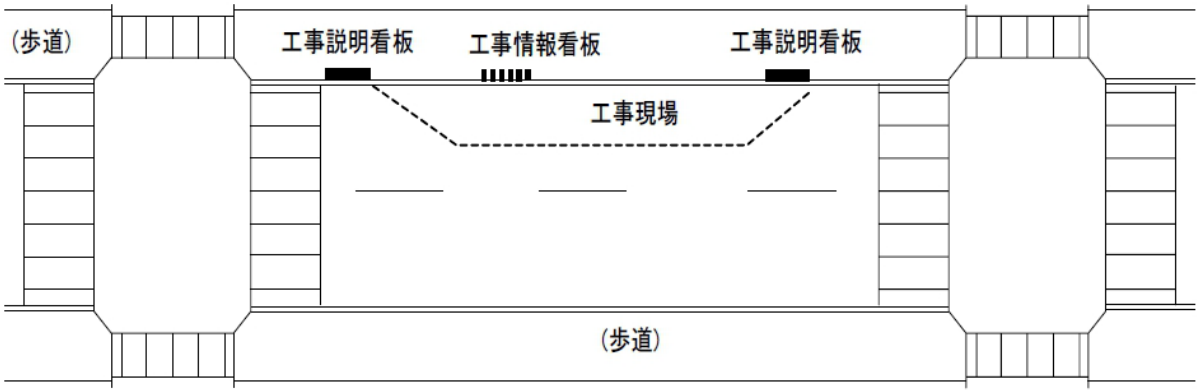


（様式４）工事説明看板
（占用企業工事）



（様式備考）
（１）色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「○○○○をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
（２）工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

図1　標示版の設置場所



14.　道路工事保安施設設置基準（案）

（昭和47年２月　建設省道路局国道第一課通知）

国土交通省（近畿地方整備局）ＨＰ
（　https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/hikkei_kouji/　）

15.　公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）

（平成８年２月15日　都緑対発第１号
建設省都市局公園緑地課都市緑地対策室長通達）
（第５次改訂　平成20年12月　国土交通省都市・地域整備局）

目　次

１）基準の目的
２）適用の範囲
３）用語の定義
４）規格の構成
５）品質の表示項目
６）寸法の表示項目
７）寸法の表示単位
８）品質及び寸法値の判定
９）品質規格
10）寸法規格

〔本文省略〕

16.　仮締切堤設置基準（案）

（平成26年12月11日一部改定　国土交通省）

1 目的

河川区域及びその周辺で行われる工事において、その施工期間中における治水上の安全を確保するため、仮締切を設置する場合の基準を定めるものである。

また、出水期（融雪出水等のある地方ではその期間を含む）においては河道内の工事を行わないものとする。但し、施工期間等からやむを得ないと認められる場合は、治水上の安全を十分確保して実施するものとする。

※ここでいう治水上の安全を確保すべき対象は、堤内地及び既存の河川管理施設等のことである。

2 適用範囲

この基準は河川区域内及びその周辺で行われる工事に伴い設置する河川堤防にかわる仮締切に適用する。

3 仮締切の設置

河川堤防にかかる仮締切は次の各号の一つに該当する場合に必ず設置するものとする。

但し、堤防開削によって洪水または高潮被害の発生する危険が全く無い場合は除く。

（1）河川堤防を全面開削する場合

（2）河川堤防を部分開削するもののうち、堤防の機能が相当に低下する場合

※堤防の機能が相当に低下する場合とは設計対象水位（後述）に対して、必要な断面が確保されていない場合をいう。

4 仮締切の構造

4－1．構造形式

（1）堤防開削を行う場合

既設堤防と同等以上の治水の安全度を有する構造でなければならない。特に出水期間における仮締切は鋼矢板二重式工法によることを原則とし、地質等のために同工法によりがたい場合は、これと同等の安全度を有する構造とする。

なお、土堤による仮締切の場合は法覆工等による十分な補強を施し、かつ川裏に設けるものとする。但し、河状等から判断して流下能力を阻害しない場合であって、流勢を受けない箇所についてはこの限りではない。

異常出水等、設計対象水位を超過する出水に対しては、堤内地の状況等を踏まえ、応急対策を考慮した仮締切構造を検討する。

部分開削の場合は、仮締切の設置の他、設計対象水位に対して必要な堤防断面を確保する措置によることができる。

※ここでいう出水への対応策とは、台風の接近などによる河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうなど設置する対策をいう。

※設計対象水位（後述）

（2）堤防開削を行わない場合

流水の通常の作用に対して十分安全な構造とすると共に、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造とする。

4－2．設計対象水位

（1）堤防開削を伴う場合

① 出水期においては計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）とする。

② 非出水期においては非出水期間の既往最高水位または既往最大流量を仮締切設置後の河積で流下させるための水位のうちいずれか高い水位とする。但し、当該河川の特性や近年の出水傾向等を考慮して変更することができる。

なお、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全な水

位とすることができる。

③ 出水期、非出水期に係わらず、既設堤防高が①②より求められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。

（２）堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず、工事施工期間の過去５ケ年間の時刻最大水位を目安とする。但し、当該水位が５ケ年間で異常出水と判断される場合は、過去10 ケ年の２位の水位を採用することができるものとする。

なお、既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全な水位とすることができる。

４－３．高さ

（１）堤防開削を伴う場合

① 出水期においては既設堤防高以上とする。

② 非出水期においては設計対象水位相当流量に余裕高(河川管理施設等構造令第20条に定める値）を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応急対策等を考慮して決定するものとする。但し、既設堤防高がこれより低くなる場合は既設堤防高とすることができる。

※ここでいう出水時の応急対策とは、台風接近時などに河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうを設置するなどの対策をいう。

（２）堤防開削を伴わない場合

出水期、非出水期を問わず４－２．（２）で定めた設計対象水位とする。但し、波浪等の影響等これによりがたい場合は、必要な高さとすることができる。

なお、本基準の目的に鑑み、上記により求めた高さを上回らない範囲で別途定めることができる。

４－４．天端幅

（１）堤防開削を伴う場合

仮締切の天端幅は河川管理施設等構造令第21 条に定める値以上とする。但し、鋼矢板二重式工法による場合は大河川に於いては５ｍ程度、その他の河川に於いては３ｍ程度以上とするものとし、安定計算により決定するものとする。

（２）堤防開削を伴わない場合

構造の安定上必要な値以上とするものとする。

４－５．平面形状

仮締切の平面形状は流水の状況、流下能力等にできるだけ支障を及ぼさないものとする。

４－６．取付位置

（１）河川堤防にかわる仮締切

堤防開削天端（a－a’）より仮締切内側迄の長さ（B）は、既設堤防天端巾または、仮締切堤の天端巾（A）のいずれか大きい方以上とする。

※仮締切の現況堤防との接続は矢板を現況堤防に嵌入させてもよい。但し嵌入させた場合は後述する**７ 堤体の復旧**に従って矢板の引き抜きによる堤体のゆるみ及び基礎地盤のゆるみに対する補強対策を行うものとする。

５ 流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響

５－１．堤防開削を伴う場合

（１）出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。

（２）非出水期

仮締切設置後の断面で４－２．（１）②で定める仮締切設計対象水位時の洪水流量に対する流下能力が一連区間において確保されていることを確認し、不足する場合は河道掘削、堤防嵩上げ等の対策を実施するものとする。

５－２．堤防開削を伴わない場合

（１）出水期

仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力を確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策工を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

（２）非出水期

仮締切設置後の断面で非出水期期間中の最大流量に対する流下能力を一連区間において確保することを原則とし、不足する場合は適切な対策を施すと共に、出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことのないよう仮締切自体の構造に配慮することとする。

※流下能力の算定は不等流計算等により行うことができる。

※出水の状況によっては仮締切周辺の河川管理施設等に被害を生じる場合があるため、必要に応じて対策を施す。

※堤内地盤高が各々の場合で想定される水位以上である場合はこの限りではない。

６ 補強

川表側の仮締切前面の河床及び仮締切取付部の上下流概ねＤ＝２Ａの長さの法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇篭等で補強するものとする。

また、仮締切を川裏に設置する場合には、堤防開削部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇篭等により補強するものとする。

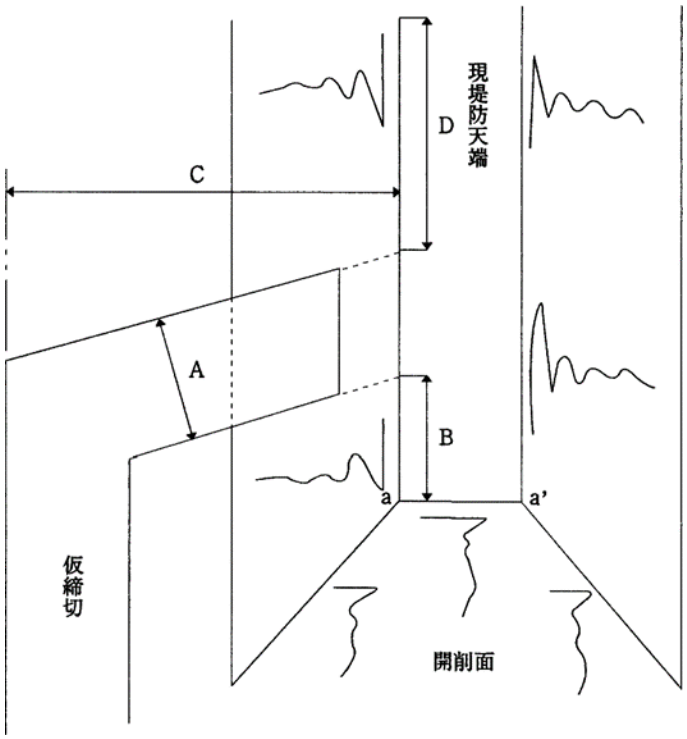
７ 堤体の復旧

仮締切撤去後の堤体部は表土１ｍ程度を良質土により置き換え、十分に締固め復旧すると共に、必要に応じて堤防及び基礎地盤の復旧も行うものとする。

なお、水衝部では川表側の法面は、ブロック張等で法覆を施すものとする。

８ その他

この基準は、一般的基準を示したものであり、異常出水や背後地の著しい変化等により、これによることが適当でない場合には治水上の安全を十分考慮し、別途措置するものとする。



17.　三重県産業廃棄物税条例

三重県ＨＰ
（ https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16395017913.htm ）

18.　三重県生活環境の保全に関する条例

三重県ＨＰ
（ https://www.pref.mie.lg.jp/KANSEI/HP/m0049900006.shtm ）

19.　三重県リサイクル製品利用推進条例

三重県ＨＰ
（ https://www.pref.mie.lg.jp/eco/recycle/index_00006.htm ）

20.　三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則

三重県ＨＰ
（ https://www.pref.mie.lg.jp/eco/recycle/index_00006.htm ）

21.　みえ・グリーン購入基本方針

三重県ＨＰ
（ https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm ）

22.　三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱

三重県ＨＰ（建設業のための広場）
（ https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/32280030370.htm ）

23.　施工体制台帳に係る書類の提出について

令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、
令和3年3月22日付け国港技第90号
大臣官房技術調査課長、大臣官房官庁営繕部整備課長から
各地方整備局企画部長、各地方整備局営繕部長あて

「施工体制台帳に係る書類の提出について」の改正について

「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成１３年３月３０日付け国官技第７０号、国営技第３０号）を別紙のとおり改正したので、貴職におかれては、遺漏なきよう措置されたい。

（別紙）

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

１．目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、受注者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

２．対象工事

工事を施工するために、下請契約を締結した工事。

３．記載すべき内容

（１）建設業法第２４条の８第１項及び建設業法施行規則第１４条の２に掲げる事項

（２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名

（３）一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

（注１）提出様式は、別添　様式例を参考とする。

（注２）施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について（通知）」（平成７年６月２０日付け建設省経建発第１４７号、最終改正令和３年３月２日付け国不建第４０４～４０５号）を参考とする。

４．提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳等に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

５．提出根拠

・建設業法第２４条の８

・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１５条

６．適用

本通知は、令和２年１０月１日以降に契約する工事に適用するものとする。

平成７年６月２０日
建設省経建発第１４７号

最終改正：令和３年３月２日
国不建第４０５号

各都道府県建設業主管部局長殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部を改正する法律（平成６年法律第６３号）により、平成７年６月２９日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。 ）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）により、平成２７年４月１日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第３０号)、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和２年国土交通省令第６９号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

記

一　作成建設業者の義務

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２４条の８第１項（入札契約適正化法第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場

合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

（１） 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。 ）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000 万円（建築一式工事にあっては、6,000万円）以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

（２） 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が4,000万円（建築一式工事にあっては、6,000 万円）に達するときは、

① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、

a 作成建設業者の称号又は名称

b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第２４条の８第２項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨

c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所

の 3 点を記載した書面を通知しなければならない。

② ①のa、b 及びc に掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和２４年法律１００号）第２４条の８第１項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの （ 建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

イ 建設業法第２４条の８第２項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。 ）第１４条の４に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の

通知書を提出しなければなりません。

ロ　貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するイの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号　○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所　工事現場内

建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の４第１項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

また、①の書面による通知に代えて、規則第１４条の３第５項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①ａ、ｂ及びｃに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（３）　下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

（４）　施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をＡ社とし、Ａ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢ社及びＣ社とし、Ｂ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢａ社及びＢｂ社とし、Ｂｂ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢｂａ社及びＢｂｂ社とし、Ｃ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＣａ社、Ｃｂ社、Ｃｃ社とする場合における施工

体制台帳の作成は、次の 1）から 10）の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

1）Ａ社自身に関する事項（規則第１４条の２第１項第１号）及び Ａ社が請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第２号）

2）Ｂ社に関する事項 （規則第１４条の２第１項第３号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第４号）

3）Ｂａ社に関する･･･〔Ｂ社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕

4）Ｂｂ社に関する･･･ 〔Ｂ社が提出する
〃 〕

5）Ｂｂａ社に関する･･･〔Ｂｂ社が提出する
〃 〕

6）Ｂｂｂ社に関する･･･〔Ｂｂ社が提出する
〃 〕

7）Ｃ社に関する事項（規則第１４条の２第１項第３号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第４号）

8）Ｃａ社に関する･･･ 〔Ｃ社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕

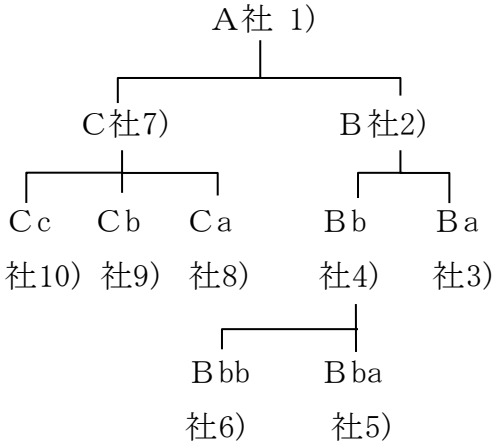
9）Ｃｂ社に関する･･･ 〔Ｃ社が提出する
〃 〕

10）Ｃｃ社に関する･･･ 〔Ｃ社が提出する
〃 〕

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

また、規則第１４条の２第１項各号及び同条第２項各号に掲げる事項が、（同条第２項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代えることができる。



（５） 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第１４条の２第１項第１号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第１４条の５第３項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が（１）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

（６） 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第１４条の２第１項）関係

イ 第１号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第１号記載要領６の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第１号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第２号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第２号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第２号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第１５条第２号イに該当する者であるときはその有する規則別表（２）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第２号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第２号への「監理技術者補佐資格」は、その者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「１級土木施工管理技士補」のように記載す

る。

また、その者が法第１５条第２号イに該当する者であるときはその有する規則別表（２）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ　第２号トの「主任技術者資格」は、その者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「 実務経験（指定学科･土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

リ　第２号チ及び第４号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること（例：登録○○基幹技能者、○級○○施工管理技士）。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

ヌ　第２号リ及び第４号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル　第３号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第１号記載要領６の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

②　添付書類(規則第１４条の２第２項)関係

イ　第１号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第１９条第１項各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ　第２号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第３条第２項又は規則第１３条第２項に規定する書面を添付すること。

ハ　第３号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２８条第１号又は第２号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第３条第２項に規定する書面及び施工技術検定規則（昭和３５年建設省令第１７号）別記様式第６号（イ）による１級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第１３条第２項に規定する書面を添付すること。

ニ　第４号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第１４条の２第１項第２号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第３条第２項に規定する書面を添付すること。

（７）　記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類(法第１９条第１項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、（４）に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

（８）　施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

①　施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第１４条の６第３号)。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。

②　施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更し

て表示しておかなければならない。

③　施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第１４条の６第２号及び第４号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

④　施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

⑤　施工体系図又はその写しは、法第４０条の３及び規則第２６条第５項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

（９）　施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

（１０）施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第１４条の７。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

（１１）法第４０条の３の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記（１０）の時期を経過した後は、法第４０条の３の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記（１０）の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第２６条第２項第３号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二　下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工

体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

（１） 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一 （２） ①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に一（２）②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

（２） 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

（１）に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

① 当該他の建設業を営む者に対し、一（２)①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第１４条の４第７項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一（２）①ａ、ｂ及びｃに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

② 作成建設業者に対し、（３）に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

（３） 再下請負通知

① 再下請負通知は、規則第１４条の４に規定するところにより作成した書面（以下「再下請負通知書」という。）をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない(規則第１４条の４第２項)。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類(法第１９条第１項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加

えて変更後の書類を添付しなければならない。

⑤　作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一（２）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

⑥　再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第１４条の４第３項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第１４条の４第３項に規定する添付書類に代えることができる。

三　施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一（１）の金額を下回る民間工事など法第２４条の８第１項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第１４条の２から第１４条の７までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第１４条の２等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

24.　河川工事等の工事看板の取扱いについて

（令和3年5月27日　国水環第26号　国水治第22号　国水保第8号
国水海第10号）

標記については、令和２年２月２１日付け国水環第１１５号・国水治第１３５号・国水保第１０３号・国水海第８２号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」により通知したところです。

先般、令和２年１２月１１日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（以下、「加速化対策」）」における各種取組に関する情報について、施設利用者や周辺住民等に対して広く、かつ、わかりやすく発信することが今後も継続的に必要です。

このため、加速化対策の取組が推進されるよう、別添のとおり工事看板の新たな記載例を定めましたので、貴管内各現場への周知徹底を改めてよろしくお願いします。

なお、令和２年２月２１日付け国水環第１１５号・国水治第１３５号・国水保第１０３号・国水海第８２号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」は、廃止します。

別添：工事看板の主な記載例

基本例	○○を防ぐため、○○を○○しています
	○○を守るため、○○を○○しています
	○○を点検するため、○○を○○しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	○○を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、○○を補修（更新）しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化（自動化・遠隔化）を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、○○を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、○○を整備しています
離岸堤、人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 （排水ボーリング工）	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫願います

※なお、すでに運用いている記載例がある場合はその限りではありません

・主な工種等の記載に加え以下を記載する。

対象工事	記載内容
流域治水プロジェクト関係工事	○○水系流域治水プロジェクト
防災・減災対策に資する工事（総力戦で挑む防災・減災プロジェクト）	いのちとくらしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土 強靱化（きょうじんか） 対策工事（５か年加速化対策）

別添：看板のイメージ（※）

洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています

○○水系流域治水プロジェクト
いのちとくらしをまもる防災減災

国土強靱化（きょうじんか）対策工事
（5か年加速化対策）

工　事　の　期　間

令和○年○月○日まで

○○地区○○掘削工事

発注者　国土交通省○○地方整備局
□□□□事務所○○出張所
電話　○○－○○○○－○○○○

施工者　○○○○建設株式会社
電話　○○－○○○○－○○○○

※看板はイメージであり、すでに運用している事例がある場合はその限りではありません。

25.　三重県 CALS 電子納品運用マニュアル

三重県ＨＰ（CALS/EC）
（　https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/cals/index.htm　）

26.　石綿障害予防規則の解説について
（令和2年10月28日基発1028第1号、一部改正令和3年3月29日）

（　https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/210219-06.pdf　）

厚生労働省ＨＰ
（　https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.html　）

27.　ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領

国土交通省ＨＰ
（　https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html　）

三重県公共工事共通仕様書

令和６年７月１日

編集兼　　三重県　県土整備部
発　行　　技術管理課

この冊子は再生紙を使用しています。